平成29年 第 6 回 沖縄県議会（定例会）会議録

平成29年11月28日　開会
平成29年12月21日　閉会
} 24日間

沖　縄　県　議　会

平成29年
第　6　回

沖縄県議会（定例会）会議録目次

1．会期日程 …… 7
1．開会日に応招した議員 …… 9

○第1号（11月28日）

1．開会年月日時 …… 11
1．議事日程 …… 11
1．本日の会議に付した事件 …… 11
1．出席議員 …… 13
1．欠　　員 …… 13
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 14
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 14
1．開　　会 …… 14
1．諸般の報告 …… 14
1．自治功労者表彰の報告 …… 15
1．永年勤続者表彰 …… 15
1．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 15
1．日程第２　会期の決定 …… 15
1．一括議題 ｛日程第３　平成29年第５回議会乙第19号議案及び同乙第20号議案／日程第４　平成29年第５回議会認定第１号から同認定第23号まで｝ …… 15
1．委員長報告（決算特別委員長） …… 15
1．採　　決 …… 19
1．日程第５　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで …… 20
1．知事（翁長雄志君）の提案理由説明 …… 20
1．人事委員会（比嘉悦子さん）の意見 …… 21
1．日程第６　陳情第123号、第125号、第126号の４及び第128号の付託の件 …… 21
1．委員会付託 …… 21
1．日程第７　請願第３号及び第３号の２の取り下げの件 …… 21
1．採　　決 …… 21
1．日程第８　議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー） …… 21
1．採　　決 …… 21
1．一括議題 ｛日程追加　議員提出議案第１号　在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書／日程追加　議員提出議案第２号　在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議／日程追加　議員提出議案第３号　在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する意見書／日程追加　議員提出議案第４号　在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する抗議決議｝ …… 22
1．宮城　一郎君の提案理由説明 …… 22
1．花城　大輔君の提案理由説明 …… 22
1．委員会付託 …… 23

１．一括議題
日程追加　議員提出議案第１号　在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書
日程追加　議員提出議案第２号　在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議
日程追加　議員提出議案第３号　在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する意見書
日程追加　議員提出議案第４号　在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する抗議決議
…… 23
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） …… 23
１．採　　決 …… 24
１．議員派遣 …… 24
１．休会の議決 …… 24
１．散　　会 …… 24

○第２号（12月５日）

１．開議年月日時 …… 27
１．議事日程 …… 27
１．本日の会議に付した事件 …… 27
１．出席議員 …… 27
１．欠　　員 …… 27
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 27
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 28
１．開　　議 …… 28
１．日程第１　代表質問 …… 28
照屋　守之君 …… 28
砂川　利勝君 …… 36
仲村　未央さん …… 49
次呂久成崇君 …… 61
１．散　　会 …… 71

○第３号（12月６日）

１．開議年月日時 …… 73
１．議事日程 …… 73
１．本日の会議に付した事件 …… 73
１．出席議員 …… 73
１．欠　　員 …… 73
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 74
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 74
１．開　　議 …… 74
１．日程第１　代表質問 …… 74
新垣　清涼君 …… 74
瑞慶覧　功君 …… 85
玉城　武光君 …… 89
糸洲　朝則君 …… 100

１．散　　会 …… 107

○第４号（12月７日）

１．開議年月日時 …… 109
１．議事日程 …… 109
１．本日の会議に付した事件 …… 109
１．出席議員 …… 110
１．欠　　員 …… 110
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 110
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 111
１．開　　議 …… 111
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで｝ …… 111
１．一般質問・質疑 …… 111
島袋　　大君 …… 111
花城　大輔君 …… 119
山川　典二君 …… 127
座波　　一君 …… 136
又吉　清義君 …… 144
座喜味一幸君 …… 150
仲田　弘毅君 …… 159
１．散　　会 …… 165

○第５号（12月８日）

１．開議年月日時 …… 167
１．議事日程 …… 167
１．本日の会議に付した事件 …… 167
１．出席議員 …… 168
１．欠　　員 …… 168
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 168
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 169
１．開　　議 …… 169
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで｝ …… 169
１．一般質問・質疑 …… 169
西銘啓史郎君 …… 169
具志堅　透君 …… 179
中川　京貴君 …… 185
新垣　　新君 …… 195
末松　文信君 …… 206
翁長　政俊君 …… 213
當間　盛夫君 …… 221

１．散　　会 …… 230

○第６号（12月11日）

１．開議年月日時 …… 233
１．議事日程 …… 233
１．本日の会議に付した事件 …… 233
１．出席議員 …… 234
１．欠　　員 …… 234
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 234
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 235
１．開　　議 …… 235
１．諸般の報告 …… 235
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで｝ …… 235
１．一般質問・質疑 …… 235
　大城　憲幸君 …… 235
　金城　　勉君 …… 242
　上原　　章君 …… 250
　金城　泰邦君 …… 258
　西銘　純恵さん …… 266
　宮城　一郎君 …… 275
　瀬長美佐雄君 …… 285
１．散　　会 …… 294

○第７号（12月12日）

１．開議年月日時 …… 297
１．議事日程 …… 297
１．本日の会議に付した事件 …… 297
１．出席議員 …… 298
１．欠　　員 …… 298
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 298
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 299
１．開　　議 …… 299
１．教育長（平敷昭人君）の釈明発言の申し出 …… 299
１．日程第１　特別委員の辞任の件 …… 299
１．日程追加　特別委員の選任の件 …… 300
１．一括議題 ｛日程第２　一般質問／日程第３　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで｝ …… 300
１．一般質問・質疑 …… 300
　親川　　敬君 …… 300
　比嘉　京子さん …… 305
　新垣　光栄君 …… 311

亀濱　玲子さん …… 319
仲宗根　悟君 …… 327
平良　昭一君 …… 333
渡久地　修君 …… 343
１．日程第４　請願第６号、陳情第133号及び第141号から第143号までの付託の件 …… 353
１．委員会付託 …… 353
１．日程第５　陳情第112号の取り下げの件 …… 353
１．採　　決 …… 353
１．休会の議決 …… 353
１．散　　会 …… 353

○第８号（12月21日）

１．開議年月日時 …… 355
１．議事日程 …… 355
１．本日の会議に付した事件 …… 356
１．出席議員 …… 357
１．欠　　員 …… 358
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 358
１．開　　議 …… 358
１．諸般の報告 …… 358
１．一括議題 ｛日程第１　議員提出議案第５号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する意見書
日程第２　議員提出議案第６号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する抗議決議｝ … 358
１．仲宗根　悟君の提案理由説明 …… 358
１．採　　決 …… 359
１．議員派遣 …… 359
１．日程第３　乙第１号議案から乙第５号議案まで …… 359
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 359
１．採　　決 …… 360
１．日程第４　乙第７号議案及び乙第８号議案 …… 360
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 360
１．採　　決 …… 361
１．日程第５　乙第６号議案 …… 361
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 361
１．採　　決 …… 361
１．日程第６　乙第９号議案から乙第11号議案まで …… 362
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 362
１．採　　決 …… 363
１．日程第７　乙第16号議案、乙第28号議案、乙第31号議案及び乙第32号議案 …… 363
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 363
１．採　　決 …… 364
１．日程第８　乙第14号議案、乙第15号議案、乙第19号議案から乙第22号議案まで、
乙第29号議案及び乙第30号議案 …… 364
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 364

１．採　　決 …… 366
１．日程第９　乙第18号議案、乙第26号議案及び乙第27号議案 …… 366
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 367
１．採　　決 …… 368
１．日程第10　乙第12号議案、乙第13号議案、乙第17号議案及び乙第23号議案から乙第25号議案まで ‥ 368
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 368
１．採　　決 …… 369
１．日程第11　甲第１号議案 …… 370
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 370
１．採　　決 …… 371
１．日程第12　甲第４号議案 …… 371
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 371
１．採　　決 …… 372
１．日程第13　甲第２号議案及び甲第３号議案 …… 372
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 372
１．採　　決 …… 373
１．日程第14　陳情平成28年第49号 …… 373
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 373
１．採　　決 …… 373
１．日程第15　陳情平成28年第145号及び陳情第126号の３ …… 373
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 373
１．採　　決 …… 373
１．日程第16　陳情第1号、第90号、第100号、第114号、第123号、第128号及び第141号から第143号まで …… 373
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） …… 374
１．採　　決 …… 374
１．日程第17　閉会中の継続審査の件 …… 374
１．採　　決 …… 374
１．閉　　会 …… 375

○巻末掲載文書

１．知事提出議案 …… 377
１．議員提出議案 …… 413
１．諸般の報告 …… 421
１．交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について …… 425
１．議案付託表 …… 427
１．委員会審査報告書 …… 429
１．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 441
１．議員派遣の件 …… 453
１．請願・陳情文書表 …… 455
１．議案等処理一覧表 …… 485

平成29年第６回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期24日間　自 平成29年11月28日 至 平成29年12月21日

	月　日	曜　日	日　　程	備　　考
1	11月28日	火	（会議録署名議員の指名） （会期の決定） 本 会 議（決算特別委員長報告、採決） （知事提出議案の説明） （議員派遣の件）	請願・陳情付託
2	29日	水	議案研究	
3	30日	木	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	12月１日	金	議案研究	一般質問通告締切（正午）
5	２日	㊏	休　　会	
6	３日	㊐	休　　会	
7	４日	月	議案研究	
8	５日	火	本 会 議（代表質問）	
9	６日	水	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限（常任委）
10	７日	木	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限（特別委）
11	８日	金	本 会 議（一般質問）	
12	９日	㊏	休　　会	
13	10日	㊐	休　　会	
14	11日	月	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
15	12日	火	本 会 議（一般質問） 委 員 会（常任委員会、特別委員会）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
16	13日	水	委 員 会（常任委員会）	
17	14日	木	委 員 会（常任委員会）	
18	15日	金	委 員 会（常任委員会）	
19	16日	㊏	休　　会	
20	17日	㊐	休　　会	
21	18日	月	委 員 会（特別委員会）	
22	19日	火	休　　会（予備日）	
23	20日	水	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
24	21日	木	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

新　里　米　吉　君
赤　嶺　　昇　君
瀬　長　美佐雄　君
玉　城　武　光　君
親　川　　敬　君
新　垣　光　栄　君
次呂久　成　崇　君
宮　城　一　郎　君
大　城　憲　幸　君
金　城　泰　邦　君
西　銘　啓史郎　君
新　垣　　新　君
座　波　　一　君
比　嘉　瑞　己　君
西　銘　純　恵　さん
平　良　昭　一　君
上　原　正　次　君
当　山　勝　利　君
亀　濱　玲　子　さん
當　間　盛　夫　君
上　原　　章　君
山　川　典　二　君
花　城　大　輔　君
又　吉　清　義　君
末　松　文　信　君
渡久地　　修　君
玉　城　　満　君
仲　村　未　央　さん
照　屋　大　河　君
仲宗根　　悟　君
崎　山　嗣　幸　君
金　城　　勉　君
砂　川　利　勝　君
具志堅　　透　君
島　袋　　大　君
中　川　京　貴　君
座喜味　一　幸　君
嘉　陽　宗　儀　君
新　垣　清　涼　君
瑞慶覧　　功　君
狩　俣　信　子　さん
比　嘉　京　子　さん
大　城　一　馬　君
糸　洲　朝　則　君
照　屋　守　之　君
仲　田　弘　毅　君
翁　長　政　俊　君

平成29年11月28日

平成29年第6回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　1　号）

平成29年
第　6　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）

平成29年11月28日（火曜日）午後１時17分開会

議　事　日　程　第1号

平成29年11月28日（火曜日）
午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　平成29年第５回議会乙第19号議案及び同乙第20号議案（決算特別委員長報告）
第４　平成29年第５回議会認定第１号から同認定第23号まで（決算特別委員長報告）
第５　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで（知事説明）
第６　陳情第123号、第125号、第126号の４及び第128号の付託の件
第７　請願第３号及び第３号の２の取り下げの件
第８　議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　平成29年第５回議会乙第19号議案及び同乙第20号議案
　平成29年第５回議会乙第19号議案　平成28年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
　平成29年第５回議会乙第20号議案　平成28年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第４　平成29年第５回議会認定第１号から同認定第23号まで
　平成29年第５回議会認定第 １号　平成28年度沖縄県一般会計決算の認定について
　平成29年第５回議会認定第 ２号　平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
　平成29年第５回議会認定第 ３号　平成28年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
　平成29年第５回議会認定第 ４号　平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
　平成29年第５回議会認定第 ５号　平成28年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
　平成29年第５回議会認定第 ６号　平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
　平成29年第５回議会認定第 ７号　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
　平成29年第５回議会認定第 ８号　平成28年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
　平成29年第５回議会認定第 ９号　平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
　平成29年第５回議会認定第10号　平成28年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
　平成29年第５回議会認定第11号　平成28年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
　平成29年第５回議会認定第12号　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
　平成29年第５回議会認定第13号　平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
　平成29年第５回議会認定第14号　平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計

決算の認定について
平成29年第５回議会認定第15号　平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
平成29年第５回議会認定第16号　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
平成29年第５回議会認定第17号　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
平成29年第５回議会認定第18号　平成28年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
平成29年第５回議会認定第19号　平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
平成29年第５回議会認定第20号　平成28年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
平成29年第５回議会認定第21号　平成28年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
平成29年第５回議会認定第22号　平成28年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
平成29年第５回議会認定第23号　平成28年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

日程第５　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで
甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第２号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第３号議案　平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県介護保険事業推進基金条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第８号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例
乙第９号議案　沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第13号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第14号議案　財産の取得について
乙第15号議案　財産の取得について
乙第16号議案　損害賠償請求事件の和解等について
乙第17号議案　指定管理者の指定について
乙第18号議案　指定管理者の指定について
乙第19号議案　指定管理者の指定について
乙第20号議案　指定管理者の指定について
乙第21号議案　指定管理者の指定について
乙第22号議案　指定管理者の指定について
乙第23号議案　指定管理者の指定について
乙第24号議案　指定管理者の指定について
乙第25号議案　指定管理者の指定について
乙第26号議案　指定管理者の指定について
乙第27号議案　指定管理者の指定について

乙第28号議案　当せん金付証票の発売について
乙第29号議案　国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
乙第30号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第31号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第32号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について
日程第６　陳情第123号、第125号、第126号の４及び第128号の付託の件
日程第７　請願第３号及び第３号の２の取り下げの件
日程第８　議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー）
日程追加　在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書
日程追加　在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議
日程追加　在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する意見書
日程追加　在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する抗議決議
日程追加　在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書
日程追加　在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議
日程追加　在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する意見書
日程追加　在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する抗議決議

出　席　議　員（47名）

議　長	新　里　米　吉　君	23　番	末　松　文　信　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	25　番	渡久地　　修　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	26　番	玉　城　　満　君
2　番	玉　城　武　光　君	27　番	仲　村　未　央　さん
3　番	親　川　　敬　君	28　番	照　屋　大　河　君
4　番	新　垣　光　栄　君	29　番	仲宗根　　悟　君
5　番	次呂久　成　崇　君	30　番	崎　山　嗣　幸　君
6　番	宮　城　一　郎　君	31　番	金　城　　勉　君
7　番	大　城　憲　幸　君	32　番	砂　川　利　勝　君
8　番	金　城　泰　邦　君	33　番	具志堅　　透　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	34　番	島　袋　　大　君
10　番	新　垣　　新　君	35　番	中　川　京　貴　君
11　番	座　波　　一　君	36　番	座喜味　一　幸　君
12　番	比　嘉　瑞　己　君	37　番	嘉　陽　宗　儀　君
13　番	西　銘　純　恵　さん	38　番	新　垣　清　涼　君
14　番	平　良　昭　一　君	39　番	瑞慶覧　　功　君
15　番	上　原　正　次　君	41　番	狩　俣　信　子　さん
16　番	当　山　勝　利　君	42　番	比　嘉　京　子　さん
17　番	亀　濱　玲　子　さん	43　番	大　城　一　馬　君
18　番	當　間　盛　夫　君	45　番	糸　洲　朝　則　君
19　番	上　原　　章　君	46　番	照　屋　守　之　君
20　番	山　川　典　二　君	47　番	仲　田　弘　毅　君
21　番	花　城　大　輔　君	48　番	翁　長　政　俊　君
22　番	又　吉　清　義　君		

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	町田　優君
副知事	浦崎唯昭君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	富川盛武君	会計管理者	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
知事公室長	謝花喜一郎君		
総務部長	金城　武君	総務部財政統括監	宮城　力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	警察本部長	池田克史君
		労働委員会事務局長	金良多恵子さん
保健医療部長	砂川　靖君		
農林水産部長	島尻勝広君	人事委員会委員長職務代理者	比嘉悦子さん
商工労働部長	屋比久盛敏君		
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	宮城　理君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	政務調査課長	宮城　弘君
議事課長	勝連盛博君	副参事	前田　敦君
課長補佐	平良　潤君	主幹	城間　兼君
主幹	中村　守君	主幹	上原　毅君
主査	宮城　亮君		

○議長（新里米吉君）　ただいまより平成29年第６回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案36件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成29年10月末現在の平成29年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、本日、宮城一郎君外24人から、議員提出議案第１号「在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書」及び議員提出議案第２号「在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議」、花城大輔君外14人から、議員提出議案第３号「在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する意見書」及び議員提出議案第４号「在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く請願１件及び陳情13件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた公安委員会委員長金城棟啓君は、別用務のため本日及び12月５日から８日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、12月５日、６日及び８日の会議に同委員会委員與儀弘子さん、12月７日の会議に同委員会委員阿波連光君の出席を求めました。

また、人事委員会委員長島袋秀勝君は、所用のため本日、12月５日から８日まで、11日及び12日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日の会議に人事委員会委員長職務代理者比嘉悦子さん、12月５日から８日まで、11日及び12日の会議に同委員会事務局長池田克紀君の出席を求めました。

また、労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、12月５日から８日まで、11日及び12日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、同委員会事務局長金良多恵子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に

より御了承願います。

――――――――――――――――――――

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　この際、申し上げます。

去る10月26日の第158回全国都道府県議会議長会定例総会において、本県議会議員嘉陽宗儀君が在職25年以上、狩俣信子さんが在職10年以上の自治功労者として表彰されました。

また、本日、嘉陽宗儀君は、沖縄県議会議員表彰内規に基づき、在職25年の永年勤続者として表彰いたします。

休憩いたします。

午後１時20分休憩

午後１時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

15番　上　原　正　次　君　及び

22番　又　吉　清　義　君

を指名いたします。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（新里米吉君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの24日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月21日までの24日間と決定いたしました。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第３　平成29年第５回議会乙第19号議案及び同乙第20号議案**及び**日程第４　平成29年第５回議会認定第１号から同認定第23号まで**を一括議題といたします。

各議案及び各決算に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長平良昭一君。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件及び決算）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔決算特別委員長　平良昭一君登壇〕

○決算特別委員長（平良昭一君）　ただいま議題となりました平成29年第５回議会乙第19号議案及び同乙第20号議案、並びに平成29年第５回議会認定第１号から同認定第23号までについて、決算特別委員会における審査の経過及び結果を一括して御報告申し上げます。

これらの議案等は、平成29年第５回議会において付託されたもので、決算特別委員会は、所管の常任委員会に調査を依頼し、慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、平成29年第５回議会乙第19号議案「平成28年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、平成28年度決算における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、剰余金７億8114万886円について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであるとの説明がありました。

次に、平成29年第５回議会乙第20号議案「平成28年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、平成28年度決算における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、剰余金2714万6620円について、今後の建設改良費に充てるため、全額を建設改良積立金に積み立てるものであるとの説明がありました。

以上が土木環境委員会における説明の概要でありますが、調査報告を受けた決算特別委員会における採決の結果、平成29年第５回議会乙第19号議案及び同乙第20号議案の２件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、平成29年第５回議会認定第１号から同認定第23号までの決算23件について、決算特別委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

これらの決算は、平成29年第５回議会において付託されたもので、決算特別委員会は、各常任委員会に対し所管の決算事項について調査を依頼し、予算の執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的が十分に達成されているかどうかについて慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、本県の一般会計の執行率が89.1％という中で、全国または九州平均の執行率はどうなっているか、また、執行率を高めるために監査委員として新た

に指摘した事項はあるかとの質疑がありました。

これに対し、全国の執行率はまだ出ていない、また、九州平均については、昨年熊本県は災害があったので、熊本県及び沖縄県を除く九州平均の速報値としての執行率は92.5％となっている。執行率の改善については、新たに指摘した項目はないが、事業の執行に当たって、事業効果が早期に発現できるように執行管理を徹底し、計画的かつ効率的に実施していただきたいということと、不用額については予算計上時に精度の高い所要経費の見積もり、それから、事業の進捗状況を的確に把握しながら、必要な場合は補正を行っていくようなことを指摘しているとの答弁がありました。

次に、本県の県税収納率及び全国での順位はどうなっているか、また、県税収入をふやすためにどのような取り組みが必要と考えるかとの質疑がありました。

これに対し、本県の収納率は98.6％、九州平均が98.4％、全国平均が98.3％で全国順位は第７位となっている。また、県税を確実に徴収するという意味では、徴収対策の強化をするということ、さらに税の枠を広げるということでのレンタカー税等新たな税を創出するというのは検討したが厳しいところがある。あと使用料・手数料を見直す、県有財産の有効活用も考えられる。究極的には産業振興による安定的な税源確保が重要だろうと思うが、沖縄県独自で産業の振興を図ろうとしてもなかなか難しいので、国内外からの資本や人、情報を呼び込む施策を打つ、輸送コストの低減、それから、新規参入者、新しい起業者、ベンチャーに対するキャピタルの充実など今後はそういったもろもろのことを考えていきたいと思っているとの答弁がありました。

次に、ワシントン駐在員は、米国連邦議会議員、国務省及び国防省並びに国家安全保障会議の関係者などに会い成果もあったという話であるが、どのような役職の方々と会ったのか、また、辺野古問題について知事の考え方を連邦議会議員に理解してもらうというワシントン事務所の設置目的は、どの程度達成できたのかとの質疑がありました。

これに対し、ワシントン駐在員は、現職の国務省及び国防省の日本部長や、次官補など政府高官として活躍された方々や有識者等と面談をして、いろいろな意見交換をしている。平成29年８月末までの実績としては、米国連邦議会議員ジョン・マケイン氏及び担当補佐官への知事面談の要請、連邦議会外交委員会及び歳出委員会を取り仕切る補佐官への議員団の沖縄訪問の要請、連邦議会調査局調査員等々との面談をしている。また、知事の姿勢については、連邦議会議員や補佐官等と面談をすると皆さん理解しており、辺野古問題にも非常に注視して、日米間の課題として認識している方はかなりふえていると思っている。日本政府からの情報だけでは正確な状況が伝わるとは思えないので、我々の立場で現状を伝えているとの答弁がありました。

次に、所有者不明土地管理費の内容や所有者不明土地調査事業の完了見込みはどうなっているのか、また、復帰特別措置法がなくなったときは、この土地は国のものになるのかとの質疑がありました。

これに対し、所有者不明土地管理費は、沖縄戦により土地の公図や公簿等が消失し、戦後の米軍による土地所有権認定作業や琉球政府による地籍調査において所有者が判明しなかった土地を、復帰特別措置法第62条に基づき沖縄県及び市町村が管理するものである。基本的には、真の所有者に返すまで県または市町村が管理するということで、管理に要する経費である。平成24年から実態調査等を進め、抜本的解決に向けて国に対して調整、要望等をしているところであるが、解決のめどは立っていないところである。また、所有者不明土地というものは、無主物とみなして国庫に帰属するということは妥当ではないという検討委員会報告もあることから、特別措置法の制定や改正の際、県としては県民の貴重な財産として活用できるよう国に対して要望しているところであるとの答弁がありました。

次に、知的・産業クラスター形成に向けた研究拠点の構築の中の事業について、進捗状況や成果はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成28年度は、健康、医療、環境及びエネルギーの４分野を柱として６つの事業を実施した。主な成果の概要は、知的・産業クラスター形成推進事業では、シークヮーサーに含まれる有効成分ノビレチンの美白効果やかゆみ抑制効果を解明し、琉球大学に商品開発のためのベンチャー企業が設立されたこと。ライフサイエンスネットワーク形成事業では、県内企業と琉球大学が共同で春ウコンや長命草などの機能性や安全性を解明する研究の支援を行い、その成果を特許出願中であること。沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業では、豆腐ようの赤い色素をナノ粒子にする技術を開発し、研究成果を活用した新たな製品開発が見込まれていることなどである。今後とも共同研究の成果の活用、支援を行っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、ジュゴン保護対策事業について、平成28年度で実施した事業の内容、成果及び今年度の実施状況

はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、ジュゴン保護対策事業については、絶滅が危惧されるジュゴンを保護するため、ジュゴンの生態等に関する調査を実施している。沖縄島周辺を対象海域としており、平成28年度は、既存情報の整理、調査対象海域の選定、藻場分布図の整理、検討委員会の開催及びジュゴン保護に関する方策等の検討を実施した。本事業は平成28年度から平成29年度までの２カ年を期間とする事業となっており、平成28年度の検討委員会における検討結果を踏まえ、現在、調査対象の４海域の調査を実施しているところであり、今年度中に調査結果を踏まえてジュゴンの保護のあり方について検討することとしているとの答弁がありました。

次に、糸満市に建設が予定されている児童心理治療施設における平成28年度の予算措置とその執行状況はどうなっているのか、また、同施設を県立としない理由について伺いたいとの質疑がありました。

これに対し、平成28年度当初予算として、児童心理治療施設の設計費及び整備費の２億2500万円を措置し、同11月補正予算でこれに関連する教育施設の設計費として880万8000円を計上したが、当初予算のうち２億1187万円を平成29年度に繰り越している。また、児童心理治療施設の形態等について検討する際に、その参考とするために実施した実態調査によると、同施設への入所が想定される児童生徒については、小中学校の通常学級や特別支援学級に通学している児童生徒となっている。県としては、これらの児童生徒が特別支援学校の対象ではないことから、市立による小中学校の分校という形態が望ましいものと考えているとの答弁がありました。

次に、緊急医療用ヘリコプター活用事業におけるドクターヘリについて、その運営主体、搬送実績、どの医療機関に傷病者を搬送するのか伺いたい。また、ドクターヘリの対象となっていない宮古・八重山地域は、傷病者の搬送について海上保安庁等への協力を得ていると思うが、その状況はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、本事業は、浦添総合病院に対する国と県からの補助によってドクターヘリを運航しており、平成28年の搬送実績は405件であった。搬送先については、基本的には急患のかかりつけの医療機関となっており、必ずしも浦添総合病院に搬送されるということではない。また、宮古・八重山地域における傷病者については、終日、海上保安庁に緊急搬送をお願いしている。なお、沖縄本島周辺離島については、夜間におけるドクターヘリの運航ができないことから、自衛隊に緊急搬送のお願いをしているところであるとの答弁がありました。

次に、災害に強い栽培施設の整備事業の実績及び今後の方策について聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、県ではゴーヤー、菊、パイナップルなどの園芸作物の生産供給体制の強化を図るため、平成24年度から平成28年度までに一括交付金を活用し、台風等の自然災害の影響を受けにくい強化型パイプハウス平張り施設を約120.5ヘクタール整備してきた。また、産地の生産体制を一層強化するため今後も栽培施設整備が必要であることや生産現場からの要望も多いことから事業の継続実施に向けた予算確保が必要であると考えている。県としては、引き続き生産現場からの要望を踏まえ市町村及び関係機関等と連携し、気候変動に対応した施設の拡大に向け、支援を図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、介護部門における人材の確保というのが非常に深刻であると聞いているが、この分野における外国人の活用というのはどういう状況か聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、介護分野においては、現在在留資格の中で専門的技術を有する外国人として、平成29年９月１日から、介護福祉士の資格を持っている外国人は、高度外国人材として在留資格が認められることになっている。あわせて、技能実習生制度の中でも介護の技能実習が本年11月から始まるが、その技能実習を受けて、資格を取ることにより高度外国人材として、在留資格を認め、介護分野における介護福祉士として活用してもらうということで国の施策として進められているところであるとの答弁がありました。

次に、観光白タクの実態はどうなっているか聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、昨今、外国クルーズ船の寄港時にレンタカーを使った白タク行為が発生している。白タク行為というのは、道路運送法第４条に定める一般旅客自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可を得ずに、自家用自動車等を用いて有償で旅客を運送する行為ということである。実態については道路運送法を所管する沖縄総合事務局によると、外国の出発地にてスマートフォンを活用した自動車配車アプリを使用し予約をとり、寄港地にて個人、法人の旅行業者等がレンタカーとドライバーをセットで提供しているというケースがあるとのことである。沖縄総合事務局としては、現在毎週、那覇港を巡回し、白タク行為の状況を調査しているということで現状としては減ってきている認識を持っているようである。今後は、警察とも連携しなが

ら引き続き調査をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、土木建築部における平成27年度決算と平成28年度決算を比較して、繰越額は改善されているか、また、沖縄県は事業量が多い割に、技術職を含め組織体制が整っていないと思うがどうかとの質疑がありました。

これに対し、平成28年度の土木建築部全体の執行率は71％となっており、前年度と比較して１ポイント上昇している。また、繰越率は27％で、前年度と比較して１ポイント改善しており、繰越額も前年度より約19億6000万円圧縮されている。繰越額の圧縮については、引き続き取り組んでいきたいという認識を持っており、事業用地の早期取得や関係機関との調整の促進など、できることを引き続きしっかり頑張って圧縮に努めていきたい。一方、職員１人当たりの事業費という点で見ると、九州各県に比べ、沖縄県は高い状況にある。土木建築部としては、この体制の中でもしっかり頑張ってきているという認識は持っているが、もう少し体制を強化していくことも必要ではないかと考えており、組織・定数に関する要望を常に続けている状況であるとの答弁がありました。

次に、平成28年度の一時借入金の金額や金利は幾らか、また、基金から借り入れることはできないのかとの質疑がありました。

これに対し、一時借入金は日数４日間で167億4200万円、金利は0.03％から0.05％で、支払い利息は２万2649円となっている。また、基金はある程度長期で運用するほうが利率もよく、監査委員からの指摘もあることから、基金からの借り入れではなく一時借り入れを行っているとの答弁がありました。

次に、比謝川のＰＦＯＳの問題について、その対策に要する経費は幾らか、受益者負担になるようなスキームになってはいけないと思うがどうか、また、米軍とはどういう見通しを持って交渉しているのかとの質疑がありました。

これに対し、ＰＦＯＳに関連する経費として最も額が大きいものは、北谷浄水場の粒状活性炭の取りかえ工事である。北谷浄水場の老朽化対策として施設改良工事を行っており、粒状活性炭接触池施設については、平成28年度から平成31年度までの４年間に、国庫補助事業で取りかえ工事等を行う予定であった。しかし、今回、ＰＦＯＳの問題が明らかとなったことから、平成28年度に粒状活性炭の４分の１に相当する部分について前倒しで取りかえ工事を行ったため、国庫補助が間に合わず、県単事業として１億7000万円の費用がかかっている。

県企業局としては、ＰＦＯＳの関連で生じた１億7000万円の費用については、日本政府、あるいは米軍で負担するのが当然であると考え、昨年６月に沖縄防衛局に対して費用の補償を要請したところである。

米軍においては、昨年から調査をしているという状況は聞いている。沖縄防衛局からの費用補償に関する回答としては、現在、米軍とＰＦＯＳ等との因果関係が確認されておらず、また、我が国のＰＦＯＳ等に係る水道法上の水質基準が設定されていない中で、いかなる補償が可能か検討が必要であり、現在の取水計画等を聞きながら検討していきたいとの答弁がありました。

次に、19カ所の県立診療所において３カ所が休診中の状況であるということだが、これについてどのように対応していくのかとの質疑がありました。

これに対し、現在、19カ所の県立診療所があり、その中で休診しているところが、北部病院管轄の安田診療所、古宇利診療所の２カ所と八重山病院管轄の伊原間診療所の合わせて３カ所が休診している状況である。そのうち古宇利診療所については、架橋によって診療所として継続する必要性は少なくなっているものと判断しており、具体的な調整はこれからになるが、現在、今帰仁村に譲渡することについて検討しているところである。安田診療所については、現在、国頭村が運営しており、同診療所のあり方等については国頭村と協議し、その取り扱いを定めていくことになるものと考えている。伊原間診療所については、当面、休所することになるが、その間は継続して、八重山病院が巡回診療を行うこととしているとの答弁がありました。

次に、特別支援教育を推進していく中で、特別支援学校における医療的ケアを必要とする子供たちへの支援体制の整備等について伺いたいとの質疑がありました。

これに対し、医療的ケアを必要とする児童生徒は年々増加傾向にある。このため国庫補助事業を活用して、県内９校の特別支援学級に27名の看護師を配置している。あわせて、公立学校の管理職等に対して特別支援教育やインクルーシブ教育システムに係る研修等を実施することで、特別支援学校を初めとする各学校の支援体制の整備に取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

次に、サイバー防犯活動等支援事業の実績はどうなっているのか、また、サイバー犯罪相談件数が過去最多で増加傾向ということだが、対策が成果としてあらわれていないのではないかとの質疑がありました。

これに対し、同事業について平成28年度は、サイバー防犯に係る防犯講話を928回、９万6171名を対象に行った。対前年比で204回、3620人増加している。ちなみに本年８月末現在で974回、８万1896人を対象に行っており、対前年比で350回、7829人の増加となっている。また、サイバー犯罪相談件数は、スマートフォン等が小中学生まで著しく普及する中、県警察が各学校等を回り防犯講話を行ったことにより、積極的に相談に来るようになり増加したものと考えているとの答弁がありました。

次に、非常勤職員の担う行政サービスのあり方についてどう考えているのか、また、常勤職員との業務のすみ分けに関する規定はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、非常勤職員の業務内容については、地方公務員法及び設置規定等に基づき、各任命権者が必要に応じて決めていくことになるとの答弁がありました。

そのほか、専決処分による交通事故等に対する賠償金支払い、米軍構成員等に係る自動車税、不発弾処理事業の未執行の理由及び国への要望、地域安全対策事業に対する評価、法人事業税の過誤納が計上されている理由、私立小中学校へ通う児童生徒への経済的支援、離島地区の海底ケーブル整備の今後の計画、離島観光・交流促進事業の取り組みと成果、ヤンバルにおける野生化した野犬・野猫対策、赤土の流出防止対策の全庁的な取り組み、準要保護世帯の高校生に対する学習支援、本県の生活保護の状況と特徴、ハンセン病対策費の執行率が低い理由、医師確保対策事業の実績、新規就農者の確保策、鮮度保持技術と戦略出荷によるブランド確立事業の課題、本県の伝統工芸産業における後継者育成、島嶼型スマートコミュニティ実証事業の現状、しまくとぅば普及継承事業の取り組み、旭橋再開発事業の進捗、中城湾南部流域下水道の計画変更の進捗、治水対策の多自然川づくり等における執行状況、沖縄県病院事業会計における収益及び損失の状況、各県立病院における未収金対策、放課後児童クラブの学校施設の利用促進、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業の今後の目標、ちゅらさん運動の普及・拡大と犯罪の抑止などについて質疑がありました。

なお、各常任委員会から提出された決算調査報告書を決算特別委員に配付したところ、４名の委員から各常任委員長に対し質疑の通告があり、当該委員長の出席を求め質疑が行われました。

また、各常任委員会の調査の過程で提起された要調査事項は、２項目の報告がありましたが、協議及び採決の結果、総括質疑は行わないこととなりました。

以上が決算特別委員会または各常任委員会における説明及び質疑の概要であります。

採決の結果、平成29年第５回議会認定第１号から同認定第23号までの23件は、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後１時55分休憩

午後１時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより平成29年第５回議会乙第19号議案、同乙第20号議案及び平成29年第５回議会認定第１号から同認定第23号までの採決に入ります。

議題のうち、まず平成29年第５回議会乙第19号議案及び同乙第20号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、平成29年第５回議会乙第19号議案及び同乙第20号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　次に、平成29年第５回議会認定第１号から同認定第23号までの23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算23件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、平成29年第５回議会認定第１号から同認定第23号までは、委員長の報告のとおり認定されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第５　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

翁長知事。

―――――――――――――――――――――

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

平成29年第６回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案４件、条例議案11件、議決議案19件、同意議案２件の合計36件でございます。

まず初めに、甲第１号議案から甲第４号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）」は、総額28億5793万5000円を計上しており、その内訳は、沖縄振興特別推進交付金を含む国庫補助事業に６億14万8000円、その他緊急に対応を要する事業に22億5778万7000円となっております。これを既決予算額7409億7790万7000円に加えた改予算額は、7438億3584万2000円となります。

甲第２号議案から甲第４号議案までの予算議案は、沖縄県下水道事業特別会計、沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の２つの特別会計及び沖縄県病院事業会計について、それぞれ所要の補正を行うものであります。

次に、乙第１号議案から乙第11号議案までの条例議案11件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、非常勤職員について、子が１歳６カ月に達する日の翌日以後も育児休業が必要と認められる場合を定め、子が２歳に達する日まで育児休業をすることができることとする等の必要があることから条例を改正するものであります。

乙第２号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されることを踏まえ、部活動指導業務等に係る特殊勤務手当の支給額を引き上げる必要があることから条例を改正するものであります。

乙第４号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、自動車税の賦課徴収に関する申告または報告を行う際の本人確認のための書類の添付を要しないこととする必要があることから条例を改正するものであります。

乙第６号議案「沖縄県介護保険事業推進基金条例の一部を改正する条例」は、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を推進し、及び高齢者が住みなれた地域で自立した生活を営むことができるよう必要な支援を行うことを目的として、引き続き県が行う事業を実施し、及び市町村等が行う事業を支援するため、基金の設置期間を延長する必要があることから条例を改正するものであります。

乙第９号議案「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」は、道路法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、道路占用料の額等を改める必要があることから条例を改正するものであります。

乙第11号議案「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、県公営住宅入居者である認知症患者等の収入の申告義務を緩和する等の必要があることから条例を改正するものであります。

次に、乙第12号議案から乙第30号議案までの議決議案は、工事請負契約についての議決内容の一部変更や、公の施設の指定管理者の指定など19件について、議決を求めるものであります。

最後に、乙第31号議案及び乙第32号議案の同意議案は、公安委員会委員の辞職及び教育委員会委員の任期満了に伴い、それぞれその後任を任命するため同意を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。タンディガータンディ。シカイトゥミーファイユー。

○議長（新里米吉君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第

５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員長職務代理者。

〔人事委員会委員長職務代理者　比嘉悦子さん登壇〕

○人事委員会委員長職務代理者（比嘉悦子さん）　こんにちは、チューウガナビラ。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、雇用継続の安定などを図るため、雇用保険法等の一部を改正する法律において、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されました。このことから、国及び他の都道府県との均衡を考慮し、非常勤職員について、子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合は、育児休業期間の延長を行う措置を講ずるなど、所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。

次に、乙第２号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しや他の都道府県との均衡を考慮し、部活動指導業務手当などに係る特殊勤務手当の支給額を見直すためのものであり、適当であると考えます。

次に、乙第３号議案「東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国や他の都道府県との均衡を考慮し、著しく異常かつ激甚な非常災害等が発生した場合においても、東日本大震災に対処する業務に従事したときと同様の特殊勤務手当を支給できるようにするための改正であり、適当であると考えます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　人事委員会の意見の開陳は終わりました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時７分休憩

午後２時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第６　陳情第123号、第125号、第126号の４及び第128号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情４件のうち、陳情第123号及び第128号の２件については米軍基地関係特別委員会に、陳情第125号及び第126号の４の２件については公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第７　請願第３号及び第３号の２の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

各請願については、請願者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、請願第３号及び第３号の２の取り下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第８　議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を九州各県議会議員交流セミナーへ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　暫時休憩いたします。

午後２時10分休憩

午後５時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

議員提出議案第１号「在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書」、議員提出議案第２号「在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議」、議員提出議案第３号「在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する意見書」及び議員提出議案第４号「在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する抗議決議」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号から第４号までは日程に追加し、審議することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　議員提出議案第１号　在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書、議員提出議案第２号　在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議、議員提出議案第３号　在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する意見書及び**議員提出議案第４号　在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する抗議決議**を一括議題といたします。

まず、議員提出議案第１号及び第２号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

宮城一郎君。

〔議員提出議案第1号及び第2号　巻末に掲載〕

〔宮城一郎君登壇〕

○宮城　一郎君　皆さん、こんにちは。

６番、宮城一郎でございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第１号及び第２号の２件について、提出者を代表して提案理由を説明申し上げます。

去る11月19日午前５時25分ごろ、那覇市の国道58号泊交差点において、南向け車線を走行していた米軍公用車の２トントラックが、北向け車線から右折しようとしていた軽トラックに衝突し、運転していた那覇市在住の男性会社員が死亡する事故が発生しました。米軍公用車を運転していたのは、米海兵隊牧港補給基地に所属する上等兵で、上等兵の呼気からは基準値の約３倍を超えるアルコールが検出され、上等兵は同日、自動車運転処罰法違反（過失運転致死）と道路交通法違反（酒気帯び運転）で那覇署に逮捕されました。

27日の米軍基地関係特別委員会において、知事公室並びに沖縄県警察本部より事故について説明を受けましたが、事故を起こした車両は公用車であるにもかかわらず、容疑者は公務外であったという連絡が県警に入ったとのことで、日本ではおよそ理解できない運用に大きな疑問が残るものであります。

報道によると、事件２日後の11月21日（アメリカ現地時間）、ロバート・ネラー米海兵隊総司令官は事故について、亡くなった方の御家族に哀悼の意を表する。また、事故を起こした海兵隊員にも深い同情を感じている。事故は、彼の意図ではなかったと確信していると述べ、私はこのコメントに非常に強い違和感を抱くものであります。これは、人一人の命を奪いながら、加害者に同情するとは何事だという感情論からではありません。この事故が公用車によって引き起こされたものであるならば、運転者である上等兵だけではなく、公用車の所有者である米軍もまた運行供用者として加害の責任を負うと考えているからです。（「提案してから」と発言する者あり）　提案理由……（発言する者あり）　大変失礼いたしました。

それでは、議員提出議案第１号「在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書」を朗読して提案いたします。

〔在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので宛先だけを読み上げます。

〔在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わります。慎重に御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、意見書及び抗議決議の宛先で県内関係要路については、その趣旨を要請するために議員を派遣する必要があると考えており、議長におかれましてはしかるべくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　次に、議員提出議案第３号及び第４号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

花城大輔君。

〔議員提出議案第3号及び第4号　巻末に掲載〕

〔花城大輔君登壇〕

○花城　大輔君　ただいま議題となりました議員提出議案第３号及び第４号の２件につきまして、提出者を

代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故について関係要路に要請するためであります。

それでは、議員提出議案第３号を朗読いたします。

〔在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので宛先だけを申し上げます。

〔在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号から第４号までについては、米軍基地関係特別委員会に付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号から第４号までについては、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後５時28分休憩

午後７時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に米軍基地関係特別委員会に付託いたしました議員提出議案第１号から第４号までについては、先ほど米軍基地関係特別委員長からお手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

この際、お諮りいたします。

議員提出議案第１号「在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書」、議員提出議案第２号「在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議」、議員提出議案第３号「在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する意見書」及び議員提出議案第４号「在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する抗議決議」を日程に追加し、議題とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号から第４号までを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　この際、**議員提出議案第１号「在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書」、議員提出議案第２号「在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議」、議員提出議案第３号「在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する意見書」**及び**議員提出議案第４号「在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する抗議決議」**を一括議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長仲宗根　悟君。

〔委員会審査報告書（議員提出議案第１号から第４号まで）　巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長　仲宗根　悟君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（仲宗根　悟君）ただいま議題となりました議員提出議案第１号から議員提出議案第４号までの議案４件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、付託されました４議案について慎重に審査を行ってまいりました。

審査の結果、４議案とも重要であることから、議員提出議案第１号と議員提出議案第３号とを、議員提出議案第２号と議員提出議案第４号とをそれぞれ併合し、一つの意見書及び抗議決議とすべく委員長より修正案が提出され、協議した結果、意見の一致を見ました。

修正案はお手元に配付のとおりであります。

修正案を朗読いたします。

〔在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上、委員会における審査の経過を申し上げましたが、採決の結果、議員提出議案第１号及び議員提出議案第３号、議員提出議案第２号及び議員提出議案第４号は、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げて報告を終わります。

なお、意見書の宛先で県内所在関係機関、及び抗議決議の宛先で県内の関係要路につきましては、その趣旨を要請するために米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議員提出議案第１号「在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書」、議員提出議案第２号「在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議」、議員提出議案第３号「在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する意見書」及び議員提出議案第４号「在沖米軍人・軍属による多発する事件・事故に関する抗議決議」の採決に入ります。

ただいまの議案４件に対する委員長の報告は、議員提出議案第１号及び第３号を併合して一つの意見書とする修正議決と、議員提出議案第２号及び第４号を併合して一つの抗議決議とする修正議決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号から第４号までは、委員長の報告のとおり修正議決されました。

○議長（新里米吉君）　ただいま修正議決されました議員提出議案第１号から第４号までについては、米軍基地関係特別委員長報告の際、委員長からその趣旨を県内の関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第１号から第４号までの趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明11月29日から12月４日までの６日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明11月29日から12月４日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月５日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時55分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　上　原　正　次

会議録署名議員　　又　吉　清　義

平成29年12月５日

平成29年
第　６　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　２　号）

平成29年
第　6　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）

平成29年12月５日（火曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第2号

平成29年12月５日（火曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（47名）

議　長	新里米吉君	23番	末松文信君
副議長	赤嶺　昇君	25番	渡久地　修君
1　番	瀬長美佐雄君	26番	玉城　満君
2　番	玉城武光君	27番	仲村未央さん
3　番	親川　敬君	28番	照屋大河君
4　番	新垣光栄君	29番	仲宗根　悟君
5　番	次呂久成崇君	30番	崎山嗣幸君
6　番	宮城一郎君	31番	金城　勉君
7　番	大城憲幸君	32番	砂川利勝君
8　番	金城泰邦君	33番	具志堅　透君
9　番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
10番	新垣　新君	35番	中川京貴君
11番	座波　一君	36番	座喜味一幸君
12番	比嘉瑞己君	37番	嘉陽宗儀君
13番	西銘純恵さん	38番	新垣清涼君
14番	平良昭一君	39番	瑞慶覧　功君
15番	上原正次君	41番	狩俣信子さん
16番	当山勝利君	42番	比嘉京子さん
17番	亀濱玲子さん	43番	大城一馬君
18番	當間盛夫君	45番	糸洲朝則君
19番	上原　章君	46番	照屋守之君
20番	山川典二君	47番	仲田弘毅君
21番	花城大輔君	48番	翁長政俊君
22番	又吉清義君		

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知　　事	翁長雄志君	副　知　事	富川盛武君
副　知　事	浦崎唯昭君	政策調整監	吉田勝廣君

知事公室長	謝花喜一郎 君	会計管理者	大城玲子 さん
総務部長	金城　武 君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦 君
企画部長	川満誠一 君		
環境部長	大浜浩志 君	総務部財政統括監	宮城　力 君
子ども生活福祉部長	金城弘昌 君	教育長	平敷昭人 君
保健医療部長	砂川　靖 君	公安委員会委員	與儀弘子 さん
農林水産部長	島尻勝広 君	警察本部長	池田克史 君
商工労働部長	屋比久盛敏 君	労働委員会事務局長	金良多恵子 さん
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫 君	人事委員会事務局長	池田克紀 君
土木建築部長	宮城　理 君		
企業局長	町田　優 君	代表監査委員	當間秀史 君
病院事業局長	伊江朝次 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治 君	課長補佐	平良　潤 君
次長	平田善則 君	主幹	中村　守 君
議事課長	勝連盛博 君	主査	宮城　亮 君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

この際、念のため申し上げます。

本日から８日まで、11日及び12日までの６日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（新里米吉君）　日程第1　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　おはようございます。

沖縄・自民党を代表して質問を行います。

１、翁長知事の３年間の県政運営について。

私は、翁長知事の県政運営について、今翁長知事は何のために県知事をやっているのか、翁長知事は問題解決のために県知事としてどうしたいのか、翁長知事は沖縄県をどうしたいのか、翁長知事の県知事としての自覚とその動きはどうなのか、このような疑問を抱いております。

私はこのたびの質問に当たり、改めて翁長知事就任から現在までの県政運営や平成26年沖縄県知事選挙における翁長知事の政策集「誇りある豊かさ」を、さらに翁長知事が平成27年に出版した「戦う民意」を検証させていただきました。その中で気づかされたことは、翁長知事はそのときそのときを御自身の都合のいいように立ち居振る舞う政治家ではないのか。あるいはさらに、民意を維持するためには法律や決まりによって行う行政手続さえもゆがめてしまう危険性がある、このことを危惧するものであります。

特に平成27年に出版された翁長知事の本「戦う民意」については、現職知事でありながら自民党や政府を批判し、同時に自画自賛する武勇伝的な本であると私は受けとめております。また、県知事は作家や評論家ではありませんから、県行政の責任者、問題解決の実務の最高責任者であると私は考えております。「戦う民意」にある「もしも普天間基地周辺にオスプレイが落ちたらどうなるか。日米安保などいっぺんに吹き飛びます。」、これは47ページにございます。「もしもＢ52が嘉手納基地に墜落したら、あるいは沖縄国際大学に再びヘリが墜落したら、辺野古問題は一気に「解決」するでしょう。」――141ページにございますけれども――とありますが、とても県知事の考えとは思えません。県知事は事件・事故を未然に防ぐことが責任であり仕事であると考えます。事故が発生したら日米安保が吹き飛ぶ、事故が発生したら辺野古問題は解決する、このような翁長知事の考えを理解できる県民はいないと私は思います。

私は今、自民党県連会長として県議会議員としても憤りを感じている点がございます。かつて翁長知事は、自民党の県議そして県連幹事長として平成11年

に普天間飛行場の辺野古県内移設を容認し15年の使用期限をつけて決めた当事者であります。このことは翁長知事の著書「戦う民意」に細かく記述されているわけであります。平成11年に翁長幹事長が決めた県内移設の容認が自民党県連の方針になったわけであります。私は平成６年から平成16年まで具志川市議会議員を務めておりましたのでこのいきさつは知る由もありません。私は平成16年から県議になり、今現在の自民党の県議はほとんどが平成16年以降に県議になっておりますから、私どもは翁長幹事長が決めた県内移設の道で政治活動を続けてきたと言えます。一方で翁長知事は自民党を離れ、那覇市長を自民党、公明党の支援で４期14年務めた後に県知事になり、現在は県内移設反対、辺野古はつくらせないということになっているわけでございます。そして今は、昔から基地反対、県内移設反対の共産党や革新政党と同じような翁長知事の言動に非常に大きな違和感を感じるわけであります。かつての自民党の面影はないことが大変残念でならないわけでございます。平成11年当時に翁長幹事長が今のように普天間飛行場の県内反対、県外移設を決断していたらこの問題は別の方法で進んでいたかもしれないわけであります。この３年間の県政運営の柱は何と言っても辺野古問題への対応です。このことが全てであると私は考えております。翁長知事は「戦う民意」でも「選挙の争点はただ一つ、米軍普天間基地の辺野古移設でした。」と語り、さらに「私と仲井眞さんの政策の違いは、辺野古埋め立て承認の是非以外にはありませんでした」と明言をしております。この３年間の県政運営は、辺野古問題がどうなったか、あるいは埋立承認はどうなったか、３年前と比べて現状はどうなっているか、特に重要であると考えます。

人事行政では、副知事を急にやめさせ県政を混乱させ、翁長県政で教育長と副知事を務めた人たちが損害賠償で裁判になり、それを未然に防ぐこともしない。前県政からの一括交付金の予算を減額させて市町村にも迷惑をかけている。前県政からのＭＩＣＥ事業も県民に期待ばかりで財源の確保すらできない状況にあるわけでございます。何よりも基地問題では、辺野古問題は解決をせず事件・事故も防げない、このような状況にあると考えているわけであります。

そこで伺います。

基地問題は解決せず、経済振興のための予算も減額されている現状について県知事の見解を伺います。

２点目、翁長知事の政治姿勢についてでございます。

(1)、県知事は、県政のトップリーダーとして、問題解決を図る責任があると思います。基地問題で、政府を批判・反対を繰り返すだけでは問題解決にはつながらない、このように考えております。なぜそのような姿勢を貫くのか伺います。

(2)、県知事に就任して３年が経過し、今、沖縄県と国の信頼は失われていると考えます。そうなると、それぞれの立場で物事が進められ、県益が損なわれる、そのように考えております。早急に信頼を回復する必要があると思いますけれども見解を伺います。

(3)、新たな表現が知事選挙の前から出てきて違和感があります。今、沖縄観光も含めて経済は好調に推移しております。基地は経済発展の阻害要因である、この表現は何を目的に使っているのか御説明を願います。

(4)、基地の提供について、県民がみずから提供した土地はないと断言し、県知事は国連人権理事会でもそのような発言をしております。沖縄県政、これまで歴代の県知事が、県民みずから提供した土地の実態を県議会で説明し、普天間飛行場の倍以上あるとのことでございます。軍用地は、1972年復帰と同時に地主と国との契約であり、そのほとんどが自主契約と理解しております。にもかかわらず、翁長県政は、提供した土地はないと繰り返しております。御説明を願います。

３、衆議院総選挙についてでございます。

議長、ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○照屋　守之君　３番目の衆議院総選挙でございます。

今回の衆議院総選挙、１区から３区まで、そしてまた４区、自民党の選挙区からの当選でありますけれども、今回の総選挙については選挙公報、意見広告について非常に私は不思議な感がしたわけであります。それを本日お持ちいたしました。

10月17日のオール沖縄代表意見広告であります。これは共産党の赤嶺候補、これに対する支援の意見広告でありますけれども、沖縄の共産党のほうが掲載してございます。そこに翁長知事そして那覇市長、名護市長、オール沖縄の共同代表、写真入りで載っております。その背景には翁長知事を支援する県民集会や、あるいはまたその背後には、昨年凶悪事件が起こったこの抗議行動の内容が掲載されております。それにまたその隣にオスプレイが飛び、事件・事故このような部分が意見広告として掲載されているわけでありま

す。

私は、選挙はさまざまな手段を使って取り組みをするわけでありますけれども、まさに翁長知事がこのように事件・事故も含めた形で選挙に利用しかねない、このような意見広告に顔写真入りで載っている。このほうに非常に違和感を感じるわけであります。オール沖縄代表と言いながら、特定の事件・事故みずからの反対集会、知事を支える集会あるいはまた凶悪事件を糾弾するこのような大会、このようなことが選挙で活用されている。非常に残念に思うわけであります。さらにはまた20日の同じ新聞広告、17日もそうですけれども20日にも載りました。このほうもやはり共産党さんが掲載をしているものであります。私はこの写真も含めて、翁長県政は完全に共産党県政このことを県民に示している、このように理解をしているわけであります。さらにはまた翁長県政の両副知事、浦崎唯昭副知事や富川盛武副知事、那覇市の両副市長、共産党の特定赤嶺候補の意見広告に名を連ねる。まさに沖縄県政も共産党県政あるいはまた那覇市政も共産党市政、このことを市民・県民にアピールしているこのように感じるわけであります。なぜ浦崎副知事や富川盛武副知事までこのような意見広告に名を連ねて加担するのか。非常に不思議で違和感を感じるわけであります。このことは、翁長知事はオール沖縄県政と言いながら実は共産党イコール翁長県政に大きく変わってきた。そのことを県民にアピールしているのではないかというふうに考えるわけであります。このことについて質問はいたしませんけれども、(1)、去る総選挙で知事は４区で、オール沖縄の象徴として、オール沖縄の全面支援を受けた候補を勝たせるために期間中７回も応援に入り、自民党候補者を落とすために執念を燃やした。結果は自民党候補の勝利であります。この結果は、これまで知事が言い続けてきた民意の一角が崩れたと言えます。御見解を伺います。

(2)、４区のオール沖縄の候補者が宮古の新聞社の取材を受け、尖閣諸島問題について「人も住めない小さい岩の島を目の色を変えて守ろうとするのは、安倍政権が周辺の危機感をあおり軍備増強を狙ったものだ。」との趣旨の発言をしております。翁長知事も同様の考えと捉えてよいか伺います。

(3)、知事は、就任以来、沖縄振興予算獲得では、自民党議員に協力をお願いし、選挙では全選挙区で自民党候補者を落選させるために懸命に動く。これからも知事の都合のいいように自民党議員を利用するとのことでしょうか。見解を伺います。

４、米軍の事件・事故への対応について。

(1)、翁長県政になって米軍基地問題への対応のため、ワシントン事務所が設置されたにもかかわらず事件・事故が続いております。なぜ県ワシントン事務所は、事件・事故の防止に機能しないのか、御説明を願います。

(2)、翁長県政になって辺野古新基地対策課が設置されるなど基地行政を強化しているにもかかわらず、基地の返還は進まず、なぜ事件・事故が続くのか御説明を願います。

５、普天間返還・辺野古問題について。

(1)、普天間飛行場の返還について翁長知事の熱意と行動が感じられない、そのように考えております。普天間飛行場の正式な視察も宜野湾市長選挙の後だったと思います。佐喜眞宜野湾市長との連携も見えにくい状況にあります。普天間返還が原点であるにもかかわらず、なぜ積極的に取り組まないのか御説明を願います。

(2)、辺野古問題については反対、つくらせない、あらゆる手段で阻止するとしながら翁長知事就任以来、辺野古の工事は進んでおります。それも翁長知事の行政手続によって工事が進められていることに驚きを感じます。なぜ表面は反対しながら実際はつくらせているのか、御説明を願います。

６、沖縄振興予算について。

(1)、平成30年度の国の沖縄振興予算は概算要求を見ても厳しくなることが予想されております。翁長県政になって基地問題と予算は別だと言いながら、翁長知事は振興予算の確保に情熱や行動が見えない、このように考えております。なぜ、翁長知事は、予算・財源確保に県知事として政治力を発揮しないのか伺います。

(2)、大型ＭＩＣＥ事業については、国の了解も得ずに基本設計費を予算計上しております。11月28日、衆議院の予算委員会で江崎沖縄担当大臣は「現時点で、交付金の活用を認めるのは時期尚早」と答えております。なぜ沖縄担当大臣さえ説得できていないのか、御説明を願います。

７、尖閣諸島問題について。

尖閣諸島は、沖縄県石垣市であり、県土、日本国の領土であります。しかし、中国は尖閣諸島を中国領土と主張し、周辺海域に公船を派遣し、領海侵犯を繰り返しております。

(1)、沖縄県は、尖閣諸島が我が国の領土であるとの歴史的な事実や根拠を持っているものと考えます。御説明を願います。

(2)、沖縄県は、中国との深いつながりがあります。

しかし、幾ら親しくても県土、国土問題についてはお互いの理解を得る必要がございます。当然のことながら沖縄県から中国側に対し、尖閣諸島については沖縄県であり日本領土である、このことは伝えていると思います。それはいつ、どのように伝達されているか、御説明を願います。

後ほど再質問をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

照屋守之議員の代表質問にお答えをいたします。

私のほうからは翁長知事の３年間の県政運営についてに関する御質問の中の基地問題(1)のア、基地問題への取り組みについてお答えをいたします。１の(1)アと２の(1)は関連しますので一括してお答えをいたします。

私は、日米安全保障体制については、これまで日本と東アジアの平和と安定に寄与してきたと考えております。しかしながら、戦後72年を過ぎても日本の国土面積の約0.6％の沖縄県に、約70.4％もの米軍専用施設が存在し続ける状況は異常としか言えず、県民は、米軍基地に起因する事件・事故、騒音問題等に苦しめられ続けております。日本の安全保障が大事であるならば、日本国民全体で考えるべきであります。このような基本認識のもと、私は、日米両政府に対し、過重な基地負担の軽減、日米地位協定の抜本的な見直しを求めるとともに、騒音問題や米軍人・軍属による犯罪など米軍基地から派生する諸問題の解決に取り組んでいるところであります。

次に、翁長知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の２の(2)、国との信頼回復についてお答えいたします。

政府は、成長するアジアの玄関口に位置づけられる沖縄が、日本のフロントランナーとして牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興策を総合的、積極的に推進するとしております。

沖縄県としましては、今後とも、政府を初め関係各方面との信頼関係のもと、県民福祉の向上に取り組んでまいります。一方、未来を担う子や孫のために、どうしても認められない不条理なものについては、問いただしていくことが私の努めであると理解をしております。

次に、政治姿勢についての２の(4)、米軍用地についてお答えいたします。

去る沖縄戦において激しい戦闘の末、沖縄を占領した米軍は、住民を収容所に強制隔離し、軍用地として必要な土地を確保した上、基地の建設を進めました。そして、戦後、27年間に及ぶ米軍統治下において、銃剣とブルドーザーによる接収と呼ばれた民有地の強制接収などによって、沖縄県の広大な米軍基地が形成されたものと承知しております。沖縄の本土復帰に伴う賃貸借契約や新たに制定された公用地暫定使用法に基づく使用は、米軍による使用を日本国政府が引き継いだものであり、そのことによって、沖縄の米軍基地が強制接収などにより形成されたという歴史的な事実が変わるものではないと考えております。

次に、衆議院総選挙についてに関する御質問の中の３の(1)、衆議院総選挙の結果についてお答えいたします。

今回の衆議院総選挙は、全国的には政府・与党が圧勝する結果となりましたが、沖縄選挙区においては、４選挙区のうち３選挙区でオール沖縄の候補者が勝利し、辺野古新基地建設反対、普天間飛行場の早期の閉鎖・撤去、オスプレイ配備撤回を求める沖縄の民意が改めて示されたものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　１、翁長知事の３年間の県政運営についての御質問の中で(1)イ、沖縄振興予算が減額されていることの評価についてお答えいたします。

沖縄振興予算については、平成28年度3350億円、平成29年度3150億円、平成30年度が概算要求ベースで3190億円となっており減額される傾向にあります。平成29年度は、沖縄振興一括交付金の繰り越しや不用が相当程度生じていることを理由に減額されております。平成30年度の概算要求においては、沖縄独自の給付型奨学金等が盛り込まれるなど、今年度予算を上回る3000億円台の規模となっているものの、執行状況が改善している沖縄振興一括交付金について、県と市町村が沖縄の総意として従前の水準への回復を要望したにもかかわらず、逆に減額されており、自主性を発揮させるとする沖縄振興特別措置法の趣旨に鑑みると極めて残念であります。

次に、３、衆議院総選挙についての御質問の中で(3)、沖縄振興予算に係る自民党議員への要請についてお答えをいたします。

安全で安心に暮らせる沖縄らしい優しい社会を構築するとともに、好調が続く経済をより高い次元へと進

化させ、沖縄が目指す将来像の実現に向けた取り組みを推進するためには、沖縄振興予算の確保が重要であります。このため、県においては、内閣府沖縄担当大臣、国政与党、全ての県選出国会議員など関係要路に対して丁寧に県の考え方をお伝えし、御理解と御協力が得られるよう取り組んできたところであります。これらの一連の要請活動の中で、自民党の県選出国会議員の皆様にも沖縄振興予算の確保について要請しているところであります。

次に、６、沖縄振興予算についての御質問の中の(1)、平成30年度沖縄振興予算に係る要請活動についてお答えいたします。

知事においては、市長会や町村会とともに８月９日から10日にかけて、江崎内閣府沖縄担当大臣を初め自民党の高村副総裁、竹下総務会長、岸田政調会長、猪口沖縄振興調査会会長、細田美ら島議連会長、県選出国会議員などに、沖縄振興予算の3400億円を上回る額の概算要求や一括交付金の従前の水準への回復の必要性などを説明し、知事や市長会、町村会の思いも込めて要請活動を行っております。また、８月16日には菅官房長官、公明党の井上幹事長、石田政調会長などに同様の要請を行っております。さらに、概算要求後の11月17日には、概算要求額の満額確保及び沖縄振興一括交付金について概算要求額以上の額の確保について関係要路に要請するなど適宜対応したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、翁長知事の政治姿勢についての中の(3)、基地が経済発展の阻害要因であるとの表現についての御質問にお答えいたします。

沖縄の米軍基地は、特に、人口が集中する中南部都市圏において、市町村面積の相当の割合を占めるなど、市街地を分断する形で存在し、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の制約となっております。一方、現在の基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、今後一層基地返還が進めば、さらなる飛躍的な発展が期待できると考えております。このような意味において、米軍基地は本県経済発展の阻害要因であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　３、衆議院総選挙についての御質問の中の(2)、尖閣諸島をめぐる発言についてお答えいたします。

沖縄県は、尖閣諸島周辺海域における中国公船等による接続水域への入域や領海侵入等が、宮古・八重山地域の住民に不安を与えていることを重く受けとめております。このため、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について、適切な措置を講じることや、違法操業を行う外国漁船に対する取り締まりの徹底について繰り返し国に要請するなど、尖閣をめぐる問題を重要視しているところであります。去る12月２日の河野外務大臣との面談時においては、尖閣諸島をめぐる問題について、宮古・八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、尖閣諸島周辺における安全確保について特に言及し、要請したところであります。

次に、４、米軍の事件・事故への対応についての御質問の中の(1)、ワシントン駐在の事件・事故への対応について。

ワシントン駐在は、知事訪米の対応、沖縄の基地問題に関連する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割としております。米国向けの情報発信を目的とした英語版ホームページでは、ＣＨ53Ｅの不時着、炎上事故や今回の海兵隊員による交通死亡事故等について、米軍への抗議文を掲載するとともに、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民の不安や、事件・事故の再発防止を求める県民の思いを発信しております。

県としましては、ワシントン駐在の活動を継続的に行うことで、米国側の再発防止に向けた取り組みを促したいと考えております。

次に、(2)、事件・事故が続くことについてお答えいたします。

これまで、県は、米軍基地から派生する事件・事故を防止するため、渉外知事会や軍転協等とも連携し、日米両政府に対して、抜本的かつ実効性ある措置を講ずるよう求めてきたところです。米軍人・軍属による事件・事故が繰り返される大きな要因は、国土面積の約0.6％にすぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約70.4％に及ぶ広大な米軍基地が存在することによる過重な基地負担やこれまで一度も改定がされたことのない日米地位協定にあると考えております。

次に、５、普天間返還・辺野古問題についての御質問の中の(1)、普天間飛行場返還の取り組みについてお答えいたします。

県は、これまで、普天間飛行場の返還について、知事みずから参加した集中協議で４回、普天間飛行場負

担軽減推進会議で１回、副知事が参加した普天間飛行場負担軽減推進作業部会で３回など、さまざまな形で政府との協議を行ってまいりました。本年９月14日に開催された普天間飛行場負担軽減推進作業部会においても、普天間飛行場の５年以内運用停止を含めた危険性の除去を強く求めたところです。

県としましては、県政の最重要課題である普天間飛行場の返還及び危険性除去について、地元宜野湾市の切実な思いを政府に伝えつつ、引き続き目に見える具体的な取り組みが図られるよう協議していきたいと考えております。

次に、(2)、辺野古の工事について。

知事は、平成26年の知事選挙で辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げ、信念を持って取り組んでおります。沖縄県は、さきの最高裁判決に従い、埋立承認取り消しを取り消しました。今後想定される埋立承認の変更申請などについては、当初の承認が適法であることを前提に対応することになります。しかしながら、その後の公有水面埋立承認の変更申請などについては、改めて法令にのっとり審査を行い、変更承認の要件を判断することは当然と考えております。辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等さまざまなものがあります。

今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、７、尖閣諸島問題についての御質問の中の(1)のア、尖閣諸島が我が国の領土であるとの歴史的な事実や根拠についてお答えいたします。

日本政府においては、尖閣諸島が我が国の領土であることの根拠について、「尖閣諸島は、1885年から日本政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行い、単に尖閣諸島が無人島であるだけでなく、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認した上で、1895年１月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って、正式に日本の領土に編入しました。この行為は、国際法上、正当に領有権を取得するためのやり方に合致しています。」との見解を示しております。

沖縄県としましても、日本政府の見解と同様の認識であります。

次に、(1)のイ、尖閣諸島問題をめぐる中国側への伝達についてお答えいたします。

尖閣諸島は、1895年の閣議決定により正式に我が国の領土に編入された、石垣市に地番を有する本県の行政区域であります。県が発行した沖縄県史において、尖閣諸島が沖縄県に含まれることを明記しております。また、沖縄21世紀ビジョン基本計画における八重山圏域の説明において、石垣市の尖閣諸島として記述しております。尖閣諸島を含めた領土に関する国民世論等の啓発については、政府において、広報啓発イベントを実施するなど、国民の関心を高めるための取り組みが行われているところであり、沖縄県もその取り組みに協力しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　６、沖縄振興予算についての御質問の中の(2)、大型ＭＩＣＥ施設整備事業に係る国への説明についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設整備事業につきましては、国もその必要性について理解を示しており、平成24年度以降、大型ＭＩＣＥ施設のあり方調査や基本構想の策定等の業務を沖縄振興特別推進交付金を活用して実施してきたところであります。しかしながら、同施設の基本設計の交付決定については、内閣府から需要推計や周辺受け入れ環境整備等について指摘があったことから、県は具体的な情報を提供する等、説明を行っているところです。

県としましては、引き続き、基本設計の早期交付決定に向けて、知事を先頭に全力を挙げて取り組んでまいります。

以上でございます。

○照屋　守之君　議長、休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

尖閣の問題につきましては、沖縄県は沖縄県が発行しました沖縄県史において尖閣諸島が沖縄県に含まれることを明記しております。また、沖縄21世紀ビジョン基本計画における八重山圏域の説明において石垣の尖閣諸島として記述しておりますということでございます。

尖閣諸島を含めた領土に関する国民世論等の啓発については、政府において広報啓発イベント等を実施するなど国民の関心を高めるための取り組みが行われて

いるところであり、沖縄県もその取り組みに協力しているところであります。そういったさまざまな取り組みを行っておりますし、県議会等でもさまざまな意見、議論も行っておりまして、そういったことは沖縄県として十分発信しているところと思います。

中国側に対して直接伝えるべきではないかということについては、政府においても尖閣にはいわゆる領有権の問題はないというようなことでございますので、沖縄県としても中国政府に対して直接そういった説明はしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　再質問を行います。

ちょっと順番を入れかえて行いますけれども、ただいまの尖閣諸島の問題、全て国の対応とか、あるいは周りの対応に県土あるいは国の領土を任せる、非常に不思議な光景ですね。我々県民は、自分の財産、隣の人が自分の財産を、これ私の物だよと言ったときにどうしますか。冗談でしょう、私の財産ですよということを明確に言うじゃないですか。このような県土、石垣市でありながら県知事が中国側に対してそういうことを表明しない。今非常に仲よくやっている。そういうふうな中で主張しないから、今、尖閣でどういうことが起こっているのでしょうか。中国の国家主席が軍事行動、尖閣周辺に軍事行動を今、示唆しているわけであります。我が軍は海、空からパトロール状態化を一層強化し、領土対処行動を組織し東シナ海と魚釣島――尖閣諸島の中国名ですね――圏域を守る軍事行動を深く推進する。こういう事態に陥っているのは、翁長知事が明確に、中国と仲がいいわけですから、尖閣は沖縄県ですよ日本の領土ですよ、ここ明確に言えば中国も理解してくれるはずであります。そういうことがないから、中国は我々の領土だということで、強行にやるわけでしょう。みずから県土を主張できない今の県政、非常におかしいじゃないですか。

せんだって12月１日ですか、稲嶺元知事が八重山で講演をしておりまして、尖閣の問題は毅然と事実を伝えろと、そういうふうに言っております。稲嶺元知事は知事時代、香港のマスコミや中国政府関係者に、かつて尖閣諸島に日本人が住んでいたことを話したエピソードを紹介し、相手は初めて耳にしたという様子で黙り込み話題を無難な経済に切りかえた。その上で、中国には毅然と事実関係を伝え、対応する姿勢が重要。中国は沖縄の情報を細かく収集している。中国は沖縄の情報を細かく収集していると言うんです。沖縄や日本も尖閣に関する事実を収集して対応すべき、当然のことですね。

ですから、先ほどのこともそうですけれども、改めて先ほどは国が示した根拠によって我が沖縄県の県土であるというふうな認識です。これも非常に弱いです。沖縄県独自でこの尖閣諸島の歴史、成り立ちも含めてきちっと県の対応を定めて、あしたにでもすぐ中国側に対して、我が沖縄県の領土だ、県土だということを明確に伝える必要があると思っておりますけれども、改めて見解を伺います。

次に、基地問題、普天間・辺野古問題であります。

先ほども公室長が申し上げましたように、平成28年12月20日の最高裁の判決、それを境に県の対応が私は変わっていると思っております。それは最高裁の判決で翁長知事が法律違反、そして辺野古の移設は法的に適法であるという、そういう判決を受けての対応だと思いますけれども、それを受けて翁長知事は、12月26日に埋立承認取り消しを取り消しました。ということは、沖縄県は翁長県政の中で国が出した埋め立てを承認した、こういうふうに言えるわけであります。そのことを確認します。国が出した埋立承認を沖縄県知事が承認した。この理解でよいかお伺いをします。

さらに今話題になっております奥港の使用であります。

先ほどあらゆる手段を使って阻止すると言いながら、辺野古に資材を運ぶ奥港の使用を許可しているわけであります。これはキャンプ・シュワブ傾斜堤護岸新設工事に供する石材の積み込み施設として国頭村長も同意をした。それを受けて沖縄県もシュワブ傾斜堤護岸新設工事に伴う岸壁使用、これを９月４日許可しているわけであります。さまざまな県民の声があり、反対する皆様方が県に押しかけております。県はこの港の使用許可、キャンプ・シュワブへの工事の関係で許可をした。このことを明確に奥の皆様方や県民の皆様方に説明しているのか、その案内をお願いします。本来は行政手続として、県は２カ月余り自信を持って対応しているわけですから、キャンプ・シュワブ関連工事の関係で港の使用を許可した。これは自信を持って県民に説明すべきでありますけれども、そのことをしっかり説明しているのか伺います。

さらにまた、県民から反対をされると翁長知事は慌ててその取り消しに言及しているわけであります。みずから許可を与えて県民が反発すると取り消しも辞さない。このような姿勢が沖縄県の行政として許されることでしょうか。今、倉敷環境が取り消しになって、

沖縄市や嘉手納町あるいは米軍、非常に厳しい状況に追い込まれております。であれば県はそういうふうな厳しい状況があれば、倉敷環境のそういう許認可問題でも取り消したものをさらにまた取り消して元に戻すのか、こういう姿勢が今問われているわけであります。

答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　照屋守之議員の再質問にお答えいたします。

尖閣の問題で明確に伝えるべきではないかということでございます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、沖縄県は尖閣諸島については領有権の問題はないというような国の主張を支持するものであります。ただやはり、尖閣の中でいろいろ一方で接続水域の入域ですとかそういったことで宮古・八重山の地域の住民に不安を与えているということもまた事実でありますし、県もそれを重く受けとめております。その尖閣諸島をめぐる問題につきましては、県は第11管区海上保安本部や沖縄防衛局、また外務省沖縄事務所等とも意見交換を行いながらしっかりと対応して行ってまいりたいと思います。

先ほど、稲嶺元知事のほうがそういった話をしていたということですが、尖閣の問題はいわゆる国有化以降大分激しさを増してきたと思います。それ以降の議論で言いますと、仲井眞県政においてもそういった申し入れ等は特に行ってきているところではございません。

沖縄県としましては、尖閣の問題についてはしっかりまた国のほうが行うさまざまなイベント等を踏まえて沖縄県の主張を展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、辺野古の問題でございます。

最高裁判決によって県は承認取り消しを取り消しました。承認したという理解でよいかということですけれども、最高裁判決によりまして、県は前知事が行った承認取り消し案に瑕疵があるというこれまでの県の主張はできなくなったわけでございます。そういった意味で承認時にその要件を満たしてなかったことは争えなくなったという意味で、承認は適法であることを前提に対応することになります。ただ、そのことをもってその後の公有水面埋立承認の変更申請などを全て承認しなければならないかということはそういったことではございませんで、改めて法令にのっとり審査を行って、変更承認の要件を判断、変更承認等の要件に合致しているかどうかということを判断することは可能だということは当然であるというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　奥港の使用許可についての再質問にお答えいたします。

住民に説明したかという点についての再質問にお答えいたします。

奥港については、６月下旬に北部土木事務所に対して、岸壁及び港湾施設用地に係る使用許可申請が提出されております。その申請が普天間飛行場代替施設建設事業の承認願書にかかわる内容であったということから、北部土木事務所から土木建築部に処理方針の照会がありました。このため当該処理方針の決定に際しては知事公室に報告、調整し、また知事公室を通じて弁護士にも随時、相談、確認しながら他法令の手続にかかわる事項が許可・不許可の判断に影響するか否かなど検討を行ってきたところでございます。その結果、許可・不許可の判断に際しては他法令の手続等の整合性や特定の事業、仕向港などを考慮することはできないということが改めて確認されたことから、北部土木事務所に対しては、土木建築部長名で港湾関係法令に基づき処理するよう方針を示し、北部土木事務所において当該処理方針に基づき９月上旬に使用許可を行ったところであります。国頭村及び奥区の代表者に対しましては、このような経緯を御説明したところでございます。

次に、取り消しについての再質問にお答えいたします。

先日、知事が奥港について改めて区民の切実な思いを受け、地域の生活環境に重大な悪影響を及ぼすような奥港の使用はやめるべきだということをお伝えしながら、それでも今後地域の住民の公益が侵害されるような形で再び奥港が使用された場合には、奥港の使用について取り消しを含む重大な決意で臨むという考えは示されております。沖縄県の港湾管理条例については、取り消しに係る規定というものもございますので、その内容に当たるということが確認された場合は、そういう可能性もあり得るという御発言だと理解しております。

以上でございます。

○照屋　守之君　議長、休憩。確認。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時４分休憩

午前11時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　再質問にお答えいたします。

先ほど許可・不許可の判断に際しては、他法令の手続との整合性や特定の事業、仕向港などを考慮することはできないということが改めて確認されたというふうに申し上げました。今回の許可についても、特定の事業に協力するという意味合いではないということは、国頭村及び奥区には御説明しているところでございます。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　今ちゃんと答弁しましたので、答弁しています。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　再々質問します。

12月26日に翁長知事が埋立承認を正式に承認した。驚くべきことですね。埋立承認を承認したから工事が再開をされる。そういう事態で撤回なんかできますか。これ新たな事実じゃありませんか。とんでもないことですね。12月26日に埋立承認をしたという、この明言は非常に今後の基地問題、大きな影響を及ぼすと思っております。

以上で終わります。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川　利勝君　こんにちは。

沖縄・自民党を代表して通告に従い質問を行います。

まず１、沖縄振興策の推進についてであります。

平成30年度沖縄振興予算の政府案決定に向け、県は最後の要請行動に入っております。最大の課題は昨年度より105億円も減額された一括交付金の復活にあります。県は概算要求に際し、一括交付金について今年度も減額され、次年度においてもなお減額が懸念されている状況にありながら、当初の概算要求では、従前の水準への回復を求め、なお基本設計等の交付申請が今年度で認められるか不透明の中で、大型ＭＩＣＥ施設の別枠での財源措置を求めております。これはもはや事務方段階での話ではなく政治の話であり、知事の政治力に係る問題であります。大方が懸念したとおり、振興予算全体では今年度を上回る3190億円の規模となりましたが、一括交付金は105億円の減という厳しい結果となったのであります。これに対し知事は、一括交付金が今年度に引き続き減額されたのは極めて残念であるとし、沖縄振興予算の必要性について私の思いと合わせて市町会、村長会の思いを伝えたとしています。知事の思いとは、何なのか。この３年間の国に対する言動を考えれば、十分伝わったと考えるほうがおかしいというふうに思うのであります。

今や県のみならず、市町村において欠くことのできない財源となった一括交付金については、仲井眞前知事のまさに政治力により制度化されたものであります。そこには知事在任８年間で国との確固とした強い信頼関係を構築したがゆえになし得たものであります。翁長知事は辺野古移設阻止という国と対峙する問題を抱え、国内だけでなく国際社会に向けても国の非民主制、沖縄いじめを訴え続けているだけでなく、さらにあらゆるところで沖縄は財源で特別扱いは受けていないと言っております。振興計画に基づく振興予算、数多くの特区制度、高率補助制度などがありながら、しかもこれらの特別措置等は今後とも県経済の振興上必要だと拡大や延長を国に求めていながら、沖縄は特別扱いは受けていないと言い続ける知事の姿勢に国が不信感を募らせるのは当然であると考えます。知事は年末の国庫要請で政府の要請を初め、自民党本部や県選出国会議員に対し協力を願うとしておりますが、沖縄において自民党議員を不要と考える知事が、自民党議員に協力を願うというのは何とも皮肉であります。もちろん、我が自民党は米軍統治下時代から現在に至る間、沖縄の経済の発展、県民生活の向上を担ってきた自負があり、また責任があります。知事の要請にかかわらず、これまでもでき得る限りの努力は行ってきており、年末の政府案決定前の交渉に全力を尽くすつもりであります。

そこで伺います。

(1)、県は、2021年度末で切れる沖縄振興特別措置法のさらなる10年間の延長に向け、富川副知事を統括とするプロジェクトチームを立ち上げた。国との調整など難航が予想されるが、事前の調整での国の反応と今後県としてどのような制度設計を目指し作業等を進めていくか伺いたい。

(2)、21世紀ビジョン後期５年間の実施計画を策定した。前期５年間の実施計画をどのように総括し後期計画に生かしていくか。また、後期計画に引き継がれた問題や新たに生じた課題等、計画全体の基本的な考え方や方針等を伺いたい。

(3)、県経済・景気の拡大で県税収入も大幅に伸びているが、平成28年度の自主財源は、前年度比で1.1

ポイント伸びて30.0％となったようだが、県経済が自立する上での自主財源はどの程度の伸びが必要であるか伺いたい。

(4)、大型ＭＩＣＥ施設について、国は、採算性を含む需要推計と収支見通しや交通アクセス等を含む周辺受け入れ環境整備の見通しを課題としている。県は、国を納得させ得る説明責任が求められるが、県はその説明をできる材料や論理構成は可能であるか伺いたい。

(5)、県は、大型ＭＩＣＥ施設に関し、基本設計等に係る交付申請をすべく国と調整を行っているが、交付決定には至っていない。年度内の交付決定は受けられるのか。また、受けられない場合にはどのような対策を考えているか伺いたい。

(6)、県は、新たなリーディング産業として、臨空・臨港型産業を位置づけ、集積を図るとしている。旧特別自由貿易地域や旧那覇自由貿易地域への集積で十分可能であるか伺いたい。

(7)、県は、Ｊリーグ規格スタジアム２万人収容の整備基本計画をまとめたが、計画の概要と採算性について、また、財源の多くを沖縄振興特別推進交付金を充てるとしているが、ＭＩＣＥの例もあり一括交付金の活用のあり方として適正か伺いたい。

(8)、国営の首里城公園が2018年度をめどに県に移管されることに伴い、移管されるに至った経緯と管理運営の基本方針、財源確保など、また、海洋博公園については今後どうなるか、県の考え方を伺いたい。

２、離島・過疎地域の振興について。

本県の離島地域は、比較的小規模な離島が多く、本島及び石垣島や宮古島などの中核離島から遠距離にある孤立型の離島が多いことが特徴となっております。また、本県には過疎地域自立促進特別措置法に基づき公示された過疎市町村が１市４町13村あり、それは県下41市町村の43.9％を占めております。このため離島・過疎地域の人口減少に歯どめをかけ若者の定住を図るため、それぞれの島々や地域の特性を生かした産業の創出をいかに図るかが大きな課題となっております。

そこで伺います。

(1)、本県は過疎地域自立促進特別措置法に基づき公示された過疎市町村が１市４町13村で、県下41市町村の43.9％を占めている。平成27年度から県として自立促進方針及び自立促進計画を策定し、各施策を進めているが、その進捗状況と課題、問題点等について伺いたい。

(2)、21世紀ビジョン離島振興計画は後期計画に入ったが、前期５年間の達成状況と後期計画で達成すべき目標、特に重点的に取り組む施策について伺いたい。

(3)、離島・過疎地域からは、地理的特殊事情もあり、医師派遣や代診医の確保などの支援の要望があるが、現状と支援の取り組みについて伺いたい。

(4)、離島においては割高な航空運賃設定となっており、現行のＪＴＡ、琉球エアコミューターの路線を県による運賃補助で低減を図ることについて、取り組みと現状を伺いたい。

(5)、伊平屋・伊是名架橋について、県はボーリング調査を行い検討データを集めているようだが、建設費の縮減と両村民の悲願の達成との整合性をどう図っているか伺いたい。

(6)、粟国空港路線の運航再開が行き詰まっているようだが、現状と問題点等について伺いたい。

３、農林水産業の振興について。

本県は農林水産業の振興を図るため、県21世紀ビジョン実施計画に基づき、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした本県特有の産品の生産育成に取り組み知名度の向上に努めております。そのためには高品質で安全な農林水産物の育成生産を促進し、安定的に市場に供給する一層のおきなわブランドの確立が求められております。そのためには、台風や豪雨等災害に強い施設整備による被害低減対策を強化し、常時安定的な生産出荷が可能な体制の整備が必要であります。

そこで伺います。

(1)、少子高齢化の進展により、本県農林水産業は、人手不足と担い手の高齢化への対応、市場開放による安価な移輸入品の流入で競争力の強化が求められている。県の新たな戦略を伺いたい。

(2)、本県の牛肉輸出額は年々伸びており、那覇空港を拠点にした物流ハブを活用し海外の輸出先の拡大が期待されているが、県内には国際的基準を満たす食肉処理施設がないという。今後ＦＴＡやＴＰＰの動きもある中でどのように本県の食肉業を守るのか、県の基本的な考え方を伺いたい。

(3)、石垣市でミカンコミバエが急増しているようだが、これまで県内では根絶後も各地で少数ながら散発的に見つかっているようである。根本的な根絶はできないのか伺いたい。

(4)、新規就業者の育成・確保対策について、若者の就農前における研修や就農後の所得の確保事業の具体的な施策展開と成果について伺いたい。

(5)、波照間漁港の整備について、日本最南端の波照間島でこのほど住民待望の大型高速船が就航した

が、高速船の発着桟橋が手狭なこともあり、浮き桟橋が利用できず、岸壁への発着が困難となっており、利用者に不便を強いている。屋根つきの浮き桟橋の設置や改善整備が求められている。現状をどのように把握し、どのように整備するか伺いたい。

(6)、与那国島近海で台湾の海軍が軍事演習している件で県はどのように把握しているか。漁業者が漁を自粛せざるを得ない状況に追い込まれており、町民生活に影響を与えていることから、台湾側に働きかけと問題解決を求める考えがあるのか伺いたい。

(7)、農林水産物流通条件不利性解消事業について、県は、平成30年度から段階的に補助単価を削減する方針のようだが、県外出荷量が増加し事業効果が出ている中で、削減を決めたことに生産者は困惑している。削減する理由を伺いたい。

４、安全で快適な社会環境の整備について。

本県は戦後、無計画に形成された市街地も多く、狭隘な道路や密集した住宅など災害対策の上からも対策が急がれております。しかしながら、これらの施設の改修には公共施設も多く含まれており、財源の確保が課題であり、県や関係市町村単独で全て改修することは荷が重過ぎ、国の支援が必要であります。そのため県の一層の努力と国との良好な環境整備が必要であると考えますが、そこで伺います。

(1)、県内社会資本の整備について。

ア、石垣港新港地区の旅客船ターミナル整備事業で、去る10月14日で期限が切れた岩礁破砕許可について、沖縄総合事務局は新たな申請はしない方針のようである。県は、漁業調整規則に反しているとして、工事差しとめ訴訟を提起するのか伺いたい。

イ、南部東道路と那覇空港自動車道を結ぶ計画について、県、国、関係自治体等の検討協議会が開かれたようだが、南部東道路の現行計画の問題点を含めどのような話し合いがなされたか、また、県の考え方を伺いたい。

ウ、所有者不明土地の問題が全国的に広がっている。その面積は2016年時点で九州を上回り、2040年には北海道並みの面積になると推計されている。本県における状況と県としての対応について伺いたい。

エ、県は、毎年度、沖縄総合事務局に対し、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用等を要請しているが、過去５年間で優先発注、利用度はどのように変わったか伺いたい。

オ、県内における公共工事発注について、今年度の前倒し発注件数と来年度の前倒し発注についての見解を伺いたい。また、例年４月から９月ごろまで公共工事発注件数が少なく、業者は厳しい経営を強いられている。前倒し発注の要望について県の見解を伺いたい。

カ、那覇軍港移設問題で、浦添市は、市の西部開発に関する懇話会が南側案とする結論をまとめ、県、那覇市に浦添市案での推進を求めた。県として今後どう合意形成を図っていくか伺いたい。

(2)、産業廃棄物処分場問題について。

ア、沖縄市にある産業廃棄物処理業（倉敷環境）のごみの不法投棄問題について、県は産廃処分業者としての許可を取り消したが、ここまでに至った経緯と今後の対応について伺いたい。

イ、沖縄市にある産業廃棄物処理業（倉敷環境）については、大量のごみ・産廃物の処分が大きな問題である。最終的にどこが処分するのか、業者にその力があるのか、県はどこまでかかわるのか、県外を含め産廃というごみを受け入れるところがあるか伺いたい。

ウ、県が名護市安和に建設を進めている産廃管理型最終処分場は2019年度に供用開始されるが、15年後の2033年には満杯になるという。県としてさらなる建設計画が必要ではないか伺いたい。

５、地域福祉・医療の充実強化について。

全国的に医師不足や診療科の偏在が深刻な社会問題となり、その影響は特に地方における産科・小児科医師の不足という深刻な状況を呈し、地域医療に大きな懸念が生じております。本県においては県立病院が地域医療を担っている状況にあり、産科医師の適正確保が大きな課題となっていることから、今後は関係市町村との連携や役割分担を図るとともに、地域住民の期待にいかに応え得る地域医療体制を構築するかが重要であります。

そこで伺います。

(1)、県立病院は、2016年度決算で８億円超の赤字を計上したようだが、過去の医師等への膨大な残業代の支払いなどもあり、今後の病院経営に影響も考えられる。これからの県立病院のあり方や経営安定を図る上で何が必要とされるのか伺いたい。

(2)、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、北部地域の基幹病院を整備することについて、県は、年内をめどに県の方針を決定するとしている。新病院の建設に当たっては県立とするのか、その場合、医師及び看護師等の確保や経営の安定など、現県立北部病院の抱える課題・問題点は、統合により解消されるのか伺いたい。

(3)、北部地域の基幹病院整備に合わせて、名護市にある名桜大学に医学、薬学、看護科等の学部・学科

の設置を検討すべきではないか、県の考え方を伺いたい。

(4)、県内の高齢化率が2017年３月現在で20.5％と上昇し、本県においても超高齢化社会に迫りつつある。25年には４人に１人が高齢者になるとも予想されており、要介護者の増加も必至である。県の高齢化対策について基本姿勢を伺いたい。

(5)、県は、県高齢者保健福祉計画に基づき地域密着型特別老人ホーム等の整備を図るとしているが、平成30年度からの次期計画の策定を含め、具体的な整備計画や考え方を伺いたい。

(6)、高齢化と少子化で、介護担い手が老老介護や娘、息子による介護と介護者の続柄も変化し限界に近づいており、特に、離島における介護の現実は深刻の度を増しているようである。少子化を想定した公的介護のあり方、仕組みづくりが必要ではないか、県の考え方を伺いたい。

(7)、介護のため企業を退職せざるを得ない事例がふえているようだが、育児・介護休業法に基づく介護休業をとる権利は事業者は拒めないとされるが、本県における実態について伺いたい。

(8)、県手話言語条例に基づく手話の普及について、県の取り組みの状況と条例施行後、手話の普及や聴覚障害者への理解はどの程度進んだと考えるか伺いたい。

６、子ども・子育て支援について。

待機児童の解消が全国的に問題となる中で、本県は平成29年度末までに待機児童の解消を図るという目標を掲げ、黄金っ子応援プランに基づき保育定員の拡大に努めております。平成29年度は認可保育所の新増設や定員増に取り組み、9200人の定員を確保し、待機児童ゼロに向け取り組みが進められておりますが、県や市町村において、施設ができても保育士の確保ができず受け入れを制限せざるを得ないところもあり、待機児童がいるのに定員割れが起きるというミスマッチが起きている状況であります。そのため保育士の資格を持ちながら保育の仕事についていない約１万人余りの潜在保育士の人材をいかに活用するか重要な課題であります。

そこで伺います。

(1)、厚労省と財務省は、2018年度に企業型保育所をふやし、最大で２万人分の保育の受け皿をつくるとしている。企業型保育所の概要と本県における活用の状況を伺いたい。

(2)、認定こども園への移行が市町村で進んでいるが、現在までの移行状況と県の移行計画について伺いたい。

(3)、本県における認可外保育園は、2016年の時点で43％を占め全国の18.3％を大きく上回っている。県は認可化を進めているが、過去５年間の認可化の状況と認可外への公的支援の現状を認可園との対比で伺いたい。

(4)、内閣府が2016年度から始めた沖縄子供の貧困緊急対策事業について、事業の実施内容と本県の子供の貧困対策へどのように生かされているか伺いたい。

(5)、子供への虐待は全国的にふえ、警察が生命や身体に危険があるとして保護した件数もふえており深刻化している状況にある。本県における状況と虐待の内容、防止に向けた取り組みについて伺いたい。

(6)、子育て支援と男女共同参画の観点から、男性の育児休暇取得が進んでいるが、沖縄県庁における男子職員の取得の状況と改正育児・介護休業法の施行で育児休業制度はどのように変わるか伺いたい。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　砂川利勝議員の代表質問にお答えをいたします。

沖縄振興策の推進についてに関する御質問の中の１の(2)、後期実施計画の基本的考え方等についてお答えをいたします。

沖縄県では、昨年度、前期５年の施策の推進による成果や課題等を検証する中間評価を行いました。この結果、前期計画から今なお残る課題のほか、後期５年に向けて一層推進していく必要のある重要性を増した課題及び外部環境の変化等によって新たに生じた課題が明らかとなりました。このため、後期実施計画ではこれら課題及び課題解決のための取り組み等を明記するとともに、可能な限り定量的に成果指標を設定しました。

沖縄県としましては、後期実施計画に基づく各種施策を展開し、県民が安全・安心に暮らせる優しい社会を構築するとともに、アジアのダイナミズムを取り込むさまざまな産業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、離島・過疎地域の振興についてに関する御質問の中の２の(1)、離島振興計画の後期計画等についてお答えをいたします。

沖縄県では、離島振興計画である住みよく魅力ある島づくり計画について、去る７月に、計画前半の施策評価を行ったところであります。同評価では、計画に掲げる施策に取り組んだ結果、海底光ケーブルの敷設、交通・生活コストの低減、安定した保健医療サービスの提供などの定住条件の整備や、離島の主要産業であるサトウキビや畜産などの農林水産業の支援、地元特産品の販売力の強化など産業の振興が図られ、計画で示した成果指標の約６割が改善されております。また、計画後半に向け重要性を増した課題として、離島観光の推進、人材の確保、子育て支援の充実等を追加し、年度内に必要な見直しを行うこととしております。私は離島の力が沖縄の持続的発展につながっていくと考えており、離島がその潜在力を十分に発揮し希望と活力あふれる豊かな地域社会を実現することを目標に、引き続き離島振興に取り組んでまいります。

次に、農林水産業の振興についてに関する御質問の中の３の(5)、波照間漁港における浮き桟橋の設置や改善整備についてお答えをいたします。

波照間漁港は、島唯一の玄関口として、島民の生活に直結する重要な漁港であります。新たに就航した大型高速船は、既存のフェリー岸壁を利用しておりますが、干潮時の利用や待合所からのアクセス等に支障を来していると聞いております。このため沖縄県では、船舶会社から漁港内での操船や乗船方法などの情報収集を行ったほか、本年度は、待合所からのアクセス改善を図るための用地舗装を実施することとしております。

沖縄県としましては、引き続き関係機関と連携し、利用者の利便性、安全性の向上を図るため、浮き桟橋等の施設整備について検討してまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　浦崎副知事。

〔副知事　浦崎唯昭君登壇〕

○副知事（浦崎唯昭君）　安全で快適な社会環境の整備についての御質問の中の、沖縄総合事務局への県内企業受注拡大等の要請についてお答えいたします。

沖縄県では、毎年度、沖縄総合事務局に対して、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、県内建設業者への受注拡大、那覇空港滑走路増設事業に係る県内建設業者への優先発注、県内中小企業者への受注機会の確保及び建設資材等県産品の優先使用を要請しております。

なお、これまで沖縄総合事務局においては、発注ランクの緩和や分離・分割発注等の県内企業の受注拡大に配慮した発注方針を策定するとともに、工事の特記仕様書に県産品の優先使用に配慮することを明記し、県産資材の利用促進に努めており、過去５年間では、共同企業体構成員の最低出資比率の引き上げを行ったとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　沖縄振興策の推進について１(1)、沖縄振興特別措置法の延長に向けた取り組みについてお答えします。

平成23年度に改正された沖縄振興特別措置法は、平成33年度末を期限とする時限立法となっております。

県としましては、同法の延長を視野に入れ、プロジェクトチームにおける検討や、来年度から実施予定の総点検の結果や事象・現象の変化を踏まえて、沖縄振興の枠組みや次期振興計画のあり方等を総合的に検討してまいります。プロジェクトチームは、後半に入った沖縄21世紀ビジョン基本計画、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画等を総括・吟味し、時代変化を踏まえ、振興策、地域経済等の面から分析し、次期振興計画を見据え、重要な政策を抽出しつつ新たな発展戦略を練ることを目的としています。

なお、菅官房長官は、ことし５月15日の記者会見において、高率補助制度に関し続けていきたいと発言されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　１、沖縄振興策の推進についての御質問の中で(3)、県経済の自立に必要な自主財源についてお答えいたします。

本県の平成28年度の自主財源比率は30.0％となっており、全国平均46.8％と比較しますと約３分の２程度となっております。沖縄の経済は好調を持続していますが、県民所得の向上等については、いまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあると考えております。多様化する県民ニーズに対応するためにも、財政基盤の安定につながる自主財源の確保は重要であります。引き続き一括交付金等の財政措置を活用した沖縄振興諸施策の推進により、本県経済の活性化につなげ、税源の涵養を図ってまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援についての御質問の中の(6)、男性職員の育児休業取得の状況及び育児休業制

度についてお答えをいたします。

知事部局において平成28年度に育児休業を取得していた男性職員の数は、14名となっております。また、改正育児・介護休業法の施行により、民間企業の労働者は、最長で子が１歳６カ月に達するまで取得することができた育児休業が、２歳に達するまで取得できるようになりました。同様に地方公務員に係る関係法令の改正を踏まえ、県の一般職非常勤職員も、特に必要と認められる場合に、子が２歳に達するまで育児休業を取得することができるよう育休条例の改正を提案しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、沖縄振興策の推進についての御質問の中の(4)、大型ＭＩＣＥ施設に対する国からの課題への対応及び(5)、今後の交付決定の見通しについては関連いたしますので、恐縮でございますが一括してお答えさせていただきます。

大型ＭＩＣＥ施設の基本設計に沖縄振興特別推進交付金を活用することについては、国から、需要推計や周辺受け入れ環境整備が課題として示されています。これを受けて、県では、国内有数のＭＩＣＥ取扱事業者からの催事件数等の裏づけを得た需要推計や国内外11社の投資開発会社が周辺エリアへの投資に関心を示していることについて具体的に説明を行ってきました。さらに、県外の需要推計手法との比較や受け入れ環境整備に係るＭＩＣＥエリアまちづくりビジョンの具体的な取り組み状況について示すとともに、大型ＭＩＣＥ施設Ｑ＆Ａの作成など県民等の理解促進の取り組みについても説明をしているところでございます。引き続き、基本設計の早期交付決定に向けて、知事を先頭に全力を挙げて取り組んでまいります。

同じく１、沖縄振興策の推進についての(7)、Ｊリーグ規格スタジアム整備基本計画の概要及び採算性、一括交付金の活用についてにお答えいたします。

県においては、ことしの８月にＪリーグ規格スタジアム整備基本計画を策定したところであり、その中で、奥武山陸上競技場及び補助競技場の一部に、２万人収容のスタジアムを整備し、附帯施設として立体駐車場やフットサルコートを整備することなどを位置づけております。スタジアム運営に係る収支については、基本ケースとしての試算において、収入が１億816万円、支出が３億1344万円となっており、収支差の２億528万円は、他の体育施設と同様、維持管理のために必要な経費となります。本スタジアムは、観光振興や人材育成、スポーツの振興に資する施設として整備するものであることから、沖縄振興特別推進交付金の活用を検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　１、沖縄振興策の推進についての(6)、臨空・臨港型産業の集積についてお答えいたします。

県では、空港や港湾の活用度の高い移出型産業を国際物流拠点産業集積地域に集積させ、域内産業と相互に連携・補完することで、地域経済全体に好循環が生まれるものと考え、臨空・臨港型産業の集積に努めております。

また、旧特別自由貿易地域への誘致活動のほか、新たな企業集積用地の確保に向けた取り組みや市町村との連携を進めることにより、さらなる臨空・臨港型産業の集積に向け取り組んでまいります。

次に、５、地域福祉・医療の充実強化についての(7)、本県における介護を理由とした離職者の実態についてにお答えいたします。

県では、現在実施している沖縄県労働環境実態調査において、介護を含む離職の理由に関する調査項目を設けており、今年度中に報告書を取りまとめることとしております。なお、国が実施した平成28年度雇用均等基本調査によると、全国において介護を理由とした離職者がいた事業所の割合は3.4％となっており、平成25年度の同調査に比べて1.4％増加しております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、沖縄振興策の推進についての御質問の中の(8)のア、首里城公園の移管の経緯等についての御質問にお答えいたします。

首里城公園の県への移管については、平成24年の沖縄復帰40周年式典での総理大臣式辞の発言を受け、県は、首里城有料区域内の施設の所有を国に残して、管理運営を行う方針を決定しております。その後、国等に対し、当該方針を伝えた上で、平成30年度末までの円滑な管理移管に向けて、役割等の枠組みについて協議をしているところであり、その結果を踏まえ、必要な諸手続を進めていく予定であります。

なお、財源については、入館料等の収入により管理運営費を賄うことで、県の財政負担はないものと考えております。

同じく１の(8)のイ、海洋博公園の今後の管理等についての御質問にお答えいたします。

海洋博公園においては、平成30年度末に独立行政法人都市再生機構による沖縄美ら海水族館の管理が終了する予定であります。

県としては、沖縄美ら海水族館等について国から情報収集しながら、望ましい管理体制のあり方などを検討しているところであります。

次に、２、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の(4)、伊平屋・伊是名架橋の建設費縮減についての御質問にお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋については、伊平屋・伊是名両村の要望等を受けて、平成23年度に整備の可能性調査を実施しました。この調査においては、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。建設工事費の縮減等に向けては、前年度までの上・下部工の検討に引き続き、今年度はボーリング調査を行っており、下部工等の検討のためのデータを収集しているところであります。

次に、４、安全で快適な社会環境の整備についての御質問の中の(1)のイ、南部東道路の那覇空港自動車道への直接乗り入れについての御質問にお答えいたします。

南部東道路と那覇空港自動車道との接続については、合流部の交通安全や費用対効果、多大な予算の確保などさまざまな課題があり、今年度から国、南城市及び南風原町と検討協議会を組織し、これら課題の克服に向け調査検討を行っております。ことし11月29日に開催した第２回協議会において、直結ランプ案で合意したところであり、県では、引き続き関係機関の協力を得ながら調整を進め、事業化に取り組んでいきたいと考えております。

同じく４の(1)のオ、今年度の前倒し発注件数と来年度の見解についての御質問にお答えいたします。

土木建築部における公共工事の前倒しについては、いわゆるゼロ県債工事を含めた前年度１月から３月に前倒しで発注契約した件数は、38件であります。県内建設業界からは工事発注の平準化を求める声も多く、国には沖縄振興公共投資交付金へのゼロ県債適用を要望し、ことし11月に認める旨の回答がありました。

今後とも、ゼロ県債等を活用しながら、工事の前倒し発注による平準化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、２の離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、離島・過疎地域における医師確保等の現状と支援についてお答えします。

県は、自治医科大学及び県立病院において医師及び後期臨床研修医を養成するとともに、県内外の医療機関から専門医を派遣するなど、離島及び僻地における医師の安定的な確保に取り組んでおり、平成28年度は、延べ131名の医師を当該地域の医療機関に派遣したところであります。また、代診医につきましては、20診療所に対し628日分の派遣を実施しております。平成32年度以降は、琉球大学医学部地域枠を卒業した医師が離島・僻地での勤務を開始する見込みであり、引き続きこれらの取り組みを効果的に実施することにより、離島及び僻地における医師の確保に努めていきたいと考えております。

次に、５の地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(2)、基幹病院の経営形態及び課題の解消についての御質問にお答えします。

基幹病院の経営形態につきましては、知事公約及び沖縄県地域医療構想を踏まえ、検討を進めることとしております。また、北部地域に基幹病院を整備することにより、医師、看護師等の確保や経営の安定化などの課題につきましては、改善される蓋然性が高いものと考えております。

次に、(3)の名桜大学への関連学科の新設についての御質問にお答えします。

北部圏域における基幹病院の整備に合わせた名桜大学の関連学部、学科の整備につきましては、一義的には、同大学において検討すべき問題であると考えております。なお、医学部につきましては、国の政策により設置が抑制されており、新設は困難な状況にあります。また、薬学部の設置につきましては、県内関係団体の意向も踏まえ、検討する必要があると考えております。なお、名桜大学におきましては、現在、看護学科及び助産学専攻科が設置されており、看護師、助産師等の養成が行われているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、離島・過疎地域の振興についての中の(3)、航空運賃の低減を図るための取り組みについてお答えいたします。

県では、離島住民が住みなれた島で安心して暮らし続けることができるよう、割高な交通コストを低減し、離島住民の負担軽減を図るため、平成24年度から沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施しております。同事業において、航空路では、離島住民の方々を対象に約４割の運賃低減を行っており、さらに病院や高校がない小規模離島については、観光客等に対しても約３割の低減を行っております。

県としましては、離島住民等の交通コストの負担軽減のため、今後も安定的かつ継続的な事業実施に取り組んでいきたいと考えております。

次に、同じく２の(5)、粟国航空路線の再開に関する課題等についての御質問にお答えいたします。

粟国路線の再開については、平成28年12月から、第一航空、粟国村、県の３者で運航計画や収支見込み等の協議を重ねておりますが、現時点で３者の協議が調っていないため、運航再開の時期は未定となっております。運航の再開に当たっては、安全性や利便性の確保、運航収支の改善などを図るとともに、第一航空において地元の方々への丁寧な説明がなされ、信頼の回復を図ることが必要であると考えております。

次に、４、安全で快適な社会環境の整備についての中の(1)のウ、所有者不明土地の問題についての御質問にお答えいたします。

所有者不明土地とは、不動産登記簿などの所有者台帳により所有者が直ちに判明しない、または判明しても連絡がつかない土地のこととされております。所有者不明土地の問題は、人口減少の加速化により土地を引き継ぐ人が減ったり、税負担や土地管理の手間を避けるため、登記がなされていないことなどが原因と考えられております。民間有識者団体による試算によると、全国の所有者不明率は20.3%、面積では約410万ヘクタールに上ると推定されており、県内においても存在すると推定しておりますが、正確な面積は県においても、また、国においても把握されておりません。現在、国において相続未登記等による所有者不明土地の把握とその利活用方法等を検討しているところであります。

沖縄県としては、今後の国の動向を見ながら関係部局と調整の上、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、農林水産業の振興についての御質問の中の(1)、人手不足や高齢化、市場開放などに対応した農林水産業の競争力強化についてお答えいたします。

県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、人手不足や高齢化、市場開放などに対応した農林水産業の競争力強化に取り組んでおります。具体的には、１、労働力を確保するための国家戦略特区における農業支援外国人受け入れ事業の検討、２、担い手の育成・確保を図る沖縄県新規就農一貫支援事業、３、国内外で販売促進などを行うおきなわ型農産物ブランディング推進事業、４、県産豚肉の競争力やブランド力を強化する沖縄アグー豚安定供給体制確立事業等の施策・事業に取り組んでおります。

県としましては、引き続き県産農林水産物のブランド化等による農林水産業の競争力強化に取り組んでまいります。

同じく(2)、本県の食肉業を守るための県の考え方についてお答えいたします。

県では、石垣牛及びアグーブランド豚などを中心に国内外で流通が拡大していることから、肉用牛等の品質向上と増産に取り組んでいるところであります。現在、県内には牛肉を海外に輸出できる食肉処理施設がないことから、県としては、牛肉の輸出を促進するため、食肉処理施設が輸出先国の衛生要件（ＨＡＣＣＰ）を取得し、輸出施設としての認可を得ることに対して、関係機関と連携し支援してまいります。

同じく(3)、ミカンコミバエの防除対策についてお答えいたします。

ミカンコミバエは、果実や果菜類に甚大な被害を与える重要害虫であり、昭和61年に沖縄県内からの根絶を達成しております。しかしながら、本県は東南アジア等ミカンコミバエの発生地域に隣接し、再侵入が常に懸念されております。このため、県では、トラップ及び寄主植物調査による侵入警戒調査、誘殺板による侵入防止防除を定期的に実施しております。なお、誘殺が確認された場合には、寄主植物調査やそれに伴う殺虫剤散布、誘殺板設置等の対策を実施しているところであります。近年、誘殺が増加傾向の中、今年度、石垣島において、断続的に誘殺が確認されたことから、防除を強化するため、通常の対策に加え、島全域を対象とした防除を10月に実施したところであります。現在、第２回目の防除作業を国や市、ＪＡ等と連携して実施中であり、誘殺は確認されておりません。

県としましては、国等とも連携し、ミカンコミバエの再発生防止に取り組んでまいります。

次に、同じく(4)、新規就農者の育成・確保対策の施策展開と成果についてお答えいたします。

県においては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、平成24年度から新規就農者を年間300名育成することを目標に取り組んでおります。就農前の研修、就農後の所得確保支援として、農業次世代人材投資事業による就農前２年間及び就農開始後５年間の資金の交付、沖縄県新規就農一貫支援事業による新規就農者への農業施設・機械等の整備支援、研修生受け入れ農家への支援を実施しております。これらの取り組みにより、新規就農者は平成24年からの５年間で累計1764名となり、毎年300名以上の育成が図られております。

県としましては、今後とも市町村等関係機関と連携し、担い手育成・確保に取り組んでまいります。

同じく(6)、台湾海軍演習による漁業への影響についてお答えいたします。

県は、台湾東における台湾海岸巡防総局の射撃訓練について、水産庁を通じて情報提供を受けており、その情報を漁業関係団体へ周知しているところであります。また、与那国町漁協からは、演習情報により所属漁船の操業に影響が出ているとの話を聞いております。

県としましては、今後とも国と連携し、安全操業に向けた適切な情報の周知を実施するとともに、国へのさらなる情報提供を求め、問題解決に向け、関係団体及び関係部局と連携し対応してまいります。

同じく(7)、農林水産物流通条件不利性解消事業の補助単価の削減理由についてお答えいたします。

農林水産物流通条件不利性解消事業の平成28年度の事業実績は、県外出荷量が約６万1607トンとなっており、25年度と比較すると約１万1309トン、約22.5％の増となっております。本事業は事業開始から５年が経過したことから、事業の効果検証、制度の見直しについて検討したところ、今後は、事業者の自立化の促進を図るとともに、限られた予算内でより事業効果を高めるため、30年度より段階的に補助単価の引き下げを行うこととしております。

県としましては、引き続き農林水産物に係る輸送対策等の取り組みを推進してまいります。

次に、４、安全で快適な社会環境の整備についての御質問の中の(1)ア、石垣港新港地区旅客船ターミナル整備事業に係る岩礁破砕許可についてお答えいたします。

石垣港新港地区旅客船ターミナル整備事業における岩礁破砕等許可手続について、沖縄総合事務局石垣港湾事務所は、平成29年３月14日付水産庁文書を根拠として新たな岩礁破砕等許可申請を行わないとしております。しかしながら、当該水産庁見解は、従前の政府見解や水産庁の技術的助言等との整合性を欠くものであり、県としては、今回の水産庁見解を採用できないとしております。そのため、県は、同事務所に対して、許可期間満了後、当該区域で岩礁破砕行為を行うためには改めて許可手続が必要である旨を、平成29年９月15日及び10月５日付文書で通知を行い、行政指導を行ってきたところであります。

県としましては、今後とも岩礁破砕等許可が必要であることを指導するとともに、今後の対応については、慎重に判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　４、安全で快適な社会環境の整備についての御質問の中の(1)のカ、那覇港湾施設の移設に向けた取り組みについてお答えいたします。

ことし４月27日の移設協議会後、浦添市においては、有識者で構成する浦添市西部開発に関する懇話会を設置し、10月24日に最終報告を取りまとめております。当該最終報告を受け、11月24日の知事、那覇市長、浦添市長の３者面談では、浦添市から、浦添市西部開発に関する懇話会の最終報告と南側案に行き着いた経緯等について説明がありました。

今後は、浦添市から移設協議会や那覇港管理組合に懇話会の最終報告が提出され、それぞれの組織において協議が行われるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　４の安全で快適な社会環境の整備についての御質問の中の４の(2)のア、沖縄市にある産業廃棄物処理業者の許可取り消し経緯と今後の対応についてお答えします。

県は、平成28年８月に情報を入手し、５回の現地調査及び５回の聞き取りを行った結果、廃棄物が不法投棄されていることを確認しました。廃棄物処理法では、許可業者が不法投棄などの情状が特に重い違反行為を行った場合、許可を取り消さなければならないと規定されていることから、同法に基づき、11月20日に同社の許可を取り消したものです。今回の許可取り消し処分で同社の受け入れが停止しても、産業廃棄物については、十分な量の処理能力を持つ事業者がいる

ことから、分別を徹底すれば県内で中間処理することは十分可能であります。そのため、排出事業者及び処理業者に対し、これまで以上の分別徹底、排出抑制及びリサイクルの推進を指導しているところであります。

同じく４の(2)のイ、ごみ山の今後と県のかかわりについてお答えします。

事業者の報告によると、平成29年９月末時点で超過廃棄物の容量は、約42万6000立方メートルとなっております。超過廃棄物は、原因者である同社の責任において処理すべきものと考えており、同社及び同社役員に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を発出し、適切に処理するよう求めていくこととしております。あわせて、同社が行う廃棄物の処理や改善方法等が適切かどうか、有識者の助言を得ながら監視を強化し、改善を徹底していきたいと考えております。

同じく４の(2)のウ、さらなる公共関与最終処分場の必要性についてお答えします。

県内で稼働中の民間管理型最終処分場は２社で、残余容量が約３万8000立方メートルと逼迫しております。そのため県は、埋立容量９万立方メートル、埋立期間15年の公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設を行っているところであります。同処分場は、平成31年度供用開始を予定しており、その後の処分場の必要性については、供用開始後、県内産業廃棄物の搬入状況等を踏まえ検討してまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　５、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で(1)、県立病院のあり方及び経営安定化に必要なことについてお答えいたします。

県立病院は、各地域の中核病院として、救急医療、周産期医療、高度・特殊医療や離島・僻地医療等の役割を担っております。病院事業局においては、平成29年度から平成32年度を計画期間とする沖縄県立病院経営計画を策定し、県立病院の役割や経営の効率化に関する内容を定めております。同計画では、県立病院の役割について、現在の役割を維持することを基本としつつ、県が策定した沖縄県地域医療構想を踏まえ、今後の県立病院の役割や県立病院が提供すべき医療機能を明確にすることとしております。経営の効率化については、経常収支の黒字確保、投資資金の確保、手元流動性の確保を目標としており、収益の確保、費用の縮減、資金の確保、人員体制の整備と医師等人材の安定確保、効果的・効率的な設備投資に取り組むこととしております。

今般の労働基準監督署からの是正勧告等を受け、病院事業局では労働基準法に基づき時間外勤務手当の算定方法を見直し、過去２カ年にさかのぼり支払ったところであります。過去の時間外勤務手当のうち、政策医療に要する経費については、一般会計の負担となることも踏まえ、本議会において補正予算案を提出しております。

病院事業局では、今後の医師等の働き方については、国の働き方改革の動向も踏まえながら、県立病院における医師等の時間外勤務の縮減に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　５、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(4)、県の高齢化対策の基本姿勢についてお答えします。

高齢化が進展する中、本県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、高齢者が住みなれた地域で自分らしく生き生きと暮らせる環境づくりを目指し、社会参加の促進や健康づくり・介護予防の推進、認知症高齢者に対する支援、適正な介護サービスを利用できる体制整備などに取り組んでいるところです。

同じく(5)、地域密着型特別養護老人ホーム等の整備についてお答えします。

施設整備につきましては、市町村の需要等を踏まえ必要量を見込んだ沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、計画的に取り組んでおります。県では、現在、平成30年度からの次期計画の策定に向けヒアリング等を行っているところであり、保険者と連携し、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備に向け、引き続き取り組んでまいります。

同じく(6)、少子化を想定した公的介護のあり方等についてお答えします。

高齢化により介護を必要とする高齢者は増加しており、介護する人の高齢化や離島地域での介護に係る資源の不足の課題等も含め、将来を見据えた取り組みが必要となっております。

県では、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に、市町村と連携して取り組んでおり、今年度策定する第７期高齢者保健福祉計画において、必要となる

サービス量を見込み、介護を社会全体で支え合う仕組みづくりを進めてまいります。

同じく(8)、手話の普及に関する県の取り組み及び聴覚障害者に対する理解促進の状況についてお答えします。

県では、現在、手話言語条例に基づき、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る手話推進計画の策定や、毎月第３水曜日の手話推進の日に合わせ、県のホームページ等を通じ、基本的な手話表現について動画を交えて紹介する取り組みを行っております。また、手で話そう運動2017を現在実施中であり、各種イベントの開催やテレビ・ラジオを活用した広報、普及啓発パンフレットの作成・配布などにより、手話や聴覚障害者への県民の理解が深まりつつあると考えております。

県としましては、今後とも、聾者と聾者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に向け取り組んでまいります。

続きまして、６、子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、企業主導型保育所についてお答えします。

企業主導型保育事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とし、国において平成28年度から実施されております。国は待機児童解消加速化プランにおいて、当該事業による平成29年度末までの保育の受け皿を約５万人分確保することとしておりましたが、当初の計画から２万人分を上積みし、約７万人分を確保することとしております。

県内においては、平成29年11月17日時点で32施設、定員951人分が助成決定を受けております。

同じく(2)、認定こども園の移行状況と県の移行計画についてお答えします。

本県の認定こども園は、平成29年10月１日時点で、12市町村において38施設が整備されており、約5000人の定員が確保されております。

県においては、黄金っ子応援プランに基づき、平成31年度末までに、18市町村において約6400人の定員を確保するとしており、引き続き市町村と連携し、地域の実情に応じた子育て支援に取り組んでまいります。

同じく６(3)、認可外保育施設の認可化の状況と公的支援の現状についてお答えします。

認可外保育施設の認可化については、平成24年度から平成28年度の５年間で51施設が認可保育所等に移行し、3680人の定員を確保したところです。認可外保育施設への公的支援としましては、１、認可化移行に向けた運営費及び施設整備費の支援、２、保育に必要な教材や備品を充実させるための支援、３、入所児童の処遇改善のための給食費や健康診断費等への支援などに取り組んでおり、平成29年度当初予算に約13億円を計上しているところであります。また、認可保育所と認可外保育施設は、法的な位置づけが異なるため、公的負担について一概に比較するのは困難であります。

同じく(4)、沖縄子供の貧困緊急対策事業についてお答えします。

平成29年度の沖縄子供の貧困緊急対策事業の予算額は約11億円で、前年度と比較し約１億円の増額となっております。事業の実施内容については、市町村事業として、平成29年10月現在、28市町村に117人の支援員の配置、26市町村に126カ所の子供の居場所を設置しております。また、沖縄県事業として、支援員や子供の居場所の運営支援を行う支援コーディネーター事業や、支援員に対する複数回の研修を実施しております。本緊急対策事業の実施により、支援の必要な子供等が福祉制度につながるとともに、居場所での食事の提供や学習支援などを行うことによって、子供が安心して育成される環境が整備されております。

同じく(5)、児童虐待の状況、内容、防止策についてお答えします。

平成28年度に本県の児童相談所で処理した児童虐待相談件数は713件で、前年度に比べ26件増加し、過去最多となっております。また、平成28年度の児童虐待相談の内訳としましては、心理的虐待が一番多く44.7％、次いで身体的虐待が27.3％、ネグレクトが25.0％、性的虐待が2.9％となっています。児童虐待の防止対策としましては、地域住民や子供の福祉にかかわる者の児童虐待に関する意識の向上を図り、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に資することを目的として、県内各地で講演会を開催するほか、県の広報番組やホームページ等を活用し児童虐待防止について広報啓発する取り組みを実施しているところです。

県としましては、引き続き児童虐待防止対策のさらなる充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君の再質問は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時24分休憩

午後１時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

砂川利勝君の再質問を行います。

砂川利勝君。

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川　利勝君　それでは再質問を行います。

まず１の(3)番、県経済が自立する上でどの程度の伸びが必要なのか、自主財源を確保するために。これちょっと答えてください。

それと(4)番、ＭＩＣＥの県の説明が国に対してしっかり理論構成、材料そろっていてできるのかできないのか。

それと(5)番の、交付金がもし決定が受けられたらいいんですが、受けられない場合の対応策、それをちょっと聞かせてください。

次に、２の粟国空港の運航再開は未定だという答弁でした。これは、波照間空港とか多良間空港、そちらにも多分影響が出ると思うんです。この点もちょっと含めて答弁を求めたいと思います。

次に、食肉センターの、これつくるつもりがあるのか。それとも本当に支援をしていくといった内容がどういう支援をするのか。その辺を伺いたいと思います。

次に、ミカンコミバエが発生していると。それの影響でどのような作物に影響があるのか。それと発生源がわかれば教えてください。

次に、波照間漁港の件です。これちょっと写真持ってきたんですが、現在こういう状況になっています。（資料を掲示）　屋根も何もなくて、舗装するという知事の答弁ありましたけれども、これは本当にありがとうございます。ただ、これから冬場、そしてまた夏場に向かっていきますので、雨とか、夏場になれば多分、結構暑いので、それも含めて、この整備をいつまでにどういうふうにするというのを明確に答えてください。お願いいたします。

次に、農林水産物の不利性解消事業。この事業は、本当に年々利用がふえています。平成24年度で12億4000万だったのが、平成28年度では26億1700万円まで伸びています。トン数も71トンから134トンと。私はこうやって頑張っている、第１次産業、特に天候に左右されやすい作物ですので、水産業も含めて、これはもっと逆に力を入れるべきじゃないかなというふうに思いますので、再度答弁してください。

次に、石垣港旅客ターミナルの件。これはまさに辺野古と同じ条件じゃないかなと思うんです。そして、それを慎重に対応していきたいということだったんですが、本来、これも辺野古との違い。何で辺野古はすぐ訴訟したのにここは訴訟できないのか。その辺を答弁してください。

以上です。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　再質問にお答えをしたいと思います。

県経済が自立する上での自主財源はどの程度の伸びが必要であるかという再質問でございますが、沖縄県が目指す自立型経済においては、雇用の創出、所得、税収の増加が図られ、地域経済全体が安定的に発展する好循環の状態が実現され、このことにより、税収などの自主財源が拡大していくものと考えております。一方で、自立型経済の構築に向けて、自主財源がどの程度必要なのかについては、算出が困難ではありますが、県民ニーズに対応するため、自主財源の確保は重要であり、引き続きさまざまな取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　再質問にお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設に関しまして、国への説明ということでございますけれども、基本設計につきましては、残念ながら需要推計と収支見通し、周辺環境整備の見通しについて国から御指摘等があり、現在のところまだ交付決定には至っていない状況でございます。これらの指摘への対応を図るため、県といたしましては、県側の説明を補強する新たな資料の作成や推計値の制度を高める等、例えば他の先行施設の状況、需要推計のとり方、あるいは周辺環境整備の仕方等、新たな資料等もデータ等も入手しながら、丁寧に国へ説明をしているところでございます。国とは、現在も事務方レベルでやりとりを続けているところでございます。引き続き、資料の精度を上げながら、国の理解を得るために調整を続けていく所存でございます。

それから、もう一つの御質問、一括交付金の交付決定が得られない場合の対策についてのお答えでございますが、大型ＭＩＣＥ施設の整備につきましては、国もその必要性については理解を示しており、平成24年度以降、同施設のあり方調査や基本構想の策定等の業務をソフト交付金を活用して実施しているところでございます。一括交付金の交付要綱には、交付金を充当できない事業や経費が限定列挙されておりますが、

公共施設は対象外となっておりません。

県におきましては、大型ＭＩＣＥ施設は高い経済効果をもたらす収益施設であり、東海岸の振興の起爆剤となるばかりでなく、沖縄全体の振興に資する重要な施設であることから、一括交付金の活用は可能であると考えており、引き続き内閣府とも調整を進めながら、一刻も一日も早い一括交付金の交付決定に向けて取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　石垣、波照間、多良間航空路線の今後の見通しについての御質問にお答えいたします。

石垣―波照間及び石垣―多良間路線につきましては、現在第一航空のみが就航の意思を表明しているところであります。このため、第一航空が粟国路線を再開した後、同社において新たな操縦士を確保し、波照間及び多良間の空港を利用した訓練等を行うとともに、関係機関と就航に向けた協議を行っていくことになると考えておりますが、県としては、全体の状況を踏まえ、大阪航空局その他関係者と必要に応じ調整を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　砂川議員の再質問にお答えいたします。

まず食肉業の食肉処理施設のＨＡＣＣＰについての整備についての再質問にお答えいたします。

県では、これまで屠畜場の整備を行ってきておりますが、施設整備を行わなければＨＡＣＣＰ取得できない施設が少ないと考えております。そのため、ソフト面での支援が必要と考えておりまして、ＨＡＣＣＰ導入に向けて取り組む事業者に対して、指導・助言を行っていくこととしております。また、ハード面で施設整備が必要な場合には、国の補助事業等を活用しながら支援してまいりたいというふうに思っております。

次に、ミカンコミバエの影響する作物、発生源についてお答えいたします。

まず具体的に、ミカンコミバエの影響を受けます作物名についてはかんきつ類、グヮバ、マンゴー類などの熱帯果樹であります。発生源については、ここ数年、気象要因だけではなくて、飛び飛びの発生等が見られておりますけれども、原因については、関係機関のほうで今究明をやっているところですけれども、はっきりした原因が今つかめていない状況であります。

次に、波照間漁港について具体的な整備計画等についてという再質問にお答えいたします。

船会社、あるいは公民館長等の要望については、即整備に向けて、浮き桟橋等の整備を今要望しておりますけれども、浮き桟橋を整備するときに、既存の港を活用するときの従来高速艇を活用している、あるいは漁船等を活用されているところについて、大型高速艇を入れてしまうと波の影響等が非常に大きいとかいろんな影響が出ております。そのため、地元の要望ないしは船会社の操船の影響等を踏まえて、どちらのほうに整備したほうがいいのか、あるいは本格的に整備したほうがいいのか、その辺のまず実態調査、要望を具体的に整理していきたいというふうに思っております。その場合、想定される事業ですけれども、漁村地域整備交付金等を活用いたしまして、こちらのほうですとある程度まとまった事業ができますので、そちらのほうで整備できないかなということで今検討しております。具体的にもし事業化、今やった事業について、今年度については利用実態あるいは要望事項等の調査を行って、１年目で県単独による事業計画書の作成などを行って、その後事業採択に向けた水産庁との関係機関との調整を行っていきたいというふうに思っております。

次に、不利性解消事業ですけれども、今議員がおっしゃったように、各関係機関のほうからは、事業の存続ないしは事業効果については、非常に評価を受けているところでありますけれども、まず当該事業については、ソフト交付金を活用して事業を実施している当初の中で、平成24年度の事業開始時に、国との調整において５年をめどに効果検証、制度の見直しなどを実施することを調整の上で交付決定を受けているところであります。そのために、出口戦略のあり方が問われていることがありまして、今回、残りの事業期間についての単価の見直しを行ったところであります。今後、必要に応じて、また関係機関の意見等を踏まえて、単価の見直しについてはまた必要があれば検討もしていきたいというふうには考えております。

次に、石垣港新港地区旅客ターミナルの整備事業についての再質問についてお答えいたします。

平成29年11月20日付文書による石垣港湾事務所からの報告では、波浪等による岸壁前面の洗掘を防止するための洗掘防止材を製作するための型枠設置及び岸

壁の本体となるケーソンを設置する準備として、既設ケーソンに引き寄せワイヤー、貨車、ウインチなどを設置する現在はそういう状況であります。

そのために、県としましては、今後とも岩礁破砕等許可が必要であることを指導するとともに、今後の対応については慎重に判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○砂川　利勝君　議長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時０分休憩

午後２時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　先ほどの再質問の交付決定を受けられない場合の対策についてということでございますけれども、県が今現在考えています大型ＭＩＣＥ施設につきましては、一括交付金の交付要綱にもきちんと対象になっているということでございます。またこれまでもＭＩＣＥの各段階におきまして、年度ごとの段階におきまして、一括交付金を活用してきたところでございますので、まだ内閣府との一括交付金に関してのやりとりは続いています。

県といたしましては、引き続き内閣府とのやりとりをしながら、一括交付金の活用を前提にやりとりをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　今の答弁のとおりですから。

砂川利勝君。

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川　利勝君　それでは再々質問を行います。

ゼロ県債を使っての八重山、宮古の実績を聞かせてください。先ほど38件やったということで、土木からありましたよね。その中身をちょっと聞かせてください。

それとさっきのＭＩＣＥの件は、努力しているのは認めますけれども、できなかったときどうするかということを聞いたので、それだけ答えてください。

再度お願いします。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛にしてください。

休憩いたします。

午後２時３分休憩

午後２時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　砂川議員の再々質問にお答えをいたします。

御案内のとおり、さきの衆議院予算委員会、11月28日の中で、下地議員の質問に対しまして担当大臣がお答えをしております。大臣発言の指摘と言いますのは、１つ目は、根拠ある需要収支見込み等が必ずしも整理されているとは言えない状況であると。もう一つがまちづくりビジョンを策定したものの、現時点で具体的な整備の見込みはまだ厳しい状況にあるという御指摘は受けたものの、現時点で交付金の活用を認めるのは時期尚早ということで、だめだということではありませんので、我々は引き続き先ほど申し上げましたとおり、資料の精度を高めるなり、さまざまな手法を講じながら、内閣府との調整を進めて、一刻も早い交付金の交付決定に向けて努力を続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　こんにちは。

社民・社大・結連合を代表して、代表質問を行います。

知事、去る11月下旬に奄美大島をお訪ねになったということで、ことし３月に建立された宇検村の対馬丸の慰霊碑に献花をされたということが新聞でありました。もちろん背景には、対馬丸の犠牲、1800名近くの方々が乗られたその船が爆撃に遭い、沈没をし、そして流れ着いた人々をわずかではあるが助け、そして埋葬に当たりという、こういったことが長く箝口令でその実態が知られることなく眠っていたものを宇検村の方々が慰霊碑として建立して再度その歴史を浮上させ、そしてこの今の時代にあって、体験の風化、継承の難しさ、そういうのが70年以上たつ中で、どう伝えていくかということを改めてその心を持って示してくださったのかなというふうに思います。そういう中で、両島、常々兄弟島として奄美の方々を沖縄のことを表現されますが、その発展を限りなく願い、さらなる交流を期して、代表質問に入りたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

知事の政治姿勢について伺います。

(1)、去る衆院選の結果をどのように受けとめられたか。また、関連して実施された世論調査において、翁長知事の支持率は64％に上り、歴代知事の中でも群を抜く高さを維持している。県民の期待をどう感じているか。任期まで１年を迎える中、公約全うに向か

う決意を伺います。

(2)、東村高江における海兵隊ヘリ墜落炎上事故は、県民の水がめが米軍施設及び訓練と隣り合わせにあることを如実に示しました。高江ヘリパッド使用の中止を求める知事の決意を確認いたします。

(3)、海兵隊員の飲酒運転によって県民の命がまたも奪われました。外出制限は早くも解除され、米軍規律に対する県民の信頼は地に落ちていると言わざるを得ません。実効性ある再発防止について、知事は日米両政府に何を求めていくのか伺います。

(4)、核持ち込みの密約や基地の自由使用、これを維持したい米側の思惑、数々の公文書から次々と明らかになっています。日米合意違反の訓練が繰り返される現状、まさに基地使用条件の裏を見るようです。合意外の訓練がやまない背景、これを県はどのように分析をしているのか、見解と対応を伺います。

２点目、日米地位協定の改定要求について。

(1)、高江ヘリ墜落炎上事故後の対応を踏まえ、以下示されたい。

ア、捜査権への支障、日米地位協定の実施に伴う刑事特別法とのあつれきについて認識を伺います。

イ、民間地における県環境調査の制約、消防の立ち入り拒否、墜落機体の撤去や現場の土の持ち去りに係る法的根拠をそれぞれ示されたい。

ウ、ガイドラインの運用、改善の課題を伺います。

(2)、環境と自治権の課題について伺います。

ア、国内法の適用及び自治体立ち入りについて協定上の規定を伺います。自治体の立ち入り要請から実施までに要した期間は最長どれほどか伺います。

イ、米軍演習に伴う騒音や低周波音、排ガスを継続的に浴びることによる健康への影響について、誰がどのように責任を負っているのか伺います。

ウ、日本環境管理基準（ＪＥＧＳ）について米軍の実施体制、認識はいかほどか。

エ、環境補足協定、その他米軍施設により妨げられている事業について進捗と政府の対応を伺います。

３、嘉手納基地から派生する環境被害の実態について。

(1)、Ｆ35配備計画、第353特殊作戦群駐機場整備などさらなる負担増大の懸念があるが、県の対応を伺います。

(2)、騒音被害の実態を示されたい。嘉手納高校の授業中断についても伺います。

(3)、三連協が求めている基地使用協定について県の対応を伺います。

(4)、嘉手納基地周辺住民の健康被害実態調査の必要性を伺います。

(5)、学校空調補助、認可外保育園等の防音工事助成について伺います。

４、環境アセスの見直しについて。

(1)、高江のヘリパッドなど当該地域環境の重要性を踏まえれば、自主アセスに委ねるべきではなかったのではないか。特別配慮地域の指定、基準の上乗せ等、環境保護措置の実効性について認識を伺います。

(2)、爆音被害の常態化、基地周辺及び跡地の汚染問題など他県ではおよそ発生しない基地由来の環境問題が日常であります。地位協定の見直し要求とあわせ、米軍の環境監視に対する姿勢を県条例で示すべきではないか伺います。

５点目、辺野古新基地建設問題について。

(1)、国頭村奥港の使用に関する問題について伺います。

(2)、サンゴ移植申請への対応を伺います。

(3)、新名護漁協設立の経緯と見通しを伺います。

(4)、辺野古弾薬庫の再開発計画と辺野古新基地との関連を伺います。

(5)、ＣＯＤＥＬによる米国会議員の来日、来県実績について調査をされているのか伺います。

６点目、産業廃棄物処理業者の行政処分について伺います。

(1)、倉敷環境社が実際に不法投棄を行っていた時期と総量を伺います。

(2)、同社が処理していた廃棄物全体に占める米軍ごみの割合を伺います。

(3)、ごみ山の残量と今後の解決方法並びに責任主体を伺います。

(4)、地下水汚染の現状と解決方法並びに責任主体を伺います。

(5)、県内管理型最終処分場の容量、長期見通しについて伺います。

７点目、子供の貧困対策と支援体制について。

(1)、中学卒業後の進路未決定者の推移、全国比較、支援体制について伺います。

(2)、保育所の在園児選考について県の認識と対応を伺います。入所要件を満たしながら退園を迫られた在園児の数を伺います。

８点目、泊魚市場移転問題について。

(1)、糸満漁港の高度衛生管理型荷さばき及び附帯施設の早期整備について伺います。

(2)、泊漁港の消費地機能強化の取り組みを伺います。

(3)、県水産ブランドの県外、海外への発信につい

て伺います。

９、沖縄こどもの国の充実と支援について伺います。

沖縄こどもの国は、大型動物はもとより、琉球弧の生き物の展示を通じ、人と動物にかかわる地域文化の発信にも貢献しています。来園者数の推移、児童福祉の向上や科学教育発展への期待について県がどのように評価しているのか。また、支援の充実について伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　仲村未央議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)、衆議院総選挙の結果と県民の期待及び公約実現への決意についてお答えをいたします。

今回の衆議院総選挙は、全国的には政府与党が圧勝する結果となりましたが、沖縄選挙区においては、４選挙区のうち３選挙区でオール沖縄の候補者が勝利し、辺野古新基地建設反対、普天間飛行場の早期の閉鎖・撤去、オスプレイ配備撤回を求める沖縄の民意が改めて示されたものと考えております。また、世論調査において、県民の皆様から高い支持率をいただいたことについては、私の主張が多くの県民に御支持いただけていることのあらわれであると考えており、大変心強く感じております。

今回の衆議院総選挙で改めて示された沖縄の民意を踏まえ、今後とも、辺野古新基地建設の阻止など沖縄の過重な基地負担の軽減、沖縄県の経済発展及び県民生活の向上に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢についての(3)、実効性ある事件・事故の再発防止についてお答えをいたします。

米軍は今回の事故を受け、飲酒や外出の禁止措置をとりましたが、県としては、こうした一時的な対応ではなく、ゲートチェックのあり方やリバティ制度の運用実態の検証及び公表も含め、抜本的な対策が必要であると考えております。このことから、12月２日の河野外務大臣への要請では、事件・事故の再発防止に向け、これまでの取り組みを超えた、より効果的な対策の実施を強く求めたところであります。

県としては、米軍に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、事件・事故防止のための協力ワーキングチームでの議論など、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正、再発防止がより実効性を伴うものとなるよう強く求めていきたいと考えております。

次に、泊魚市場移転問題についてに関する御質問の中の８の(3)、県水産ブランドの県外、海外への発信についてにお答えをいたします。

沖縄県産の水産物には、生鮮マグロやモズク等、魅力ある品目が多数ある一方、県外、海外需要に対する安定的な供給、鮮度保持や輸送コスト等が課題となっております。そのため、沖縄県では、県産水産物の販路拡大を図る目的で、一括交付金や地方創生推進交付金を活用した事業により、魚種ごとのマーケティング戦略の策定や関係団体と連携したプロモーション活動等を実施してまいりました。これらの取り組みにより、沖縄美ら海まぐろのブランド化が推進され、その他県産水産物についても、知名度向上や流通量増加等が図られております。

沖縄県としましては、引き続き、これらの課題の解決に向けて取り組み、本県水産物の県外、海外市場への販路拡大を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、北部訓練場ヘリコプター着陸帯の使用中止についてお答えいたします。

今回のＣＨ53Ｅヘリコプターの不時着、炎上事故を受け、県議会だけでなく、地元高江区や東村議会が移設された６カ所のヘリコプター着陸帯の使用禁止などを求める抗議決議を行ったことは、重く受けとめております。住宅地域に近いヘリコプター着陸帯の使用については、これまでも当該地域の住民生活への影響が懸念されており、地元から使用中止の強い要望が出されております。今回の事故を受け、県は、政府に対し、住宅地上空での飛行訓練の中止、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用中止、ダム上空での飛行訓練中止等を含め、米軍の演習のあり方を見直すよう求めているところです。

次に、同じく１の(4)、合意外の訓練についてお答えいたします。

米軍提供施設・区域の運用については、昭和47年５月15日の日米合同委員会合意、いわゆる５・15メモや、航空機騒音規制措置など、さまざまな日米合同委員会合意に基づき運用されていると認識しています。しかしながら、本県では提供施設・区域外での訓練が行われているほか、実際の運用が米側の裁量に委ねられている事例もあり、合意内容の公表についても十分行われているとは言えません。

県としましては、提供施設・区域外での訓練の中止や航空機騒音規制措置の厳格な運用、日米合同委員会の合意事項の速やかな公表等を求めているところです。

次に、２、日米地位協定の改定要求についての御質問の中の(1)のイの中の(1)、立ち入り拒否、機体撤去、土壌持ち去りの法的根拠についてお答えいたします。

米軍が行っている事故現場の立入規制や機体の撤去等は、日米地位協定第17条10項(b)の規定や、日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン等に基づいて行われているものと認識しております。土壌の持ち去りについての法的根拠は明らかになっておらず、政府は、米軍があらかじめ土地所有者の同意を得たと説明しておりますが、報道等によれば、土地所有者は持ち出す土壌の量についての説明はなかったと発言しており、県としては、その対応は不十分だったと考えております。

次に、同じく２の(1)のウ、ガイドラインの運用、改善の課題についてお答えいたします。

東村高江におけるＣＨ53Ｅの不時着、炎上事故の対応に関して、救助、消火活動の段階で米側から十分な情報提供がなかったこと、県などが内周規制線内での調査を求めたにもかかわらず、立入許可がおりず、速やかな調査が実施できなかったことなど、さまざまな問題があったと認識しております。県では、現在、今回の一連の事故対応について情報収集及び沖縄防衛局や外務省沖縄事務所等との意見交換を行ってきたところであり、今後、課題等を整理した上で、国への要請なども含め、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、同じく２の(2)のア、国内法の適用及び自治体立ち入りの規定並びに立ち入りに要した期間についてお答えいたします。

米軍の諸活動の実施に関しては、米軍施設・区域内のＰＣＢ等廃棄物の処理等について国内法の適用が除外されるなど、事故の危険性や環境汚染被害等に対する県民の懸念があります。このため県は、日米地位協定に、日本国における合衆国軍隊の活動に対し、環境保全に関する日本国内法を適用する旨を含む環境条項を新設する旨の明記を求めております。自治体等の立ち入りについては、第３条に関する日米合同委員会合意により立入許可手続が定められておりますが、平成25年８月にキャンプ・ハンセン内で発生したＨＨ60ヘリコプターの墜落事故の際の事故現場の環境調査について、県が求める速やかな立ち入りが実現しておりません。県が要請してから立ち入りまでに最も時間を要した事例としては、キャンプ・コートニー実弾クレー射撃場鉛汚染問題への対応において、立ち入りが実現するまでに９年３カ月を要しております。

次に、３、嘉手納基地から派生する環境被害の実態についての御質問の中の(1)、嘉手納飛行場のＦ35配備計画等についてお答えいたします。

Ｆ35Ｂ戦闘機の配備計画について、沖縄防衛局に照会したところ、現時点で海兵隊Ｆ35Ｂ戦闘機を嘉手納飛行場に恒久的に展開させる計画はないとのことであります。また、嘉手納飛行場での第353特殊作戦群施設の整備計画について、米軍は、ＭＣ130を支援するための関連施設の整備計画であり、現時点でＣＶ22や外来機のための計画ではないとしております。しかしながら、嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、外来機のたび重なる飛来に加え、ことし飛来したＦ35Ａ戦闘機やＦ16戦闘機等が累次にわたり配備されており、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

県としては、これ以上地元の負担増になることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、同じく３の(3)、嘉手納飛行場使用協定の県の対応についてお答えいたします。

米軍基地から派生する諸問題の解決を図るためには、米軍基地の周辺地域の住民や自治体の理解と協力を得ることが不可欠であります。三連協は、平成18年から、離発着回数の制限や深夜・早朝の飛行禁止など、航空機の具体的な運用等を規定する嘉手納飛行場の使用協定の締結を求めております。県は、日米地位協定の見直しの中で、日米合同委員会による個々の施設及び区域に関する協定の締結等に際し、関係自治体の意向を尊重する旨規定するよう求めているところであります。政府においては、地元の要望を受けて、日米間で協議し、適切に対応すべきであると考えております。

次に、５、辺野古新基地建設問題についての御質問の中の(4)、辺野古弾薬庫の再開発と新基地との関連についてお答えいたします。

キャンプ・シュワブに隣接する辺野古弾薬庫について、再開発が計画されていたとの報道については承知しております。沖縄防衛局はこれについて、米軍再編に関する工事計画は日米間で協議し、合意され次第速

やかに公表するとしており、新基地との関連については明言しておりません。一方、辺野古新基地の土地利用計画では、弾薬搭載エプロンが計画されておりますが、辺野古新基地の範囲に辺野古弾薬庫は含まれていないことから、その関係性は不明であります。

県としては、これらの再開発により地元の負担増になることがあってはならないと考えており、政府の責任において速やかに適切な情報を提供することが重要であると考えております。また、県としても、情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく５の(5)、ＣＯＤＥＬの来日、来県実績についてお答えいたします。

米国議会公式派遣団（ＣＯＤＥＬ）は、調査研究を目的に米議会議員等が派遣団を組織し公式訪問を行う制度であると承知しております。ＣＯＤＥＬが来県し、米議会議員等に現状を見ていただくことは、辺野古新基地建設に反対している県内の現状に対する理解を促す上で有意義であると認識しています。現在、ＣＯＤＥＬの訪問実績について、外務省へ照会しているところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　２、日米地位協定の改定要求についてに関する御質問のうち(1)ア、捜査権への支障、日米地位協定の実施に伴う刑事特別法とのあつれきについてお答えいたします。

高江における米軍ヘリ不時着炎上事案については現在捜査を継続しているところであり、詳細についてお答えを差し控えさせていただきますが、米軍との関係につきましては、関係法令に基づき名護警察署長から米軍に対し、10月17日に機体の検証等に係る同意請求を実施し、10月20日に機体の検証の嘱託を行ったところであり、現時点においては名護警察署長からは捜査への支障があるとの報告は受けておりません。

今後とも、県警におきましては、関係法令に基づいて米軍側の協力を求めながら所要の捜査を行ってまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２の日米地位協定の改定要求についての質問の中の２の(1)のイの(ｱ)、民間地における環境調査を制約する法的根拠についてお答えします。

民間地において米軍に起因する事故が発生した場合に行われる立入規制等は、日米地位協定第17条10項(b)の規定や、日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン等に基づいて行われていると認識しております。なお、事故現場において、県が実施する環境調査を制約する具体的な法的根拠は明らかではありません。

同じく２の(2)のイ、米軍演習に伴う騒音等による健康影響の責任についてお答えします。

一般的に、騒音や大気汚染物質等によって健康への影響がある場合については、原因者に責任があると考えられますが、米軍の演習に伴うものについては、米軍に基地を提供する国の責任において対応すべきものと考えております。

同じく２の(2)のウ、日本環境管理基準（ＪＥＧＳ）の運用についてお答えします。

日本環境管理基準（ＪＥＧＳ）は、人の健康や安全のために、在日米軍が日本国内の米軍施設において環境法令を遵守するためにみずから定めた管理基準であり、環境補足協定の中で発出・維持することが規定されております。ＪＥＧＳには、米軍基地内の排水基準やモニタリング頻度、廃棄物の管理方法等が記されており、その運用実態の把握は、環境汚染の未然防止あるいは早期解決に資するものと考えております。しかしながら、ＪＥＧＳの運用実態は明らかでないことから、県としてはその運用実態を地方公共団体が確認できる仕組みを早急に確立するよう渉外知事会を通して国に求めております。

同じく２の(2)のエの(ｱ)、環境補足協定についてお答えします。

日米地位協定には環境条項がなかったことから、環境面で地位協定を補足する国際約束として、平成27年９月に環境補足協定が締結されました。同協定締結後の平成28年12月に北部訓練場の過半区域が返還された際には、沖縄防衛局の実施する汚染調査等の支障除去措置の前に、当該区域の自然環境等の現況を把握する必要があったことから、県は、環境補足協定に基づき返還前の立入調査を実施しております。しかしながら、同協定の運用に当たり立入調査の実施に時間を要する事例もあることから、引き続き実効性のある運用を求めてまいります。

次に、嘉手納基地から派生する環境被害の実態についての御質問の中の３の(2)のア、騒音被害の実態についてお答えします。

騒音被害について、嘉手納飛行場周辺自治体に聞き取りを行ったところ、Ｆ35が訓練を開始した11月に

苦情件数が増加しております。特に嘉手納町では、平成29年４月から10月までの７カ月間で苦情件数171件であったのに対し、11月は22日間で275件と大幅に増加しております。

同じく３の(4)、健康被害実態調査についてお答えします。

県としましては、健康被害実態調査は重要であると認識しておりますが、健康被害と騒音の因果関係を明らかにするためには、現在の航空機騒音の指標であるＬｄｅｎでは不十分と言われております。近年、欧州ＷＨＯ夜間騒音ガイドラインにおいて、夜間騒音により健康影響が生じると報告されていることから、県では、睡眠妨害の指標として、夜間等価騒音レベルなどのデータを継続して集積するとともに、国に対して、航空機騒音による睡眠妨害の評価に適した指標の検討や、当該指標による適切な環境基準の導入について要望しているところであります。

次に、県環境アセスの見直しについての御質問の中の４の(1)、環境保護措置の実効性についてお答えします。

沖縄県環境影響評価条例は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について手続等を定め、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを目的としております。現在、条例の対象事業とはなっていない規模が大きい土地の造成を伴う事業について、貴重動植物の消失や赤土等の流出による著しい影響が懸念されることから、県では、社会状況の変化や他府県の対象事業種も踏まえ、条例の改正を検討しているところです。

次に、同じく４の(2)、基地由来の環境問題についてにお答えします。

沖縄県環境影響評価条例は、土地の形状の変更並びに工作物の新築及び増改築の実施に当たり、あらかじめ環境に及ぼす影響について、環境影響評価を行い、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するものであります。そのため、既存の基地から派生する騒音等の環境監視を環境影響評価条例の対象とすることはできないものと考えております。

県としましては、基地由来の環境問題については、各種環境法令を用いて適切に対応してまいります。

次に、産業廃棄物処理業者の行政処分についての御質問の中の６の(1)、不法投棄の時期と総量についてお答えします。

事業者は２カ所で不法投棄を行っており、１カ所は平成25年ごろから、別の１カ所は平成26年ごろから不法投棄したことが判明しております。また、事業者から、不法投棄した廃棄物の総量は約１万4000立方メートルで、全て現場から撤去したと報告を受けております。

同じく６の(2)、同社が処理していた米軍ごみの割合についてお答えします。

事業者が平成27年度に受託した産業廃棄物及び米軍ごみの総量は４万5142トンであります。そのうち米軍ごみは１万6410トンで総量に占める割合は約36％となっております。

同じく６の(3)、超過廃棄物と地下水の現状及び解決方法等についてお答えします。６の(3)と６の(4)は関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えします。

事業者の報告によると、ことし９月末時点で超過廃棄物の容量は、約42万6000立方メートルとなっております。また、ことし９月に県が実施した地下水調査では、処分場周辺の11地点の井戸のうち、カドミウムが５地点、鉛が１地点、ヒ素が５地点、総水銀が４地点で地下水環境基準を超過しております。超過廃棄物の処理及び地下水の汚染防止対策は、原因者である同社の責任において行うべきものと考えており、同社及び同社役員に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を発出し、適切に処理するよう求めていくこととしております。あわせて、同社が行う廃棄物の処理や改善方法等が適切かどうか、有識者の助言を得ながら監視を強化し、改善を徹底していきたいと考えております。

同じく６の(5)、管理型最終処分場の容量及び見通しについてお答えします。

県内で稼働中の民間管理型最終処分場は２社で、残余容量が約３万8000立方メートルと逼迫しております。そのため県は、埋立容量９万立方メートル、埋立期間15年の公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設を行っているところであります。同処分場は、平成31年度供用開始を予定しております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　２、日米地位協定の改定要求についての御質問の中の(2)のエの(ｲ)、土木建築部所管事業における環境補足協定その他により影響を受けている事業についての御質問にお答えいたします。

米軍施設・区域に係る土木建築部所管の道路・河川等の事業は15カ所あります。環境補足協定に基づく立ち入りスキームが確立していないことを理由に、調

査が認められていなかった県道24号線バイパスについては、平成29年10月26日に防衛省から同協定の適用外とされたことから、現在、改めて沖縄防衛局を介して在沖米軍と現地調査に向けた協議を進めているところであります。同じく、小湾川について、米軍は同協定の適用対象か否かを個別に判断するとのことで、現在、沖縄防衛局を通して確認を行っているところであります。また、比謝川については、平成29年11月30日に共同使用に向けた日米合意が図られております。その他の箇所についても事業着工が早期に図られるよう、米軍や関係機関と協議調整しているところであります。

次に、５、辺野古新基地建設問題についての御質問の中の(1)、奥港の使用についての御質問にお答えいたします。

奥港については、６月下旬に北部土木事務所に対して、岸壁及び港湾施設用地に係る使用許可申請が提出され、その申請が、普天間飛行場代替施設建設事業の承認願書にかかわる内容であったことから、北部土木事務所から土木建築部に処理方針の照会があり、知事公室に報告・調整し、対応を検討しております。港湾施設の使用許可については、港湾関係法令上、港湾施設を損傷するおそれがあるときなど、公物管理の観点から支障を来すおそれが高い場合を除いては許可することが適当とされ、他法令の手続等の整合性や特定の船籍や特定の仕向港・仕出港であることを理由に不許可にすることは、何人に対しても不平等な取り扱いをしてはならないと規定する港湾法に抵触することとなります。また、知事公室を通じて弁護士に相談した上で、港湾関係法令に基づき、９月上旬に使用許可を行ったところであります。その後、許可を受けた者において、11月13日に石材の搬出が行われましたが、港湾の利用に起因し、住民の生活環境に重大な悪影響があったとして、地域住民から県に対し、切実な訴えがなされております。また、奥区においては、11月23日の区民総会において、辺野古新基地建設に係る奥港使用に反対する奥区民決議が全会一致で採択され、11月28日には県に対して要請がありました。

これらの状況を踏まえ、県としては、港湾管理上の必要性から、去る11月30日に、許可を受けた者に対して、使用許可の指令条件に基づき事実確認を含めた指示を行ったものであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の日米地位協定の改定要求についての御質問で(2)のエの中の(ｳ)、環境補足協定により影響を受けている事業についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会が実施している普天間飛行場における文化財調査については、環境補足協定締結後に中断を余儀なくされていましたが、関係機関と調整の上、平成29年３月２日付で沖縄防衛局に立入許可申請書を提出しました。その後、沖縄防衛局と米軍との間で調整が整ったことから、平成29年10月24日に立ち入りが実現したところであります。また、北谷町教育委員会が実施を予定している北谷グスクの調査については、平成29年５月15日付で沖縄防衛局に申請書を提出し、現在、沖縄防衛局と米軍が調整をしている状況と聞いております。

県教育委員会としては、米軍基地における文化財調査のための立ち入りが円滑に進むよう、引き続き関係機関と連携をとりながら取り組んでまいります。

次に、３の嘉手納基地から派生する環境被害の実態についての御質問の中の(2)のイ、嘉手納高校の授業中断についてお答えいたします。

11月７日、Ｆ35戦闘機の激しい騒音により、嘉手納高校においては、授業が断続的に中断される影響がありました。同校の報告によりますと、英語のリスニングを中止するほか、屋外での体育でも一時、運動指示を保留したとのことであります。当日、同校では、騒音は少し待てばおさまるだろうと考えていたとともに、防衛防音空調設備の稼働点検が必要な状態であったことから、窓を閉めての授業ができなかったとのことであります。なお、嘉手納高校では翌８日には空調設備の点検整備を行い、稼働できる状態にしているとのことであります。

次に、同じく３の(5)のア、学校空調補助についての御質問にお答えいたします。

防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正により、市町村立学校では平成31年度から、県立学校においては平成32年度から３級及び４級で整備した空調設備の維持費が対象外となる校舎等が出る見込みであります。

県においては、基地騒音による教育環境への影響を軽減していくため、本年８月に防衛大臣及び沖縄担当大臣に対し、引き続き補助対象とすることを要望しております。さらに、今後も関係市町村とも連携し、軍用地転用促進・基地問題協議会等を通じた要請を行ってまいります。

次に、７の子供の貧困対策と支援体制についての御質問の中の(1)、中学校卒業後の進路未決定者につい

ての御質問にお答えいたします。

本県における過去４年間の進路未決定者の推移は、平成25年度が3.18％、平成26年度が2.50％、平成27年度が2.52％、平成28年度が2.14％となっており、改善傾向が見られます。平成28年度の本県の進路未決定率は、全国平均の0.64％と比較すると1.5ポイント高くなっております。中学校卒業後の進路未決定者に対しては、個別に進路の相談を行ったり、地域若者サポートステーションや子ども若者みらい相談プラザｓｏｒａｅにつなぐなど関係機関との連携を図り、就学支援や就労支援などを行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　３の嘉手納基地から派生する環境被害の実態についての御質問の中の(5)のイ、認可外保育施設の防音工事助成についてお答えします。

防衛省による認可外保育施設に対する防音工事の助成は、現在、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設を対象としているため、県では、全ての施設が対象となるよう防衛大臣及び沖縄防衛局長に要請しているところであります。平成29年11月末現在、同指導監督基準を満たしていない施設が、嘉手納基地周辺の嘉手納町、北谷町、沖縄市で37施設、普天間基地周辺の宜野湾市で８施設あることなどから、引き続き、入所する乳幼児の健やかな成長のため、全ての施設が対象となるよう国に対し働きかけてまいります。

次に、７、子供の貧困対策と支援体制についての御質問の中の(2)、保育所の在園児に対する利用調整及び県の対応等についてお答えします。

市町村においては、利用者ごとに保育の必要度について優先順位を決めるなど児童福祉法の規定に基づき調整を行っており、その結果、保護者の就労状況が変わらないにもかかわらず退所した在園児は、平成29年度において３市町31人であります。

県としましては、質の高い保育の安定的な提供及び保護者への丁寧な対応が必要であると考えていることから、今般市町村に対し、当該趣旨を踏まえて取り扱うよう文書を発出したところであります。また、市町村においては、必要な保育の受け皿確保は重要であることから、引き続き連携し取り組んでまいります。

次に、９、沖縄こどもの国の充実と支援についての御質問の中の、沖縄こどもの国の県の評価と支援充実についてお答えします。

沖縄こどもの国は、本格的な動物園と参加体験型の科学館などを備え、沖縄の未来を担う子供たちの情操教育及び自然環境教育に大きく寄与しております。また、同施設の来園者数は年々増加傾向にあり、平成25年度以降の来園者数は年間約40万人を超えており、地域の活性化を図る上でも重要な役割を果たしているものと認識しております。

県としましては、広域的な児童・青少年の健全育成拠点として、同施設が安定的・長期的に運営されるよう支援していく必要があると考えており、引き続き支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　５、辺野古新基地建設問題についての御質問の(2)、沖縄防衛局によるサンゴの特別採捕許可申請への対応についてお答えいたします。

沖縄防衛局からの特別採捕許可申請については、去る10月26日、オキナワハマサンゴ１群体に関して、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に基づく環境保全措置を目的とした造礁サンゴ類の移植技術に関する試験研究として提出されております。申請書及び添付資料を確認したところ、それらの記載内容のみでは許可の可否を判断できないと認められたことから、沖縄防衛局に対して11月15日付文書で説明を求め、11月24日付文書で回答を受けたところであります。

県では、この回答書も含め、審査を継続中でありますが、現時点では十分な説明が得られていないことから、再度、説明を求めることを検討しております。本件許可申請については、沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って、厳正かつ適切に審査を行ってまいります。

次に、同じく(3)、新名護漁協設立の経緯と見通しについてお答えいたします。

名護市東海岸地域において、新たな漁業協同組合を設立する取り組みが進められております。名護市内で、11月16日に開催された創立総会では、認可申請に必要な定款、事業計画等が議決され、11月24日に設立認可申請書が県に提出されております。

県としましては、水産業協同組合法にのっとり、厳正かつ適切に審査してまいります。

次に、８、泊魚市場移転問題についての御質問の中の(1)、糸満漁港の新市場及び附帯施設の早期整備についてお答えいたします。

県では、糸満漁港は本県唯一の第３種漁港であり、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地市場と

して位置づけしております。平成27年度に糸満漁港における高度衛生管理型荷さばき施設の基本設計を行い、28年度に荷さばき施設整備に関連した水産物一次加工処理施設の基本設計及び市場関連施設の配置構想を策定したところであります。

県としましては、引き続き、糸満漁港における新市場整備について、漁業関係団体等との協議を継続し、消費者へ安全・安心な水産物を安定供給するための体制を早期に確立するとともに、水産業の振興に努めてまいります。

同じく(2)、泊漁港の消費地機能の強化の取り組みについてお答えいたします。

県では、泊漁港は那覇市を中心とする消費地市場としての機能を有していることから、市民や観光客などの消費者ニーズに対応した漁港整備を進める計画であります。平成23年度には泊漁港再開発に関する基本的な考え方を取りまとめ、泊漁港の立地条件を生かした再整備について協議を進めているところであります。

県としましては、引き続き沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、第３次那覇市水産業振興基本計画とも連携し、漁業関係団体等の合意形成を図りながら、泊いゆまち等、魅力ある消費地市場としての機能を強化した泊漁港の再整備を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時56分休憩

午後２時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　順不同でありますが、何点か再質問をいたします。

まず泊の魚市場の移転問題について再質問いたします。

那覇地区漁協は引き続き泊で市場を継続させたい、そういう意向ですが、その際は糸満の新たな市場、これと競合してどちらも立ち行かないということになるのか、あるいは両立可能なのかお尋ねをいたします。

それから２点目、泊いゆまち、これは市民にもまた県外、海外からの観光客にも大人気、活気を呈しているところです。既に駐車場も満杯、大型バスの乗り入れにも課題がありますが、糸満への市場移転が実現するとこの泊いゆまちはどう変わっていくのか県の計画を伺います。

それから倉敷環境について伺います。

現時点でのごみ山の処理の改善計画のおくれがいかほどなのか。それからこれは事業者責任ということですが、いつまでに片づけさせるということであるのかお尋ねをいたします。

今専ら米軍のごみの行方について注目がある中です。米軍みずから先ほどお尋ねしたＪＥＧＳにおいては、国際約束のうちのより厳しい基準を採用していくということの中にあって、そのＪＥＧＳの中にも廃棄物については第７章にリサイクル、堆肥化、廃棄物最小限化をそもそもうたっております。つまり米軍みずからその責務にあるわけで、これについてＪＥＧＳの実施については、県はこれまでごみ回収に当たって米軍あるいは施設提供者である防衛省と対応をどのように進めてこられたのか。また今後どうしていくのかということについて見通しをお尋ねいたします。今一時保管している現状の改善については、二次被害などが発生しないような回収のあり方、リサイクルのあり方について具体的にどうされていくのかお尋ねをいたします。

そして嘉手納基地です。

従来からもちろん嘉手納町が中心になって基地使用協定、先ほど繰り返しお尋ねしているこのような状況でなし崩しの外来機の飛来、それから騒音規制の無視、合意外の訓練、これが重なる中で数値的にも２倍以上の騒音の実態があると。この現地においても使用協定については、もはやこの規制措置や地位協定などを待っているとそんな悠長な状況ではないという深刻な実態が繰り返されていると。負担軽減どころではないという中にあって、県ももちろんこれまで強く要求をしているところですが、今まで以上にこの地元三連協との連携の中で踏み込んだ何らかの対応、措置を求めていくことが必要ではないかと。その中においても、健康調査も含めて非常に急がれる状況があるというふうに思います。いま一度、この嘉手納基地の被害をどう捉え、どのように地元との連携を進めながら改善に向かおうとするのかお尋ねをいたします。

それから地位協定です。

これも先ほどの質問の中でも明らかになってきています。例えば、自治体立ち入りについては最長で９年３カ月もかかると、このような実態がある。この間高江の墜落事故にあっては、県が必要な十分な調査ができたかということについて、それを制約する法的根拠もわからないまま規制線が張られた。その炎上地点から100メートルも離れるようなところでぼそぼそとその土壌を採取せざるを得ないようなそういう環境、そして現場のトラック５台分もの土が持っていかれる中

にあってその後現場検証に入っていくという。こういう状況が今の地位協定の実態です。そういったことが起きているのが現場の実態であり、県民の実感である。にもかかわらず国会等の答弁あるいは外務省の認識、先日知事は知事会でそのコメントも触れていらっしゃいましたが、順調に運用されていると。何らかの支障があるというようなそういう指摘は当たらないというような答弁もあったようですが、そういった中での知事の思いを改めてお尋ねしたい。というのは主権国家としてのありよう、あるいは地位協定のこういった不条理の部分をしわ寄せされている沖縄の現実をどう思われるのか。県民の生命、その財産を守るそういった立場の知事として、いま一度その地位協定のありように対して見解をお尋ねいたします。

それから土木建築部長、先ほど公共工事の進捗についてお尋ねをしました。米軍施設があるがゆえに立ち入りができなくて生活環境基盤整備に支障を来している。なおその事業が何件残っているのか。その状況についてその事業の内容、そして件数についても改めてお尋ねをいたします。

そして次、奥港の使用に係る問題です。

先ほどるる奥港のあり方について御答弁をいただきました。そもそも防衛局、事業者のほうにおいては第９回の環境監視等委員会、９月に安田と嘉陽沖においてジュゴンの鳴き音――鳴音ですね――これをみずから確認される中にあったと。今使用許可が出た奥港を出て辺野古にたどり着くには、どうやっても安田と嘉陽を通ることになるわけです。そのジュゴンのまさに生息域、これを今回の船は航行したのか、それをお尋ねいたします。そしてその奥港に入るに当たっても、その進入においても航行においても、ジュゴンの保護措置をするということはもちろん事業者みずからの約束であって、これは承認前提の、まさに守るべき義務ということでうたってきた内容です。これの変更申請をとらないまま奥港を使用すれば、もちろんこの問題に至ると。そしていずれの港を使用してもたどり着く岸壁は同じというふうに見られますから、その岸壁の使用についても変更申請が必要であると。そういった中にあって、さらには23日の区民総会で、区民に判断をしてほしいからちょっと待ってほしいというそういったことの状況もありながら今回使用を強行しているわけですが、こういった状況に至ると十分認識しながら、今回奥港の使用があったのかどうか、そのあたりについて県の対応を伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　仲村未央議員の再質問についてお答えをいたします。

日米地位協定の改定について知事の決意を聞きたいということであります。

日米地位協定については、日本の主権にもかかわる大きな問題点を抱えておりますが、昭和35年に締結されて以来57年以上もの間一度も改定されておりません。先日の全国知事会の米軍基地負担に関する研究会においても、外務省からの講師がおいででありましたが、運用改善を積み重ねていることや補足協定が締結したことについて説明があり、一言で言うと順調に運用されるというような話でありました。しかし日米地位協定の最前線にいる沖縄県からすると、そのような説明はきれいごとであり合点がいかないと申し上げました。例えば10月に発生したＣＨ53Ｅの不時着、炎上事故においても環境調査の立ち入り、放射線物質に対する情報提供などさまざまな問題点がありました。しかし安倍総理大臣は国会での質問に対して、調査が不十分であるとの指摘は当たらないと答弁をされております。日米地位協定の抜本的な見直しを実現するためには、沖縄のこのような実情や見直しの必要性について全国の皆様に理解していただく必要があると考えております。

沖縄県としましては、軍転協や渉外知事会、全国知事会等との連携強化を図るとともに、同協定の見直しの必要性に対する理解が全国に広がるよう取り組んでまいりたいと思っております。

それともう一点、私のほうに再質問がありました奥港の使用許可に係る認識についてお答えをいたします。

辺野古新基地建設に関し奥港が使用されたことについて、奥区民は人口174人の小さな集落の平穏な日常の破壊への不安等を訴えており、県としても区民の思いを痛感しているところであります。今後も奥港が使用されることになれば、工事車両の往来や船舶への石材の積載による騒音や粉じん等の影響が生じ、周辺地域の生活環境を脅かしかねません。また地域住民の皆様が主体的に進めている地域づくりを阻害し、公益を侵害し得るものであることや、奥港に隣接する小学校の子供たちにさまざまな影響を及ぼすことを改めて深く認識したところであります。政府においては、区民の切実な思いを受けとめ、地域の生活環境に重大な悪影響を及ぼすような奥港の使用をとめるべきであります。それにもかかわらず、今後地域の住民の公益が侵害されるような形で再び奥港が使用された場合には、私は県民の生命財産を守る立場の知事として、奥港の

使用許可について、取り消しを含む重大な決意で臨む考えであります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　仲村議員の泊魚市場移転問題についての再質問にお答えいたします。

１つ目に、那覇地区漁協、市場の泊漁港残留による糸満新市場整備への影響についてお答えいたします。

那覇地区漁協は現在の規模を維持しながら泊漁港で市場を継続していくこととしていることから、県としましては、沖縄県漁連市場を糸満漁港へ移転し泊漁港全体の再整備を進める中で、必要な規模の荷さばき施設の整備を支援する計画であります。このため漁業関係団体及び関係市との協議を進め、双方の役割分担を明確にすることにより共存共栄はできるというふうに考えております。

次に、泊漁港の課題に対する県の対応についてお答えいたします。

泊漁港における水産物直売施設として、沖縄鮮魚卸流通協同組合が運営する泊いゆまちは、平成17年度にオープンし年々客数もふえ、現在大勢の県民や観光客が利用しております。県産水産物の販路拡大に大きく貢献しているものと考えております。しかしながら泊漁港は用地が狭く拡張が困難なため、駐車場の確保や海産物レストラン等の配置が困難な状況になっております。このため沖縄県漁連市場を糸満漁港へ移転し、泊漁港全体の再整備を進める中で、大型バスに対応する駐車場の確保やレストランなども含めたフードコートなどの整備により、今以上ににぎわいのある消費地市場となるよう検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　ごみ山の改善はどの程度おくれているかということでございますが、ごみ山につきましては、ごみ山改善進行管理協議会を設置して、事業者、県、沖縄市、地元３区、それから農業団体７者で設置して進行を管理しているところでございます。

管理型最終処分場につきましては、非常に量が多いものですから、年度年度を切って進行を管理しているという状況でございます。今回は平成28年度２月22日に発出した改善命令では、４万5000立方メートルを処理するということで改善命令を出しておりますけれども、平成29年９月末時点で２万1000立方メートル、撤去率が約46％ということでおくれが生じております。これにつきましても、進行管理協議会の中で協議をして進めているところでございます。

それから、いつまでに片づけるかということでございますけれども、先ほどの７者の協議会とともに、ごみ山改善協定に向けた基本合意書というのが確認されておりまして、ごみの改善につきましては、焼却炉が稼働して８年以内に履行しなければならないという基本合意がございます。それに基づきますと、平成35年１月までには改善しなきゃいけないということで、その進行管理協議会とともに進行管理をしながら徹底を図っているというところでございます。

米軍のごみにつきましては、ＪＥＧＳの上でも規定をされておりますけれども、実態がなかなか明らかになっておりません。ですので、リサイクル率とかその辺につきましては、我々のところでは求めておりますけれども報告がないという状況でございます。ただ、現在一時保管をされているということでございますので、県、米軍それから沖縄防衛局も含めて立入調査をした結果、廃棄物処理法に基づく保管基準をきっちり守って保管しているという状況が確認されておりますので、二次的な被害については今のところ考えられないというふうに考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　仲村未央議員の再質問にお答えいたします。

嘉手納基地の使用協定について、もっと今まで以上に取り組む必要があるのではないかという御趣旨の御質問だったと思います。

実は嘉手納飛行場、そして普天間飛行場もそうなんですが、日米両政府におきましては、平成８年に航空機騒音規制措置それをつくってございます。ただ、その規制措置におきましては、例えば、22時から翌朝６時までの間の飛行、これについても米軍の任務に必要とされる場合は規制措置に拘束されないというような内容になっている。そういったことがあって、嘉手納町などはこの規制措置ではもうらちが明かないということで使用協定の締結を求めたというふうに県も認識してございます。この使用協定の締結を求めたのが平成18年でございます。私も知事公室長になりまして２回町長からその使用協定の締結について県の支援を求められております。

ただこの使用協定、何がネックになるかと申しますと、実は地位協定の２条でございます。施設及び区域

についての取り決め、これは日米合同委員会においてなされるということがあって、そこにいかに合同委員会において地元の意見を取り入れることができるかということが大変ネックになっていると思います。そういったことで先ほども答弁いたしましたように地位協定の改定を求めているところでございます。ただ、やはりこの問題、特に外来機の飛行が大変多くなってございますので、この件につきましては私自身も実感してございますので、議員からも御提案ありました三連協、それから軍転協、そういったところとも総動員しながら、締結に向けて県を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　まず米軍施設・区域内に係る15の公共事業の進捗状況について再質問にお答えいたします。

ことし５月に米軍等にも要請をしました。その後進捗が図られた事業は８事業ございます。具体的には国頭東線災害復旧工事、港川道路、県道24号線、先ほど御答弁申し上げました県道24号線バイパス、勝連半島南側道路、小湾川、比謝川、与那原川、天願川、この８事業については、その後事業の進捗が図られております。また一方、事業進捗、進展がまだ見えていないといいますか、動いていない事業というのが７事業ございます。宜野湾北中城線、県道８号線、県道104号線、沖縄環状線、白比川、億首川、普天間川、この多くは米軍のほうからまだ明確な回答が得られていない、あるいは統合計画後あるいは日米合同委員会後と、合意を得た後というような理由で明確な進展が図られていないという状況でございます。引き続き沖縄防衛局を通じて、一日も早い事業進捗が図られるように頑張っていきたいと考えております。

あと奥港使用船舶の航行とジュゴンの生息域の関係についての再質問にお答えいたします。

沖縄防衛局は環境保全図書にジュゴンなどの環境保全措置として、作業船の航行に当たってはウミガメ類やジュゴンが頻繁に確認されている区域内をできるだけ回避し、沖縄島沿岸を航行する場合は岸から10キロメートル以上離れて航行すると記載しております。奥港からの入出港はどのような航路をとってもジュゴンの生息域である辺戸海域を横断することになります。現在変更承認が必要と指摘しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　教育長、先ほど嘉手納基地の被害に関して、嘉手納高校の状況をお話いただきましたが、クーラーの使用については、騒音があるにもかかわらず、それを我慢しているのではないかというような、電気代との兼ね合い、これも懸念がありますし、一方では、逆に夏、子供たちが体調を非常に崩していると。外で遊ばない。クーラーの中から出ていかない。夏なのに長袖を着ている。こういったことが学校現場からも上がってきます。これは先ほど公室長がおっしゃった本当に深刻な実態の中で、健康にまつわる課題についても子供たちの学習環境についても大きく影響があることをいま一度知っていただいて、ぜひ現場の状況も把握されて連携をとれるところ、そして改善に向けてもっと声を上げられるところは、教育委員会の中からも強く上げていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど知事におかれては地位協定の課題、それから奥港の使用について、私先ほどこれ持ち出すのを忘れてしまって、知事の答弁のとおりなんですね。（資料を掲示）　今、土建部長からもありましたが、奥港を使用することになると防衛局がみずから鳴き音を確認している安田と嘉陽を通らないと、まさにジュゴンが歩いているその痕跡を通らないと、辺野古には絶対に行けないんです。糸満から来ない限りですよ。しかも防衛局みずからこの範囲、10キロの範囲においてはジュゴンの生息域だから、みずから環境措置をとると言ったのがまさに承認のときの条件であって、今の奥港の先ほどの知事の答弁による区民総会も待たずに問答無用で強行したあのようなありようや、その地域周辺に混乱をもたらしているこういった公益上の課題もあり、そして、本体の埋め立てにかかわる承認との兼ね合いでは今の環境の措置が不明である。それから岸壁使用についても留意事項、これも違反をしている。こういった状態をわかりながらこの奥港の使用をやり、強行したという。この実態を非常に重く受けとめざるを得ません。知事の厳しい立場は先ほどのとおりで、まさに今回の問題というのは守るべき義務を怠っている。そのことに至るということを重々認識しながら奥港の使用を強行したということを改めて抗議を持って認識を示したいと思います。

それから、それはいみじくも承認のときに環境部は最終意見で環境への懸念が払拭できないという中で、その承認に至ったわけです。今、環境への懸念が払拭できない状態がまさに顕在化し、次々とこのような事

前協議にも応じないような状況が続いているということを合わせて思い出しながら確認をしておきたいと思います。

それから最後に質問を行います。泊、先ほどの魚市場問題についてもう少し聞かせてください。

先ほど那覇地区漁協があっても、これは糸満に行くものとあわせて両立が可能であるというような共存共栄ということの方向も示されたというふうに思います。それから泊いゆまちについて、その市場のにぎわい、今の消費者のさらなるフードコートなども含めたにぎわいをつくり出していくということもお答えがありました。今、この市場の問題をめぐっては県内の水産業の発展そのもの、これを本当に大きく左右する状況にあると思います。既に全国では高度化した施設を備えた各産地間競争が活発で、もう既に県内の漁船もその魚価が落ちるのを懸念しながら気仙沼とか和歌山とか鹿児島まで行って水揚げをしているというふうに聞いています。そういう中で、沖縄の水産業、競争力を保つためには、施設の高度化というのは死活的に重要、最大の緊急課題だというふうに思います。例えば、県は常々アジアの経済戦略構想をおっしゃいますが、上海などで沖縄産の生マグロが安全に安定的に供給できる。こういったことこそがまさに本県が進めるアジア経済戦略構想だと思いますが、この辺の競争力の強化、ここをどのように考えているのかお尋ねをいたします。

それから、国の漁港漁場整備計画ですか、今５年計画と聞いております。既に来年度の予算要求を断念したことで、既に乗りおくれているんじゃないかというような心配がありますが、さらに５年を待つことなどになれば、沖縄の水産業はそのおくれをとりながら危機に瀕するというのが現場の声です。そういう中でいま一度県の対応をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　仲村議員の泊魚市場移転問題についての再々質問にお答えいたします。

まず最初に、糸満漁港における新市場及び加工処理施設等の整備による競争力強化についてお答えいたします。

本県の生鮮マグロ、ソデイカ等は県外や海外からも人気があります。その中で鮮度管理や流通コストとの削減等が課題となっております。また、近年漁獲量の減少などの課題に対応するため、全国的に市場機能の整理統合や衛生対策による付加価値向上に取り組みが進む情勢になっておりまして、市場間の競争は年々厳しくなっているというふうに認識しております。

このため本県におきましても、糸満漁港に高度衛生管理型荷さばき施設を早急に整備し、隣接する加工施設で１次加工、１次処理された安全・安心な水産物を安定的に供給することで本県の水産業の競争力強化が図られるものだというふうに思いますので、この内容等について市場関係者との意見交換を継続してまいりたいと考えております。

次に、国の漁港漁場整備長期計画についてお答えいたします。

県では、国が平成29年度から33年度の５カ年で実施しております漁港漁場整備長期計画に基づき、糸満新市場の整備を行う計画であります。しかしながら、概算要求時点においては関係者の合意形成のめどが立たずに国庫予算要求を見送ったところであります。

県としましては、引き続き県、関係市、県漁連、生産団体、流通団体等との協議を重ね、関係者の合意が得られ次第予算要求を行い、早期の完成を目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時34分休憩

午後３時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

次呂久成崇君。

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久　成崇君　こんにちは。

会派、社民・社大・結連合を代表して質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄防衛局は、県が照会した「自衛隊の島しょ配備等について」の回答で、事業の規模等が沖縄県環境影響評価条例の対象外の場合の自主的な環境影響評価について、自衛隊の施設整備に当たっては、環境の保全の観点から自主的に環境調査を行い、その調査結果に基づき、希少種の移植など必要となる場合は対策を実施するなど、動植物などの自然環境に十分配慮する。また、地元が個別に示す懸念事項についても石垣市及び宮古島市とよく相談し、動植物などの自然環境に十分配慮すると回答しています。

県は、これまでの答弁で「自衛隊の配備については、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきである」と答弁しているが、防衛局が自主的に実施する環境調査の結果に地元の住民が十分に納得

しているかどうかをどのように把握・確認するのか、また丁寧な説明、自然環境や住民生活の安全・安心が十分に配慮されていないと判断した場合、どのような対応を考えているのか伺います。

(2)、県環境影響評価条例の改正案について、県は米軍や政府が進める自衛隊の基地建設に対する対応としてこれまで以上に踏み込んだ条例改正なのか伺います。

２、離島振興について。

(1)、県内18の離島市町村の特産品を一堂に集めた離島フェアがことしも開催されましたが、成果と評価について伺います。

(2)、第１次産業の農林水産業は離島経済の中心であるだけに生産だけではなく、原材料を加工し、製造や販売まで踏み込んだ６次産業化につなげる取り組みが求められています。県の取り組みとして、農林水産省の交付金を活用した６次産業化支援事業やソフト交付金を活用したおきなわ型６次産業化総合支援事業や離島の事業者の負担軽減を図るため、研修会の現地開催や本島への旅費の一部補助などを行っているとこれまでの答弁でありました。これらの支援は、所得の向上や雇用創出を初め若者が島に戻り定住化につなげるといった事業の目的があると思うが、事業の成果・実績について、また事業実施の中で課題や今後の新たな取り組み等について見解を伺います。

(3)、沖縄本島と離島のガソリン価格差解消に向けた取り組みについて伺います。

(4)、座間味村は昨年、国立公園に指定されたことから観光客が増加したが、それに伴い生活環境等の変化により、ガソリンの消費量が急激に増加しています。船舶の危険物輸送等に関する規則によりガソリンの供給が制限され、観光客及び村民の日常生活に影響を与えていることに対し、県としての取り組み及び見解を伺います。

(5)、2015年８月に粟国空港で着陸に失敗してから運休している第一航空の那覇―粟国便の運航再開が当初見込みの今秋から来年にずれ込むとの報道があったが、詳細と今後の見通しについて伺います。

３、保健医療・病院事業局について。

(1)、北部圏域における県立北部病院と北部地区医師会病院の統合及び医療提供体制の進捗状況について伺います。

(2)、県の医療体制について、政策医療と言われている分野に対しての取り組みと離島医療の充実に向けての新たな施策について伺います。

(3)、空港アクセス道路の新県立八重山病院前の信号機設置について伺います。

(4)、新県立八重山病院の敷地内薬局について伺います。建設地の旧空港跡地に石垣市の都市計画が行われるまでは、新八重山病院の開院時にはコンビニすらありません。病院を受診した後に町なかの院外薬局まで行かないと薬が買えなくなる不便な状況が予想されますが、県の見解を伺います。

４、観光産業について。

(1)、今年度の国内外からの入域観光客数と状況について、また今後の見通しについて伺います。

(2)、国外からの入域観光客数は、シンガポールを拠点とするＬＣＣジェットスター・アジア航空によるシンガポール直行便が就航を始め、航空路線の拡充やクルーズ船の寄港回数の増加等により今後も好調に推移していくことが期待されますが、外国人観光客向けの多言語対応のサポートはどうなっているのか、受け入れ体制を初め人材育成や取り組み等について伺います。

(3)、国内外からの観光客数の増加に伴い、国内外から訪れた観光客の未納診療費の増加が課題となっていますが、未払い状況と今後の対応について伺います。

(4)、沖縄県は、49の有人島を含む160の島嶼から成る離島県で亜熱帯特有のサンゴ礁や美しい海浜、広大なマングローブ植生帯や特徴的な干潟、すぐれた自然景観を呈しています。しかし、県内の多くの島々に主に海外からの大量のごみや流木が漂着し続け、これら海岸漂着物は海岸の景観や生態系を初め観光産業にも影響を与えかねない深刻な問題となっていますが、沖縄県全域にわたる漂着状況及び処理対応について伺います。

(5)、県道の維持管理について、県は来年度に八重山地域・宮古地域で民間委託の導入に向け検討しているようだが詳細について伺います。

(6)、先月視察に行った台湾の台北市では、道路清掃の取り組みとして745人の正規職員と1200人の非正規職員、清掃車34台とその運転手30人を雇用し道路の除草及び清掃・維持管理しているとのことでした。

特に民間委託している道路の除草については最低でも月１回の作業を実施し、雑草が50センチ以上伸びて放置した場合は罰則を規定するなど、利用する市民を初め多くの観光客に対して市街景観の美しさを維持するための徹底した取り組みを行っていましたが、観光立県としての景観と道路の除草・清掃、維持管理について県の取り組み等について伺います。

(7)、亜熱帯気候である県内の県道は、多くの街路樹が植栽されており、その維持管理費用がかかって予算不足・人手不足といった課題も多くあるが、観光立県沖縄としての道路景観や県内の交通事情を考えると、電線の地中化に積極的に取り組むことにより、道路景観や維持管理を含め道路渋滞解消にもつながると思うが、電線等の地中化計画と実施状況等について伺います。

(8)、台湾のユーバイクですが、交通渋滞を緩和する施策として、また県民の健康増進や観光客の利便性の観点からも沖縄県にはマッチしているのではないかと思います。以前に議会でも関係課と調整しながら検討したいと答弁していますが、その後検討はしたのでしょうか。改めて県の見解を伺います。

(9)、国内外の入域観光客数の増加に伴い、県内で多くのリゾートホテル建設が計画されているが、開発を予定している企業と地元住民や地元関係団体の間で開発許可をめぐり、景観や自然環境をめぐるトラブルや文化財・地域住民の日常生活環境をめぐるトラブルが発生しています。

県は、開発許可申請に伴う県内のトラブルについての把握状況、また各自治体や地元住民、開発を予定している企業の対応等についてどのように考えているのか見解を伺います。

５、農業行政について。

(1)、沖縄県の基幹作物であるサトウキビ生産は近年、生産農家の高齢化が著しく、それに伴いハーベスタ収穫での依存度が高まっています。また、製糖工場の老朽化で処理能力が低下するなどサトウキビ産業を取り巻く課題が山積していますが、生産者や関係機関等との連携体制及び取り組みはどうなっているのか、今後のサトウキビ生産振興策と支援等について県の見解を伺います。

(2)、11月３日に第43回沖縄県畜産共進会が開催され、多くの関係者が参加し大盛況でした。畜産業は沖縄県の農業産出額の約５割を占め、本県の農業の基幹部門として安定的発展が期待されています。しかし、農家にとっては配合飼料価格の高どまりや家畜伝染病の対応など厳しい畜産経営状況が続いています。今回の共進会の概要を含め畜産業への今後の支援と取り組みについて知事の決意を伺います。

(3)、ミカンコミバエが1986年２月に絶滅以降、最多となる34匹が石垣島で広範囲にわたり見つかりました。ミカンコミバエは、過去にも県内で大きな被害をもたらしたようだが、当時の被害状況と経過について、また現在県が実施している調査状況と取り組みについて伺います。

６、公契約条例の制定について。

７月20日から約１カ月の間、パブリックコメントを実施したようですが、どのような意見が寄せられたのか。またそれらの意見に対する県の見解を含め、今後の取り組みとスケジュール等について伺います。

７、教育・福祉行政について。

(1)、2016年度に県警に寄せられた児童虐待に関する相談・通報件数が過去10年で最多になっているようだが、相談・通報内容等の詳細について伺います。

(2)、2016年度に児童相談所が対応した相談件数と内容等の詳細について伺います。

(3)、児童虐待は、周囲の見える化によって相談件数も増加傾向にあるようですが、関係機関による公助、家庭や地域の共助づくりはどうなっているのか取り組みについて伺います。

(4)、虐待は高齢者に対しても多く発生しているようですが、県内での認定件数とその要因、解決方法等の取り組みについて伺います。

(5)、スポーツ庁の中学校や高校の運動部活動に関し、今年度実施した実態調査結果が公表され、複数回答で５割超の公立中の顧問教員が公務多忙などの悩みと、心身の疲労などを感じていると回答していることがわかったが、県内の把握状況について伺います。

(6)、南風原町北丘ハイツ自治会から、地すべり防止区域に指定されている場所への老人ホーム建設の開発許可に関する問題について、これまでの経緯と今後の自治会や建設を予定している事業所等の関係機関との対応、取り組みはどうなっているのか、県の見解を伺います。

(7)、米軍キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区跡地への県立普天間高校の移転に必要な用地取得が進まず、地主の了承は面積の１％に満たないとの報道があったが、県の取り組み状況について伺います。また、土地という大切な財産を売らない理由はさまざまということですが、具体的にどのような理由があったのか伺います。

(8)、平成28年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、どのような調査結果だったのか伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　次呂久成崇議員の代表質問にお答えをいたします。

私のほうからは離島振興についてに関する御質問の中の２の(1)、離島フェアの成果と評価についてお答

えをいたします。

離島フェアは、離島の魅力を沖縄県内外へ発信し、離島の産業振興と地域間交流を促進することで、地域活性化を図ることを目的として開催しており、ことしで29回目を迎えました。離島フェアにおいては、特産品の展示即売会のほか、優良特産品の表彰や流通相談会等を行っており、商品力の向上や販路拡大等に寄与してまいりました。また、多くの来場者の皆様に、伝統文化や特産品等、離島の魅力を身近に感じていただきました。こうしたことにより、離島に対する認識が一層高まり、ひいては県民全体で離島を支えていく意識の向上につながっているものと認識しております。沖縄が今後さらなる発展を遂げるためには、多くの魅力が輝く島々の力が重要であり、引き続き離島フェアの開催を支援してまいります。

次に、保健医療・病院事業局についてに関する御質問の中の３の(1)、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合の進捗状況についてお答えをいたします。

沖縄県は、今般、北部圏域における医師不足の抜本的な解決を図り、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するとともに、病院経営の効率化などを実現するため、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、北部圏域に新たな基幹病院を整備するための作業に取り組むことといたしました。今後は、北部地区医師会病院及び北部関係12市町村に対し、速やかに県の考え方を説明し、関係者間で両病院の統合に関する基本的な合意を図ることができるよう、協議を開始したいと考えております。

次に、観光産業についてに関する御質問の中の４の(1)、今年度の入域観光客数の状況と見通しについてお答えをいたします。

沖縄県を訪れる観光客は、61カ月連続で前年同月を上回る状況が続いており、平成29年度の入域観光客数は、４月から10月までの累計で、対前年度比8.5％増の584万5400人、うち国内客は411万8400人、外国客は172万7000人となっております。特に８月は、単月として初めて100万人の大台を突破する100万2500人を記録いたしました。現状の増加率が今後も続けば、平成29年度の入域観光客数の目標値である950万人の達成は可能であると見込んでおります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、自衛隊の島嶼配備に係る環境調査についてお答えします。

自衛隊の島嶼配備に関する県の照会に対し、沖縄防衛局から、自衛隊の施設整備に当たっては、環境の保全の観点から環境調査を行い、その調査結果に基づき、希少種の移植など必要となる場合は対策を実施するなど、石垣市及び宮古島市とよく相談し、動植物などの自然環境に十分配慮する旨の回答があったところであります。県では、自衛隊配備については、地元の理解を得ることが重要であると考えており、今後、地元市から環境影響評価に関する相談等があった場合には、技術的な助言等を行ってまいりたいと考えております。

同じく１の(2)、環境影響評価条例の改正についてお答えします。

現在の沖縄県環境影響評価条例では、大規模な土地造成を伴う広範囲にわたる開発事業であるにもかかわらず、環境影響評価の対象となっていない事業があるため、対象事業に土地の造成を伴う事業を追加することを検討しております。条例改正案の検討に当たり、特定の事業を想定したものではありませんが、条例が改正された場合には、これまで対象外であった大規模な土地造成を伴う事業が対象となるため、より環境に配慮した事業が行われることになると考えております。

次に、観光産業についての質問の中の４の(4)、海岸漂着物の漂着状況及び県の処理対応についてお答えします。

県が平成21年度から23年度にかけて行った調査では、県内の海岸において約8900立方メートルのごみが確認されております。そのため、国の補助金を活用し、平成22年度から28年度までに市町村と連携して約２万6000立方メートル（約3600トン）のごみを回収しております。また、平成29年度は、6970万円の予算で回収を行っているところです。今後も国の補助金を活用し、海岸管理者や市町村、ボランティア団体等と連携して海岸漂着物対策に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、離島振興についての御質問の中の(2)、６次産業化支援事業などの成果、実績課題及び今後の取り組みなどについてお答えいたします。

県では、６次産業化支援事業等により、農林漁業者

等の６次産業化の取り組みを支援しており、平成28年度の実績としては、１、沖縄県６次産業化サポートセンターの専門家の派遣による個別支援44件で、うち離島地域16件、２、商品開発や販路開拓に対する補助や加工販売施設等の整備に対する支援９件で、うち離島地域２件、３、個別研修による商品開発への助言指導19件で、うち離島地域４件となっております。一方、６次産業化を進める上での課題として、農林漁業者等の経営基盤が脆弱なことや、生産から加工・販売、流通までの一貫したノウハウを有する人材の不足などがあります。今年度からの新たな取り組みといたしましては、市町村と連携した農林漁業者に対する商品開発の支援を行っており、引き続き６次産業化の推進に努めてまいります。

次に、５、農業行政についての(1)、サトウキビの生産振興対策についてお答えいたします。

サトウキビは、本県農業の基幹作物として農家経済はもとより、地域経済を支える重要な作物であります。そのため県では、生産振興を図るため市町村、ＪＡ、製糖企業、各地区さとうきび生産振興協議会等と連携し、１、圃場整備等の生産基盤の整備、２、早期高糖性等の新品種の育成・普及、３、ハーベスタ等の導入による機械化促進、４、農作業受委託組織の支援等による担い手育成対策、５、製糖企業の経営安定に向けた気象災害等に対する助成や省エネルギー施設等の整備などの各種支援に取り組んでおります。また、さとうきび増産基金を活用して、種苗の確保や病害虫防除の薬剤助成、土づくり等増産に向けた取り組みを実施しております。

県としましては、引き続き、市町村等、関係機関と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

次に、同じく(2)、沖縄県畜産共進会の概要と畜産業への今後の支援と取り組みについてお答えいたします。

第43回沖縄県畜産共進会は、県内各地域の代表する肉用牛及び乳用牛94頭の出品があり、各部門で優秀賞が選出され、特に優秀な牛には特別賞として農林水産大臣賞や県知事賞が授与されました。また、共進会には生産者などの多くの関係者が参加し、県内の家畜改良及び飼養管理技術向上の成果を確認することができました。

県としましては、引き続き畜産振興を図るために、肉用牛群改良基地育成事業で改良増殖を推進するとともに、畜産クラスター事業や畜産担い手育成総合整備事業で生産基盤強化に取り組んでまいります。

次に、(3)、ミカンコミバエの過去の被害状況と経過、現在の調査状況と取り組みについてお答えいたします。

ミカンコミバエは、果実や果菜類に甚大な被害を与える重要害虫であり、根絶前においては、植物防疫法によって果実等の出荷が制限されていましたが、昭和61年に沖縄県内から根絶されております。しかしながら、本県は東南アジア等のミカンコミバエの発生地域に隣接し、再侵入が常に懸念されております。このため、県では、トラップ及び寄主植物調査による侵入警戒調査、誘殺板による侵入防止防除を定期的に実施しております。なお、誘殺が確認された場合には、寄主植物調査やそれに伴う殺虫剤散布、誘殺板設置等の対策を実施しているところであります。近年、誘殺が増加傾向にある中、今年度は石垣島において断続的に誘殺が確認されたことから、防除を強化するため、通常の対策に加え、島全域を対象とした防除を10月に実施したところであります。現在、第２回目の防除作業を国や市、ＪＡ等と連携して実施中であり、誘殺は確認されておりません。

県としましては、国等とも連携しミカンコミバエの再発生防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、離島振興についての中の(3)、本島離島間のガソリン価格差縮小に向けた取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、昭和47年より、石油販売事業者等が負担する輸送経費に対し補助を行っております。平成25年度には補助対象経費の見直しを行い、流通過程で生じる離島特有の経費についても補助を拡充したところであります。しかしながら、依然として本島・離島間において価格差が生じていることから、県としては、引き続き価格差縮小に努めてまいります。

同じく２、離島振興についての中の(5)、粟国航空路線の再開についての御質問にお答えいたします。

粟国路線の再開については、平成28年12月から、第一航空、粟国村、県の３者で運航計画や収支見込み等の協議を重ねておりますが、現時点で３者の協議が調っていないため、運航再開の時期は未定となっております。運航の再開に当たっては、安全性や利便性の確保、運航収支の改善などを図るとともに、第一航空において地元の方々への丁寧な説明がなされ、信頼の

回復を図ることが必要であると考えております。

次に、７、教育・福祉行政についての御質問の中の(7)、普天間高校用地取得の取り組み状況と地権者の反応についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、ことし８月末より普天間高校の用地取得を開始しており、目下、県土地開発公社とともに、地権者の戸別訪問に取り組んでいるところであります。これまで多くの地権者の方々からは、普天間高校の移設は望ましいとの御意見をいただいております。一方、土地の売却については、大切な財産であることから、家族の同意に時間を要することや、将来の自己利用を希望することなど、さまざまな御意見を伺っております。

県としては、高校移設の実現に向けて用地取得に御協力いただけるよう、地権者の皆様に対して、引き続き丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　２、離島振興についての御質問の中の(4)、ガソリン供給制限に係る県の取り組み等についてお答えします。

座間味村におきましては、観光客の増加に伴いガソリン消費量が増大しており、台風等によりフェリーが欠航した場合には、ガソリン供給が制限される状況であると聞いております。ガソリン不足は、地域住民等の日常生活に影響を及ぼすことから、座間味村の状況についてさらに情報収集に努めたいと考えております。

次に、７、教育・福祉行政についての御質問の中の(2)、児童虐待の相談件数と内容についてお答えします。

平成28年度に本県の児童相談所で処理した児童虐待相談件数は713件で、前年度に比べ26件増加し、過去最多となっております。また、平成28年度の児童虐待相談の内訳としましては、心理的虐待が一番多く319件で44.7％、次いで身体的虐待が195件で27.3％、ネグレクトが178件で25.0％、性的虐待が21件で2.9％となっています。

同じく(3)、児童虐待防止に向けての関係機関や家庭、地域への取り組み等についてお答えします。

児童虐待防止に向けた関係機関の取り組みとしましては、市町村において、福祉、保健、医療、教育、警察等の地域の関係機関で構成される市町村要保護児童対策地域協議会を設置し、課題を抱える子供や家庭の早期発見や適切な保護・支援を図るため情報を共有し、適切な連携のもとで対応しているところであります。また、家庭や地域に対しては、県内各圏域において講演会を開催するなど、県民一人一人の児童虐待防止に関する意識の向上を図り、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいるところであります。

県としましては、関係機関の連携をさらに強化し、引き続き児童虐待防止対策の充実に取り組んでまいります。

次に、(4)、高齢者虐待の認定件数と要因、解決方法等についてお答えします。

県の実施した調査において、平成28年度における本県の高齢者虐待認定件数は143件で、前年度に比べ９件増加しております。その内訳は、家族等養護者によるものが133件、養介護施設従事者によるものが10件となっており、主な要因は、養護者によるものでは、虐待者の介護疲れ・ストレスで、施設では、教育・知識・介護技術等に関する問題によるものとなっております。

高齢者虐待では、早期の発見・対応や困難事例への適切な対応が必要であり、県としては、県民に高齢者虐待防止の周知を図るとともに、介護施設等の職員への研修、市町村の相談支援体制の充実、社会福祉士会、弁護士会等の関係機関との連携により、高齢者虐待防止対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、保健医療・病院事業局についての御質問の中の(2)、政策医療に対する取り組みについての御質問にお答えします。

県は、いわゆる政策医療と称されている救急医療、小児・周産期医療、離島・僻地医療などの医療提供体制を確保するため、当該医療を担っている県立病院に対し、繰り出しを行うなどの支援を行っております。また、平成29年度からは、新たに専門医によるヘリ巡回診療や離島患者等の島外への通院費の支援を行うなど、離島医療の充実強化に取り組んでいるところであります。

次に、４の観光産業についての御質問の中の(3)、外国人観光客の医療費の未払い状況と今後の対応についての御質問にお答えします。

沖縄県医師会の調査によりますと、平成27年度の外国人観光客の医療費の未払いは、県内５医療機関で21件、826万9934円発生しているとのことでありま

す。このため、８月に県、観光及び医療関係者で構成する外国人観光客医療費問題対策協議会を設置し、外国人観光客の未収金問題の解決策についての協議を行ったところであります。今後は、同協議会が寄付金を活用して、外国人観光客の未収金を有する医療機関に対し、一定の支援を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　３、保健医療・病院事業局に関する御質問の中で、(3)の新県立八重山病院前の信号機設置についてお答えいたします。

信号機につきましては、交通量・交通事故の発生状況、周辺における道路や施設の設置計画状況等を分析するとともに、他の対策による事故抑止の可否なども考慮した上で設置の必要性を判断しております。

御質問の箇所におきましても、地元地域からの要望があることは承知をしておりますが、県内の他の要請箇所と同様、諸所の状況を分析、考慮した上で信号機の設置を判断してまいりたいと考えています。

次に、７、教育・福祉行政についてに関する御質問の中で、(1)の児童虐待の相談・通報内容等についてお答えをいたします。

平成28年（2016年）中、県警察が取り扱った児童虐待に関する相談等は253件で、前年と比べ69件の増加となっております。その内訳は、身体的虐待が94件、心理的虐待が92件、ネグレクトが62件、性的虐待が５件となっており、過去10年で最多となっております。また本年10月末現在の相談等は347件で、前年同時期と比べ125件の増加となっております。その内訳は、心理的虐待が182件、ネグレクトが88件、身体的虐待が72件、性的虐待が５件となっております。相談等の件数が増加した要因としましては、警察や児童相談所等の関係機関による児童虐待に関する広報啓発活動等を積極的に行った結果、県民の関心が高まったことによるものと考えております。

県警察では、児童虐待に関する相談等があった場合、児童相談所や市町村等の関係機関と早期に情報を共有するとともに、児童の安全確認を最優先に行うほか、迅速な児童相談所への通告、積極的な事件化により児童の安全確保に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　３、保健医療・病院事業局についての御質問の中で(4)、新県立八重山病院の敷地内の薬局についてお答えいたします。

新県立八重山病院の敷地内に保険薬局の区画は設定しておりませんが、新病院周辺での保険薬局整備については、患者の利便性に影響があることから、引き続き情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　４、観光産業についての御質問の中の(2)、外国人観光客の受け入れ体制についてにお答えいたします。

沖縄県を訪れる外国人観光客はここ数年著しい伸びを見せております。このため、県では、多言語コンタクトセンターを設置するとともに、観光事業者が行う語学研修への支援や多言語観光パンフレット等の作成など、外国語対応の強化を図っております。また、県民が外国人観光客を温かく迎え入れる機運を高めるためのウェルカムんちゅ運動の実施や、外国人観光客の情報収集、発信を容易にするためのフリーＷｉ－Ｆｉ環境の整備などに取り組んでおります。

県としましては、これらの取り組みを継続的に行うことにより、外国人観光客の満足度の向上につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　４、観光産業についての御質問の中の(5)、道路管理の包括的民間委託についての御質問にお答えいたします。

道路の除草や路面補修などの包括的な民間委託については、今後の職員減を想定して検討しているものであります。平成30年度後半の包括的民間委託の試行に向けては、現在、八重山土木事務所において、発注形態など課題の検討・整理を行っており、宮古土木事務所においても、今年度中に検討・整理する予定であります。

同じく４の(6)、道路の除草などの維持管理についての御質問にお答えいたします。

県管理道路においては、道路利用空間の確保のため年２回から４回程度の除草を実施しております。あわせて、良好な沿道景観の形成に向けて、沿道景観技術向上ガイドラインに基づく除草剤の使用など、適正な植栽管理に関する技術の活用も図っております。また、観光地へアクセスする主要幹線道路等においては、沖縄フラワークリエイション事業を活用し、景観に配慮した対策を講じております。加えて、道路の路

面清掃等については、地域イベントや道路パトロールを踏まえ、市街地を中心に年１回から４回程度実施しており、引き続き、計画的かつ適切に維持管理し、良好な道路景観の創出・向上に努めてまいります。

同じく４の(7)、電線類地中化についての御質問にお答えいたします。

電線類地中化は、安全で快適な通行空間の確保や良好な景観・住環境の形成のほか、災害の防止や情報通信ネットワークの信頼性向上などを目的に整備に取り組んでいるところであります。沖縄県全域における電線類地中化は、沖縄21世紀ビジョン後期計画において、平成33年度までの整備延長目標を約173キロメートルとしたところであり、平成28年度末までに約143キロメートルの整備が完了しております。引き続き、電線類地中化を推進していきたいと考えております。

同じく４の(9)、リゾートホテル建設に係る開発許可申請についての御質問にお答えいたします。

県内のリゾートホテル開発計画の一部について、新聞報道や陳情等により地元住民から反対の声があることは承知しております。都市計画法に基づく開発許可申請においては、地元住民並びに各種関係団体との合意形成は許可要件とはなっておりませんが、実際に施設を設置・運営するに当たっては、地元との合意形成等が大切であると考えており、開発事業者には、地元との合意形成を促しているところであります。

次に、７、教育・福祉行政についての御質問の中の(6)、老人ホーム建設に係る開発許可申請についての御質問にお答えいたします。

南風原町北丘ハイツ新川側斜面上部における老人ホーム建設計画に対しては、同自治会より地すべり防止区域内の土砂災害発生の可能性が危惧されることから建設反対の意思が示されているところであります。

県は、同建設計画に係る開発許可申請が安全上必要な措置を講じているか等、現在慎重に審査を行っているところであり、事業者に対してはその説明とともに、同自治会の理解を得るよう求めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　４、観光産業についての(8)、台湾のユーバイクについてにお答えいたします。

沖縄県では、昨年11月のアジア構想推進・検証委員会から、外国人観光客の２次交通としての活用や、エコツーリズムの推進、さらに、交通渋滞緩和や環境保護の視点から、台湾の事例等を調査・検討する必要があるとの提言を受けております。ユーバイクなどの自転車の活用については、土木建築部において、渋滞緩和の観点からサイクリングコネクト支援事業で関係者の連携を促進しているほか、沖縄観光コンベンションビューローでは、民間事業者をサポートし、那覇市内でのレンタサイクルの導入が始まっております。今後も関係部局と連携しながら、検討を進めていくものと考えております。

次に、公契約条例についての(1)、公契約条例に関するパブリックコメントの状況及び今後の取り組みについてにお答えいたします。

パブリックコメントでは、県契約に従事する労働者の賃金下限額を設定する、いわゆる規制型条例に関することや第三者機関のあり方など、53件の意見が提出されております。規制型条例の制定の意見については、有識者等懇談会の経過や規制型条例が最低賃金法の趣旨に反するとの国の見解を踏まえ、理念型条例として進めていく旨回答を行っています。また、第三者機関については、基本理念の実現を図る取り組み方針について意見を聞くことや、県の取り組みの検証を行うこと等を目的に設置する旨回答しています。今後は、年度内の条例制定に向け、取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　７の教育・福祉行政についての御質問で(5)、運動部活動の実態調査等についてお答えいたします。

平成29年度運動部活動等に関する実態調査は、運動部活動等の活動実態や教員、生徒、保護者等の意識を把握するため、スポーツ庁が全国の中学校456校、高等学校389校を抽出し、本年７月に実施したものであります。その結果について、スポーツ庁が去る11月17日に速報値として公表したところであります。同調査等の結果をもとに、スポーツ庁が平成30年３月に、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン（仮称）を策定することとなっております。

県教育委員会といたしましては、同ガイドラインを踏まえ、練習時間・休養日の設定、指導のあり方等について適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、同じく７の(8)、問題行動等調査の結果等についての御質問にお答えいたします。

本県の公立小・中・高等学校における暴力行為の発

生件数は、1430件で前年度比718件の増加となっております。いじめの認知件数については、１万2322件で前年度比１万105件の増加となっております。いじめの認知件数における解消しているものの割合は、小学校94.0％、中学校86.4％、高等学校68.2％、特別支援学校100％となっております。不登校児童生徒数については、3822人で前年度比363人の増加となっております。不登校児童生徒に対し指導の結果、登校するまたはできるようになった児童生徒の割合は、公立の小中学校では36.1％、県立高等学校では34.9％となっております。県立高等学校の中途退学者数については、723人で前年度比16人の増加となっております。

県教育委員会といたしましては、調査結果を受けて、実態の把握や分析をし、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を行い、諸課題の改善につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久　成崇君　それでは再質問を行います。

２、離島振興についての(4)の座間味村のガソリン供給制限の件なんですけれども、座間味村民の皆さん、そして自治体・関係者等と直接協議する場をぜひつくっていただきたいと思います。これは以前にも県のほうが座間味港の一角に屋外タンク貯蔵所を設置したいという地元の方と、この件に関しては、港湾課、企画部も交えて協議をしたということですので、改めてまた協議の場を設けていただきたいというふうに思います。ぜひ見解を伺いたいと思います。

そして、３の保健医療・病院事業局についてなんですけれども、(1)、県立北部病院と北部医師会病院の統合の件です。

沖縄県地域医療構想で県立北部病院とこの医師会病院の統合問題の検討プロセスでいうと、統合が合理的だと判断し、県の方針が決定したわけなんですけれども、整理すべき課題として抽出した54項目の処理方針、これがまとまったという認識でいいのか、またこれから北部医師会病院や北部市町村長らと協議し、合意形成に至るということなんですけれども、この協議する中で、協議不調となった場合、これは統合しないということになるんでしょうか。見解を伺いたいと思います。

そして同じく(4)の病院敷地内薬局に関してなんですけれども、平成28年10月に規制緩和が厚労省から出まして、法律的な緩和策というのは新八重山病院の立地場所に当てはまらないのかどうか伺います。また、他の県立病院においても敷地内薬局が進められた場合、患者にとってはより近いところで薬がもらえるというメリットがあるわけなんですけれども、一方でデメリットもあるかと思います。見解を伺いたいと思います。

そして、観光産業についてです。

(4)の海岸漂着物なんですけれども、こちらのほう、今ボランティア団体も本当に苦慮しているようです。特に大量の流木は、プラスチックなどの漂着ごみと違いそのまま放置されています。重機でなければ処理できませんが、これはボランティアでもできない。また自治体の予算だけでもできないということで、今、大潮などの自然に任せて沖に流出するのをただ待っているというのが現状です。観光地としての景観は非常に見るにたえない状況です。ぜひこの各自治体のボランティア、そして自治体との連携がどうなっているのか。また流木撤去の予算、また撤去回数等もっとふやさないとというふうに思っているんですけれども、見解を伺いたいと思います。

そして(5)の県道の件なんですけれども、今答弁のほうで年２回から４回の除草作業を行っているということなんですけれども、やはりこの２回から４回ではとても対応できないのではないかなと。これは幼稚園児や小学校低学年の背丈よりも高い、こういうふうになってしまいます。年４回の作業ですと。ですからやはり観光客というのは車を走らせていて、この道路の景観というのもよく見ているかと思います。ですから、やはり観光立県をうたっている以上は、しっかりと道路維持管理、もっと予算増額も含めて対応すべきだと思いますけれども、改めて見解を伺います。

そして(9)の開発許可申請についてなんですけれども、開発予定地はリゾートホテル建設、そして老人ホーム建設などからもわかりますように、建設予定地というのは景観がいい場所がほとんどです。そしてその場所はやはり地元住民にとっても観光資源、また豊かな自然環境、文化財、日常生活圏内としてもとても大切な場所です。事業者から開発許可申請の届け出があり、その書類に不備がないか、届け出の形式上の要件に適合しているから事業者の届け出義務が履行されているという認識でそのまま許可を出すという単純な作業ではなく、やはりしっかりと地元の声も聞いていただきたい。地元住民からするとやはり地域を無視して、その上開発行為の賛成・反対で地域を二分してしまう。そのようなことがあります。ぜひ地域の声に寄り添った対応、そして県も独自の調査というのを行っ

ていただきたいと思います。市町村、自治体との事前協議、それも重ねてお願いをしたいと思います。

開発許可申請に関しては、関連する関係法令等もありますので、県庁の例えば観光資源としての景観、そして自然環境、文化財それぞれの担当部署との連携というのはどうなっているのか伺いたいと思います。

そして公契約条例なんですけれども、県も理念型の条例制定で考えているようなんですけれども、その理念を実現するための仕組みが必要だと思いますが、この見解を伺いたいと思います。また条例の目的達成のために全ての公契約が対象となるのか伺います。

最後に、教育・福祉行政について。

児童虐待件数がふえている中で、児童相談所の体制はどうなるか。専門職員の配置も含め増員するなど見直しが必要だと思いますが、見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　座間味港における石油備蓄タンク設置についての再質問にお答えいたします。

座間味港への石油備蓄タンクの設置については、昨年度座間味村から相談がありました。しかしながら、港湾施設との関連性や港湾施設内に設置する合理性、こういったものに課題がありましたので調整が整っておりません。

県は、今後改めて村から調整があれば課題に対する整理状況を踏まえ、対応を検討していきたいと考えております。

次に、適正な除草回数についての再質問にお答えいたします。

沖縄県道路緑化基本マニュアルというものがございまして、その中で除草の時期は、春期、梅雨期、夏期、秋期この年４回実施するのが望ましいとされております。県管理道路においては、全てが年４回という状況ではございませんけれども、限られた予算の中で沿道景観技術向上ガイドラインに基づく除草剤の活用など適正な植栽管理、これに関する技術の活用を図って、効率的・効果的な維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、リゾートホテル建設に係る開発許可、これに絡む住民合意、あと関係部局との連携についての再質問にお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたように、都市計画法に基づく開発許可申請においては、地元住民並びに各種関係団体との合意形成、これは許可の要件ではございません。ですので、地元の反対があるということをもって許可しないということは法令上できないということは御理解いただきたいと思います。しかしながら、やはり地元の反対の中で強行するというのはなかなか厳しいところがございますので、開発事業者には地元に説明を尽くすようにということを促しているところでございます。

また大規模開発に際しては、開発調整会議というものを設置する必要がございます。これは企画部等と連携して、その中でさまざまな開発に対しての課題、こういったものを洗い出して事業者には意見を述べているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　北部基幹病院の統合に関する再質問にお答えします。

まず１つ目に、抽出した課題に対する整備は全て終わったのかという御質問でございますが、ほぼ終了しておりまして、一部なお掘り下げて検討すべきものや、関係部局のコンセンサスをもう少し明確にするものもございますが、これは今後の関係者との協議と並行しながらできる作業だというふうに考えております。

次に、関係者等との協議に入って協議不調の場合はどうなるのかということでございますが、統合というのはやはり相手のある話でございますので、そうなると協議不調であると統合はできないことになります。ただ私どもとしては、この北部圏域における医師不足の抜本的な解決を図ると、そして安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するためには、どうしても北部圏域に新たな基幹病院を整備することが必要というふうに考えておりますので、協議不調にならぬよう努力したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　３の(4)、新県立八重山病院の敷地内薬局についての再質問にお答えいたします。

現在、新八重山病院の院外処方をもらう方々の８割が、病院周辺の３つの応需薬局で薬をもらっている状況でございます。したがいまして、新八重山病院の周辺に応需薬局がないと非常に患者さんの利便性が損なわれるという状況にあります。今後、関係機関といろいろ協力してやっていく必要があると考えておりますが、議員が御質問のいわゆる敷地内保険薬局は可能か

どうかという問題でございますが、保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正により、平成28年10月１日より設置が可能となっております。したがいまして、今後の関係機関との調整を図りながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　八重山地区に流木が漂着しているということでございます。

この件につきましては、県の環境部にも地元のほうから報告がございます。これにつきましては、国の地域環境保全対策費補助金を活用しまして、本年度処理を進めるため準備をしているところでございます。予算額は約1600万円を今計上しているところでございます。本年度、十分に処理できない可能性もありますので、次年度以降も十分に予算が確保できるように国に求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　公契約条例制定についての再質問にお答えいたします。

まず理念型を実現する仕組みについてということでございますけれども、関係機関等と連携を図りながら法令遵守させるための具体策等を盛り込んだ県の取り組み方針を策定しまして、条例の実効性を高めていくこととしております。

また次に、目的達成のため全ての契約が対象かという質問につきまして、県と事業者との間で契約するものについては極力対象とする予定であります。また知事部局以外の各種委員会、それから公営企業も含めていく方向で現在調整中であります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　次呂久議員の再質問にお答えします。

児童相談所の体制整備についてということでございましたので、御質問にお答えします。

児童相談所の体制につきましては、増加する児童虐待に対応するため、平成17年度から平成28年度までの11年間で、正職員39名、それと非常勤45名の計84名を増員して、児童相談所の体制整備を図ってきたところでございます。あわせて今年度、平成29年度におきましては、児童福祉士の１名、それと児童虐待対応協力員３名を増員いたしまして体制の強化を図ったところでございます。

児童相談所の体制につきましては、人員増員のほかにも、当然のことながら職員の資質向上が肝要だというふうに考えておりますので、職員の資質向上を含めた体制の整備について、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明６日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時７分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　上　原　正　次

会議録署名議員　　又　吉　清　義

平成29年12月６日

平成29年
第　６　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　３　号）

平成２９年
第　６　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）

平成29年12月６日（水曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第3号

平成29年12月６日（水曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（46名）

議　長	新　里　米　吉　君	22　番	又　吉　清　義　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	23　番	末　松　文　信　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	25　番	渡久地　　修　君
2　番	玉　城　武　光　君	26　番	玉　城　　満　君
3　番	親　川　　敬　君	27　番	仲　村　未　央　さん
4　番	新　垣　光　栄　君	28　番	照　屋　大　河　君
5　番	次呂久　成　崇　君	29　番	仲宗根　　悟　君
6　番	宮　城　一　郎　君	30　番	崎　山　嗣　幸　君
7　番	大　城　憲　幸　君	31　番	金　城　　勉　君
8　番	金　城　泰　邦　君	32　番	砂　川　利　勝　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	33　番	具志堅　　透　君
10　番	新　垣　　新　君	34　番	島　袋　　大　君
11　番	座　波　　一　君	35　番	中　川　京　貴　君
12　番	比　嘉　瑞　己　君	36　番	座喜味　一　幸　君
13　番	西　銘　純　恵　さん	38　番	新　垣　清　涼　君
14　番	平　良　昭　一　君	39　番	瑞慶覧　　功　君
15　番	上　原　正　次　君	41　番	狩　俣　信　子　さん
16　番	当　山　勝　利　君	42　番	比　嘉　京　子　さん
17　番	亀　濱　玲　子　さん	43　番	大　城　一　馬　君
18　番	當　間　盛　夫　君	45　番	糸　洲　朝　則　君
19　番	上　原　　章　君	46　番	照　屋　守　之　君
20　番	山　川　典　二　君	47　番	仲　田　弘　毅　君
21　番	花　城　大　輔　君	48　番	翁　長　政　俊　君

欠　席　議　員（１名）

37　番　　嘉　陽　宗　儀　君

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	町田　優君
副知事	浦崎唯昭君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	富川盛武君	会計管理者	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
知事公室長	謝花喜一郎君		
総務部長	金城　武君	総務部財政統括監	宮城　力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	公安委員会委員	與儀弘子さん
		警察本部長	池田克史君
保健医療部長	砂川　靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	島尻勝広君		
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	宮城　理君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良　潤君
次長	平田善則君	主幹	中村　守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣　清涼君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

代表質問ウンヌキレーヤーンディ　ウムトゥーイビーン　ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

ウチナーグチ　アタトーイビーガヤー。ナーティーチナーティーチナーナラティ　チカティイディヤーンディ　ウムトーイビーン。

まず最初に、知事の政治姿勢について。

(1)、選挙公約への取り組みとその成果についてでありますが、ア、公約の中で年次目標を達成し、さらに目標を高く取り組んでいる事業を伺います。

イ、公約の中で成果が出てきた事業を伺います。

ウ、公約の中で課題が出てきた事業を伺います。

(2)、県民生活を豊かにする取り組みについて。

ア、観光産業の取り組みとその成果、課題について。

沖縄県の観光産業は好調で、20年代は沖縄観光の黄金時代がやってくる。世界に名立たる観光目的地として認められると言われていますが、果たして受け入れ体制は十分なのか、持続可能な観光産業発展に向けた対策や取り組みについてお伺いします。

㋐、那覇空港の離着陸過密問題を解決する取り組みについて。

第２滑走路が完成しても、離着陸回数は２倍ではなく1.11倍とのこと。経済界などからも提案があるようですが、今後の取り組みを伺います。

㋑、外国人観光客の受け入れ体制について、航空便、クルーズ便を利用してのですが、沖縄県の観光客は2016年度で11％ふえ、日本人客６％増に対し、外国人客は28％増。リゾートウエディングも同様に増加しているようです。空の玄関、空港は滑走路が混雑し、離着陸が慢性的におくれる状況が続いているとのこと。また、クルーズ船利用のお客さんも貨物専用のターミナル利用で２次交通へのアクセスが悪く、４割の方が不満を抱いているようです。解決策、取り組みを伺います。

㋒、大型ＭＩＣＥ施設整備事業の進捗状況について。

目標値などで国との認識にそごが生じているようですが、その後の進捗状況について伺います。

イ、沖縄ＩＴ産業戦略センターの設置・運営について進捗と課題を伺います。

ウ、農水産業の取り組みとその成果、課題について伺います。

(ｱ)、食鳥処理施設整備について進捗、課題を伺います。

(ｲ)、水産物の県外、海外市場拡大について取り組み、課題を伺います。

(ｳ)、耕作放棄地の現状と課題について取り組みを伺います。

エ、那覇港総合物流センターの整備についてその進捗と課題を伺います。

オ、地場産業育成支援事業の成果と課題について。

(ｱ)、泡盛産業の現状と課題、今後の取り組み、支援策についてでありますが、泡盛の出荷量が年々減少している状況で、先日、琉球料理と琉球泡盛文化圏の世界無形文化遺産登録を目指すという報道がありました。泡盛産業の育成支援など課題や今後の取り組みを伺います。泡盛大好き人間としては、泡盛の出荷量が減少していることを大変残念に思っています。

(ｲ)、ヤマクニブーなど有効作物の調査、保護育成の取り組みについて。

本部町の特産品で芳香、防臭、防虫効果で古くから親しまれてきたヤマクニブーをテーマにした講演会が開催され、文化遺産との指摘があるのに、生産者がお一人で高齢であるとのこと。成分や効果など研究課題もあるが、このような有効作物についての調査、生産拡大や保護育成の取り組みを伺います。

カ、アジア経済戦略構想の重点戦略について取り組みと成果、課題を伺います。

キ、電力自由化への取り組みについて。

(ｱ)、９月29日に経産省で行われた制度設計専門会合での沖縄電力の報告を伺います。

(ｲ)、沖縄電力から提出された自主事業について、卸電力販売時期や販売量について同委員会から指摘や要望があったようですが、県の見解と対応を伺います。

ク、下地島空港の利活用計画について進捗と課題について。

三菱地所は、10月に下地島空港の旅客ターミナル施設の建設に着手し、19年3月開業を目指すとのことですが、利活用その他計画の進捗と課題を伺います。

ケ、民泊の現状と課題、対策について伺います。

コ、県民所得向上計画について。

観光産業が好調な状況や失業率の改善等が報じられています。一方で、子供の貧困問題があります。県民所得はどのように改善されたのか、取り組みを伺います。

(3)、基地行政について。

ア、辺野古新基地建設をとめる取り組みについて。

沖縄防衛局は、国頭村奥港を初め本部、中城等の港を使って石材などを搬入する計画のようですが、そのことへの対応や今後の新基地建設をとめるための取り組みを伺います。

イ、高江ヘリパッドの運用停止に向けた取り組みについて。

高江のヘリパッドは高江集落に近過ぎます。オスプレイも訓練に使い、住民生活に大きな負担になっています。集落や水源地の近くに設置されたヘリパッドは使うべきではありません。見解と取り組みを伺います。

ウ、普天間基地の５年以内の運用停止に向けた取り組みについて。

県議会の意見書、決議を手交した際に、外務省の川田司沖縄担当大使が辺野古が前提などと発言した件で、政府と県が約束した当時の高良倉吉元副知事は、名護市辺野古の新基地建設と普天間の運用停止の議論を切り離す、リンクさせない、前提としないという認識のもと、政府とテーブルを囲んだと述べております。また、宜野湾市の佐喜眞市長は、条件じみたことではなく、約束したことはきちんとやってもらいたい。運用停止の期限は決まっており、その実現を求めるのが我々のスタンスだと発言しました。期限は2019年２月です。県の見解、取り組みを伺います。

エ、那覇軍港の返還に向けた取り組みを伺います。

オ、西普天間地区返還跡地の利活用について。

現在の取り組み、進捗状況、利活用までの計画を伺います。現在、盛り土が繰り返されています。本当にその場所の土なのかも疑問な様子でありますが、現在どういうことが行われているのでしょうか。

(ｲ)、県立普天間高校の移転用地取得状況と課題を伺います。

カ、在沖米海兵隊の撤退を求める取り組みについて。

昨年の殺人事件、ことしの交通死亡事故、繰り返し起こる米軍機の墜落事故など、海兵隊関係の事故が多発しています。先日、在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議の手交のとき、第３海兵遠征軍司令官への抗議の際、対応したダリン・クラーク大佐は、公務外の事故で個人の責任、上司として、隊としての責任はないとの見解を示し、公用車が使われたことに関しても、鍵保管場所から持ち出した個人の問題としています。このような態度では再発防止はできません。議会は在沖米海兵隊の早期の国外、県外移転を求める決議をしました。県も海兵隊の撤退を求め

るべきだと思います。見解を伺います。

キ、日米地位協定の改定を求める取り組みについて。

国は、運用の改善や補足協定を結んでよしとしているが、実効性があるか疑問です。これまでの改定要請の取り組みやその成果、課題と今後の取り組みを伺います。

ク、辺野古新基地建設に反対する県民投票について。

これまでの各種選挙で辺野古新基地建設に反対の候補者が勝利し民意を示し続けても、政府や多くの国民はその結果を無視しています。受け入れようとしません。県民投票でしっかり結果を出し、全国民や全世界に発信するのも一つの手ではないでしょうか。見解を伺います。

(4)、教育・福祉行政について。

ア、小・中・高校におけるいじめの実態と推移、対策と成果について。

子供たちのいじめが増加しているとのこと、どのようないじめが増加しているのか。近年の傾向、実態と対策、取り組みを伺います。

イ、高校中退者の推移、この５年間とその後の進路変更、相談など対策について。

新たな目標が見つかり進路変更の中退ならよいのですが、目標がないまま退学をする生徒の相談体制は必要だと思います。相談、支援対策を伺います。

ウ、大学進学率の他府県との比較、その推移と対策を伺います。

エ、しまくとぅばの保存や普及について取り組みを伺います。

オ、保育所待機児童ゼロを目指した施設整備の進捗と課題を伺います。

カ、子育て支援策について国、県の取り組みを伺う。

保育料の無料化より待機児童の解消を先に取り組まないと不平等や格差が広がるとの声があります。次の取り組みを伺います。

(ｱ)、少子化対策について。

(ｲ)、就学前児童への支援について。

(ｳ)、児童生徒への医療費支援について。

キ、長寿県復活に向けた取り組み、進捗と課題を伺います。

ク、人口増加計画の取り組み、進捗と課題を伺います。

ケ、県立病院の運営と組織体制について。

(ｱ)、北部病院と医師会病院の統合について進捗と課題を伺います。

(ｲ)、県立病院の当直等に係る時間外勤務手当について伺います。

(ｳ)、医者や医療体制の現状と対策を伺います。

(5)、環境行政について。

ヤンバル地域を含む世界自然遺産登録に向けた取り組み、課題を伺います。

イ、沖縄周辺海域におけるジュゴンの保護対策の取り組みについて。

日米の環境保護団体が米国防総省に新基地建設工事の中止を求める訴訟で、サンフランシスコ連邦高裁は、日米両政府が決めた工事の中止を命ずる法的権限がないとして訴えを棄却した１審の判決を破棄し、連邦地裁へ差し戻したジュゴン訴訟のことが報じられています。県の取り組みを伺います。

ウ、国立沖縄自然史博物館の実現に向けた取り組みを伺います。

エ、米軍基地内の環境モニタリング調査について。

(ｱ)、以前と現在の取り組みの違い、その理由を伺います。

(ｲ)、現在の環境調査の課題と取り組みを伺います。

オ、米軍機低周波音調査による環境基準の策定に向けた取り組みを伺います。

カ、産業廃棄物処理業者の行政処分について。

(ｱ)、事業者が処理していた産業廃棄物の今後の処理・対策を伺います。

(ｲ)、ごみ山について今後の処理計画を伺います。

(ｳ)、米軍基地からのごみ処理の現状、今後の対策を伺います。

キ、離島における産業廃棄物処理について現状と課題を伺います。

ク、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）社会を目指した取り組みを伺います。

ケ、街路樹の管理、剪定作業やその周期について伺います。

コ、犬・猫殺処分ゼロを目指す取り組みの現状と今後の計画を伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　新垣清涼議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)のア、公約の取り組みと成果についてお答えをいたします。１(1)アから１(1)ウまでは関連しますので一括してお答えをいたします。

私は、知事就任以来、経済発展、生活充実、平和創

造の３つの視点から、公約の着実な実現に向けて取り組み、そのほとんどに着手し、推進しているところであります。

経済発展については、沖縄県アジア経済戦略構想の推進計画を策定し、観光・リゾート産業や情報通信関連産業などのリーディング産業の拡充・強化を図るとともに、国際物流拠点の形成に取り組んでおります。こうした取り組みにより、平成28年度の入域観光客数は約877万人に達し、４年連続で過去最高を更新するとともに、平成29年８月には、月間で初めて100万人台を記録しました。観光収入は年間約6603億円、観光・リゾート産業の関連産業を含めた経済波及効果は１兆円を超え、情報通信関連産業の生産額は4000億円を突破するなど、県経済は好調に推移しております。さらなる目標として、世界水準の観光・リゾート地の形成に向け、増大するクルーズ市場への対応強化などの課題に取り組み、平成33年度までに観光収入１兆1000億円、入域観光客数1200万人の達成を目指してまいります。

生活充実については、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を設置するとともに、沖縄子どもの未来県民会議を立ち上げ、県民運動として子供の貧困問題の解消に向けて取り組んでおります。また、子供の学力向上の推進にも取り組み、小中学校の学力テストにおける全国との差は改善の傾向にあります。さらに、年度平均の完全失業率は平成27年度が4.8％、平成28年度が4.2％と改善し、有効求人倍率も復帰後初めて１倍を記録するなど、県政運営の成果は着実に上がりつつあります。引き続き、アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性とソフトパワーなどの強みを生かし、県経済の発展及び県民生活の向上につなげてまいります。

平和創造については、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去に全力で取り組んでおります。日本の安全保障については日本国民全体で考えるべきとの沖縄県の主張に対し、国内外における理解が広がりつつあり、全国知事会においても、米軍基地負担に関する研究会が設置され、基地問題の理解を深めているところであります。今後とも引き続き、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設などを粘り強く働きかけてまいります。

次に、１の(4)ケ(ｱ)に関する県立北部病院と北部地区医師会病院の統合に関する進捗と課題についてお答えをいたします。

沖縄県は、今般、北部圏域における医師不足の抜本的な解決を図り、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するとともに、病院経営の効率化などを実現するため、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、北部圏域に新たな基幹病院を整備するための作業に取り組むことといたしました。また、統合に当たっての課題としましては、沖縄県、北部地区医師会病院及び北部関係12市町村の間で、統合の基本的な枠組みについて合意形成を図ることが最も重要な課題であると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の１(2)カ、アジア経済戦略構想の取り組み、成果と課題についてお答えします。

沖縄県では構想実現のため、国際競争力のある物流拠点の形成や世界水準の観光・リゾート地の実現、国際情報通信拠点スマートハブの形成等に取り組んでおります。これらの取り組みにより、那覇空港の国際貨物取扱量の着実な増加に加え、平成28年度の外国人観光客数や情報通信関連産業の売上高などが過去最高を更新しております。

県としましても、今後、那覇地区物流施設の拡充やクルーズ船受け入れ環境の整備、ＩＴと他産業の連携促進など、構想関連の取り組みについて、スピード感とスケール感を持って推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての中の(2)のアの(ｱ)、那覇空港の離着陸の状況と対応についての御質問にお答えいたします。

那覇空港の発着回数は年々増加しており、平成28年度は16万6000回と、安定的な運用が可能とされる処理容量の13万5000回を超えて運用されている状況にあります。現在、国においては、平成32年３月の供用開始に向けた第２滑走路の整備や駐機スポットの整備が進められております。また、那覇空港ビルディング株式会社においては、国内線と国際線のターミナルを結ぶ際内連結ターミナル施設を整備しており、平成31年１月ごろの供用予定となっております。

県といたしましては、当面はこれらの施設を最大限に活用する取り組みを進めるとともに、今後のさらなる航空需要の増大に備え、空港エリアの拡張についても、県内経済界や関係機関等と連携し、調査検討してまいります。

次に、同じく１の(2)のコ、県民所得向上の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県においては、県民所得の向上について、地域特性を生かした比較優位性のある産業を育成し、域内産業の活性化を図ることが重要であることから、臨空・臨港型産業などのさまざまな産業振興に取り組んでおります。この取り組みなどにより、平成26年度の１人当たり県民所得も前年度比で1.4％増加するなど改善傾向にあります。

同じく１の(3)のオの(ｱ)、西普天間住宅地区跡地の取り組み状況等についてお答えいたします。

西普天間住宅地区跡地では、現在、沖縄防衛局による支障除去措置と宜野湾市教育委員会による文化財調査が行われております。支障除去措置については、沖縄防衛局による不発弾探査、汚染土壌の処理、廃棄物の処分が行われているところであります。また、文化財調査については、宜野湾市教育委員会によると、ことし12月の調査完了に向け取り組んでいると伺っております。返還跡地の利活用については、現在、宜野湾市において、土地区画整理事業の施行に向けた準備が進められているところです。

同じく１の(3)のオの(ｲ)、普天間高校の用地取得状況と課題についてお答えいたします。

沖縄県は、ことし８月末より普天間高校の用地取得を開始しており、目下、県土地開発公社とともに、地権者の戸別訪問に取り組んでいるところであります。11月末時点において、地権者からの申し出が少ない状況にありますが、引き続き、高校移設の実現に向けて用地取得に御協力いただけるよう、地権者の皆様に対して、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、同じく１の(4)のク、人口増加計画の取り組み、進捗及び課題についてお答えいたします。

沖縄県人口増加計画では、自然増の拡大、社会増の拡大、離島・過疎地域の振興に関する取り組みを位置づけ、地域の活力と成長力を持続・発展させるため、各種施策に取り組んでおります。このような取り組みのもと、本県の平成29年11月１日現在の推計人口は約144万5000人となり、平成27年の国勢調査と比較し約１万1000人増加しており、沖縄県人口増加計画の推計を上回って推移しております。課題といたしましては、中南部地域などで人口が増加する一方、南部離島町村や北部町村などで人口が減少し、人口の地域的偏在が生じていることなどが挙げられます。

県といたしましては、持続的な人口増加社会の実現に向け、引き続き各種施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１の知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のアの(ｲ)、航空便、クルーズ船等に係る外国人観光客の受け入れ体制についての御質問にお答えいたします。

沖縄県を訪れる外国人観光客はここ数年著しい伸びを見せております。このため、県では、外国人観光客がスムーズな出入国手続ができるよう、これまで関係省庁に対し、ＣＩＱ審査の簡素化や人員体制の拡充について要請してきたところであります。また、那覇空港ターミナルやクルーズ船寄港時の客船ターミナル等においては、外国語に対応できる観光案内所を設置するとともに、多言語の各種パンフレット等の配布を行っております。さらに、外国人観光客が県内において手軽にスマートフォン等で情報収集や発信ができるようフリーＷｉ－Ｆｉ環境の整備に取り組むなど、外国人観光客の満足度の向上に努めているところであります。

同じく１の(2)のアの(ｳ)、大型ＭＩＣＥ施設整備事業の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設整備事業の沖縄振興特別推進交付金の活用については、国から、需要推計や周辺受け入れ環境整備が課題として示されています。これを受けて、県では、国内有数のＭＩＣＥ取扱事業者からの催事件数等の裏づけを得た需要推計や国内外11社の投資開発会社が周辺エリアへの投資に関心を示していることについて具体的に説明を行ってきました。さらに、県外の需要推計手法との比較や受け入れ環境整備に係るＭＩＣＥエリアまちづくりビジョンの具体的な取り組み状況について示すとともに、大型ＭＩＣＥ施設Ｑ＆Ａの作成など、県民等の理解促進の取り組みについても説明をしているところです。引き続き、基本設計の早期交付決定に向けて、知事を先頭に全力を挙げて取り組んでまいります。

同じく１の(4)のエ、しまくとぅばの保存や普及についての御質問にお答えいたします。

県では、中期しまくとぅば普及推進行動計画に基づき、しまくとぅばの普及に向けたさまざまな取り組みを実施しております。具体的には、しまくとぅば県民大会や語やびら大会の開催、民間団体等の活動に対する支援、普及功労者の表彰、民話データベースの作成などを実施するほか、関係機関等においても、しまくとぅば講座やシンポジウムが開催されております。また、ことし９月には、しまくとぅば普及の中核的機能

を担うしまくとぅば普及センターを設置し、各地域における話者等の養成講座や出前講座を実施しているところであり、今後も同センターを中心とした民間団体との連携による実効性のある普及活動を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　１、知事の政治姿勢についての(2)のイ、ＩＴ戦略センターの進捗と課題についてにお答えいたします。

県では、ＩＴの活用による産業全体の振興を図るため、中長期的な成長戦略を提言し、実行する一般財団法人として、官民一体となった沖縄ＩＴイノベーション戦略センターを設立することとしております。現在、平成30年中ごろの設立に向けて、組織・運営体制の検討、経営戦略・事業計画の策定などの準備作業を行っています。同センターの設立の目的を達成するためには、ＩＴを横串として産業間の連携体制を有効に構築することが課題であることから、県内外の経済団体や研究機関等と意見交換を重ねているところです。

同じく１の(2)のオの(ｱ)について、泡盛産業の現状と課題、今後の取り組み、支援策についてにお答えいたします。

泡盛産業の厳しい経営状況を踏まえ、県では、泡盛振興協議会及び推進部会を設置し、幅広い支援体制を構築して、同業界の振興策を推進しております。具体的には、沖縄県酒造組合が実施する出荷拡大策の中で、県内外における泡盛の試飲会等を開催し、認知度向上に努めております。しかしながら、十分な成果が上がっていないため、消費者嗜好に対応した商品開発やブランド力強化等が課題となっております。今後は、泡盛業界の課題に対し、先導的に取り組むリーディング企業を育成するとともに、経営が厳しい酒造所に対する改善支援を実施する等、経営状況に応じた総合的な支援策を展開してまいります。

同じく１の(2)のキの(ｱ)、電力自由化に関する経産省の制度設計専門会合における沖縄電力の報告についてにお答えいたします。

９月に行われた制度設計専門会合において、沖縄電力から、電力自由化への自主的な取り組みとして、新電力を対象に電力の卸販売を来年４月に開始するとの報告がなされたところであります。

同じく１の(2)のキの(ｲ)、電力自由化に関する沖縄電力の自主事業に対する県の見解と対応についてにお答えいたします。

電力の卸販売が行われることは、県内における電力小売販売の競争が進み電気料金の低減等につながることから、県としても好ましいものと認識しており、制度の周知を図ってまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)ウ(ｱ)、食鳥処理施設整備についてお答えいたします。

食鳥処理施設は、名護市を事業主体とし、ＨＡＣＣＰ対応型の新しい施設として平成28年度から整備を進めており、30年度に完了する予定であります。ＨＡＣＣＰ対応型の食鳥処理施設が整備されることで、これまで以上に衛生条件の整った施設から、安全・安心な鳥肉が県民に供給されること、また海外への鳥肉の輸出も可能となるなどの成果が見込まれます。

次に、同じく(2)ウ(ｲ)、水産物の県外、海外市場拡大の成果と課題についてお答えいたします。

県産水産物には、生鮮マグロやモズク等、魅力ある品目が多数ある一方、県外、海外需要に対する安定的な供給、鮮度保持や輸送コスト等が課題となっております。そのため県では、県産水産物の販路拡大を図る目的で、一括交付金や地方創生推進交付金を活用した事業により、魚種ごとのマーケティング戦略の策定や関係団体と連携したプロモーション活動等を実施しております。これらの取り組みにより、沖縄美ら海まぐろのブランド化が推進され、その他県産水産物についても、知名度向上や流通量増加等が図られております。

県としましては、引き続き、これらの課題の解決に向けて取り組み、本県水産物の県外、海外市場への販路拡大を推進してまいります。

次に、同じく(2)ウ(ｳ)、耕作放棄地の現状と課題についてお答えいたします。

平成28年の耕作放棄地面積は、全体的な農業従事者の高齢化等により、県全体で3279ヘクタールとなっております。耕作放棄地対策の課題としては、１、資産保有意識が強く、農地を売ったり貸したがらないこと、２、不在地主が多く、所有者の所在不明または相続未登記等、権利者調整が複雑なこと、３、耕作放棄地の多くは小面積で分散していたり、傾斜地や排水不良など圃場条件が悪いことなどが挙げられます。

県としましては、引き続き、農地中間管理機構や関係機関と連携し、担い手への農地集積など、耕作放棄地解消に取り組んでまいります。

次に、同じく(2)オ(ｲ)、薬用作物等の調査及び支援についてお答えいたします。

県は、公益財団法人日本特産農産物協会が行う薬用作物の生産流通に関する実態調査により、毎年市町村を通して薬用作物等の調査を行っております。薬用作物に対する支援につきましては、県はこれまで与那国町の長命草の乾燥機などへ助成を行っております。

県としましては、薬用作物等の生産支援については、地域で生産体制が確立し、生産拡大のための計画樹立等が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のエ、那覇港総合物流センターの進捗と課題についての御質問にお答えいたします。

那覇港管理組合によれば、那覇港総合物流センターの整備の進捗状況については、事務所棟とランプウエーの整備を終え、現在、物流棟本体１階部分の工事を行っており、平成30年10月の施設完成を目指し、順調に進捗しているとのことであります。また、那覇港総合物流センターの入居企業については、簡易加工等を行う製造業、仕分け・流通加工を行う物流企業等の集貨・創貨を行う企業を想定した公募を行い、平成31年４月の供用開始を目標としているとのことであります。その中でも特に、輸出・輸入または移出・移入の取引を多く手がけ、多くの販路を有している企業が入居することで、物流結節拠点としての活用が促進され、全体の貨物量が増加し、那覇港の課題である片荷輸送の解消に大きく寄与するものと期待しているとのことであります。

同じく１の(2)のク、下地島空港利活用の進捗と課題についての御質問にお答えいたします。

下地島空港の利活用について、三菱地所株式会社が実施する国際線等旅客施設の整備は、平成31年３月の開業を目指して10月から工事に着手しております。また、株式会社ＦＳＯが実施する革新的航空パイロット養成事業は、平成30年４月の開業に向け、連携企業と業務提携に関する調整等に取り組んでいるとのことであります。下地島空港の課題は、管理運営費の安定的な確保であることから、利活用事業を公募したところであり、今後、検討委員会の意見を踏まえ、年度内に新たな利活用候補事業を選定したいと考えております。

同じく１の(5)のケ、県管理道路の街路樹の管理等についての御質問にお答えいたします。

街路樹は、緑陰の形成や道路景観の向上など、道路と沿道環境との調和を図る上で重要な役割を有しております。県管理道路においては、主に交差点部や信号機等の視認性を阻害する箇所の剪定を優先的に実施し、道路利用空間の安全確保に取り組んでいるところであります。引き続き、道路パトロールを徹底し、適切な道路管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

まず初めに、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のケ、民泊の現状と課題、対策についての御質問にお答えします。

県は、民泊に関する現状を把握するため、平成28年度に修学旅行生の民泊受け入れ機関である観光協会等を対象とした調査及び一般旅行客のインターネットを介した民泊サービスの実態に関する調査を行ったところであります。修学旅行生の民泊に関する調査の結果につきましては、登録施設1196件に対し、旅館業の許可取得件数は790件、66.1％となっております。また、一般旅行客のインターネットを介した民泊サービスの調査の結果につきましては、登録施設が1040件であり、そのうち所在地が特定できた登録施設573件に対し、許可取得件数は264件、46.1％となっております。

県としましては、当該調査の結果、多くの無許可営業が確認されたことが課題と考えており、これらの施設に対しては、保健所による調査・指導を行っているところであります。また、県としましては、住宅宿泊事業法が平成30年６月15日に施行されますので、同法施行後は、同法に基づく届け出を徹底させることにより、健全な民泊の普及に取り組んでいきたいと考えております。

次に、(4)カの(ｳ)、児童生徒への医療費支援についての御質問にお答えします。

こども医療費助成事業につきましては、通院は未就学児、入院は中学卒業までを対象に市町村への補助を実施しております。現在、県は、現行制度をベースとして、未就学児を対象に平成30年10月から現物給付を導入するとともに、通院の一部自己負担金を廃止し、窓口での完全無料化を図ることを検討しているところであります。

次に、(4)のキ、長寿県復活に向けた取り組み、進捗と課題についての御質問にお答えします。

沖縄県では、2040年までに男女とも平均寿命日本一を奪回することを目指し、健康おきなわ21（第２次）を策定し、重点的に特定健診・がん検診の受診率向上、肥満の改善、アルコール対策に取り組んでいるところであります。具体的には、健診受診や適正飲酒などの健康づくりを促すためのテレビ、ラジオ等での広報活動、子供のころからの健康的な生活習慣を習得するため、次世代の健康づくり副読本の配布及び活用に取り組んでいるところであります。また、健康長寿おきなわ復活県民会議を設置し、官民一体となった施策の推進体制を構築しており、各構成団体がロードマップに沿った取り組みを推進しているところであります。

沖縄県の長寿復活の課題としましては、20歳から64歳の働き盛り世代の死亡率を減少させることが重要であり、特に、がん検診の受診率向上や職場における健康づくりの支援に取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)ア、辺野古新基地建設をとめる取り組みについてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等さまざまなものがあります。また、これら法令等に基づく権限のほか、辺野古新基地に反対する県民世論及びそれを踏まえた知事の考えを広く国内外に伝え、理解と協力を促すということも非常に重要であると考えております。

今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、(3)イ、北部訓練場ヘリコプター着陸帯の使用中止についてお答えいたします。

今回のＣＨ53Ｅヘリコプターの不時着、炎上事故を受け、県議会だけでなく、地元高江区や東村議会が移設された６カ所のヘリコプター着陸帯の使用禁止などを求める抗議決議を行ったことは重く受けとめております。住宅地域に近いヘリコプター着陸帯の使用については、これまでも、当該地域の住民生活への影響が懸念されており、地元から使用中止の強い要望が出されております。今回の事故を受け、県は、政府に対し、住宅地上空での飛行訓練の中止、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用中止、ダム上空での飛行訓練中止等を含め、米軍の演習のあり方を見直すよう求めているところであります。

次に、(3)ウ、普天間飛行場の５年以内運用停止について。

普天間飛行場の早期返還及び危険性の除去は、県政の最重要課題であります。特に５年以内運用停止については大変重要であるとして、本年９月14日に開催された普天間飛行場負担軽減推進作業部会において、辺野古移設とはかかわりなく早急に取り組む必要があること、また、その実現に向け具体的なスケジュールを日米両政府において作成することを求めたところであります。

県としましては、今後も引き続き政府に対し、同会議及び作業部会において普天間飛行場の県外移設、早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、(3)のエ、那覇港湾施設の返還に向けた取り組みについて。

那覇港湾施設の移設については、ことし４月27日の第24回協議会において、那覇港管理組合から、代替施設の新たな配置案と民港に与える影響、支障の評価結果の報告があり、代替施設の民港に与える影響、支障は、南側配置案は非常に大きく、北側配置案は小さいとの確認がなされたところであります。これを受け、浦添市においてはことし７月、有識者で構成する浦添市西部開発に関する懇話会を設置し、10月24日に最終報告が取りまとめられたものと承知しております。この報告を受け、11月24日の知事、那覇市長、浦添市長の３者面談では、浦添市から懇話会の最終報告と南側案に行き着いた経緯等について説明がありました。今後は、浦添市から移設協議会や那覇港管理組合に懇話会の最終報告が提出され、それぞれの組織において協議が行われるものと考えております。

次に、(3)のカ、在沖海兵隊の撤退についてお答えいたします。

県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。在沖海兵隊については、米軍基地の整理縮小の実現のため、米軍再編で示されたグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えており、今後とも、軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し、強く求めてまいります。

次に、(3)のキ、日米地位協定の見直しの取り組み

について。

県においては、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、県内市町村等からの意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、去る９月に日米両政府へ要請を行っております。今後は、米国が他国と締結している地位協定についてドイツ、イタリア等を対象として調査、比較を行い、日米地位協定の問題点をさらに明確にしたいと考えております。さらに、軍転協や渉外知事会、全国知事会の米軍基地負担に関する研究会等との連携強化を図るとともに、同協定の見直しの必要性に対する理解が全国に広がるよう取り組んでまいります。

次に(3)のク、県民投票についてお答えいたします。

これまでに他の地方公共団体で実施された住民投票は、その政策決定に大きな影響を与えてきたものと認識しており、県民投票を実施し、民意を問うことは意義があるものと考えております。県民投票を実施するか否かについては、県民が主体となって十分に議論がなされることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の知事の政治姿勢についての御質問で(4)のア、いじめの実態と対策等についてお答えいたします。

文部科学省の問題行動等調査によりますと、本県の公立小・中・高等学校等におけるいじめの認知件数の総数は、平成26年度985件、平成27年度2217件、平成28年度１万2322件となっております。いじめは決して許されるものではなく、県教育委員会では、その対策として、沖縄県いじめ対応マニュアル等を活用した取り組みや研修会による教職員の指導力の向上を図るとともに、スクールカウンセラー等の配置拡充による支援体制の充実に努めているところであります。成果として、学校や市町村教育委員会がいじめに対する未然防止の取り組みに力を入れてきたことで、いじめは、いけない行為、絶対に許さないという意識が児童生徒、教師、保護者ともに高まり、いじめの定義がより一層周知され、ささいないじめも見逃さず、積極的に認知し、解消していくことにつながったと考えております。

今後とも、関係機関や市町村教育委員会と連携しながら、県全体でいじめ防止に取り組んでまいります。

次に、同じく１の(4)のイ、高校中途退学者の推移等についてお答えいたします。

県立高等学校における中途退学者は、平成25年度1183人、平成26年度1013人、平成27年度707人、平成28年度723人と減少傾向にあります。中途退学の主な要因としては、進路変更や学校生活・学業不適応などが挙げられます。その対応としましては、スクールカウンセラーや教育相談・就学支援員及び中途退学対策担当教員を配置するなど中途退学者の減少に努めております。中途退学者に対しては、編入学制度や特別募集制度及び高校卒業程度認定試験の活用や子ども若者みらい相談プラザsoraeなどの関係機関との連携を図り、引き続き就学支援や就労支援を行ってまいりたいと考えております。

同じく１の(4)のウ、大学進学率の推移等についての御質問にお答えいたします。

平成29年度学校基本調査速報値によりますと、沖縄県の大学等進学率は39.5％で、前年度より0.3ポイント増加しております。平成元年の20.7％以降、増加傾向にありますが、全国平均の54.7％と比較すると、依然として開きがあります。

県教育委員会では、大学等進学率の改善や難関大学への進学者をふやすため、進学力グレードアップ推進事業等を実施するとともに、開邦、球陽高校に併設型の中学校を設置しております。

今後とも、キャリア教育の視点を踏まえた進路指導を推進し、生徒の進路実現を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　１の知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)のオ、保育所の施設整備の進捗と課題についてお答えします。

沖縄県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成27年度からの３年間で約１万8000人の保育定員の確保を図ることとしており、市町村の積極的な取り組みにより、目標値は達成できるものと見込んでおります。保育所等の整備については、地域住民の理解を得ることや土地の確保に課題があることから、県では、市町村に対し、事前に地域住民への説明会の開催や隣接地住民及び自治会等から同意書を得るよう助言するとともに、県保育士・保育所総合支援センターの賃貸物件等マッチング支援により保育所等用地の確保に努めております。

次に、同じく(4)のカの(ｱ)、少子化対策についてお答えします。

国においては、深刻化している少子化問題へ対応するため、地方自治体に対し交付金を交付し、少子化対

策を支援しております。沖縄県では、同交付金を活用して、社会全体の結婚・子育てに対するプラスイメージの機運醸成を図るとともに、安心して結婚し、出産・子育てができる社会の実現に向けて、待機児童解消、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでおります。

同じく(4)のカの(ｲ)、就学前児童への支援についてお答えします。

国及び県においては、就学前児童を支援するため、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の取り組みを支援しております。同事業では、１、保護者の急な用事等に対応した一時預かり事業、２、子供の預かりを希望する方とそれを支援したい方をつなぐファミリー・サポート・センター事業、３、子育てに関する相談、子育て中の親子の交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業など、地域のニーズに応じた多様な子育て支援が実施されております。

県においては、地域における多様な子育て支援の充実を図るため、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、１の(4)ケ(ｲ)、県立病院の当直等に係る時間外勤務手当及び医者や医療体制の現状と対策についてお答えいたします。１の(4)ケ(ｲ)と１の(4)ケ(ｳ)は関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県の病院事業においては、24時間365日の救急医療を提供するため、昭和47年11月の厚生部長通知に基づき、平日夜間の当直勤務15.5時間のうち８時間分を対象に時間外勤務手当を支給するなどの運用を行ってきました。今般、労働基準監督署から、医師の当直勤務については、全ての時間が時間外勤務に該当する旨の是正勧告があり、過去２年にさかのぼって、時間外勤務手当を支給しました。なお、今後も県立病院が救急医療等の政策医療を担うためには、現状の医師数では、時間外勤務での対応が避けられない状況となっています。

病院事業局では、医師の時間外勤務の縮減に向け、医師の増員が不可欠であると考えており、今後も関係部局と連携しながら医師の増員及び確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)のア、世界自然遺産登録に向けた取り組み、課題についてお答えします。

県においては、国を初め、地元自治体等の関係機関と連携・協力し、希少種の保護や外来種対策、エコツーリズム推進体制の構築など、世界自然遺産登録に向けた取り組みを推進しております。去る10月には、ＩＵＣＮによる現地調査が行われ、自然環境の状況や保護の取り組み等についての視察や、地域との意見交換会等が実施されております。今後は、ＩＵＣＮに世界遺産パネルの審査において課題等が示されることになりますが、県としましては、国や地元関係団体等と連携しながら、適切に対応し、ヤンバル地域及び西表島の世界自然遺産への早期登録を目指してまいります。

同じく(5)のイ、ジュゴンの保護対策の取り組みについてお答えします。

ジュゴンの生息状況については、実態が不明な点が多いことから、県では、平成28年度から29年度にかけて沖縄島周辺海域を対象にジュゴン保護対策事業を実施しております。本事業では、平成28年度に、ジュゴンの目撃情報やジュゴンの餌となる藻場の分布状況等について整理を行い、専門家で構成する検討委員会の意見を踏まえ、４つの調査海域を選定したところであります。平成29年度は、当該４海域についてジュゴンの生息状況等調査を実施し、その結果を踏まえ、ジュゴンの保護方策のあり方を検討してまいりたいと考えております。

同じく(5)のウ、国立自然史博物館の実現に向けた取り組みについてお答えします。

県では、今年５月に決定した沖縄21世紀ビジョン基本計画の改定計画の中で、今後あらゆる機会を捉えて国立自然史博物館の誘致に努めていくという方針を示しており、８月には、知事から沖縄担当大臣に対し、直接要望したところであります。また、去る11月４日には、県共催のもと、４回目のシンポジウムを国頭村で開催しております。

県としましては、引き続き、関係者と連携、協力して全県的な機運を高めるための取り組みを推進するとともに、国への働きかけを積極的に行ってまいります。

同じく(5)のエの(ｱ)、基地環境調査の取り組みと課題についてお答えします。(5)のエの(ｱ)と(5)のエの(ｲ)は関連しますので一括してお答えします。

県では、昭和51年度より基地排水等監視調査を実施しており、昭和55年度からは調査の一部を国の委託事業で実施しております。平成15年度以降は、基

地内の調査については国の委託事業で実施してきましたが、平成26年度以降、日米合同委員会で合意に至らないことから、県事業と同様に基地周辺で調査を行っております。

県としましては、基地内の水質の状況について基地周辺調査のみで把握するのは困難と考えていることから、機会を捉え、基地内の環境調査が実現するよう、国に対し要請しているところであります。

同じく(5)のオ、低周波音に係る環境基準等の設定についてお答えします。

航空機騒音による低周波音については、環境基準等が設定されていないことから、県では、低周波音の物的影響を科学的に把握することを目的として、昨年度から普天間飛行場周辺において実測調査を実施しております。当該調査で得られた知見を国に情報提供するとともに、航空機からの低周波音の発生に係る実態把握、健康影響評価及び環境基準設定の検討について求めているところであります。

同じく(5)のカの(ｱ)、受け入れ廃棄物の今後の処理、対策についてお答えします。

今回の許可取り消し処分で同社の受け入れが停止しても、産業廃棄物について、十分な量の処理能力を持つ事業者がいることから、分別を徹底すれば県内で中間処理することは十分可能であります。そのため、排出事業者及び処理業者に対し、これまで以上の分別の徹底、排出抑制及びリサイクルの推進を指導しているところであります。

同じく(5)のカの(ｲ)、ごみ山の今後の処理計画についてお答えします。

事業者の報告によると、ことし９月末時点で超過廃棄物の容量は、約42万6000立方メートルとなっております。超過廃棄物については、地元自治会等との７者協議会で合意した基本合意書により、平成35年１月までに改善する計画となっております。当該基本合意書を踏まえ、今後も同社の責任において処理すべきものと考えており、同社及び同社役員に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を発出し、適切に処理するよう求めていくこととしております。

同じく(5)のカ(ｳ)、米軍基地からのごみ処理の現状及び今後の対策についてお答えします。

米軍基地内のハウジングエリアなどから排出される生活系ごみについては、今回許可を取り消した事業者と、別の１事業者が処理を行っておりました。取り消した事業者が行っていた米軍の生活系ごみの処理については、市町村及び一部事務組合に緊急避難的な受け入れの検討を依頼するとともに、その他の民間事業者の活用について、米軍に助言しているところであります。

引き続き、米軍、沖縄防衛局、関係市町村等と調整を行い、円滑な処理を図ってまいります。

同じく(5)のキ、離島における産業廃棄物処理の現状及び課題についてお答えします。

離島地域における産業廃棄物の処理については、処理業者の経営基盤が弱く、焼却施設等の産業廃棄物処理施設の数や規模が十分でないことから、沖縄本島等への輸送により処理コストが割高となるなど、適正処理の確保が課題となっております。そのため、県では、輸送方法の効率化の検討や、事業者の組合設立による廃棄物の一括搬出などについて取り組んできたところであります。また、これまで調査した離島地域の状況を踏まえ、現在、離島廃棄物適正処理促進事業を実施しているところであり、処理の効率化、合理化、費用の低減化方策について検討し、対策を実施してまいります。

同じく(5)のク、３Ｒ社会を目指した取り組みについてお答えします。

３Ｒとは、廃棄物の発生抑制をあらわすリデュース、再使用をあらわすリユース、再生利用をあらわすリサイクルの３つの取り組みを示す呼び名であります。県では、これまでマイバッグ利用の推進など県民に対する３Ｒの啓発や先進事例の紹介、モデル事業による市町村の取り組み支援などを実施しております。さらに、本年10月には、３Ｒの推進に関する理解を深め、ごみゼロ社会の実現や循環型社会の形成に向けた取り組みを推進するために、環境省と共催で第12回３Ｒ推進全国大会を本県で開催したところであります。

今後とも、県民、事業者、市町村と連携して、循環型社会の形成に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

同じく(5)のコ、犬・猫殺処分ゼロを目指す取り組みの現状と今後の計画についてお答えします。

県では、人と動物が共生できる社会を目指すことを基本理念とする沖縄県動物愛護管理推進計画を策定し、犬・猫の殺処分をゼロとするため、犬・猫の譲渡会及び講習会の開催、飼い主に対する適正飼養・終生飼養に関する普及啓発や、子供たちを対象とした動物ふれあい教室の開催などに取り組んでおります。その結果、殺処分数は、平成24年度の6604頭から平成28年度には1532頭へ大幅に減少し、既に計画で定めた当初目標値3302頭以下を達成しております。そのため、県としましては、平成30年度までの暫定目標値

を1500頭に改めたところであり、引き続き、殺処分ゼロの達成を目指して取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

〔瑞慶覧　功君登壇〕

○瑞慶覧　功君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派おきなわの瑞慶覧功です。

質問に入る前に所見を述べたいと思います。

先日、沖縄戦が舞台となった「ハクソー・リッジ」という映画をＤＶＤで見ました。メル・ギブソン監督で、「ハクソー・リッジ」は前田高地、浦添ようどれ付近を指しているようです。物語は実話に基づくとされ、キリスト教徒の主人公が銃を持って人を殺すことができないので良心的兵役拒否者となり、衛生兵となって従軍し、75人を救った英雄として描かれておりました。沖縄住民は１人も登場せず、日米の激しい戦闘シーンが続き、日本兵はまるで鬼のように描かれていました。不思議なものでいつしかアメリカ側の立場で映画を見ていました。アメリカ兵が主人公なので仕方がないのかもしれませんが、見た後で死んでいった日本兵は浮かばれないのではと後ろめたさを感じました。一体、何のための戦争だったんでしょうか。

質問に入ります。

１、基地問題について。

(1)、在沖米軍基地の核兵器問題について。

ことし９月10日に放送されたＮＨＫの「沖縄と核」が県民に大きな衝撃を与えました。まさに私たち沖縄県民はこれまで運よく生きてきたのだと知らされました。72年前の沖縄戦でもそうでしたが、戦後も日米同盟の名のもとで捨て石として扱われてきたことがはっきりしました。果たして私たちの子や孫たちはこれからも運よく生きていけるんでしょうか。私たちには運頼みにしてはいけない大きな責任があります。

９月議会では、沖縄の核問題で糸洲議員は所見を述べ、「米国の核は抑止力があるのか」と疑問を呈しました。また渡久地議員からは核関連の事件・事故等について質問がありました。

関連して質問します。

ア、1959年６月19日那覇基地での核ミサイルの誤射、1962年10月28日キューバ危機のときの誤った核ミサイル発射命令、1967年ごろ最大で1300発の核ミサイルが配備されていたとされることに対する外務省の回答を伺う。

イ、1972年６月に沖縄から核兵器は撤収されたことになっているが、現在沖縄に核兵器が配備されているかについて、外務省と米軍の回答を伺う。

ウ、核関連の質問14項目の内容とその回答、対応を伺う。

エ、1969年に佐藤総理・ニクソン大統領の間で交わされた合意書、密約は現在でも有効なのか伺う。

嘉手納基地にユタ州のヒル空軍基地所属の戦闘機Ｆ35Ａ12機が暫定配備され、11月７日から訓練が実施され騒音被害が３倍から４倍にふえているとのことが嘉手納町の調査でわかった。さらに来年から米海兵隊の主力戦闘機Ｆ35Ｂを最大で26機配備する計画が明らかになりました。

(2)、ステルス戦闘機Ｆ35Ｂの嘉手納基地配備について、騒音の実態と県の見解と対応について伺う。

(3)、環境補足協定について。

平成27年９月に安倍総理の鳴り物入りで締結された環境補足協定が逆に足かせとなって、これまで実施できた調査や視察ができなくなった問題で、県は日米両政府に対し実効性のある運用を強く求めるとのことであったが、その後どうなっているのか伺う。協定締結による文化財調査への影響と課題、対応について伺う。

(4)、日米地位協定問題について。

本定例会において、在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書と抗議決議を全会一致で可決しました。要望事項の１番に、「被害者の遺族への謝罪及び完全な補償を速やかに行うこと。」を求めました。懸念されるのは日米地位協定により米軍人等による公務外の事件・事故については原則として加害者本人が賠償責任を負い、当事者間の示談により解決されることとなっていることです。これまでも米兵に支払い能力がない場合、米政府が慰謝料を算定し支払う制度があるが、米政府は判決確定額に応じず見舞金という形で１割以下の示談を提示した事例があります。

県は９月議会の答弁で日米地位協定の見直しに関する要請の中で、損害補償額等が確定判決に満たない場合の差額補塡や給与等の差し押さえについて明記することなどを求めているとのことであったが、それで本当に誠実かつ迅速な補償が図られるのか疑問です。公務外であろうが基地を押しつけている日米両政府の責任において補償すべきであり、当事者間の問題にすべきではありません。

ア、米軍関係者による公務外の事件・事故について、沖縄防衛局は示談で処理された件数、金額等を把握していない。問題である。見解を伺います。

イ、泣き寝入りさせられた県民が大勢いる。県は実態を把握しているか、相談窓口、対応はどうなってい

るか伺う。

(5)、軍転協17年度通常総会について。

県と基地所在26市町村でつくる軍転協の通常総会が開かれ、県が17年ぶりに刷新した日米地位協定の改定要望を軍転協の要請事項とすることを決めたとのこと。

ア、新たな改定11項目について改定理由を伺う。

２、東日本大震災、福島原発事故による避難者支援について。

政府及び福島県が昨年、福島県指示区域外避難者に対する住宅無償提供制度を打ち切る中で沖縄県は沖縄避難ないし移住を継続する避難者に対し家賃補助を予算化しました。同じ国民として大変すばらしいことだと思います。被災者に寄り添ってぜひ継続していただきたいと思います。

(1)、避難者の現状について伺う。

(2)、避難者支援の現状と今後の支援について伺う。

３、歴史教科書問題について。

ことし那覇市など５市町村でつくる那覇採択地区で小学校道徳教科書に、愛国主義的傾向の強い教育出版が採択されました。八重山の教科書問題に続き、今日本の平和のとりでである沖縄に軍国教育の波が押し寄せています。読谷村のチビチリガマの破壊事件も起きました。県は平和教育について重く受けとめるべきです。これでは戦争で犠牲になった方々は浮かばれません。

(1)、2007年３月、高校歴史教科書の沖縄戦の記述に検定意見がつき、集団自決が削除されました。９月29日にオール沖縄で検定意見撤回を求める県民大会が開かれ、11万6000人が結集しました。あれから10年、県民が求めた検定意見の撤回と軍命明記は無視され続けています。見解を伺います。

４、外国人労働者について。

近年、コンビニや居酒屋、ホテル等で外国人の労働者が急増しております。皆さん日本語も上手でとても真面目であります。どこから来たのか尋ねると大体がネパールと答えます。ウチナーンチュとしてはこの人たちが労働条件や雇用条件など人間としてちゃんと扱われているのかが気にかかります。賃金が安いという理由だけで受け入れるのは問題です。県として受け入れるのであればしっかりと課題を整理して事業者に適切に指導してほしいと思います。

(1)、外国人労働者の実態について伺う。

(2)、受け入れ形態と就労形態について伺う。

(3)、外国人労働者の受け入れについて県の見解と対応策について伺う。

５、福建省との交流事業について。

去る11月24日に琉球、沖縄県と歴史的に関係が深い中国福建省との交流式典が開催されました。

(1)、中国福建省と沖縄の関係について伺う。

(2)、福建省との友好県省締結20周年事業について伺う。

(3)、福建省企業集団との経済交流について伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　瑞慶覧功議員の代表質問にお答えをいたします。

福建省との交流事業についてに関する御質問の中の、福建省との関係及び友好県省締結20周年記念事業についてお答えをいたします。５の(1)と５の(2)は関連しますので一括してお答えをいたします。

沖縄と福建との交流の歴史は古く、かつて沖縄が琉球と呼ばれていた600年前にまでさかのぼります。当時の人々は、万国津梁の精神のもと、中国を初めとするアジア諸国との海外交易・交流を精力的に行い、発展を遂げてまいりました。先人たちの交流の歴史を基礎として、1997年９月、沖縄県と福建省は友好県省を締結し、以来文化、経済等さまざまな分野での交流を推進してまいりました。ことしは締結20周年の節目を迎えたことから、友好関係のさらなる発展を目的として、各種記念事業を実施しました。具体的には、両県省での記念式典・祝賀会の開催、双方の芸能団による合同公演、若者交流会、沖縄観光物産展、経済セミナー、交流をテーマとしたシンポジウム及び福建省の大学生訪問団の地方訪問受け入れ等を実施いたしました。これらの事業の実施により、沖縄県と福建省双方において友好県省締結の意義が再確認され、友好のきずなを一層深めることができたと考えております。

次に、５の(3)、福建省との経済交流についてお答えをいたします。

沖縄県商工労働部と福建省商務庁は、昨年12月に、経済交流促進に係る覚書を締結しております。これを踏まえ、11月10日から、福建省において、沖縄の経済特区を初めビジネス環境等を紹介する経済交流セミナーや沖縄観光物産展を開催しております。また、11月24日には、県内において、福建省商務庁が主催する経済・観光セミナーが開催され、その中で、県内外企業等と中国企業とのプロジェクト調印式も行われております。

沖縄県としては、今後とも、沖縄―福建間の貿易促進など県内企業のビジネス機会の拡大に努めてまいり

ます。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、基地問題についての御質問の中の、外務省へ照会した核関連質問、回答及び県の対応についての御質問、(1)のアから(1)ウまでは関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

県は、去る９月26日に外務省へ核関連の14項目を照会し、11月10日に回答がありました。 質問項目のうち、復帰前の沖縄への核ミサイル配備の事実、その種類、最大1300発配備されたという事実、配備期間、撤去方法、伊江島での訓練と伊江島における死亡事故、本土から海兵隊が移転した理由、誤射事故とその回収、誤った発射命令の11項目について、外務省からは一括して「日本に復帰する以前の沖縄における米国軍隊の核兵器の配備等について、政府として承知していない。この旨は従来から明らかにしている政府の立場である。」との回答がありました。 また、1960年の日米安全保障条約締結の際に、核持ち込みの事前協議に沖縄を含まないとの報道の事実関係につきましては、「1971年５月17日の国会において愛知外務大臣（当時）は沖縄返還交渉の経緯を説明する中で、沖縄の本土復帰の日から日米安保条約や事前協議に関する交換公文等が沖縄に適用されるのであり、したがって核の持ち込みも当然事前協議の対象となる旨述べている。」とのことであります。 現在の沖縄への核兵器の配備については、「政府としては、現時点において沖縄に核兵器が存在をしていないことについては何ら疑いの余地がないと考えている。」との回答がありました。

県としては、外務省の回答は十分と言えないと考えており、現在、過去の国会答弁を初め文献等関連資料を確認しているところであります。

次に、(1)のエ、核密約についてお答えいたします。

有事の際に再び沖縄に核を持ち込むとの日米核密約があったとの事実関係について外務省に確認したところ、密約は「仮にあったとしてもそれは有効ではないと考えておりますが、この点についても米国政府としてもそういう密約は、少なくとも今や有効ではないということは確認された」との平成22年６月15日の外務大臣会見のとおりであり、政府の立場に変更はないとのことであります。

次に、(2)のア、Ｆ35の騒音の実態並びに県の見解及び対応についてお答えいたします。

Ｆ35Ａが嘉手納飛行場に暫定配備される前後３週間を比較すると、15局中15局でＬｄｅｎが増加しています。また、１日当たりの平均騒音発生回数は、最も増加した北美局で2.5倍となっております。Ｆ35Ｂについては、最大26機が同飛行場に展開する計画を立てているとの報道は承知しております。沖縄防衛局によると、現時点で海兵隊Ｆ35Ｂを同飛行場に恒久的に展開させる計画はないとのことであります。 同飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機のたび重なる飛来や暫定配備等があり、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、１の(4)ア関連で、公務外の事件・事故の実態把握及びイのほうで相談窓口について。この１の(4)ア及び１の(4)イは関連いたしますので、これも恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

沖縄防衛局によると、公務外の事件・事故について、示談で処理されたケースについては、件数及び金額を把握していないとのことであります。

県としては、米軍関係者による事件・事故により、県民が不利益をこうむることがあってはならないと考えており、関連情報の収集に努め、そのような事態が確認された場合、日米両政府に対し、その解決を強く求めてまいりたいと考えております。また、米軍関係者による事件・事故の相談窓口としては、沖縄被害者支援ゆいセンター、沖縄県交通事故相談所などのほか、県警においても各所轄警察署などで事件・事故についての相談対応を行っております。また沖縄防衛局におきましても、管理部業務課事故補償係において損害賠償業務を行っているとのことであります。

１の(5)のア、軍転協要請内容の見直しについてお答えいたします。

軍転協においては、日米両政府等に対し、日米地位協定の抜本的な見直しを初め、基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請を毎年度行っております。今回、県が９月に日米両政府に対して行った日米地位協定見直し要請の内容を参考に、軍転協会員で要請内容を協議した結果、県と同様に新たに11項目について追加・修正を行ったところです。

次に、２、東日本大震災、福島原発事故による避難

者支援についての御質問の中の(1)、避難者の現状についてお答えいたします。

東日本大震災に係る沖縄県内への避難者につきましては、平成29年11月１日現在359名となっております。県別内訳は、福島県201名、宮城県78名、岩手県３名、その他77名となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の基地問題についての御質問で(3)のア、協定締結後の文化財調査への対応についてお答えいたします。

県教育委員会が実施している普天間飛行場における文化財調査については、環境補足協定締結後に中断を余儀なくされていましたが、関係機関と調整の上、平成29年３月２日付で沖縄防衛局に立入許可申請書を提出いたしました。その後、沖縄防衛局と米軍との間で調整が整ったことから、平成29年10月24日に立ち入りが実現したところであります。また、北谷町教育委員会が実施を予定している北谷グスクの調査については、平成29年５月15日付で沖縄防衛局に申請書を提出し、現在、沖縄防衛局と米軍が調整をしている状況と聞いています。

県教育委員会としましては、米軍基地における文化財調査のための立ち入りが円滑に進むよう、引き続き関係機関と連携をとりながら取り組んでまいります。

次に、３の歴史教科書問題について、歴史教科書の記述についての御質問にお答えいたします。(1)でございます。

高校歴史教科書検定につきましては、平成19年９月に県民大会が開催され、その趣旨を踏まえ実行委員会等が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請いたしました。その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での日本軍の関与の記述が回復されるとともに、沖縄戦における集団自決の背景の説明や、県民大会についての記載がなされており、高校生がこれまでと同様に学習ができているものと考えております。

沖縄戦の記述に関する教科書検定については、今後とも国及び文部科学省の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　２の東日本大震災、福島原発事故による避難者支援についての御質問の中の(2)、避難者支援の状況と今後の支援についてお答えいたします。

本県では、福島県の避難指示区域外からの避難者の生活再建に資するため、独自の住宅支援策として沖縄県被災者住宅確保支援補助金交付要綱に基づく家賃補助を今年度実施しており、来年度も引き続き避難者への住宅支援を実施する予定であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　４、外国人労働者についての外国人労働者の実態と受け入れ形態等についてにお答えいたします。なお、４の(1)と４の(2)は関連しますので一括してお答えします。

沖縄労働局によると、県内の外国人労働者は、平成28年10月末現在で1279事業所で就労しており、就業者数は5971人となっております。事業所の産業別では、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」、「建設業」、「教育、学習支援業」の順で多くなっております。また、在留資格別では、「留学生の資格外活動」が2165人、「身分に基づく在留資格」が1644人、「専門的・技術的分野」が1474人、「技能実習」が527人、「特定活動」が137人となっております。

同じく外国人労働者についての(3)、外国人労働者の受け入れの見解と対策についてにお答えいたします。

専門的知識や技術を求められる分野や、外国語のスキルを求められる分野等において外国人材を活用することは、本県の産業振興を図る上で有効であると考えております。外国人材活用については、さまざまな産業分野や業種ごとに事情が異なることから、各種業界団体等を所管する部局において、ニーズや効果、課題を整理しながら、技能実習制度や国家戦略特区の活用など、必要な対応を検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

〔瑞慶覧　功君登壇〕

○瑞慶覧　功君　再質問を行います。

在沖米軍基地の核兵器問題について。

この問題は県民にとって大変深刻で看過できない問題です。県はしっかりと真相究明を行うとともに県民、国民に明らかにしなければならないと思います。

１、真相究明の特別委員会を設置すべきと思うがどうか。２、核兵器問題について国際的なシンポジウムを開催し、核廃絶を沖縄から発信すべきではないか。３、沖縄の核兵器問題の実相を伝えるコーナーを平和

祈念堂に設置すべきと考えるがどうか。

私は以前にも核密約問題で佐藤栄作、当時の総理が非核三原則と沖縄返還が評価され、ノーベル平和賞を授与されたことについて事実に反するとして取り下げられるべきであると主張をしました。今回の報道を受け、その思いはより強くなりました。「過去に学ばない者は、過ちを繰り返す」おそれがあると言われます。今日の日本はその方向に突き進んでいるように思います。平和な沖縄、日本を目指しましょう。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　瑞慶覧功議員の再質問にお答えいたします。

さきのＮＨＫの「沖縄と核」という報道、大変衝撃を持って沖縄県民は見ております。そういった中で先ほども答弁させていただきました。やはり核廃絶に対する思いというのは、特に日本国民、そしてまたこういった核の持ち込みがあったという事実等をそういった放送でされた場合に、いろいろやはり思いがあるということは大変よく理解をしております。

議員から今御指摘ありました特別委員会の設置、シンポジウム開催、それから核廃絶の発信、また平和祈念堂へのそういった発信ができるようなシステム、そういったことについて今現時点で即答できるようなものは持ち合わせてございませんけれども、どういったことができるのかということはこれから検討する必要があるだろうと思っております。

今、沖縄県のほうといたしましては、先ほども答弁いたしましたけれども、外務省の回答はやはり例えば、復帰前の事項については知る由がないんだというような回答に終始してございます。こういったことは全く我々としても回答として十分ではないと思いますので、まずその点について県としてはしっかり検証する必要があるだろうということで、今現在、過去の国会答弁等確認しているところです。それから関係資料も今もう一度再確認を職員挙げて行っているところです。そういった中で、復帰前のことだからというようなことで本当にいいのかというような視点でまず対応してみたいと思います。

先ほどの議員からの御提言につきましては、しっかりまた踏まえて、今後検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

〔玉城武光君登壇〕

○玉城　武光君　皆さん、こんにちは。

日本共産党の玉城武光です。

会派を代表して質問します。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、知事は常々、戦後の荒廃した時代に、望まなくても基地経済に依存させられた時代と違って、今は基地に反対し経済発展を目指すことが両立できる時代であり、県民が対立するのではなく、誇りある豊かさをスローガンに、保守・革新が心を一つにしてアジアと世界のかけ橋の道を歩んでいこうと語っています。保革が心を一つにオール沖縄ができた背景と、誇りある豊かさの公約はどこまで実現できたのか、所見を伺います。

(2)、総選挙で、沖縄の４つの小選挙区のうち１区、２区、３区で辺野古新基地建設に反対するオール沖縄の候補者が勝利しました。その勝利は新基地建設に反対する県民の民意がはっきり示された結果です。その結果についての所見を伺います。

２、辺野古新基地建設の問題について。

(1)、沖縄防衛局が大浦湾北側のＫ９護岸に接岸して石材を搬入している工法は、埋立申請の環境保全図書にも記載されていない違法な工事ではないか。民意を無視し強引に工事を強行する防衛局のやり方は許されません。違法な工事に対する見解を伺います。

(2)、国頭村奥港を使用した海上搬入に、奥集落は23日の区民総会で港の使用反対を全会一致で決議した。奥区民は辺野古新基地建設が県民の人権、民主主義にかかわる問題であるように、奥港の使用は区民の民意に背くものとの声が上がっています。区民全会一致の民意を尊重して、奥港の使用許可を撤回すべきです。見解を伺います。

(3)、防衛局はサンゴの移植・移築もしないで護岸工事をしています。Ｋ９護岸予定地には移植を要するサンゴ類が分布していないと、でたらめな主張で工事を強行している。分布していないと言っていた辺野古の埋立予定地に絶滅危惧種のオキナワハマサンゴなど14群体が発見され、そのうち13群体が死滅、消失したと報告されております。死滅した13群体のサンゴの希少種について問いたいと思います。希少種で絶滅危惧種であるオキナワハマサンゴについても問います。

(4)、13群体の死滅を放置し、報告することなく絶滅危惧種のオキナワハマサンゴだけに限って採捕許可を申請するこそくなやり方。これは防衛省がサンゴ保護を装って実際にはサンゴや自然環境に配慮することなく工事を強行する県民だましである。そのような違法工事は中止すべきだと考えておりますが、見解を伺

います。

３、米軍基地問題について。

またしても米海兵隊が飲酒運転で会社員を死亡させる事故が起こりました。県議会は米海兵隊の早期の国外、県外への移転を求めることなども含めた５つの事項を要請する意見書と抗議決議を全会一致で議決いたしました。全会一致に対する知事の見解を伺います。

(2)、10月11日午後６時過ぎ、高江に米軍大型ヘリＣＨ53Ｅが墜落炎上しました。このＣＨ53Ｅヘリは北部訓練場でのヘリパッド訓練を行った後、東村高江地区の民間の牧草地上空で火災を起こし、炎上墜落いたしました。墜落現場の100メートル先では牧場の主が作業を行っていて、住宅は３メートルという目と鼻の先です。墜落機ＣＨ53Ｅヘリは放射性物質ストロンチウム90が使用されており、墜落した周辺には、県民の水がめである福地ダムがあります。こうした放射性物質による汚染は深刻な問題です。汚染についての見解を伺います。

(3)、ＣＨ53Ｅ米軍ヘリが民有地で炎上・大破した事故で放射性物質の汚染などが懸念されているにもかかわらず、警察や県の立入調査ができませんでした。このような屈辱的な現状を正すには、日米地位協定の抜本的見直しが必要です。見解を伺います。

(4)、北大東村の沖大東島から南東530キロの公海上で、米海軍の原子力空母ロナルド・レーガン艦載のＣ２輸送機が墜落し、県民に大きな不安を与えた。たび重なる米軍機の墜落事故の実態について伺います。

(5)、嘉手納基地へのＦ35などの外来機の飛来訓練、騒音などの実態を伺います。騒音が激化し、周辺自治体は負担軽減に逆行すると強く反発しています。また、パラシュート降下訓練や外来機等の訓練などの実態も伺います。訓練などの激化は、もはや我慢の限界を超えています。嘉手納米軍基地を飛来している外来機の撤退を求めるべきと考えていますが、見解を伺います。

(6)、外来機は訓練提供水域・空域で訓練をするために飛来してきます。訓練回数と事故件数を伺います。その訓練提供水域・空域の返還も求めるべきです。見解を伺います。

(7)、欠陥機と言われているオスプレイの事故率について伺います。オスプレイの配備撤回も求めるべきです。見解を伺います。

(8)、旧日米安保条約が発効した1952年度からことし９月時点までに在日米軍の兵士や軍属が起こした事件・事故の件数を伺います。在沖米軍基地関係で起こった性犯罪事件の実態についても伺います。事件・事故件数をなくすには米軍基地を撤去することです。所見を伺います。

４、先島諸島への自衛隊配備計画について。

防衛局は宮古島市の住民の配備反対を無視して工事を着工しておりますが、住民合意のない工事着工は容認できません。軍事的な緊張につながる先島諸島への自衛隊配備をやめるよう政府に求めるべきです。見解を伺います。

５、経済振興について。

(1)、沖縄経済は順調に伸びていると言われていますが、県民の所得に結びつけることができないか。

ア、99％を占めている中小企業、業者の業績アップの施策、イ、好調な県経済を県民所得の向上にどうつなげていくのか、ウ、農林水産業の振興や食料自給率をどのように向上させていくのか。

以上、３点伺います。

(2)、雇用環境の改善と正規雇用対策を強化すべきです。所見を伺います。

(3)、漁港、漁場の整備計画について。

ア、糸満漁港への高度衛生管理型荷さばき施設、冷凍冷蔵施設等を含めた整備計画、イ、泊市場の再整備を検討している那覇市との意見交換や調整を行うべきでないか、ウ、南部圏の漁港、漁場・養殖場、漁礁等の整備を強力に推進すべきです。

以上、３点伺います。

(4)、沖縄本島縦貫鉄道の早期実現。ＬＲＴなどのフィーダー交通網も早期に検討し実現すべきです。見解を伺います。

(5)、沖縄の自然環境は太陽光、風力、波力、バイオエネルギーなどの開発と利用に恵まれた地域であると言われています。地球温暖化防止につながる再生可能エネルギーの普及推進について伺います。

６、障害者福祉について。

(1)、障害者の労働の権利、差別の禁止などを遵守した雇用促進を図るべきです。法定雇用率の未達成業者に対してどのような指導を行っているのか。

(2)、障害者の就労訓練を拡充すべきです。

(3)、障害者就労支援事業所（Ａ型）の事業閉鎖の実態と就労促進の対策について。

以上、３点伺います。

７、暮らし、福祉行政について。

(1)、全県的な独居老人の実態調査と孤独死防止対策の強化。

(2)、若年性認知症の実態と対策。

(3)、市町村の地域包括支援センターを充実させ、必要な介護サービスを給付すること。

(4)、介護保険料・利用料の減額免除制度は、市町村と協力して実施し拡充すべきです。

(5)、子供の通院医療費を中学校卒業まで無料化すること。一部自己負担金をなくし窓口支払いがない現物給付に拡充すべきです。

(6)、来年度から始まる国保の都道府県化によって、市町村の国保はどうなるのか。県独自の財政支援を行い、住民の負担軽減を図ること。

(7)、待機児童を解消するために、認可保育園の増加計画、保育士の確保について。

(8)、夜間保育の現状と公的支援の施策について。

以上、８点伺います。

８、教育環境の整備について。

(1)、子供たちに豊かな教育を保障するために、小６、中２、中３も少人数学級に拡充すべきです。

(2)、いじめの実態を伺います。いじめを根絶するため、市町村教育委員会や関係機関と連携協力して対策を強化すべきです。その対策について伺います。

(3)、養護教諭の複数配置、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、学校図書館司書など正規職員として配置し増員すべきです。

(4)、高校生の貧困対策について、授業料免除額、通学費支援などを拡充すべきです。

(5)、チビチリガマ破損事件が二度と起こらないよう、沖縄戦の実相を後世に正しく継承する取り組みについて伺います。

９、農林畜産物の病害虫駆除と鳥獣被害の状況、その対策について伺います。

10、スポーツの振興について。

(1)、スポーツキャンプの誘致状況を伺います。

11、産廃処理問題について。

(1)、倉敷環境の産業廃棄物処分等の許可取り消しに至った経緯と理由。

(2)、ごみ山は、今後どのように処理されるのか。

(3)、同処理場に運搬されていた産廃は、今後どのように処理されるのか。

以上、３点伺います。

○議長（新里米吉君）　ただいまの玉城武光君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後１時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前の玉城武光君の質問に対する答弁を願います。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　玉城武光議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問１の(1)、オール沖縄と誇りある豊かさについてお答えいたします。

平成25年１月に行われたオスプレイの普天間基地配備撤回を求める東京要請行動において、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、市町村関係４団体、市町村、市町村議会の連名で、安倍総理大臣及び関係閣僚に直接建白書を提出したことは、大きな意義があったものと考えております。あの要請行動が、オール沖縄ができた背景であると考えております。また私は、知事就任以来、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から、誇りある豊かさという公約の着実な実現に向けて取り組み、そのほとんどについて着手し、推進しているところであります。

引き続き、辺野古新基地建設の阻止など沖縄の過重な基地負担の軽減、沖縄県の経済発展及び県民生活の向上に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、１の(2)、衆議院総選挙で示された民意についてお答えをいたします。

今回の衆議院総選挙は、全国的には政府与党が圧勝する結果となりましたが、沖縄選挙区においては、４選挙区のうち３選挙区でオール沖縄の候補者が勝利し、辺野古新基地建設反対、普天間飛行場の早期の閉鎖・撤去、オスプレイ配備撤回を求める沖縄の民意が改めて示されたものと考えております。

次に、スポーツの振興についてに関する御質問の中の10の(1)、スポーツキャンプの誘致の現状と今後の取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県では、市町村や競技団体、スポーツコミッション沖縄と連携してスポーツキャンプの誘致に積極的に取り組んでおり、平成28年度の開催実績は323件、県外・海外からの参加人数は１万2031人で増加傾向にあります。また、経済効果の高いプロ野球やサッカーキャンプについても受け入れ市町村等と連携して継続実施や新規開拓に取り組んでいるところであります。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける事前キャンプに関して、ニュージーランドの空手競技を沖縄市と協力して、ソロモン諸島の水泳競技を八重瀬町と協力してそれぞれ誘致を実現したところであります。

沖縄県としましては、今後とも市町村等と連携して

スポーツキャンプの誘致に積極的に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　２、辺野古新基地建設の問題についての御質問の中の(1)、Ｋ９護岸に接岸した石材搬入についての御質問にお答えいたします。

Ｋ９護岸を使用した資材の海上搬入については、環境保全図書で予測されておりません。資材の海上搬入については、環境保全図書を変更して環境保全措置を講じる必要があることから、県は、沖縄防衛局に対して、文書で、留意事項４に基づく変更承認を受けるよう求めているところであります。

同じく２の(2)、奥港の使用許可の取り消しについての御質問にお答えいたします。

奥港については、６月下旬に北部土木事務所に対して、岸壁及び港湾施設用地に係る使用許可申請が提出され、その申請が普天間飛行場代替施設建設事業の承認願書にかかわる内容であったことから、北部土木事務所から土木建築部に処理方針の照会があり、知事公室に報告・調整し、対応を検討しております。港湾施設の使用許可については、港湾関係法令上、港湾施設を損傷するおそれがあるときなど、公物管理の観点から支障を来すおそれが高い場合を除いては、許可することが適当とされ、他法令の手続との整合性や特定の船籍、特定の仕向港・仕出港であることを理由に不許可にすることは、何人に対しても不平等な取り扱いをしてはならないと規定する港湾法に抵触することとなります。また、知事公室を通じて弁護士に相談した上で、港湾関係法令に基づき、９月上旬に使用許可を行ったところであります。その後、許可を受けた者において、11月13日に石材の搬出が行われましたが、港湾の利用に起因し、住民の生活環境に重大な悪影響があったとして、地域住民から県に対し、切実な訴えがなされております。また、奥区においては、11月23日の区民総会において、辺野古新基地建設に係る奥港使用に反対する奥区民決議が全会一致で採択され、11月28日には県に対して要請がありました。

これらの状況も踏まえ、県は、港湾管理上の必要性から、去る11月30日に、許可を受けた者に対して、使用許可の指令条件に基づき、事実確認を含めた指示を行ったところでございます。

同じく２の(4)、サンゴや自然環境への配慮についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の環境保全図書において、沖縄防衛局は、サンゴ類の環境保全措置として、事業実施前に、移植・移築作業の手順、移植・移築先の環境条件やサンゴ類の種類による環境適応性、採捕したサンゴ類の仮置き・養生といった具体的方策について専門家の指導・助言を得て、可能な限り工事施工区域外の同様な環境条件の場所に移植・移築して影響の低減を図ると記載していることから、県は工事を停止した上で、サンゴ類の環境保全措置の確実な履行を求めてきたところであります。引き続き、沖縄防衛局に対して、当該図書に記載したとおり、環境保全措置を確実に実施するよう求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　辺野古新基地建設の問題についての御質問の中の２の(3)のア、死滅したサンゴの希少種等についてお答えします。２の(3)のアと２の(3)のイは関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えします。

沖縄防衛局が実施した調査で発見されたサンゴ14群体のうち、死滅した13群体の内訳は、オキナワハマサンゴが１群体、ヒメサンゴが12群体となっております。オキナワハマサンゴは絶滅危惧Ⅱ類で、絶滅の危険が増大している種とされております。また、ヒメサンゴは準絶滅危惧で、現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては絶滅危惧に移行する可能性がある種とされております。

県としましては、海洋生物レッドリスト掲載種のサンゴ類については、種の保存や生物多様性の保全の観点から、適切な配慮がなされる必要があると考えております。

次に、産廃処理問題についての御質問の中の11の(1)、許可取り消し経緯と理由についてお答えします。

県は、平成28年８月に情報を入手し、５回の現地調査及び５回の聞き取りを行った結果、廃棄物が不法投棄されていることを確認しました。廃棄物処理法では、許可業者が不法投棄などの情状が特に重い違反行為を行った場合、許可を取り消さなければならないと規定されていることから、同法に基づき平成29年11月20日に同社の許可を取り消しております。

同じく11の(2)、ごみ山の処理についてお答えします。

事業者の報告によると、今年９月末時点で超過廃棄物の容量は、約42万6000立方メートルとなっており

ます。超過廃棄物については、地元自治会等との７者協議会で合意した基本合意書により、平成35年１月までに改善する計画となっております。当該基本合意書を踏まえ、今後も同社の責任において処理すべきものと考えており、同社及び同社役員に対し廃棄物処理法に基づく措置命令を発出し、適切に処理するよう求めていくこととしております。

同じく11の(3)、受け入れ廃棄物の処理についてお答えします。

今回の許可取り消し処分で同社の受け入れが停止しても、産業廃棄物については十分な量の処理能力を持つ事業者がいることから、分別を徹底すれば県内で中間処理することは十分可能であります。そのために、排出事業者及び処理業者に対し、これまで以上の分別の徹底、排出抑制及びリサイクルの推進を指導しているところであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　３、米軍基地問題についての御質問の中の(1)、県議会の議決に対する見解についてお答えいたします。

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書及び抗議決議が全会一致で議決されたことは、県議会の強い意思表明として、重く受けとめております。県は、12月２日に河野外務大臣に対して手交した要望書の中で、県議会の意見書にも触れ、これらの対策も含め、事件・事故の再発防止に向け、これまでの取り組みを超えたより効果的な対策の実施を強く求めたところであります。

次に、(2)、放射性物質による環境汚染についてお答えいたします。

今回のＣＨ53Ｅの不時着、炎上事故では、放射性物質による汚染は確認されておりませんが、事故現場周辺には県民の水がめである福地ダムが存在しており、一歩間違えば、水源の汚染につながりかねない事故であったと考えております。このことから、県は、12月２日に河野外務大臣に対して手交した要望書の中で、ダム上空での飛行訓練中止等を含め、米軍の演習のあり方を見直すよう国に対して求めたところであります。

次に、(3)、ＣＨ53Ｅの不時着、炎上事故に関連する日米地位協定の見直しについて。

東村高江におけるＣＨ53Ｅの不時着、炎上事故の対応に関して、米軍が行っている事故現場の立入規制や機体の撤去等は、日米地位協定第17条10項(b)の規定や、日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン等に基づいて行われたものと認識しております。

県は、去る９月に実施した日米地位協定の見直しに関する要請の中で、第17条関係において、米軍の財産が施設及び区域の外にある場合には、日本国の当局が捜索、差し押さえまたは検証を行う権利を行使する旨を明記すること及び事故現場等の必要な統制は、日本国の当局主導のもとに行われる旨の明記を求めているところであります。

次に、(4)、米軍機の墜落事故の実態について。

県が把握している米軍航空機墜落事故は、復帰後47件となっております。昨年だけでも、県内では９月にＡＶ８ハリアー戦闘攻撃機が沖縄東方海上で、12月にはＭＶ22オスプレイが名護市東海岸沖合で墜落事故を起こしております。

(5)、嘉手納飛行場の外来機の飛来等について。

嘉手納飛行場については、航空機による騒音や悪臭、航空機事故の発生などさまざまな問題があります。また、同飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、外来機のたび重なる飛来などにより、依然として目に見える形での負担軽減が十分にあらわれているとは言えないと考えております。さらに、ことしに入り、ＳＡＣＯ合意の趣旨に反し、パラシュート降下訓練が繰り返されております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、周辺住民の負担軽減が図られるよう、日米両政府に対して、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、(6)、外来機の訓練区域での訓練実態と区域の返還を求めることについて。

外来機の訓練提供区域における訓練回数、事故件数については、沖縄防衛局へ照会しているところです。ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大及び対象漁業の拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について、県はこれまで累次にわたり、要請を行っております。鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上も重大な問題であると考えております。

県としては、引き続き、日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大及び対象漁業の拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について、軍転協、久米島町、漁業関係団体とも連携しながら求めていきたいと考えております。

次に、(7)、オスプレイの事故率及び配備撤回につ

いて。

政府は、配備当時、オスプレイの10万飛行時間当たりのクラスＡの飛行事故の事故率は、1.93と海兵隊平均を上回る高い安全を記録していると説明していました。ところが、配備後、墜落事故などが相次いで発生し、平成29年９月末時点の事故率は、3.27と約1.7倍に上昇しており、県民の不安が高まっております。

県としては、建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対であり、今後とも、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

次に、(8)、米軍人・軍属の事件・事故件数及び米軍基地の撤去について。

復帰後、平成29年９月までに、県内で発生した米軍による事件・事故については、米軍構成員等による刑法犯検挙件数が5947件、このうち強姦等は131件、演習等に係る事件・事故としては、729件の航空機関連の事故が発生するなど多くの事件・事故が発生しております。復帰前においても、米軍による数多くの事件・事故が発生しておりますが、正確な記録は残されておりません。米軍人・軍属による事件・事故が繰り返される大きな要因は、国土面積の約0.6％にすぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約70.4％に及ぶ広大な米軍基地が存在することによる過重な基地負担などであると考えております。

県としましては、今後も粘り強く、日米両政府に対し、米軍基地の整理縮小等を求めてまいります。

次に、４、自衛隊の配備計画についての御質問の中の(1)、自衛隊の先島配備について。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　５、経済振興についての(1)ア、県内企業の業績アップの施策についてにお答えいたします。

近年の本県を取り巻く経済状況は、県民所得は年々増加し、年平均の完全失業率は６年連続で改善し、また有効求人倍率も復帰後最高値を更新するなど、好調に推移していると認識しております。県では、関係団体や地域からの提言等を反映した中小企業支援計画を毎年度策定し、中小企業の経営革新や創業の促進、経営基盤の強化などの施策を総合的に推進しているところであります。今後とも県内中小企業のさらなる振興に向け、関係機関や地域からの提言を反映した施策を実施していくことが重要であり、引き続き、関係機関との連携を密にし、中小企業支援に取り組んでまいります。

同じく５の(2)、雇用環境の改善と正規雇用対策についてにお答えいたします。

県としましては、雇用環境の改善や正規雇用化など、雇用の質の向上を図ることは重要であると認識しております。そのため、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する事業や正規雇用化を支援する専門家派遣事業等を実施するとともに、今年度から正規雇用化に関する相談窓口を設置するなど、県内企業の取り組みを支援しているところであります。

県としましては、引き続き、労働局や関係機関と連携し、雇用の質の向上に向けた取り組みを強化してまいります。

同じ５の(5)、再生可能エネルギーの普及推進についてにお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョンに掲げる低炭素島しょ社会の実現に向け、太陽光発電や風力発電等の地域特性に合った、地産地消型の再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいるところです。具体的には、太陽光や風力をＩＴ技術や蓄電池の活用により、最適なエネルギー需給システムを構築するなどの施策を展開しているところです。

県としましては、今後とも再生可能エネルギーの普及促進により、低炭素島しょ社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、６、障害者福祉についての(1)、法定雇用率未達成企業に対する取り組みについてにお答えいたします。

本県の平成28年の民間企業における障害者の実雇用率は2.34％で、法定雇用率2.0％を上回り都道府県別順位では全国７位となっております。障害者雇用のさらなる促進のため、県や沖縄労働局等が連携し経済団体に要請を行っているほか、沖縄労働局においては、法定雇用率未達成企業への訪問・指導を実施しております。また、県においては、障害者就業・生活支援センターに支援員を配置し障害者雇用の企業開拓を行うとともに、障害者雇用優良事業所等への県知事表彰や企業向けセミナーの開催等による周知啓発を行っ

ております。

今後とも引き続き関係機関と連携し、障害者雇用の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　５、経済振興についての中の(1)のイ、県民所得の向上についてに関する御質問にお答えいたします。

県民所得の向上を図るためには、収益力の高い産業を育成し、地産地消の取り組みを強化することなどにより、地域経済全体の好循環を実現することが重要であると考えております。このため、沖縄県においては、観光・リゾート産業や臨空・臨港型産業など地域特性を生かした比較優位性のある産業を振興し、域内産業を活性化させることにより、雇用の創出、所得・税収の増加を図り、好調な県経済を県民所得の向上につなげていきたいと考えております。

次に、同じく５、経済振興についての中の(4)、鉄軌道の早期実現とフィーダー交通網の早期検討についての御質問にお答えいたします。

県では、平成26年10月から鉄軌道の構想段階としての計画案づくりを開始し、５つのステップに分けて検討を進めているところであり、現在は、７つのルート案の比較評価を行うステップ４の段階に来ております。

県としましては、鉄軌道の早期導入に向け、年度内の計画案策定を目指して取り組むとともに、計画案策定後は、速やかに次の計画段階に移行できるよう、策定した計画案をもとに、県民一丸となって早期の事業化を国に働きかけてまいりたいと考えております。また、鉄軌道の導入に当たっては、フィーダー交通との連携も重要であることから、計画段階における駅位置等の検討とあわせ、フィーダー交通ネットワークの構築に向けて、地域の交通課題やニーズ等を踏まえながら、市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　５、経済振興についての御質問の中の(1)ウ、農林水産業の所得及び食料自給率の向上についてお答えいたします。

県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、農林水産業の所得、食料自給率の向上に取り組んでおります。これらの取り組みなどにより、農業産出額は４年連続の増加、漁業産出額は５年連続の増加となっております。

県としましては、引き続き、１、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、２、流通・販売・加工対策の強化、３、フロンティア型農林水産業の振興などの施策を積極的に取り組み、農林水産物の生産拡大や高付加価値化による農林漁業者の所得、食料自給率の向上に努めてまいります。

次に、同じく(3)ア、糸満漁港への施設整備計画についてお答えいたします。

県では、糸満漁港は本県唯一の第３種漁港であり、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地市場として位置づけしております。平成27年度に糸満漁港における高度衛生管理型荷さばき施設の基本設計を行い、28年度に荷さばき施設整備に関連した水産物一次加工処理施設の基本設計、及び市場関連施設の配置構想を策定したところであります。

県としましては、引き続き糸満漁港における新市場整備について、漁業関係団体等と協議を継続し、消費者へ安全・安心な水産物を安定供給するための体制を早期に確立するとともに、水産業の振興に努めてまいります。

同じく(3)イ、泊魚市場再整備に係る那覇市との調整についてお答えいたします。

県では、泊漁港は那覇市を中心とする消費地市場としての機能を有していることから、市民や観光客などの消費者ニーズに対応した漁港整備を進める計画であります。このことを踏まえ、泊漁港の再整備について、県及び那覇市担当部局による意見交換等を行っております。

県としましては、泊漁港の機能を踏まえて、糸満漁港と役割分担を図ることにより、共存共栄が図られるものと考えており、今後とも、沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、第３次那覇市水産業振興基本計画とも連携し、魅力ある消費地市場の整備に向け、那覇市や県漁連等の水産関係団体と協議を継続してまいります。

次に、同じく(3)ウ、南部圏域における漁港・漁場の整備計画についてお答えいたします。

漁港・漁場整備については、国が定めた漁港漁場整備長期計画に基づき実施しているところであり、現在、離島を含む南部圏域においては、南城市ほか９市町村で12地区を採択し、整備を推進しております。漁港施設としては、海野漁港の長寿命化対策など、漁場施設は、久米島や粟国島周辺海域などで中層型浮き魚礁の新設、更新整備を実施することとしておりま

す。また、板馬養殖場では、本年度の施設機能診断を踏まえた保全対策を検討するほか、台風時の安全係留対策の要望がある港川漁港では、県単独調査費を活用して対策を検討してまいります。

次に、９、農林畜産物の病害虫駆除と鳥獣被害の状況、その対策の質問の中の(1)、病害虫駆除、鳥獣被害の状況と対策についてお答えいたします。

本県は、亜熱帯の気候特性から病害虫が周年発生する環境にあり、病害虫対策については、病害虫発生予察情報の迅速化による適期防除の推進に努めております。また、イモゾウムシ等の根絶防除やミカンコミバエ等の侵入防止対策とともに、環境に配慮しながら農薬の低減を目指した防除技術の確立等に取り組んでおります。鳥獣被害対策については、有害鳥獣の銃器・捕獲箱による捕獲活動や、防鳥ネット施設等の整備、カラス等捕獲個体の買い取りなどを支援する鳥獣被害防止総合対策事業を実施しているところであります。その結果、県内における鳥獣類による被害額は、平成24年度の約２億1000万円から、28年度は約7800万円と減少傾向にあります。

県としましては、今後とも、市町村、ＪＡなどの関係団体と連携し、病害虫及び鳥獣害対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　６、障害者福祉についての御質問の中の(2)、障害者就労訓練施策の拡充についてお答えいたします。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、就労移行支援事業や就労継続支援事業では、利用者に対し生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うこととしております。障害福祉サービスによる就労支援とともに、現在、県では、ＩＴ研修を効果的に実施できるＩＴサポートセンターの事業化に向けて取り組んでいるところであり、障害者就労訓練施策の拡充を図ってまいりたいと考えております。

同じく(3)、就労継続支援Ａ型事業所の閉鎖の実態と就労促進対策についてお答えします。

県内の就労継続支援Ａ型事業所で、平成29年11月末までに県や那覇市に事業廃止届が提出された事業所は、９事業所となっており、昨年度の同時期と比較した場合１件増となっております。本年７月の厚生労働省の通知では、事業者が事業を廃止するときは、利用者支援のための新たな取り組みとして、廃止届に、利用者が希望するサービスや異動先等を記載したリストを提出するとともに、利用者の意向等を聴取した面談記録など、事業者として利用者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料もあわせて提出することとしております。

県としましては、就労継続支援Ａ型事業所の廃止により解雇された障害者に対し、適切な支援が行われるよう努めるとともに、事業者に対する指導を継続して行ってまいります。

次に、７、暮らし、福祉行政についての御質問の中の(1)、独居高齢者の実態と孤独死防止対策についてお答えします。

平成28年10月１日現在の総世帯数62万9118世帯のうち高齢者単身世帯は７万6859世帯で、当該世帯は年々増加傾向にあります。高齢者単身世帯の増加に伴い、孤独死等の懸念も高まっていることから、県では、地域の老人クラブが実施する在宅高齢者に対する話し相手や日常生活の援助を目的とした訪問活動を支援しております。また、民生委員や市町村社会福祉協議会を中心とした地域見守りネットワークが、平成29年７月１日現在で11市町村で構築されており、高齢者を初め障害者や生活困窮者等を対象にした安否確認や日常生活支援などの活動が実施されております。

同じく(2)、若年性認知症の実態と対策についてお答えします。

要支援・要介護認定者のうち、40歳から64歳までの若年性認知症は、平成29年３月末現在で1219人で、40歳から64歳までの人口に占める割合は、0.26％となっております。県では、平成25年度から若年性認知症支援推進事業として、相談業務の実施、本人・家族交流会、専門職研修、講演会等を行っております。また、平成29年度から新たに若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症に係る相談業務等を強化しております。平成29年４月から10月末までの延べ相談件数は344件で、平成28年度の年間実績の232件を上回っており、引き続き必要な相談体制を検討してまいります。

同じく(3)、地域包括支援センターの充実等についてお答えします。

地域包括支援センターは、平成29年４月30日現在で71カ所あり、前年度より12カ所増加するなど年々増加しております。センターでは、高齢者本人や家族等からの相談に応じるとともに、権利擁護、介護予防のケアマネジメントの取り組み等により高齢者を総合的、包括的に支援しております。

県としましては、今後とも市町村と連携し、地域包

括支援センターの職員の資質向上のための研修事業等必要な支援を行い、センター機能の充実を図るとともに、人員配置等の運営状況についても指導・助言を行う等により、必要な人が必要な介護が受けられるよう努めてまいります。

同じく(4)、介護保険料・利用料の軽減制度の拡充についてお答えします。

介護保険の第１号保険料に関しては、低所得者の軽減強化として、平成27年４月に、市町村民税非課税世帯等において、保険料基準額に対する負担割合が従来の50％から45％へ引き下げられたところであります。また、利用料に関しては、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度があり、県としましては、これらの制度が適正かつ円滑に実施されるよう市町村や関係団体へ周知しているところです。

同じく(7)、認可保育園の増加計画と保育士確保についてお答えします。

沖縄県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成27年度からの３年間で約１万8000人の保育定員の確保を図ることとしており、市町村の積極的な取り組みにより、目標値は達成できるものと見込んでおります。また、待機児童解消に必要な保育士数は約8900人と見込んでおり、平成29年度末までに約900人の確保が必要となっております。保育士確保に当たっては、保育士の処遇改善が重要であることから、子ども・子育て支援新制度における賃金改善の適切な実施を指導するほか、県独自の施策として、保育士の正規雇用化や年休取得及び産休取得の支援事業などにより、引き続き保育士確保に努めてまいります。

同じく(8)、夜間保育についてお答えします。

平成29年４月１日現在、夜間保育所は３施設となっており、このほか、延長保育により夜８時以降も開所している保育所が３施設あります。夜間保育所に係る公的支援については、公定価格の基本分単価に加えて、夜間保育加算が給付されているほか、延長保育による開所時間の前後の預かりに対する支援があります。

県においては、引き続き市町村の取り組みを支援することにより、多様な保育サービスの充実に取り組んでまいります。また、夜間の保育に対応している施設を含む認可外保育施設に対しては、入所児童の処遇向上のための給食費や健康診断費等の支援を行っており、これまで段階的に支援を拡充しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、７の暮らし、福祉行政についての御質問の中の(5)、こども医療費の中学卒業までの医療費の無料化についての御質問にお答えします。

こども医療費助成事業につきましては、現行制度をベースとして、未就学児を対象に平成30年10月から現物給付を導入するとともに、通院の一部自己負担金を廃止し、窓口での完全無料化を図ることを検討しているところであります。通院の対象年齢の拡大につきましては、県及び市町村の財政状況、市町村の意向、市町村間の権衡及び小児医療の提供体制に与える影響についても考慮しながら、慎重に検討する必要があると考えております。

次に、(6)、来年度の市町村国保と県独自の財政支援についての御質問にお答えします。

平成30年度からの国保の都道府県単位化により、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。また、県独自の財政支援につきましては、全国知事会の合意事項、市町村間の公平性、国に求めている財政支援の意義に照らし合わせてみた場合、適当ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　８の教育環境の整備についての御質問で(1)、少人数学級の拡充についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで小学校１・２年生で30人学級、小学校３・４年生と中学校１年生で35人学級を実施しており、平成29年度からは、小学校５年生でも35人学級を実施しております。少人数学級につきましては、学習規律の定着等きめ細かな指導の充実を図るために必要と考えております。

県教育委員会としましては、少人数学級の推進について、市町村教育委員会の意向等を踏まえ、今後も取り組んでまいります。

次に、８の(2)、いじめの実態と対策についての御質問にお答えいたします。

文部科学省の問題行動等調査によりますと、本県の公立小・中・高等学校等におけるいじめの認知件数は、平成27年度、小学校1430件、中学校521件、高等学校257件、特別支援学校９件の合計で2217件となっております。平成28年度は、小学校１万1180

件、中学校961件、高等学校173件、特別支援学校８件の合計で１万2322件となっております。認知件数の増加は、いじめの定義がより一層周知され、児童生徒、教師、保護者ともに、ささいないじめも見逃さず、積極的に認知したことが主な要因と考えられます。いじめは決して許されるものではなく、県教育委員会では、その対策として、沖縄県いじめ対応マニュアル等を活用した取り組みや研修会による教職員の指導力の向上を図るとともに、スクールカウンセラー等の配置拡充による支援体制の充実に努めているところであります。

今後とも、関係機関や市町村教育委員会と連携しながら、県全体でいじめ防止に取り組んでまいります。

次に、８の(3)、養護教諭の複数配置等についての御質問にお答えいたします。

養護教諭の配置については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の規定に基づき、大規模校において複数配置するなど、定数の範囲内で適切に配置しております。学校図書館司書の配置状況については、市町村立小中学校388校に１人ずつ配置されております。正規率については、県全体の状況を把握しておりませんが、県内11市に確認したところ240人が配置されており、正規率は35.0％となっております。また、県立学校においては76校全てに１人ずつ配置されており、正規率は30.3％となっております。県立学校においては、司書資格を有する事務職員の採用試験を実施し、正規率の向上に努めているところであります。スクールカウンセラーについては、公立小中学校、高等学校及び特別支援学校に110人配置されており、また、スクールソーシャルワーカーについては、各教育事務所に合わせて20人配置されております。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの正規職員化及び増員については、国においても定数化を目指す動きがあることから、今後、国の動向を注視してまいります。

次に、８の(4)、高校生の授業料免除、通学費支援などの拡充についての御質問にお答えいたします。

県立高校の授業料は、高等学校等就学支援金制度により、市町村民税所得割額30万4200円未満の世帯等の生徒は実質無償となっており、約９割の県立高校生がこの支援を受けております。また、低所得世帯の高校生に対しては、奨学のための給付金事業により、通学費も含めた教育費負担軽減の支援を行っており、県立高校生の約３割が支援を受けております。平成29年度における給付額は、国公立の全日制高校生に対し、第１子の場合は年額７万5800円、兄や姉がいる第２子以降の場合は12万9700円となっております。

県教育委員会としましては、経済的に厳しい状況にある高校生への支援強化のため、給付額の増額や国庫補助率の引き上げについて、全国都道府県教育長協議会を通して、国に対し要望しているところであります。

次に、８の(5)、沖縄戦の実相の継承についての御質問にお答えいたします。

戦後72年が経過し、戦争の風化が叫ばれる中、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することは重要なことであります。平和教育については、県の教育主要施策や学校教育における指導の努力点に位置づけており、各学校では、各教科や道徳の時間はもとより、慰霊の日に向けた特設授業を展開するなど、学校の教育活動全体を通して行っております。

今後とも、関係機関と連携し、沖縄戦の実相や教訓を次世代に継承し、平和教育のより一層の充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

〔玉城武光君登壇〕

○玉城　武光君　何点か再質問いたします。

まず１点目ですが、辺野古の新基地建設の問題で、知事はあらゆる手法を使って工事をとめると言って頑張っていらっしゃいます。だけど、現実的には、今、きょうも昼のニュースでやっていましたけれども、工事が強行されているという状況であります。そのあらゆる手法という形なんですが、まだいろいろと手法があって、その方法を使って工事をストップさせるということで理解してよろしいでしょうか。

それから２点目は、地位協定の抜本的見直しについてなんですが、いろいろ答弁にありましたけれども、本当に沖縄県民の命と財産を守るための調査もできない。そういう屈辱的な状態にある地位協定は、あらゆるところでその実態を訴えて、例えば渉外知事会とか、それから政府に対して、抜本的な見直しを強く求めていただきたいと思いますがいかがですか。

３点目なんですが、騒音、事件・事故、訓練、この犯罪の実態などの答弁がありました。安倍政権は、負担軽減を言っているんですが、この負担は軽減するどころか、ますますふえているのが実態なんです。嘉手納基地の外来機の飛来、それから訓練地域でのたび重なる事件、そういうことがあって、もう嘉手納町民、周辺の市町村は我慢の限界を超えているということで、この状態になったら、嘉手納基地の海兵隊や嘉手納基地の撤去まで県民は主張して頑張らなくてはいけ

ないというところに来ていると思うんですが、知事の見解をお伺いいたします。

その基地の騒音、それから事件・事故に関して答弁漏れがあるんですが、この旧日米安保条約が発効した1952年度から９月の時点まで、在日米軍の兵士や軍属が起こした事件・事故の件数を伺いましたけれども、答弁がありませんでした。答弁をお願いいたします。

それから、提供訓練区域で件数も防衛局に照会しているところと言うんですが、訓練する場合には、県漁連のところにも、いついつの何時から何時まで、北緯何度とか緯度、ファクスで報告が行っていると思うんです。そういうのも調べて、早急にお答えいただきたいと。この訓練提供区域で、訓練が頻繁に行われた結果、墜落事故も起こっているし、１年前にはホテル・ホテルの近くで訓練したオスプレイが安部の海岸に墜落するという実態も生まれていますから、その回数をぜひとも実態をつかんでいただきたいということです。

４点目、こども医療費の無料化の問題ですが、部長は慎重に検討していきたいということなんですが、この慎重という、中学校３年までいかなくても、小学校１年、２年、３年まで拡大するということの検討はできないのかどうか、再度答弁をいただきたいと思います。

それから、夜間保育なんですが、夜間保育は３カ所あるというんですが、この３カ所というのは、無認可の保育所ではなくて、認可されている３カ所ですね。無認可の数は、実態はつかんでいないですか。お答えください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　玉城武光議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、辺野古新基地建設問題に絡みまして、あらゆる手法を用いてストップするんだと、どういったことだということですが、辺野古新基地建設に関する権限といたしましては、公有水面埋立法、それから沖縄県漁業調整規則に基づく手続など、さまざまなものがございます。そういった県知事に与えられたあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないということで取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、地位協定についてですけれども、日米地位協定、我々今９月に見直し、新たな事項を追加して、９月に日米両政府へ要請を行ったところです。今後は、さらにこの動きを全国に広げるために、現在、米国が他国と締結している地位協定について、例えばドイツ、イタリアを対象とした調査、比較を行って、日米地位協定の問題点をさらに明確にしたいというふうに考えております。それから軍転協ですとか渉外知事会、それから全国知事会の中でも米軍基地負担に関する研究会等との連携、強化、そういったものを図りまして、同協定の見直しの必要性に対する理解が全国に広がるよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、犯罪の実態という関連の中で、嘉手納基地の撤去まで検討すべきではないかというような御趣旨の話がありました。確かに、嘉手納基地におかれましては、パラシュート降下訓練、ことしに入りまして相次いでございます。そういった中で、また地元嘉手納町が強く求めていた旧海軍駐機場について、また移転がされた後、すぐまた使用されたということで、大変大きな怒りを持って嘉手納町は抗議してございます。こういったことがたび重なれば、嘉手納基地の撤去も辞さないという強い思いで三連協、そして沖縄県ともども、外務省、防衛省等に要請をしたところでございます。

それから、1952年の犯罪の件数について答弁がなかったのではないかということですが、これ先ほども申し上げましたように、復帰前における米軍による数多くの事件・事故が発生しているというのは承知しておりますけれども、県のほうに正確な記録が残されていないというような実情でございまして、そのように答弁をさせていただいたところでございます。

それから、飛行訓練の実態について、特に訓練区域での訓練の実態と区域の返還を求めるべきではないかというような関連の答弁で、防衛局に照会しているところですということでお答えいたしました。防衛局のほうからまだ正確にいただいておりません。ただ、議員が御指摘のように、確かに訓練の通知はございます。ただそれが外来機かどうかよくわからないというような部分がございまして、そこら辺のところでちょっと時間を要しているところですが、この辺はしっかり調べさせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　こども医療費に関する再質問にお答えします。

このこども医療費助成事業と申しますのは、県のほうから見れば間接補助事業になります。具体的には、市町村が事業主体として給付サービスを行っているわけですけれども、一方で対象児童というのが26万おりまして、その８割の20万強は市部の子供になります。今、11市のうち半数近くの市町村が対象年齢の拡大については消極的でございます。県では、そういった意向も踏まえながら、これについては慎重に検討していく必要があるだろうということでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　夜間保育にということでの再質問にお答えしたいと思います。

まず夜間保育、認可園でございますけれども、夜間保育として実施しているところが３施設で、それ以外に延長保育ということで、まず夜８時以降も開所しているところが３施設ございます。また、あわせて御質問のありました認可外保育施設でございますけれども、現在、５市町で12施設が開設をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君　皆さん、こんにちは。

公明党を代表して質問をいたします。

代表質問も私がしんがりでございますから、もうしばらくよろしくお願いいたします。

まず１点目の知事の政治姿勢について伺います。

(1)、核兵器のない世界へ。

去る７月、核兵器の開発や保有、使用を法的に禁止する核兵器禁止条約が国連で採択されました。核兵器禁止条約をめぐっては、核保有国と非保有国が対立しており、米国の核の傘に頼る日本も条約に参加せず、批判されております。こうしたことを踏まえ、核保有国、非保有国の有識者が核軍縮の方策を議論する賢人会議の第１回会合が去る11月27、28日の２日間、被爆地広島市で開催されました。核兵器保有国と非保有国の溝が深まる中、日本政府は賢人会議を通じて、双方の橋渡し役を務め核軍縮への機運を高めたい考えであります。世界で唯一の被爆国である日本は、今後、核兵器禁止条約を評価し、条約への署名と批准への筋道をつけ、核兵器のない世界への機運を高める使命と責任があると考えますが、知事の所見を伺います。

(2)、日米地位協定の見直しについて。

日米地位協定の見直しについては、平成12年の実施以降、状況の変化を踏まえ、新たな追加11項目を要請されました。このことについては高く評価するものでありますが、要請だけで見直しができるわけではありません。次々と具体的な手を打っていただきたいのであります。

例えば、ア、知事がイニシアチブをとって、沖縄県選出の国会議員、与野党含めて、あるいはまた親沖縄県国会議員、県議会議員、有識者等で構成するプロジェクトチームを立ち上げて取り組んでみてはどうか。

イ、要請書、別冊も含みますが、日米両政府のみならず、イタリア、ドイツ、フィリピン等、米国と協定を結んでいる国々への働きかけをそれぞれの言語に翻訳して関係者へ働きかけてはどうでしょうか。

ウ、何よりも、知事が自公政権与党への働きかけを強力に推し進めることを求めます。もちろん自民党県連、公明党県本部も協力を惜しみません。

(3)、５年に１度開催される世界のウチナーンチュ大会は、移民県として世界に雄飛したウチナーンチュ１世、２世、３世、あるいは４世、５世が母県沖縄に結集して、ウチナーンチュのきずなを深め、ウチナーンチュの誇りを確認する場であります。しかしながら、継続的な交流の場がない感じがいたします。日常的に連携をとり、諸活動の拠点となる施設の建設が関係者の間で話が出ております。そうした折、琉球大学の町田宗博教授が、去る９月のＷＵＢネットワーク会議で、移民資料の活用を中心とする世界ウチナーンチュセンターの構想を提起し、沖縄ニューカレドニア友好協会顧問の三木健氏はこの構想に賛同し、４年後の第７回世界のウチナーンチュ大会を目標に、世界ウチナーンチュセンターの設置を求める、琉球新報の論壇で提案しております。私もこの構想に賛同し、世界ウチナーンチュセンターの設置を提案し、知事の所見を伺います。

(4)、去る11月27、28日に開催されました沖縄大交易会について伺います。出展企業とバイヤー合わせて過去最大の約490社が参加する国内最大規模の国際食品商談会第４回沖縄大交易会が盛大に開催されました。参加企業からの商談会あるいは物流拠点としての評価は、今後の展開に大きな可能性を抱かせました。しかし一方で、多言語化を望む声や大型ＭＩＣＥの実現を求める声もあったようでございます。沖縄大交易会の成果と課題、今後の展望について伺います。

(5)、観光振興を目的とした新税の導入について伺います。

観光客を対象にした入域税、ホテルなど宿泊施設に課す宿泊税、レンタカー利用者が対象のレンタカー税の導入の検討が再開したとの報道がありますが、取り組みと今後の展望について伺います。

２点目、福祉行政について伺います。

(1)、障害者社会参加支援施設の整備について伺います。

同事業につきましては、県は既に調査委託業務を発注しております。したがって、その取り組みの現状と今後の展望について伺います。

(2)、障害者ＩＴサポート事業については、聴覚・視覚障害者に関するＩＴ支援は一定の環境整備が図られておりますが、肢体不自由の方への支援環境についても、公的制度の障害者ＩＴサポートセンターの整備が必要であるとの認識から、県の取り組みを伺います。

(3)、単身高齢者や低所得者向けに、空き家あるいは空き部屋を活用する新たな制度が始まっておりますが、県の対応を伺います。

(4)、県手話言語条例に基づく県手話推進計画の進捗状況と今後の取り組みについて、また、県手話施策推進協議会の取り組み状況についても伺います。

３、教育費の負担軽減について。

教育費無償化を柱とした人づくり政策の制度設計が大詰めを迎えております。安倍晋三首相は、去る11月27日の衆院予算委員会で、幼児教育、保育の無償化の対象範囲について議論する専門家会議を設置する方針を明らかにした上で、与党と協議して来年夏までに結論を出していきたいと述べております。さまざまな意見もありますが、私は高く評価して次の３点を伺います。

(1)、制度設計が確定するまで県が取り組まなければならないことは何でしょうか。

(2)、沖縄の特殊事情である無認可保育所への無償化は、何としても実現しなければならないとの考えですが、県の取り組みについて伺います。

(3)、公明党は、私立高校授業料の実質無償化について、年収590万円未満の家庭を対象とすると主張しておりますが、この場合、県内の対象者はどれぐらいか伺います。

４、保健医療行政について伺います。

(1)、こども医療費助成事業について。

これまで次年度の見直しを予定している同事業については、未就学児を対象に平成30年10月から現物給付を導入する方向で検討を行っている。通院の一部自己負担金の廃止についても検討しているとこれまで答弁をしております。きょうも何度か同様の答弁が出ておりますが、次年度見直しに向けた取り組みについて、現状と今後の見通しについて伺います。

(2)、第３期がん対策推進基本計画について伺います。

ア、政府は、2022年度までのがん対策の方針となる第３期対策推進基本計画を去る10月24日に閣議決定いたしました。今後、各都道府県でも計画策定することになっておりますが、県の取り組みについて伺います。

イ、がん患者の痛み、つらさを和らげる緩和ケアを受けやすい体制の整備の一環として、緩和ケアの研修を修了した医師が累計で10万1019人となりました。2007年に政府が掲げた10万人の医師に研修実施の目標を突破しております。沖縄県の実施状況について伺います。

５、環境行政について。

(1)、世界自然遺産登録について伺います。

来年の世界自然遺産登録に向けて、国際自然保護連合会（ＩＵＣＮ）の専門家を初め、環境省職員、県職員らによる調査が、去る10月16日に国頭村、大宜味村、東村のヤンバルを視察し、18、19日の両日の日程で西表島を視察しております。視察の状況及び成果、また世界遺産登録までの取り組みについて伺います。

(2)、県は去る11月21日、倉敷環境の産業廃棄物処分業の許可を取り消したが、以下伺います。

ア、許可取り消しに至った経緯と今後の対応について。

イ、在沖米軍基地から排出される一般廃棄物の処理について。

ウ、公共関与の産業廃棄物処理場建設の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

(3)、自然史博物館の設置について。

ア、国立自然史博物館の設立を目指すシンポジウムが、去る11月４日、国頭村ふれあいセンターで実施されましたが、県の取り組みと内容等について伺います。

イ、国立沖縄自然史博物館設立準備委員会の取り組みと今後の展望について伺います。

６点目、離島振興について伺います。

(1)、座間味村の石油備蓄タンクの設置について。

座間味村は、現在フェリーで那覇からドラム缶による輸送を行っておりますが、船舶の危険物輸送等に関する規則により、１航海でガソリン輸送量は800リットル、ドラム缶約４本分の制限に加え、座間味及び阿嘉島の２カ所に振り分けて輸送しなければならず、安定的な供給が厳しい状況にあります。台風接近時対応

や観光客の増加など、今後もますますガソリンの需要増加が予想され、村と事業者の間で備蓄タンクの設置を進めております。御承知のとおり、当地域は山が多く、平坦地も少ない村で、設置場所には限定的で、村としては港湾自治区の土地を借地申請しておりますが、県からは、目的外使用であるため借用は不可能であるとのようであります。しかしながら、村民や観光客への安定した供給のため、特段の対応を求められますが、県の対応について伺います。

(2)、座間味村阿嘉島、慶留間島地域への駐在所設置について伺います。

座間味村は、平成26年３月に、慶良間諸島を国立公園に指定され、平成27年の入域観光客数は、初の10万人を突破し、今後もさらに増加すると考えられます。観光客増加に伴い、事件・事故等の多発も予測され、地元住民や観光客の安心・安全確保の観点から、阿嘉島、慶留間島地域への駐在所の設置を求め、県警の対応について伺います。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　糸洲朝則議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(2)のウ、日米地位協定の見直しに関する政権与党への働きかけについてお答えをいたします。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。日米地位協定の見直しを実現するためには、県選出国会議員を含む政権与党への働きかけのみならず、県議会各会派の皆様との連携を図ってまいりたいと考えております。

今後とも各政党を含め、関係団体と連携するとともに、あらゆる機会を通じ、日米両政府に、同協定の見直しを粘り強く求め、その実現に努めてまいります。

次に、福祉行政についてに関する御質問の中の２の(4)、手話推進計画の進捗状況等についてお答えをいたします。

沖縄県では、去る11月に、本年度第１回沖縄県手話施策推進協議会を開催し、手話を使い生活を営む聾者の生活状況等に関する全県アンケート調査を反映した、沖縄県手話推進計画素案を諮問し、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための調査審議を行っております。今後は、審議の内容を踏まえ、同計画案に関するパブリックコメントを実施し、年度内に計画を策定することとしております。

次に、環境行政についてに関する御質問の中の５の(1)、ＩＵＣＮ現地調査の状況、成果及び世界自然遺産登録までの取り組みについてお答えをいたします。

世界自然遺産登録に係るＩＵＣＮ現地調査においては、沖縄県の豊かな自然環境の状況や保護の取り組みについての視察とあわせて、地域との意見交換会等が実施されております。現地調査では、ヤンバル地域及び西表島の豊かな生物多様性や外来種対策、さまざまな関係者との協力体制について理解が得られたと認識しております。

沖縄県としましては、世界に誇れる貴重な自然を保全し、ウマンチュの宝として次世代に引き継いでいくため、ＩＵＣＮ世界遺産パネルの審査に適切に対応するとともに、国や鹿児島県、地元関係団体等と連携しながら、世界自然遺産への早期登録を目指してまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(4)、沖縄大交易会2017の成果と課題、今後の展望についてお答えいたします。

通算５回目の開催となる沖縄大交易会2017では、国内最大級の個別マッチング型国際商談会として、県内企業67社を含む国内サプライヤー 251社、国内外バイヤー 270社が参加し、過去最高の2701件の個別商談が行われました。これに加え、参加者からは、英語や中国語による会場アナウンス、通訳者サポートなどの取り組みも評価いただいております。一方、現在の会場では収容能力に限りがあるため、大型ＭＩＣＥ施設の供用を見据えながら、参加者のさらなる満足度向上を図り、継続して大交易会を開催してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、核兵器禁止条約についてお答えします。

沖縄県は、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・実験等に反対し、あらゆる国の核実験に対して抗議するため、平成７年に非核・平和沖縄県宣言を行い、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行っております。悲惨な地上戦を体験した沖縄県とし

ましては、恒久平和を願っており、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けて、核兵器禁止条約の議論は重要なものであると考えております。また、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に、沖縄県知事も８月に署名しております。

次に、２、福祉行政についての御質問の中の(1)、障害者社会参加支援施設の県の取り組みと今後の展望についてお答えします。

県では、障害者社会参加支援施設等に関する全国調査や障害当事者団体等との意見交換を行っております。また、外部委託により、全国に設置された施設の運営状況分析や県内障害者スポーツ関係団体等の活動実態調査等を行っているところであります。今後、当該調査結果や障害当事者団体等の意見を踏まえ、必要とされる機能や役割等基本的な考え方を整理し、あり方について検討することとしております。

県としましては、引き続き障害者が地域社会の中で生き生きと暮らせるよう、社会参加促進のための環境整備について取り組んでまいります。

同じく(2)、障害者ＩＴサポートセンターの取り組み状況についてお答えします。

県では、今年度７月に、障害者ＩＴサポートセンター運営事業に関する実施体制、予算、事業規模、事業内容などに関する全国調査を実施し、その結果分析及び関係団体との意見交換を行っております。また８月に、先進県におけるＩＴ研修の実施体制や在宅の肢体不自由者に対するボランティアＩＴ支援員の派遣体制など、具体的な運営について現地調査を行ったところであります。

県としましては、これらの調査結果等を踏まえ、ＩＴサポートセンターの事業化に向けて取り組んでまいります。

次に、３、教育費の負担軽減についての御質問の中の、幼児教育・保育の無償化についてお答えします。３の(1)と３の(2)は関連いたしますので、恐縮ではございますが一括してお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化については、全ての子供に質の高い幼児教育・保育を保障するため、その拡充を図ることは重要であると考えております。また、本県では、他県に比べて認可外保育施設に多くの児童が入所しており、幼児教育・保育の無償化の対象に含まれるべきと考えておりますが、質の確保も重要であると考えます。

県としましては、国の動向を注視しながら情報収集に努め、状況に応じて適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のア、日米地位協定の見直しに関する具体的な取り組みについて、この御質問は１の(2)アと１の(2)イは関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきたいと思います。

県においては、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、県内市町村等からの意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、去る９月に日米両政府や県選出国会議員へ要請を行っております。今後、米国が他国と締結している地位協定について、ドイツ、イタリア等を対象として調査、比較を行い、日米地位協定の問題点をさらに明確にしたいと考えております。さらに、軍転協や渉外知事会、全国知事会の米軍基地負担に関する研究会等との連携強化を図るとともに、このような取り組みを踏まえ、多くの国会議員等に働きかけ、同協定の見直しの必要性に対する理解が全国に広がるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１の知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、世界ウチナーンチュセンターについてにお答えいたします。

世界のウチナーネットワークの継承・発展のための継続的な交流は、県としても重要であると考えており、琉球大学の町田宗博教授を初めとする方々が、世界ウチナーンチュセンター等の拠点施設の必要性を提言されていることは承知しております。センター等の設置は、世界のウチナーンチュのシンボルとなり得ることが期待される一方、新たに常設の施設を整備することは、財政面や費用対効果等、検討すべき課題があると考えております。提言にある移民資料の整理や海外県系人のルーツ探し支援等のセンター機能に対応する取り組みは、現在、大学や県立博物館・美術館、図書館、公文書館及び各教育委員会等において主体的に行われているところです。さらに、昨年10月30日が世界のウチナーンチュの日として制定されたことを契機として、ウチナーネットワークの継承・発展に資する独自の取り組みが、市町村や海外の県人会等も含めたさまざまな団体により催されています。

県としましては、こうした流れを踏まえて、有識者の方々や市町村、県内関係機関、海外県人会等、世界のウチナーンチュとの交流に思いを寄せる皆様との意

見交換を重ねながら、継続的に情報交換や取り組みの紹介ができる交流の場をどのように設けていくか、センターの実現可能性も含めて検討したいと考えております。

同じく１の(5)、観光振興を目的とする新税の導入についての御質問にお答えいたします。

県では、平成22年度から25年度にかけて、観光にかかわる新たな法定外目的税として、入域税、レンタカー税、宿泊税について検討を行い、税目としては宿泊税が適当であるが、導入については、観光産業に与える影響を十分に考慮して判断する必要があるとの検討結果をまとめております。昨今の好調な沖縄観光を背景とする外部環境の変化や、それに伴う受け入れ体制のさらなる強化等が求められる中、県では、平成30年度からの新たな行財政改革に係る計画に改めて新税創設に向けた検討を盛り込み、県庁内部における議論をスタートさせたところです。今後、観光関連事業者等から意見を聴取するとともに、受益と負担の関係、課税の公平性、観光関連産業に与える影響等を十分に考慮し、引き続き関係部局と連携して検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　２、福祉行政についての御質問の中の(3)、新たな住宅セーフティネット制度についての御質問にお答えいたします。

新たな住宅セーフティネット制度に関する法律が10月25日に改正施行され、民間の空き家・空き室は、高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅として県等に登録することによって、改修費用や家賃の一部について補助を受けることができるようになっております。県は、住宅を確保することが困難な世帯に対する賃貸住宅の供給の促進を図る必要があることから、登録事務を開始したところであり、居住支援協議会や不動産関係団体とも連携し、引き続きこの制度の周知に努め、普及促進を図っていきたいと考えております。

次に、６、離島振興についての御質問の中の、座間味村の石油備蓄タンク設置についての御質問にお答えいたします。

座間味港内への石油備蓄タンクの設置については、昨年度、座間味村から相談がありましたが、港湾施設との関連性や港湾施設内に設置する合理性などに課題があり、調整が整わなかった経緯がございます。

県は、今後改めて村から調整がありましたら、課題に対する整理状況を踏まえ、対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　３、教育費の負担軽減についての御質問の中で(3)、私立高等学校授業料の実質無償化についてお答えいたします。

私立高等学校等に対する就学支援金は、公立高等学校の授業料相当額を基本額として、おおよそ、その年収が590万円未満の世帯について、その所得に応じて加算される仕組みとなっております。全日制高等学校における平成28年度の就学支援金の加算対象となる生徒数は、７月１日時点で953人となっており、全生徒数2782人に占める割合は、約34.3％となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、４の保健医療行政についての御質問の中の、こども医療費助成事業の見直しに向けた取り組み状況についての御質問にお答えします。

こども医療費助成事業につきましては、現行制度をベースとして、未就学児を対象に平成30年10月から現物給付を導入するとともに、通院の一部自己負担金を廃止し、窓口での完全無料化を図ることを検討しているところであります。

県では、市町村に対し県の見直し案の検討状況について説明するとともに、現物給付の導入に向けた事務手続の詳細等について意見交換を行っているところであります。

次に、(2)のア、次期がん対策推進計画についての御質問にお答えします。

県では現計画が平成29年度で終了することから、次期計画である第３次計画を策定しているところであり、パブリックコメントを行った上で、平成29年度末までに策定することとしております。次期計画は、平成30年度から平成35年度までの６年間を計画期間としており、全体目標として、がんの死亡率の減少を掲げ、がん予防・がん検診の充実、患者本位のがん医療の実現、治療と仕事の両立支援を盛り込むこととしております。

次に、(2)のイ、沖縄県における緩和ケア研修の状況についての御質問にお答えします。

がん患者の痛み、つらさを和らげる緩和ケアについては、がんと診断されたときから、緩和ケアを受ける

ことができる体制が整備されていることが重要であると考えております。県内での平成19年度から平成28年度までの緩和ケア研修会は、49回開催されております。また、研修会を修了した医師は、平成29年３月末現在で1141人となっており、第２次沖縄県がん対策推進計画で掲げた目標値である1000人を達成しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　環境行政についての御質問の中の５の(2)のア、許可取り消し経緯と今後の対応についてお答えします。

県は、平成28年８月に情報を入手し、５回の現地調査及び５回の聞き取りを行った結果、廃棄物が不法投棄されていることを確認しました。廃棄物処理法では、許可業者が不法投棄などの情状が特に重い違反行為を行った場合、許可を取り消さなければならないと規定されていることから、同法に基づき、11月20日に同社の許可を取り消したものです。今回の許可取り消し処分で同社の受け入れが停止しても、産業廃棄物について、十分な量の処理能力を持つ事業者がいることから、分別を徹底すれば県内で中間処理することは十分可能であります。そのため、排出事業者及び処理業者に対し、これまで以上の分別徹底、排出抑制及びリサイクルの推進を指導しているところであります。

同じく５の(2)のイ、在沖米軍基地から排出される一般廃棄物の処理についてお答えします。

米軍基地内のハウジングエリアなどから排出される生活系ごみについては、今回許可を取り消した事業者と、別の１事業者が処理を行っておりました。取り消した事業者が行っていた米軍の生活系ごみの処理については、市町村及び一部事務組合に緊急避難的な受け入れの検討を依頼するとともに、その他の民間事業者の活用について、米軍に助言しているところであります。引き続き、米軍、沖縄防衛局、関係市町村等と調整を行い、円滑な処理を図ってまいります。

同じく５の(2)のウ、公共関与の進捗と今後の見通しについてお答えします。

県内で稼働中の民間管理型最終処分場は２社で、残余容量が約３万8000立方メートルと逼迫しております。そのため県は、埋立容量９万立方メートル、埋立期間15年の公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設を行っているところであります。同処分場は、平成31年度供用開始を予定しております。

同じく５の(3)のア、国立自然史博物館の設立に向けた県の取り組み等についてお答えします。

去る11月４日に国頭村で開催されたシンポジウムは、県内で４回目となるものでありますが、今回初めて県も共催しており、100名を超える参加者があったところです。当日は、自然科学に詳しい専門家や写真家による講演のほか、県やヤンバル３村長を交えたパネルディスカッションも行われ、私もパネリストの一人として参加し、国立自然史博物館を沖縄に設立する意義などについて強く訴えたところであります。

県としましては、引き続き、関係者と連携、協力して全県的な機運を高めるための取り組みを推進するとともに、国への働きかけを積極的に行ってまいります。

同じく５の(3)のイ、国立沖縄自然史博物館設立準備委員会の取り組みと今後の展望についてお答えします。

国立沖縄自然史博物館設立準備委員会は、日本学術会議の提言「国立自然史博物館設立の必要性」の作成などにかかわってきた学識経験者を中心に組織されたものであり、去る９月に一般社団法人化しております。同準備委員会は、これまで、県内でのシンポジウム開催や普及啓発用パンフレットの作成など、県と連携した取り組みを行っているところであります。

県としましては、引き続き、同準備委員会と連携、協力して国立自然史博物館の誘致に努めてまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　６、離島振興についてに関する御質問のうち(2)、座間味村阿嘉島、慶留間島地域への駐在所の設置に関する御質問についてお答えをいたします。

県警察におきましては、交番や駐在所について既存の警察施設との位置、管内人口の変動、治安情勢等を踏まえ統合等による交番の大型化等も含め適正な配置について総合的に検討しているところであります。お尋ねの阿嘉島、慶留間島地域につきましては、現在は座間味島に所在する座間味駐在所が管轄をしております。

県警察としましては、阿嘉島、慶留間島地域における治安情勢、周辺環境の変化、座間味駐在所の負担状況等を引き続き注視した上で、阿嘉島、慶留間島地域を含めた県内全ての地域において交番、駐在所の適正な配置に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君　再質問をさせていただきます。

まず１点目の、核兵器禁止条約への日本政府の対応についてでございますが、核拡散防止条約いわゆるＮＰＴで核保有が認められたアメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国、北大西洋条約いわゆるＮＡＴＯの加盟国や、韓国、オーストラリア、こういった国々も核兵器禁止条約に加盟しないという方針でありますが、核保有国もＮＰＴのもとで核廃絶について約束をしております。したがって沖縄における核兵器配備された事実や、あるいはまた誤射があったとの報道については、県民のみならず全国民が大きな衝撃を受けたと思います。こういった観点からも、やはり沖縄あるいはまた広島、長崎とも相提携して、日本政府の核禁止条約への署名を促す働きかけはできないものか、再度知事の見解を伺います。

さらに、これについては先ほどの答弁の中で、非核・平和沖縄県宣言について答弁がありました。これは高く評価をいたしますが、まだまだ認知度も低いし、なかなかアピール性がもっとあってもいいじゃないかと思いますので、これについての取り組みもお願いします。

次に、がん対策推進基本計画について。

今、がん治療の最先端では、重粒子線あるいは陽子線、いわゆる粒子線治療というのが注目を集めておりますが、我が県もこの重粒子線の治療施設の導入ということがあったかと思います。それに対する取り組みについて、現状と今後の展望についてお願いします。

県手話言語条例、これはタイムスの記事に出ておりますが、県の障害福祉課が昨年12月に調査をしておりまして、この調査の結果、アンケート結果で数々の課題が見えてきております。どうかこの調査をもとにして、どういったことが見えてきたら今後の施策に生かしていけるのか、こういったことについてもお伺いいたします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　糸洲議員の再質問にお答えいたします。

まず核兵器の禁止条約の再質問でございます。

まずヒバクシャ国際署名がございます。これにつきましては、平成29年12月４日現在で18府県の知事を含む地方自治体首長969名が署名をしているところでございます。また被爆地である広島県知事でございますけれども、この核兵器廃絶に向けた取り組みについては、いわゆる広島だけでなし得るものではなくて、あらゆる主体が力を合わせて連携して継続的に取り組むことが必要であるということで、このヒバクシャ国際署名について応援メッセージを送ってやっているところでございます。

そういうこともございまして、県としてもこれまで核兵器の禁止については訴えてきておりますので、８月には知事の署名もしたところでございます。このヒバクシャ国際署名の取り組みにつきましては、世論の広がりが核兵器禁止条約の締結に大きく力になるというふうなことで考えているところでございます。

また、非核・平和沖縄県宣言の件でございます。

沖縄戦終結50周年の平成７年６月23日の慰霊の日に非核・平和沖縄県宣言というのを行いました。その翌年に旧議会棟の跡地の横のほうに非核・平和沖縄県宣言モニュメント、日本語と英語で書かれたモニュメントを設置しております。

県としては、ホームページのほうに掲載しておりますが、引き続きさまざまな形で周知を図っていきたいというふうに考えております。

それから手話の件でございます。

手話の推進計画の策定に当たっては、当事者の実態を把握することが大変必要だというふうに考えておりまして、実は手話を使っている方を全市町村にお願いいたしまして、503名の聾者がいらっしゃったものですから、その方々にアンケート調査を行いました。それでいろいろな御意見がございましたので、それは現在、手話施策推進協議会のほうにもそれも踏まえた形でアンケート調査も提供しながら、それを反映した素案を現在諮問しているところでございます。今後この諮問案について施策推進協議会のほうでしっかり議論をして、年度内の計画策定に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　がん対策に関する糸洲議員の再質問にお答えいたします。

沖縄県では平成24年度以来、重粒子線の治療施設の導入について調査・検討を進めております。平成28年３月に取りまとめられた有識者等による検討委員会報告書におきまして、県内患者に加え、県外や海外から相当数の集患、つまり患者様を集めることができなければ採算性の確保は難しいこと、また放射線治療人材の充実や外国人患者の受け入れ体制構築が課題である等が示されております。

沖縄県としては、これらの課題及びその後の外部環境の変化、つまり近隣外国における導入の状況でありますとか、国内における他県での導入の状況、さらには機械装置の技術革新による小型化等の変化などについて、これらを踏まえまして、施設導入の可否を含め引き続き慎重に庁内において検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明７日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時７分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　上　原　正　次

会議録署名議員　　又　吉　清　義

平成29年12月７日

平成29年
第　６　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　４　号）

平成29年
第　6　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）

平成29年12月７日（木曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第4号

平成29年12月７日（木曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで

甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第２号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第３号議案　平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県介護保険事業推進基金条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第８号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例
乙第９号議案　沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第13号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第14号議案　財産の取得について
乙第15号議案　財産の取得について
乙第16号議案　損害賠償請求事件の和解等について
乙第17号議案　指定管理者の指定について
乙第18号議案　指定管理者の指定について
乙第19号議案　指定管理者の指定について
乙第20号議案　指定管理者の指定について
乙第21号議案　指定管理者の指定について
乙第22号議案　指定管理者の指定について
乙第23号議案　指定管理者の指定について
乙第24号議案　指定管理者の指定について
乙第25号議案　指定管理者の指定について

乙第26号議案　指定管理者の指定について
乙第27号議案　指定管理者の指定について
乙第28号議案　当せん金付証票の発売について
乙第29号議案　国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
乙第30号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第31号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第32号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（47名）

議　長	新里米吉君	23番	末松文信君
副議長	赤嶺　昇君	25番	渡久地　修君
1番	瀬長美佐雄君	26番	玉城　満君
2番	玉城武光君	27番	仲村未央さん
3番	親川　敬君	28番	照屋大河君
4番	新垣光栄君	29番	仲宗根　悟君
5番	次呂久成崇君	30番	崎山嗣幸君
6番	宮城一郎君	31番	金城　勉君
7番	大城憲幸君	32番	砂川利勝君
8番	金城泰邦君	33番	具志堅　透君
9番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
10番	新垣　新君	35番	中川京貴君
11番	座波　一君	36番	座喜味一幸君
12番	比嘉瑞己君	37番	嘉陽宗儀君
13番	西銘純恵さん	38番	新垣清涼君
14番	平良昭一君	39番	瑞慶覧　功君
15番	上原正次君	41番	狩俣信子さん
16番	当山勝利君	42番	比嘉京子さん
17番	亀濱玲子さん	43番	大城一馬君
18番	當間盛夫君	45番	糸洲朝則君
19番	上原　章君	46番	照屋守之君
20番	山川典二君	47番	仲田弘毅君
21番	花城大輔君	48番	翁長政俊君
22番	又吉清義君		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	子ども生活福祉部長	金城弘昌君
副知事	浦崎唯昭君		
副知事	富川盛武君	保健医療部長	砂川　靖君
政策調整監	吉田勝廣君	農林水産部長	島尻勝広君
知事公室長	謝花喜一郎君	商工労働部長	屋比久盛敏君
総務部長	金城　武君	文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	土木建築部長	宮城　理君
		企業局長	町田　優君

病院事業局長	伊江朝次君	公安委員会委員	阿波連光君
会計管理者	大城玲子さん	警察本部長	池田克史君
知事公室 秘書防災統括監	大城壮彦君	労働委員会 事務局長	金良多恵子さん
総務部 財政統括監	宮城力君	人事委員会 事務局長	池田克紀君
教育長	平敷昭人君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良潤君
次長	平田善則君	主幹	中村守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

○島袋　　大君　おはようございます。

沖縄・自民党の島袋大です。

順番を変えますのでよろしくお願いします。

初めに、奥港の使用許可について伺いたいと思っております。

奥港使用許可の経緯、根拠法令、使用を許可した法令の要件、条文について伺いたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

奥港については、６月下旬に北部土木事務所に対して、港湾施設用地に係る使用許可申請が提出されました。これは沖縄県港湾管理条例第７条に基づく申請でございます。その申請が普天間飛行場代替施設建設事業の承認願書にかかわる内容であったことから、北部土木事務所から土木建築部に処理方針の照会がありました。この根拠は、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則第４条でございます。このため、当該処理方針の決定に際しては、知事公室に報告・調整し、また、知事公室を通じて弁護士にも随時相談・確認しながら、他法令の手続にかかわる事項が許可・不許可の判断に影響するか否か、こういった点を検討を行っております。これは依命通達を根拠とするものでございます。その結果、許可・不許可の判断に際しては、港湾法第13条の不平等取り扱いの禁止の規定に基づき他法令の手続との整合性、特定の事業・仕向港などを考慮することはできないことが改めて確認されたことから、依命通達に基づき知事決裁を受けた上で、北部土木事務所に対しては土木建築部長名で、港湾関係法令に基づき処理するよう方針を示しました。北部土木事務所においては当該処理方針に基づき、９月上旬に港湾管理条例第７条第２項に基づく条件を付した上で使用許可を行ったという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　奥港使用許可時に沖縄県の審査基準が明文化されていたのか、審査基準のどの項目を満たして許可されたのか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

県の審査基準は従来から審査に用いていた視点、こういったものを整理し、沖縄県行政手続条例第５条に基づき明文化した統一的な審査基準でございます。11月７日付で設定し公表したところでございます。

奥港の使用許可については、北部土木事務所において関係法令、あるいはこれまでの事例に照らして審査が行われたものでございまして、９月４日付で許可されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ここからであります。

奥使用許可は、どの部署のどの職員の決裁権で許可されたのか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　奥港の岸壁と港湾施設の使用許可については、先ほどの土木建築部の処理方針に基づいて、所管する北部土木事務所長が決裁しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　代表質問で知事公室に確認したと答弁されましたけれども、その際、知事は了承したのか。その日時、そういった形の説明を願いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　知事公室と調整した土木建築部の処理方針というのは、先ほど知事決裁を受けたというふうにも御説明申し上げましたが、知事公室、知事公室担当副知事の決定を得た上で、８月28日付で知事の決裁を得ております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　まさしくこの奥港の使用許可というのは知事みずから許可したんですよ、８月28日に。報道によれば、奥港の使用許可申請書に国頭村の同意書が添付されたとありますけれども、事実ですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　先ほどの答弁少し言葉足らずでしたので補足させていただきます。

あくまでも知事の決裁は方針でございます。許可自体は北部土木事務所長で行ったものでございます。また、報道のお話ですが、この国頭村の同意書については事実でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　いやいや違いますよ、部長。北部土木事務所がどうたらこうたらじゃないんですよ。ここのリーダー、県政のリーダーは翁長知事ですから、翁長知事がみずから承認したと一緒ですよ、これは。

次であります。

同意書の添付は港湾管理条例などで義務づけられたものか。義務づけられたものであれば、条例または規則の条文を示してください。義務づけされたものでなければ、県が要求したのか、要求した法的根拠を示してください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

奥港の岸壁及び港湾施設の使用許可は、北部土木事務所に許可権限がございます。一方、奥港の維持管理に関する事務というのは、国頭村に権限移譲しているものでございます。北部土木事務所においては、このような港湾の維持管理を担う国頭村に対して、管理上支障がないか等を確認する上で必要があるということで、申請時には申請者に国頭村の同意の有無を確認するよう求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　国頭村が同意しなかった場合、許可申請は不許可としたのか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　仮定のお話にお答えするのはなかなか難しいのですけれども、国頭村の同意というのは許可の要件ではございません。同意できない場合、その理由を確認して、申請者に対しては村に対して丁寧に説明するよう求めることになると思われます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　報道によれば、11月30日に奥港へ石材搬入する業者に指示書を出したということでありますけれども、事実ならばこの指示文書の全文を示してください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

平成29年11月30日付、この指示文書は住民からの切実な訴えの事実確認ということと、もし事実であれば適正な対応を求めるという内容になっております。なお、私企業に対する文書ですので、詳細な内容のお答えは控えさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　指示書を出す法的根拠、指示書は法令に基づく行政命令なんですか。単なる行政指導なのか、どうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

沖縄県港湾管理条例第７条に基づくこの港湾施設の使用許可は、行政庁が行う行政処分でございます。行政処分である使用許可の指令条件というのがございまして、その中で港湾管理上必要と認める場合は指示を行うことができるとされております。許可を受けた者はその指示に従わなくてはならないともされておりまして、また、指令条件に違反したときは許可を取り消すことがある、こういうことも指令条件の中で記載しております。

一方、11月30日に出した指示文書でございますが、当該指令条件に基づき発出したものでございまして、許可を受けた者に対して適切な対応を求めるという内容になります。これは、行政指導の一環、行政指導的な文書という位置づけだと理解しております。ただ、指示に従わない場合には指令条件に違反するということになる可能性もございますが、許可の取り消し、こういったものについては個別具体の事案、これを含めて検討されていくものだと理解しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　行政指導ということが確認できたと

思っております。

報道によれば、県は石材輸送事業者が指示書を示されたと。指示を守らなければ県港湾管理条例で13条に基づき許可を取り消すと伝えた事実がありますか。伺いたいと思っております。行政指導に従わなければ許可を取り消すことが可能なのか。この法的根拠を示していただきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）お答えいたします。

港湾施設の使用許可に当たっては、県は一般的にですが、沖縄県港湾管理条例第７条第２項に基づき必要な条件を付しており、その条件において、指令条件に違反したときは許可を取り消すことがある旨を記載しているところでございます。指示文書にもその部分を重ねて記載したものでございまして、指示に従わない場合と、この指令条件に違反する場合においても、許可の取り消しの可能性については個別具体の事案により検討していくものだと理解しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この行政指導であれば許可の取り消し理由にはならないんじゃないですか、どうですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

行政指導そのものをもって取り消すということではなくて、その程度の問題といいますか、これを繰り返すことによって、許可の取り消しというのは個別具体の事案で検討していくということになるものだと理解しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　県が管理する港で、過去に同様の指示書を出した事例がありますか。港湾法に基づく許可を取り消しまたは撤回した事例はありますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

過去二、三年においては、指示文書を出したという事例、許可の取り消し、撤回という事例、いずれもございません。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　過去を含めてもないということで確認できたと思っております。

沖縄県港湾管理条例に指示監督条例はありますか。県が是正指示、是正命令を出す権限がありますか。伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

沖縄県港湾管理条例には、第５条に放置物件の除去命令という規定がございます。また、第５条の２には、船舶の移動命令等に関する規定というものもございます。県は、使用許可を行うに当たっては指令条件を付しておりまして、条件に基づく適切な対応等を求めるため、口頭の指示こういったものを行うことはできるものだと考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　使用許可の取り消しや撤回に関して、国土交通省の有権解釈はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

港湾管理につきましては、港湾管理者たる地方公共団体の自治事務でございます。港湾法の規定に反しない限りにおいて、独自に港湾に関する条例を定めることができるとされておりますし、この港湾施設の使用許可というものは、条例で個別に定めているものでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　今回の奥港の件で国土交通省に問い合わせはしましたか。また、この回答についてありましたら伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　繰り返しになりますが、条例の制定権というのは沖縄県にございますし、この限りにおいて沖縄県が判断するものだと理解しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　宮城土建部長は、奥港の糸満区長に対して、弁護士にも助言をもらったが、港湾関係法令に基づき判断すべきであり、申請者に帰責事由がない場合に不許可とするのは困難であると判断したというふうな報道が出ておりましたけれども、その発言は事実ですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

新聞報道は承知しております。ただ、当日奥区長に対してお配りした資料等の一部分で報道されているところもございますので、真意が正確に伝わってないという可能性もありますので、改めて説明した内容をお話しさせていただきます。

11月14日、奥区長に対しましては、奥港の申請は普天間飛行場代替施設建設事業の承認願書にかかわる内容であるということから、さまざまな視点で検討する必要があったということ。また、検討の結果この他法令、具体的には公有水面埋立法でございますけれども、公有水面埋立法の手続との整合性というものは、

これは申請者の責めに帰するものではないということ。そして、特定の事業、仕向港こういったことを理由だけで船舶の入出港を制限することはできないということ。こういうことを検討しまして、弁護士の助言も踏まえて許可相当であると判断したという内容は、経緯を含めて御説明申し上げております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　申請者に帰責事由がなく、港湾関係法令に基づき許可した使用許可を審査基準以外の事由を根拠に、後から撤回するということは適法ですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　沖縄県港湾管理条例第13条には取り消しを含む規定がございます。港湾施設の保全上著しい支障が生じたとき、こういったものに該当する、これも一例でございますけれども、こういったものに該当する場合には、取り消すこともあり得るものだと理解しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　港湾法第34条で準用されている第13条の規定、「何人に対しても施設の利用その他港湾の管理運営に関し、不平等な取扱をしてはならない。」という趣旨がいかなる意味を持っているのか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

港湾法の第13条第２項については、合理的な理由がないにもかかわらず、港湾の利用について特定の者に一般より有利または不利な取り扱いをすることを禁止するものという理解をしております。ただ、合理的な理由の例としましては、港湾施設の損傷または汚損のおそれがあること、港湾施設の能力に照らして適切ではないこと、あるいは港湾施設の効率的な利用を確保するために必要があること、こういったものは理由になるものだという理解をしております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　報道によれば、翁長知事は、今後地域住民の公益が侵害される形で再び奥港が使用された場合、奥港の使用許可の取り消しを含む重大な決意で臨むと述べておりました。「含む」が示す取り消し以外の重大な決意とは何ですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

沖縄県港湾管理条例においては、使用許可の取り消し、使用の制限、使用場所の変更、こういったものは必要な措置として命ずることができるという規定がございます。そこを表現されているものだと理解しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　県が管理する全ての港で、県はあらゆる資材を搬入、搬出する全ての事業者に対して、11月30日付で同様の指示書を示した上で、指示を守らなければ県港湾管理条例13条に基づき許可を取り消すと伝えていますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

11月30日の指示文書というものは、奥港の使用許可を受けた者に対して発出したものでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　まさしく、この奥港からまずとめればいいとしか考えていないような発言ですよ、今のは。県が奥港の使用許可を取り消した場合、他の都道府県含めて、他の県が管理する港において指示書の指示と同様の条件を満たせない、あらゆる資材を搬入、搬出する全ての事業者に対して使用許可を取り消すということですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今回指示文書自体を発出したのは、先ほども申し上げましたが、幾つか理由がございます。

まず、事実の確認、そして、それが事実であるならば適切な対応を求めるということでございます。幾つかその内容については、ここでコメントすることは差し控えさせていただきたいんですけれども、個別事案ごとに法令にのっとって適正に審査するということになるものだと理解しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　県は、港の使用者の利用目的が知事公約に反するかどうかで判断するのではなく、関係法令に基づき全ての県が管理する港の使用者に対して、公平公正に許認可の判断、許認可後の取り消しの判断を行いますか。それを伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

港湾関係法令を所管する土木建築部としましては、この法令にのっとって公平公正に判断を行うということでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　土建部長と総務部長に聞きたいと思います。まず土建部長ですけれども、沖縄県土木建築部が行う許認可は関係法令、条例に基づいて全ての事業者に公正に判断されていますか。今までの流れで。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長

○土木建築部長（宮城　理君）　法令にのっとって公平公正に判断をしてきたというふうに理解しております。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　総務部長、同じ内容の質問でどうですか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。
　職員は、当然職務遂行に当たっては法令を遵守して、公平公正になされるべきものと考えておりますので、許認可事務におきましても、同様に扱うべきというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　土建部長に聞きます。沖縄県知事があらゆる手段を講じて辺野古基地建設をとめると指示した場合、あらゆる手段は土木建築部の許認可において関係法令、条例の適法の範囲内で行うことができますか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　一部繰り返しになりますが、法令を所管する立場である土木建築部では、その法令の範囲内で対応していくものだと理解しております。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　総務部長、県が行う許認可を県知事の公約により関係法令、条例に適合しているにもかかわらず不承認、不許可にすることはありますか。できますか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　先ほどと同様な形の答弁になりますが、先ほど申し上げましたように、職員はやはり職務遂行に当たっては、法令を遵守して行うというのが基本でございますので、知事公約等につきましても、当然それに沿って、法令に沿ってなされるべきものと考えております。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　総務部長、でありましたら、県知事が、翁長知事があらゆる手段を講じて辺野古基地建設をとめると指示した場合、あらゆる手段は沖縄県の許認可において関係法令、条例の適法の範囲内で行うことができますか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　先ほど申し上げました、やっぱり職員が業務を遂行する、それにあっては法令を遵守するということは当然なことだというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　知事、知事は切り札の辺野古承認撤回の前に、奥港の石材搬出許可で政治的な理由で違法な行政判断をするのかどうか、踏み絵を踏まされそうになっていると思っていますよ。行政の長の知事が法令に基づかないで行政権力を行使すれば、行政の公平性が失われて信用が県民にも全国民にもなくなると思いますよ。しっかりと知事は自分でこれ許可したようなものですよ。これを今さら何やかんや言われたから、私はまたとめますよとか、こういうことではいけないんですよ。しっかりその点、リーダーとしてどう考えていますか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　許可した時点では、関係法令に照らして適法であるということで判断したものでございます。一方、許可後に幾つか事実を確認させていただきたい事案等がございますので、そこは個別具体の事例に基づいて適宜判断していくものだと理解しております。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　ぜひともこれ県民にわかりやすくしっかりと説明して、知事が一度判断したら覆してまたこういうことになることがないように、ひとつ御理解をお願いしたいと思っております。
　次であります。
　待機児童対策及び認可外保育施設の支援拡充についてであります。
　保育・子ども担当官として内閣府直轄担当官または厚生労働省担当官を県庁か沖縄総合事務局へ配置し、県は国に対して要請する考えはないですか。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　待機児童解消、これを国、市町村と一体的に県は取り組むことが重要だというふうに考えています。
　お尋ねの担当官の配置のことでございますが、県では現在、いろいろ待機児童対策に係る本省の情報収集であるとか助言等が必要だというふうに考えておりますので、厚生労働省の職員を子ども生活福祉部の参事として配置しているところでございます。
　以上です。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　だから、僕が質問しているのはそういう職員がいるのはわかっていますよ。沖縄県は待機児童を解消するのであれば、子供特区みたいなものを創設して、本当に子ども・子育てのエキスパートの職員を入れてもらう。今頑張っている職員は介護ももろ

もろ含めての担当ですよ。本当に子供に対しての政策を担当してがしっと、これを国に対し要請するのも重要だと思っていますよ。どうですか。何で野党がこういう提案しないといけないか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

待機児童解消に向けての取り組みの主体というのは、当然市町村でございます。市町村でしっかり保育の実施主体で取り組んでいるところでございます。平成27年に黄金っ子応援プランをつくって、そのとき市町村はそれぞれいろいろ待機児童の計画をつくりました。それでこの３年間で相当数の保育の定員増を図ってきたところでございます。

そういうふうなこともございますので、県としましては、国からしっかり情報も収集しつつ、市町村と連携して取り組むことがまずは肝要なのかなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　確かに部長の立場ではここまでしか言えませんよ。こういったことを国に要請できませんかと知事、副知事、誰かがしゃべるべきでしょう。何で野党がいい形の提案しないといけないのか。与党が普通やるべきですよ、こういうのは。我々こういうふうにしっかりと情報集めてできませんかと言ってきているんだから。県のこのスタンスがどうも何をしたいかというのが僕は理解できませんね。

次、県は待機児童の数や認可外保育園の数はしっかりと確認されていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

まず本県における平成29年４月１日現在でございますが、待機児童は2247人となっております。また、保護者の私的理由や育児休業等による待機児童から除外されている児童数は1309人となっています。あわせまして、認可外保育施設の利用者の利用児童数ですが、29年４月１日時点で入所児童数１万1724人となっております。

○島袋　　大君　認可外保育園の数。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　失礼いたしました。

343カ所でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、沖縄県が復帰して45年たちますけれども、先週、11市の市長の中で９市の市長と、認可園と認可外の代表が一緒になって、厚生労働大臣、自民党の三役へ要請に行きました。子供特区にして、いろんな面で待機児童をスピーディーに解消しようと、沖縄をモデル地域にできませんかと。今まで認可と認可外がなかなかまとまらなかったものが今回初めてスタートしたんですよ。これを自民党が。与党がやる話ですよ。こういったことを我々汗かいてきて、これから５年後の沖縄振興が終わった後に次のステップはどうするかということを考えながら、もう動き始めております、我々は。そういった意味でも、認可外の園の件数というのが今343と言っていましたけれども、これは、許可申請登録された数だと思っています。今沖縄県内にはいろんな形での保育園たくさんやっていますよ。中には認可外保育、アパートの１室でやっている人たちもいる。そういったことを考えて許認可申請、申請されていないところもあるわけですよ。そういったのは沖縄県はしっかりとこの数のチェックをして、子供はみんな一律平等でありますから、しっかりとそういった支援が受けられる体制を、今沖縄県はスタートしないといけないと思っていますから、実態把握も市町村と連携して、そういった調査できませんか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

認可外保育施設の調査につきましては、待機児童対策特別事業指導員というのを５人配置しております。それの基本的には年に１回以上は必ず認可外保育施設の立入調査をしております。あわせて、これ市町村と連携してですが、例えば子供さんを預かっているところがあるらしいよというふうな情報があったら、しっかり巡回指導で伺って、基本的には児童をお一人でも預かっている場合には必ず届け出が必要というふうになっておりますので、そこはしっかり現地に行って、認可外、いわゆる児童福祉法に基づく指導をして、必要に応じては立ち入って中身を見るということまでやっております。基本的にはそういう形で、認可外施設については全て把握しているふうなことで考えていますが、ただ、一方ではどうしても新たに認可外施設が出てきた場合には、状況を把握しない、わからない間はわからないということにはなりますけれども、そこはしっかり市町村と連携して取り組みは進めております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　部長、大変頑張っている努力はわかりますけれども、これぜひともやっぱり監督機関は県

ですから。それは行政の市町村もありますけれども、これ本当に連携してしっかりと酌み取るようなシステムでの議論に入らないと、事故が起きた場合、どこに来るかと言ったら市町村に来ますけれども、最終的に監督機関の沖縄県に来るんですよ。それも踏まえて、今、だからチャンスだと思っています。2020年の３歳から５歳における幼児教育無償化、ゼロ歳からは所得の制限がありますけれども、これをやることになると本当に認可外もなかなか厳しいカードで議論に入っていますけれども、これを全部救うためにはいち早くデータが必要なんですよ、データが。各都道府県のデータが。これだけのカウントできるような施設も含めて、届け出が出ていないのもしっかりと拾うのが大事だと思っています。これは予算が伴うことでありますから、知事、どうですか。こういった予算もつけてしっかりと把握できるようなシステム、今つくらんといけないと私は思っているんですけれども、どうですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。

まず待機児童の把握でございますけれども、基本的に今ちょうど市町村の子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しになっております。私ども、市町村それぞれお伺いいたしまして、その保育を必要とする全ての児童に、きちんと保育を受けられるような環境を整備するということに基づいて細かく、例えば小学校区での地域区分をするとか、あと設定した地域区分ごとにあわせて都市計画などの計画も踏まえた上で、未就学児童数とか年齢別の保育料数の推移もしっかり試算してもらって、保育需要に応じた保育提案を確保するようにということで、現在は市町村にお願いをしていますので、そういう形ではしっかり保育需要は把握できるのかなと思っております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　認可外保育園の認可の状況はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

認可外保育施設の認可化でございますが、平成21年度から平成29年10月末までに82施設が認可保育所に移行いたしまして、5801人の定員を確保したところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　認可外保育園が343、カウント届け出が出ているのがあるとして、認可外から認可に移行したい、しっかりとやっていきたいというところがこの約七、八年で82施設しかない、82しかない。この理由は何ですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　県においては認可外保育施設の認可化移行はずっと進めております。ただ一方で、やはり認可化移行に向けては財政的な問題、いわゆる財源的な問題であったりとか、これは認可園が認可化するに伴う工事費とかそういう問題があったりとか、あと土地を確保したりとかそういった条件を整備しないといけないということがネックになって、認可化できていないところもあるかと思います。また、あわせて市町村のほうではちょっと認可化について検討しているようなところもありますので、そういったものが課題になっているのかなと思っています。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから、そこで沖縄は独自で子ども・子育て特区ということをつくっていけば、沖縄県独自でできるんですよ、やろうと思ったら。だからそこで、認可外保育園を認可に上げるのはかなりハードルが高過ぎるから、認可外保育園を認証化制度に持っていくような形での、ボーダーラインぐらいに底上げするような形も必要だと思っていますけれども、そういう状況はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

県におきましては、先ほどもお話ししましたが、保育を必要とする児童については、認可保育所で保育を行うというのを考えておりまして、沖縄振興特別交付金いわゆる一括交付金を活用いたしまして、認可化の促進と保育の質の向上に取り組んでいるところでございます。一方で認証化につきましては、保育の質であったりとか、また地方自治体の財政負担等の課題もあるものですから、現在は一括交付金を活用した形で、認可化にしっかり取り組んでいるというところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　県は認可外保育連絡協議会から、給食費の助成に向けての要請を受けたと思っております。昨年私も同席させていただきましたけれども、ことしは同席しませんでした。昨年の浦崎副知事の答弁よりことしは非常に前向きな姿勢で、おー、じゃ頑張っていこうというような発言を私も報道で確認できましたけれども、沖縄県はその認可外保育施設に対し

て、子供たちに対しての給食費の助成、どういう対応をしていきますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

認可外保育施設の給食費の助成ですが、これは単価の見直しとか対象日数をふやすなど、これまで段階的に拡充をしてきておりまして、平成28年度でも補助単価を増額したところでございます。

県のほうとしましては、実態把握をしているところでございます。あわせて、認可外保育園連絡協議会からの提言もございましたので、給食費に対する支援については考えていきたいなということで今検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　前向きにそういった形で考えるということでありましたけれども、この財源はどこから考えていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

認可外保育施設の給食費の助成については、これまで一括交付金を活用してやっておりましたので、そういうことも含めて検討しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ぜひとも一括交付金、あと５年しかないですよ。これスタートして一括交付金５年で終わったら、５年で給食費の助成が終わるとなったら、子供たち大変なことになりますよ。やるんであれば一括交付金で組んでやっていく。だけど、５年後で切れるんだったら新たな財源はどう考えていくかというのも必要ですから、今の時期にそういった議論も、部長大変だと思いますけれども、その辺はダブルスタンダードで浦崎副知事を中心に考えなくちゃいけない時代にもう来ていると思っていますから、その辺を含めてどうですか。調査研究する意味でも。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　当然のことながら認可外保育施設の給食費の助成も含めて、その認可化はしっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。あわせて認可外保育施設、必ずしも認可園にというわけではなく、いわゆる地域型の事業もございますので、そういったこと、可能性も検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ぜひとも認可保育園、認可外保育園、今回国に対しての要請、初めて９市の市長も一緒になりまして要請行動をしました。これから新しいスタートです。今までこれまとまらなかった。これが認可と認可外一緒に要請行くんですから。その辺は沖縄県も県政も、いろんな面で頑張っていくようなシステムのスタートだと思っています。

なぜこういったことをしたか。今与党の皆さんの一部が、自民党は認可のことしか応援しないよと言って歩いている人がいるんですよ。冗談じゃないよと。自民党はひとしくみんな子供たちがしっかりとできるようなシステムをつくるということで、認可外の人たちに我々やるんだったらやりますよ徹底的にという意味で、今回認可も認可外もそういった壁はないんだと、取っ払って今回要請行動をスタートしました。我々そういった形で、一生懸命頑張ってまいりますから、どうぞ県政側も我々野党がこんな頑張っているのをしっかりと見届けて、お互い意見交換できるのはしっかりやっておかないと、我々だけいい提案を出しておいてどうなんですかとなりますから、ひとつ頑張っていただきたいと思っています。

次です。

平成30年度沖縄振興予算に向けて、次年度に向けて12月がタイムリミットと考えますけれども、国に対してどのような要請していますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

県においては、８月に市長会、町村会とともに関係要路に対し要請活動を行っております。また、概算要求後の11月17日に、江崎内閣府沖縄担当大臣を初め自民党の二階幹事長、竹下総務会長、岸田政調会長、細田美ら島議連会長、公明党の山口代表、井上幹事長、それから県選出国会議員などに、概算要求の満額確保及び概算要求の総額3190億円の範囲内で、一括交付金について要求額以上の確保を要請したところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　12月ほぼまとまってくると思いますけれども、議会開会中またぐと思いますけれども、県としての要請行動どうしますか。もう終わりですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　議会開会中でございますので、なかなか直接的な要請というのは難しいところでございますが、東京事務所を通して国のいろんな今の作業状況といいますか、動向の情報収集は行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ここですよ。衆議院選、総選挙が終わった、その後です。オール沖縄は私の味方だ、私の応援団だとやっておいて、何度も言いますけれども、予算になったら自民党・公明党にお願いしますと。選挙のときには対峙して、こういったことであれば、どうぞ、衆議院１区は共産党がとっていますから、志位委員長に出してくださいよ。そして、民進党にも出してくださいよ。民進党、今あったかな。（「自由党」と呼ぶ者あり）　自由党も。皆さん方はそういう形で応援してから、この人たち当選したんでしょう、知事。なぜこの人たちには要請行かないの。ここですよ、重要なのは。何でも自民党・公明党、維新さんもそうですよ。お願いしますって、頑張ってくれ、よろしくお願いしますと言っておきながら、選挙では我々メンバーはこれオール沖縄なんだと。自民党を潰せ、公明党潰せ、維新潰せ、やっておきながら、いいところは自分がいいところやろうというのは知事、こういった形で使っていく。しっかり考えてくださいよ、知事。どうしますか。共産党の志位委員長にも要請行くんですか。民進党、自由党にも行くんですか。そこを考えてくださいよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　県においては、やはり沖縄振興予算、確保は非常に重要なことでございますので、これまで先ほど答弁しましたように内閣府沖縄担当大臣初め国政与党、そして全ての与野党関係なく県選出国会議員に丁寧に県の考え方を説明し、御理解、御協力が得られるように取り組んでいるところでございます。そういう意味で引き続き関係要路に要請をしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　失礼しました。社民党の大先輩がいました、社民党にもですよ。そういうことをやらずに沖縄選出の国会議員に紙切れだけ持っていってよろしくお願いします、通るわけないですよ。政党政治ですよ、国政は。どんどん党でやりなさいということですよ。やったら恥かくからですか、できないから。こういうことを考えてやらないでください。県民はそういうことを思わないで衆議院選投票したと思いますよ。だから我々はひとしく、いいのはいい、悪いのは悪いとして努力しようというのが自民党、公明党と維新ですよ。それをもうちょっと県政を考えてほしいと思っています。

もう結びになりますけれども、今回12月の予算の決着で金額が減った場合、私は前回の議会で言いました。一括交付金が絞られた場合、大変苦しむのは市町村長ですよと、市町村ですよと。沖縄振興審議会があるんだから、沖縄県が音頭取っているんだから、沖縄県の枠配分の５対３対、５はいいからしっかりと市町村で枠はとってくださいというような姿勢、研究も議論も始めておかないと12月に予算が決まった場合にどうしますかとなりますよと、私は提案しましたよ。あれから部長どういう動きしていますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　ことしの１月に開催されました沖縄振興会議において平成30年度の配分に当たっては、当初の配分の考え方やこれまでの経緯を踏まえて改めて協議をするということになっておりまして、現在市町村と協議を進めております。その内容でございますが、これまでの配分の経緯、それから県事業におけるこれまでの活用状況、そして、平成30年度に当たっての考え方、配分案これについて市長会の会長、副会長、それから町村会の会長、副会長などに説明を今行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　本当に次年度に向けて知事、重要なところに来ていると思っております。市町村が苦しめば本当に大変なことになりますよ。この一括交付金という予算で市町村がどれだけの事業を行っているかというのは、もう皆さん重々承知だと思っていますよ。だから、そういったことにならないようにどんどん議論も進めて、本当に市町村長苦しんでいますよ。そこで音頭を取るのは県ですよ。だからといって県は国が悪いからという言い方しないでくださいよ。我々も努力していますよ、自民党、公明党、維新は。この県政与党の革新の皆さん方はどうやっているかわかりませんけれども、我々はそれなりに頑張っていますよ。それをしっかりと考えていただきたいと思っております。どうぞ、12月には予算はほぼ決まりますので、その後の次の議会にまたいろんな面でやっていきたいと思っております。よろしくお願いしたいと思っています。

終わります。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　おはようございます。

沖縄・自民党、花城大輔です。

ちょっと順番を変えて、２番を後回しで、１、３、４、２の順番でさせていただきたいというふうに思っております。

まず、倉敷環境の件です。

11月に入って新聞報道で話題になって、その後17

日に県からの説明を受けるという流れでありました。その説明の中で、一番質問が重複したのが、今後大丈夫なのかという件でした。きのうまでの代表質問でもそうでしたけれども、部長の答弁としては、キャパ的には余裕があるし問題は起こっていないということでしたけれども、実際はそうはなっていないのではないですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

先ほどございましたとおり、11月20日に同社の許可を取り消したところでございます。産業廃棄物につきましては、同社が受け入れた量を十分処理能力を有する他の業者がございますので、分別を徹底すれば中間処理は十分可能ということで考えております。

今おっしゃったところでございますけれども、業者等々につきますと、なかなかうまくいっていないところもあるというふうな可能性もあるということで聞いておりますので、そのような処理業者とのマッチングをうまくできるような形で、今担当部のほうとしては業界を通じて取り組んでいるところであります。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　知っているのか知っていないのかどっちなんですか。実際には、処理を頼もうとする企業が県に電話をして、県が企業を紹介すると。そしてその企業に断られたという例がたくさん起こっているんじゃないんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　県がホームページ、また電話等でも相談を受けて優良認定産業廃棄物処分業者を紹介しているところでありますけれども、この業者についてはまだ余裕があるというふうな報告は昨日受けております。しかしながら、その他の処分業者につきましては、先ほど申しましたとおり、そのようなマッチングがうまくいっていないというふうなことも聞いておりますので、このマッチングがうまくいくような形で、今部のほうとしては業界も通して取り組んでいるという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　本当にわかっていないんだったら大問題だと思いますよ。自分たちがやった判断で今混乱が起こっているんですよ。例えば、沖縄市に火事になった居酒屋があります。そこを解体しようとする業者が県に問い合わせをしました。ある企業を紹介されました。断られました。ほかにないですかとまた県に問い合わせをします。そうしたら、保健所から電話があって、何で受け入れできないんですかとこの業者を責めるわけですよ。こういうことが起こっても本当にわからないんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　そういうようなことは、保健所から報告は受けております。そういうことも踏まえて、今情報を収集しながら、その処理が適切にできるように業界も通じて今指導を行っているというところでございます。

○花城　大輔君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

花城大輔君。

○花城　大輔君　部長、今細かいところとおっしゃいましたか。本当に細かいのかどうか調べてからもう１回やりたいですね。この後の質問も準備しているんですけれども、このような認識の方に質問をしても本当に議論になるのかなと今疑問に思っています。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

今申し上げております、処理の能力自体は十分県内であるということは事実でございます。実際のところ、今解体業者それからリフォーム業者等々におきまして、そのような何といいますか処理業者に断られるという事例もあるというふうに聞いておりますので、それは適正な形で処理することが必要でございます。そのような排出事業者につきまして指導を徹底しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　まずは倉敷環境の取り消しをする前に、倉敷環境は10％の仕事しか受け持っていないからその仕事はほかの会社での処理ができると、その見立てが間違っていて、今混乱が起こっているということをまず認めないといけないんじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　産業廃棄物自体の全体的なことからいいますと、約10％……

○花城　大輔君　そうじゃないんですよ。

○環境部長（大浜浩志君）　１割でございます。そういう認識でございます。

ただこの事業者は、県内の管理型の廃棄物の重要なところを担っております。また米軍のごみも６割程度処理しているということで、県内では大手でございますので、そのようなことも踏まえて、今米軍のごみにつきましては、関係市町村及び事務組合に緊急避難的

な措置をお願いしているという、依頼をしているということでございます。

産業廃棄物につきましては、処理は十分ではございますけれども、この処理がうまくいくような形での排出事業者、それから処理業者に分別の徹底等をお願いしなければいけませんので、そこをしっかり指導していくというようなところで考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　答弁が長いし、的を射ていないですよ。まずは県の見立てが間違っていて今混乱が起こっていて、これを認めてもらわないと、次にどうしてくれるんですかという質問ができないじゃないですか。今、どうしてくれるのかこの答えを待っている人たちがたくさんいるんですよ。そしてこの判断をする前に関係する市町村や団体、また米軍、防衛局等これ事前に相談することはしましたか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　この件につきましては、処分を行うということを前提といいますか考えておりましたので、事前にこの処分に対してそれを前提として調整に入るということにつきましては、余り好ましくないということを我々もいろいろな法律相談等を受けましてそういった判断がございましたので、事前にやるのは控えようということでこれまで進んできております。ただ、米軍につきましては防衛局にも情報提供するなりはしておりました。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これを判断した結果どんな影響が起こるかということは想像できたはずですよ。それもやらないで何でマスコミが知っているんですか。おかしくないですか。そして17日に私ども会派が説明を受けたときも、取り消しの判断はいつ行うんですかと聞いたら、それは言えませんということでしたけれども、その夕方のニュースで流れるんですよ。おかしくないですか、これ。ちゃんと説明してくださいよ、これ。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　この件につきましては、県のほうからのそういうふうな情報というのは、なかなかいっていないわけでございます。記者等々がこの業者のヒアリング、それから情報ははっきりしませんけれども、いろいろな形の方向からの取材でもってそういうような報道がなされたというようなことで、県としましては、この報道のたびに報道のニュースについては十分注意しているところでございますけれども、報道のほうで流れたというふうな状況でございます。

県のほうからいついつまでにとかそういうようなことは言ったことはございませんし、その辺について事業者のほうにも伝えたことはありません。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　だから事業者にも伝えていないことが何で新聞に載ったり、ニュースで流れるんですかと言っているんですよ。もう何を信じていいかわからなくなりますね。

それと、取り消しの処分を行う前に県からの提案があったそうですね。倉敷環境という会社とは別法人を設けてそこにこの業務を承継させる。そうすれば、この業を継続することができますよということで、県から提案があったというふうに聞いています。そして同社はこの提案に乗って手続をしていたけれども、急に県からできなくなったという連絡があったと聞いています。これはどうしてですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

これにつきましては、９月20日付で事業者のほうが倉敷環境の施設を承継していきたいということで、借り受けの申請書が県のほうへ提出されました。県のほうとしましても、廃棄物に関する影響を可能な限り低減したいということと、また事業者責任において、その超過廃棄物それから地下水の改善を円滑に進めさせたいということで、新会社への借り受けの申請を受けてそのほうのところを今検討していたところでございますけれども、法律上貸し与える側が欠格要件に該当しているという場合には譲り受けを行ってはならないというような通知がございます。それに基づきまして、借り受けをすることはできないということがありますので、借り受けの申請書を不許可というふうにしたという経緯がございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これは欠格要件に該当するからできなかったという今のコメントでしたけれども、17日に説明を受けたときにいただいた資料読ませてもらいました。（資料を掲示）　全ての議員が同じものを持っていると思います。この中の環境省から出されている通知には、前段の部分にこう書かれています。本通知は、地方自治法第245条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

技術的な助言とは何ですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　廃棄物処理法につきましては、法定受託事務でございますので、環境省からの

県に対する助言だというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　法律だから取り消さないといけない。その法のもとになっているものがこの環境省の通知ということで説明を受けたわけですよ。私たちは取り消しをしたくないけれども、取り消しをしないといけないんだという説明でした。しかしながら、その根拠となる文書には技術的な助言というふうに申し添えられているんですよ。これは同じ総務省から出されている文章でやると、地方自治法の……
　ちょっと休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時５分休憩
　　午前11時５分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○花城　大輔君　地方自治体の自主性及び自立性に配慮することとあります。ですから今回の判断は県の裁量で決めたということになると思うんですが、いかがですか。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　法定受託事務でございますけれども、最終的な処分につきましては、県のほうで判断をするというふうな法の体系だと認識しております。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　これもまた話がどんどん変わってきて、17日に説明を受けたときには、この業を承継させることを進めていたけれども、環境省からだめだと言われたからできなかったという説明だったんですよ。ほかの人もそう聞いていると思いますよ。何でこう二転三転するんですか。ちゃんと説明してください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時６分休憩
　　午前11時６分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。
　この借り受けの申請が出て、県内の産業廃棄物の適正な処理または産業廃棄物の影響を可能な限り低減したいということがございましたので、申請が出てきた審査の中で、借り受けを一時認めてごみ山を改善させる等の措置をとらせた後に引き継がせて倉敷環境を処分するというふうな形で、我々もその影響を低減する措置を検討しておりましたけれども、環境省からの先ほど申しました貸し与える側が欠格要件に該当している場合には借り受け側には許可をしてはならないというふうなことがございましたので、新会社の借り受けの許可は不許可というふうにしたということでございます。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　環境省から具体的な指示はあったんですか。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。
　環境省にもこの件につきましては報告したということでございます。その上で、環境省の助言を受けて、その助言を受けて県のほうで決断したと、決定したということでございます。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　では17日の説明にあった環境省がだめだと言ったからできなかったという説明はうそになりますね。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　環境省からだめだという発言は多分していないと思いますけれども、環境省からもそういうふうな扱い方は好ましくないというふうな助言も受けまして、我々として法律に照らして取り消さなければならないというような文言が条項にございますので、それに基づいて判断をしたというふうなことでございます。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　その取り消さなければならないという文書の前に、ですから技術的な助言というふうに付されているわけですよ。その解釈を環境省のせいにして、我々自民党会派に説明をしたわけですよ。これどう説明しますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時10分休憩
　　午前11時10分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　そういうふうな承継につきましても指導を受けましたけれども、通知文に従って許可を取り消したということでございます。環境省から指導ということではなくて、環境省の助言も受けて県のほうとして判断をしたということでございます。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　ですから我々自民党にはうそをついて説明したということじゃないですか。環境省にも問い合わせしましたよ。昨年の10月から相談を受けて

きましたと、かなり悩んでいる様子がうかがえましたと。私どもとしては法的な問題を中心にアドバイスをしてきましたが、最終的には沖縄県の判断ですと伝えましたと。そういうことなんです。なので沖縄県が倉敷環境の操業をとめて今混乱が起こっているという責任があるというふうに私は思っていますよ。認めませんか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　法律上、廃棄物処理法の14条３の２第１項に基づきまして、許可を取り消さなければならないということを我々は判断をしたということでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　だから何度も言わせないでくださいよ。この第14条３の２の前に、技術的な助言であると書かれているわけじゃないですか。必ずやらないといけないわけじゃないですよ。県の裁量権が残されていますよ。そういう判断ですよね。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　昨年の平成28年８月に情報を入手して我々としても現地調査をした結果、廃棄物処理法16条の違反であるということで、厳正に対処する必要があるということで考えておりました。その中で、環境省からも指導を受けて、この許可業者が違反行為をした場合には、特に情状が重い場合には、都道府県知事は許可を取り消さなければならないというふうなことがございますので、それを判断して我々は処分したということでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　もう同じ答弁うんざりしますよ。技術的な助言というのは今調べさせてください。どういう意味か。

それと土建部長にも少し伺いたいと思います。

建設業の建設廃材の処理についてマニフェストというものがあって、それにのっとって処理されるというふうに聞いているんですけれども、今その業界の中では何か問題は生じてないですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

業界のほうでそういう混乱といいますか、苦情があるかどうかというのは直接的には今承知しておりません。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今そのような問い合わせもふえていて、例えば受け入れが困難になった場合また単価が上がった場合、その費用負担の問題なんかも今後出てくると思いますから、情報収集もお願いしたいと思っております。

また、けさの新聞にも載っていましたけれども、倉敷環境の取り消しを行ったことで米軍の一般廃棄物の記事がありました。１日約40トンということでありましたけれども、900トン、800トンでしたか超えているということがありました。これについてはどう説明しますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

米軍のハウジングエリアから出る生活ごみにつきましては、年間２万6000トンほど排出されます。そのうちの約６割の１万6000トンが同業者で処理を行っていたということでございます。その量が今停止していることから、一部米軍基地内で今保管されている状況でございます。生活系のごみでございますので、一般廃棄物と同様な扱いをして、現在、市町村及び一部事務組合と緊急避難的な措置による受け入れについて検討を依頼しているということでございます。

また、その他の民間の処理業者、いわゆる市町村から許可を受けている業者の活用についても、現在、米軍に助言をして円滑な処理を図ってまいりたいというふうな形で考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この米軍に助言というのも非常に他人事のように聞こえますね。何が問題でこうなったかわかっていないんじゃないですか。もう本当にひどい話だと思いますよ。今仮置きされたごみは腐敗して、害虫や害獣も発生して大変なことになって分別さえできないんじゃないかという声も出ているそうですけれども、この問題もずっと棚上げしながら、自分たちの仕事はもうあたかも終わったかのようになっているんじゃないですか、今、環境は。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　今、先ほど申しましたとおり市町村、それから一部事務組合とその受け入れの検討について依頼しているということでございますので、米軍それから沖縄防衛局それと県も一緒に現地を回りながら、そのような検討をしているということでございますので、決してそういうようなことで我々やっておりませんので、その辺は御理解のほどをお願いしたいと思います。

ただ、この一般廃棄物処理にしてもやはり分別が必要ということですので、分別しないと市町村の施設にも入れないということでございますので、今この分別の仕方についてまた再度検討しているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　きのうの課長の説明と違いますよ。本当に今信じられない気持ちですね。

それと42万立米余りのいわゆるごみ山と言われているもの、あれ処理するのに幾ら費用がかかると計算していますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　42万6000立方メートルほどの超過廃棄物があるということでございますけれども、業者において処理方法がまだ決定しておりませんので、最終的な処理費ということにつきましては積算はまだできておりませんけれども、処理方法が決まりましたら積算をしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　きのうまでの代表質問の中で、今後どうするのかという質問に対してこの経営者、役員に責任をとらせるみたいな発言がありましたけれども、もう少しまともな答弁できないですか。どうするんですか、あれ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　現在、地元の自治会それから沖縄市への財政も含めて――県も含めて７者で改善進行管理協議会を立ち上げて、その対策につきまして協議をしているところでございます。

先ほど申しましたとおり、７者の調整のもとに新炉ができまして８年でごみ山を改善するというふうな基本合意書がございますので、平成35年１月までに処理をしなきゃいけないということでございます。その基本合意書の中におきましても、７条でございますけれども、会社がごみ山に起因する環境負荷があったと県が判断した場合には、その環境の負荷に対する全ての責任を負うものとし、県の指示に従うというふうな合意もされているところでございます。その合意に基づきまして、我々は事業者に改善を求めていくために、廃棄物処理法に基づきまして措置命令を発出し適正に処理するように求めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　適切に処理するように求めていったら、あのごみ山がなくなると思っていたら笑い物ですね。従業員が90名もいて、金融機関から多額の融資も受けていて、今後メーンとなる収入が入ってこなくなるんですよ。その人たちに片づけてくださいと強く言うと。そうしたらあの山がなくなる。そう考えたら本当おかしいと思いますよ。なのでこんな答弁聞きたくないから、きのうこの話をしてまともな答弁お願いしますと言ってあるんですよ。もう１回お願いします。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　答弁一部繰り返しになりますけれども、先ほど言ったとおり原因者である業者の責任において処理すべきものと考えておりまして、同社それから同社役員に対して措置命令を発出し適正に処理するように求めていきたいと考えております。

また、業者が破綻したとしても、役員個人には処理責任が引き続き残りますので、役員に処理を求めていきたいと考えておりますけれども、今後の処理につきましては、７者協でしっかり進行管理し協議していきたいと考えております。その上で処理が進まないということになりましたら、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある場合には、県におきまして代執行というふうな検討も法的には、法のスキームではそういう形になっておりますので、まずは事業者において責任を果たしてもらうというような形で今整理をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　知事、もうこれ県がやらないといけないんじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　県がすぐ行うということにつきましては法のスキームではありませんので、まずは責任を事業者に負わせるということを法は考えております。その上で措置命令を出して改善を求めて、それでも改善が進まないというのであれば、法のスキームでは代執行も考えるという流れになっておりますので、その辺の流れをしっかり我々も見据えながら改善を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　幾らかかるかもわからないし、どうするかも決め切れないままに４者協議やっても７者協議やっても、結局質問に答えられずにうつむいたまま終わってしまうことになるんですよ。これ、まだ始

まったばかりですから、しっかり今後もこのことの成り行き見ていきますから、県としてしっかりとした対応を望みたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

ＬＧＢＴについてなんですけれども、昨年、政治キャンプという18歳以上の高校生と大学生の集まりがあって、請願を、議会の議員の皆さんも見たというふうに思っております。非常に今若者の関心も高いと。またこれを支援する企業も大変ふえてきているということで、まず子ども生活福祉部長にお尋ねしたいというふうに思っております。

今那覇市と浦添市がＬＧＢＴ支援宣言をしています。また他の市町村にも同じような動きがあるというふうにも聞いていますけれども、県内の市町村取り組みについてどれぐらい把握をしていますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

県内市町村の取り組みでございますが、議員おっしゃったように、那覇市のほうが同姓カップルを結婚に相当する関係と認めるパートナーシップ登録制度を実施しております。また、浦添市が性の多様性を尊重するレインボー都市浦添宣言を行っております。あわせて沖縄市のほうが、沖縄市社会福祉協議会のほうにＬＧＢＴ相談窓口を設置している。そういった動きが起こっているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　このような動きを県としてはどのように捉えているでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　ＬＧＢＴについては、人権問題ということでしっかり啓発活動をやっていかないといけないなというふうに思っておりまして、この３市の取り組みは先進的な取り組みというふうには理解をしていまして、ぜひこういう取り組みが他の市町村の先導的な役割を果たすというふうに県としては期待をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　次に、教育長に伺います。

ある資料によりますと、該当する方が人口の7.6％存在するというふうに言われています。また、10代のＬＧＢＴの若者の自殺率が異性愛者のそれに比べて６倍とも言われているそうであります。その背景には、やはり学校現場でのいじめとか、また思春期ならではの生きにくさを感じるというようなことがあるというふうにあるのですが、この教育現場における対応についてどうなっているのかちょっと教えてください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　まず県教育委員会では、養護教諭でありますとか、保健主事の研修会等において性同一性障害を含むＬＧＢＴ、いわゆる性的マイノリティーに対する理解を深めるために、例えば沖縄県の性同一性障害の学会のドクターに講演を行っていただいたり、あとは養護教諭を対象とした性同一性、性の多様性への理解と対応ということで研修会を行ったりしております。そういうことで教育相談体制の充実に努めているということでございます。

また各学校においては、共通理解のために支援委員会とか職員会議も開催しておりますけれども、例えば学校のほうでは、具体的には更衣室、トイレとかは性同一性障害の生徒に対しては障害者用のトイレを使ってもらったりとか、あとは水泳の授業では見学の対応、または放課後に補習を受けてもらうとか、あとは女生徒用のズボンの着用を認めるとか、名前の呼称でも戸籍上の名前ではなくて本人が望む名称を使用したり、あとは名前を呼ぶときには名字で呼ぶとか、そういうきめ細やかな対応を行うように努めております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　続けて、観光の分野にも聞かせていただきたいと思います。

ＬＧＢＴツーリズムなるものがあるというふうに聞いていますけれども、県は何か取り組みを行っていますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

ＬＧＢＴに関しましては、一般の民間の調査によりますけれども、一般的に可処分所得が高く、カップルであればいわゆる両方とも収入を持っているダブルインカム、また大変旅行好きらしくて、リピーターもなりやすいということからいたしますと、大変魅力的なマーケットであることには変わりはありません。ただし、最近脚光を浴びたマーケットでございますので、なかなか県としましても、ＬＧＢＴに特化したツーリズムの対応というのはまだ十分できていないのが実態でございますけれども、このような状況に鑑みまして適切に、例えばプロモーションのあり方とか、さらには受け入れ体制の整備、一部民間のほうで進んでいる事業者さんもいらっしゃいますけれども、そういったところと適切に連携をしながらきちっと対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　再び子ども生活福祉部長にお尋ねしたいというふうに思います。

先ほどＬＧＢＴを支援している企業や団体がふえているという話がありましたけれども、その方からも県として何か考えていることがあるのかというふうな質問があります。例えばもし何かあれば企業や団体も活動しやすくなるのではないか、そういった意見がありますけれども、何か考えていることありますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　まず県のほうとしては、ＬＧＢＴを含めた人権尊重思想の普及を図っていきたいということで、実は今年度、来年からになりますけれども、いわゆる人権普及に関する人権啓発カレンダーを作成させていただきました。そういったものをまず県内小中学校等に配布をさせていただいて、いわゆるＬＧＢＴについてもしっかり県民の認識が深まるような形で取り組みを進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ありがとうございます。

では、次の質問に行きます。

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者について。ちょっとこれ正式名称が長いので、以降、特定失踪者と呼ばせていただきます。

これについて２年前にも質問させていただいていろいろと要望もさせていただきました。そして、昨年はこの特定失踪者の家族の方と浦崎副知事に会っていただいて、浦崎副知事からは県庁を挙げて取り組む、そのような趣旨のコメントをいただいて、また議長にも会っていただいて与野党問わず取り組んでいくということで、家族の方たちが非常に励まされた。もう30年も40年も会っていない家族のことを思いながら、これから何か始まるんではないか、そんなことを期待して2017年に入っていたと思います。そして、文教厚生委員会でも委員会のほうに呼んでいただいていろいろと議論をすることができたということで、少しずつ少しずつ進んでいるというふうに私は思っております。ただ、結果がなかなか出にくい問題でもありますから、何とかこの啓発活動というところをもう少し努力していかないといけないのではないか、そのようなことを思っていますけれども、本年度の取り組みについて部長聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

北朝鮮の拉致問題の解決というのは政府のほうが主体的に、北朝鮮に対して毅然とした姿勢で貫くことが第一というふうに考えておりますけれども、当然ながら地方自治体でも、いわゆる国民一人一人の関心・認識を深めるというのが重要だというふうに考えていまして、県としましては、北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会というのが平成20年に設立されていますので、そこのほうに県としてもしっかり参加はさせていただいているところでございます。

あわせて、先ほど議員からも発言がありましたとおり、いわゆる普及をということでございますので、県のほうとしては、那覇地方法務局とか那覇市人権擁護委員会、それと県で構成するネットワークのほうで、まずは北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めようということでそういうふうな啓発活動にも取り組んでおります。あわせて、昨年度副知事のほうにも要望があったということで、県としても独自の取り組みということでございましたので、今年度実は北朝鮮人権侵害問題について県で初めてポスターを作成させていただきました。このポスターは県独自のものでございますので、必要となる機関のＱＲコードとかＵＲＬをつけまして、例えば内閣官房の拉致問題対策のホームページにしっかり飛ぶようなＱＲコードを配置したりとか、あとは県の拉致問題のホームページに飛ぶものとか、あわせて県警のホームページ、いわゆる拉致の可能性が排除できない事案に係る方々のホームページがございますので、そこのものもしっかり確認できるようなポスターを県独自として今回つくらせていただきまして、県内の市町村と各小中学校に配布をさせていただいております。あわせて、平成30年、来年２月ですが、宜野湾市のほうで舞台劇「めぐみへの誓い」を上映する予定にしておりまして、これについても県のほうでは共催をいたしまして、各県立高校等に開催周知を行っているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　私が議員になった当初から、県議会に陳情が来て３つの要望が家族の方からありました。まずは県庁の中に専門の部局を置けないかということですね。そして、情報を発信するまたは収集するためのホームページを準備してほしいと、また、県民大会のようなものをぜひやって広く周知してほしいという要望もありました。これも浦崎副知事や議長にお

会いしたときにも手交させていただいた中に入っているかと思うんですけれども、それについてはいかがですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　拉致が排除できない被害者につきましては、やはり行方不明というふうになっておりますので、県警のほうで第一義的には捜査をするのかなということで、そこをしっかり伝えること、あわせてお困りの方に相談窓口を知らせるということで、ポスター等で先ほど御説明したとおり国の機関がわかるように周知をしているところでございます。あわせて県のほうとしては、内閣官房拉致問題対策本部との共催ということになりますけれども、拉致問題を考える国民の集いというのが毎年幾つかの県で実施されております。

県としても開催できるように、内閣府のほうとできないかというふうなことも含めて検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今のこの問題に対して、全国大会は沖縄県でやるというふうに理解していいんですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　こちらに関しましては、内閣府との調整もございますので、日程またはいろんな調整等を整えましたら、県としてもやっていきたいなというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　新たな取り組みが始まっていること、そしてこの大会を企画しているということで非常に素直に喜んでいきたいというふうに思っております。そして先ほども申し上げましたように、民間でこの問題の解決に向けた、または二度とこのような被害が起こらないように未然に防ぐために、それの方法はもう啓発運動しかないというふうに思っています。

それで最初から出しているこのパネルなんですけれども、今部長からも紹介ありましたように、拉致問題を啓発するための舞台劇の公演であります。（資料を掲示）　昨年は、浦添市で行われたようです。ただ、余り開催されていることを知らない方が多くて、実際会場にもそんなに人が入っていなかったというふうに聞いています。そんな状況を見て、今回は宜野湾市議会議員の方がちょっと頑張って、これを宜野湾市に引っ張ってきたということも聞いておりますけれども、啓発運動は県の義務でもありますし、また一人でも多くの方にこのことを知って広げていただきたい。そんな思いから、県の持つさまざまな情報発信の媒体を使って広報していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　先ほども答弁させていただきましたが、来年の２月10日に宜野湾市でその舞台劇が上演されるということで、県もまず共催をしておりまして、県のホームページで公演の広報について御案内をしております。あわせて繰り返しになりますが、県立高校への開催も周知をしたところでございます。あわせて、県の持っているパブリシティーも活用いたしまして、テレビ・ラジオ等の広報についても活用できるような検討を進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ありがとうございます。

ぜひ一人でも多くの方、県民に参加をしていただけるようにお力をかしていただきたいというふうに思っております。

それでは次の質問と行きたいところでありますけれども、大分時間がなくなっておりますので、次の山川典二さんに任せたいというふうに思います。

質問終わります。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　沖縄・自民党の山川典二です。

米軍普天間飛行場代替施設建設事業に係る奥港、本部港、中城港の港湾用地使用について伺います。

初めに、奥港についてからでありますが、翁長知事は、あらゆる手法を駆使して辺野古に基地をつくらせないことを公約にしております。11月15日の記者会見において辺野古事業に係る奥港の使用許可について、「県として不許可にできる余地はないか、許可・不許可の判断を保留することができるかについて弁護士に相談した」と発言しておりますが、辺野古に基地をつくることを阻止するために不許可にできる余地があるかどうか、検討を具体的にしたのか、まず伺います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

許認可等辺野古新基地建設問題に関連する事務の処理、これは全て知事公室に報告・調整し、さまざまな視点で検討する必要性がございます。奥港を利用した船舶の入出港に際しては、普天間飛行場代替施設建設事業の具体的な環境保全措置、これに影響することが懸念されたということから、このことが許可・不許可の判断に影響するか否か、こういったところを検討したということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　こういう許認可を決定する行政庁、県が申請に対する処分で、不利益処分をすることを前提に許可を検討すること自体、これは行政権の逸脱、濫用に当たると思いますが、そんなことができるんですか。伺います。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　繰り返しになりますけれども、普天間飛行場代替施設建設事業の環境保全措置に影響すると、他法令の手続ではございますが、そういうことが懸念されましたので、このことが許可・不許可の判断に影響するか否かということを検討したということでございます。港湾法、関係法令を所管する土木建築部としては、法令にのっとって公平な立場でさまざまな視点から検討したということでございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　中段のケのほうから先に伺いますが、翁長知事は、この９月４日付の使用許可は適法であったとの認識なんでしょうか。伺います。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　御決裁いただいておりますので、そのような理解でございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　先ほど我が会派の島袋議員からの質問で、知事が決裁をしたということでございますが、この奥港の許可書の、私もこちらに今原文のコピーを持っておりますが、その使用目的、それからその使用場所、部長、読み上げてください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時43分休憩
　　午前11時44分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　まず１点目が岸壁でございます。使用場所は、奥港岸壁Ｃの１の１、使用目的は、シュワブH27傾斜護岸堤新築工事（２工区）に伴う岸壁使用。もう一点が、奥港荷さばき地（１Ｆの４の１）、使用目的が砕石出荷のための集積場としてでございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　使用目的がシュワブ、シュワブというのはどこですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時45分休憩
　　午前11時45分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　キャンプ・シュワブのことだと認識しております。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　キャンプ・シュワブは沖縄県の地名だとしたらどこにありますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時46分休憩
　　午前11時46分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　地名は辺野古ということでございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　この許可書は、シュワブのこの護岸の新設工事、そしてさらにその砕石出荷のための集積場として許可が出ております。改めて聞きますが、その目的を県は承認して許可は出したということですね。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　港湾法の許可においては、不平等の禁止の部分がございまして、特定の目的、事業をもって船舶の入出港を規制するということはできないとされております。ですので、承認をしたということは誤解を招くのではないかなと考えております。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　許可を出したということは承認したということじゃないですか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　事業目的を承認したということではなくて、あくまでも岸壁等港湾施設の使用許可自体には、その目的を問うことはできないということでございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　この議論をすると時間がありませんので次に行きますが、土建部長は、８月28日に知事決裁を受けたと言っておりました。
　翁長知事に伺います。決裁をしたんですね。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　御決裁いただいております。
○山川　典二君　いや知事に聞いているんですよ。
○議長（新里米吉君）　今答えておりますから。

○山川　典二君　決裁を、知事決裁をしたと先ほどの答弁でありましたから、その確認なんですよ。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

使用許可に際しましては、土木建築部の処理方針というのを定めております。その土木建築部の処理方針を定める過程において知事公室、知事公室担当副知事、そして知事の御決裁はいただいております。一方、その方針に基づいて北部土木事務所において許可を出しておりますが、その許可に際しては知事の決裁ということではございません。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　ちょっと矛盾しているんじゃないですか。先ほど８月28日に知事決裁を受けたとあなたはおっしゃったんですよ。おかしいじゃないですか。知事決裁を受けた。知事が決裁したかどうかを私は聞いているんですよ。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　失礼いたしました。

お答えいたします。

処理方針というものは、土木建築部長、私の名前で北部土木事務所長宛てに出した方針でございます。中身を少し読ませていただきます。照会事項としまして、港湾施設の使用許可申請３件に係る処理方針。処理方針につきましては、照会のあった港湾施設の使用許可申請について、港湾関係法令以外の法令等を含め、内容を精査した結果、港湾関係法令にのっとり処理すべきとの結論に至った。よって、貴職において速やかに処理していただきたい。このような形で方針を示しております。

○山川　典二君　そんなのは答弁になってないじゃないですか。知事が決裁したかどうかを聞いているんですよ。それは事務方の処理として当たり前の話ですよ。そんな当たり前の話じゃなくて、知事から最終的に決裁をもらったとあなたはさっき言いましたね。であれば、知事が決裁したかどうかを今聞いているだけですから。知事が決裁したのかどうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　繰り返しで大変申しわけございません。

今お話をした内容の処理方針の決裁において知事に御決裁いただいたということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　処理方針は、ですからこれを、岸壁を使用して、シュワブ、辺野古の護岸工事のために――目的ですよ、それを承認して処理方針を決めたわけでしょう。それで許可しているわけじゃないですか。それを知事が決裁をしたとおっしゃっているから知事に聞いているんですよ。知事、決裁したかどうか、それだけ答えてくださいよ。そんな難しい話じゃないでしょう。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　繰り返しになりますが、お答えいたします。

北部土木事務所長から今回の件については、処理方針……

○山川　典二君　だからちょっと、そういう話は事務方の話として当たり前ですよ、行政行為として。しかし、最高行政の、沖縄県の責任者の知事の決裁をもらったと言っているんだから、決裁しましたかどうかを知事に聞いているだけの話ですよ。そんな難しい話ですか。もういいですよ、部長は。したかどうかだけを今聞いているの。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　山川議員の御質問にお答えいたします。

今、決裁をしたのかというような御質問、その前に、承認と許可という曖昧な言葉も使いながら、承認でしょう、許可でしょうというふうな格好の御質問もあったものですから、決裁というのも厳密な意味でこれ使わなきゃいかぬなということで、その件については事務方が詳しいということで話をしてもらいましたけれども、私が決裁をしたのは、あくまでも処理方針について決裁をしたわけです。許可書そのものの決裁は土木事務所ということになりますので、この意味での曖昧な言い方はちょっと問題がありますので、その意味で事務方がしっかりと今説明をしておったんですけれども、先ほどの承認と許可という、ちょっと同じように見えて同じではないというふうなものもありますから、今このように答弁をさせてもらいます。

○議長（新里米吉君）　答えていますから続けてください。

○山川　典二君　いやいやちょっと。処理方針、それ

から承認、いろいろありますけれども、最高責任者の知事に伺いを立てて決裁をもらったわけですよね。これは処理方針の決裁をもらったというお話でいいんですか。処理方針。（発言する者多し）

議長、これ処理方針と……

○議長（新里米吉君）　ちょっと待ってください。まだ発言の許可を得てないです。

山川典二君。

○山川　典二君　非常に理解に苦しむんですが、処理方針を決裁して、具体的な許認可は現場の所長決裁にしたと。それは、県民にわかりやすく理解をしていただくために、県民の皆さんに、方針、それからこの許可の中身、承認とか、この違いは何ですか。説明してください、部長。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　経緯も含めて改めてお答えさせていただきます。

まず奥港についてです。

６月下旬に北部土木事務所に対して港湾施設用地に係る使用許可申請が提出されております。これは先ほどもお話ししましたように、沖縄県港湾管理条例第７条に基づく申請となります。その申請の内容が、普天間飛行場代替施設建設事業の承認願書にかかわる内容でありましたので、北部土木事務所から土木建築部に対して処理方針の照会というものを行っております。これは、そもそも許可というのは、土木事務所長に委任されておりますので、一般論とすると土木事務所長限りで決裁されるものでございますけれども、今回の件につきましては、普天間飛行場代替施設建設事業の承認願書にかかわる内容ということで、土木事務所のほうからは土木建築部に対しまして沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則第４条の規定、これは上司に方針を伺うという規定になります。それに基づいて処理方針の照会があったということです。この当該処理方針の決定に際しましては、知事公室に報告・調整し、また知事公室を通じて弁護士とも随時相談・確認をしてきたということでございます。

結論としまして、他法令の手続にかかわる事項、この普天間飛行場代替施設建設事業の承認願書にかかわる内容というもの、公有水面埋立法の手続にかかわる事項というものが許可・不許可の判断に影響するか否か、こういったものを検討し、その結果、港湾関係法令に基づいて処理するように処理方針を示したということでございます。それを受けて土木事務所において許可の手続を行ったという流れでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　ということは、いずれにいたしましても、翁長知事も辺野古の工事のために、資材搬入の目的で奥港の使用を許可したことに同意したということで理解していいですね。今の説明でしたら。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

特定の事業、特定の目的をもって港湾関係法令上、入出港を制限するということはできないということを御理解されたということだと思います。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　それで許可したわけでありますから、いずれにしましても、この奥港の使用、辺野古の工事のために資材搬入をしているんですけれども、その目的は問わないような言い方をしています。でも現に、11月15日に県として不許可にできる余地はないか、許可・不許可の判断を保留することはできるかについて弁護士に相談しているわけですよ、知事は。あくまであらゆる手法を駆使して辺野古に基地をつくらせないことを公約していながら、現実的には、辺野古工事の作業が進むような、そういう奥港の資材搬入、そういうことを県が許可している。県の長は誰か、翁長知事じゃありませんか。

それで、もう時間がありませんので、引き続きやりますが、ちょっと関連しますので、この一般質問通告に基づきますけれども、コ、奥港を往来する――これ環境関係で質問します。奥港を往来するダンプカーの粉じんや騒音など環境問題を新たな事態と位置づけ、新たに設定した11月７日付の審査基準の中に、「環境を悪化させる恐れがないこと」を盛り込んでおりますが、その理由、サ、「環境を悪化させる恐れがないこと」の「環境」は非常に抽象的でございますが、具体的にどういうことを言うのか。

そして、シ、環境への影響について、港を往来する車両の粉じんや騒音で問題となった事例は過去にあるか。

そして、ス、「環境を悪化させる恐れがないこと」を盛り込み、これを適用して更新申請の不許可や使用許可の撤回を検討していないか。仮に検討している場合、撤回や不許可の理由として検討しているものは何か伺います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

まず、審査基準に環境に関する事項を盛り込んだことについての御質問にお答えいたします。

審査基準は、従来から審査に用いていた視点等、こ

れを整理して、沖縄県行政手続条例第５条に基づき、明文化した統一的な審査基準でございます。11月７日付で設定し、公表いたしました。環境に関する審査基準については、個別事案ごとに港湾関係法令にのっとって適正に審査するということでございます。

次に、環境に関する項目、この内容についてでございます。

これも一般論で大変申しわけございませんが、港湾施設を利用することで発生する粉じん、こういったものが港湾施設内や港湾施設に隣接する場所、あるいは区域、こういった環境を悪化させないかどうか、これを確認する項目となっております。

そして、過去に環境が問題になった事例があるかどうかということでございます。

北部土木事務所に確認しております。奥港においては、粉じん、騒音等に関して直近の３年間、港湾施設使用に際しての地域住民等からの苦情・相談等はないということでございます。

そして、環境に係る基準、これを適用した不許可、こういった撤回を検討していないかということでございますが、そのような事実はございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　過去にそういう事例がないのに、今回新たな事態として位置づけておりますよね。これはあくまで不許可にすることを目的としたことじゃないんですか、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

環境だけをもって新たな事態ということを述べたという理解ではございません。今回の奥港の使用に際しましては、臨港道路、具体的には臨港道路の自由使用が制限された、こういった苦情がございます。また、港湾施設内の一部用地について、港湾管理者の許可を得ることなく使用していたという点もございます。こういった点を事実かどうかを含めて確認して指示文書を出させていただいたということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　こういった許認可事項につきまして、ちょっと戻りますけれども、知事公室にこの決裁を全て今まで、全ての岸壁使用許可についてそういう知事公室に必ず通すようにして決裁を仰ぐようになっているんですか、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほど土建部長からございましたけれども、27年６月１日に辺野古新基地問題対策課ができてございます。その際に、総務部のほうから依命通達文書が出ております。許認可等辺野古新基地問題に関する事務を所掌する部は、当該事務の処理については辺野古新基地問題対策課が作成する対応方針に基づき行うものとするということで文書が出ておりまして、そういったことで、先ほど土建部長も答弁しておりましたけれども、今般の奥港の使用については、辺野古新基地の建設にかかわるものということで当該通知文書に基づいて知事公室のほうに調整が入ったということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　つまり辺野古に係る事業については全て知事公室を通すということで理解していいですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事公室を通していろいろ調整していただくということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　チの奥区のところに行きますけれども、先ほど環境問題を聞いたのはその件です。この奥区、奥港使用反対区民決議が県庁のほうに出されておりますが、その文で、住民へ十分な説明もないままとあるんですが、これ住民への十分な説明がなかったんですか。区長へ何回も説明をしていると思うんですがいかがですか。その辺は把握していますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時８分休憩

午後０時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　その経緯等も含めて確認をさせていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　把握していないということですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　詳細については把握しておりませんので、指示文書の中で事実関係を確認させていただいているということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　なぜ把握しないでそういう審査基準とか、新たないろんなものが出てくるんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

この審査基準の出た時期というのが前後関係がございますので、それがこの奥港の許可に係る、あるいは

住民の反対が出て後、出したものだということではございません。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　全く理解していませんよ。把握してない。これは、防衛局あるいは受注業者は６月14日に国頭村へ説明を開始して、６月16日に地元区長へ説明を行っている。そして、国頭村長から同意書を得た後に、11月６日、10日、13日、16日、17日に地元区長へ説明しているんですよ。さらに11月６日には、この区長から要望を受けまして、公民館に石材運搬に係るお知らせを掲示してくれということで掲示して、奥港の周辺住民の皆様に周知をさせる。そしてさらに、奥小学校付近でのトラックによる徐行の徹底であるとか、見通しの悪い箇所への誘導員の配置、それからアクセス道路への注意看板の設置、石材仮置き場への立ち入り防止対策など、地域住民の方々の生活環境に最大限配慮するような説明をしっかりとやっているんですよ。なぜあなたが知らないんですか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　そこを含めて確認させていただいているということでございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　こういう確認をこれからするというのは、非常に後手後手だと思うんですが、それじゃ伺いますが、この皆さんが11月30日に出しました指示書、これは28日に区民の区長を初め、区民反対決議文を出した後にすぐに矢継ぎ早に指示書を出しておりますが、その指示書の中に、大人たちの抗議闘争の光景が近隣する小学校の児童を初め、奥の子供たちに及ぼす心的影響の危惧、これは決議文にもありますが、皆さんの指示書の中にもある。この大人たちの抗議闘争の光景というのはどういうふうに把握されていますか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　この指示文書につきましては、私企業に対する文書でございますので、その内容については慎重を期したいと思いますけれども、今御指摘のあった部分については、奥港使用に関して、奥区から県に寄せられた苦情ということで記載しているものでございます。それを事実として我々は相手に伝えたということではなくて、そういう苦情が寄せられていますよ、この内容については皆さんも確認してくださいねということで、事実確認として出させていただいているという流れでございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　それでは、奥港使用反対区民決議の中にも全く同じ文章があるじゃないですか。それを受けたのでしょう。それについての見解も含めてどういう把握をしているのか御説明をお願いします。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　この部分については、なかなか御理解いただけないのかもしれませんけれども、あくまでも実際に13日に使用されたときに、一部岸壁使用に際しまして、臨港道路であったり、あるいは港湾施設の一部について港湾管理者の許可を得なく使用されていたという実態は我々確認しております。その後、この点について口頭で何度か確認、事実関係というものを確認させていただいてきました。その流れとは別に、今回、奥区のほうからもっとひどかったんだというような内容での決議がありましたので、我々としては、それは事実かどうかということを確認させていただいているというものでございます。指示文書の中には、その確認部分と、あと実際に使用されていたという実態がありますので、その部分については慎重を期していただきたいという、そういうトーンの書き方、書き分けはさせていただいております。
○山川　典二君　いや部長、勘違いしている。大人たちの抗議闘争の光景についてどういうふうに事実関係を把握しているのかというのを今聞いているんですよ。指示書も反対決議にも同じ文章がありますから。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　港湾関係法令を所管する土木建築部としては、その部分に対してコメントする立場にはございません。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　知事公室長、お願いします。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　奥区におきましては、23日の区民総会において、反対する決議が全会一致で採択されております。そういった決議文を持って28日に区長を初めとする皆様が県庁においでになって、そういった文書をお示しになったというふうに理解しております。奥区民は人口174人の小さな集落の平穏な日常の破壊への不安等を訴えておりまして、県としましても区民の思いを痛感したところでございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　大人たちの抗議闘争の光景という部分ですよ。そこを聞いているんですよ。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　その現場は、私も見

てはございませんが、奥区民の決議文の中にそういった文章がございますので、それはそれとして、私どもはそういった思いを痛感したというふうに答弁させていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　全然把握していないんですか。本当にしていないんですか。事実関係、確認していますでしょう。答えてくださいよ。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

そのあたりの事実関係が確認できていないからこそ、我々指示文書の中で確認をさせていただいているということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　２日間大混乱をしたんですよ。例えば、多数の反対派が車両の通行ルートに寝転がって大変危険なので歩道に上がるよう、再三再四防衛局の職員、警備の皆さんが、寝転がりを繰り返す状況を注意している。そして、一部の過激な反対派は、局職員の耳元で、危険なのは防衛局だろうなどと口に当てて大声で叫んでいる。通行中の車両の前に突然飛び出す反対派も多かった。これが現状ですよ。それを皆さんは知らないんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

このあたりは、住民側とあと申請者側、事業者側と発言が恐らく異なる部分だと思います。我々としても、それを客観的に、公平公正に判断するために、双方の言い分というものを確認させていただいているということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　警備隊員も出ているんですよ。そういう状況で、県は全然、そんな答弁でいいんですか。全く責任をとろうとしない。

県警本部長、その当日の状況、事実関係をしっかりと御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

警察で把握している限りについてお答えをいたします。

11月13日ですが、工事用車両は午前と午後２回に分けて奥港に入りました。午前は大体９時20分から９時半の間に25台ぐらい、午後は１時10分から１時20分ぐらいの間に25台ぐらい入ったと承知をしております。

抗議参加者の状況につきましては、その日の朝７時ぐらいから、抗議参加者の方が集まり出しまして、７時半から８時ぐらいが大体県警で把握しているところでは、最大、最盛でありまして、奥漁港に約35人ぐらい、国道上に20人ぐらいの方がおられたという状況で、その後工事用車両が入る――先ほど申しましたが、９時20分ぐらいから入りましたので、その前の９時過ぎぐらいから一部の方、全ての方ではないですけれども、一部の方がスクラムを組んで座り込んだり、あと翌日の新聞に写真が出ておりますが、寝そべったりなどの抗議があったと承知をしています。午後については、特段の抗議行動はなかったと承知をしているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　こういう作業を、法にのっとった正式な作業行為、商行為を阻止する、邪魔する反対派の皆さんがこうして港湾まで入ってきているんですよ。それを何で管理責任を持っている県が把握しないで、それを注意することもできないんですか。県の職員はそのときにいたんですか。国頭村の役場の職員もいましたか。確認しましたか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時19分休憩

午後０時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

土木事務所のほうでも、現場のほうに確認に行ったということは聞いております。ただその時点では、ほとんどの作業が終わっていて、現場での混乱はなかったということのようでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　全くもって情報、前情報というのはなかったんですかね。いつ搬入するとか。まあいいですよ。これが県の現状だと思いますよ、本当に。これで本当に管理業務ができるんですか、部長。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

当日、作業をどのような形でやるのかということについては、土木事務所には連絡がなかったというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　これだけ混乱して、反対派の皆さんが辺野古あるいは高江で活動している皆さんも含めて、この作業を阻止するために来ている。法治国家でありながら、そういう状況じゃない。そういう緊迫感

がある中で、のんきにそんな前情報もない。さらに、皆さんが出しましたこの指示書の中に、指示要綱、１番そして２番、お読みください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

私企業に対する文書ですので、そのあたりを行政のほうから公表するのは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　私が読みます。

指示事項１、奥港使用については、国頭村からの同意書に付された安全管理計画や保安上必要な措置について、地元住民との間で合意形成を図ること、またその内容について速やかに書面で報告すること、(2)、奥港の使用に当たり、地元住民の生活環境に悪影響を生じさせないこと、(4)、利用者一般に利用させるのが原則である港湾施設については、他の利用者の利用を制限しないこと、こういうふうに書かれています。これは、奥港の使用反対区民決議が28日に出されて、こんな混乱している状況で、先ほどの寝そべって警備隊員まで出る状況の中で、新たに皆さんは地元住民との間で合意形成を図ることというふうに指示事項に書いてある。合意形成できるんですか。そして、奥港の使用に当たり、地元住民の生活環境に悪影響を生じさせないこと。既に、この区民決議の中で出ているじゃないですか。(4)番の利用者一般に利用させるのが原則である港湾施設については、他の利用者の利用を制限しないこと。他の利用者の中に、反対派が入ってきて邪魔をしているんですよ。そういう状況の中で、新たに皆さんはこういう指示書を出している。矛盾しませんか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

この部分は繰り返しになりますけれども、臨港道路の利用等について制限がされたという訴えもございましたし、それは一部確認もできているものでございます。そのあたりを含めて、しっかり説明をしていただきたいと、混乱を生じさせないようにしていただきたいという意味合いでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　これ以上話しても進みませんし、後でまた我が会派の一般質問で同じテーマがありますので、そこに任せます。次に、本部港について。

本部港から石材の海上搬送をめぐり、本部町は一旦は港湾使用を口頭で許可したものの、県の助言で使用許可は調整中となっております。調整内容と理由について伺います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

本部港の岸壁の使用許可に際しましては、従来、本部町が申請書を提出させることなく許可をしていたということ。このことにつきまして、平成29年11月10日付の新聞報道を受けて、県は、直接本部町に確認し、そして認識したところでございます。本部町に対しましては、申請書の受理等の手続において、適正な事務を行うよう求めたところでもございます。なお、使用許可に係る判断は、権限を有する本部町の責任において処理されるものだという理解でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　本部町は歴史的にも石材の搬入拠点になっている港湾でありますので、これがたまたま辺野古に係る作業船の使用許可に影響が出る可能性が今の段階では、皆さんの見解ではあるやに感じますが、そんなことはありませんね。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

使用許可に係る判断は、権限を有する本部町の責任において処理されるべきものだという理解でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　本部町が判断すれば、皆さんも了とするということで確認してよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

本部町の責任において処理されるべきものだという理解でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　中城湾港について伺います。

中城湾港の岸壁の使用に当たりまして、平成29年２月10日から５月25日までの間は許可を得て使用してきたところ、５月以降の使用は認められない、または使用許可がおりないという状況があります。この対応の違いを説明してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時26分休憩

午後０時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

仕向港等について、辺野古沖という内容で５月以前に申請があったということはございません。許認可等辺野古新基地建設問題に関連する事務の処理について

は、先ほど来お答えさせていただいておりますように、全て知事公室に報告・調整し、さまざまな視点で検討する必要がございます。

今回のものについても、そのような経緯で、土木事務所限りで処理するよりも調整等事務処理に日数を要してきたということでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 辺野古に係るその引き船であるとか台船を、引き船の給水給油、これはやっていた。ところが、途中でシュワブで利用する台船のウインチ、アンカーの取りつけのために中城湾港を使用したいという申し出があったときに、県は台船の停泊は認めない、引き船も中城湾港を出港したら次回から停泊を認めない。県からの判断が出るまで入域しないでほしいということで、中部土木事務所中城港湾分室からそういう連絡があったと。ですから、この船は、業者の皆さんは、わざわざ那覇港まで行って給水給油作業をしている。それから、船員の健康といいますか、休憩なども行っている。なぜ急に辺野古に係るということでこれを許可しないのか、この理由を改めてお聞きします。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君） お答えいたします。

この点につきましても、先ほどの答弁と一部重複しますが、辺野古沖という申請をもって、それまでに仕向港がそういう形に明確に申請があったということはございません。辺野古沖ということで調整があったときには、中城湾港新港地区の現場のほうでは、申請者に対して、これは本庁で判断しないといけないから時間がかかるということはお伝えしたということを聞いていますけれども、許可がおりないとか使用は認められないと、そういったことで断ったという事実はないと、そういうふうに認識しております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 11月14日に、９月７日付で申請した岸壁使用許可申請を11月16日付で再審すれば許可すると、一旦11月14日に連絡があります、業者に。そして翌日、沖縄県本庁からの指示で、中城湾港の岸壁使用許可申請は当面受理できない。申請しても一旦保留になると連絡があって、ずっと今そういう状況が続いている。説明してください。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君） お答えいたします。

中城湾港を管理している中部土木事務所に確認したところ、普天間飛行場代替施設建設事業に係る作業船以外のものの給水給油、こういったものを目的としたものは多数あると、それは認識しております。許認可等辺野古新基地建設問題に係る事務の処理については、知事公室と報告・調整し、さまざまな視点で検討する必要があることから、これは日数がかかるということは御理解いただきたいと思います。

なお、今御指摘がありました部分でございますけれども、方針は一度示しました。ただその後、先に許可した奥港の岸壁使用に伴い、さまざまな苦情がございました。中城湾港の許可に際しまして、許可の方針というのは変わりませんけれども、許可に際しまして、何らかの対応ができるかどうかというものを改めて検討させていただいたところです。時間は要しましたけれども、昨日、中部土木事務所には関係法令に基づき、改めて適正に処理するよう伝えたところでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 正式に伝えたということは、許可をしなさいということですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君） お答えいたします。

関係法令に基づき、適正に処理するようお伝えしたところでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 辺野古事業に係る作業船以外の皆さんが給水給油を目的として使用申請されたものの有無、そして許可条件について、それから使用の許可がなされているのであれば、その判断の違いは何ですか。今皆さんが時間がかかるようなことを言っていますけれども、お答えください。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君） お答えいたします。

許認可等辺野古新基地建設問題に関連する事務につきましては、全て知事公室に報告・調整し、検討する必要があるということは、先ほどからお伝えしました。ですので、土木事務所限りで通常のように許可をするよりは、当然ながら本庁での調整・検討という事務が入りますので、その部分は御理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 審査基準において標準処理期間は20日間なんですよ、申請して。３カ月かかっているんですよ。何でそんなにかかっているんですか。知事公室長も含めてどうぞ答弁お願いします。皆さんが20日間と決めたんですよ。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君） お答えさせていただきます。

標準処理期間の20日というものは、土木事務所で通常処理する期間でございます。今回のケースにつきましては、本庁での事務処理の期間が入りますので、その分は改めて御理解いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　理解できないですよ。20日間ということは、皆さんが設定したわけでしょう。本庁にやったとしてもせいぜい１カ月ですよ。３カ月もこうして迷惑をかけている。作業が、そこで給水給油ができない。その件について聞いているわけですよ。

知事公室長、どうですか。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。今答弁しますので。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

標準処理期間につきましては、先ほど土建部長が答弁したとおりでございます。ただ先ほど来出ていますように、辺野古新基地にかかわるものにつきましては、知事公室のほうと調整等がございました。そういったことに時間を要したということでございます。あわせまして、この間に奥港のいろいろ、一部住民生活に影響が出たというようなことがございました。そういったこともあって、時間を要したということですが、先ほど土建部長からありましたように、きのう付で関係法令に基づいて、港湾法令に基づいて処理するようにという指示をしたということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　先ほど島袋議員もありましたけれども、港湾法にも、何人に対しても施設の利用、その他港湾の管理運営に関し、不平等な取り扱いをしてはならないと定められているんですよ。今までの話を聞きますと、かなりの法令違反に、抵触するような話ばかりだ。

知事に聞きたい。このような状況で、県職員に対して違法行為、または不当行為に強制的に加担させているようなことになると思うんですが、いかがですか。知事の見解を伺いたい。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

全て知事公室に、先ほど来お答えしていますように、辺野古新基地建設問題にかかわる事務の処理につきましては、知事公室との調整等がございますので時間はかかっておりますが、港湾関係法令に基づいて適切に処理をしてきたということは御理解いただきたいと思います。

○山川　典二君　終わります。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時36分休憩

午後１時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

座波　一君。

〔座波　一君登壇〕

○座波　　一君　沖縄・自民党の座波一でございます。

通告に沿って一般質問を始めます。

まず産業振興政策についてであります。

(1)、本島中南部に埋蔵する水溶性天然ガスの利活用についてでございます。

(2)、大型ＭＩＣＥ施設の基本設計について伺います。

(3)、農林水産物流通条件不利性解消事業における補助金削減について伺います。

(4)、航空機整備基地整備事業の国家戦略特区指定について伺います。

次に、2、道路政策と公共交通政策について伺います。

(1)、南部東道路の那覇空港自動車道直接乗り入れと延伸についてを伺います。

(2)、鉄軌道ルートに対する県民の意見について伺います。

３、環境政策について。

(1)、本島北部東部海域の環境保全の現状について伺います。

(2)、サンゴ類の特別採捕許可制度の目的と許可おくれの原因について伺います。

(3)、環境影響評価条例改正の目的と土地利用振興策への影響について伺います。

(4)は取り下げます。

見出し４、教育施設整備政策についてでございます。

(1)、県下全小中学校の冷房設備整備に対する県の取り組みについて伺います。

(2)、小中学校新入学時の就学支援と現状について伺います。

見出し５、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、米軍関係の事件・事故に対し実効性のある防止策への知事の考えを伺います。

(2)は取り下げます。

(3)、埋立承認の即時撤回の決断がなぜ遅いのか、時期の問題なのか。知事の考えを伺います。

(4)、任意団体の県職連合に参加して政治活動する県職員の法令遵守について知事に伺います。

(5)、口きき・人事介入問題に対する知事の考え方を伺います。

以上、自席に戻って再質問いたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　座波一議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の５の(1)、実効性ある事件・事故の再発防止についてお答えをいたします。

県はこれまで、米軍人等による事件・事故が発生するたびに、再発防止、綱紀粛正及び教育の徹底等を米軍等に繰り返し強く申し入れてきました。それにもかかわらず事件・事故が相次いでいることは、極めて遺憾であり、米軍の再発防止策の実効性に疑問を持たざるを得ません。このことから、12月２日の河野外務大臣への要請では、事件・事故の再発防止に向け、これまでの取り組みを超えたより効果的な対策の実施を強く求めたところであります。

県としては、米軍に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、今後とも、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正、再発防止がより実効性を伴うものとなるよう強く求めていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　１、産業振興政策についての(1)、本島中南部に埋蔵する水溶性天然ガスの利用についてにお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、沖縄の特色を生かしたエネルギー資源を活用するため、水溶性天然ガスの有効活用に向けた取り組みを促進することとしております。また、沖縄県エネルギービジョン・アクションプランにおいては、市町村も実施主体として位置づけられていることから、現在、試掘井の所在する市において、利活用に向けた検討が行われているところです。

県としましては、県が実施した調査データの提供や鉱業権及び試掘井の譲渡等により、各市の利活用に向けた取り組みを支援してまいります。

同じく産業振興政策についての(4)、航空機整備基地整備事業の国家戦略特区指定についてにお答えいたします。

沖縄県は現在、沖縄県国際観光イノベーション特区として国家戦略特区に指定されておりますが、航空機整備業については、沖縄振興特別措置法上の国際物流拠点産業となっており、税制優遇措置等の対象となっております。

県としましては、現在、航空関連産業クラスターの形成に向けて調査を行っており、その結果を踏まえて、必要な取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、産業振興政策についての御質問の中の(2)、大型ＭＩＣＥ施設の基本設計についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の基本設計に沖縄振興特別推進交付金を活用することについては、国から、需要推計や周辺受け入れ環境整備が課題として示されています。これを受けて、県では具体的な情報を提供するなど丁寧に説明を行ってまいりました。さらに、県外の需要推計手法との比較や受け入れ環境整備に係るＭＩＣＥエリアまちづくりビジョンの具体的な取り組み状況について示すとともに、大型ＭＩＣＥ施設Ｑ＆Ａの作成など、県民等の理解促進の取り組みについても説明をしているところです。

引き続き、基本設計の早期交付決定に向けて、知事を先頭に全力を挙げて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　１、産業振興政策についての御質問の中の(3)、農林水産物流通条件不利性解消事業の補助単価の削減についてお答えいたします。

農林水産物流通条件不利性解消事業の平成28年度の事業実績は、県外出荷量が約６万1607トンとなっており、25年度と比較すると約１万1309トン、約22.5％の増となっております。本事業は事業開始から５年が経過したことから、事業の効果検証、制度の見直しについて検討したところ、今後は、事業者の自立化の促進を図るとともに、限られた予算内でより事業効果を高めるため、30年度より段階的に補助単価の引き下げを行うこととしております。

県としましては、引き続き、農林水産物に係る輸送対策等の取り組みを推進してまいります。

次に、３、環境政策についての御質問の中の(2)、サンゴ類の特別採捕許可制度の目的と沖縄防衛局からの許可申請への対応についてお答えいたします。

沖縄周辺海域における造礁サンゴ類については、その繁殖保護を図るため、沖縄県漁業調整規則第33条

第２項の規定により、周年、採捕禁止とされております。この禁止条項を、試験研究等を目的とする場合に限り適用を除外する制度が、同規則第41条に規定される知事の特別採捕許可であります。沖縄防衛局からの特別採捕許可申請については、去る10月26日、オキナワハマサンゴ１群体に関して、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に基づく環境保全措置を目的とした造礁サンゴ類の移植技術に関する試験研究として、提出されております。申請書及び添付資料を確認したところ、それらの記載内容のみでは許可の可否を判断できないと認められたことから、沖縄防衛局に対して11月15日付文書で説明を求め、11月24日付文書で回答を受けたところであります。

県では、この回答書も含め、審査を継続中でありますが、現時点では十分な説明が得られていないことから、再度、説明を求めることを検討しております。本件許可申請については、沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って、厳正かつ適切に審査を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　２、道路政策と公共交通政策についての御質問の中の(1)、南部東道路の那覇空港自動車道直接乗り入れと延伸についての御質問にお答えいたします。

南部東道路と那覇空港自動車道との接続については、合流部の交通安全や費用対効果、多大な予算の確保などさまざまな課題があり、今年度から国、南城市及び南風原町と検討協議会を組織し、これら課題の克服に向け、調査検討を行っております。ことし11月29日に開催した第２回検討協議会において、直結ランプ案で合意したところであり、県では、引き続き関係機関の協力を得ながら、調整を進め事業化に取り組んでいきたいと考えております。また、つきしろ交差点からの延伸については、事業化区間の整備を推進しつつ、調査検討を進めることとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、道路政策と公共交通政策についての御質問の中の(2)、鉄軌道ルートに対する県民の皆様からの意見についての御質問にお答えいたします。

県では、平成26年10月から鉄軌道の構想段階としての計画案づくりを開始し、５つのステップに分けて検討を進めているところであります。現在は、ステップ４の段階であり、去る９月３日から約１カ月にわたって７ルート案の比較評価結果について県民の皆様へ情報を提供し、意見を求めるパブリックインボルブメント（ＰＩ）を実施しました。ＰＩでは、約３万8000人の方から４万5000件を超える意見をお寄せいただき、そのうちルート案に関する意見は約3600件となっております。この中において、南部地域への延伸を求める意見が約1700件、名護以北への延伸を求める意見が約500件等となってございました。なお、これら寄せられた意見への対応につきましては、11月から12月にかけて開催される３つの専門委員会において審議することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　環境政策についての御質問の中の３の(1)、本島北部東部海域の環境保全の現状についてお答えします。

沖縄島北部の東海岸では、平良湾北海域、有銘湾北海域及び宜野座南東海域において赤土等のモニタリング調査を実施しております。平成28年度調査の結果では、いずれの海域も人為的な赤土等による汚染があると判断されております。本島北部も含め、県内の赤土等流出量については、農地の占める割合が約８割と相対的に高く、その対策が急務となっております。そのため県では、赤土等流出防止対策を総合的・計画的に進めるため、沖縄県赤土等流出防止対策基本計画を策定しました。県では同計画に基づき、関係部局とより一層連携しながら、赤土等流出防止対策に努めているところであります。

同じく３の(3)、環境影響評価条例改正の目的と土地利用振興策への影響についてお答えします。

現在の沖縄県環境影響評価条例では、大規模な土地造成を伴う広範囲にわたる開発事業であるにもかかわらず、環境影響評価の対象となっていない事業があるため、改正案では、土地の造成を伴う事業を対象事業に追加することを検討しております。環境影響評価の制度は、許認可等により規制するものではなく、事業者が関係者との合意形成を図りながら、環境保全の観点から総合的かつ計画的に望ましい事業計画をつくり上げることを目的としており、より環境に配慮した土地利用が行われることになると考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の教育施設整備政策についての御質問で(1)、県内小中学校の冷房設備整備の県の取り組みについてお答えします。

平成29年４月１日現在、公立小中学校の普通教室における空調設置教室数の割合は、小学校が80.6％、中学校が77.1％となっており、文部科学省の補助事業や防衛省の防音対策事業などにより整備がなされています。

県教育委員会としましては、快適で充実した学習環境の確保は重要であると考えております。今後とも文部科学省の補助事業や沖縄振興特別推進交付金の活用が図られるよう、研修会や文書等により取り組みを促し、市町村と連携して空調整備の促進を図っていきたいと考えております。

次に、同じく４の(2)、小中学校新入学時の就学支援等についての御質問にお答えいたします。

経済的理由により就学困難と認められる小中学校の児童生徒に対しては、就学援助制度により、新入学時に必要な学用品・通学用品等の購入費用支援が行われております。他方、先日の新聞報道によりますと、公正取引委員会は、公立中学校における制服の取引実態に関する調査結果を発表し、学校側に対して、安価で良質な制服を買えるような対応を求めております。主な提言事項としましては、制服メーカーや指定販売店を選ぶ際は、コンペや入札を導入すること、指定販売店をふやすことなどであります。

公正取引委員会は、調査結果を全国の学校関係者に周知するとしており、県教育委員会としましても、これを踏まえ必要な対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　５、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、埋立承認の撤回についてお答えいたします。

撤回とは、行政行為の適法な成立後、公益上の理由が生ずるなど後発的な事情の変化により当該行為を維持することが必ずしも適当でなくなった場合に、これを将来的に無効とすることと承知しております。県は、公有水面埋立法に基づく承認後の後発的な事情として、埋立承認に付した留意事項や環境保全措置に係る問題点等、さまざまな観点から撤回事由を検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で５の(4)、県職連合に参加して政治活動をすることについてお答えをいたします。

一般職員については、県職連合における活動であるか否かにかかわらず、地方公務員法第36条において、政党の結成等への関与や特定の政治的目的を持った勧誘運動や署名運動など、一定の政治的行為が制限されております。当該規定については当然に遵守すべきものであり、県職連合の構成員に限らず、職員一般に対しては、政治的行為の制限に係る通知により、適宜注意を喚起しており、引き続き周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、５の(5)、口きき等問題に対する考え方についてお答えをいたします。

口きき等に関する第三者委員会の報告では、教育庁幹部人事への不当な関与や教員採用試験の働きかけについて存在した可能性が高いと指摘されたところであり、県民に不安や不信を与えたことについて、改めて遺憾であると考えております。

今後は、しっかりとした対策を講ずるとともに、県民の信頼を回復すべく取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　まず水溶性天然ガスの利活用についてであります。

これは総合事務局の経済産業部環境資源課の呼びかけで、11月10日にそういう活用に向けた今後の方針を協議する機関としてやられております。それにつきまして、県も過去には試掘をして何カ所かでその実態といいますか、調査をしてもうデータはとったと思いますが、その後の利活用、先ほどの説明だけでは余りよくわからないです。当該のある那覇、南城、宮古島でのその後の利活用に向けた取り組みの内容をお伺いします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　平成23年から地震探査等を行いました。それから26年、27年につきましては試掘を行いまして、それによりましてある程度のデータをとりました。そのデータを分析しまして、それについての活用につきましては各市町村、今おっしゃいました那覇、南城市、宮古島市に対しましてデータの提供を行っております。各市町村はそれに基づいて、今後その試掘井から出た天然ガス等をどう活用していくかとの検討を行っているところでございま

す。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　ではその後の利活用はもう市町村でやっていくようにという考えで、後のそういう技術的なものとか支援あるいは市場の開拓とかそういうお手伝いはしないんですか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　連携はしておりますので、もし必要なことがあれば御相談には乗っております。ただ現在、市町村単位での計画を今まとめている最中と聞いております。今ちょっと進んでいる宮古島市におきましては、彼らの利活用計画もある程度できていますので、そうしますと今度は我々が掘りました試掘井、それからそこに県が持っていますが鉱業権の譲渡等の手続をとっています。宮古島市につきましては、鉱業権の譲渡は終わりまして、次に試掘井の財産を譲渡していただきたいという要望は受けていますので、その検討を行っているところでございます。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　いずれにしましても、これの可能性というのは非常に高いものがありまして、天然ガスもそうです。それと同時に出てくるヨウ素ですね。ヨウ素の埋蔵量は世界の貴重な資源として日本が３分の１を占めていると。その中でもまた限られた地域でしかこのヨウ素は出てこない中に沖縄が入っているということで、天然ガスも含めて大変有望な地下資源が沖縄の中南部に埋蔵しているということに対して、これは21世紀ビジョンでもうたっているわけです。エネルギー政策もあるわけですから、もっとスピード感を持ってこの技術産業の基盤となり得るこの可能性のある地下資源ですから、それをもっとスピードアップする考えはないんですか。今どうも遅い感じがしますが。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　先ほど言ったような調査の中でヨウ素も出てきまして、ヨウ素濃度もある程度調べたものですから、この調査を受けまして、現在、西原町に合同資源という株式会社が入ってきて試掘を行っています。試掘ですので彼らも事業採算に乗るかどうか今現在調査中でございまして、そこら辺がうまくいくようでしたら次の展開に入っていくだろうというふうに考えています。我々もそこら辺は注視しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　民間企業が実際に試掘して展開を今検討しているわけですので、それと同時に浦添でのスマート・シティ構想のほうも資源を活用したこの整備事業を展開しているということですので、ぜひ県もそういう地域資源をせっかくの地域資源を生かすというフォローをしたいと思います。
　それと先進地である千葉県のそういうガス会社、あるいは町単位で町営ガスも運営できるようなところもあるんですね。ぜひそれを参考にして取り組みをしてもらいたいという要望であります。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　確かにヨウ素に関しまして出るところは決まっていまして、千葉県とか宮崎県とか沖縄県、世界の中でもチリと日本だということでございますけれども、これからは一緒に出てきます天然ガスとヨウ素と多分コージェネレーションといいますか、地域での活用というのが重要になりますので市町村の役割が大きくなってくると思います。ただ市町村レベルだけではなくて、今総合事務局のほうでも音頭を取りまして市町村それから県も入っています。それから民間事業者も入っています。その中でどうやって活用していくかというような検討会、研究会も立ち上がっていますのでその中で検討してまいりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　ぜひ地域資源を活用したまちづくりを実践してもらいたいたいと思っています。
　次に、大型ＭＩＣＥの基本設計についてなんですが、部長のお答えはもう前々議会から全然進展がないんですよね。ただその中で先日衆議院予算委員会で、衆議院議員の国会での質問で沖縄担当大臣の答えがあったわけです。時期尚早であるというあの言葉、答弁に対してどう思いますか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　先日の衆議院の予算委員会で沖縄担当大臣が、私どもがお願いしております大型ＭＩＣＥ施設の基本設計に関しましては、需要の収支の見込みとそれから周囲の環境受け入れ整備に関してまだ課題が整理されていないということの御指摘がございました。その結果、現時点でという前置きをした上で、時期尚早という御指摘があったところでございますけれども、私どもはまだ可能性を信じております。御指摘いただいたことに関しまして、また新たな我々の資料を補強するデータあるいは他府県から得た――他府県と申しますか先進の事例の類似する施設から得た情報等を提供するなどして、一日も早く国の理解を得られるように引き続き努力をしていきたいというふうに思っています。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　あの発言は見方によってはもうだめ出しですよ。ああいう発言を引き出すような質疑ということになってしまったのはとても残念ですけれども、非常に残念な国会答弁だったなと思っております。そもそもこのＭＩＣＥ事業というのがＩＲ法の中でのＭＩＣＥ施設だったのか、そのあり方、基本的な考え方が政府と全然違うのか、最初からかけ違いがあったのではないかという気がしてきています。そういう考えについてもう一度原点に返ってみる考えはないですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

ＩＲ統合リゾートにつきましては、カジノも含めたそういった統合リゾートいうのは理解しておりますので、今の現状の政権におきましては、カジノは導入しないということからしますと純粋に会議、展示あるいはコンサートを呼び込むような大型ＭＩＣＥ施設の建設につきまして努力を続けているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　そういう基本的な部分での話は出ませんでしたか。これまでの政府との交渉の中で、ＩＲ法によるＭＩＣＥ位置づけなんだというその考え方。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　政府のほうでそういうお話をされている発言等はお聞きしたことはございますけれども、私どもがこのＭＩＣＥ施設を国とやりとりする中ではそういう話は出ておりません。

以上です。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　そういう仲井眞県政時代にはある程度そのような中で進められていたのかなというところもあるわけですけれども、基本的な部分での履き違えがあればいつまでたっても平行線ですよ。そこはどの時点でそういうものをちゃんと議論になるか、議論をするかというのは、そういう考えは持っていないですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　この大型ＭＩＣＥ施設につきましては、国と継続的に調整等やりとりをさせていただいているところでございますので、その中で私どもの考えをきちっと国に説明をしながら理解を求めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　先ほどの天然ガスのほうは隣の西原町で試掘していますので、あれも埋蔵が確認されていますね。そういうものを活用してＭＩＣＥ施設のそういう採算性の問題も問われています。新たな展開の中でも連携というものが非常に生きてくるかと思います。そういうものも含めて、まちづくりの一環としてＭＩＣＥも考えていくというような構想も検討してみてはと思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　天然ガス、試掘段階というふうに聞いておりますけれども、もしそれが事業化が可能になれば、電力のみならず例えば温泉という可能性も出てきますので、そうした場合にはその大型ＭＩＣＥ施設の周辺に宿泊施設を呼び込む場合の一つの大きなインセンティブになり得るし、また温泉つきのホテルができた場合には、ＭＩＣＥのお客様を十分呼び込むようなそういった魅力ある可能性を秘めているということと理解をしております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　農産物流通条件不利性解消事業なんですが、削減する方向に持っていくということで９月に交付金要綱が改正されたということですが、なぜ今事業効果が出ている事業を削減するのか。理由が先ほどの説明でもまだ不明確ですね。これは出荷団体への補助金、航空運賃、運賃を補助しているということで確かに直接農家には影響はないように見えるんだけれども、競争力をつけるために団体に補助しているわけですよ、出荷団体に。ですから競争力がつかなくなると農家にはね返ってくるのは当たり前でしょう。そういうものを言っているわけですが、どうして農家に影響はないというような考えがあるんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

この事業については、県外に対する出荷のインセンティブを働かせて非常に効果が出ているというふうに認識しております。その中で、当初の事業の中で大きな予算を使って農家に対する県外出荷の支援をするということで事業構想をやっておりましたけれども、その中で支援するときの出口の部分も前提の中で国のほうからの調整がありましたので、今回５年をめどに効果検証あるいは制度の見直し等を行う中で今回単価の見直しを行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　島嶼県である沖縄の最も基本的な問題ですよ、これは。ですからそういったものはそうい

う恒久的な長期安定的な政策で取り組むという方向で考えないと、一括交付金があるからやりましたぐらいのレベルじゃだめなんです。したがって一括交付金が減ったから、あるいは一括交付金が厳しくなったから減額する方向に持っていったのかと勘ぐられますよ、これは。これは担当課の判断で削減に踏み切ったんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

　この事業については、関係機関のほうと事業スキーム等についても検討させてもらって事業をつくったところはあります。その中で先ほども言いましたように、出口の部分については国のほうからも指摘がありましたので、その交付決定を受ける中で県だけで判断するのではなくて事業検証していくということで、事業検証しながら検討させてもらっておりました。その中で農林水産物流通条件不利性解消事業の協議会を設置させていただきまして、その中には輸送業者、生産者、学識経験者、行政等で構成するものについて平成27年度に設置しまして、何回か年度ごとに検討させてもらいました。その中でもいろいろな意見がありましたけれども、例えば補助額の集約化、あるいは構成員数の集約化、あるいは販売計画等事業実施後の評価の必要性等いろいろとさまざまな意見がありました。そういうものを踏まえまして平成29年度、今回単価の見直し等含めて関係機関、例えばＪＡとか花卉農協とか漁連とか、関係機関のほうの意見等も踏まえて今回こういう形で単価の見直しをさせていただきました。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　いかなる検討をしても農家にはこれはしっかり届いていませんよ。農家のほうの先々を考えた上での決定をしないといけないと思いますから、再度何とか継続できる方向で模索したほうがいいと思います。

　次に、南部東道路の件です。

　直結で合意したということは大変喜ばしく感謝します。この件は３年前に私も一生懸命取り組んでまいりました。この工事費が約10億かかると言われています。それが今現在も年間17億の予算規模で推移している中で34年、30年度の前半までに完成するという予定ですから、それでは工事も実際間に合わない中で、またさらに100億円が直結工事になるとなると大変な、今のペースでは10年どころかもっとかかりそうな気がするんですよ。そういう見通しはどうなんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

　今事業費が上がるという――当然ながら直結ランプを整備するという形になりますと相当の事業費がかさむことは間違いないと理解しております。ただ現実的には、今後さまざまな関係機関との協議であったりあるいは事業計画変更であったり、さらには都市計画あるいは環境影響評価こういうものを経て事業化をしていくという流れになります、この直結ランプ案についてもですね。まだまだあと二、三年はこの整理で時間はかかるものだと考えておりますので、今現状事業化している部分に注力をして早期の完成を目指していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　先日の南城市長、県の職員も一緒だったと思いますが、要請に行った段階で国直轄の提案もあったという話の報告は受けていますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　さまざまな観点で早期の事業化完成というのは議論があるものだと、それは理解しております。ただ具体的にどういう形で進めるかというものが決まったという認識はございません。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　国直轄のお話があったというのは大変ありがたい話じゃないですか。それをぜひ県がお願いして事業費に組み込んでそれを34年までに同時にやると。ですから年間今の四、五倍の予算をつけて完成34年まで直結するという計画で進むべきじゃないでしょうか。お願いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

　当然ながら国直轄でやっていただけるということになれば非常にありがたい話でございますので、そこも含めて早期の整備がどうすれば可能なのかは改めて議論させていただきたいと思います。

○座波　　一君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

　　午後２時29分休憩

　　午後２時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

　座波　一君。

○座波　　一君　鉄軌道ルートについてさまざまな県民の意見があったということで、どうして南部にルートが向かないかという疑問も出たかと思います。そのできないという理由が南部への延伸は検討したが採算がとれず骨格軸の採算性の低下を招くという理由、こ

れは納得できないですね。人口もふえて那覇南部地域に人口が今相当集中的になっていまして、この南北鉄道を利用するために仮に那覇に駅ができた場合に、南部の人たちは利用するまでの時間が長くて利用できないですよ。モノレールと一緒ですよ。そういう広くこの需要を高めるためにはフィーダー系を最初から計画に入れるとか、あるいは延伸も視野に入れているとかというそういう計画を示さないと国が言っている需要の喚起というものができないということを再三私は申し上げているんですけれども、そういう考えはどうですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

今議員御指摘の事情といいますか、物の考え方で採算性についてのことが一番の理由であるわけですけれども、もう一つはお住まいの方々のライフスタイルと申しますか面積もやや広くありますし、中北部と比べると道路も非常に多いと。自動車のほうが便利と考えている県民の方が多いのではないかということも言われておりまして、したがって今後公共交通の利用が非常に増加するなどの事情があれば地域ニーズ等を踏まえて今すぐということではございませんが、検討していく必要が環境変化によってはあり得るのではないかと考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　次に、北部の海洋環境の問題です。

今自然を汚染しているのは、海を汚染しているのは赤土が一番大きいと私は思っています。同時に下水道の未整備です。北部の東海岸地域は下水道がほとんど未整備です。そういったものが原因で海が汚れているわけであって、決して今進めようとしている埋立工事で自然が破壊されていっているわけではないんですけれども、今現在、汚染の原因ははっきり申し上げまして先ほどの意見のとおり赤土汚染であるというのは認識はされているんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　先ほど答弁させていただきましたけれども、平成28年度のモニタリング調査の結果によりますと、北部地域のいずれの海域におきましても人為的な赤土による汚染があるというふうに判断しております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　私はジュゴンを守るのも賛成だし、サンゴを守るのも大賛成です。しかしながら基本的なことを講ずるのが環境部の仕事であって、今余りにも米軍問題に特化した政策に走り過ぎなんですよ。やるべきことをやってジュゴンを守る。ジュゴンが減っていっているじゃないですか、何もしないでも。それをふやす努力。じゃジュゴンをどういうふうに保護するんですか。そういう政策まであります か。毎年何億も使ってサンゴ再生事業もやっていますよね。赤土防止もやっていますよね。これ効果は出ているんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　先ほども答弁させていただきましたけれども、全体的な赤土等の流出量につきましては、農地の占める割合が８割程度ということで総体的に高くなっておりますので、その赤土等の農地からの対策が急務であるということを考えております。そういうことから、赤土等流出防止基本計画を策定しまして、関係部局ともなお一層連携しながら、赤土等対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　下水道事業のおくれについて答弁をもらえませんか。質問はないけれども、下水道事業についての考え方。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

名護市東部の農業集落排水施設整備の計画についてですけれども、当初は特定環境下水道での整備を予定しておりましたが、平成28年度の沖縄汚水再生ちゅら水プランの見直しにおいて建設費、維持管理費の経済比較検討を行いまして農業集落排水事業で整備することを計画に変更されております。名護市では久辺地区において平成32年度から農業集落排水事業を開始するため、平成30年度に事業計画を作成する予定であります。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　辺野古地域はそういう意味では全く未整備で、下水道整備に大変手を焼いているという声もあります。基地問題のみならず周辺環境整備もしっかりやって、それから環境問題を論じるべきだと私は強く申し上げておきます。

県知事の先ほどの答弁も聞きましたが、抗議をやっている、それはわかります。やっていただいているのもわかります。特に効果的な提案もなかったと言っていますけれども、効果的な提案を出すべきは沖縄県ではないですか。これも沖縄県からこうしてほしいというこの働きかけが必要じゃないかと。抗議することは確かに大切です。しかし抗議だけで終わっているような気がします。抗議からもう一歩出て解決に向けたそういう議論、テーブルを設けて一歩一歩再発を少なく

する、防止するというその議論が見えてこないんです。欠けているんですよ、知事どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　議員の御指摘のとおり、県としてもしっかり取り組まなければならないと思っております。我々も例えば海兵隊におきます教育プログラムございますけれども、そういったものに対しまして、その教材について沖縄県からもしっかり物を申しまして、例えばこれまでの沖縄における基地の形成過程ですとか、戦後27年間における沖縄県の状況、そういった中でさまざまな事件・事故が起こった。そういったことも踏まえて、沖縄県民が米軍をどのような形で見ているかというようなことも重要だということで、入れさせていただいております。それから飲酒運転等についても、しっかりとゲートでのチェック、そういったものもやるべきだと。それからもし車を持って行った場合には、帰りはタクシーまたは運転代行で帰るようにとそういったものを表記するようにというのを具体的に求めて実際そういったものもやっていただいています。そういった中でまた起こることについて、我々またさらなる取り組みが必要ではないかというふうに今考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　知事は被害者に対して政治のシステムを変え切れなかったということでお悔やみしていますね、その言葉を使って。システムが変えられるのか、知事が言われるこのシステムというのはどういうことを考えているのかお願いします。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時38分休憩

午後２時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　平成８年のあの事件以来、またそういった昨年の事件が起きて、知事はそういった発言をしたと思います。やはりその背景には、沖縄に基地が戦後72年たってもまだ集中しているというようなことがあると思います。それからまた日米地位協定、そういったものについても今般沖縄県は求めておりますけれども、昨年の事件が契機となりました。そういったものをしっかり行うことによって、やはりこの沖縄に過度に集中している基地負担、それからこの地位協定のあり方、それについてもシステムとして変えていかなければならないだろうというふうに考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　まだシステムの内容に突っ込まれていませんね。やっぱり基地の存在がもう問題だというようなことなんですよ。それではだからだめなんです。いつまでたっても堂々めぐりになってきます。抗議するのが政治だというふうになってしまうと本当の解決の糸口が見えなくなってくるんですが、この詰め方、協議機関を設けてやるという、それは本当にどこまで進んでいるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　県が求めておりますこの新たな協議機関の設置、これにつきましては、主に航空機事故等について県は提案していることでございます。その背景となりますのは、例えば墜落等が起こった場合に県は抗議を行います。その際に徹底した原因究明、再発防止策を求めるわけでございますが、そういったことからしばらくして、おおよそ３日から１週間程度たつとまた再び県民に対して十分な説明もないまま再開されていると。それに対してまた抗議を行うということが繰り返されていると。そのことに対しては、やはりどうしてこの中央だけで物事が決まってそれが地方で実行されるのか。やはり地方の沖縄の現場の声をしっかり受けとめてもらっていない。それが中央に行き届いていない。そういった声を、中央である一定程度方向性が出たとしてもそれでもって決定ではなくして、もう一度地元のほうにフィードバックしていただいてさらに議論して我々が納得できるまで議論していただいた形での再開、そういったものを求めているというのが我々の新たな協議機関の設置の構想でございます。そういったものについてはまだなかなか先が見えないわけですが、これについても粘り強く求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　知事公室長の答弁で終わったんですけれども実際、県民は抗議することにもうなれてしまって、本当に解決できるのかという期待すら持っていない。だからもう抗議したほうが楽なんだというふうな、抗議一辺倒で終わってしまうというのがやっぱり解決されないとこれをやるのは沖縄県の役目だと思いますのでよろしくお願いします。

終わります。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　沖縄・自民党、又吉です。

今議長からお許しがありましたので、一般質問をま

ずさせていただきます。

まず１点目に、西普天間住宅地域返還跡地の普天間高校移転の進捗状況について、用地確保の進捗状況についてということですが、必要面積は何ヘクタールで、それに対して地主の合意形成がとれたのか、何筆、何ヘクタールを購入されたかお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

沖縄県では、ことしの８月末より用地取得を開始しておりまして、目下、県の土地開発公社とともに地権者の方々へ戸別訪問で御説明に伺って一生懸命取り組んでいるところでございますが、11月現在におきまして、目標7.5ヘクタールのところ、0.1ヘクタールに届かないという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　次にお伺いします。

タイムリミットまでに、そうするとあと何ヘクタールを確保しないといけないことになるかちょっと御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　タイムリミットというのは特に、今年度のうちということでおっしゃっているのかもわかりませんが、用地取得については全力を尽くして引き渡しまでの間にということでございましたが、今後も全力で用地交渉に取り組んでまいりたいということしか今は申し上げられません。

済みません。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　企画部及び土地開発公社の皆さん方の並々ならぬ努力はある程度評価しますが、そこで伺います。狭隘な普天間高校の移設に関しては、この移転の用地確保が主目的であるということは間違いないですか。まずそれから伺います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　普天間高校の移設用地の確保ということを目的に用地取得に取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　普天間高校、これの用地確保が主目的であるということは、まさしくそのとおりであると思います。

そこで教育長にお伺いしますが、教育長初め教育関係者一同、この用地取得に向けてともに企画または用地活動の行動を起こしてもいいのかなと私は思うんですが、それについて、この移設に関して行動を起こしているのか、起こしていないのかその点についてお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　企画部と連携いたしまして、地主への説明会については、教育庁のほうも幹部が参加して普天間高校の用地取得への協力についてお願いを申し上げたところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　要するに、企画部並びに土地開発公社とともに用地獲得に向けてそういった行動を起こしているというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　戸別の訪問に関しては、土地開発公社さんのほうを中心に訪問をしていただいております。こちらのほうは地主への説明会という場で、普天間高校用地についての御理解をお願いしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひこの県立普天間高校の移転に向けた用地取得であります。要するに教育長初め関係者一同は知恵を出し、ともに私は行動を起こすべきではないのかなと。今緊急事態なんですよ。来年の３月までの引き渡しまでに7.5ヘクタールを獲得しないといけないと。その中で、0.1ヘクタールの獲得しかできていないと。ということは、これ教育委員会やはり普天間高校の教育、人材の教育、その教育目標のためにやろうとしている事業に関しまして、いや、教育委員会は関係ないですよ。どうぞ取得は企画部、土地開発公社でやってくださいというだけではなく、やはり教育関係者のこの情熱、私はこれ必要不可欠だと思いますが、それについては今後もそのとおりで行うのか。それについてはどういうお考えなのか。まず、教育長のお考えをお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　普天間高校、現在の普天間高校については３ヘクタールということで、周辺を市街地に囲まれているということもありまして、普天間高校の同窓会でありますとか、宜野湾市議会、地域の強い要望もありました。そういうこともありましたけれども、当時いろんな現行制度上なかなか財源の確保が厳しいという面もありまして、こちらとしては、現行制度上困難であるという中で、跡地利用の観点からまちづくりの観点から、西普天間に土地を確保するという方向で検討を進めさせているわけでございます。ということで、地元のそういう意向にも沿って当然進めさせていただいていますので、引き続き御理解をいただいた上で、土地を確保した上で良好な教育環境の

整備に努めてまいりたいという気持ちはございます。ですから、そのあり方について、また知事部局ともどのような連携をしたほうがいいのかというのはよく相談をさせてもらいながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ本当に教育長、また教育関係者みずから土地開発公社と一件一件せめて何回ぐらいかは回る、説明会だけではなくて。中身が違いますよ。こういうふうに欲しいんだと、やはり土地開発公社、企画部のほうで用地が欲しいというのと、教育長みずからの一声というのは市民受けが違いますよ、教育長。現に今まで１件でも１回でもそういったことはやったことはないというふうに私は聞いておるんですが、やはりそれは本当なんでしょうか。こういった行動を起こしたことがないというのは本当なんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時50分休憩

午後２時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　戸別訪問に関しましては、全てに立ち会っているわけではございませんが、教育庁関係者も一度は同行して訪問したことはございます。ただ、今後全てに関してどのような対応ができるか、人的な対応の部分もございますし、今後の対応について、企画部なり、土地開発公社なりといろいろと相談をしてまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　本当にこういう差し迫った中で皆さんの情熱、私はもっと出してもらいたいなと。地域の皆様方からもその辺は情熱が感じられないとやはりありますので、そこで次のこの点に移らせていただきます。

今後想定された問題等についてということで、必要面積が例えば5000万控除までに取得できない場合、この基金は廃止になるのか、また不用額になるのか、どのようになっていくか御説明願いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

最大5000万円の所得控除、譲渡所得の特別控除というものは駐留軍用地跡地の公用地確保を促進するための特別措置法で適用される特別措置でございまして、引き渡しがあって後にあっては、一般原則と申しますか土地区画整理事業における譲渡所得の2000万円の特別控除になると考えられます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　2000万控除でやる場合にまた条件が違ってくるんですが、ということはこういうことなんですか。移転に必要な面積を年度内に取得できなくても、狭隘なこの普天間高校の移転というのはそのまま続行していくというふうになるのか。それとも皆さん、県としてせっかく政府のほうで骨太方針に入れていただきましたんですが、これは中止になるのか継続になるのか、その方針はどのように変わっていきますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

普天間高校の移設については継続して取り組んでまいりたいと考えております。

リミットが年度を超えたということですよね、おっしゃっているのは。その場合であっても、普天間高校移設については取り組んでまいりたいと、跡地利用の観点から取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　最後にあと１点伺います。

今、用地確保に向けて、この問題点をクリアするためにはどのような対策が必要であるのか、県のほうで今までどおりでいいのか、その点についてはどのようにお考えか御説明願いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　これは丁寧に活動するということが一番大事だと考えておりまして、家族との御相談ということであれば丁寧に相談を尽くすということと、それから、自己利用を希望される方々もおりますが、所有地の一部でも都合がつけられないかということもさらにお願いしておりまして、やってきております。

それから、全体としては、先ほど教育長もおっしゃっておりましたが、地主会の方々、同窓会の方々、地元の主要な方々を初め高校移設に係る機運を醸成する必要もあるということから、チラシやポスターを配布し、宜野湾市内の全ての公民館にも配布しております。さらに周辺地域の自治会にあっても、老人会やデイケア等への機会を通じて御協力を繰り返しお願いしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ、もっと教育庁も１回だけ足を運ぶんではなくて、どのようにしたら教育環境整備のためにできるか、もう少しやっぱり情熱を出しみずから足を運んでいただき、忙しさはわかります。どうし

たらこれが成功できるか、私はやるべき義務がある責務があるかと思いますよ。ぜひ企画部のほうもその辺はやはり同窓会でありＯＢであり、お互い人材育成に向けて取り組まないといけない大きな事業だと思いますので、ぜひこれまで同様、これまで以上に私は取り組んでいただきたいと思います。

次に、普天間飛行場移設問題についてなんですが、普天間飛行場の一日も早い危険性除去の実現に向けた翁長県政のこれまでの実績について伺います。どのような実績があったか、お願いします

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

県は、これまで、普天間飛行場の危険性除去につきまして、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会におきまして政府と協議を行い、具体的な取り組みをしてまいりました。県が要請いたしましたオスプレイ12機程度の県外の拠点に配備することにつきましては、県外拠点はまだ整備はされていないものの、平成28年９月、日米両政府において普天間飛行場に所在するオスプレイ等の訓練活動を県外に移転する合意がなされ、これまで３回県外における一時的な訓練等が実施されております。また、騒音等の被害があるものですから、これらの実態を確認する必要があるということで、これまで沖縄防衛局はオスプレイのみの離着陸回数調査を実施しておりましたけれども、県が実施した普天間飛行場の全航空機の離着陸回数調査を行ったことを作業部会等で説明いたしましたところ、県の要望も踏まえまして、沖縄防衛局によりまして、平成29年４月以降、同飛行場における全機種の離着陸等回数調査が実施され、騒音の実態が実情がより具体的になりつつあるところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今、公室長、私たちが欲しいのは実態調査云々は以前から行われていますよ。一日も早くできるために１平米でもいいですよ、どのようにして進むか、これの実績で私はいいと思いますよ。ということは、今の実態調査だけ行って実績についてはないというふうにしか私は理解できないんですが、そのような解釈でよろしいですか。実際、また県外にも向けて馬毛島も去年そうでした、８月に知事は視察に行きました。一度も県外移設のお願いに行っておりません。これも９月定例会で言いました、県として判断できないと。いまだにそういった状況なんですよね。本当に実績があるのかなと思いますが、具体的な数字で実績というのはどのようなものがありますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

実情の調査というのは我々行政を預かる者としましては、やはり大変重要だと考えております。政府においては、先ほど答弁いたしましたように、訓練の移転というのをやっているわけですけれども、ただそれでもって、一番肝心なのは危険性の除去ですが、まず騒音等の被害の軽減、それも大変また宜野湾市民の切実なる声だと思っております。そういった中で、本当にこの訓練の移転がなされたときに、実態として肌で感じて、また目に見えて負担軽減がなされているか、そういったことを確認するためにはやはりその離着陸回数等の調査、これが極めて重要だろうということでそれを求めて、国においてもそれに着手していただいたところでございます。そういったものを具体的にデータをベースにして、これから、より政府に対しては訓練の移転、県が求めている県外の拠点配備、これを強く求めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　もう何度聞いても実績がないのが、行動を起こした実績はないようにしか本員には聞こえないんですが、やはり危険性の除去が一番であるのであれば、しっかりとこれを一日も早くできる方法は何か。今県の姿勢はこれまで代表質問からきょうまで聞いておりますが、私はむしろこの一日も早い危険性の除去をおくらせているようにしか見えないものですから、これ今からまたしっかりと質問していきますので、次に移らせていただきます。

希少サンゴ採捕についての防衛局の許可申請手続の対応について。

10月26日に提出されておりますが、これについて回答は県としていつ出るのか、非常に不思議なんですが、御説明願います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

沖縄防衛局からの特別採捕許可申請については、去る10月26日、オキナワハマサンゴ１群体に関して、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に基づく環境保全措置を目的とした造礁サンゴ類の移植技術に関する試験研究として提出されております。申請書及び添付資料を確認したところ、それらの記載内容のみでは許可の可否を判断できないと認められたことから、沖縄防衛局に対して11月15日付文書で説明を求め、11月24日付文書で回答を受けたところであります。

県では、この回答書も含め、審査を継続中でありま

すが、現時点では十分な説明が得られていないことから、再度説明を求めることを検討しております。本件許可申請については、沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って、厳正かつ適切に審査を行ってまいります。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　本員は理解できないんですが、サンゴの移植について皆さん、サンゴの移植のマニュアルについて望ましい時期というのはいつごろか御存じですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時２分休憩

午後３時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　サンゴ保全マニュアルにおきましては、サンゴ保全の策の一つとして、参加者の移植する方々の調整を行うとともにサンゴ採捕許可をとって、移植するということにしております。

移植の時期につきましては、秋口が活動に適しているというふうなことになっておりまして、秋口を限定しているわけではありませんが、秋口が作業しやすいというふうに書いているところであります。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　このマニュアルにも秋口が移植には非常に適切であるとありますよね。皆さん、大丈夫ですか。希少サンゴであるといいながら、従来と同じ種類である中で、ああでもないこうでもないとして時期を逃したら移植した場合に生存率の確率というのはふえるんですか、減るんですか、どちらになるんですか。県はどちらを望んでいるんですか。移植して枯れることを望んでいるんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今回沖縄防衛局の特別採捕許可申請では、当該試験研究が環境省レッドリストに掲載されている移植技術がいまだに十分確立された状況にないオキナワハマサンゴの移植技術の向上を目指すものであるというふうなことですから、この辺を含めて技術の確立されていない部分等について、計画を少し確認しながら今やっているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから本員が言いたいのは、今までででしたら希少サンゴ、２週間前後で皆さん回答が出ていますよと。なぜ、スピーディーにしないんですかということなんですよ、スピーディーに。皆さんもそのくらい確立されていなければ、ちんたらちんたらするんじゃなくて、いかに早くできるかを考えるかが行政じゃないですか。それをもとにできる限り引き延ばし引き延ばしする。悪条件に持っていくこと自体、私は皆さん県の姿勢として本当にレッドリストのサンゴ、本当に保存する気持ちがあるのかなと、私はそういうふうにしかうかがえませんよ。本当に皆さん、一日も早く移植してもらいたいという真心はないんですか、真心は。どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほども答弁しましたけれども、申請の目的や、レッドリストに載っておりますオキナワハマサンゴの移植技術が十分でないという前提の中で、その現時点では申請書及び説明資料に記載されている内容の妥当性が現在判断できないということの中で、再度沖縄防衛局に対して追加説明を求めているところであります。その辺含めて今審査の継続中という状態でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　幾ら審査の継続中であっても、いかに早目にできるか。植物はこういった生き物は時期を逃すとほとんど生えませんよ、ほとんど。これもうしっかり頭に入れておかんと、皆さんが幾らゴーサイン、はいもういいですと合意を出したって生えない時期に植えたって生えませんよ。これ枯れたら本当に誰の責任になるのか。また今後こういった状態で万が一枯れたら誰の責任なのか、本員はその辺がいまだにそれが理解できないものですから、やはりそれはもっとスピーディーに、明確にいつまでに返事を出せるという条件はどういったことなんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　繰り返しになりますけれども、再度今説明等求めたところでございますが、沖縄防衛局の申請については改めて説明要求が必要であるというふうに考えておりますので、現時点では許可の可否の判断時期の見通しについて示せる段階ではないかと認識しております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　幾ら言っても皆さんは本当に本員からすると理解できないものですから、もう時間ないですから、生き物というのは時期を逃したら生えません。この場合、枯れた責任誰がとるのか、本員は全く理解できません。通常であれば２週間前後でやっているのが１カ月以上もかかって、これが判断できない皆さんが私は理解できません。

次に、護岸工事用の石材搬入のための港湾施設用地

の使用許可についてなんですが、先ほど山川典二議員からありました、港湾施設の適正な使用について、皆さんこの通知文を沖縄県北部土木事務所から企業に出してあります。その中身について、当日この石材搬入があったときに現場に県の職員はいたのか、居合わせなかったのか。そこに居合わせていた場合、何時から何時までいたのか、まずこれから伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時８分休憩

午後３時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

現場のほうには確認に行ったということでございますが、その際にはもう既に作業が終わっていたというふうな報告を受けております。時間的なものまではまだ確認できておりませんので、これは後ほど確認させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　やはり、現場に行くからには作業が終わってから行くんじゃなくて、終わらない前に行ってしっかりと皆さん、管理をする義務があるし、状況がどうなっているか見る責務があるかと私は思いますよ。終わってから行ったって何もわかりませんよ、皆さん。ですから、そこで本員は皆さんが出してあるこの通達文に関して指示事項、非常に疑問だらけです。これについて、一つ一つちょっと質疑をしていきたいと思います。

まず皆さんが出した資料の中で、典二議員もおっしゃっておりました、大人たちの抗議抗争の光景が近隣する小学校の児童を初め奥の子供たちに及ぼす影響、トラウマを非常に危惧していると。これが１番目に書いてある、１番目に。皆さん、この状況、本当にどういった状況であるか。先ほど県警本部長からもありました、そういったことを本当に確認してないんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今の議員の御指摘は、これは我々が指示を出した部分ではございません。先ほど山川議員にもお答えさせていただきましたけれども、住民からこういった苦情がありましたということで列記している部分と、あとそれが事実なんでしょうかということで確認している部分とは分けて考えていただきたいなと思います。

私企業に対する文書ですので、繰り返しになりますけれども、我々のほうから詳細をお答えすることは差し控えさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　詳細云々ではなくて、これが何を意味するか、皆さんとして考える余地はないんですか。考えようともしないんですか。これがどういった現象であるか、それを聞いているんですよ私は。これについて一切皆さんは考えたくないというのが本音なんですか、どちらなんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今の御指摘の部分は、我々は事実を確認させていただきたいということでこういった苦情があるということはお伝えした上で、それについて報告をお願いしているということでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから先ほどから申し上げております。石材搬入、皆さんの財産である用地であります。管理する義務があります。皆さんがそこをちゃんと立ち会いをすれば事実関係はおのずからわかりませんかと、おのずから。よろしいですか。そこでどのようなことが行われたかというと、大変ですよ、皆さん。典二議員もおっしゃっておりました。県警本部長からもありました。寝転がったりすると。こういうのを寝転がると言いますよ。（資料を掲示）　わかりますか、路上に。寝転がっていますよ。よろしいですか。寝転がっています。そして、よろしいですか。ここにこのように、みずから芸術的アートをしている方々もいるかいないか私はわからない。（資料を掲示）　そして、このように車に平気で乗る、平気で乗る。（資料を掲示）　そして、このように道に飛び出す、道に飛び出す。こういった現象が実際あったということはほぼ事実ですよ。そして、こういった方々が残念なことに辺野古にも行って、また辺野古にいる皆様方が奥港にも行く。この恐怖たるもの、区民からしたら大変ですよ。信じられますか。人の車に平気で乗るような、こういった皆さんが行っているんだよ。これなんか見てください。（資料を掲示）　車の前に飛び出すのを沖縄県警が見事救い上げて命を助けているんですよ。沖縄県警の皆さんにお礼言わんといけないですよ。反対派も賛成派も沖縄県警は一人一人命を守るために必死ですよ、必死。よろしいですか。かえってこういったのは一切報道もされない。残念なことに県警は過剰警備とかこんなことを言われるんですよ、皆さん。これが実態なんですよ、実態。もう一度部長、その辺、本員が言いたいのは、この文書、何も石材搬入があるからとこの会社だけに出すだけじゃないと。なぜこのよ

うな方々にも厳重注意をしないんですかと。彼らがあれだけ反対行動をしなければ、区民は誰もおびえませんよ。わかりますか。こういった芸術的アートをした方々が皆さん、道端に座ってくださいよ。怖くないですか。名護ではそれだけではないですよ。迂回も余儀なくされるんですよ。大変ですよ。こういったのを皆さんとしてこのオール沖縄の支持母体であるここにもこういったことをやめなさいと事実確認をする必要はありませんか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　今のような状況というのは我々把握しておりませんでしたので、これは、私企業相手に対して出している文書の中できっとお答えがいただけるものだと思いますので、そこを含めてまた検討させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、皆さんの文書を見ると、いかにも石材搬入をしている皆様方が、このような影響をしているみたいにしか見えません。そしてこればかりじゃありませんよ。この安波区民からの意見聴取の内容でも生徒たちからうるさかったとあります、うるさかった。うるさかったのはダンプだけだと思いますか。皆さん、どう思いますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

繰り返しになりますが、そこを含めて事実を確認させていただく部分でございます。住民の方々から出ている苦情そのものを我々事実と確認したわけではなくて、両方の意見を聞きながら、また対応していきたいという部分もあるかと思います。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　そればかりではないですよ。この文書でも私は皆さん、もっと真剣に書いていただきたい、真剣に。ダンプも延べ100台通ったといいますが、50台ですよ。余りにもひどいんじゃないですか。そればかりじゃないですよ。奥港に関係する漁師の方には、何の弊害もないんですよ。当日、石材搬入のときにここから漁に出たという方がいるということも御存じですか。漁に出た、石材搬入のときにですよ。関係者はどうぞ頑張ってくださいと何の弊害もないんですよ。そういったのも御存じないんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

そこも含めて住民からの御意見だけを我々は認識したということではございません。今、私企業に対しても詳細な部分について報告を求めているところでございますので、ダンプの台数であったり、そういったこともその中で御報告いただけるものだと理解しております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　皆さんのこの指示文書を見たら、いかにもここが原因でなっているかのように思うからなんですよ。第三者に迷惑をかけない。我々、沖縄県民守礼の邦の人ですよ。沖縄県民にこんな迷惑をかける人いないんですよ。そこを十分わかってもらいたい。奥の区民もこんなのいないですよ。

そしてもう一つお聞きいたしますけれども、当日是正を求めたという県有地ですか。用地を許可範囲を超えて使用している事実があるということなんですが、超えた範囲というのは実際何平米なんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時19分休憩

午後３時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

詳細な面積は把握しておりません。ただ、この企業が許可を受けている部分が明らかに広がっているところもございましたし、それ以外の部分でこれは私企業自体が占有していたかどうかというのは把握しておりませんが、そこも使われていたということは事実としてこれは確認させていただいております。

○又吉　清義君　ありがとうございます。

確かに何平米か御存じないかと思います。はかりようがないぐらい柵が飛び出ていて、はかりようがないですよ。これが事実ですよ、皆さん。だからこれをこういった書き方でいいのかどうか、本員は疑問でなりません。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時20分休憩

午後３時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

座喜味一幸君。

［座喜味一幸君登壇］

○座喜味　一幸君　こんにちは。

通告に基づいて一般質問をさせていただきたいと思います。

まず１の知事の政治姿勢についてであります。

(1)、去る衆院選、第４選挙区では新基地をつくらせない、自衛隊反対の仲里氏に自民党公認の西銘氏が

勝利しました。特に宮古地区では8358票という大差での勝利でありました。大変申しわけないのですが、ア、オール沖縄は崩れたと認めていただけませんか。

イ、仲里氏の岩だらけの島を守るために自衛隊を配備するのは反対との考えはオール沖縄、知事も同様の考えですか。

(2)、尖閣諸島接続水域で活発化する中国の公船・漁船の領海侵犯を正すのは至難のわざであります。危機管理について伺います。

ア、県として公務員の常駐配備を進める考えはありませんか。

イ、警察の危機管理体制について伺います。

ウ、漁業監視体制について伺います。

２、基地行政についてです。

(1)、法律や条例に基づき許認可される事案が政治介入により偏向していると思います。

ア、港湾施設使用について。

イ、港湾法第13条第２項との整合について。

ウ、審査基準に環境条項を追加されていることについての影響について。

エ、損害の訴えの責任は知事にあると理解していいか。

オ、県職員内部にある偏向と機能不全の指摘について伺います。

(2)、日米合同委員会の構成と機能について認識を伺います。

(3)、2010年に返還された航空管制権の現状について伺います。

３、農水産業の振興について。

(1)、農林水産物流通条件不利性解消事業についてでありますが、ア、事業の生産拡大などの効果・実績について伺います。

イ、輸送単価の減額と今後の計画について伺います。

ウ、本島への不利性解消事業の離島市町村の裁量について伺います。

(2)、農水産物の保存・保冷・冷蔵技術確立と事業展開について伺います。

(3)、県魚グルクンの自給実績と水産振興について伺います。

(4)、県農畜産物輸出拡大に向けた連携協定について伺います。

４、観光振興についてですが、(1)、観光振興とソフト交付金事業の効果について伺います。

(2)、アジアの政情変動に対する安定化策について伺います。

５、離島振興について。

(1)、一般ごみ焼却炉での発砲スチロール・廃ビニールなどの一体焼却処理について伺います。

(2)、下地島空港関連用地の利活用計画の進捗状況について伺います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　座喜味一幸議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)のア、衆議院総選挙の結果とオール沖縄についてお答えをいたします。

今回の衆議院総選挙は、全国的には政府与党が圧勝する結果となりましたが、沖縄選挙区においては、４選挙区のうち３選挙区でオール沖縄の候補者が勝利しており、オール沖縄の考え方が否定されたことにはならないものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のイ、自衛隊の島嶼配備についてお答えいたします。

自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸や災害救助など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としましては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

次に、(2)のア、尖閣諸島をめぐる県の危機管理についてお答えいたします。

沖縄県は、尖閣諸島周辺海域における中国公船等による接続水域への入域や領海侵入等が、宮古・八重山地域の住民に不安を与えていることを重く受けとめております。尖閣諸島をめぐる問題については、正確な情報の収集と適切な対応が求められるものと考えており、第11管区海上保安本部、沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所と意見交換を行うなど、連絡体制の強化を図ってきたところであります。

沖縄県としましては、今後も引き続き、国の関係機

関とさらなる連携を図るなど適切な危機管理に努めてまいります。

次に、２、基地行政についての御質問の中の(2)、日米合同委員会の構成と権能に対する認識についてお答えいたします。

日米合同委員会は、日米地位協定第25条に基づき、同協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として設置されております。また、同条第２項により、同委員会は日米両政府の代表者で組織し、同委員会に必要な補助機関及び事務機関を設けることとされております。同委員会における日本側代表は外務省北米局長、代表代理として法務省大臣官房長、防衛省地方協力局長等５名となっております。米側代表は在日米軍司令部副司令官、代表代理として在日米大使館公使、在日米海兵隊基地司令部参謀長等６名となっております。

次に、２の(3)、2010年に返還された航空管制権の現状についてお答えいたします。

米軍が嘉手納飛行場において実施していた沖縄本島上空及び周辺の進入管制業務、通称嘉手納ラプコンは、平成22年３月31日に日本側に移管され、現在は国土交通省大阪航空局那覇空港事務所において管制業務が行われております。沖縄本島周辺の航空管制業務については、安全上の措置として、那覇空港を離発着する民間機及び自衛隊機と、近接する嘉手納及び普天間飛行場を離発着する米軍機の双方について、飛行高度を指定して実施されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　１、知事の政治姿勢に関する御質問の中で(2)イ、警察の危機管理体制についてお答えをいたします。

県警察では、尖閣諸島への不法上陸等の事案に備え平素から情報収集・分析、訓練や装備資機材の整備などを行っており、所要の部隊を編成して、尖閣諸島周辺海域において警戒警備を行っている海上保安庁の巡視船に乗船させるなどしております。

また平成27年度には、我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力の強化として、60人の警察官の増員が認められました。この60人につきましては、尖閣諸島周辺海域での中国公船等による領海侵入が繰り返されている状況を踏まえ、その対応に万全を期すため、事態の進展・状況に応じた柔軟な部隊編成が可能となるよう運用しているところであります。

今後とも、装備や各種訓練の充実などに取り組むとともに、関係機関と緊密に連携し、情勢に応じて対応に万全を期す所存であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)ウ、漁業監視体制についてお答えいたします。

尖閣諸島周辺海域の漁業監視体制に関し、外国漁船の取り締まりについては、海上保安庁と水産庁で実施されております。海上保安庁の資料によると、大型巡視船14隻相当により、尖閣領海警備専従体制がしかれております。また、水産庁においては、漁業取締船１隻での監視活動が実施されていると聞いております。

次に、３、農水産業の振興についての(1)ア、農林水産物流通条件不利性解消事業の効果・実績と輸送単価減額と今後の計画についてお答えいたします。３の(1)アと３の(1)イは関連しますので一括してお答えいたします。

農林水産物流通条件不利性解消事業の平成28年度の事業実績は、県外出荷量が約６万1607トンとなっており、25年度と比較すると約１万1309トン、約22.5％の増となっております。本事業は事業開始から５年が経過したことから、事業の効果検証、制度の見直しについて検討したところ、今後は、事業者の自立化の促進を図るとともに、限られた予算内でより事業効果を高めるため、30年度より段階的に補助単価の引き下げを行うこととしております。

県としましては、引き続き、本事業に係る効果検証を実施してまいりたいと考えております。

同じく(1)ウ、不利性解消事業の市町村裁量についてお答えいたします。

離島から本島消費向けの農水産物の輸送費については、離島地域が抱える条件不利性があることから、その実情を踏まえた取り組みが必要であると認識しております。現在、本島向けに出荷される水産物等の航空輸送費に対する補助を離島４市町が実施しており、補助対象品目についても地域の実情に合わせた品目を独自に選定していると聞いております。

次に、同じく(2)、農水産物の貯蔵技術と事業展開についてお答えいたします。

県では、高度冷凍技術等の検証を行うため、平成27年度から鮮度保持技術と戦略出荷によるブランド

確立事業により、熱帯果樹や冬春期野菜、マグロ類等の高度冷蔵・冷凍技術の検証を実施しております。特に、マグロ類では、漁獲直後の低酸素水による処理が有効であると考えられることから、その技術検証を行う予定です。

また、今後の事業展開として、29年度は各品目と鮮度保持技術の費用対効果の検証を行うこととしており、その結果を踏まえた上で、その活用の可能性について、関係団体と協議していく予定であります。

次に、同じく(3)、グルクンの自給実績と水産振興についてお答えいたします。

県内でのグルクンの水揚げ量は、近年減少傾向にあり、県の市場調査によると、平成28年の水揚げ量は約60トンで、20年の約150トンに対し、半分以下となっております。その原因の一つとして、伊良部漁協の伝統漁法である追い込み網漁、アギヤーの後継者不足によるものと認識しております。県では、未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業により、伊良部漁協が事業実施主体となって行う、地元中学生を対象に実施する追い込み網漁体験を支援しているところであります。

県としましては、引き続き、漁業関係団体等と連携し、漁業就業者の確保・育成に取り組みながら、水産業の振興を推進してまいります。

同じく(4)、沖縄県産農畜産物の輸出拡大に向けた連携協定についてお答えいたします。

平成29年11月16日に沖縄県、ＪＡ沖縄中央会、ＪＡおきなわ、農林中央金庫の４者で、沖縄県産農畜産物の輸出拡大に向けた連携協定を締結しました。本協定締結により、４者相互の資源やノウハウを活用し、沖縄県産農畜産物の海外向け販路拡大、海外での普及・定着、海外向け供給体制の確立などの分野において連携し、沖縄県産農畜産物の輸出拡大を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　２、基地行政についての御質問の中の(1)ア、港湾施設使用についての御質問にお答えいたします。

港湾施設の使用許可は沖縄県港湾管理条例第７条に基づき、各土木事務所、本部町及び今帰仁村において行っております。県管理港湾38港全体において、平成28年度の使用許可件数は、岸壁が6954件、荷さばき地が560件、港湾施設用地が162件、その他が１万9817件、合計で２万7493件となっております。

同じく２の(1)のイ、港湾法第13条第２項との整合についての御質問にお答えいたします。

港湾法第13条第２項は、港湾施設の適正な利用等を確保する観点から、港湾管理者が何人に対しても施設の利用その他港湾の管理運営に関し、不平等な取り扱いをしてはならないことを規定しております。許認可等辺野古新基地建設問題に関連する事務の処理については、全て知事公室に報告・調整し、さまざまな視点で検討する必要があり、土木事務所限りで処理するより調整等事務処理に日数を要しておりますが、港湾関係法令に照らし、公正性の確保に努めたいと考えております。

同じく２の(1)のウ、審査基準の環境の項目についての御質問にお答えいたします。

審査基準は、従来から審査に用いていた視点等について整理し、沖縄県行政手続条例第５条に基づき、明文化した統一的な審査基準として、11月７日付で設定し、公表したものであります。環境に関する審査基準については、個別事案ごとに港湾関係法令にのっとって適正に審査するものであります。

同じく２の(1)のエ、損害の訴えの責任についての御質問にお答えいたします。

申請者には、あらかじめ相当の期間をいただきたいと説明しており、調整等事務処理に時間を要しておりますが、県としては、港湾関係法令に従い対応しているものと考えております。

同じく２の(1)のオ、県職員内部にある偏向と機能不全についての御質問にお答えいたします。

港湾施設の使用許可に関しては、職員が港湾関係法令を遵守し、公平公正を基本として事務を行っているところであります。また、関係機関の確認を要する重要な案件に関しましては、調整等事務処理に時間を要する場合があるものと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中の(2)、下地島空港の利活用の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

下地島空港の利活用について、三菱地所株式会社が実施する国際線等旅客施設の整備は、平成31年３月の開業を目指して10月から工事に着手しております。また、株式会社ＦＳＯが実施する革新的航空パイロット養成事業は、平成30年４月の開業に向け、連携企業と業務提携に関する調整等に取り組んでいるとのことであります。

さらに、今年度は新たな利活用公募に取り組んでおり、今後、検討委員会の意見を踏まえ、年度内に利活用候補事業を選定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　４、観光振興についての(1)、観光振興とソフト交付金事業の効果についての御質問にお答えいたします。

県では、世界水準の観光・リゾート地形成に向けて、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業により、誘客、受け入れ、観光まちづくり等に関する各種施策を推進しております。これにより、平成28年度の観光収入は6602億9400万円となり、交付金制度導入前の平成23年度と比べて、2820億3000万円、率にして74.5％の増、入域観光客数は876万9200人となり、同じく324万1200人、58.6％の増となっております。一方で、観光客１人当たりの県内消費額や平均滞在日数が伸び悩んでいることから、消費額の高い外国人観光客や国内外の富裕層の誘致を初め、リゾートウエディング等の付加価値の高い観光の推進、経済効果が見込めるＭＩＣＥ振興等を図るほか、欧米等リゾート需要の開拓や広域周遊の促進等による滞在日数の延伸に取り組むことが重要であると考えております。

県としましては、引き続き自由度の高い沖縄振興特別推進交付金を活用し、観光収入1.1兆円、入域観光客数1200万人の目標達成に向けて各種施策を推進してまいります。

同じく４の(2)、アジアの政情変動に対する安定化策についての御質問にお答えいたします。

観光産業は平和産業と言われており、民間交流を促進させ国際関係の安定を図ることは、本県の観光振興や経済発展に重要であると認識しております。このことから、現在、外国客の８割以上を占める東アジア地域からの誘客のみならず、東南アジアや欧米等、多様な市場の開拓に取り組んでおります。一方で、沖縄を訪れる観光客や観光産業に影響を与える危機が発生した場合の対応策として沖縄県観光危機管理計画を策定しており、この計画に基づき観光客の安全確保を図るとともに、危機が去った後の風評被害対策や観光産業の事業継続支援等に取り組むこととしております。このような取り組みにより、観光客の安心・安全確保及び観光産業の持続的発展を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　５の離島振興についての御質問の中の(1)、一般ごみ焼却炉での発砲スチロール・廃ビニールなどの一体焼却処理についてお答えします。

市町村が設置する焼却炉につきましては、一般家庭から排出される廃棄物を想定して設計されております。農業用廃ビニールなどの焼却によって、炉内が高温にさらされることやビニールが溶けて炉内に付着することなどが想定されることから、各市町村の施設ごとに、構造や機能に悪影響を与えないかどうか確認する必要があります。また、国の補助金を受けて整備されている焼却炉で、産業廃棄物の受け入れを行う際には、国への承認申請が必要となります。

県としましては、市町村から承認申請等の相談があった場合は円滑に進むよう対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　答弁ありがとうございました。

まず、順不同となりますが御勘弁いただきまして、まずは農林水産業振興の中の不利性解消事業についてちょっと伺いたいんですが、私はこの事業は大変有効だし効果が出ているし、しかも一括交付金の創設の際には最後の最後まで頑張って、ちょうど知事公室長が当時企画部長だったんですが、大変苦労した難産のたまものであります。そしてまた農家にとっても水産業者にとっても非常に喜ばれている。これが突然に減額の方向、輸送費補助の削減の方向に動いているということは非常に残念だなと思いますが、まずこの事業約29億ぐらい金かかっているんだけれども、これは25年に比べて22.5％増加していると言うんだけれども、平成25年の取り扱い生産額に比べて28年にはどれくらい農業水産業の生産の向上につながっているか、額でちょっとお示しいただけますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　数字的には、ちょっと正確には検証できませんけれども、平成28年度不利性解消事業の委託事業されたものの中から、ちょっとこれ報告書ですのですぐにその数字があるかはわかりませんけれども、平成27年度におきましては、その報告書の中では196億の経済波及効果があったということで報告は受けております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　私は実際はもっとだと思っております。農家の生産意欲、規模拡大、新規参入を含めるとこの200億じゃあらわれない効果というのがあって、農家が生き返ったというこれ大事な事業なんですよ。そういう意味で今回の件が減額の方向に動いているんだけれども、実際の農家の所得率等今の28億投

資することによって、200億超えの効果を生んでいるというのはＰＤＣＡとかってやっているんだけれども、なぜ今回このＰＤＣＡかけても減額となるのか、この減額の方向に決定した理由を教えてください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　ちょっと繰り返しになるかもしれませんけれども、本事業はソフト交付金を活用実施しているときに、平成24年度からスタートですけれども、国との調整の中で、５年をめどに効果検証、制度の見直しを行うというようなことの調整の上で交付決定を受けているところでありました。それで急に年度ごとにということはできませんので、まず５年後の前期の５年を検証し、向こう５年間の見直しを行っていくということの中で、先ほどもちょっと答弁させてもらいましたけれども、農林水産物流通条件不利性解消事業の協議会を設置させていただきまして、そこの中には輸送業者、生産者、学識経験者、行政等で構成する協議会を設置いたしまして、そこの中で、いろんな方面から意見交換させていただきました。当然出口の部分の検討が必要だということでしたので、その中の主な意見の中で、補助額の集約化あるいは構成員数の集約化、事業者における販売計画と事業実施後の評価の必要性等いろいろと意見等がありました。その中で、例えば一気に単価を落とすなり、あるいは品目を検討するなりいろんな意見が出されましたけれども、単価の見直しの中において一定の意見が集約されましたので、それを踏まえまして今年度４月以降、出荷団体等のＪＡあるいは中央会、花卉農協、漁連等にやりまして、その意見交換をさせてもらった中で今回の単価の見直しを行ったという背景があります。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　この事業は、実はこの事業で本当に沖縄の農業が生き返るのであればこんなちゃちな金じゃないから、もっと結果を出してこいというような自民党の畑作小委員会あたりでは積極的に話があったんだと。それが５年で見直しというのは今の話では、全く話がなくて、二十七、八億の投資でもって離島が、あるいは沖縄本島の農業が生き返っているのに、それを削減するというのは僕はソフト交付金のその削減による無差別な削減だと思っているんですよ。この話は多分与党の皆さんも現場で相当意見を聞いていると思いますから、これは真剣に取り組む、もう一回見直したほうがいいと思う。知事これは現場の声を聞かれてみたらといいと思いますが、どうぞ知事。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

現場のほうについては、確かに不利性解消事業については評価を受けているというのは認識しております。さらに安定的な供給を含めて災害に強い施設の整備等、あるいは機械化、花ロボとかきめ細かい生産条件の整備等含めて不利性解消事業についてはセットで今推進しているところでありますけれども、一定のやはり事業化に向けてということでここ３年くらい意見交換をさせてもらっておりますので、またいろんな意見も集約しながら事業については検証していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　県魚のグルクン、非常に私たちになじみがあるんですけれども、28年度に60トンなんですが、29年度の実績はどうなんですか。

○農林水産部長（島尻勝広君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時13分休憩

午後４時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

済みません。今29年そのものはございませんが、28年度、先ほど答弁させていただいたように66.6トンです。

○座喜味　一幸君　29年度の現状でいいんだよ。この問題点のポイントは、グルクン操業が自給率ゼロになっているんだよ。そういう現場の把握と危機感を聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　統計のほうが、沖縄水産海洋技術センターのほうで取りまとめておりますので、今速報値を含めてちょっと手元にないんで、その辺はまた確認をしながら議員がおっしゃるように自給率の問題あるいは漁獲量等についてはちょっと再度確認したいと思っております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　伊良部佐良浜の追い込み漁を本土から来た青年たちでやっていたんだけれども、５月でもう廃業して全く県内のグルクンはないんです。奄美から一部来ている、あとは東南アジア等々ですよ。そういう、我々のグルクン漁業が現実に起きていることを把握して速やかに対応策をとらない。そういうことに対して、本当に水産行政というのは大丈夫かというような思いがあります。カツオ漁についても極めて厳しい状況にあります。高齢化が進んで水産業も大変厳

しい状況になっておりますから、その辺をもう一度総点検してできることを、可及的速やかにできることを対応していかなければもうウミンチュいなくなりますよ。水産大県たる我々の周辺にはもう漁民がいなくなりますよ。その辺、危機感持ってよろしくお願いします。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時16分休憩

午後４時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　興奮しないつもりだったけれども、部長がちょっと現状を把握していないものだから熱くなっちゃってごめんなさいね。

下地島空港、三菱地所のほうはもう始まったんだけれども、残り300ヘクタールいよいよプロポーザル来て、公募をかけているんですけれども、この事業の方向性、いつまでにどういうスケジュールでこの事業化を進めていくのか、そこを御説明願えますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

新たな利活用事業の審査のスケジュールでございますが、まず事業の提案書について11月27日に受け付けを終了したところでございます。提案のあった事業については、今後学識経験者や地元宮古島市等で構成する検討委員会において書面審査、あるいはヒアリングこういったものを実施して、事業の主体性、将来性、資金計画この観点から評価を行って年度内に新たな利活用公募事業を選定したいと考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　もう少し具体的な答弁が欲しかったんだけれども、そこの中に農業用利用用地というのがあるんですが、この事業の推進に当たっては、この農業用利用用地の処分対応というのが必要だけれども、その辺についてはどれぐらいの課題を抱えているかちょっと御説明願って、対応策までお願いしましょう。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今議員御指摘の部分というのは、恐らく耕作地の部分だと思います。

まず下地島空港周辺の土地につきましては、空港建設に際して下地島地主会と当時琉球政府との間で全島一括買い上げ、こういうような方向で合意がなされております。その後県有地となりました。一部の土地については、元地主等と確約書を交わした上で、県が使用するまでは無償で耕作できるという状況でございます。現在、農地として利用されております。なお確約書の中では、将来県が当該土地を使用するときは保証を要求せず速やかに明け渡すということになっております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　ひとつまた丁寧に速やかによろしくお願いします。

尖閣問題に絡んでなんですが、実はタイムスで出ていましたその尖閣の軍事行動に言及と――習近平主席がですね――その辺については県として先ほど情報収集を正確にやっていくんだという話がありましたが、事情収集その事実関係というのは把握していましたか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

習近平国家主席、マスコミ報道によりますと２月20日に開催されました軍の最高指導機関である中央軍事委員会の拡大会議において、３つ主に発言しております。

我が国は、海・空からのパトロールの常態化を一層強化し東シナ海と釣魚島――魚釣島ですね――の圏域を守る軍事行動を深く推進したと。２点目に、戦略が適切であれば、危険をチャンスに転じて戦略的に指導権をつかめることは実戦が証明した。３点目に、全体として安定し、制御可能な状況を保つと述べたとしております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　中国はもうこれは間違いなく権益確保に来るわけですが、もう一つ確認なんですが、実は本土の夕刊フジで、米軍のボノム・リシャール強襲揚陸艦が尖閣周辺を巡航したというような情報が流れているんです。その辺の情報については把握しているか、それに対する見解がありましたら。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　そういった情報は、今議員から初めて聞いてわかりました。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　この辺は、大変僕は今の尖閣周辺の緊迫状況というのが並々ならないものがあるなと。もう一方では平和合意とか外交とかいろいろとやっていることもわかるんだけれども、我々島にいる人は沖縄県が自分たちの領土・領海において情報網を張りめぐらすということは大変重要なことだと思っていまして、この米海軍のボノム・リシャール強襲揚陸艦が来てから、巡航してから中国の漁船と海域への船も減っ

たのではないかと、それはまた二階俊博さんあたりが政治的に行った後でそうなったのかというようなこと等も、私は国との連携等々を丁寧に把握しないといかないのじゃないのかなと思っております。

ちなみに、この国、僕は警察力、海上保安庁の力、自衛隊等々が一体となっていよいよにして我々は尖閣というものをしっかりと我々の領土・領海だと主張していかなければならないこういう状況になっていると思うんですよ。その辺について知事公室長、一緒ですか考えは。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　この尖閣諸島の問題につきましては、代表質問の場でも答弁させていただきましたけれども、政府は我が国固有の領土であると、尖閣諸島においては領有権の問題はないんだということを主張していると承知しております。

沖縄県も政府の見解を支持しているわけでございます。一方ではまた沖縄県はそういった認識のもと、平成24年につくりました21世紀ビジョン基本計画につきましては、尖閣が石垣市に所属していることも明記しております。そういったことで我々としては、沖縄県の立場を表明しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　警察の方にちょっとお伺いしますけれども、来年度の予算で大型ヘリが福岡・沖縄県警に配備されるというような動きがあります。そういうような緊急の体制については、いろいろと表向きに言えないこともあると思うんですけれども、県警としてどのような対策がとられているのか、その辺を御説明いただければと思いますが。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

大型ヘリについては、報道もされているところでございます。その大型ヘリについては、警察庁のほうで予算要求がなされるものと承知をしておりますが、これは尖閣諸島を含む国境離島等への不法上陸事案などの、緊急事態における対処能力の向上を目的としたものと聞いているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　たしか平成24年ですか、中国の活動家あたりが上陸したときも県警・機動隊が大分行ったというふうな話は聞きます。こういう状況というのが、上陸を許したらもういけないというようなことは当然でありますが、海上保安庁のやり方はわかりますが、警察としてこういう警察の力を超えた状況というときはどういう対応というものをしていくのか、これは県民にもわかりやすく説明いただいたほうがいいのではないかと思うんですが。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

警察では対処できない事案ですが、なかなか個別にどのような場合が警察力を超えるかというのは具体的にはなかなか申し上げにくいんですけれども、一般論としましては、警察は平素から不測の事態に備えて各関係機関と連携をして対応しているところでございます。

議員御質問のような事案が発生した場合は、従来から行っているような連携を密にしつつその発生の形態とか状況を踏まえつつ、警察として適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○座喜味　一幸君　休憩願えますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時25分休憩

午後４時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　先ほど出ました米海軍の強襲艦あたりがやっぱり尖閣周辺まで巡航しているというような事実、それから中国のほうは軍艦が近辺まで来ていたというような非常に緊張していく中なんですが、我々は尖閣の領土・領海を守るというようなことでの警察、海上保安庁、自衛隊等々の整備と、片ややっぱり日米安全保障条約の中で、尖閣をしっかりと守っていくというようなことこれは大事だと思っているんです。この辺については米軍の力も受けなければならない、片やまた基地の負担軽減もしなければならない、その辺の私たちはそのテーマがあると思うんですね。知事、尖閣は尖閣として明確に安全保障のもとで守っていく、基地の負担軽減は軽減として進めていくというようなこの仕分けというものが大変難しい部分もあるんですが、その辺はどういうふうな対応をしていきますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　日米の首脳会談において、やはり尖閣が安全保障体制の中の範囲内に、範疇に入っているかということが大変日本側の外務省、それから防衛省筋にとって重要なことだということでトランプ大統領の見解も大変気にしていたところですが、そういったものも十分含まれているということで安堵したということです。

ただ、おっしゃることはよく理解できますけれ

ども、沖縄県は戦後72年たっても占用面積がまだ70.6％ございますので、そういったものはやはり過重だということで、この辺についてはやはり政府に対してもしっかりと基地の負担軽減、縮小これを求めることは重要だろうというふうに考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　基地の負担軽減を図っていくということと安全保障のもとでしっかりと尖閣を保全するということは矛盾しないと私は思っているんです。ですけれども、ここで政府との信頼関係、各組織との信頼関係そういうものの中で、具体的にどう基地の負担を軽減させていくかというようなことが、僕は沖縄県の知事大変かわいそうだけれども、そういう大きな荷物を背負っているというふうに思っております。

それでもう一点ちょっと突っ込んで、今我々の県議会でいろんな抗議意見書を出して、果たしてこれがどういうことになっているのか。知事が一生懸命辺野古反対だ、辺野古に基地をつくらせないと言っているんだけれども、一体これが効果的に受け入れられているのかということ、これは私は党派を超えて基地負担の軽減、普天間の早期閉鎖、返還、みんな共通の話なんだけれども、基地から発生するこのいろんな問題に対して、我々が思っているほど米軍の実態も改善されない。ましてや防衛大臣が事故の原因が究明されるまでヘリコプターは飛ぶなと言ったら二、三日後には飛んでいる。そういう実態の一体壁は何なんだというふうに思っていまして、実はこれ私は日米合同委員会という組織に問題があるのではないかというふうに思っております。

先ほど答弁がありました、日本の北米局長を中心とした官僚と、片やアメリカの駐日公使が公務員が１人入って、あとは軍司令部なんですよ。そういう軍の人たち、軍人と、官僚と話をやって地位協定に基づいて基地の運用を改善しようと言っても、結局軍人の論理になってしまう。この辺が私は一つの壁じゃないかというふうに思い始めているんです。その辺の認識はどうなんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

我々今、日米地位協定への見直しを行いましていろいろ要請を行っております。その中で、今行っておりますのは、着手しておりますのは、イタリア、ドイツ等他国との関係です。同じような地位協定ですけれども、それがどういった違いがあるのかということを調べる中でさまざまな文献を今見ています。やはりここが問題だろうと思われるところが今いろいろありますけれども、３条の排他的管理権の問題とかありますが、もう一つ私が着目しているのが25条のところでございます。そういったところで、いわゆる合同委員会のメンバーのお話がございましたけれども、やはり日本側は各省庁の局長クラス、米側は公使はおりますけれどもほとんどが参謀長ということで、軍の専門家の軍の論理で言われるとなかなかこれを淘汰できないものがあるのではないかということがございます。ですから日米合同委員会の議事録の公表、そしてまた合同委員会への地元の関係する部分については地元の自治体への参入、それを沖縄県として求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　地位協定の各国との経緯だとか違いとかというものも大事なんだけれども、実は私もなぜということでいろいろと調べてみると、この米国のスナイダー元駐日公使というのが、今の日米合同委員会に対して、軍人が他国の官僚と協議することは問題ではないのかという発言をしていました。これは私は事実かどうかを物の資料で見ただけですからわかりません。またライス元国務長官、アメリカ政府でなく、軍部にずっと支配されているのではないかというような話等がある。結局はこの日本の防衛大臣、外務大臣といえども、結局問題をおろしたときにこの合同委員会で軍の基地の運用、地位協定の運用の仕方で、軍サイドによる判断になって結局物が言えない。そういう実態になっているんじゃないかと思うんだけれども、知事公室長のあれはどうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほど言いました、さまざまな文献を調べている中で、例えば矢部宏治さんの「知ってはいけない　隠された日本支配の構造」ですとか、吉田敏浩さんの本「「日米合同委員会」の研究」、その後伊勢崎氏の本とかいろいろございますけれども、その中で、議員が御指摘の発言、国務長官、それから公使等の発言があったことも私も読んでおります。そういった視点をやはり我々も着目しておりまして、この点については先ほども申し上げましたけれども、その合同委員会のメンバー含めて、政府等いろいろ意見交換をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　村山政権のときも、社会党を首相にした政権のときも超えられなかった。また鳩山政権でもこの地位協定の問題、基地問題、改善全くなく

て、鳩山さんに至っては普天間は最低でも県外と言ったおかげでもう失脚したという、一体その壁は何なんだということで、感情ではなくして対立ではなくして、いよいよ私どもは基地の根本的な核心、この壁に関してお互いに力を合わせていかなければならないと思うんですが、知事最後にどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　ただいま座喜味議員の日米合同委員会に対する見識は私と全く一緒でありまして、今沖縄の抱えている問題、日米安保体制もそうですけれども、戦後の取っかかりの中から、行政協定から日米地位協定という形で来ているわけですけれども、日米地位協定の内容を決めるのは日米合同委員会ですので、そしてそれは余りオープンになっていない。ですから、そこに地域の沖縄側のあるいは日本全国の米軍施設を置いているところが入ってもいいんですが、いわゆるそういった地域の基地を預かっているところが入らないと今おっしゃるような壁はなかなかできないと。ですから今その意味では全く一緒ですので、もしこれが全議会なり多くの輪が広がっていくのであれば、御一緒して日米合同委員会のあり方というものについてみんなで意見が言えるようになればありがたいなと今話を聞きながら思っておりました。

以上であります。

○座喜味　一幸君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　もう、こんばんはでしょうか。

きょうのしんがりになります沖縄・自民党の仲田でございます。

通告に従い、所見を交えながら一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について。

次年度概算要求について。

国は、平成24年から平成33年度まで、毎年3000億円台の沖縄関係振興予算を確保することを表明いたしました。10年間の期限の沖縄振興予算がこれまで県経済の発展に大きく寄与してきたことは、県民がひとしく認めているところであります。次年度平成30年度概算要求の中で、10年に及ぶ振興計画が折り返しの中間点に当たり、過去５年間の検証と残り５年の方向性をしっかりと見極める必要があると考えております。沖縄県知事の果たす役割の中で、県民の行政サービスを裏づける財源確保は、最も重要な職務の一つであります。また、知事は、国との予算交渉に最大の努力を傾注すべきであり、そのことを県民は期待し、見守っております。

そこで伺います。

ア、去る11月17日に、知事は概算要求の3190億円確保に向けて要請を行っておりますが、手応えはどうだったか、知事の感想をお聞きしたい。

イ、永田町においては、今回も3190億円台の達成は厳しいとの見方が強いと言われております。この場合、最初に一括交付金が削減の対象になると考えておりますが、大幅削減の際、県を代表する首長として知事はどのように想定しているのか伺います。

ウ、一括交付金についてお聞きしますが、現在のソフト・ハード両交付金の額と、ソフト交付金の県と市町村の割合、そしてその額について伺います。

エ、現在、県下41市町村は一括交付金の大幅削減による配分の減額に対する不安の声が出ております。そのことについて、意見交換は行われているのかお聞きしたい。

オ、多くの市町村、特に財政基盤が脆弱な地域行政においては、大幅削減の結果、従来の市町村配分が維持できるのか大いに危惧しております。その可能性はあるのか伺います。

(2)、普天間飛行場移設問題について。

辺野古移設の原点は、あくまでも21年前のＳＡＣＯ合意に基づく普天間飛行場の危険性除去であり、私たち自民党も一日も早い返還を日米両政府に働きかけてまいりました。知事は、辺野古への代替基地は絶対につくらせない、埋立承認は法的に瑕疵があると選挙戦で公約し、就任から去る11月16日で３年を経過いたします。承認取り消しを視野に入れて、これまで繰り返し行ってきた絶対につくらせないとの知事発言とは裏腹に、今もって国の移設作業は行われ、埋立承認を撤回していない知事の政治姿勢が問われていることは言うまでもありません。建設反対の市民団体から現在の知事姿勢は考え方が逆行しており、言行不一致との指摘もあります。

そこでお聞きします。

ア、11月14日、普天間飛行場代替施設の辺野古建設事業において、奥港からの資材搬入が行われました。知事は海上搬入について、港湾関係の法令上、許可せざるを得ないものと決断したとしておりますが、その判断について具体的な説明をお聞きしたい。

イ、行政は、法令上の規定にのっとって行われるのは当然のことであります。最高裁判決で示された普天間代替施設建設事業についても、法令の規定により判断すべきものであり、あらゆる手段でとめるとの知事の発言は、法令の範囲内でとの限定があると理解してよろしいでしょうか。

ウ、市民団体から奥港の使用許可について、あらゆる手段でとめると言っている知事の発言との関係で公約違反との批判が出ております。どう受けとめていらっしゃるか伺います。

エ、知事は、辺野古で座り込み闘争に参加している抗議団体に関して、不法・不当な刑事的扱いを受けたと述べたようですが、それは事実ですか。また、どのような点が不法・不当だと考えているのかお聞かせください。

２番、廃棄物処理について。

離島県である沖縄県にとって、県内で廃棄物の適正処理を行うことは、循環型社会を構築するために最も重要なことであります。そのことを受けて、県はこれまで処理方法と経済活動にあらゆる指導を行ってきたと考えております。全国的に廃棄物処理施設の整備状況が厳しい中、本県において、県内大手の産業廃棄物処理業者、倉敷環境の産廃処分業許可が取り消された。好調な県経済に与える影響は大きく、県当局は早目に収拾を図ると同時に、摘発だけでなく事業者を育てる、あるいは努力と配慮することも必要ではないでしょうか。

そこで伺います。

(1)、県内の廃棄物処理関連会社は何社あるか伺います。

(2)、倉敷環境の認可取り消しで産業廃棄物・一般廃棄物等の処理不能による県民と他社への影響を県はどう考えるか伺います。

(3)、米軍基地からの廃棄物処理の現状はどうか伺います。

(4)、県外での処理も想定しているか、その処理費用はどの程度になるのか。

(5)、新たな許可申請が出されたとき、許可までにどの程度の期間が必要かお聞かせください。

３は取り下げます。

４、県警察の拾得物取り扱いについて。

(1)、11月23日付の新聞報道で「拾得物　10年で６倍」と発表されておりますが、県警が扱う拾得物の現状と課題、そして今後の対策についてお聞かせください。

５、地域・離島振興について。

去る11月６日、７日の両日、総務企画委員会は、伊江村の視察調査を実施しました。離島振興なくして沖縄県の発展はあり得ない、この言葉は前仲井眞知事の口癖でありました。昭和28年に議員立法によって制定された離島振興法は、10年ごとに改正され、最も新しい振興法は、平成25年４月に全面実施されたものと聞いております。これまでの離島振興法との大きな違いは、本県の課題の一つであります離島における定住の促進等が盛り込まれていることであります。県としての御努力は大いに評価しておりますが、離島振興を着実に推進し実現するには、あらゆる条件整備が必要不可欠であることは言うまでもありません。

今回の視察調査に関して、３点ほど質問を行います。

(1)、離島・僻地医療について。

ア、県内の有人離島39の中で、県立病院を含む診療所職員等の充足率の現状と課題について伺います。

イ、救急搬送船やドクターヘリ等の対応・対策はどうか伺います。

ウ、琉球大学医学部における地域枠選抜制度の経過と今後の見通しについてお聞きしたい。

(2)、農業環境整備について。

ア、カンショ等の特殊病害虫であるイモゾウムシ、アリモドキゾウムシに対する根絶事業の経緯と成果、そして今後の課題についてお聞かせください。

イ、伊江村ではカンショ生産が盛んであり、加工場からペーストや紅芋が本島向けに出荷されていると聞いております。しかし、両ゾウムシ等の害虫による被害が出ており農家を悩ませている。早期に根絶防除事業の実施要請がありますが、県の取り組みについて伺います。

(3)、教育問題について。

ア、北部振興事業で設置されたさくら寮は、県立高等学校北部合同寄宿舎運営協議会によって管理運営されているとのことですが、その運営状況と今後の方向性について伺います。

イ、さくら寮の寮費が県内学生寮の中でも高額であり、月額３万7476円プラス水道光熱費となり、保護者の経済的負担が大きいとの指摘があります。せめて県立学生寮と同額になるよう要請が出ておりますが、教育長の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　仲田弘毅議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)のア、平成30年度沖縄振興予算に係る要請についてお答えをいたします。

安全で安心に暮らせる沖縄らしい優しい社会を構築するとともに、好調が続く経済をより高い次元へと進化させ、沖縄が目指す将来像の実現に向けた取り組みを推進するためには、沖縄振興予算の確保が重要であります。このため、概算要求後の11月17日に、概算

要求額の満額確保及び概算要求の総額3190億円の範囲内で、一括交付金については要求額以上の確保を関係要路に要請したところであります。面談した方々からは、期待に応えられるよう努力したい、日本とアジアのかけ橋となる役割を果たすようになってもらいたいなどの御発言があったところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で(1)イ、平成30年度概算要求における一括交付金の減額についてお答えをいたします。

沖縄振興一括交付金については、県と市町村が沖縄の総意として従前の水準への回復を要望したにもかかわらず、概算要求において減額されており、極めて残念であります。沖縄振興特別措置法においては、沖縄の自主性を最大限尊重することとされており、県や市町村が主体的な選択に基づいて実施できる一括交付金は増額すべきであると考えております。このため、知事を先頭に11月17日に関係要路に対し、概算要求の総額3190億円の範囲内で一括交付金については要求額以上の確保を要請したところであります。

次に、同じ知事の政治姿勢についての御質問の中で(1)ウ、一括交付金の予算額等についてお答えをいたします。

平成29年度のソフト交付金の予算額は688億円、ハード交付金は670億円となっております。また、ソフト交付金については、県と市町村で５対３の割合で配分した後、県から市町村へ10億円を措置しており、配分額は県が420億円、市町村が268億円となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての中の(1)のエ、一括交付金に関する市町村との意見交換に関する御質問にお答えいたします。

一括交付金のうち、市町村のソフト交付金事業については、県予算に計上した上で市町村に配分する間接補助の仕組みとなっており、県と市町村の配分は、県知事と市町村長で構成される沖縄振興会議で協議の上決定いたしております。去る８月31日に内閣府が発表した平成30年度概算要求額のうち、ソフト交付金については、平成29年度当初予算に比べ52億円減額となっております。このような状況を踏まえ、現在、沖縄県では、市長会及び町村会と連携の上、各市町村長と面談するなど、意見等を伺いながら対応を調整しているところです。

沖縄県としましては、内閣府概算要求の満額が措置されるよう、今後とも市長会及び町村会と連携して取り組んでまいります。また、各市町村の意見等の把握に努め、適切な配分に取り組みます。

同じく１の(1)のオ、ソフト交付金の市町村配分に関する御質問にお答えいたします。

平成30年度内閣府概算要求のうち、ソフト交付金につきましては、平成29年度当初予算に比べ減額となっておりますが、市町村への影響が可能な限り小さくなるよう調整しているところであります。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しましては、県事業において、ソフト交付金事業の町村負担分を支援する町村支援事業を実施するほか、市町村配分に際し財政力加算を適用することなどにより、その影響が最小限になるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のア、奥港の使用許可についての御質問にお答えいたします。

奥港については、６月下旬に北部土木事務所に対して、岸壁及び港湾施設用地に係る使用許可申請が提出され、その申請が普天間飛行場代替施設建設事業の承認願書にかかわる内容であったことから、北部土木事務所から土木建築部に処理方針の照会がありました。このため、当該処理方針の決定に際しては、知事公室に報告・調整し、また、知事公室を通じて弁護士にも随時相談・確認しながら、他法令の手続にかかわる事項が許可・不許可の判断に影響するか否か等検討を行っております。その結果、許可・不許可の判断に際しては、他法令の手続との整合性や特定の事業・仕向港などを考慮することはできないことが改めて確認されたことから、北部土木事務所に対しては、土木建築部長名で港湾関係法令に基づき処理するよう方針を示し、北部土木事務所において当該処理方針に基づき、９月上旬に使用許可を行ったところであります。

同じく１の(2)のウ、奥港使用許可と公約との関係についての御質問にお答えいたします。

奥港の使用許可については、法令にのっとって適正に処理したものであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のイ、法令と知事権限の関係についてお答えいたします。

法律による行政の原理のもと、行政活動は法律に従って行われなくてはなりません。辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等さまざまなものがありますが、これらについて、法令にのっとり適正に審査を行っていくこととなります。

次に、(2)のエ、辺野古での抗議団体の扱いへの見解についてお答えいたします。

知事は、去る11月15日の会見で市民団体の議長について、不法な不当な刑事的な扱いも受けたという意味で、その思いを考えるとと発言しており、そのような拘束された方自身の思いについて言及したものと認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２の廃棄物処理についての御質問の中の(1)、県内の廃棄物処理関連会社についてお答えします。

平成29年４月１日時点で、県が許可を与えている産業廃棄物処理業の許可件数は1192件であります。その他、各市町村が許可を与えている一般廃棄物処理業者については、現在、最新の状況について調査中であります。

同じく(2)、県民と他者への影響を県はどう考えるかについてお答えします。

産業廃棄物については、同社の受け入れが停止しても、十分な量の処理能力を持つ事業者がいることから、分別を徹底すれば県内で中間処理することは十分可能であります。そのため、排出事業者及び処理業者に対し、これまで以上の分別の徹底、排出抑制及びリサイクルの推進を指導しているところであります。また、一般廃棄物については、各市町村の処理施設で処理が可能でありますが、粗大ごみ等については、同社で処理を行っていた市町村もあることから、市町村への影響について現在調査中であります。

同じく(3)、米軍基地からの廃棄物処理の状況についてお答えします。

平成27年度に米軍基地内から排出された生活系ごみの量は、約２万6000トンとなっており、そのうち約１万6000トンを今回処分した事業者が処理しておりました。そのため、これらの生活系ごみについては、一部、基地内で保管しているところであり、市町村及び一部事務組合に緊急避難的な受け入れの検討を依頼するとともに、その他の民間事業者の活用について、米軍に助言しているところであります。引き続き、米軍、沖縄防衛局、関係市町村等と調整を行い、円滑な処理を図ってまいります。

同じく(4)、県外での処理とその費用についてお答えします。

今回の許可取り消し処分により同社の受け入れが停止しても、産業廃棄物については、十分な量の処理能力を持つ事業者がいることから、分別を徹底すれば県内で中間処理することは十分可能であると考えております。なお、仮に県外で処理する場合、産業廃棄物の種類により異なりますが、１トン当たり３万円から10万円ほど輸送費がかかると聞いております。

同じく(5)、許可申請にかかる期間についてお答えします。

産業廃棄物の処分業を営むためには、処分業許可のほか、処理施設の設置許可を取得する必要があります。事業者が管轄保健所に申請書を提出してから許可までの所要期間は、処分業許可が約３カ月、処理施設設置許可は約６カ月程度となっております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　４(1)、県警察が取り扱う拾得物の現状と課題、今後の対策についてお答えをいたします。

県警察に届けられた拾得物の受理件数は、観光客の増加、大型商業施設の開設などで年々増加をしている状況にあります。具体的に申し上げますと、平成18年には約２万4000件だった受理件数が、平成28年には約14万8000件へ上昇し、この10年間で約６倍に急増しております。また、外国人観光客の増加により、外国人からの届け出受理に伴う通訳対応や、帰国した外国人への外国語での連絡など新たな業務負担が生じております。拾得物をめぐるこうした量的、質的な急激な変化に対応するために、各警察署で拾得物の対応に当たる一般職員は、平日の勤務時間では処理が追いつかず、超過勤務や休日出勤を余儀なくされております。

このため、県警察としましては、例えば拾得物の受理件数が多い警察署への人員のパワーシフトや業務の合理化などを推進してまいりましたが、こうした措置では限界に近づいているところであります。今後、さらに2020年東京オリンピック・パラリンピックの開

催、那覇空港第２滑走路の供用開始などで受理件数がさらに増加することが予想されますところ、沖縄21世紀ビジョンでも言及されている世界水準の観光・リゾート地にふさわしい行政サービスを提供できるよう、県警察として今後とも必要な対策を講じていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　初めに、５の地域・離島振興についての御質問の中の(1)のア、離島診療所の職員等の充足率についての御質問にお答えします。

県内離島に所在する４つの町村立診療所では、医師６名及び看護師12名が従事しており、充足率は100％との報告を受けております。離島診療所においては、今後とも安定的に医師を確保していくことが課題であると認識しております。

次に、(1)のイ、離島の急患対応についての御質問にお答えします。

県では、離島の医療機関で対応が困難な患者について、沖縄県のドクターヘリを活用するとともに、自衛隊及び海上保安庁の協力を得て、救急搬送する体制を整備しております。また、伊江村では、平成27年度から、救急患者搬送船による搬送が実施されているとのことであります。

次に、(1)のウ、琉球大学医学部の地域枠についての御質問にお答えします。

琉球大学医学部の地域枠は、国の医学部入学定員の増員方針を受け、平成21年度に設置されたところであり、県は、地域枠学生に対する修学資金の貸与を行うことにより、地域医療に従事する医師を養成しているところであります。地域枠の入学定員は、平成21年度が７人、平成22年度から平成26年度までは12人、平成27年度からは17人に増員が図られ、このうち３人は離島・北部枠として設定されております。平成21年度から平成29年度までの入学者数は118名となっており、平成32年度以降、地域枠を卒業した医師が順次、離島・僻地での勤務を開始し、平成41年度以降は、毎年度約70名程度で安定的に推移すると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　地域・離島振興についての御質問の中で５の(1)ア(ｲ)、県立病院附属診療所の職員充足率の現状と課題についてお答えいたします。

病院事業局においては、16カ所の附属診療所を運営しており、医師及び看護師、事務員については充足しております。診療所の人員配置については、引き続き安定的な確保が重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　５、地域・離島振興についての御質問の中の(2)ア、イモゾウムシ、アリモドキゾウムシ根絶事業の経緯と成果、今後の課題についてお答えいたします。

県では、アリモドキゾウムシとイモゾウムシの根絶事業を平成13年度より久米島、19年度より津堅島において実施しているところであります。アリモドキゾウムシにつきましては、久米島町で平成25年に根絶を達成し、根絶後の久米島町のカンショ作付面積は拡大傾向にあります。津堅島のアリモドキゾウムシは、寄主植物調査において寄生率がほぼゼロとなっており、根絶対策の最終段階にあることから、県や国による確認調査を行うため、沖縄県特殊病害虫防除条例に基づく防除地区として10月30日付で津堅島を指定し、寄主植物の移動規制を実施しているところです。イモゾウムシの根絶に向けては、１、低コスト人工飼料の開発、２、大量増殖技術の確立、３、有効なモニタリング技術の開発の課題があることから、課題解決に向けて取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き、地元市町村等の協力を得ながら、早期根絶を目指してまいります。

次に、同じく(2)イ、ゾウムシ類根絶事業の要請への対応についてお答えいたします。

アリモドキゾウムシとイモゾウムシ根絶の防除地域を拡大していくには、根絶を効果的に進めるための低コスト人工飼料の開発や、両ゾウムシの大量増殖技術、有効なモニタリング技術等を確立する必要があります。

県としましては、これら技術の開発状況を踏まえつつ、久米島、津堅島でのゾウムシ類の根絶防除を行った後、防除地域を拡大し、関係機関と連携し根絶防除を進めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　５の地域・離島振興についての御質問で(3)のア、さくら寮の運営状況と今後の

方向性についてお答えいたします。

平成15年４月に開所したさくら寮は、名護市内の県立高校に通学する遠隔地出身の生徒を支援するため、名護市が設置した定員60名の合同寄宿舎であります。その運営は、北部12市町村で構成する名護市県立高等学校北部合同寄宿舎運営協議会が行っておりますが、入寮生の定員割れや修繕改修費用などにより、収支状況は厳しい状況にあります。そのため、平成27年度からは、北部広域市町村圏事務組合が補助を行うなど、支援強化が実施されております。

県教育委員会としましては、このような状況を踏まえ、補助予算額を平成28年度の92万6000円から、平成29年度は246万7000円と増額しているほか、入寮生増加策や経費節減策など、運営協議会側と今後の安定的な運営について意見交換を図っているところであります。

次に、同じく５の(3)のイでさくら寮の寮費の要請についての御質問にお答えいたします。

さくら寮の寮費については、保護者負担の一部助成に関する陳情が伊江村から提出されているところであります。このさくら寮は、他の県立学校の併設寮とは異なり、トイレやシャワー等がついた１人部屋であることなどから、比較的寮費が高いとともに、自室の光熱水費は使用実態に応じた徴収となっているため、使用量が多いと自己負担が高くなっていくものと考えております。

県教育委員会としましては、平成29年度から北部合同寄宿舎運営協議会への補助を増額し、さくら寮への支援を強化しているところでありますが、寮費に関する課題については、同運営協議会と意見交換してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　御答弁ありがとうございました。

知事、一つお伺いしたいんですが、先ほど答弁がありました知事の基本姿勢の２番目、普天間飛行場移設問題についてのエで、知事が反対運動の団体の皆さんの中で、今現在裁判中である被告と言えば被告になりますが、２年６カ月の求刑がせんだってなされた方を擁護するような発言があったということで、何度もお電話がありました。これは知事の立場を考えての電話でありました。一方的な発言を知事はやるべきではないですよという、そのことについて知事の見解をお伺いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　先ほど公室長のほうからも私の思いを話をさせていただきました。その中は、御本人、議長が大変苦しい思いをしたという御本人の言葉をもって、新聞報道等ありましたので、そういうお話をするからには、大変苦しかったでしょうというようなことで引用させていただいたと思っております。

なおかつ、この議会でも私がオール沖縄ということで、そういった基地問題に対処している中で、そういった立場の議長にあなたが何も一言もしゃべらないのは大変ある意味で人間味という意味でも政治的な意味でもいかがでしょうかというのがありましたので、私からすると、その行政の立場ということと、そういった思いというものの兼ね合いがちょっとある意味でやりにくかったというようなことを正直に申し上げて、その思いと、また私が基地問題に行政、知事としてやっていくというようなものはまたそれなりの距離を持ってやっていくということになるだろうと、このように思っております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　廃棄物処理についてお伺いします。

私は、質問に入る前に、県のその業者、行政は単なる処分を対象とした行政の立場ではなくて、やはり養成、事業者を養成し育成していくということも含めてしっかり頑張っていただきたい。こういったことをリード文でお話し申し上げました。担当部長のその今回の大きな事象を迎えながら、そのことに対して今後の取り組みについて、担当部長として今後どうしていきたいという、一つのコメントみたいなものがあるとすればよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　事業者の育成、指導等についての御質問でございます。お答えさせていただきます。

県といたしましては、今回の行政処分を受けて、排出事業者及び処理業者に対しまして、これまで以上の分別の徹底、排出の抑制、リサイクルの推進を指導しているところであります。産業廃棄物協会等の関係団体と連携して、優良事業者育成のための講習会を開催してきましたが、さらなる取り組みの推進として、優良業者の取り組みを紹介するなど、排出事業者及び処理業者への育成指導の方法も検討してまいりたいと考えております。また、県では、平成18年度より県内の事業者が実施する産業廃棄物の排出抑制、リサイクル等に資する施設の整備や研究開発への助成事業も実施しております。これまでの実績では、処理施設整備で17件、研究開発で５件、合計22件の補助を行ってきております。引き続き沖縄県産業廃棄物排出抑制・リ

サイクル等の推進事業費補助を活用した施設整備や研究開発にも周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　ありがとうございました。

今、本県は好調に経済が推移している中において、この倉敷問題が大きな、業者に対して特に建設業者が混乱しているというんです。そういうふうな要請もありまして、ぜひ担当部局としてしっかり頑張っていただきたいなと、そういった気持ちでいっぱいであります。

警察本部長、今回の拾得物が６倍になったということでありますが、これはもちろん昨年度は観光が870万、しかもそのうちの210万は外国からのお客さんであるということですから、これまで本県は観光立県を目指して、しかも県を中心に世界水準の観光・リゾートの構築ということで頑張ってきているわけです。そういった中で、先ほど本部長は、拾得物対策に対して、構築していくと、県警本部として構築していくということですが、県警本部として具体的に沖縄県のおもてなしにふさわしい行政サービス、これが県警としてどういうふうに対策を構築していくのか、県警としての考え方をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

県警察といたしましては、現状におきましては先ほどお答えしましたとおり、１つは拾得物の受理件数が多い警察署、具体的には豊見城、那覇、沖縄ですけれども、そこへのパワーシフトや、あと業務の合理化を進めておりますが、これはなかなか限界に近づいているところでございます。このため、現在、知事部局に対して、拾得物対応の強化を図るために一般職26名の増員要求を行っているところであります。厳しい財政状況はわかるんですけれども、世界水準の観光・リゾート地としてふさわしい行政サービスを提供できるよう、知事部局に対し増員の必要性について粘り強くかつ丁寧に説明をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　本部長、この前、きのうですか、ネットで調べましたら、遺失物法という法律が近々のうちに制定されていくということなんですが、その説明が簡単にできますでしょうか。（発言する者あり）じゃよろしいです。その遺失物法は、全ての情報、例えば拾得物上がって、届け出が上がってきたものは全部一々インターネットに登録をして、広く県民あるいは観光団、その諸外国も含めて、インターネットで照会をしていくと。そういうふうなことが義務づけられますよということなんですね。ですから、今の現状の中で、足りない状況の中で、本当にそれができていくのか、そのことをぜひ頑張っていただきたいなと。

そして、次に知事部局のほうに一つだけお伺いしますが、今県警本部のほうから、その対応策として職員の増員が要請されておりますが、知事部局としての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

知事部局におきましては、毎年度全庁的に事務事業の見直し、あるいは民間委託、ＩＣＴの活用によって業務の効率化によりまして定員の見直し等行っているところでございます。やむを得ず増員を必要な場合であっても、その緊急性、あるいは必要性、優先度、貢献度等について十分検討を行った上でスクラップ・アンド・ビルドによる再配置、そういうのを行っております。そういう意味で、警察職員におきましても、やはり知事部と同様な業務の点検といいますか、そういうのも行った上でスクラップ・アンド・ビルドによる再配置を十分に検討する必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　知事、知事の公約で、沖縄らしい観光・リゾート地の形成、そして観光の質の向上、沖縄観光の安全・安心を知事は公約の中でしっかりうたっています。そして、沖縄県の21世紀ビジョンの中で、将来像として世界水準の観光・リゾート地の形成、こういうふうに諸外国にアピールできる観光地をアピールしているわけですから、外国から来られた方々の遺失物でもしっかり外国に、要望に応じていただけるようなシステムづくりをやっていただきたいとこう思います。

ただ残念ながら、外国には郵便物の着払いというのがないんです。そういったことも含めて、しっかりと対応・対策を練っていただきたい。こういった要望をして終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明８日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時26分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　上　原　正　次

会議録署名議員　　又　吉　清　義

平成29年12月８日

平成29年
第　６　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　５　号）

平成29年
第　6　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

平成29年12月８日（金曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第5号

平成29年12月８日（金曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで
甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第２号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第３号議案　平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県介護保険事業推進基金条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第８号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例
乙第９号議案　沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第13号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第14号議案　財産の取得について
乙第15号議案　財産の取得について
乙第16号議案　損害賠償請求事件の和解等について
乙第17号議案　指定管理者の指定について
乙第18号議案　指定管理者の指定について
乙第19号議案　指定管理者の指定について
乙第20号議案　指定管理者の指定について
乙第21号議案　指定管理者の指定について
乙第22号議案　指定管理者の指定について
乙第23号議案　指定管理者の指定について
乙第24号議案　指定管理者の指定について
乙第25号議案　指定管理者の指定について

乙第26号議案　指定管理者の指定について
乙第27号議案　指定管理者の指定について
乙第28号議案　当せん金付証票の発売について
乙第29号議案　国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
乙第30号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第31号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第32号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（47名）

議　長	新里米吉君	23番	末松文信君
副議長	赤嶺　昇君	25番	渡久地　修君
1番	瀬長美佐雄君	26番	玉城　満君
2番	玉城武光君	27番	仲村未央さん
3番	親川　敬君	28番	照屋大河君
4番	新垣光栄君	29番	仲宗根　悟君
5番	次呂久成崇君	30番	崎山嗣幸君
6番	宮城一郎君	31番	金城　勉君
7番	大城憲幸君	32番	砂川利勝君
8番	金城泰邦君	33番	具志堅　透君
9番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
10番	新垣　新君	35番	中川京貴君
11番	座波　一君	36番	座喜味一幸君
12番	比嘉瑞己君	37番	嘉陽宗儀君
13番	西銘純恵さん	38番	新垣清涼君
14番	平良昭一君	39番	瑞慶覧　功君
15番	上原正次君	41番	狩俣信子さん
16番	当山勝利君	42番	比嘉京子さん
17番	亀濱玲子さん	43番	大城一馬君
18番	當間盛夫君	45番	糸洲朝則君
19番	上原　章君	46番	照屋守之君
20番	山川典二君	47番	仲田弘毅君
21番	花城大輔君	48番	翁長政俊君
22番	又吉清義君		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	子ども生活福祉部長	金城弘昌君
副知事	浦崎唯昭君		
副知事	富川盛武君	保健医療部長	砂川　靖君
政策調整監	吉田勝廣君	農林水産部長	島尻勝広君
知事公室長	謝花喜一郎君	商工労働部長	屋比久盛敏君
総務部長	金城　武君	文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	土木建築部長	宮城　理君
		企業局長	町田　優君

病院事業局長	伊江朝次君	公安委員会委員	與儀弘子さん
会計管理者	大城玲子さん	警察本部長	池田克史君
知事公室 秘書防災統括監	大城壮彦君	労働委員会 事務局長	金良多恵子さん
総務部 財政統括監	宮城力君	人事委員会 事務局長	池田克紀君
教育長	平敷昭人君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良潤君
次長	平田善則君	主幹	中村守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで**を議題とし質疑に入ります。

質問及びただいま議案となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　おはようございます。

沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

通告の質問の前に、昨日発生しましたＣＨ53の部品の落下について報道がありましたので、その件について執行部それから議事課とは調整済みですが、事件・事故の今の状況について状況説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

昨日10時20分ごろ、宜野湾市の保育園に米軍機の部品らしきものが落下したとの情報がありました。幸いにもけが人はいないとのことでございます。基地対策課の職員を直ちに現地に派遣いたしまして確認いたしましたところ、落下物の大きさは約10センチ、プラスチックのような材質であるとのことでございました。直ちに沖縄防衛局を通じまして米軍機の部品であるか確認を求めておりますが、けさ現在におきまして再度確認いたしましたが、まだ米軍から回答はないということでございます。職員が撮影した写真をもとに基地対策課で情報収集を行ったところ、またＣＨ53部品の可能性が高いということがございます。

それからまた後ほど環境部長からもけさ新たな事実関係が確認できたので、御答弁させていただきたいと思いますけれども、騒音測定、野嵩局のほうで撮影した画像等もございますので、この件につきましてまた環境部長から答弁させていただきたいと思います。

いずれにしましても、落下当時のすぐそばの園庭では事故発生当時40人から50人の園児が遊んでいたということです。県としましては、一歩間違えば重大な人身事故につながりかねないということで深刻な事故であるということを認識しております。

そういったことで沖縄県はきょうお昼、外務省沖縄事務所、それから沖縄防衛局長を県庁に呼んでその事故について要請したいと。まだ確定していないものですから抗議という形にはならないと思いますが、強く極めて遺憾であるということを要請したいと思っております。それから米側に対しても本日中に対応したいというふうに考えているところでございます。

先ほどの件につきましては、大浜部長から御答弁をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答え申し上げます。

県におきましては、普天間飛行場周辺におきまして４局の常時監視測定局を24時間365日置いて測定しております。騒音測定機とともに画像の映像も24時間撮っているところでございますけれども、その中におきまして12月７日10時16分19秒の画像でＣＨ53と見られるヘリコプターの写真が撮られております。その際にその測定局は落下物が落ちた保育園から約40メートル離れた地点でございます。その地点におきましてその時刻に２回の衝撃音を拾っております。そういう関係で落下物の可能性があるというふうに環境部としては認識をしているところでございます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　我々会派自民党も本当に今回の事件・事故については非常に重く受けとめて、また大変憤りを感じております。再三、いろんな抗議いろんな

意見書も出しながらきのうの一般質問でもありましたけれども、やはり根本的ないろんな改善策を求めない限りは、間違いなくこういう重大な惨事になったということも含めて、これは断じて許すわけにはいかないということで我々も強く求めてまいりたいと思います。

それともう一つは、ハインリッヒの法則というものがあってよく航空業界でも使われるのですが、300件のヒヤリハットと29件の軽微な事故、それが重大な事故につながるということがよく言われています。統計学的にもそういった数字をもとにいろいろなことが語られるんですけれども、ぜひそういったこともともに米軍側とも重要な解決策については知事を先頭に、ぜひ我々も協力できるところはきっちりしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時６分休憩

午前10時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　それでは通告に基づいて一般質問に入っていきたいと思います。

まず最初に、１、知事の政治姿勢についてですが、(1)の第三者委員会の答申を受けてということで知事の見解とその後の対応についてというその前に、事務局の許可をもらいまして、議員の皆さんそれから関係部長には用紙を配りました。去る９月の議会でも総務部長には説明を求めましたけれども、過去３回の第三者委員会について私なりに調べてみました。その１つの識名トンネルの工事については土建部のほうにデータがない中でこの資料をもらってまとめてもらいました。それ以外の公有水面埋め立てそれから口きき等に関するものは県のホームページを調べましたけれども、これを見ていくとちょっと何点か疑問になるんで、もう一度総務部長にお伺いします。

特に決裁日から開催日(3)で決裁から開催までの要した日にちを書いています。３つの委員会を比較すると識名トンネルは16日間、決裁から開催まで。普天間公有水面については11日間、安慶田前副知事に関する口きき等に関する疑惑については43日間かかっています。これについてもう一度43日間かかっている理由を説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

第三者委員会設置要綱の決裁が平成29年３月27日付でございまして、委員の選任等を経て第１回が５月11日ということになっております。この第三者委員会におきましては事実関係の調査を初め再発防止策を検討してもらうということで、この職務に見合うように法律実務の専門家である弁護士さん、それから行政法の学識経験者等の選任について慎重に検討を行いました。当初４月内にはぜひともということで日程調整を進めておりましたが、その辺の手続もございまして結果的には連休明けの５月連休明けになったというところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　今の説明だと委員の選任にもちょっと時間がかかったとありますけれども、どの第三者委員会であれ決裁後に委員の選任はするんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　決裁後にいろんなパターンはあろうかと思うんですが、我々の第三者委員会、特に弁護士の選任に当たってはやはり公正性といいますかそれを確保するということで、弁護士会のほうにも依頼して推薦を受けて選任したということもございまして、そういう意味での少し若干の時間はかかったというところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　依頼は誰がするんですか。依頼する人は誰でしょうか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　文書で総務部長名で……、ちょっと確認しましょう。

休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○総務部長（金城　武君）　公文書で依頼した記憶はございますけれども、部長名でしたか知事名でしたか、ちょっと今確認をしないと済みません、正確に申しわけないですけれども公文書でこういう推薦依頼をしたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私の資料を見てもらいたいんですけれども、９番、委員数のところに各３名、６名、５名とありますけれども、識名トンネルはないんですけれども普天間の公有水面と口ききについては設置要綱が手元にあります。ホームページに出ていますね。普天間の第三者委員会のときには知事が依頼すると、知事がと明確に書かれているんですよ。しかしこの口ききの疑惑については依頼するということがあって、誰

がという主語がないんですね。今部長がとおっしゃいましたけれども、これ委員会によって依頼する人が変わるんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　基本的には当然今決裁のほうはちょっと確認させてどの職名で依頼したかはあれですけれども、基本的には知事まで当然に調整した上で選任をすることになります。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私が申し上げたいのは、もちろん第三者委員会、公正公平に委員も指名をして議論がされていると思います。しかしこの公有水面埋め立てについては第１回の委員会のときに６月末までに結論を出すとか７月中には遅くとも報告をするということも明記しているんですね。ほかの委員会、少なくとも口ききに関しては時期も明記をしていない。私の見方からすると何か県の思いというか進め方について何か不安、不信を感じるんですよ。公有水面埋め立てについてはきっちりお尻も決めて、しかも６月なんか４回も開催しているんですね。ここに資料がありますけれども、開催頻度は月２回と決めながら真ん中の公有水面については最終月の６月には４回も開催して結論を出している、答申をしている。ですから要はやろうと思えばできることを延ばし延ばしにしているとは言いませんけれども、何かこの時間、各委員はしっかりこの委員会の中で議論をしていると思うんですが、この辺についてやはりこういう疑義が挟まらないような委員会運営を総務部長としてもきっちり主管部署として今後していただきたいと。これは提言として申し上げておきます。

それから続いて調査結果について報告書の概要、総務部長説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

第三者委員会の報告では教育長幹部人事への不当な関与があったと。それから教員採用試験の働きかけについて存在した可能性が高いというような指摘がございまして、これにつきましては、県民に不安や不信を与えたということで改めて遺憾であると考えております。さらに再発防止策の提言もございまして現在の倫理規定の改定そしてそれの条例化、そして働きかけに関する記録を制度化して、それも条例化してほしいというような内容の報告がございました。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　概要も私読ませてもらいましたけれども、やはり不当な関与であったとかそれから非常に口ききの存在した可能性が高いであるとかちゃんとした報告書が出ています。

それで知事にお伺いします。

知事は１月25日の記者の質問に対して任命責任者として責任を大変自覚していると。いろいろな方の意見も聞き任命責任はいかなるものか含め判断していきたいとありますけれども、この報告書を聞いて知事としての判断はどうされますか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　西銘議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今前副知事の口きき人事介入問題、総務部長のほうから経緯含め説明がございました。その内容において大変遺憾だと思っておりますし、県民の信頼を回復すべく第三者委員会の提言も踏まえて今後このような問題が起こることのないよう、しっかりと対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　この報告書について安慶田前副知事のコメントが新聞に載っていました。大変遺憾、報告書は未熟でへんぱなもの、到底承服できないとあります。

続いて関連するので２のほうに行きますけれども、安慶田前副知事の退職金の取り扱いの状況について総務部長説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

平成29年１月23日付で辞任した前副知事に対する退職手当につきましては、平成29年２月20日付で、支払差止処分を行ったところであり、現在のところ支給されておりません。今後、遅くとも、支払差止処分の効力期限である平成30年２月20日までに最終的に判断する必要があるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　通常、退職金というのはどれくらいで支払われるものなんですか。期間です。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　通常は退職後１カ月以内に支払うことになっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　安慶田前副知事が退職したのが１月23日、決裁が２月20日、ぎりぎりで決裁をとったと思うんですけれども、この決裁の起案者と決裁者は誰か教えてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

起案者は担当職員といいますか、最終決裁者は知事になっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　担当職員というのは班長から課長いっぱいいると思うんですけれども、私は担当職員が自分の意思で起案できる内容ではないと思っているんですね。自分の前副知事に対する処分を一班長の思いで起案なんかできないと思っています。誰かの指示があって起案しろということだと思うんですが、それについて御説明願います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　当然行政的な事務というのは、この担当者だけの意思で起案するのではなくて、当然これにつきましても知事まで調整をした上で、その調整した結果として内容的にきちっと書面上公文書として残るそういう形で、担当者のほうで方針として決まっている内容を起案したというところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　退職手当に関する条例を読みますと、懲戒免職処分等を受けるべき行為があった場合とか、または１年を経過した場合には支払いもできるように書かれていますが、それは間違いないですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　支払差止処分効力期限、その１年以内ですね。平成30年２月末までにはそういう最終的な判断をして対応してまいりたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　今総務部長として、今の第三者委員会の報告を受けてどのような対応になるか、もし考えがあれば説明願います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　今回の第三者委員会の報告で採用試験に関しては存在した可能性が高いということになっておりまして、その意味ではまだ断定する形にはなっていないと。そういうことで退職手当の取り扱いにつきましてはいろいろな法的な問題もいろいろございまして、さまざまな角度から検討を加えた上で慎重に対応する必要があるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　可能性が高いという表現は、公有水面埋め立てのときにも瑕疵がある可能性が高いというふうなたしか表現だと思うんですけれども、それを持って裁判しましたよね。裁判を起こしたじゃないですか。ですから第三者委員会の報告・答申というものがどのくらいの重さを持っていて県の執行部としてどのように受けとめているかもう一度説明願います。もう一度説明してください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　当然に県として第三者委員会にこの調査を委ねて、それでその報告を受けて基本的にはやはり当然尊重する立場でございます。それを受けて最終的にどうするかというのはまた、県としての判断が必要だというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　この件についてはいろんな県民も注目していることですから、ぜひきっちりとした結論が出るように期待をしておきます。

続いて１の(2)に行きます。

飲酒運転、これ撲滅と書いていますが済みません、根絶に訂正をお願いします。

根絶県民大会について、ア、主催者について、それからイ、飲酒条例の県の責務、県民の責務について、それからウ、交通安全推進協議会について目的、事業、会長が誰なのか、子ども生活福祉部長、お願いします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

まず飲酒運転根絶県民大会の主催者でございますが、飲酒運転根絶県民大会は平成22年から実施しておりまして、沖縄県、沖縄県議会、沖縄県警察３者の主催として実施しているところでございます。ことしは10月25日に浦添市てだこホールで開催いたしまして、８回目というふうになっております。

次に、飲酒運転根絶条例でございますが、条例は「県及び県民等が一体となって飲酒運転の根絶を図り、もって飲酒運転のない安全で安心な県民生活を実現する」ということを目的に制定をしております。条例では県の責務として県が実施する飲酒運転根絶に関する総合的な施策を推進するに当たりまして、市町村と連携し、必要な協力及び支援に努めるよう定められております。また県民の責務として、県民は飲酒運転をしない、させない、許さない強い意志を持ち、県等が実施する飲酒運転根絶に向けた取り組みに対する協力や、他者が飲酒運転をしないよう状況に応じた適切

な対応を講ずるよう努力義務が定められております。そのほか事業者、飲食店営業者、駐車場所有者等についても責務が定められているところでございます。

それから沖縄県交通安全推進協議会についてでございますが、沖縄県交通安全推進協議会は交通安全関係行政機関及び民間団体等の密接な連携のもと、交通安全活動を総合的に推進することを目的といたしまして、知事を会長とした113の推進機関・団体で構成をしているところでございます。同協議会では、年４回の交通安全運動を初め、飲酒運転根絶のロゴマークの制定それとその活用、沖縄県交通安全功労者の表彰等、高校生による飲酒運転根絶ラジオＣＭの放送等、広く交通安全活動に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　10月の県民大会、私も初めて参加をさせてもらいました。今県、県議会、県警察が主催ということで非常に残念なことがあります。今までの慣例かどうか知りませんけれども、常に副知事が出席されています。それから県警は本部長が出席をされています。今回県議会は議長が出張中ということで代理の副議長も欠席、文教厚生委員会の委員長も欠席、代理の代理の代理で副委員長が出席されていました。

私はいろいろな理由があるのでこの出席に関してはとやかく言いませんけれども、議長の日程を調べたら熊本で翌日に全国議長会か何かがあると聞いています。ただこれも日程を調整すればこの会議に出て県民大会に出て、午後夕方また福岡に入る、どこかに入るという形で熊本に入ることはできたと思いますので、要はこの大会の位置づけというんですか、私は本当に全県民一致して一丸となって撲滅をするために県知事みずから僕はリーダーとして動いてほしいと思います。先ほどの交通安全推進協議会も知事が会長ですし、それから条例では毎月１日には旗を掲揚して飲酒根絶の意識の高揚も図るというふうになっているようですから、そういったことも含めてぜひ再度この大会についての見直しをきっちりお願いしたいと思います

それともう一つ、先般米軍人による飲酒運転で死亡事故が発生しました。大変遺族の方には心からお悔やみを申し上げますけれども、実は私の知り合いで同じく飲酒運転で弟さんを亡くされた方がいます。その方に会って話を聞きました。遺族からすると犯人が米軍だろうと沖縄県民であろうと全く変わりはないと。そのつらい思いは一緒なんです。

ですから県警本部長、ちょっとお聞きします。

飲酒運転の検挙、この26年、27年、28年の検挙件数お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

検挙の件数ですけれども、平成26年は1200件、ちなみに付言しますと全国４位ですが、27年は1632件、28年は1856件でともに絶対数で全国１位の取り締まり件数となっております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事、1800件というと１日５件ぐらいが飲酒で検挙されていて、事故に至らなかったケースもいっぱいあるとは思うんですけれども、先ほど申し上げました被害者の身内からすると、米軍であるとかウチナーンチュであるとかというのは全く関係なく痛みを伴っているわけですね。ですから僕はそういう意味では飲酒の件数も多い地元の県民、我々みずからがこれを律するようなことをしていかないと、米軍の事故が起こったら抗議をする、意見書を出すということではなくて、ぜひ我々県民として本当に真剣に取り組んでこの県民大会が開催されなくても済むようにワーストの記録をぜひ返上するぐらい知事みずから先頭に立って、議長は議長として主催者の一人としてきっちり出席できる。このナンバーワンから出るということも私は非常に意義があると思いますので、代理の代理の代理であるとか、代理が出るということがもう当たり前ではなくて知事みずからがそういった発信をしてもらいたいと思います。これは強く要請をしておきます。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　３番の文化観光スポーツ部関連について、Ｊリーグスタジアムの収支計画についてまず御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

県においては、ことしの８月にＪリーグ規格スタジアム整備基本計画を策定したところでございます。同

計画におきましてスタジアム運営に係る収支について３つのパターンで試算しております。その１番基本ケース、中位計算としての試算におきましては、収入が１億816万円、支出が３億1344万円となっており、収支差２億520万円ございますけれども、これは他の体育施設と同様、維持管理のために必要な経費、いわゆる指定管理料なるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いて、財源の確保それから予算額並びに那覇市との調整状況についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

Ｊリーグ規格スタジアム整備に係る総事業費は、概算で約178億円を見込んでいるところでございます。整備に係る財源につきましては、本スタジアムは観光振興や人材育成、そしてスポーツ振興に資する施設として整備するものであることから、沖縄振興特別推進交付金の活用を検討しているところでございます。また、那覇市とは、連絡調整会議を設置して協議を行っておりまして、ことしの５月に第１回の会議を開催いたしました。その内容といたしまして、奥武山公園の今後の利用のあり方等を協議したところでございます。また今後は８月に策定した基本計画の内容等を踏まえ、引き続き相互に連携していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いてウですけれども、今の陸上競技場の市民・県民の利用状況と、もしこれが閉鎖された場合の利用場所の確保についてどのように考えているか伺います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

奥武山陸上競技場につきましては、陸上競技の練習のほか、サッカー大会やグラウンドゴルフ大会等に現在利用されておりまして、利用者数は、平成28年度において、個人利用で6102名、専用利用で９万3953名となっております。またＪリーグ規格スタジアム整備後の利用場所につきましては、整備基本計画において、スタジアム内のコンコースの一般利用等について検討しているところでございます。また、那覇市からは、近隣市町村との広域的な連携により陸上競技の練習場所を確保することを検討するというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　今の陸上競技場はＮＡＨＡマラソンのゴールであったり、またプロ野球のキャンプのときにも使っていると聞いていますが、その辺の影響は出る出ない、どのように考えていますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　その辺の課題といいますか、それは那覇市からも要望等出ておりますので、先ほど申しました連絡調整会議の中で建設前、建設中、建設後含めまして影響が過大に出ないように検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私もこれ概要版読ませてもらいましたけれども、収支でもマックスで２億2000万ぐらい出るという話が出ていました。それで申し上げたいのは財源の確保、ＭＩＣＥも一緒なんですけれども、本当にこの確保がきっちりできるのかというようなことと、それからつくった後の本当に収支、附帯施設もつくっていろいろ収支の改善をすると言っていますけれども、主目的であるものを、例えばほとんど年間何日しか使われないサッカー場をどのように活用していくのかという非常に大きな問題だと思いますので、これについてはしっかり研究・調査をしていただきたいと思います。

続いて、貸し切りバスについての28年度の報告書について、県として把握しているところがあればお願いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

那覇市と沖縄総合事務局においては、国際通り周辺における貸し切りバスの混雑や違法駐車を解消するため、平成28年度に貸切バス路上混雑対策実証事業を実施しております。当該事業の報告書によりますと、昨年10月24日から12月10日の48日間、事業を実施いたしまして、期間中の利用台数は延べ1571台、１日当たり平均32台で、仮設待機場確保により、交通渋滞緩和や違法駐車防止につながったとのことであります。また、同報告書では、短期的な取り組みといたしまして、旧運転免許試験場跡地と同様の場所を待機場として設置し、利用することなどが提案されております。中長期的な取り組みといたしましては、国際通り周辺に乗降場――乗りおりする場ですね、乗降場を

整備すること、その乗降場は予約制として意図的に時間分散を促すことなどが提案されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いて29年度、これも那覇市と総合事務局の事業だと思いますけれども、県として今把握している状況について説明願います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　貸し切りバスの待機場設置の取り組みにつきましては、今年度、県と那覇市の共同事業として実施しております。具体的には11月１日から12月22日まで、昨年度と同様、県有地である旧運転免許試験場跡地を待機場として設置しております。今回の事業で那覇市は将来の駐機場における一定の受益者負担を想定し１台当たり1000円を徴収しております。現在までの状況は、バス事業者や旅行会社への事前通知のおくれ等から、残念ながら今低い利用状況となっているところでございます。これらのことを踏まえまして、利用促進を図る観点から、バス事業者や旅行会社の会合等での周知や待機場の利用促進を再度文書で関係機関へ依頼しているところでございます。

県といたしましては、今後とも那覇市と連携して当該問題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　この件ももう何年も前から多分指摘されていると思うんですが、那覇市だけではなくて今回は県も一緒になって取り組むということで、本当に早急に解決をしないとこの後いろんな意味で県民の生活やいろんな形で影響が出ますので、しっかり取り組んでもらいたいと思います。

それでは(3)、国内・海外の観光客数の算出方法について説明を願います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

沖縄県を訪れる観光客数の算出方法といたしましては、国内客については、本土から沖縄本島や離島に就航する旅客輸送機関の月間輸送実績から、沖縄県在住者を控除し、国内客の人数を算出しております。また外国客につきましては、空路・海路ともに、県内の空港や港で入国審査を受けた外国人の人数を集計しております。観光収入につきましては、国内客及び外国客に対しまして四半期ごとに空港及び港で行っているアンケート調査に基づき算出しております。具体的には、県内での消費額を聞いておりまして、その結果を一定の統計処理をした後、国内客及び外国空路客、外国海路客の１人当たりの消費額を算出し、これにそれぞれの入域観光客数を乗じることによりまして観光収入として推計を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　混在率についてもちょっと説明をお願いしていいですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　本土から沖縄に来られるお客様の中には、県内在住者もおりますので一定の混在率という形で、これは３年に１度、アンケート調査をとりまして一定の統計処理をもとに、現状は大体85％程度ございますけれども、そのお客様――観光客が――といったことを出しまして、実際の輸送実績に掛け合わせまして入域観光客数を算出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　観光客数や観光収入も全てアンケートのデータに基づいて想定で出しているということで理解をしたいと思います。

それで今後の指標のあり方なんですけれども、もちろん県としては、今までは入域者数それから観光収入のほうに主眼をシフトしていると聞いています。私もぜひもう量を求める時代もいいんですけれども、質、要は転換も必要ではないかと。よく我々ヨーロッパからのお客様であったり、この間経済労働委員会で行ったオーストラリアも滞在日数も長い、単価も高いと聞いていますので、そういった取り組みも県としてしっかり今後行うべきだと思いますので提言をしたいと思います。

続きまして、環境部関連について。

環境影響評価条例アセスの改正案について。

ア、改正する理由とその必要性、合理性について説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

沖縄県環境影響評価条例は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について手続等を定め、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを目的としております。現在、条例の対象事業とはなっていない規模が大きい土地の造成を伴う事業について、貴重な動植物の消失

や赤土等の流出による著しい影響が懸念されることから、県では、社会状況の変化や他府県の対象事業種も踏まえ、条例の改正を検討しているところであります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　その条例を施行するに当たって影響はどのように考えていますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　現在、沖縄県環境影響評価条例では、大規模な土地の造成を伴う広範にわたる開発事業でもあるにもかかわらず環境影響の対象となっていない事業があるために、条例改正案では土地の造成を伴う事業を対象事業に追加することを検討しております。環境影響評価制度は、許認可等により規制するものではなく、事業者が関係者との合意形成を図りながら環境の保全の観点から、総合的かつ計画的に望ましい事業計画をつくり上げることを目的としており、より環境に配慮した事業が行われることになると考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ある意味の危機管理だと思いますけれども、この間の倉敷の件もそうですが、もちろん法令に準じて判断をする、構わないと思います。しかしその前にいろんな対応策を考えておかないと、きのうの新聞でも米軍の８トン近い生ごみが大変だという記事もありましたし、要はこれも全て経済的な影響、それからいろんな沖縄県のこれからの産業振興についても影響が出ないかどうかも含めて、余り拙速にこの条例を条例化するのではなくていろんな有識者の意見も聞きながら慎重に進めてもらいたいと思います。

次に行きます。

済みません。休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　第一航空の運航再開についてですけれども、当初から遅延している要因とそれからイも一緒に合わせてコスト負担についての交渉状況についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

第一航空の粟国路線の再開につきましては、現在、粟国村、県、第一航空の３者で協議を重ねておりますが、今現在、第一航空から提示されている収支計画の内容が量的な面では非常に特に粟国村の財政規模に比して大きいということ、それから個別経費につきましても、事故を起こした航空機に関する減価償却、訓練費に関する減価償却、保険料、訓練に要する経費等について精査・調整が未了ということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　2014年度の負担の総額と国、県、村の負担の額をちょっと説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　2014年度ということでお答えいたします。

これは過年度補助でございますが、平成26年度欠損額が7720万9000円に対しまして国補助が2105万円、県の補助が3743万9000円、粟国村が1872万円ということでございます。

○西銘　啓史郎君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　村長も安全性について非常に不安視しているということやまたこの費用の負担が大きいということ等から、本当にこのまま第一航空で再開していいのか。私も常に公共交通ネットワークでも意見していますが、これを本当に取り除くことができない限りは私は島民の負担も大きいし、それから不安も大きいし、再開すべきではないというふうに私個人的には思います。しかしいろんな判断があってすると思うんですが、実際にこの負担額、今やりとりしている県と国と村でやっているんですが、この中身の精査はどこか専門、例えばほかの航空会社とかどこかで精査してもらっていますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

その知見を有する方へも御相談申し上げて今後精査してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　この件についてはもうずっと運休していますので、本当に県民にとっての負担もとても大きくなっていると思いますから、島民の問題だけではなくて県全体としてしっかり取り組んでもらいたいと思います。

続いて修正ですが、ごめんなさい。(2)は商工労働部関連でした。済みません、商工労働部長に質問します。

物産公社の決算状況と中期経営計画とありますが、

経営改善計画の訂正ですが、進捗状況についてわかっていれば御説明願います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　沖縄県物産公社の経営状況についてお答えいたします。

沖縄県物産公社の平成28年度決算については、総取扱高が約57億8070万円で前年度比4.6％減となりましたが、不採算店舗の閉鎖や人件費削減等の財務改善に努めたことから、経常利益は、2555万円で７期ぶりの黒字となっております。また、経営改善計画の進捗状況については、事業モデルの再構築や競争力の強化、組織体制の見直し等に取り組み、平成28年度は売上高、粗利益、経常利益ともに経営改善計画の目標数値を達成し、経営改善が順調に進んでおります。

県としましては、引き続き、物産公社が実施するこのような経営改善の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　わかりました。一時債務超過になりそうな時代があったと思いますので、これをきっちりまたフォローしていただければと思います。

続いて子ども生活福祉部で、生活保護の受給者、老齢年金受給者の実態について、受給者数それから支給額について説明願います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。

まず生活保護費のほうですが、平成28年度の生活保護受給者数は、３万6534人となっております。生活保護扶助費につきましては、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等と８種類の扶助費で構成されておりまして、受給者個々の人の状況によりまして支給額、いわゆる扶助費は異なりますが、現物給付である医療扶助、それと介護扶助を除いた平成28年度の扶助費総額を受給者数で割った月額は６万1737円となっております。なお、これに医療扶助と介護扶助を含めますと、平成28年度の扶助費総額を受給者数で割った月額は13万7029円となっております。また、厚生労働省が取りまとめた資料がございますが、平成27年度の沖縄県の厚生年金受給者数は８万2895人で、平均年金月額は12万6454円、国民年金受給者数は25万8869人で、平均年金月額は５万2300円となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いて(2)の障害者差別解消法、昨年４月に施行されましたが、その状況について今どのようになっているか県としての把握状況をお願いします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　障害者差別解消法の状況についてお答えいたします。

県では、障害者差別解消法が施行される前に、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例を制定しております。それで共生社会の実現に向けまして、県内各地域において普及啓発活動、それとテレビ等の媒体を活用した広報活動等をこれまで行っておりました。障害者差別解消法につきましては昨年度施行されておりますが、障害者差別の解消に向けた研修会の対象がこれまで行政機関の方からの申し込みが多かったのですが、一般企業や学校等へ広がりを見せておりまして、研修会の参加人数も大幅に増加しておりまして、県民の理解・関心は深まりつつあるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　次のアのＮＰＯ法人のＢＦＮ会議実態調査について県にも数字が行っていると思いますが、状況を報告願えますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

まず障害者専用駐車場の不適正な利用につきましては、障害当事者から県や市町村に差別に関するような相談が寄せられているところでございます。それでＮＰＯ法人バリアフリーネットワーク会議のほうが、先般那覇市の予算を使いまして空港と商業施設のほうを調査したところでございます。その中で特に空港のほうの利用につきまして、空港の国内線ターミナルにございますが、そこの障害者専用駐車場は21台利用があるんですけれども、そのうち４割に当たる９台が障害者専用ではない方が利用されていたことですとか、あとは身体障害者専用の乗降場がございますけれども、そこでは対象外の利用が、レンタカーとかタクシーの利用がおよそ４割ぐらいになっていたという状況が、県のほうにも報告されているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　やはりそういった方々への思いやりを、我々健常者がきっちりと今後も行っていく必要があると思いますので、県としても取り組みもお願いします。
　では７番目、平安山ワシントン事務所長について、採用期間、採用資格、航空機の利用規定について２つ答弁願います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　ワシントン駐在の前参事監は、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき採用された一般職の任期つき職員であります。採用期間は平成27年４月１日から平成29年３月31日となっております。基地問題や安全保障について、高度な専門的知識・経験を有していること等が選考基準となっております。
　続きまして、平安山参事監の旅行した場合の航空機の利用規定の件でございます。
　職員への旅費は、沖縄県職員の旅費に関する条例の定めるところにより支給してございます。航空運賃につきましては、旅費条例第17条、そして外国旅行の場合は第33条に定められてございます。前参事監の米国、沖縄間の航空機利用につきましては、旅費条例第33条により、エコノミークラスを利用しているところでございます。
○西銘　啓史郎君　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前10時51分休憩
　　午後10時52分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　その政策参与のときの交通費、ビジネスクラスを利用していませんか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　その際はビジネスクラスを利用してございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　どういう理由ですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　平成27年２月23日に政策参与に就任していただきましたけれども、その８日後の３月２日から３月９日までワシントン出張をお願いしました。その際に事前準備に要する時間がなかったこともありまして、機内におきまして面談相手の立場やそういった情報を踏まえた交渉、また知事の考えや沖縄の状況等を正確に説明するための整理と大変ハードなスケジュールを事前に準備する必要があったということです。それを機内においてやっていただく必要があったということがございまして、また知事の代理として関係者と――これはワシントン駐在の設置に向けた交渉でございますが、関係者と渉外業務を行うという重責を担っておるということがございます。そういった中で12時間を超えるフライトを経て高度の渉外業務を遂行するためには、機内において体調管理等の環境確保が必要ということでビジネスクラスで対応したということでございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　もう時間がないので余り追及しませんけれども、これはおかしいと思います。後でまた委員会でも議論をしてもらいたいと思います。
　最後に、地域安全保障に関する県民意識調査についての調査実施期間、その理由、調査結果についてお願いします。理由だけでいいです。調査結果は後で聞きます。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　地域安全保障に関する県民意識調査、これは安全保障に関する県民意識を把握し、施策に生かしていくための基礎資料とすることを目的に平成26年度そして平成27年度に実施しております。その調査結果、さまざまな調査ございますけれども、その中で辺野古問題に関する調査も行っております。その中で辺野古新基地建設に反対する民意等を確認することができたということでございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　辺野古反対のパーセンテージとどちらかといえば反対のパーセンテージを説明してください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　まず賛成が13.5、どちらかといえば賛成が12.0で合計25.5でございます。どちらかといえば反対が13.6、反対が44.6で合わせて58.2となってございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　以前、公室長がマスコミ情報で８割が反対しているという答弁をもらったことがあるんですけれども、県民意識調査からしても５割弱ちょっと、それからさきの衆議院選挙で４議席中３議席が当選したと言いますけれども、得票数でいくと51％とか52％なんですね。ですから知事がおっしゃるように、全県民が支持しているということにはならないと

思います。ですから衆議院選挙の結果は３人当選した事実はありますけれども、この辺についてはそれに違う意見を投票している人もいるということを強く申し上げたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　自民党の具志堅透でございます。

通告に従い、一般質問をしていきたいと思います。

まず１点目の農林水産業の振興の中の、農業支援外国人受入事業の進捗ということで通告しておりますが、６月議会でしたか、さきの議会の私の代表質問の答弁で、まだあの時点で国の方針が最終的に９月ごろにならないと出ない中でなかなか行動に移せない、全体像がまだ見えてない、見えてから取り組んでいきたいと。そしてまた県内の農家の皆さんとも意見交換をしながらということがあったように思います。その間、今は12月、国の方針もそろそろ出そろってきたんだろうと。

そしてまず最初に県の考え方を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

国家戦略特区におきましては、外国人の農業就労について、９月に外国人労働者の資格要件や作業内容などについて国から示されたところであります。今後外国人労働者を受け入れる機関や農業経営体の要件、県の役割等について国から示されることになっております。そのため、県としましては、県内の労働力不足の実態や特区における農業支援外国人受け入れメニュー活用の要望等把握することを目的に関係団体等に対して調査を行うこととしております。その結果や国から示された要件等を踏まえて受け入れ機関のあり方、あるいは受け入れ環境などの整備について関係部局と連携しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　国家戦略特区にエントリーというか手を挙げるということではなく、まだ決定はしていなくて、これから関係部局と調整をし、検討していくということですか。新聞紙上というか、報道によると、知事もその意思を示して国のほうに要請というか意思表示をしたというふうに私は理解しておりますが、その辺のところどうですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほど言いましたように、国家戦略特区につきましては、９月に外国人労働者の資格要件ないしは作業内容等について示されました。その結果、我々のほうとしては国のほうから示された要件等について、さらに国が指針や解釈通知などを進めているというふうに聞いております。そのため我々のほうとしましても詳細について、沖縄県としては今関係団体のほうからの要望等もありますし、外国人の就労についてはやっていきたいというところがあったものですから、11月９日に担当の内閣府、農林省のほうとその打ち合わせを行ったところであります。今後は県内の労働力不足の実態とか、あるいは特区活用の要望の有無等についてアンケート等、12月か１月の間に実施して、その結果等踏まえまして、国のほうに提案というか要望をしながら、国のほうから示される要件等詳細なものについて条件等踏まえて受け入れ機関のあり方、あるいは受け入れ環境などについて連携しながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　部長、ありがとうございます。

今のような流れの中でスキームの中でしっかりやっていただきたいと。この件に関しては当然所管部長として御承知だと思う。今、農業従事者というか人口、非常に人手不足で、非常に御苦労されている状況にあります。その部分をこの外国人就労で補えるんだろうというふうに思っていますので、ぜひしっかりやっていただきたいというふうに思います。

次に、農林水産物の流通条件不利性解消事業なんですが、今議会、我が自民党会派、幾つも多くの質問が出ておりまして、そのやりとりを見ながら大体わかってはきたんですが、皆さんの30年度、次年度の補助金というか補助単価の減額というんですか、削減。それは次年度30年に限ったことであるのか、それとも段階的に減らしていって例えば５年後にはゼロにしますよということなのか、どうですかその辺のところは。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

きのうの答弁の繰り返しになりますけれども、当該事業につきましては、ソフト交付金を活用して実施している事業でありますけれども、その平成24年度の事業開始時におきまして、国との調整において５年をめどに効果検証、制度の見直しを実施することを調整の上、交付決定を受けた経緯があります。そのため、出口の戦略を関係機関ないしは協議会の中で検討させてもらった中、影響が少ないように、あるいは自立ができるようにということを想定して、段階的にということを考えております。ですから、33年度までにゼロということではなくて、段階的に減額していきたい

というふうな形で関係機関のほうに、説明ないしは理解を得るような形で丁寧に今説明してやっているところでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　国のほうから云々ということ、５年ごとの検証見直しということがあるんですが、昨日から。国は本来その事業をやりたくなかったんですね。これは知事公室長よく承知をしているだろうと思うんですが、全国的な中で沖縄ビケーンということにはいかないので、流通公平性だとかその中で、政治決着の中で沖縄の１次産業の振興を図るためにはやっぱりその不利性を解消しなければいけない。鹿児島までの輸送コストを助成しなきゃ、同じ土俵の中で戦えないんじゃないかという思いの中で、政治決着の中で入れてきた。そして、部長も昨日から言っているとおり認識があるとおり、その事業が大きく沖縄県の１次産業の振興・発展につなげてきたんだということがあるんだろうと思うんですね。そのことは認識は一致しますか、どうですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　やはり大口の消費地が関東・関西ということでまず県外に出すというということを考えたときに、地理的に離島等含めて不理性があるというような中で、この事業の効果というのは生産コスト低減だけではなくて、地域のほうで非常に活用されて生産意欲が高まっているというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　その中で、30年度から航空で10％、そして船で５％、段階的に毎年減らしていくというふうな皆さんの案があるようですが、それをやって本当に沖縄の１次産業、そのまま行くと思いますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　今、議員がおっしゃるように、輸送費の低減につきましては、航空輸送と船舶輸送の引き下げの幅についてはちょっと差を今設けさせてもらうような形で検討させてもらっております。どうしても今単価の部分等に視点を置いておりますけれども、生産数量については今制限はしておりませんので、生産量の拡大、生産条件の整備、技術的な向上、その辺を含めて一体とした生産体制を強化しながら、今航空輸送のみではなくて船舶輸送等含めて、輸送コストのあり方について事業等含めながら、関係機関の中で検討しながら体制を強化していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　この辺でこの件は終わりたいと思うのですが、その１次産業の振興・発展せっかくここまで今好調に推移してまいりました。そのことで、腰を折ることがないようにしっかり検証してやっていただきたい。私は10％もやらないほうが今いいんじゃないかと、好調なときにもっともっと伸ばして、しっかりと足腰がついてからやっても遅くはないんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひその件に関しては検討方お願いをしたいと。そして、農家の皆さんも了解しているというふうな話、ニュアンスの説明もありましたが、段階的にやっていって、あるだけでいいんだと、それをゼロになるんだろうということは思ってないわけですね。そこまでのことも含めて検討をお願いしたいなというふうに思います。

次に、ちょっと順序を変えて、希少サンゴ、オキナワハマサンゴ１群体について、防衛局は10月26日採捕許可申請を出しております。現在、許可が出ておりません。審査の状況について伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

沖縄防衛局のほうから特別採捕許可申請につきましては、去る10月26日、オキナワハマサンゴ１群体に関して、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に基づく環境保全措置を目的とした造礁サンゴ類の移植技術に関する試験研究として提出されております。申請書及び添付資料等を確認したところ、それらの記載内容のみでは許可の可否を判断することができないと認められたことから、沖縄防衛局に対して11月15日付文書で説明を求め、11月24日付文書で回答を受けたところであります。県では、この回答書も含め、審査を継続中でありますが、現時点では十分な説明が得られていないことから、再度説明を求めることを検討しております。

本件の許可申請につきましては、沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って、厳正かつ適切に審査を行ってまいります。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　部長、今の説明でいろいろ答弁を見繕って厳正かつ適正に審査を行ってまいりますということを言っているんですが、実は部長、サンゴ類の特別採捕許可をするまでの期間について、さきの９月定例議会で我が自民党会派の又吉清義議員に答弁しているんですよ。最短で１週間程度、通常でしたら２週間だと思いますと、許可が出るまでにですね。その答弁があって、そういう考え方で進めてきたにもかかわらずなぜおくれているのか。その特別処理期間を45日

という長期に設定している理由は何ですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　沖縄防衛局の特別採捕許可申請では、当該試験研究は環境省レッドリストに掲載されております移植技術が、いまだに十分確立された状況にないオキナワハマサンゴの移植技術の向上を目指すものとされております。
　県としましては、当該目的を前提として審査を行っておりますが、その視点において現時点では、申請書及び説明資料に記載された内容の妥当性を判断できないと考えていることから、沖縄防衛局に対して追加での説明を求めているものであります。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　部長、その移植技術が確立されてないという話をきのうからやっているんですが、オキナワハマサンゴに限って移植技術が確立されてないんですか、それどうなんですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　沖縄防衛局からの申請書等の内容の中で申請の中でそういうふうな記載等があるものですから、その辺を確認すると、技術が確立されていないというようなものがあって、その辺の試験研究の計画に対して説明を今求めているところですので、向こうの試験研究の計画に対して説明を求めているということでございます。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　皆さん、この移植技術が確立されていないことを理由に、今慎重にやらなきゃいけないというふうな話のニュアンスなんですよね。それは、沖縄防衛局からの申請の中にそれが掲載されているからということなんですか。皆さんの中でそれを慎重にやらなければいけないという技術が確立されていないからというふうな話ではない。非常に不思議だね。この移植技術が確立されてないというのはサンゴ全般ですか。サンゴの移植というのは100％成功するということは今ないわけですから、そのことを指して技術が確立されてないということを言っているだけであって。そのことは特段希少だから、そのハマサンゴに限って移植技術が確立されてないというような話ではないんですよ、部長。そのことはどう理解しますか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　特別採捕許可に係る申請については、それぞれ異なった背景ないしは必要性があって、採捕対象種や採捕の実施される場所、取り組み内容等はさまざまあるかと思います。したがって、その審査において申請ごとに個別具体的な視点が必要とされることから、場合によっては今のように時間を要しているというふうに認識しております。ですから、防衛局のほうからの申請書の中身を確認させてもらっているということですので、向こうのほうの考え方、試験研究の内容等について確認させてもらっているということです。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　少し議論が進んできておりますので、ちょっと戻します。防衛局の申請からさっきの45日間ということですね。じゃ10月26日を起点にすると、その処理期間の満了は11日なんですね、12月の。そこまでに許可が出るということですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　再度ちょっと繰り返しの説明になってしまいますけれども、……
○具志堅　透君　繰り返さないで変えて。
○農林水産部長（島尻勝広君）　11月15日付で説明を求めたところ11月24日付の文書を受け取ります。ただ、11月24日防衛局からの文書については、回答ではなく、説明を求める内容の説明が欲しいということで回答を受けたところです。ですから、説明の回答ではなくて説明を求めた根拠の説明を求めているところがあるものですから……
○具志堅　透君　何て。ちょっとわかりにくいよ、今。
○農林水産部長（島尻勝広君）　説明、なぜこの説明が必要なのかというような回答になっておりますので、改めてこの回答書も含めて説明を再度検討していきたいというふうに思っているものですから、今回答する日付を12月何日というふうなことではなくて、改めて説明を再度要求していきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　あなた方、そんなにいろんな言い回しで言っているんですが、過去５年間で県内で行われた埋立事業に係るサンゴの移植に対して不許可にしたりとか、あるいはこれだけ時間がかかったことはありますか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　個別に許可対象とした、不許可にした事例は今まではございません。従来の今平均しますと、審査した平均日数は約１週間等になっております。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　そうなんですよ。レッドリスト掲載種でない貴重な――今回の移植はレッドリストに掲載されてあるから貴重なサンゴであるというならば、那

覇空港滑走路事業でも環境監視委員会から沖縄での生息数が減少していると指摘を受けた貴重な特別採捕許可申請が出ました。そのサンゴというのは僕もちょっとよくわからないのですが、ショウガサンゴ属、トゲサンゴ属、クサビライシ属の合計250群体、250ですよ。群体について、９日間で許可を出しております。これも非常に沖縄では希少になってきていますよと。環境評価委員会からの指摘を受けた希少なサンゴです。それで、９日間で出している。その生息数が減少している沖縄県で希少なサンゴについて、これだけの短期間で出しておりますね。なぜ今回の移植については、長期間要しているのか全く理解できないんですね。皆さん恣意的に何か思惑を持ってやっているとしか思えないんですよ。そのレッドリスト掲載サンゴでなければ２週間程度で出すということですか。どういうことですか、希少だからということですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

たびたび繰り返しになって恐縮ですけれども、申請書及び添付資料を確認したところ、それらの記載内容のみでは許可の可否を判断することはできないということから、11月15日に文書で説明を求めたところであります。先ほど説明したように11月24日付の文書について回答を受けておりますけれども、その説明に対する回答ではなく、説明の根拠等を改めて事務的に回答されてきた文書ですので、その辺含めて再度説明を求めていきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　やはり過去の行政実例を踏まえると、本件申請に対する許可は甚だ時間を要し過ぎる。皆さんの、知事のというか、辺野古をあらゆる手段でとめるという意図がありありなんですね。そう言わざるを得ない。昨年の最高裁判決において、埋立承認手続には問題がなかったことが確定しておりますよ、皆さん。同承認に係る申請図書には環境保全措置としてサンゴの移植をする旨の記載がありますよね。さらに県はサンゴを移植するよう防衛局にこれまで求めてきたんじゃないですか。そのこともさきの我が会派の末松文信議員の質問に対して皆さん答えていますよ、求めますと。そして、申請をしたら、延ばし延ばし、引き延ばすと。どういうことなんですか。そのレッドリスト、貴重なそのサンゴを移植する必要がないというふうに思っているんですか。どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほどの答弁になりますけれども、申請書の添付資料を確認したところ記載内容のみでは許可の可否が判断できないという事情が今あります。そういう意味で本件の許可申請については、当然事務方としては沖縄県漁業調整規則の趣旨にのっとって厳正かつ適切に今審査を行っているところでございます。

○具志堅　透君　これちょっと答弁かみ合っているのか。同じ答弁を繰り返している、ずっと。僕が変えて変えて質問しているけれども、ずっと一緒、同じ答弁。恐縮ですと言えばそれで通るのか。ちょっと整理してください、議長。何を聞いても同じ答弁返ってきたら、僕はどう質問するの。デージヤッサー。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　ただ聞いておったら防衛局との文書の往復の問題があるようなので、それを説明していたと思いますので。

○具志堅　透君　ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

具志堅　透君。

○具志堅　透君　やはり、今議会で皆さんの答弁を聞いても今我が会派からのやじがあるように、意見があるように、辺野古関係……（「応援だよ、応援」と呼ぶ者あり）　応援があるように、その辺野古関係は全て知事公室を通しなさいということこそ非常に疑問なんですね。港の使用許可に関しても、この件に関しても、辺野古関係は全て知事公室を通しなさいと。そのことは皆さん、本当に法律にのっとって公正公平に検証して許可申請に対応しますということにはならない、誰が考えても。これはあらゆる手段を使って阻止するという一貫であります、この考え方の。こういう行政運営がなされている。公平公正に行われているとはとてもじゃないが思えない。

また、奥港の使用許可についても、11月15日の知事の記者会見で知事はこう言っていますね。県として不許可にできる余地はないか、許可・不許可の判断を保留することができるかについて、弁護士と相談した旨の発言をしております。結果、そういうことがなかったから許可しましたよと。何とかとめたいなと。何とかその許可申請をおくらせる、おくらせる、許可しない方向でということを土建部長もやっているんですよ。土建部がやっているんじゃなく知事公室がやっているんですよ。だから、土建部も農林水産部も僕は非常につらいんだろうと思いますよ、知事。こういう曲がった行政をどこかで、どこかで正さなきゃいか

ぬ。整合性を持たさなければいかぬ。それをやるために土建部も農林水産部も非常に苦しいはずですよ。こんな行政運営でいいんですか。もっと正当な形で阻止するんだったら、する。撤回するんだったらしっかり撤回すればいいじゃないですか。何でこんなこそくな手を使って、これまた訴えられますよ。本当にそういう手続のあり方でいいんですか。どうなんですか。非常に不可解としか言えないですね。今回の特別採捕可申請についても、保留することを前提として検討を行っている。そうであるならば、行政が申請に対する処分を行う、不利益処分とすることを前提に検討すること自体、行政権の逸脱、濫用。そして皆さんはまた二重基準をつくろうとしている。そういうことを言うべきであり、恣意的な行政を行っているということであります。そうなりますよ。土建部も、農林水産部も、一生懸命やっているんだけれどもそう言わざるを得ないですよ、皆さんがやっていることは。本件申請に対して直ちに僕は許可すべきと思います。先ほどから、申請の回答をもってどうのこうのという説明を求めていると言うんですが、いつごろできるんですか。僕はすぐ与えるべきだと思いますよ。期限はどの程度をめどにしていますか、じゃ部長。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほども言いましたように、防衛局に対して改めて追加の説明を求めていきたいと思いますので、その説明の後でまた検討していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　今言ったとおりのことであろうと思います。このことはしっかりと速やかに検討して、許可を出すべきだと思っております。

次に移ります。

県の海洋資源産業開発に関する取り組みについて伺いたいと思います。

済みません。ちょっと休憩してもらえますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○具志堅　透君　皆さんが平成26年より実施している海洋資源に関する事業について、年度ごとのその予算規模と公募時期、そして発注時期について伺いたいと思います。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　海洋資源に関する事業の予算規模等についてですけれども、海洋資源調査開発支援拠点形成促進事業については、平成28年度から実施しまして、その予算額は2397万8000円、平成29年度の予算額は2169万3000円となっております。また公募時期、発注時期につきましては、平成28年度は公募期間が平成28年９月１日から９月14日まで、発注時期を契約期間としますと、平成28年９月28日から平成29年３月31日までとなっており、それから平成29年度は公募期間が平成29年８月16日から８月30日まで、同じように契約期間は平成29年11月１日から平成30年３月30日までとなっております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　それじゃ26年度に海洋資源利用等支援拠点形成に向けた可能性調査事業というのを行っていますね。そのことも合わせて、27年度もお願いします。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　26年度の資料ちょっと手元にないんですけれども、25、26年度の取り組みとしましては、海洋資源利用等支援拠点形成に向けた可能性調査事業委託業務を行っております。その中で、既存海洋産業を初め海洋エネルギー産業や近年沖縄近海で発見されている海底熱水鉱床等の海洋鉱物資源関連産業についても、ポテンシャルが高いということでそういう課題があるとの結果を得てございます。また27年度の事業としまして、海洋資源調査開発支援拠点形成促進事業委託業務ということで、前年度の可能性調査の結果を踏まえまして、研究機関や有識者、企業等の産学官で構成する協議会を設置し、幅広く課題の洗い出しを行ったところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　金額、予算規模とかわかりませんか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　現在、今手元資料

では予算額については持っておりません。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　この海洋資源開発というのは本当に非常に注目しておりまして、非常に可能性のある事業だなというふうに思っております。八重山日報にもことし掲載されておりました。総務省発表で海底鉱物世界初、大量の採掘と、ことしの９月27日に発表され、世界で初めての試みと技術開発の成果が国では進んでおります。このことは承知をしていると思うんですが、その国の取り組みに対して、沖縄県はどう取り組んでいこうと考えているのか。これまで26年からそういった事業を展開しているはずでございます。その中で、今後どう展開していこうと思っているのか、その辺のところを説明願います。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　国におきましてはことしの８月、世界初といいますか採鉱から揚鉱まで上げまして、実際にそういう海底資源を引き上げまして、それが採算に乗るかという調査を行っているというふうに聞いております。その結果としまして、来年度には経済評価を行うということを聞いております。
　県としましては、その国の動向に沿いまして、県では何ができるかということも検討してまいりまして、まずは調査船の寄港地、母港化ができないかとか、それからその中で揚げた鉱物が県内で貯留できる施設ができないかというようなことをＪＯＧＭＥＣ等と意見交換を行っているところでございます。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　そこが非常に重要だと思っていまして、非常に可能性を秘めた事業、沖縄県の近海であるということの中で、どう沖縄県にその経済効果というか沖縄県への寄与、いろいろなあらゆる面で教育も含めて寄与させていくかということについては、今からやっぱり手を打っていかないといかぬ。そのためには支援拠点だとか今言う拠点港の整備だとか、その揚がった鉱物の保管場所だとかということをやっていかなければいけないということであるんだろうと思います。
　そこで伺いますが、その支援拠点ということの拠点をつくるという中で、なかなか県の考え方が今見えてこないんですね、支援拠点港。私も冊子で皆さんが出した物を見たんですが、県内で本部港だとか、中城だとか那覇だとか糸満だとか４カ所ぐらい出ていたんですが、その辺をもう少し具体的にアクションを起こしていくべきじゃないかと思うんですが、どうですか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　我々もそこら辺、拠点港から始めるべきかということで、いろいろ検討はしております。それから実際にこの揚げられた鉱物がどうやって処理されるかというところまで視察なり行いました。それは、ここで揚げられたものが東北まで持って行かれるんですね。東北のほうに昔から鉱山がありますので、その鉱山を利用しまして純粋な金属製品にしていくというような過程で、彼らは今実験をしております。それが採算性に乗るかどうかというがまだ先ほど言ったように来年度になるかと思います。ただ、その中で我々がどのように構えるかと。それから、拠点にするためにはどういうようなことをするべきかということを現在調査しているというような段階でございます。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　しっかり頑張っていただきたいと。その支援拠点ということで、港が必要であれば、ヤンバルでは本当に伊平屋、伊是名、近いところがありますからすぐにでも手を挙げますよ、彼らは。そういったことも含めて、しっかり取り組んでいただきたい。
　それと先ほど予算規模、公募時期や発注時期を確認したところ、どうも予算の減少傾向がうかがわれます。そして公募から発注までの時期が遅過ぎる。年度末に成果を出さなければいけないのに９月、11月の発注であると。それはちょっとやる気のなさを疑わざるを得ません。次年度からの予算確保と、そして発注時期の早期発注ということをぜひ頑張っていただきたい。そのことに対して一言お願いします。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　去年度はちょっと一括交付金ですので、交付決定がおくれたということもございますけれども、今年度につきましては、先ほど言ったように８月に国のほうが採鉱揚鉱パイロット事業を実施したものですから、それの中身を受けまして、それで発注するかどうかということで若干おくれたというような事情がございます。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　次年度以降もこの事業に取り組むということでよろしいですか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　これは21世紀ビジョンにも書かれておりますので、その期間中継続してまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　しっかりスピード感を持って、もっと精力的にやっていただきたいなと。浦崎先輩が議員のころに一番――指を指して済みません。我々も浦崎

先輩から勉強して今やっておりますのでよろしくお願いします。

そして、最後に北部病院の件なんですが、知事、ヤンバルの人はとっても喜んでおります。まずもって感謝を申し上げたいなと思います。もう時間なくなったな、感謝で終わるか。ちょっと苦言を呈したかったんですが、まあまあいいや。ただ、基幹病院をつくるからといってヤンバルの医療の充実強化が図られるか、ヤンバルの皆さんが望むような病院ができるかというとそうじゃないですね。そこは皆さんも十分承知して今後の議論に持っていきたいと思うんですが、しっかりとどういう病院をつくるかということ、皆さんも発表、あるいは昨日、一昨日の代表質問等々でも言っておりますとおり、どういう病院をつくってどう運営していくかということが重要でありますので、ぜひそのことは今後の議論にさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

どうもありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。項目に従い一般質問を行います。

１、米軍基地問題について。

平成29年10月24日、米太平洋空軍は、米ユタ州ヒル空軍基地所属のＦ35Ａライトニング Ⅱ 戦闘機12機と約300人の航空兵を11月上旬から半年間、インド洋・アジア・太平洋地域では初めて嘉手納基地に暫定配備した。Ｆ35戦闘機は他機種と比べて騒音が激しく訓練を開始した11月７日の騒音発生回数等データによると、屋良測定局では100デシベル以上が５回、90デシベル台が45回、80デシベル台が64回を計測し、激しい騒音に対し住民から多数の苦情や怒りの声が寄せられ、さらに嘉手納高校においては授業が断続的に中断されるなど教育環境へも影響を及ぼしている。

それでは質問いたします。

(1)、Ｆ35Ａ戦闘機が嘉手納基地に暫定配備され、その訓練のため周辺地域の騒音が厳しさを増している。県の対応と取り組みについて伺いたい。

(2)、県は新たな見直し事項を追加した11項の地位協定について、軍転協や渉外知事会等と連携して日米両政府に見直しを求めていくとしているが、これまでの要請経緯から容易なことでは日米両政府には届かない。沖縄だけの問題ではなく軍転協等の問題として新たな戦略の構築が必要ではないか。県の考えを伺いたい。

(3)、米軍人・軍属による犯罪抑止効果として総合事務局による沖縄地域安全パトロール隊（青パト）が実施されているが、その予算と台数、成果について伺いたい。

２、防音工事について。

(1)、平成30年度防音工事予算、住宅防音、保育所、幼稚園、小・中・高等学校の概算要求額の確保について。

(2)、本県の県営団地の建物数と部屋数及び防音工事対象地区の建物数と部屋数、対象地区でありながら防音工事ができない部屋数、または、防音工事ができない理由について伺いたい。

(3)、市町村、住民から防音工事に対する要望、要請、課題解決と手続の簡素化について伺います。

(4)、小・中・高等学校のクーラーの設置状況について。

(5)、嘉手納高等学校では、11月７日666人のほぼ全てのクラスの授業が、最新鋭ステルス戦闘機Ｆ35Ａの訓練・米軍機騒音によって中断していた。激しい爆音の被害は11月８日と両日続いた。県立高校では28度を下回ると空調を切るルールがある。県の今後の対策について伺いたい。

３、土木行政について。

(1)、本県の県道及び国道で歩道がない道路は幾つあるか。

(2)、現在、県道・国道沿いにおいて交通安全対策の要望と歩道の整備について市町村や県に対し要請等が何件出ているか。

(3)、本県における市町村道路・県道・国道にかかる歩道橋の設置数と老朽化対策はどうなっているか。

(4)、北谷町桑江と沖縄市山里を結ぶ県道24号線バイパス工事のこれまでの経緯と道路の開通に伴う予算と今後の計画について伺いたい。

(5)、国道58号謝苅入り口から北谷中学校県道24号線（謝苅線）においては、県道でありながら一部歩道整備がなされていない。今後の課題と取り組みについて伺いたい。

４、安全対策について。

(1)、県警は飲酒運転ゼロを目指すための対策と課題について。

(2)、沖縄県の過去５年間の飲酒運転の検挙数、検問数は全国と比べた場合はどうか。

５、産業廃棄物処分場問題について。

(1)、沖縄市にある産業廃棄物処理業、倉敷環境のごみ不法投棄問題について、県は産廃処分業者として

の許可を取り消したが、ここまでに至った経緯と今後の対応について伺いたい。

(2)、沖縄市にある産業廃棄物処理業、倉敷環境については、大量のごみ、産廃物の処分が大きな問題である。最終的にどこが処分するか、業者にその力があるか、県はどこまでかかわるのか、県外を含め産廃というごみを受け入れるところがあるか。

(3)、米軍ごみについては、現在、県内の市町村や一部事務組合が管理する焼却施設が受け入れる見通しは立っていない。自治体や処理施設の関係者は県の対応に不信感を募らせている。今後、県はどう考えているのか。

(4)、県の環境部は不法投棄対策の看板設置などこれまでの経緯と今後の取り組みについて伺いたい。

６、沖縄の食文化であるヤギ生産に向けて県の取り組みについて。

(1)、ヤギ農家数の飼育状況、北部・中部・南部・離島について。

(2)、全島山羊フェスティバルを開催することにより、農家の生産意識・資質向上が高まり、優良ヤギ等に知事賞を初め、議長賞など畜産農家育成・ヤギ愛好者普及のため、ヤギ文化沖縄県として取り組む必要はないか。

(3)、ヤギの本島・離島の屠畜について。

(4)、ヤギ農家の支援策としてヤギ畜舎・ヤギ購入資金等支援について伺いたい。

答弁を聞いて再質問を行います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　中川京貴議員の御質問にお答えをいたします。

米軍基地問題についてに関する御質問の中の１の(2)、日米地位協定の見直しの取り組みについてお答えをいたします。

県においては、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、県内市町村等からの意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、去る９月に日米両政府へ要請を行っております。今後は、米国が他国と締結している地位協定についてドイツ、イタリア等を対象として調査、比較を行い、日米地位協定の問題点をさらに明確にしたいと考えております。さらに、軍転協や渉外知事会、全国知事会の米軍基地負担に関する研究会等との連携強化を図るとともに、同協定の見直しの必要性に対する理解が全国に広がるよう取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、米軍基地問題についての御質問の中の(1)、Ｆ35Ａ戦闘機、暫定配備への県の対応と取り組みについてお答えいたします。

Ｆ35Ａが嘉手納飛行場に暫定配備される前後３週間を比較すると、15局中15局でＬｄｅｎが増加しています。また、１日当たりの平均騒音発生回数は、最も増加した北美局で2.5倍となっています。 同飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機のたび重なる飛来や暫定配備等があり、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減を、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、(3)、沖縄地域安全パトロール隊の概要と成果についてお答えいたします。

沖縄総合事務局によると、現在、沖縄地域安全パトロール隊は、19時から22時については沖縄総合事務局が47台、沖縄防衛局が28台の計75台、23時から５時については、委託警備会社の25台、合計100台体制で実施され、今年度の予算額は約８億7000万円とのことであります。

パトロールの効果について、政府は、沖縄県内の繁華街等を巡回することで、犯罪抑止の効果が期待できると説明しており、県はことし５月に行われた沖縄県における犯罪抑止対策推進協議会において、国に効果検証を行うよう求めているところであります。

次に、２、防音工事についての御質問の中の(1)、平成30年度防音工事予算の概算要求額の確保についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、平成30年度の沖縄に係る防音工事予算の概算要求額は、約132億円とのことであります。そのうち、住宅防音工事については、対前年度比2.2倍、61億円増の約110億円を要求しているとのことであります。県は、ことし８月、防衛大臣に対し、十分な防音工事予算の確保等を要請し、同９月には、防衛大臣政務官に対し、概算要求額の満額確保をお願いしたところであります。

次に、同じく２の(3)、防音工事の要望、課題解決と手続の簡素化についてお答えいたします。

ことし６月21日、県は、嘉手納町から、全ての認

可外保育園を防音対策事業の助成対象とすること、告示後住宅防音工事の建築対象年月日の撤廃、店舗、事務所への助成等を含む要請を受けたところであります。国は、建具復旧工事について、範囲を75W以上の区域に広げ、逐次受け付けを開始するよう調整を進めているとのことであります。

県としましては、航空機騒音の軽減とあわせて、住宅防音工事の対象区域の拡大、75W以上の区域における建具復旧工事の実施、告示後住宅への適用拡大等、騒音対策の強化拡充、補助金交付手続の迅速化等の検討を求めたところであり、今後とも引き続き、軍転協等関係機関とも連携しながら、政府に対して強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　2、防音工事についての御質問の中の(2)、県営住宅の建物数や防音工事ができない部屋数等についての御質問にお答えいたします。

県営住宅の建物数は、132団地568棟であり、戸数は１万7315戸となっております。また、防音工事対象地区内の県営住宅は、建物数が16団地93棟であり、戸数は2379戸となっております。対象地区内であっても防音工事対象指定日後の県営住宅は、補助の対象外であり、建物数は５団地21棟、戸数は530戸であります。

次に、3、土木行政についての御質問の中の(1)、国道・県道において歩道が設置されていない道路についての御質問にお答えいたします。

県管理道路及び国道は153路線あり、そのうち、歩道整備の計画がない道路は４路線、歩道整備を完了した路線は32路線、一部歩道整備が未了の路線は117路線となっております。

同じく３の(2)、県管理道路における整備要望についての御質問にお答えいたします。

県管理道路における交通安全対策と歩道の整備の要望については、過去３年間において、ガードレールや道路照明などの道路附属施設の設置要望74件、歩道拡幅等23件となっております。

同じく３の(3)、国道・県道等における歩道橋の老朽化対策についての御質問にお答えいたします。

県全域において横断歩道橋は94橋設置されており、内訳は、国道56橋、県管理道路26橋、市町村道12橋となっております。なお、県管理道路では、長寿命化修繕計画に基づき、19橋において塗装塗替等の老朽化対策を実施しております。

同じく３の(4)、県道24号線バイパスの整備についての御質問にお答えいたします。

県道24号線バイパスは、現在、北谷町桑江から吉原までの延長1720メートルの区間を平成15年度から幅員32メートル、４車線で整備しているところであります。本路線の総事業費は約159億円となっており、現在、キャンプ桑江区域外を重点的に整備しているところであります。キャンプ桑江区域内については、これまで環境補足協定に基づく立ち入りスキームが確立していないことを理由に、調査が認められておりませんでしたが、去る10月26日に防衛省から同協定の適用外とされたことから、平成30年度から調査に着手し、返還時期である平成37年度までに用地買収を行い、返還後速やかに工事に着手する計画であります。

同じく３の(5)、県道24号線現道の歩道整備についての御質問にお答えいたします。

県道24号線現道の歩道整備については、平成13年度に県と北谷町の間で交わした、県道24号線バイパス整備後の旧道管理移管協議に基づき、現道路用地の範囲内で、町と連携し検討していくこととしております。課題としては、県有地にある補償物件所有者の同意が得られず、歩道整備ができない状況となっており、町と連携して、所有者の理解を得るよう努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の防音工事についての御質問で(4)、小・中・高等学校のクーラーの設置状況についてお答えいたします。

平成29年４月１日現在、公立小・中・高等学校の普通教室における空調設置教室数の割合は、小学校が80.6％、中学校が77.1％、高等学校が100.0％となっております。

県教育委員会といたしましては、快適で充実した学習環境の確保は重要であると考えております。今後とも文部科学省の補助事業や沖縄振興特別推進交付金の活用が図られるよう、研修会や文書等により取り組みを促し、市町村と連携して空調整備の促進を図っていきたいと考えております。

次に、２の(5)、嘉手納高校の米軍機騒音による授業中断の対策についてお答えいたします。

11月７日、Ｆ35戦闘機の激しい騒音により、嘉手納高校においては、英語のリスニングを中止するほ

か、屋外での体育でも一時、運動指示を保留したとのことであります。当日、同校では、騒音は少し待てばおさまるだろうと考えていたとともに、防衛防音空調設備の稼働点検が必要な状態であったことから、窓を閉めての授業ができなかったとのことであります。なお、同校においては、翌８日には空調設備の点検整備を行い、稼働できる状態にしており、また、全教職員に対し、騒音対策として窓を閉めて対応すること、必要に応じて空調設備を稼働することなどを確認したとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　４、安全対策についての御質問の中で(1)、県警の飲酒運転ゼロを目指すための対策と課題、(2)、沖縄県の過去５年間の飲酒運転の検挙数と・検問数の全国対比につきましては、関連しますので一括してお答えいたします。

本県では、人身事故に占める飲酒絡み事故の構成率は27年連続全国ワーストワン、死亡事故に占める飲酒絡み死亡事故の構成率は４年連続全国ワーストワンとなっております。このようなことから、飲酒運転の取り締まりを強化するとともに、交通安全教育の実施や広報啓発活動などの対策を推進しているところであります。その結果、本年10月末現在における飲酒絡み事故は昨年の同期と比べ28件の減少、飲酒絡みの死亡事故は昨年の同期と比べ７件減少し、一定の改善が図られているところであります。しかしながら、多量の飲酒による二日酔い運転や、アンケート調査で約７割の者が飲酒後車を運転するつもりだったと回答するなど、依然として意識の低い運転者がいることから、さらなる意識の浸透が必要であると考えるところでございますし、また取り締まりの強化、社会環境づくりに取り組んでまいります。

次に、沖縄県の過去５年間の飲酒運転の検挙件数と全国順位についてでございますが、平成24年は1435件で全国６位、25年は1353件で全国４位、26年は1200件で全国４位、27年は1632件で全国１位、28年は1856件で全国１位と、27年28年は東京、大阪などの大都市圏を上回り全国最多となっております。

なお、検問について御質問がございましたが、検問は交番やパトカー勤務員が110番通報などの訴えに対応しながら、柔軟に判断しながら適宜実施しており、その性質上警察本部として統計をとれないことから、検問の実施状況に関する全国対比の統計はございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　５の産業廃棄物処理場問題についての御質問の中の(1)、許可取り消し経緯と今後の対応についてお答えします。

県は、平成28年８月に情報を入手し、５回の現地調査及び５回の聞き取り調査を行った結果、廃棄物が不法投棄されていることを確認しました。廃棄物処理法では、許可業者が不法投棄など情状が特に重い違反行為を行った場合、許可を取り消さなければならないと規定されていることから、同法に基づき、11月20日に同社の許可を取り消したものです。そのため、排出事業者及び処理業者に対し、これまで以上の分別徹底、排出抑制及びリサイクルの推進を指導しているところであります。

同じく(2)、ごみ山の今後と県のかかわりについてお答えします。

事業者の報告によると、平成29年９月末時点で超過廃棄物の容量は、約42万6000立方メートルとなっております。超過廃棄物については、原因者である同社の責任において処理すべきものと考えており、同社及び同社役員に対し廃棄物処理法に基づく措置命令を発出し、適正に処理するよう求めていくこととしております。あわせて、同社が行う廃棄物の処理や改善方法等が適切かどうか、有識者の助言を得ながら監視を強化し、改善を徹底していきたいと考えております。

同じく(3)、米軍ごみへの県の対応についてお答えします。

米軍基地内のハウジングエリアなどから排出される生活系ごみについては、今回許可を取り消した事業者と、別の１事業者が処理を行っておりました。取り消した事業者が行っていた米軍の生活系ごみの処理については、一部、基地内で保管しているところであり、市町村及び一部事務組合に緊急避難的な受け入れの検討を依頼するとともに、その他の民間事業者の活用について、米軍に助言しているところであります。

引き続き、米軍、沖縄防衛局、関係市町村等と調整を行い、円滑な処理を図ってまいります。

同じく(4)、不法投棄対策と今後の取り組みについてお答えします。

県では、廃棄物の不法投棄等の不適正処理に対し厳正に対処するため、保健所に警察ＯＢを嘱託員として配置し、パトロール等を強化しております。また、市町村産廃対策支援事業として、市町村が不法投棄防止の看板や監視カメラ等を設置する場合に補助を行って

おります。今回、同社の許可取り消し以降、不法投棄警戒活動として新たな不法投棄や不適正処理が発生しないよう、同施設に職員２名を常駐させ、受け入れがないか監視するとともに、２名が日中パトロール車で周辺をパトロールする体制を構築しています。また、県警にもパトロール強化の依頼をしたところです。今後とも廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に万全を尽くす考えであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　６、沖縄の食文化であるヤギ生産に向けての県の取り組みについての御質問の中の(1)のヤギ農家数の飼養状況についてお答えいたします。

県内のヤギの飼養状況は、平成28年12月末の調査によりますと、飼養戸数は1393戸、飼養頭数は9747頭と戸数・頭数とも増加傾向にあります。地域別で比較しますと、本島北部地域が482戸3526頭、中部地域で210戸1321頭、南部地域で120戸1139頭、離島地域で581戸3761頭となっております。

次に、同じく(2)、山羊フェスティバルの開催についてお答えいたします。

県では、肉用ヤギの改良増殖を目的として、平成21年度から毎年おきなわ山羊品評会を開催しております。品評会では、県内各地域から出品されたヤギの体型等を審査し、農家の改良技術向上を図っております。また、品評会では、飼養管理技術の向上のための講習会も実施しております。

県としましては、ヤギの改良増殖を図るため、引き続き、品評会を開催する計画であり、山羊フェスティバルについては生産者、関係団体と検討してまいります。

同じく(3)、ヤギの本島・離島の屠畜についてお答えいたします。

県内では、沖縄本島の２カ所、久米島町、宮古島市、石垣市及び与那国町にそれぞれ１カ所、計６カ所の屠畜場でヤギを屠畜処理しております。昨年度、県内６カ所の屠畜場で2116頭のヤギが屠畜されており、そのうち沖縄本島では1410頭、離島では、宮古島市が最も多く、706頭の屠畜となっております。

同じく(4)、ヤギ農家の支援策についてお答えいたします。

県では、一括交付金を活用した、おきなわ山羊生産振興対策事業を実施し、ヤギ農家を支援しております。ヤギ購入の支援として、県が推奨するボア種を基本とした種ヤギの導入、及びヤギ人工授精師の育成や優良種畜精液の供給などを実施しております。また、施設整備の支援として、経営収支や費用対効果を検証するためのヤギ経営技術指標の策定に取り組んでおります。

県としましては、引き続き、ヤギ農家を支援するため、ヤギ生産振興対策事業等を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので中川京貴君の再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後 ０時 ６分 休憩

午後 １時20分 再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

この際、報告いたします。

説明員として出席を求めた副知事富川盛武君は、別用務のためこれ以降の会議に出席できない旨の届け出がありました。

中川京貴君の再質問を行います。

中川京貴君。

○中川　京貴君　それでは、再質問を行います。

まず米軍基地問題についてでありますが、今日も新聞に報道されておりました、ヘリからの落下物があったと。我々自民党会派も一日も早い普天間飛行場の件の状況・閉鎖に向けて今全力で取り組んでいるところでありますが、なかなかそれも実行されておりません。

私はぜひ知事にお伺いしたいんですが、この二、三年普天間飛行場はもちろん嘉手納飛行場周辺のその騒音被害、基地被害が多くなっているのか、少なくなっているのかお伺いしたい。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　本答弁でも申し上げましたけれども、騒音がやはり外来機等――嘉手納は先ほど答弁いたしましたように、Ｆ35Ａが飛来してふえてございます。普天間についてもオスプレイの県外訓練等がありますが、他の機種の訓練回数等がやはりそれほど減っていないということで、目に見える形での負担軽減にはなっていないというふうに考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　御承知のとおり、仲井眞県政のころはやはり基地の負担軽減、または騒音の軽減ということで、我々自民党会派は嘉手納飛行場または普天間飛行場を中心とする訓練を県外でしていただきたいと。沖縄だけで訓練するんじゃなくて、県外でもやってい

ただきたいと要請をして、一部訓練も県外になっているはずであります。しかしながら一向に騒音問題は減るどころか多くなっている。地域住民は肌で負担軽減が感じられていないんです。それはなぜでしょう。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　やはりこの基地の運用、それが米軍の本当に裁量で行われていると。ですから米軍が必要ということであれば、州軍の航空機であれ、嘉手納飛行場等に飛来する。そういったことでこれは早朝・夜間問わずそういった訓練がなされている。そういったことで県民は騒音の軽減がなされていないというようなことを感じていると思いますし、またデータ的にも我々見ておりますと、決して騒音等は軽減していないと、飛行回数も軽減していないというふうに考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　皆さん御承知のとおり、仲井眞県政のときはやはり米軍とも我々自民党会派ともいろいろな協議を重ねて、またお互いに話し合いも持って負担軽減についていろいろ協議もしました。その結果、一時的には負担が減ってきたはずでありました。今はそれどころか対立になってしまって、一切米軍も我々自民党会派ももちろんそうですけれども、県、またその地域・地元との話し合いがなされておりません。米軍がよく言うよき隣人とはほど遠く離れて、今は対立して、やりたい放題の基地の使い勝手になっていると思っていますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　御指摘の感じは、我々も感じております。我々沖縄防衛局等とはいろいろ意見交換もさせていただいております。可能な限り各基地の司令官とも意見交換もしておりますが、事基地負担の軽減等につきましては、やはり彼らがまず口にするのは、訓練をしなければならないんだと、即応体制を維持するのが自分の任務なんだと。一方で県民の負担についても一定程度理解はしている。その両方をいかにバランスとって行うのが彼らは自分の使命なんだ、または悩みごとでもあるんだということなんですが、結果としてはやはりその即応体制の維持、訓練、そこに軸足を置いて運用がなされているとしか言いようがないというふうに考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　２番目の質問に入ります。

防音工事についてであります。

きょう先ほど答弁をいただきましたけれども、これもきのう木曜日の12月７日の新聞に出ておりました。（資料を掲示）　これたしか知事も見たと思うんですが、ここで県基地周辺住宅防音事業協力会、武山会長を初め協力会の皆さんが160社くらい会社あると思うんですが、この方々から騒音問題、また防音工事の拡大、予算について県に対して要請書、陳情書が出されておりますか。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時26分休憩

午後１時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　失礼いたしました。

確認しましたところ、県には来ておりません。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　なぜ来ていないんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先方がどういったことで県に来ないかというのは、ちょっと私も知るところではございませんけれども、ただ県は防音工事の予算増につきましては、今般これも本答弁でいたしましたように、防衛省のほうには２度、次年度の予算の増に向けて要求しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　我々自民党県連照屋会長に、このように要請書が出ております。（資料を掲示）　その結果、國場衆議院議員を通して防衛大臣、関係機関を通して、この来年度の予算満額約115億通して、それとこれまでできなかったうるささ指数80から75に下げなさいということも、この議場で我々は何度も要請しました。しかしながら、県は要請はしていますということで行動はしておりません。そういった意味で彼らは県を飛び越えて、直接防衛に対する要請行動したと私は思っていますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　昨年も私はその協会から来たということは記憶ございませんけれども、ただ今75W以上の区域におけるこの予算の確保等は、県は軍転協ともども要望をしているところでございます。

今、議員からございましたように、自民党会派の皆さんのお力添えも大変有効で、そういう形で今回60億の予算増にもつながったものと思っております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、なぜそうなったかというと、私は毎回ここで防音工事の予算は減っていますよと、

20億の補正も組まれておりません。これは知事が当選して以来、補正が組まれていないんです。なぜ組まれていなかったのかと聞くと、知事公室長はメニューがないと言うのです。違いますか、知事公室長。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　当時はそういったことで答弁をしたところでございますけれども、これはその背景にはやはり沖縄防衛局のほうに確認しましたところ、そういった回答があったことを踏まえて、そういうような答弁をしたと記憶しているところであります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　メニューがないじゃないんですよ、メニューをつくるんです。補正というのは、行政マンだから専門でしょう。補正というのは緊急で補正するんです。去年もあったからことしはできるということではないんですよ。数字で示して理論武装をして、地元地域が嘉手納飛行場、普天間地域の皆さんが音で苦しんでいる、爆音で苦しんでいる。反対運動もいいでしょう。しかしながら音をとめることができるのは、防音工事しかないんです。そういった意味では、県は行動しない。要請はしました、お願いはしました。行動が伴っていないんですよ。違いますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　補正予算については、先ほど答弁したとおりでございます。ただ、やはり県ももっとしっかり努力すべきだということにつきましては、しっかりとまた対応しなければならないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　これまで、防音工事をしたくても要請しても建具復旧は３年以上待ちます。クーラーの取りかえ工事はそれ以上４年近く、３年以上４年近く待つんです。来年度の110億の予算が獲得できれば、建具復旧もクーラーも２年以内でできるようになるんです。そういった仕組みをつくっていただきたいと何度もお願いしましたが、逆行するような形になって、我々は直接県にお願いしないで、防衛や関係機関、財務省も含めて照屋会長、自民党会派で要請をした結果、来年度の概算要求が115億組まれたんです。違いますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　繰り返しになりますが、県もそういった軍転協ともどもいろいろ要請してきたところでございます。９月には政務官にもお会いいたしまして、概算要求の満額確保等もお願いいたしました。ただ、ただいま議員からもございましたように、自民党沖縄会派の皆様の御努力も大変大きな効果があったものというふうに考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　次、嘉手納高校の騒音によって授業がとめられたということについて再質問したいと思っています。

県は、27度以下になるとクーラーをとめるということがあるんですが、これは防衛関係の予算があるところでもそうなんでしょうか。

○教育長（平敷昭人君）　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時32分休憩

午後１時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　防衛施設周辺防音事業により整備した空調設備は、学校の授業に対する米軍機等の騒音被害を軽減していくための設備であります。ですから、そういう騒音防止のために窓を閉める場合は、当然空調の機器を稼働させる必要がございます。そういった中で、当然防音のための県立学校において気温に関係なく演習騒音軽減のための空調稼働は認めているところでございます。

○中川　京貴君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時33分休憩

午後１時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　特別支援も含めてということは、75ということです。

○中川　京貴君　75ですね。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、県立高校は今教育長が答弁したとおり沖縄に75あります。その中で防衛防音補助対象になっている高校が27校あります。この27校は、温度が28度以下になってもクーラーをつけていいという地域なんです。

教育長、違いますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　室温が27度以下の場合は通常当然空調は、クーラーはとめますけれども、この防音の対象校というのは、騒音を軽減するため当然年中窓を閉めているというのが前提でございますので、その中で室温を見て必要があれば年中それを稼働させる

ということになっております。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　しかしながら、そこの学校の校長先生たちはそれを把握していないことがあります。特に嘉手納高校はそうじゃなかったんですか、教育長。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後１時35分休憩
午後１時35分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
教育長。
○教育長（平敷昭人君）　嘉手納高校の場合は、11月７日にＦ35の騒音が激しいということで、実はそのとき涼しい日が続いていたということで、クーラーを比較的長期間とめていたようでございます。そうした場合に、このクーラーを再稼働する場合には業者の点検を行ったほうがよいと、そうしないと時々故障等が起こる可能性があるということでございました。
嘉手納高校では、この騒音が起こった場合に少し待てばおさまるだろうという判断をしていて、しかも稼働点検が必要な状態であったということで、何と言いましょうか、クーラーを稼働するのをちょっとためらったところがございます。そういったこともありまして、ただ翌日８日には空調の点検を行って稼働できる状態にしたということであります。当然、クーラーというのは防音のために設置しているわけですから、常時稼働できる状態にしておくことが当然求められるわけですから、学校のほうにもそのような対応をとるように周知をしたところでございます。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　やはり基地から騒音が発生すれば１年中このクーラーを回して、音をとめると。そのことができるということで理解してよろしいですね。
そして、この電気代はやっぱり国庫補助でだと思いますがいかがでしょうか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　防音については必要であれば通年稼働してしかるべきだと思っております。補助については一定の期間的なものはありますけれども……。
ちょっと休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後１時37分休憩
午後１時37分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○教育長（平敷昭人君）　防衛施設周辺防音事業において沖縄県はその空調維持費の対象期間は、除湿、いわゆる冷房ですけれども、３月１日から11月30日までは当然クーラーの稼働は対象になっておりまして、換気については通年というふうになっております。ただ、そういうことでありますが、この補助対象期間というのは25年度に５月１日から11月いっぱいだったのを延長したということになっております。そういう状況でございます。
○中川　京貴君　答弁漏れ。
国庫補助でしょう、国庫補助でしょう。
○教育長（平敷昭人君）　国庫補助です。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　実は教育長、嘉手納高校で過去にクーラーが壊れて、２カ月以上整備ができないと。子供たちの弁当も傷んでお昼がとれないということもありました。
教育長、御存じですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後１時39分休憩
午後１時39分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
教育長。
○教育長（平敷昭人君）　こちらで承知していますのは、平成24年の５月に普通教室等の空調機が故障いたしまして、その修理に３カ月を要したという事例がございます。その理由としまして、３カ月を要した理由が、修理作業は県内の代理店で行えるんですが、交換を要する部品が汎用品ではなくて県外の空調機のメーカーで製造が必要な受注生産品であったということもありまして、その納品に期間を要したことが原因となっております。そういう事例がございます。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　知事、沖縄に75校学校があって、そのうちの27校が対象地域なんです。クーラーが壊れたからこの防音工事の機械が壊れたからといって３カ月も修理できないということはあり得ません。これはなぜそうなったかというと、単一ダクト方式、当時は今から10年前は単一ダクト方式といって、建物１つにクーラーのコンプレッサーが１つしかないんです。１つだからこそ全部冷やすと。こんなばかな話があるかと、昔はそうでした。しかし我々自民党会派がその都度政府に要請しながら、今は単一ダクト方式ではありません。各階のクーラーの設備とか、必要に応じては個別にクーラーがつけられるようになっているはずであります。
違いますか、教育長。
○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　近年はそういう方式の、単一ダクトではなくて、個別の教室、部屋によっては調整ができる方式もございます。そういったこともございまして、耐用年数が経過した県立高校の空調設備の更新に当たっては、学校からの要望でありますとか、既設の設備の改善点そういった改善点も踏まえまして、防衛局と調整を行って、その調整を反映させながら運用のしやすい施設整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　27校のうち、17校が15年超えています。もう空調機の取りかえ時期であるんですが、これを取りかえると県の持ち出しありますか。100％防衛補助ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時41分休憩

午後１時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　空調に関しましては、防音の区域の１級から４級までございますけれどもそれによって違いますが、一番高い補助率のところが95％補助、一番低いのが85％補助になっています、取りかえは。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ぜひ、今言う95％というのは、騒音のひどい85以上の地域のことだと思っています。15年以上たっている地域については、学校の建てかえ、またそうじゃないところは早目に、建てかえのときは建てかえで一緒にやればいい。そうじゃないところは早目に申請をして、補助率が95％ですから。85％ですのでそうすることによって電気代も節約になると思っていますので、よろしくお願いしたいと思っています。

次に……、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時43分休憩

午後１時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○中川　京貴君　土木行政について、先ほど部長から県道・国道の歩道についてもありましたけれども、要するに県道で歩道がついていないところは、そういった地域が土地の協力が得られれば歩道も設置していくという考えでよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時43分休憩

午後１時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

県道24号線の現道部分、いずれバイパス整備後には北谷町のほうに移管する部分でございますけれども、そこにつきまして先ほど御答弁させていただきましたが、所有者の理解を得るよう今町と連携をして取り組んでいるところでございます。所有者の理解が得られれば、現道の範囲内で歩道は整備していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　次に、産業廃棄物処分問題について再質問します。

これは我々代表質問、一般質問に出ておりましたが、当初我々自民党会派に説明があったときは、県内において十分な処理業者がいると答弁していました。この倉敷環境と同じ条件で処理できる業者が何社あるんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

同社と同じような環境ということでございますけれども、産業廃棄物につきましては、焼却をして最終処分をするということでございます。焼却施設につきましては、同社を含めて７社が許可の焼却炉を持っております。１業者を取り消したことによりまして、６社において焼却炉を持っておりますけれども、その中で現在、同社が処分をしていた廃棄物は木くず、紙くず、繊維くず等々がございます。その中で最も大きいものは、木くずが大きいわけでございまして、平成27年度の処理実績では１日当たり40トンの処理を行っておりました。一方、沖縄県内のほかの処理業者におきましては、木くずの処理能力、１社でございますけれども１日当たり約300トンという処理能力がございまして、その300トンの処理実績も約20トンでございました。そういうこともございまして、処分をした業者の40トンも加えますと十分な処理能力があるということで、我々は十分な余裕があるというふうに考えております。

しかしながら、この処理施設に持ち込むためには分別が必要と、分別が前提ということがございますので、排出事業者、それから処理業者に対しまして分別の徹底を今指導しているということでございます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　当時、環境部は我々自民党会派に来

て、法律に違反をしているので環境省から許可を取り消すようにという説明があったと我々に説明していました。我々は許可を取り消すのであれば、その対策はできていますかと。市町村との連携や不法投棄がないようにして、きちっとその対策をして取り消すんだったら取り消したほうがいいと。取り消しはいつするんですかと聞いたら、お答えできませんということでありました。その次の日に、その日にも取り消したはずなんであります。対策もしないで取り消しをするということは私は県に問題があると思っているんですがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

不利益処分に関する調査研究をして、調査検討をしているという段階で公表する場合には、やはり処分が決定していないにもかかわらず、当業者に対する風評被害等が生じるおそれがあるということで、県としましては従来から検討段階での公表なり調整は行っていなかったというところでございます。

今回の件につきましても、調査検討していることについて段階でございましたので、公表なりまた調整と、事前の調整というのは行っておりませんでした。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ですから、その取り消しをするのにもタイミングというのがあるでしょう。市町村との連携をとって不法投棄が起きないような対策をつくって、それから取り消せばいいのに、いきなり取り消すものだから中部のそういった自治体は困っているんです。米軍も、米軍のごみには国内法は適用されません。この分別は６社の会社が分別できるんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　済みません。ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時48分休憩

午後１時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○環境部長（大浜浩志君）　米軍基地内で回収しましたごみにつきましては、米軍の基地内で、事業者に委託をして分別をする方向性で今検討を行っているというふうに聞いております。

以上であります。

○中川　京貴君　答弁漏れだよ。

分別する、倉敷の場合は倉敷で分別していましたよね。ああいう同じ会社があるのかという、６社はできるのかと聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　ですので、今基地内で収集運搬をしておりますので、その基地内で分別をする方向で今検討しているということを聞いております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　この新聞に載っているとおり（資料を掲示）　９割は未定、今どこに運んでいるかわからない。新聞に載っているとおりですけれども、今現在米軍から出されたごみはどこにあるんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　米軍から年間に２万6000トン出ております。この業者には１万6000トンが行ったということでございます。今回の許可を取り消してからは今米軍の基地内に仮置きをしていると、コンテナ等に入れて仮置きをしているという状況でございます。もう１社のところはそのまま処理をしていますけれども、ここの業者の分は基地内で今保管をしているという状況でございます。

○中川　京貴君　基地内はどこの基地のことを言っているの。

○議長（新里米吉君）　そのまま説明をしてください。

○環境部長（大浜浩志君）　嘉手納基地の中というふうに聞いております。知花弾薬庫に一部のスペースに保管をしているというふうに聞いておりますが。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　環境部としては、環境をよくするための環境部でしょう。基地から発生したものをそのまま――環境をクリアした状態なんですか。地元から苦情来ていませんか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

コンテナの中に詰めて、それから飛散防止するような形で処理基準を満たして、廃棄物処理法に基づく処理基準を満たして保管をしているという状況を、米軍それから沖縄防衛局、県も現場に立ち会って確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　県は、取り消したんですから、これ法律にのっとったかもしれません。しかしながら、これは運用で処理を確保してから取り消すべきだったと、我々自民党は言っているんです。これは後でにおいからいろんな問題が恐らく出てくるでしょう。その責任を県は問われますよ、これ知事がとるんですか、部長がとるんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　今、ほかの状況は先ほど申しましたとおり、コンテナの中に詰めてございますので、早期に解決できるように今、市町村、一部事務組合、それから他の民間業者も含めて調整を図っていきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　時間がないので、沖縄の食文化、ヤギ生産に向けて再質問を行いますけれども、ヤギの屠畜場が先ほど答弁ありました。離島で本当に屠畜場をつくりたいと言った場合にはこのと畜場法という法律があると思いますが、その法律の中で運用で、解釈をしながら屠畜場をつくる方法はないでしょうか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後１時53分休憩
午後１時54分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
屠畜場を設置する場合に衛生管理責任者及び作業衛生責任者を置かなければなりませんけれども、その中で責任者の資格といたしまして獣医師、あるいは獣医学または畜産学の課程を修めて卒業した者、あるいは学校教育法第57条に規定する者、または厚生労働省で定められたところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められた者で、屠畜場の衛生管理者の業務に３年以上従事し、かつ都道府県または保健所が設置する市が行う講習会の課程を終了した者ということで、こちらのほうの責任者を設置する必要があります。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　わかりました。
実は、離島で多良間村でも、糸洲県議が質問したことがありました。やはり地元で屠畜場をつくろうとした場合はハードルがあります。このハードルは、この獣医師またはとありますよね。獣医師だけじゃなくてもできると思っています。講習、研修を受けさせてその役場職員に、そこで屠畜場ができるようにする。それともう一つ、これはまた保健医療部だと思うんですけれども、作業、屠畜、獣医師免許を持つ県の職員じゃないと許可ができないとあります。しかしながら自家用屠畜はその県の職員じゃなくても自家用屠畜証明書がありますけれども、これを県に出せば屠畜ができると思っています。これはファクスでもできるような仕組みはできませんか。今郵送ですよね。ファクスでもできるようにできませんか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後１時56分休憩
午後１時56分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　同一の家に住む人の食用に供するという自家用の屠畜というのは認められてございますけれども、これについても食中毒を起こしたことがございます。法律上認められていますけれども、我々としてはそういう届け出があった場合にはちゃんと屠畜場でやったほうがいいよというような指導助言をしているわけですよ。そういう観点から、食品の衛生安全という観点から考えてもやっぱりファクスではなくて、直接来られて文書によって指導助言を受けた上で判断したほうが適当だと思います。
○中川　京貴君　議長。
○議長（新里米吉君）　要望でしたら……。
○中川　京貴君　もう一回言って終わります。
○議長（新里米吉君）　時間も過ぎていますよと言っているんです。
○中川　京貴君　今部長が言うように……
○議長（新里米吉君）　要望で終えてください。
○中川　京貴君　これは要望で終わります。
自家用屠畜も法律で認められているんです。保健衛生法でファクスで送ろうが郵送で送ろうが保健衛生は関係ないと思っています。自家用屠畜は認められていますので、運用でこういった制度が活用できるような仕組み、沖縄の食文化としてやるべきだと要望申し上げて、終わります。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
〔新垣　新君登壇〕
○新垣　　新君　一般質問を行います。
在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書及び抗議決議について、知事の見解を求めます。この飲酒運転事件において亡くなられた御家族、遺族にまずは哀悼の意とお悔やみを申し上げます。二度とこのようなことがないように、私は魂を込めて質問いたします。
件名２、糸満市潮平地区における大雨冠水による県道82号線の改善及び改修工事を進めるべきだと考えますが、見解を求めます。
件名３、糸満市における心理治療施設について。
平成29年９月定例会でも質問しましたが、心理治療施設に併設する学校の県立化に向けた取り組みをお聞かせください。
件名４、南部振興策について。

小項目(1)、糸満新市場について、進捗状況をお聞かせください。

小項目(2)、糸満市の市街化調整区域や沖縄戦跡国定公園における自然公園法第２種特別地域の規制緩和について、糸満市と連携を図る考えはありますか、お伺いします。

小項目(3)、糸満市における慰霊塔及び石碑を糸満市摩文仁の国立墓苑に統合することについて、進捗状況をお聞かせください。

小項目(4)、(3)に関連し、糸満市平和創造の森公園の慰霊塔及び石碑を優先的に糸満市摩文仁の国立墓苑に統合していただきたいのですが見解を求めます。重ねて、糸満市の大度海岸は、週末、国内外からサーファーの観光客で大いににぎわっていますが、現状の観光資源を大きくよくするために、平和創造の森公園にホテル誘致やシャワーや駐車場の整備を早急にすべきだと考えますが知事の見解を求めます。

５、農林水産物流通条件不利性解消事業について。

小項目(1)、航空、船舶輸送単価の削減について説明を求めます。

件名６、安慶田前副知事の教員採用試験口きき問題について。

(1)、第三者委員会の経過報告と構成メンバーをお聞かせください。

(2)、第三者委員会は、公正・公平・中立でなければならないと考えていますが、当事者である諸見里前教育長、安慶田前副知事の意見聴取を行いましたか、お伺いいたします。

小項目(3)、再発防止対策はどうなっていますか、お伺いします。

件名７、基地問題について。

前回の定例会でも質問しましたが、世界一危険な普天間基地の代替施設として、辺野古基地建設の落としどころについて、知事は間に入ってほしいとの発言の真意をお聞かせください。

件名８、我が党の代表質問との関連について。

砂川利勝議員が述べたＭＩＣＥの件でございます。年度内の交付決定は受けられるのか。また、受けられない場合は、どのような対策を考えているのか。

もう一つ、我が党の照屋守之議員の代表質問で述べた普天間返還、辺野古問題について、その問題において、あらゆる手法を行使して反対。なぜ表面は反対しながら、実際はつくらせているのか、説明を求めます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　新垣新議員の御質問にお答えをいたします。

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書及び抗議決議についてに関する御質問の中の１の(1)、飲酒運転死亡事故に係る県議会決議についてお答えをいたします。

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書及び抗議決議が全会一致で議決されたことは、県議会の強い意思表明として重く受けとめております。私は、12月２日に河野外務大臣と面談し、その際にお渡しした要望書の中で、県議会の意見書にも触れ、これらの対策も含め、事件・事故の再発防止に向け、これまでの取り組みを超えた、より効果的な対策の実施を強く求めたところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　２、糸満市潮平地区における大雨冠水による県道82号線の改善及び改修工事についての御質問の中の(1)、糸満市潮平地区の大雨冠水対策についての御質問にお答えいたします。

那覇糸満線の当該地域は、道路が周辺より低いことや、海抜も低く満潮時には排水機能が低下することにより、冠水しやすい地域となっております。これまでに、県では、道路の対策として、側溝の詰まりを解消し、早目に排水処理ができるようグレーチングを増設しております。また、地域排水の管理者である糸満市は、今後、対策を検討するとのことであります。

次に、４、南部振興策についての御質問の中の(2)のア、市街化調整区域の規制緩和に係る糸満市との連携についての御質問にお答えいたします。

区域区分を実施する目的は、既成市街地への効率的かつ集中的な公共投資、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の良好な農地との健全な調和等を図ることであります。市街化調整区域の土地利用については、市町村において計画的なまちづくりやその整備手法を検討する必要があり、市町村の考えが最も重要と考えております。

県としては、引き続き市町村の計画的なまちづくり等を支援するとともに、市町村の要望や相談に対して、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の糸満市における心理治療施設についての御質問で(1)、併設する学校の県立に向けた取り組みについてお答えいたします。

児童心理治療施設に併設される学校については、糸満市において、市立小中学校の分校として、11月１日に学校準備室を設置し、教頭と事務職員が配置され、来年４月の開校に向けて準備を進めております。同施設に入所が想定される児童生徒は、現在小中学校に通学しており、入所後も小中学校で教育を受けることが適切であると考えております。

県教育委員会としては、特別支援学校の対象となる児童生徒が入所した場合は、県で対応していくこととしており、糸満市教育委員会と連携し、児童生徒の実態に応じた学校教育が円滑に展開できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　４、南部振興策についての御質問の中の(1)、糸満新市場の進捗状況についてお答えいたします。

県では、糸満漁港は本県唯一の第３種漁港であり、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地として位置づけし、泊漁港は、那覇市を中心とする消費地市場としての機能を有していることから、市民や観光客などの消費者ニーズに対応した施設整備を進める計画であります。平成27年度に糸満漁港における高度衛生管理型荷さばき施設の基本設計を行い、28年度に荷さばき施設整備に関連した水産物一次加工処理施設の基本設計及び市場関連施設の配置構想を策定したところであります。

県としましては、引き続き、糸満漁港における新市場整備及び消費地市場としての機能を強化した泊漁港の再整備について、漁業関係団体等との協議を継続し、消費者へ安全・安心な水産物を安定供給するための体制を早期に確立するとともに、水産業の振興に努めてまいります。

次に、５、農林水産物流通条件不利性解消事業についての御質問の中の(1)、農林水産物流通条件不利性解消事業の補助単価の削減についてお答えいたします。

農林水産物流通条件不利性解消事業の平成28年度の事業実績は、県外出荷量が約６万1607トンとなっており、25年度と比較すると約１万1309トン、約22.5％の増となっております。本事業は事業開始から５年が経過したことから、事業の効果検証、制度の見直しについて検討したところ、今後は、事業者の自立化の促進を図るとともに、限られた予算内でより事業効果を高めるため、30年度より段階的に補助単価の引き下げを行うこととしております。

県としましては、引き続き、農林水産物に係る輸送対策等の取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　４、南部振興策についての質問の中の(2)のイ、沖縄戦跡国定公園第２種特別地域の規制緩和に係る糸満市との連携についてお答えします。

自然公園においては、自然景観に応じた区分や用途が定められており、用途等の見直しをする際は、地元自治体から意見聴取をすることとなっております。沖縄戦跡国定公園は、第二次世界大戦の戦跡と雄大な海岸景観の保護を目的に、昭和40年に琉球政府により沖縄戦跡政府立公園に指定され、復帰に伴い国定公園となっております。当該国定公園については、指定の趣旨を踏まえ、自然環境の保全と利用の均衡を保ちつつ、次世代に受け継いでいくことが重要であると考えております。

県としましては、沖縄戦跡国定公園における自然環境の状況や社会状況の変化に応じて、糸満市等の意見も踏まえつつ用途等の見直しについて検討してまいります。

同じく(4)のイ、平和創造の森公園の駐車場等の整備についてお答えします。

沖縄県平和創造の森公園は、平成５年に開催された第44回全国植樹祭の意義を踏まえ、緑化推進の拠点及び平和への思いを新たにする場とするため、平成10年４月に設置されております。また、平成31年秋には皇太子同妃両殿下の御臨席を賜わる第43回全国育樹祭の会場となっており、今後とも緑化推進の拠点として整備していく予定であります。公園施設内には、シャワー室や駐車場が整備されておりますが、周辺の海岸利用者における利活用向上を図るため、地元糸満市の意見を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　４、南部振興策についての御質問の中の慰霊塔・慰霊碑の整理統合についてお答えいたします。４の(3)と４の(4)アは関

連いたしますので、恐縮ではございますが一括してお答えいたします。

県が平成24年６月に行った慰霊碑の管理状況調査によりますと、県内に建立されている戦没者の慰霊碑のうち、糸満市内に建立されている数は125基であります。これらの慰霊塔・慰霊碑は、建立者等関係者の所有物であり、その管理等については建立者の責任において行うべきと考えております。

御提案のあります慰霊塔・慰霊碑の整理統合について、ことし７月に糸満市の関係部署と意見交換をしたところでありますが、建立者の意向を尊重しなければならないとともに、各建立者等関係者が想いを込めて建立したものでもあるため、慎重に対応する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　６、安慶田前副知事の教員採用試験口きき問題についての御質問の中で(1)、第三者委員会の経過報告と構成メンバーについてお答えをいたします。

口きき等に関する第三者委員会は、５月から10月までに月２回程度のペースで計11回開催され、10月31日には、調査及び再発防止策の提言に関する報告書が知事に提出されたところであります。内容としましては、教育委員会が行った調査よりも対象範囲を広げ、関係者への聞き取り等調査を行ったほか、口きき等の防止策については、本県における倫理規程等の現状や他県での取り組み等も確認しながら検討が進められました。同委員会の構成メンバーとしては、法律実務の専門家である弁護士２名と行政法の学識経験者２名、県の組織制度に精通した有識者１名の計５名となっております。

次に、６の(2)、当事者である前教育長と前副知事への聴取についてお答えいたします。

第三者委員会では、当事者の２人について同様な書面をもって聞き取りへの協力をお願いしたところであります。安慶田前副知事については、聞き取りを実施しております。諸見里前教育長については、聞き取りは実施できませんでしたが、それにかわるものとして、書面での回答を得たところであります。

次に、６の(3)、再発防止策についてお答えいたします。

第三者委員会の報告書では、沖縄県職員倫理規程の徹底や、働きかけを受けた職員らの対応としての記録化制度の制定等が提言されております。再発防止策については、働きかけの主体や対象分野、対象内容、記録化の方法など、検討項目が多岐にわたりますが、今後、具体的な内容を検討していく予定としております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　７、基地問題についての御質問の中の(1)、普天間飛行場の辺野古への移設についてお答えいたします。

県は、これまで、普天間飛行場の辺野古移設の問題について、集中協議、政府・沖縄県協議会及び和解条項に基づく協議に関する作業部会など、さまざまな形で政府との協議を行ってきており、辺野古移設をめぐる一連の問題は協議によって解決することが望ましいと考えております。

県としては、政府が辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに協議に臨んでいただきたいと考えており、知事の発言は、そうした協議の場の創設などについて、お力添えをいただきたいとの趣旨であると考えております。

次に、８、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、辺野古新基地建設についてお答えいたします。

知事は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。また、一連の選挙において明確に示された沖縄県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を推し進めることを許すことはできないと考えております。今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　８、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(2)、大型ＭＩＣＥ施設の整備に一括交付金を受けられない場合の対策についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の整備については、国もその必要性について理解を示しており、平成24年度以降、同施設のあり方調査や基本構想の策定等の業務を沖縄振興特別推進交付金を活用して実施しております。同交付金の交付要綱には、交付金を充当できない事業や経費が限定列挙されておりますが、公共施設は対象外となっておりません。大型ＭＩＣＥ施設は、高い経済効

果をもたらす収益施設であり、東海岸の振興の起爆剤となるばかりでなく、沖縄全体の振興に資する重要な施設であることから、県としては、沖縄振興特別推進交付金の活用は可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　まず件名１の在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書及び抗議決議について、再度知事に答弁を求めます。提言をしたいと思います。

私も、これは人ごとではないと。自分の家族や娘が、女房がこんなふうに巻き込まれたら大変だという気持ちは、県民と同じでございます。二度とこのようなことを起こしていけないという気持ちを込めて、知事に提言したいんですけれども、沖縄県、この抗議決議と意見書の中身ですけれども、４番に当たります。「沖縄県・日本政府・米国政府の三者による特別対策協議会を設置して、事件・事故の再発防止を図ること。」と。

知事、速やかにこれを内閣総理大臣、安倍総理に伝えに行くべきだと強く求めますが、知事の見解を求めます。これは知事が答えてください。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　新垣新議員の御質問にお答えをいたします。

在沖海兵隊員の飲酒運転死亡事故、県議会の特別決議ということで、そこでも御提言があるアメリカ、日本、そして沖縄という形での協議会、特別協議会をつくるべきではないかということで、大変私はこれはすばらしい提言だというふうに思っております。

今日までも、この日米合同委員会等に日米地位協定の改定で、やはりなかなか不透明な決議が日米合同委員会で解釈が意訳されているものですから、やはりそこにも沖縄を入れてくれという要求は出しております。それから、それ以外の基地の再発防止とか、そういったような形でも、今米軍との中に沖縄を入れてもらいたいというような話もさせてもらっておりますけれども、今回の県議会の全員による決議は大変重いものがあります。この特別協議会がそういった今日個別にほかにも提案したのがありますが、こういったもの等との全ての上に立ってできるような協議会になるのか、この辺も含めて御提案は大変これからのことにとって重要なことでありますから、しっかり対応させていただきたいとこのように思います。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　知事、この件について、うまく交渉力を発揮して、頑張っていただきたいと思います。この件について、知事公室長に質問があります。

私は、米軍を決めつけて差別しているわけではありません。一部だという、これを御理解してください。全てを悪とは言っていません。一部と理解してくださいね。これ、過去に事件・事故を起こした米軍人の犯罪歴を検証したことがありますか、犯罪歴。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事公室におきまして、そういった事件・事故を起こした米兵等の犯罪歴を検証したということについてはございません。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　私も多くの県民から、もうたび重なるこういった問題が多いと。過去にアメリカでもどこでも、犯罪歴のある人は入れるなと。今回、なぜきょう知事にこうやって質問したかというと、ぜひ知事は内閣総理大臣を通して――安倍総理に向かって、この特別対策協議会を設置していただいたときに、もう犯罪歴のある人は入れるなと、沖縄にと。でも全てを悪とはみなしてはいません。じゃそうするために、米軍人に対して、沖縄県民に対しては、事件・事故やこういったことをしないと宣誓書を提示してほしいんですよ。人ごとじゃないんです。次は我が子になった場合とか。だからそういう形で宣誓書を書かせて、こういう形で、一部のせいでみんながこうなるという気持ちもわかります。米軍人の中でも。被害者っていうのもわかります。一部の問題で我々悪党ってみなされているって声も聞きました。でもたまったもんじゃないですよ。基地がなければこんな事件・事故がないんですから。だから、その件について、まず犯罪歴の検証、強く求めますけれども、外務省とかそういった関連機関に強く求めたいんですけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　我々米軍司令官等ともいろいろ意見交換もしております。その中で、今まさに議員が御指摘の犯罪歴の話を先方のほうから言及した事例がございました。やはり沖縄に配置する軍属、家族含めて５万人おりますけれども、そういった中で犯罪歴があることについては、米側のトップのほうもしっかり監視しているというようなまず発言がありました。それから、赴任前にこういった犯罪歴がある者については、なるべく排除するようにしているというような発言等もございました。

今議員からのそういった御指摘については、まず米側のほうでこういった沖縄、議員からもございますし、沖縄県民のまたそういう要望のあらわれだと思い

ます。米側のそういったことをしっかり認識した上で、水際ということではございませんけれども、しっかりそういった対応をとるようにということを申し上げてまいりたいというふうに考えているところであります。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時26分休憩

午後２時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　議員の御提案は御提案として受けとめますけれども、私としては、米側のほうでしっかりこの件については対応していただくよう求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひこの問題、速やかに議会が終わって、知事、安倍総理にぜひ要請を強く求めて、知事の交渉力を期待して、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、件名３、糸満市における心理治療施設についてですけれども、教育長は、この心理治療施設、全国的な先進地、視察したことがありますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　実は、先議会で議員からお話があったこともありまして、私も行こうということも調整したんですが、日程の都合がつかないものですから、教育庁の統括監以下で見に行っております。私は直接は行ってございません。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　その担当職員がどこの心理治療施設を見たが、何カ所見てきたのか。将来像というのは、全国的な流れ、変わってきています、今。だからそのニーズも、県教育委員会は理解しているのか、答弁を求めます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　見てきましたのは、たしか山梨県と埼玉県だったと思います。議員がおっしゃいますように、山梨県の場合は、これ32年開所の予定だと伺っておりますけれども、そちらで入所が予定されている児童生徒が特別支援学校の対象となる児童生徒というふうに伺っておりまして、県のほうの特別支援学校という形で受け入れるという予定だと伺っております。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時28分休憩

午後２時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　将来像と申しますか、近年の動きという意味で申し上げてよろしいでしょうか。29年度現在で、全国で46校の施設がございます。今、市町村立の小中学校が40校で、県立の特別支援学校が６校になっておりますけれども、30年度には佐賀と長崎のほうで、県立で設置する動きがございます。32年は先ほど申し上げた山梨という形で、そういう動きがございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　将来像全くわかってないですね。述べてください、述べていません。今、この将来像、聞いてくださいよ。病院医療機関とそして病院医療機関と……

ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時30分休憩

午後２時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○新垣　　新君　この佐賀の問題も全国的に、病院医療機関をセットにしているんですよ。そして、この精神の臨床心理士も含めた形で、ただ治療施設と分校という形で、これはパッケージ一つで佐賀県が約７億近くの予算を含めて、６億近くを含めて、前知事の肝いりの政策で動いているんですね。その中で、沖縄県の考え方が、この心理治療施設に対する考えが全くおくれているんですよ。念願、念願と言いながら押さえつけて糸満市に来てね。糸満市は苦肉の策で受け入れているんですよ。特別支援員もやめていくんですよ、全国的な流れも。よくわかるように。支援員も糸満市が持ちなさいですよ。そんな理不尽な話がありますか。全然県はおくれた対応ですよ、これ。病院機関も設置されていないというものも。実は今回、12月でも糸満市議会は反対決議を、県立を求める強い決議を打ってきます。９月にも行いました。その中身をもっと検証してから糸満市にお願いすべきだったんじゃないかと思うんです。もうもちろん、このような対応、糸満市の財政でも無理です。維持管理費も含めてできないと言っているんです。12月27日に糸満市長室で副知事と教育長、担当部長、関連でお互い向き合うというのはいいことだと思っています。でも、私は沖縄県の取り組み、子ども生活福祉部と教育委員会がきれいに連携されいるかというと、されてないと思っているん

です。この時代、将来像が全く。その見解を求めます。両部長、子ども生活福祉部長にも。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　先ほど議員がおっしゃったのは、例えば山梨県の場合、構想がございますけれども、心の発達総合支援センターと児童心理治療施設、あと中央児童相談所の３つの施設を一体的に整備して、総合拠点とする福祉政策構想というのを立てているようでございます。そこに併設する学校については、この今予定されている対象児童が学校教育法施行令22条の３に基づく病弱者のため、特別支援学校で受け入れるという形で準備が進められているというのを伺ってございます。そういうこともございまして、今連携の話がございましたが、29年８月の調査では、現在の特別支援学校の該当者がいないということもありまして、小中学校での受け入れということを予定しているわけなんです。今後県立の例えば特別支援学校該当児童、そういう生徒が出てくれば、当然県立の特別支援学校としては、まずはその１人とか２人ということであれば、施設内学級というのも考えますし、この児童生徒の割合がこの恒常的にそういう厳しい、特別支援の対象児童ということであるんであれば、当然県としては、特別支援学校での受け入れという形も考えないといけないので、この学校の中身をどうするかというのは糸満市ともよく調整をしながら、例えば市立の小中学校であるんですけれども、特別支援学校がメーンとなっていくような状況があるのであれば、それはその中身も検討しないといかないと思っております。その場合は、通常の学校に通うべき生徒に関しては、その学校ではなくて地域の学校に通うという形も当然出てきますので、その辺は児童生徒の教育を受けるニーズを踏まえてしっかり対応していくべきものだと考えております。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　来年４月開設予定の児童心理治療施設でございますが、この児童心理治療施設には、いわゆる専門職の配置が求められております。それで、当然ながら先ほど医師の配置とかという話ございましたけれども、まずこの施設には精神科医とか看護師を配置しないといけないようなことになっています。あわせて先ほど臨床心理士の話もございましたけれども、いわゆる施設には専門家としての臨床心理士とか、あと児童指導員、保育士、それと家庭支援専門員という専門職を配置して運営しないといけないと。入ってくる子供たちは、いわゆる虐待とかいじめでいろいろ精神的にダメージを受けて、その方々をしっかり治療していかないといけないということで、きめ細やかな支援についてはそういう専門職が当たっていくということでございます。

先ほど議員の御提案で、いわゆる福祉医療、総合的なというケアの施設の御提案がありましたけれども、基本的には、まず県としては、これまでの心理治療施設がなかったということもあったものですから、それについては、設置等を含めてこれまで検討してきて、今回30年４月には設置できるということでございます。今後でございますけれども、本県における児童心理治療施設含めた児童福祉の課題とか、あとニーズとか、そういったことをしっかり踏まえつつ、他県でもいろんな動きがございますので、そこもしっかり事例を検証したり効果も見据えた上で、今後また県のあり方、考えていきたいなと思っています。

私も、実は議員に言われまして、まだ見てないんじゃないかということがございましたので、早速見せていただきました。それで、児童心理治療施設の先進的な取り組みである神奈川に行ってきまして、神奈川県立の施設でございました児童心理治療施設、大きな施設ございました。そこでも、いろいろ課題はあるというふうに聞いておりますので、その辺連携とりながら、取り組みは進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　担当副知事、12月27日に糸満市長室で、この問題において協議がなされると思います。ぜひしっかり向き合って、糸満市の声も、県立で最初からやってくれということを真摯に重く受けとめて、ぜひ期待をしております。またこの問題、３月においても、ぜひ私質問させていただきます。ぜひ県立といういい回答が出ることを強く楽しみにしていますので、心からお願いをいたします。

続きまして、慰霊の碑、石碑の問題でございますけれども、部長、先ほどの答弁なんですけれども、実は、６月23日に遺族会の宮城会長が、遺族会みんな高齢化社会になってリタイアした。これ勝手につくられた慰霊の碑、慰霊の塔もあるんです。そのような問題、どう考えていますか。伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時37分休憩

午後２時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えをいたします。

この慰霊塔・慰霊碑につきましては、建立者がはっきりわかっていて管理がしっかりしているところは、これまでどおりしっかり取り組んでいただきたいなと思っています。ただ一方で、やはり建立者が不明ということで、その管理状況が不良な慰霊碑については、放置されているといわゆる住民の安全の観点からも好ましくないというふうなことがありまして、実は平成27年に副知事が国のほうに、慰霊塔の移設とかそういったことについてしっかり国として取り組んでいただきたいということで要請をいたしました。それで、平成28年９月には、国のほうで移設に向けた補助金の制度ができ上がりましたけれども、まだ制度が運用されていませんので、その辺しっかりまた市とも連携をとりながら、取り組みを進めていきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひ糸満市は前向きなんです。糸満市長、副市長からも確認をとっています。糸満市が本当に戦争の被害者なんです。まだ戦後処理は終わってないんです。だから、これしっかり部長、ひめゆりの塔や白梅の塔は残すものは残して、そのほか早く摩文仁の国立墓苑に統合してほしいんです。遺族会の会長とも意見交換してきました。もう開発、発展ができないんです、糸満市が。その痛み、わかりますか。お聞かせください。来たい人も来られないんですよ、企業も、ホテルも。遺族会オミットしているから。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

いわゆる慰霊塔・慰霊碑は、いろんな建立者の思いで設置の場所も含めて、いろんな思いがあったと思います。ただ一方で、やはり高齢化に伴って、遺族会の会長もおっしゃっていますが、管理が厳しいような状況があるということがありますので、そこは県としても、糸満市、ほかの市町村も含めて、しっかりその慰霊塔の管理のあり方については進めていきたいなというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひ一日も早く摩文仁の国立墓苑に慰霊の塔、石碑も統合できるように強く求めます。

続きまして、平和創造の森公園、環境部長、ホテル整備と私言っていますけれども、答弁入っていません。答えてください。どうなっています。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　私のほうから答弁させていただきます。

その地域に通過型ではなくて多くのお客さんに来ていただいて、少しでも長い時間滞在していただくためには、一定の宿泊施設、ホテルが大変重要な要因になるということは理解をしております。そのため、地元の意向が大事ではないかということで、地元糸満市さんのほうに、この平和創造の森公園にホテルの誘致について計画のようなものがあるか確認したところ、今のところは確認できませんでしたので、ただ地元から相談が今後あった場合には、法規制の状況を確認し、適切に県としても対応していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　今ここら辺の問題が大変なんです。土地は沖縄県の土地なんです、はっきり言います。来たいという企業はいるんです。週末、サーファーで二、三千名来るんです。国内外から。だから糸満市って対応じゃなくて、風呂敷を広げて来てくださいと公募するのが沖縄県の仕事なんですよ。糸満市長がぜひやってくださいと。僕は市政では与党です、県政へは野党だけど。でも提案はしますよ、いいことはいいと。だから言っているんですよ、糸満市の声を伝えているんですよ。ちゃんと意見交換やってきているんですよ、こっちは。どうですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　改めまして地元とさらにその話し合いを続けながら、誘致に関しましても県として適切に取り組んでいきたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　糸満市としても土地は沖縄県の土地だから沖縄県が進めるべきだという考え方なんです。地元地元じゃないですよ、部長。ちょっとそこら辺整理してくださいよ。強く求めます。

続きまして、糸満新市場について。

私が調べる限りですけれども、大きく調べてきました。もう私は、この知事の決断力とリーダーシップで調整をしていただいて進めていくべきだと私は強く求めているんです。知事、那覇地区漁業組合関係者に糸満新市場合意形成に向けて、まずは向き合って説得するべきだと私は強く求めますけれども、知事の見解を、これは知事ですよ。部長に聞いてないよ、知事だよ。（発言する者あり）　こんな大きいのは知事。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

新市場、泊漁港の再整備等については、関係機関の

ほうと調整させてもらっているところであります。今般、那覇地区のほうからの要請等もありますので、その辺含めて、那覇市あるいは泊漁港関係団体含めて、その要請の中身を検討しながら、早期にまた意見交換できたらなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　合意形成に向けて、一番合意形成ですよ。その後に一括交付金、９割補助目指すんですよ。協力しますよ、そこら辺は。２分の１の補助じゃなくて。だから今私が言っているのは、一日も早くやるには、もう今調べてきているんですよ。ほか糸満に移ってもいいって言っているんですよ。那覇地区漁連組合管理者組合長と知事が今説得すれば解決が早いっていうことを言っているんですよ。だからあなたに聞いてないんですよ、私は今。知事に聞いているんです。知事、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　新垣新議員の御質問にお答えをいたします。

この件は、この１年ぐらい、いろんな方々から御質問もいただいて、早目にということであります。つい先日、那覇市長とうちの担当と、それから那覇市のほうの担当のトップと議論をしまして、問題点が出てきているのはわかるんですね。これがまた出た後、泊魚市場の漁連の方々がまた県のほうに申し入れもしたりしていますけれども、いずれにしろ、これは話し合って、そして今出ている問題点がそれぞれがなかなか譲りにくいところがある問題点なものですから、これをどういうふうにまとめるかというようなことがこれからの議論の中で出てくると思います。ですから、これとにかく時期を早目にいま一度また話し合いをして、詰めるところは詰めていくというふうにやっていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　これは２分の１の補助となっていますけれども、農水産の、これ９割で一括交付金も該当します。私もこうやって地元の問題ですから、政府にも、江崎沖縄担当大臣に強く求めていきます。だけど、今那覇地区漁連組合だけなんですよ、調べたら。あとはもう、７団体じゃないですよ。みんな移ってもいいよいいよって、こんななんですよ、調べてきたら。だからターゲットはここに知事が行けば解決がストレートに進むということなんです。ぜひ知事、この交渉力で説得をして、知事の交渉力に期待を求めるんですが、知事の決意をお聞かせください。（発言する者あり）　あなたに聞いてない。知事だよ。地元だよ俺は。こんな大きなのは知事だよ。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　新議員の今情熱あふれる御質問がありましたので、心して頑張っていきたいと思いますが、ただなかなか意思の強い団体ですので、頭越しにはできませんから、しっかり話を聞いて、一日も早く解決をするようにしたいというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひ知事の交渉力、説得力を期待しています。一日も早く新糸満市場を開設できるように強く求めます。

部長、もう一点。この新糸満市場に多くの水産関係者が瞬間冷凍導入っていう声があります。同時に、瞬間冷凍をやるということは、海洋深層水もやってくれっていうニーズの声があります。そこら辺、検討課題に育んでいただけないでしょうか。答弁を求めます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

周辺整備等も含めて、今後新糸満の漁港等については、関係機関の意見も聞きながら、海洋深層水の話も今出ておりますけれども、この辺も含めて、関係機関等の意見含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひすばらしい新糸満市場の建設を農水部長、期待をしています。私もこの補助金、９割補助、一括交付金目指して一生懸命頑張りますので、ぜひ協力していきましょう。一日も早い解決をお願いいたします。

続きまして、ＭＩＣＥの問題でございます。

可能という発言をしましたね、ＭＩＣＥは一括交付金。この根拠､もう一回わかりやすく言ってください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時48分休憩

午後２時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　この大型ＭＩＣＥ施設は、沖縄振興交付金制度が沖縄振興に資する事業を沖縄県が主体的な選択に基づいて実施できる制度ということで、この交付要綱にも対象とされております沖縄の自立戦略的発展に資する事業ということでございます。大型ＭＩＣＥ施設につきましても、アジア経済のダイナミズムを取り込む沖縄経済の発展

に資する事業だということで、この交付金が獲得できるというふうに理解しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　国から説得材料、指摘事項あると思いますけれども、周辺環境整備の中でインフラ、何車線あります。道が、市道、県道、国道とありますよね、あの周辺。何車線になっていますか、現実は。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後２時49分休憩
午後２時50分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
ＭＩＣＥが立地する中城湾港マリンタウン地区、あの周辺については、道路整備、計画が幾つかあります。例えば、国道329号南風原バイパス、これは30年度に暫定の２車線で供用する予定でございます。与那原バイパスも、これも30年度暫定２車線の供用という状況でございます。また、県道浦添西原線につきましても、西原町小那覇あたりの整備というのが31年度を今目途に進めているところでございます。ここも２車線で今検討しているところでございます。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　もう今見て、これで完全にできると思いますか。県民は大渋滞ですよ。子供たちも、登下校大変ですよ。これ経済損失確実に出ますよ。もっと大きく拡張しないと、時間も地主の交渉もかかるし、その辺の周辺にホテルもないという指摘事項も国から言われている。国から本当に、ＩＲでやりなさいと言われているでしょう、知事も。皆さんは。何でＩＲやらないの。どうですか。共産党が反対だから、与党議員が。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　県といたしましても、この大型ＭＩＣＥ施設に関しましては、いわゆるカジノを含む統合リゾートってことは検討しておりませんで、国とのこの大型ＭＩＣＥ施設に関しましての調整の中でも、そういった話にはなっておりません。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　なぜカジノは検討しないって、この理由をお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　当初、以前のその議論の中でも、ＩＲに関しましては、カジノに関しまして議論はありましたけれども、現政権の中では、沖縄県、カジノは導入しないということを踏まえまして、大型ＭＩＣＥ施設に関しましてもカジノは導入しない、通常の展示会、コンサート等を誘致する施設として整備を進めていこうということでございます。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　休憩。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後２時53分休憩
午後２時53分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○新垣　　新君　そういって、もう国は時期尚早という言葉があります。尚早、ＭＩＣＥにおいて。ＩＲを検討すべきじゃないですかということなんですよ、もう。落としどころないんですよ。だからＩＲに切りかえてくださいよ、あの場所に。どうですか、都市型モデルで。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　さきの国会での質疑の中でも、現段階、現時点で時期尚早という、たしか大臣の話がございましたけれども、私どもは今、国のほうから示されている課題をきちっと解決するための資料等を整えまして、丁寧に説明を尽くしまして、時期が熟するために一生懸命努力をしているところでございます。
以上です。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　じゃ一向にこの問題は平行線ですね。国は、横浜市とシンガポールを見ているんですよ。人口400万人、観光来客数2000万人。今皆さんが求められている時期尚早ってここの意見も入っているんですよ。インフラの整備も含めて。道路の拡張も含めて。全然かみ合わないんですよ。だからＩＲだったらすぐ上げますよって国が言っているのに。温かい言葉なんですよ、これは。なぜ検討しないんですか。もう一回求めます、知事。検討・導入を、検討をしてくれませんか、検討は。カジノよりパチンコのほうがばくち依存症が出るんですよ。入場規制をやればばくち依存症は出ないんですよ、カジノは。いかがですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　大型ＭＩＣＥ施設につきましては、カジノを導入しない形での建設、整備というのを基本にしておりますので、この方向で引き続き計画を進めていきたいというふうに

思っております。
以上です。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　じゃ一向に平行線で、こういう形でＭＩＣＥはそういう形になると強く求めます。
続きまして、基地問題に戻りますが、知事、国頭の奥港と本部港、そして中城港において、多くの県民は、辺野古をつくらせる、搬入をしているじゃないかと。知事は何で最初からだめだと言わないのかと。何で知事権限を行使しないのかと。もう落としどころもないと、県民から。その指摘、公約違反じゃないかという声があるんですけれども、知事、答えてください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
知事は、平成26年の知事選挙で辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げて、信念を持って取り組んでいるところでございます。さきの最高裁判決に従いまして、埋立承認取り消しを取り消しいたしました。今後、想定されます埋立承認の変更申請などにつきましては、当初の承認が適法であることを前提に対応することになります。しかしながら、その後の公有水面埋立承認の変更申請などについては、改めて法令にのっとり審査を行うということ。変更承認の要件を判断することは、県としましては当然のことであろうと思っております。
今議員からもございました港湾の使用等々さまざまあります。公有水面埋立法、それから沖縄県漁業調整規則に基づく手続、さまざまなものがありますけれども、今後も県の有するあらゆる手法を用いまして、知事は辺野古に新基地をつくらせないという公約実現に向けて取り組んでまいるというところでございます。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　去年、裁判に負けて、和解条項に従う、最高裁に負けて。和解条項に従うというのはうそだったんですか、伺います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　この和解条項の議論は何度もございますけれども、和解条項は、既に５項、６項の部分が国地方係争処理委員会が国を勝ち、県を負けというようないずれもしない、協議をしなさいといった時点で和解条項から外れていると思います。ただ県は、最高裁の判決に従いましたのは、行政の長として司法の最終判断に従うのはある意味当然だということでやったわけでございまして、だた先ほども申し上げましたように、その後、公有水面埋立承認が適法であることを前提に行政手続を行いますけれども、この行政手続を最高裁、承認取り消しを取り消したから、その後何でも承認していいと、そのまま手続を推進すると、そういったことではないと我々考えております。行政としては、しっかりと関係法令に基づいて、厳正に取り組んでまいりたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　落としどころはもうないんですか、最後確認します。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　この落としどころの発言につきましては、先ほども御答弁いたしましたように、政府におかれまして、辺野古唯一ということをこだわりを捨てていただいて、ぜひ検討、また協議に臨んでいただければという趣旨でございます。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　もうこうなったら一日も早く承認撤回をしてください。ふにゃふにゃしている。わかりにくいって県民の怒りがある。どうですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　撤回につきましては、その承認後に生じたさまざまな事情を今慎重に検討しているところでございます。そういったものをしっかりと見た上で、適切な時期に判断してまいりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　こうなった場合、撤回した場合に、沖縄県が賠償請求、企業からの賠償請求、そして個人賠償法というのが来た場合、県民は一番困るんですよ。この負担って誰にしわ寄せ来るんですか。誰が責任とるんですか。最高裁で負けたんです。従うとまで言ったんですよ。沖縄県民は、うそつきなのか、裁判をばかにしているのかって厳しい声もあるんですよ。司法が、法治国家が法治国家でない沖縄県なのかって厳しい意見も、国民からも県民からもあるんですよ。ぜひ目覚めてほしいということを強く求めて質問を終わらせていただきます。
○比嘉　瑞己君　議長。
○議長（新里米吉君）　何か。
○比嘉　瑞己君　休憩をしてください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後３時０分休憩
午後３時２分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
末松文信君。
〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　沖縄・自民党会派、末松文信でございます。

一般質問を行います。

議長、ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時３分休憩

午後３時４分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○末松　文信君　それでは一般質問に移ります。

まず１番目の知事の政治姿勢についてでありますけれども、知事は日米同盟を堅持することとＳＡＣＯ合意を着実に進めるという政治姿勢については私は敬意を表したいとこのように思っていたところでありますけれども、知事のＳＡＣＯ合意による普天間飛行場代替施設の辺野古移設について、これを阻止するために前知事の埋立承認の取り消しを恣意的に行われ裁判で敗訴されました。みずから取り消しの取り消しを行い、事実上知事みずから承認するという結末となり工事現場は進捗している状況にあります。また岩礁破砕やサンゴの移植についてもみずから指導をしながらこれをおくらせているなど、公共工事の執行を妨害している。その行政行為は非難されても仕方がないものと言わざるを得ません。平たく言えば公務執行妨害に当たるのではないかというふうに考えているぐらいであります。

そこで伺いますけれども、(1)、普天間飛行場の危険性の除去について。

ア、知事の任期中に実現可能な具体策が示されますか伺います。

イ、具体策が示されないまま事故が起き大惨事となった場合、知事はどのように責任をとられますか伺います。

(2)、普天間飛行場代替施設の建設について。

ア、工事の進捗状況について伺います。

イ、工事の妨害行為をいつまで続けられますか。

ウ、代替施設の移転と運用開始の見通しについて伺います。

(3)、代替施設の運用開始に向けての対応について。

ア、運用に伴う地域の住民生活に与える影響について伺います。

イ、運用に伴う自然環境に与える影響について伺います。

ウ、運用に伴うさまざまな影響に対する対策について伺います。

そして大きな３、やんばる地域の振興について。

ここで私、先日やんばるという語源について、山川典二議員から教えていただきましたけれども、このやんばるのやんというのはインドネシア語で新しいという意味があるそうです。はるは土地のことを言っているようであります。そういうことからすると、やっぱりやんばるにはヤードゥイというのがたくさんあります。それを考えてみると、やっぱり新しい新天地に移っていたと、こういうことが言えるのかというふうにも思って大変勉強になりました。典二議員いませんけれども、ありがとうございました。

そこでやんばる地域は沖縄本島の約70％の面積を占め、人口約12万人で豊かな自然と水源に恵まれ北水南送、いわゆる北部で水をとり南部へ送られ、沖縄県民はその水がめで賄われているわけであります。近年では国立公園の指定や世界自然遺産への登録準備など、観光資源としても脚光を浴び県内を初め国内外からの観光客も年々増加傾向にあるようであります。他方、医療機関を初め教育・スポーツ文化といった定住環境の整備がおくれ、やんばる全体として人口の増加が期待できずむしろ流出が危惧されている状況にあることから、早期の定住環境の整備が強く求められているところであります。

そこで伺います。

(1)、基幹病院の整備計画と進捗状況について。

基幹病院については多くの議員からの質問に対し、県立北部病院と北部地区医師会病院との統合する方針が示されたところであります。このことについてはこの場をかりて感謝を申し上げたいと思っております。そして県や医師会病院、北部12市町村との合意形成を図ることが最も重要であるとの認識も示されましたけれども、合意形成を図るためには協議会等の設置が必要かと思いますけれども、この件についての御見解を伺いたいと思います。また私たち北部住民にとっては、施設内容もさることながら、いつできるかが最大の関心事でありますので、実施スケジュールについて伺いたいと思います。

次に、(2)、中高一貫の進学校設置に向けての取り組みについて伺います。

(3)、やんばる観光と各種産業の連携について。

観光産業は総合産業と言われ、農林水産業を初め商工業との連携により相乗効果が期待できます。特に各種関連施設の整備と産業基盤、交通インフラの整備拡充が求められているところであります。

そこで伺います。

ちなみにきょうはここに絵を準備してまいりましたけれども、いわゆる県管理漁港である名護漁港を海の駅とあわせて高速船導入やクルーズ船の誘致、地球深

部探査船ちきゅうの母港誘致、そして海上、陸上交通の結節拠点としての整備構想・計画の策定について伺いたいと思います。(資料を掲示)

これまず説明しますと、これは市街地のシンボル道路のイメージであります。ちょっと小さいということですけれども、これが今の漁港を中心とした名護、みなと未来構想というふうに名づけておりますけれども、こういう構造はいかがでしょうかということであります。それから続けてまいりますと、東江海岸これは既にできておりますけれども、ここは高潮対策として潜堤であったり防潮堤が整備されておりますけれども、あわせて養浜も整備されております。そこは今見ますとサンセットを望む絶好の場所でありまして、かなりのお客さんがお見えになっているようであります。せっかくのビーチが整備されたわけでありますけれども、そこにはいわゆる便益施設、トイレとかシャワーそういったものがなくて、さらには夜散歩していると街灯もないというようなことで地域の方々から危険な状況にあるということの意見が出ております。これらの施設整備の計画について今後どうされるのか伺いたいというふうに思っております。

そして今その近くに名護署がありますけれども、将来名護署が移転するということになれば、その一帯がいわゆる東江海岸地域が一つのリゾートゾーンとして形成できるんではないかというふうなこともイメージできるわけでありますので、このことについてもどうお考えなのか伺いたいと思っております。

次に、21世紀ビーチの話をさせていただきたいのですが、これは21世紀の森公園の外側のビーチですけれども、ここから宇茂佐海岸に向かっていくと、今名護でも残っているのはここくらいしかないのかなと思いますけれども、ロングビーチ、ここを立体的に整備したらどうかということであります。

そこで東江海岸から名護漁港そして21世紀の森公園、ビーチ、それから宇茂佐海岸に至るベルトゾーンをひとつ構想を策定してみてはどうかとこういう提案であります。御存じのように、21世紀の森ビーチのあたりはハワイのワイキキを思い出させるような場所であります。ぜひ官民共同の計画ができればというふうに思っておりますけれどもいかがでしょうか。

次に、エ、やんばるシークヮーサーを初め、農林・畜産、そして水産物の貯蔵倉庫の整備拡充についてでありますけれども、これは北部振興事業によって今本部港湾そして今帰仁港湾のほうに貯蔵施設ができております。しかし今シークヮーサーの収穫時期になって、先日たまたま農家のほうから電話をいただいて、あした収穫するんだけれどもこれを絞っても貯蔵するところがない。緊急な事態だということで電話をいただいて早速北部港運のほうに電話を差し上げてできる限りの範囲でいいから何とか対応してくれと言ったら、20トンぐらいは対応できるということで急遽対応していただきましたけれども、ただ今聞くと、やんばるは今シークヮーサーが盛んに生産されておりまして、それを絞った後の貯蔵施設が不足していると。今聞きますと本部の倉庫で1000平米ぐらいあるんですけれども、やっぱりあと2000平米ぐらいの倉庫はいるのではないかとこういう試算が出ているようであります。そのことについて県としてもどういう対応ができるのかお聞かせいただきたいとこう思っております。

それからオ、食鳥処理加工施設の整備状況について伺います。

カ、名護市屋部地域工場適地への工業用水の供給について。これは工場適地への立地企業が旺盛でありまして、工業用水の確保が求められております。そういった意味でどのような需要があるのかを含めて調査していただけないかとこういうことでございます。

次に、キ、名護自然動植物公園・ネオパークの再整備支援についてでありますけれども、ネオパークはやんばる観光の拠点施設として名護市が一時閉園された公園を再生して名護市の公園として整備されております。しかしながら、そのポテンシャルが生かされていないというような状況にあって、何とか沖縄こどもの国のように県としても北部観光の拠点施設としてまた教育施設としても支援する考えはありませかということであります。

ク、やんばる総合運動公園の整備について。

これは県営の運動公園を整備する計画はないかということでありますけれども、やんばる全体として整備する場合どのような事業主体そして制度があるのか伺います。

4、我が党の代表質問から(1)、伊平屋・伊是名架橋の建設促進について、ボーリング調査の実績と予算措置について伺いたいと思います。

以上であります。

○議長(新里米吉君) 休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時18分再開

○議長(新里米吉君) 再開いたします。

末松文信君。

○末松　文信君 それでは大変失礼いたしました。

2の県民の安全・安心なまちづくりについてとあり

ますけれども、これは今県内の警察署がどういうレベルにあるのかということで防災対策ができているのかということでありますけれども、(1)、地震、津波等、防災対策について、ア、県警察各署の設置場所の状況について、イ、低地帯所在の移転計画について伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　末松文信議員の御質問にお答えをいたします。

やんばる地域の振興についてに関する御質問の中の３の(1)、基幹病院の整備計画と進捗状況についてお答えをいたします。

沖縄県は、今般、北部圏域における医師不足の抜本的な解決を図り、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するとともに、病院経営の効率化などを実現するため、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、北部圏域に新たな基幹病院を整備するための作業に取り組むことといたしました。両病院の統合を実現するためには、沖縄県、北部地区医師会病院及び北部関係12市町村の間で、統合の基本的な枠組みについて、合意形成を図ることが最も重要な課題であると考えております。

今後は、関係者に対し、速やかに県の考え方を説明し、両病院の統合に関する基本的な合意を図ることができるよう、協議を開始したいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)ア、普天間飛行場の危険性除去について。この質問の(1)アと(1)イは関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、平成25年12月の沖縄政策協議会において、同飛行場の５年以内運用停止やオスプレイ12機程度の県外拠点配備などの基地負担軽減策を要請しました。特に５年以内運用停止については大変重要であることから、これまで普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会において、辺野古移設とはかかわりなく早急に取り組む必要があること、また、その実現に向け具体的なスケジュールを日米両政府において作成することを求めたところであります。政府が普天間飛行場周辺住民の生命財産を守ることを最優先にするならば、辺野古移設にかかわりなく、政府の責任において同飛行場の５年以内運用停止を実現すべきであります。万が一、米軍の航空機が墜落等の事故を起こした場合の責任は、当事者である米軍及び施設の提供責任者である日本政府にあると考えております。

次に同じく知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のイ、及びウ、普天間飛行場代替施設の建設について。１の(2)イと１(2)ウは関連いたしますので一括してお答えいたします。

知事は、平成26年の知事選挙で辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げ、信念を持って取り組んでおります。沖縄県は、さきの最高裁判決に従い、埋立承認取り消しを取り消しました。今後想定される埋立承認の変更申請などについては、当初の承認が適法であることを前提に対応することになります。しかしながら、その後の公有水面埋立承認の変更申請などについては、改めて法令にのっとり審査を行い、変更承認の要件を判断することとしております。

今後も県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のア、普天間飛行場代替施設建設事業に係る工事の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の工事計画において、汚濁防止膜工着手後９カ月目に当たる時期には、18の護岸に着手する予定となっております。一方、現在、着手が確認できる護岸はＫ１、Ｎ５及びＫ９の３護岸であります。

同じく１の(3)のア及びイ、代替施設の運用に伴う住民生活及び自然環境への影響についての御質問にお答えいたします。１の(3)のアと１の(3)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

普天間飛行場代替施設建設事業の環境保全図書においては、存在・供用時に係る環境保全措置が記載されております。そのうち住民生活に関連すると考えられる項目としては、大気質、騒音、振動、低周波音、水の汚れ、地下水の水質、水象、電波障害、景観、廃棄物等が挙げられております。また、自然環境に関連すると考えられる項目としては、地形・地質、海域生物、海域生態系、陸域生物、陸域植物、陸域生態系等

が挙げられております。

同じく１(3)ウ、運用の影響に対する対策についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の環境保全図書においては、存在・供用時に係る環境保全措置が記載されております。騒音等の住民生活に関連する項目としては、滑走路をＶ字型にして、周辺地域上空を基本的に回避する飛行経路で運用すること等が示されております。自然環境に関連する項目については、改変面積を可能な限り抑えること、誘因性の低い照明を使用すること等が示されております。また、米軍が環境保全措置を理解し実施するよう十分調整を行い、万が一、米軍が要請に応じない場合も機会あるごとに米軍に要請を行うことなど、環境保全に向けた取り組みを実施することが記載されております。

３、やんばる地域の振興についての御質問の中の(3)のウ、名護海岸の整備についての御質問にお答えいたします。

名護海岸一帯は、海岸保全基本計画に基づき、昭和48年度から平成11年度にかけて、護岸、突堤、養浜等を整備し、完了したところであります。

県では、海岸施設の長寿命化計画を策定したところであり、今後点検を行って必要な改修を行っていきたいと考えております。

同じく３(3)のイ、東江海岸の便益施設の整備についての御質問にお答えいたします。

東江海岸一帯は、沖縄海岸国定公園に指定され、平成13年度から平成22年度まで高潮対策による護岸や突堤、人工リーフ、養浜等の整備を行ってきたところであります。なお、海岸事業においては、海浜利活用のための便益施設は、交付金の対象事業とはなっておりません。

同じく３(3)のク、やんばる総合運動公園の整備についての御質問にお答えいたします。

県営の運動公園は、那覇市に奥武山公園、沖縄市に沖縄県総合運動公園があり、広域的レクリエーション需要に対応するとともに全県規模のスポーツ競技大会の開催などに活用されているところであります。北部地域への新たな県営総合運動公園の整備については、その必要性や多大な財政負担などの課題があり、慎重な検討が必要と考えております。

次に、４、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、伊平屋・伊是名架橋のボーリング調査についての御質問にお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋については、伊平屋・伊是名両村の要望等を受けて、平成23年度に整備の可能性調査を実施しました。この調査においては、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。

県では、これらの課題克服に向け今年度初めてボーリング調査を行っているところであり、当該調査は、県単独費の道路橋梁調査費702万円で契約しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　２、県民の安全・安心なまちづくりについてに関する御質問の中で２(1)ア、県警察各署の設置場所の状況についてと、２(1)イ、低地帯所在の移転計画については関連しますので一括してお答えをいたします。

県内には離島も含めて14の警察署が設置されております。そのうち海抜10メートル未満に位置している警察署が５施設となっております。警察署の設置につきましては人口変動、治安情勢、地域住民の利便性等を勘案しながら、津波等の自然災害にも適切に対応できるよう総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３のやんばる地域の振興についての御質問で(2)、中高一貫の進学校設置についての御質問にお答えいたします。

中高一貫教育校については、中高６年間における計画的・継続的な教育システムを構築することで、難関国立大学等への進学を目指す生徒のニーズに応え、本県を牽引する高い志を持ったグローバルに活躍できる人材の育成を図るため、平成28年４月に開邦中学校及び球陽中学校を開校したところであります。現在、両校においてその設置目的が達成できるよう取り組んでいるところであり、他地区での設置につきましては、両校の実績や課題等を踏まえ、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、やんばる地域の振興についての御質問の中の(3)ア 、名護漁港における海上、陸上交通の結節点等としての整備についてお

答えいたします。

名護漁港は、北部圏域の漁獲物が集まる流通の拠点として重要な役割を果たしております。このため、県では、これまでに必要な漁港施設の整備を推進してまいりました。名護漁港における海上、陸上交通の結節点等としての整備については、漁業活動への影響に配慮しつつ、関係部局や名護市と連携して、当該漁港の需要等を把握した上で可能性を検討してまいります。

同じく(3)エ、農林水産物の貯蔵庫の整備についてお答えいたします。

シークヮーサーの主産地である本島北部においては、本部港に物流センターが設置されており、その一部はシークヮーサー等の農林水産物貯蔵倉庫として活用されております。しかし、近年の物流センターの稼働率は非常に高く、時期によっては100％を超える状況であるとのことから、北部振興事業の一環として、今帰仁村が事業主体となり、同様の物流センターを運天港に整備中であると聞いております。

今後、事業者等から施設拡充の要望があった際には、施設の利用状況調査等を踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。

次に、(3)オ、食鳥加工施設の整備状況についてお答えいたします。

食鳥処理施設は、名護市を事業主体とし、ＨＡＣＣＰ対応型の新しい施設として、平成28年度から整備を進めており、30年度に完了する予定であります。現在の整備状況としては、建設予定地の造成工事、施設内部に設置するプラント工事及び食鳥処理施設の建築工事などを実施しているところです。

県としましては、今後も事業主体である名護市と連携し、安全・安心な鳥肉が供給できる食鳥処理施設の整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　町田　優君登壇〕

○企業局長（町田　優君）　やんばる地域の振興についての御質問の中で３(3)カ、名護市屋部工場適地への工業用水の供給についてお答えいたします。

沖縄県企業局では、平成21年度に、名護市屋部工場適地への工業用水配水管布設工事を完了しており、本年11月末現在、同地域において、１事業所に対し給水を行っております。

企業局としましては、今後とも名護市等と連携しながら、同工場適地や管路沿線への需要開拓に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　３、やんばる地域の振興についての御質問の中の(3)キ、名護自然動植物公園ネオ・パークの再整備支援についてにお答えいたします。

名護自然動植物公園は名護市が所有しており、管理運営は指定管理者制度により名護自然動植物公園株式会社が行っております。県では、高い競争力を有する魅力ある観光地の形成を図るため、県内全域を観光地形成促進地域として定めており、民間事業者は動物園や植物園などの特定民間観光関連施設を新設・増設した場合、国税の投資税額控除や地方税の減免等の特例措置を受けることが可能となっております。

県としましては、名護市からの要請があれば、これらの制度活用の可能性も含めて、再整備支援のあり方について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　それでは代替施設の運用開始に向けての対応ということで、今答弁を聞きますと、申請の内容を網羅しているようでありますけれども、私が思うには、この代替施設がこのまま建設が進んで完成した暁にはこれは運用されるわけであります。運用されたときにいろんなことがそこに発生してまいりますので、それに対する対応をどうするのかということを聞いたわけでありますけれども、中でもこのまま運用されると地元は大変なことになるなというような感じを受けております。そのことについてどう対応されるのか、伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　具体の対応は先ほど土建部長のほうから答弁があったとおり、政府のほうは対応すると言っているわけでございます。すなわち例えば米軍側が環境保全措置を理解して実施するよう条文調整を行いたいとか万が一米軍が要請に応じない場合も、機会あるごとに米軍に要請を行うとか、そういったことを想定して行いますというようなことが政府の立場なわけです。それを先ほど土建部長が答弁したわけですが、ただ知事公室のほうから見た場合にはそういったことが本当に十分になされるかという懸念を持ってございます。新たな基地が建設されますと、実際基地を運用する米軍が嘉手納とか普天間でもそうでございますけれども、航空機騒音などについて十分な対策がとられるかとか、それから新たな基地機能が備えられるのではないかさまざまな議論がありま

す。そういった点について本当にこういった今土建部長が、政府が出した図書をベースに答弁しておりますが、知事公室のほうから見ますと、そういったことは実際ちゃんと守られるか、影響が払拭できるのかということについては、我々としては懸念を持っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　公室長、ずっとあなた方はこれつくらせないと言い張っているけれども、これ責任を持ってそう言えるんですか。これ運用開始したら地元はどういうことが起こるかというのはみんなわかっているわけです。それはこの今の時期に政府との交渉も全部済ませないと運用開始してからは交渉ができないんですよ。その責任はあなた方どうとるんですか。（発言する者あり）　何が……

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　我々はそういった新たないわゆる新基地ができた場合に、北部地区の基地負担増につながるということが十分に考えられることから、県は辺野古に新基地をつくらせることに反対しているわけでございますし、その公約実現に向けて、今県は取り組んでいるということでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　あなた方はそう言っておればいいんだけれども、そのうち県も卒業するんだろうけれども、地元の住民はずっとそこで生活しているんですよ。それをどう対応するのかと聞いているのに、そんな簡単な答弁でいいのか。

知事答弁してください。地元は大変なんだから。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

普天間飛行場代替施設の運用に伴う航空機騒音、それから道路交通騒音、大気汚染などの影響について埋立承認願書に示されている環境保全に関して講ずる措置を記載した図書において、予測評価がなされていると。環境保全措置が示されたと。それを先ほど土建部長から答弁したわけでございます。それを政府がしっかりやると言っているわけですが、本議会でもいろいろ議論になっておりますように、米軍については運用等が全て米側のほうに裁量が委ねられているという実態があるわけでございます。そういったことから我々としては、また北部に新たな基地をつくるということについては反対しているというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　知事、つくらせないということを言いつつ埋め立てを承認する。これは相反しませんか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　埋め立てを承認するという言葉が本議会で何度か使われておりますけれども、知事は埋立承認取り消しを取り消したというふうに答弁しているわけでございます。決して知事が埋め立てを承認したということではなくして、結果としてさきの承認取り消しを取り消したことによって、承認が有効になったということを前提に作業をしているということでございます。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛に。

○末松　文信君　ちょっと休憩してください、議長。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　ちょっと答弁が聞き取りにくくなります。

静粛にしてください、答弁が聞き取りにくくなります。（発言する者多し）

静粛に。静粛に。

この際、申し上げます。

不規則な発言は円滑な議事運営に支障を来しますので、不規則発言は慎むよう議長として注意を喚起します。

末松文信君。

○末松　文信君　知事、非常に自己矛盾を感じませんか。今さきの私の質問に対しても答える必要はないわけです、そういうことであれば。認めないんだから。結果は生じないわけだから答える必要はないわけですよ。何で答えるんですか。もう一遍答弁してごらん。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　末松議員の御質問にお答えいたします。

周辺の方々も将来の辺野古基地がどうなるんだとわかっているんだよというような話もされておりました。だからそういうようなものを防ぐためにも、いろいろ今から段取りをしたらどうかという話だと思いますので、私は今あるものも責任とれないのに、宜野湾で缶が落ちましたね。その前のＣＨ53Ｅ、あれも落ちて、落ちてというか炎上してそういった土壌を持って行ったりするような中で、小野寺大臣も前の岸田外務大臣もしょっちゅう抗議するんですよ。今現に前外務大臣とか防衛大臣が言っても一顧だにしないんですよ。そういったようなものが見えてくる中で、今将来のあの辺野古の基地のあり方を私たちが規制をかけられると思いますか。これは今現実に大変難しい。将来というものは、私はそういったものも見えるから、そういった新辺野古基地はつくらせないと言っているわ

けです。だからこういったようなことが、いわゆる反対になっているものですから、話がかみ合わない。ですから私たちはそういった――きょう本会議でも日米合同委員会の話もありましたけれども、私はこういったもの等が沖縄も入ったりするというような協議会、こういったものがそういったものとは別にしてない限りにおいては、なかなかこの話をする中で、おっしゃるように埋め立てはそのままさせたらどうかというような話をされてもこれ議論にはならないんですよ。

ですから先ほどの答弁にもありましたけれども、確かに前に進んではおりますが、逆に言うともっと進んでいいはずのものが相当おくれてはいるんです。こういったようなこと等も含めて、このことについては議論をするときにはしっかりと沖縄県民の民意、いろいろ選挙もありました。私は何も私一人だけでやっているわけじゃないのであって、３年前の公約を持って今日いろいろなことをやっているわけであります。そして大体の選挙ではこれの裏づけがされて今日まで来ているわけですから、今おっしゃるようなものは、私は県民の考え方に全く相違しているとは思いませんよ。しっかりとこれをやる中で、また末松議員ともいろいろ議論をしながらやっていくということが大切だと思うんですよ。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　知事、……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に。

○末松　文信君　今の答弁からすると、これがもしも完成して運用開始されたときの責任はどうとられますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　県は辺野古にそういったことも懸念されることもあるものですから、新たな基地をつくらせないということを知事は公約に掲げて、それに向けて今取り組んでいるところでございます。ですからそういうつくらせないというところの知事のほうに、新しい基地ができて事故が起こった場合の責任をどうとるかと言われても、我々としては反対しているというような答弁をさせていただくしかないと思っております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　じゃ、あなた方は地元は置き去りにする。そういうことでいいわけですね。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　地元を置き去りにするとかいうことではなくして、今沖縄県は辺野古に新基地をつくらせないということで、いろいろ取り組んでいるわけでございます。その件に関しましては、さきの衆議院選挙においても一定程度民意は示されたものと考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　これ以上議論してもらちが明きませんので、夢のある話をしましょう。

先ほど私が説明申し上げました名護ベイ構想といいますか、名護湾の構想ですけれども、これ東江海岸から漁港そして21世紀の森、それから屋部の宇茂佐浜までの一連のベルト地帯でありますけれども、それぞれ管理者は誰ですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

名護海岸及び東江海岸は県でございます。

○末松　文信君　漁港は。

○議長（新里米吉君）　名護海岸、東江海岸は県かと聞いたんですよね。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

名護漁港に関しては、第２種の管理者は沖縄県となっております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　それではそれぞれ管理者が違うわけですよ。今の国交省とそれから農林省の関係もありますし、そういった意味でそれぞれが計画できるようなものではありません。そういったことで全体の構想をつくる必要があるんじゃないかというようなことを申し上げているわけであります。

そのことについて、企画部長あたりから答弁いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

沖縄県全体の発展のためには、やんばるの振興が非常に重要だと考えております。北部全体の振興にあっては、拠点都市としての名護の振興が非常に重要だと考えますので、議員の御指摘といいますか御提案の内容につきましては、今後の北部振興等の取り組みの参考にさせていただきたいと考えます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　ぜひそうお願いしたいと思いますけれども、今まさに沖縄21世紀ビジョン後期５カ年計画がスタートしようとしております。そのことで今修正もかけているようでありますけれども、私が今提案したことについて、後期５カ年計画の中に盛り込んでいただけますように、切に要請しておきたいと思います。

以上、終わります。

それについて部長、もう一遍……。

○議長（新里米吉君）　ちょっと今質問に変えたんですか。

○末松　文信君　質問です。もう一回……。

○議長（新里米吉君）　要望かと思いました。

○末松　文信君　このことについて決意を聞きたいです。

○議長（新里米吉君）　質問だそうです。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　沖縄全体の発展に必要な北部の振興、そのために必要な名護の基盤整備については重要なことと受けとめておりますので、今後とも検討を進めていいようにやってまいりたいと考えます。

○末松　文信君　ぜひ、後期５カ年計画に盛り込んでくださいと申し上げていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時52分休憩

午後４時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

翁長政俊君。

○翁長　政俊君　それでは一般質問を始めます。

まず最初に、我が党の代表質問との関連で、知事は12月10日をもって知事就任満３年を迎えられます。察するに、米軍基地問題等に忙殺され、辺野古で国と対峙をするという３年だったかなと私は見ておりますけれども、長くならないように、端的に抱負を聞かせていただければと思っています。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　翁長政俊議員の御質問にお答えいたします。

長くならないようにということでありますので読ませていただきます。

私は知事就任以来、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から公約の着実な実現に向けて取り組み、そのほとんどに着手し、推進しているところであります。こうした取り組みにより入域観光客数においては、４年連続で過去最高を更新するとともに、本年８月には月間で初めて100万人台を記録しました。観光・リゾート産業の関連産業を含めた経済波及効果は１兆円を超えるなど県経済は好調に推移しております。今後とも引き続きアジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性とソフトパワーの強みを生かし、県経済の発展及び県民生活の向上につなげてまいります。また基地問題に関しては、引き続き日米両政府に対し、辺野古新基地建設阻止、普天間飛行場の早期の閉鎖、撤去、オスプレイの配備撤回、日米地位協定の見直しなどを粘り強く働きかけてまいります。

今後とも県民の皆様の御期待に沿うべく、一つ一つ公約の実現に向けて努力を重ね、未来を担う子や孫のために誇りある豊かさを築き上げるため、残された任期を全力で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　次に、知事の政治姿勢について、那覇空港の拡張構想の実現化に向けてでありますけれども、国は空港利用客や観光客の入域が増大するのに対応するために、沖縄振興の基盤である空港の第２滑走路整備を2020年の開設に向けて取り組んでおります。県経済界は第１滑走路と第２滑走路の間を埋めて、狭隘になっている旅客ターミナルや２次交通施設、商業施設等の整備を実施することで利用客の利便性向上を図り、さらに競争力のある世界最高水準の国際リゾートビジネス空港に大きく飛躍させ、県外よりはもとより我が国の経済のさらなる発展に貢献できる構想として、実現方を今国に要望しているところでございます。

知事は、この構想計画の実現に向けてどう取り組まれるのか、姿勢をお聞きしたいと思いますし、また決意もお聞かせいただきたいと存じます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

現在、那覇空港は非常に時間帯によって過密な発着状況となっておりまして、運用上の工夫で対応しているということでございます。平成32年３月に第２滑走路が供用を開始する予定となっておりますが、その後においてもさらに航空需要の増大が見込まれることから、駐機スポット不足や旅客ターミナルの狭隘化などが課題として明確になってきております。

県としては、沖縄の経済発展に向けた長期的な観点から、将来のあり方について県内経済界の皆様や関係機関等と連携して、具体的な調査検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　次に、自衛隊の配備問題でありますけれども、９月議会において自衛隊の配備については以下のような当局の答弁でありました。

防衛省が進める陸上自衛隊配備計画の意義は理解をしている。知事自身は自衛隊の存在を認め、離島における緊急搬送等に高く評価をしていると、この２点

だっただろうと思います。
　再確認をいたしますけれども、この認識は変わりありませんか、知事。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　今議員から御摘のように自衛隊は、急患搬送それから不発弾等処理、さまざまな件でいろいろ県民の安全・安心のために対応していただいていると思います。そういった意味で、今県政は自衛隊について、一定の評価をしているところでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　知事答弁においては、地元の理解を得るようにということを再三答弁されておりました。防衛省は宮古島市の全市民に、３度にわたって説明会を開いて整備事業に着手をいたしております。
　知事は、ここは評価されますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　自衛隊に対しましては、理解のあるなしは別にいたしまして、新たな配備となりますとそこにはいろいろな問題、課題があるということで、県におきましても沖縄防衛局に対しまして丁寧な説明を行うよう求めてきたところでございます。
　今議員からございました説明会を実施して着手したということについては、これについてさまざまな意見あるとは思いますけれども、一定程度の説明はなされたものではないかというふうに考えているところであります。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　一定程度の評価をしたいということでございますが、この翁長県政において、陸上自衛隊配備についての県政の位置づけ、県民生活に係る重要な課題と私は認識をいたしておりますけれども、どういう位置づけを持っておいでになりますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　今、先島への自衛隊配備、これは我が国における防衛の大きな視点に立った上での先島配備だというふうに、私ども理解してございます。そういった中でまた自衛隊は先ほど来申し上げていますように、災害対策、急患搬送さまざまな点で行っていただいております。そういった中で、今回、宮古島への配備があるわけですけれども、やっぱり理解がある方でも新たな配備についてはいろいろ不安があるということはどういった事業でもあり得ると思いますので、今後もそういった方々に丁寧に説明をして、理解を得られるような形で対応していただければと思っているところでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　与野党を含めて、知事の政治姿勢について、この自衛隊の配備についての賛否をこれまでも何度も聞いてまいりました。その答弁も知事は避けています。しかしながら、ことしの１月にこの宮古島市の市長選挙があって、知事は反対派の応援に入っています。そういう意味においても、私は県内における自衛隊配備の問題というのは、政治的に大きな課題だと思っておりますので、そこで知事が賛否について全く表明をしないということについては、大変不可解に思っています。そこは、今の答弁も含めて、その上に立ってどう判断されますか。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　翁長政俊議員の御質問にお答えをいたします。
　自衛隊の配備につきましては、今この３年間の総括的なものは公室長から話をさせてもらいました。私自身の今日までの政治の中でも、不発弾を含め那覇市長時代もそうですが、災害対策、いろんな形で自衛隊に感謝状も贈り、そして訪問もし、それから不発弾のものの立ち会いもさせていただいております。新たな基地配備ということと、自衛隊を理解し日本の防衛にも役立っているというようなことは、若干ニュアンスが違うのは何かというと、やはり沖縄県は米軍基地がたくさん配置をされておるものですから、その辺の意味では、自衛隊が置かれる場合でもやっぱり先ほど言ったような、地元の理解がなければこれはなかなか難しいのではないかというようなことも話をさせてもらっております。今回宮古、石垣、いろんな形でミサイルが配備される、あるいは那覇にも配備をされる。いろんな形でやっておりますが、私自身はそれについては、学校の近くに配備されようとしたときには、大変官邸とも話し合いをして、150メートルぐらいのところにミサイルを置こうとしていましたから、相当話をして那覇空港沖のほうに移してもらったこともございます。
　ですからやっぱり自衛隊を認めるというのと、一定の留意、留保、これはやはり沖縄の置かれている立場からすると、私はやってしかるべきではないかなとこのように思っております。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　そこは知事、逃げないで答弁してくださいよ。私はあなたの政治姿勢を聞いているんですよ。いわゆる国に説明責任を果たしていただきたいというのは、これ当然の話ですよ。あなたが政治家として、自衛隊の配備についてどう思うかを私は問うてい

るんですよ。そこはしっかり答えてもらうことが、県民的な説明責任からも当然なことだと思っていますよ。あなた、そういうことを説明しないままに、いわゆる政治行動をとるんです。これは反対派の皆さんにとっても不可解だと思いますよ。あなたの今、こういう態度が不親切に見えるし、そこは反対派にとっても知事を信頼できないという声が出てくるのも当たり前の話ですよ。那覇市長時代は、自衛隊の配備の問題についても自衛隊の募集についてもあなた積極的でしたよ。私もその一人として頑張ってまいりました。そういうことを考えてみると、ここであなたが踏み込んでもおかしくはないんじゃないですか。保守だというんであれば、もう一歩踏み込んで明確にあなたの政治姿勢を私は示すべきだと思いますよ。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　先ほどの答弁で十分に私は示していると思っているんですよ。政俊議員の場合には右は右、左は左といって、はっきりしなさいという、これが政治姿勢と思ったらいけません。沖縄の置かれている環境というのはそんな簡単に……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に。

○知事（翁長雄志君）　右左というわけにはいかないんですよ。ですから、自衛隊を認めるということと、それからもっとしっかりとどうのこうのというのは、これは私の今言ったような経歴で自衛隊の募集の件についても私は協力をしましたし、そういった経歴もございます。そういう中での、今の現状の置かれているものの中で、やはり自衛隊を配備するというのは結構だけれども、米軍のほうももう少し早目になくしてくれませんかというのも、本当は心の中にはあるんですよね。もう少しはっきりしろというからそうなるんですが、米軍も自衛隊もということになると、これはやはりお互いで議論をする必要があるのではないかと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私はここまでは言いたくはありませんでしたけれども、あなたがそういうふうに逃げる答弁をしているのは、ある意味では２期目を目の前にして、保身に走っているんじゃないかという勘ぐりさえ持つんですよ。そこは、政治家として私は襟を正すべきはしっかり正すべきだと、このように私自身はそう思っています。

次に移ります。

この石垣港の岩礁破砕についてであります。これまで去る議会でどういう答弁であったかというと、ダブルスタンダードではないかと私が聞きました。そうすると、10月14日までにはまだ日にちがあるから総合事務局を行政指導していますということでした。漁業権の有無については岩礁破砕についても今照会中だということでした。実際どうなっているんですか。あれから２カ月たっています。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

石垣港新港地区旅客船ターミナル整備事業における岩礁破砕等許可手続について、沖縄総合事務局石垣港湾事務所は、平成29年３月14日付水産庁文書を根拠として新たな岩礁破砕等許可申請を行わないとしております。しかしながら、当該水産庁見解は、従前の政府見解や水産庁の技術的助言等との整合性を欠くものであり、県としては今回の水産庁見解を採用できないとしております。そのため、県は、同事務所に対して、許可期間満了後、当該区域で岩礁破砕行為を行うためには、改めて許可手続が必要である旨を平成29年９月15日及び10月５日付文書で通知を行い、行政指導を行ってきたところであります。

県としましては、今後とも、岩礁破砕等許可が必要であることを指導するとともに、今後の対応については慎重に判断したいと考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私はそういうことを聞いているんじゃないんですよ。もう期限切れになっているんですよ。現状はどうなっていますか。現場確認はされていますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

平成29年11月20日付文書による石垣港湾事務所からの報告では、波浪等による岸壁前面の洗掘を防止するための洗掘防止材を製作するための型枠設置及び岸壁の本体となるケーソンを設置する準備として既設ケーソンに機引き寄せワイヤー、貨車ウインチなどを設置しているとのことであります。

○翁長　政俊君　私は現場を確認しているかと聞いているんだよ。岩礁破砕があったかどうか、現場確認していますか。

○農林水産部長（島尻勝広君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時27分休憩

午後４時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

10月６日には県の水産課担当者が同事務所に赴き、面談により漁業権や岩礁破砕等の許可に関する制度について説明を行うとともに、適切な手続がとれるよう指導してきたところであります。あわせて、10月25日に現場確認等実施し、状況把握に努めているところであります。

○翁長　政俊君　あったかどうかを聞いているんですよ。同じことを何度も言わせないでくださいよ。確認ができているかどうか。

○農林水産部長（島尻勝広君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時28分休憩

午後４時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

現場確認等を確認したところ、岩礁破砕等の行為は見受けられませんでした。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　捨て石をしたり岩礁にケーソンを並べるこの工事は、岩礁破砕に当たりませんか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時28分休憩

午後４時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

現在同事務所が実施しております行為については、明確な岩礁の破砕または土砂等の採取を伴うものではないと今認識しております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　あなたがそこまで言うんであれば、県の岩礁破砕等の許可が必要な行為、これを言ってください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時29分休憩

午後４時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

岩礁破砕等の許可が必要な行為の例といたしましては漁業権、漁場内で行われる以下の行為が許可の対象となります。埋め立て、しゅんせつ、埋め戻し、護岸防波堤等の構築改修等があります。

今回石垣港湾事務所から提出された許可申請書等や進捗状況の報告の内容から、岸壁及び新港防波堤整備における海上工事については岩礁破砕等行為が伴うものと認識しております。沖縄県漁業調整規則第39条第１項には漁業権の設定されている漁場内において岩礁破砕し、または土砂もしくは岩石を採取するものは知事の許可を受けなければならないということから、同事務所に岩礁破砕等許可申請すべき立場にあるというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　今行われている捨て石工事やケーソン工事、これが岩礁破砕に当たるかどうかをあなたに聞いているんですよ。イエス、ノーで答えてちょうだい。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、現場確認等の中において、現在ケーソン等の設置について岩礁破砕等があるというようなことを確認することができません。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　そんなばかなことはないじゃないの。捨て石を海底に引くんですよ。ケーソンを乗せるんですよ。そこで岩礁破砕が起こらないわけがないじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時32分休憩

午後４時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

現在同事務所が実施しております行為については、現地確認等含めて明確な岩礁破砕または土砂等の採取を伴うものではないというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　岩礁破砕行為が行われているんですよ。期限切れの工事の中で。これ違法工事ですよ。これをあなた方はなぜ現認しないの。現場行って現認してきなさいよ。２カ月前に私にそう答弁したじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　再度繰り返しの説明になりますけれども、10月６日に水産課担当、県の水産担当者が同事務所に赴き、面談して漁業権や岩礁破砕等の許可に関する制度について説明を行うとともに、適切な手続がとれるよう指導してきたところであります。あわせて10月25日、現場確認等々実施し、

状況把握に努めております。先ほど言いましたように、事務所の報告の中では岩礁破砕等は今現在確認されておりません。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　あなた方の岩礁破砕の定義は何ですか。県の岩礁破砕という定義はどういうことですか。定義を言ってください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

沖縄県漁業調整規則第39条第１項には漁業権の設定されている漁場内において岩礁破砕し、または土砂もしくは岩石を採取しようとするものは知事の許可を受けなければならないという定義になっております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　あの私があなた方の説明を聞いたら、海底に岩石を並べる行為または海浜をいわゆる掘削する工事、こういった工事は岩礁破砕であって、その上に石を並べたりケーソンを並べているのは岩礁破砕じゃないと言っているんですよ。その説明でいいですか。もう一度答えてください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

現在石垣港湾事務所から提出されました許可申請書や進捗状況報告の内容等から、岸壁及び新港防波堤整備における海上工事については、岩礁破砕等行為が伴うものというふうに認識はしております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　認識をしているんだったら、全然違うじゃないの。認識をしているのに、現認してないんだよ。岩礁破砕しているんだよ。であれば、辺野古と同じように県はいわゆる法的措置をとるべきですよ。なぜダブルスタンダードで行政を行うのか。きちっと対応しなさいよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時36分休憩

午後４時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほどのケーソンの設置の前に、許可の期間内に床堀、捨て石等については設置されているという中で、今後ケーソンの設置については、岩礁破砕等の行為については現場確認等、あるいは報告等の中では岩礁破砕等の行為というふうなことではないというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　あなたここまで言い張るんであれば、翻って辺野古にいってみましょう。辺野古で今石を入れていますよ。あれも岩礁破砕ではないということなんだよ。どんなにやってもいいということだよ、辺野古では。そういう認識に至っていいんですか。そういうことですよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時39分休憩

午後４時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

辺野古については、計画の中で現在工事をやっている部分については岩礁等があるところではなくて、砂地の場所であるというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　あなた砂地であるか現認してきましたか。こんないいかげんな答弁しなさんなよ。あなた、現場見てきたの、ちゃんと。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

計画の中でそういうふうになっておりますので、一応。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　計画ではないですよ。今、問題になっている辺野古は石を入れさせていることが問題になっているんでしょう。それを知事がとめようとしているんだよ、あらゆる手法を使って。そういうことですよ。あなたが今認めたんだ。じゃ別に知事とめる必要ないじゃないですか。違法な工事をしてないんだから。ここは知事答えてくださいよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時40分休憩

午後４時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

現在砂地ではありますけれども、将来的には岩礁破砕のおそれがあるということでとめるということで考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　あのね、二転三転して。

じゃ、石垣港にまた戻りましょう。４月、年明けてから、いわゆる残っている45メートルの床堀工事が始まるんだよ。あれ岩礁破砕そのものですよ。それをどうしますか。提訴するんですか、しないんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

繰り返しになりますが、県としては、申請の指導等含めて現地指導等をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　行政指導の域を超えているんですよ。違法行為になっているの、今。（「まだなっていない」と呼ぶ者あり）　なっていますよ。とんでもないよ。なっているんだよ。工事やっているんですよ。それはもう少し襟を正して、じゃ４月まで待ってみよう。そのときに床堀が始まったときに、あなた方同じ答弁できるかどうかしっかりと対応を見守りたいと思います。

次……、ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時41分休憩

午後４時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○翁長　政俊君　次、石材搬入について。

これはきのうまでの議会の答弁、これ検証してみましたけれども、港湾使用は本来、北部土木事務所において関連法令をもとに決裁される事務である。今回の事案は、知事の依命によって本庁知事公室が合議して知事が関与して処理方針を決裁したということでした。それを、土木事務所長に下し、そして処理方針として土木事務所がいわゆる決裁を行って許可を与えた。これから見ても知事判断によって許可されたと解すべきではないんですか、知事。ここは明確にすべきですよ。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。答弁しています。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

土木事務所からは奥港について普天間飛行場代替施設建設事業の承認願書にかかわる内容があったということで、土木建築部のほうに処理方針の照会がありました。処理方針の決定に際しては知事公室と報告・調整し、また知事公室を通じて弁護士にも随時相談確認しながら、他法令の手続にかかわる事項が許可・不許可の判断に影響するか否か、こういったものは検討を行ってきております。その後、決裁をいただいて土木建築部長、私の名前で北部土木事務所へ対しては法令にのっとって適切に処理するようにという方針を示したところでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　逆にいわゆる知事判断によってこの不許可ということが出れば、当然のこと北部土木事務所は不許可の許可を出したんでしょうね、きっと。私そうだと思いますよ。ということになると許可するか許可しないかの判断は、知事がやったということですよ。知事に処理方針を皆さん方が合議している。了解をもらってやったんでしょう。末端の北部土木事務所は、行政事務上決裁をしないといけない立場にあるけれども、その大もとを決めたのは誰かというと知事じゃないですか。

知事、そこはしっかりと行政の最高責任者として責任をとるべきじゃないの。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　きのうでしたかおとといでしたか、その議論があって私が申し上げたのは、これは大変行政の流れというものは事務方のほうが詳しいので、事務方に話をさせますという話をした前提として、承認か許可かどっちだという話になりまして、そういう承認か許可かと言われると、許可だろうと言われたりしても、う、と言って事務方に答えてもらったんですね。その後のものは決裁やっただろうと言うから決裁ということでいいのかという話をしたんですよ。しかし、これは決裁ではないですよと。処理方針を了解したと。だから今言うような意味合いからそうであるんですが、いわゆるこの決裁をしたかと言われると決裁は行政処理のほうにやったのであって、土木部長こういう形でここで決裁しましたよという……

○翁長　政俊君　私は決裁なんて一言も聞いてないよ。

○知事（翁長雄志君）　こういう話をさせてもらったんですよ。だから私はこの行政用語というのは、承認と許可も大体似たようなものだろうと言って、はい承認しましたと言ったら、その後ずっと縛ってしまうものがあるんです。だから正確を期してそういう話をさせてもらったので、その意味では私が了解したからそれがあったという意味ではそのとおりだということであります。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　認めていただいたから、まさにそのとおりですよ。知事のいわゆる承認のもとに処理方針が下ったんですよ。いや決裁をしているわけではないよ。あなたが承認をして要するに決裁をさせたんだよ。そうじゃないと決裁はできない。なぜかというと、あなたが土建部を含めていわゆるこの依命という命令で、必ず辺野古に係る分は皆上げなさいという、

いわゆる知事命令を出しているからですよ。そういうことですよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　平成27年６月１日付で依命通達をしております。その内容というのは辺野古新基地建設問題に関連する事務を一元的に処理すると。そのときに辺野古新基地問題対策課が設置されておりますが、その事務処理に当たっては、沖縄県事務決裁規程の第４条第１項第４号の規程に基づきまして、先決者の決裁権を留保して知事決裁とするということの通達をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　いやいやもういいよ。この問題の根本は何かというと、辺野古、いわゆる埋立事業ですよ。ここが大もとになっているんですよ。ここの大もとがどうなっているかと言うといわゆる辺野古に関する岩礁、そして公有水面埋め立て、既にこれは最高裁でもう決着がついているんだよ。それを知事がまた蒸し返して、新しい自分の知事権限を持って、そしてあらゆる手段で阻止するということが起因しているんですよ。ここからスタートしているから、ここに全て辺野古基地に合わせようとすると行政がうまく回るわけないじゃないですか。この許可申請だって本来であれば土木事務所で港湾関連法で決裁できる問題なんですよ。これがわざわざ知事公室まで上がらないといかぬ、知事まで上がらんといかぬということは何かというと、知事がいわゆる新しい権限でとめると言ったからそうなっているんですよ。そこは、知事、もう蒸し返すことなく、あなたが今この新しい権限でやろうとしたことは、きのうからきょうの議論の中で法的には無理だということがわかった。

　そしてもう一つは、公約もいわゆる法令の範囲内でしか公約も実現できない。法律を逸脱して公約なんかできるわけないじゃないですか。それとも法律の範囲を超えていわゆる公約を実現しようとしているんですか。そこは聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

　これまでも答弁してきましたように、最高裁判決に従いまして承認取り消しを取り消しました。今後は当初の承認が適法であることを前提に対応することになります。当該各法令に基づく手続や法令に基づいて厳正に審査していくこととなります。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　結局はどういうことかと申しますと、埋立事業本体をもうあなたは承認してしまったんですよ。そういうことですよ。知事公約に基づくとはいえ、処理方針で対応することはもう無理があるんです。ついては、知事が最後に残っている権限、撤回ですよ、承認撤回。ここまでいかないとあなたの闘いは前に進まなくなるんですよ。もうそういうところまで来てしまっている。

　そこはどうなんですか。知事。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今、私たちが厳正・公平・中立に一つ一つやっているのは、留意事項に基づくいわゆる適法に前知事が承認したような後のことを県政としてやっているわけですね。そういう中で、何もかも目をつぶってどうこうということはできないというのは、もう少し詳しく説明、簡単に詳しく説明しますけれども、和解条項これの５と６、国地方係争処理委員会に持っていってやりなさいと言う。向こうではこれは判断するものではありませんよと協議でやりなさいよと言うから……

○翁長　政俊君　私は撤回のことを聞いているんですよ。

○知事（翁長雄志君）　いやいや、協議でやりなさいよと言うので、私たちは協議に行きましょうかと言ったら、合法、違法とも言わないものに対して不作為の……

○翁長　政俊君　知事さん、聞いてないことを要するに答弁……

○知事（翁長雄志君）　これ言わないと一般の人がわからないんですよ。県民がわからないのでこれぐらいは簡単に言っておかないと。ですから、この違法確認訴訟というものに私たちは本来ならば、それと最初の和解項目とは違うやつなんですけれども、やはり最高裁の判決が出たから了解をしたという形で話は進めていかせてもらっております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　知事、今回の奥港の使用の問題についても、やっぱり行政法というのは法令の中で生きているんですから、仲井眞さんがやった埋立承認、これも苦渋の選択で彼は法律に照らしてみたらいかんともしがたく承認したんですよ。あなたも同じことをやっているんですよ、今回。それはやっと仲井眞さんの気持ちがわかるんじゃないの。同じ法律に照らしてみたらどんなに反対していようが、結局は法律の範囲の中で決裁をしていかんといかぬ。要するに許可をしていかんといかぬという現実がそこにあるわけですよ。それは、何もあなたは間違ったことをやっているというわけではないです。正しいことをやったということな

んですよ。そこはよく理解をしていただきたいと思っていますし、また知事の言う重大な決意は、反対派に大きな期待感と港湾使用をすぐとめられるという大きないわゆる幻想を与えたと私は思っているんです。しかしながら、法令に照らし合わせてみると、いかんともしがたい現実がそこにあるわけです。そういう意味においては、ぜひ、こういうことをもう繰り返していなくて撤回まで一気に進むことですよ。そこで、司法の場で争っていく。どれが正しいのか。そういうことをやることが私は知事の真摯な態度だと思います。どう思いますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

撤回について、早くすべきだという御指摘です。

撤回と言いますのは、行政行為の適法な成立後、公益上の理由が生ずるなど後発的な事情の変化によって当該行為を維持することが適当でなくなった場合に、これを将来的に無効とすることというふうに承知してございます。したがいまして、撤回についてさまざまな法的観点からの検討を丁寧に行うことが極めて重要だというふうに考えまして、現在どのような事由が撤回の根拠となり得るか慎重に検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　次に、泊市場のいわゆる移転問題について。

これも今議会議論がありましたけれども、この部長答弁では、那覇市と関係者と協議は進んでいるんですか。進めるという答弁でしたけれども、実際進んでいるんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

那覇市とは担当部局のほうと連携をとって意見交換をお願いしているところですけれども、那覇市のほうがテーブルにまだ着いておりませんので、関係機関のほうと一緒に連携とりなら、意見交換等やっていきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　那覇市は糸満移転については実質的には反対しているんじゃないの、どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時55分休憩

午後４時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

那覇市は泊魚市場全体ですけれども、泊魚市場全体が糸満漁港に移転することに対しては反対の意向を示しているというふうにしております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　那覇市は何を賛成しているの。じゃ那覇市は何を賛成しているんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　現在の泊魚市場の活況を見て競り市場とかその辺が全体的に糸満そのものへ移転することについて反対しているというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　それと那覇市が補助事業で出した将来構想の実現についてでありますけれども、これ130億とか150億かかる事業だと聞いていますけれども、これは現実に実現できるんですか。県としては漁港管理者としてどう思いますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

那覇市の補助事業で水産拠点国際強化計画事業ですけれども、泊魚市場並びに泊イユ市場一体の将来像構想というものが３月31日付で取りまとめられて、那覇市のほうに報告されております。その中で、報告の中ですけれども、整備計画概要、概算費用では111億と言われております。その辺について県のほうも根拠等含めて整備の可能性を含めて、那覇市ないしは関係機関のほうと意見交換をしていきたいという意向は那覇市のほうにも伝えておりますけれども、まだ那覇市と一緒にテーブルに着いてはおりません。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私が聞いているのは、そういうことじゃないんだよ。那覇市が主体としてこの構想を進めるということを明言しているのかということですよ。そうしているの、那覇市は。この事業。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　改めて構想を受けた後、関係機関のほうとテーブルにまだ着いていないというふうに聞いておりますので、那覇地区の漁協とか関係機関のほうと、その辺も含めて意見交換をする必要があるというふうには認識しております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　知事、聞いてのとおりですよ。あなたも長く那覇市長をやっておられたから、これかかわってきたと思いますよ。いわゆるテーブルには着かない。そして、那覇市は糸満移転を反対している。つくっている構想については事業主体になるかも明言を

していない。そういう状況の中で、この問題をどう決着つけるんですか。リーダーシップをここで知事が発揮しないことには、事業の推進というのはおぼつかないんじゃないの。ここの部分を前に進めていくということが大事ですよ。これは、那覇市と知事がじっくり話すことによってのみ私は解決できると思っています。また、特定政党の方々が絡んでもっとおかしくなっているという話も、私の耳に入っておりますけれども、ここも含めて知事、あなたの要するに決意みたいなものを聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　本定例会でも若干答えておりますけれども、先日、那覇市長とその担当のトップの人と私どもと議論をさせていただきました。そのときも申し上げたんですが、課題はたくさんあるというよりも、少ない数でありますけれども大きな問題が残っているという感じを持っております。その不信感みたいなもの、例えば那覇市の中でも業者と那覇市、あるいはまた全体の那覇市とこちら側というようなものは、毎日会ってということでは解決するとかというよりも、やはり不信感とかそれから信頼関係を取り戻すとか、そういったようなものがあって、その大きな課題が解決するだろうというふうに思っております。私の感触では基本的には何とかまとまればいいだろうなという気持ちは持ってはいると思いますので、そういったところを特に政治がそこに動いているような感じは全くしません。業者の方々がそれなりに哲学を持ってやっておられるようなんで、その辺のところをしっかり議論していきたいなというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　知事のリーダーシップを期待していますよ。どうもありがとうございました。

終わります。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時０分休憩

午後５時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　維新の當間盛夫でございます。

島袋大議員の中で、我々も仲間に入れてもらったと。１回も仲間に入った記憶も何もないんですけれども、本当にありがたい話だなというふうにも思っておりますが。

辺野古基地問題、本当にこれ喫緊の問題にもなっています。工事は進んでいる。一方では知事を先頭に与党の皆さんは反対ということで、これは間違いなく沖縄の重要課題でもありますので、そういった民意で基地問題について質問をいたします。

まず(1)番、県港湾使用問題についての奥港の取り消しということになるんですけれども、取り消しを検討しているといろいろとありますので、港湾法での法的根拠についてお伺いをいたします。

(2)、行政の長は行政運営上法令遵守は当然でございます。知事の辺野古新基地建設であらゆる手段で阻止する公約は法令遵守を破ってでも行うという決意が知事におありなのか見解をお伺いいたします。

(3)、政治的解決をどのように行っていくのか、対応策をお伺いいたします。

教育行政について。

(1)、口きき等に関する調査について第三者委員会の報告結果に対する意見書が出されております。第三者委員会の報告書について、中立性、手法に大きな疑義があるということでございますが、見解をお伺いいたします。

(2)、９月議会で私の質問で管理職候補者選考試験についての調査をやるべきだということでお話をさせてもらいましたが、その調査を行ったのか、その調査結果、今後の対応についてお伺いをいたします。

人材育成のために新たな大学など高等教育を受ける機会の創出を目指す調査費の進捗、3200万でしたか、今度の平成29年度の予算がつくられております。その進捗状況を聞かせてください。

次に、株式会社倉敷環境に係る行政処分について。

(1)、廃棄物を山積したごみ山処理費用の額と県の対応策を伺います。

(2)、汚染地下水の状況と、これまで放置した、私は県の責任もあると考えますが、そういった責任そしてごみ山、地下水の対応策聞かせてください。

観光振興について。

(1)、内閣府沖縄担当部局で、沖縄観光ステップアップ戦略2017があります。県との連携、取り組みについてお伺いをいたします。

(2)、観光振興において交通環境の改善は急務であります。本島での道路交通の状況と取り組みについてお伺いをいたします。

(3)、サッカーＪ１規格スタジアム整備基本計画について、予算確保の見通しと県民の盛り上がりについて見解をお伺いいたします。このサッカーＪ１スタジアムに関しては、今Ｊ３、琉球ＦＣさんはＪ３なんで

すが、これがＪ２の規格をもらったというような新聞記事が出ていたんですが、この選考委員会の中で、県がこのＪ１スタジアムをつくるんだということを明言して、その選考委員会の中では、今のＦＣ琉球では入場料収入だとかいろんな収支面でも問題があるという指摘の中で、このＪ１を県がやるんだということが根本になっているということもその中で聞いておりますのでよろしくお願いいたします。

国際物流ハブ機能強化について。

(1)、ＡＮＡ沖縄貨物ハブ事業の状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

(2)、国際ロジスティクスセンター４号棟、クロネコヤマト・サザンゲートという名称があるようですが､実績と今後の取り組みについてお伺いいたします。

最後に、国家戦略特区の事業状況と今後の取り組みについて伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　當間盛夫議員の御質問にお答えをいたします。

辺野古移設に伴う基地問題についてに関する御質問の中の１の(3)、政治的解決についてお答えをいたします。

辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設を求めるという県民の民意は、名護市長選挙、知事選挙、衆議院議員選挙など、一連の選挙において示され続けてきております。一連の選挙において明確にされた県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を推し進めることは到底容認できるものではありません。政府においては、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれることなく、県民の声に真摯に耳を傾け、辺野古新基地建設問題の早期解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

県としましては、今後も引き続き政府に対し、政府との協議の場などさまざまな機会を通して普天間飛行場の県外移設、早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、辺野古移設に伴う基地問題についての御質問の中の(1)、港湾施設使用許可取り消しの法的根拠についての御質問にお答えいたします。

沖縄県港湾管理条例において、同条例第13条第１項各号または第２項各号のいずれかに該当する場合などは、許可の取り消しを命ずることができます。なお、取り消しを検討しているという事実はございません。

次に、５、観光振興についての御質問の中の(2)、本島での道路交通の現状と取り組みについての御質問にお答えいたします。

沖縄地方渋滞対策推進協議会で報告のあった、平成26年度の平日混雑時の平均旅行速度は、那覇市内において時速15.9キロメートルと東京や大阪などの三大都市圏を下回るものとなっております。県は、このような状況を改善するため、国と連携して、沖縄西海岸道路、那覇空港自動車道、小禄道路及び南部東道路を含む、２環状７放射道路ネットワーク及びハシゴ道路ネットワークの構築を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、辺野古移設に伴う基地問題についての御質問の中の(2)、法令と知事権限の関係についてお答えいたします。

法律による行政の原理のもと、行政活動は法律に従って行われなくてはなりません。辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等、さまざまなものがありますが、これらについて、法令にのっとり適正に審査を行っていくこととなります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　２、教育行政についての御質問の中で(1)、第三者委員会の報告書についてお答えをいたします。

今回、外部有識者の方々で構成する第三者委員会において、客観的な立場と観点から、約半年間にわたり、時間をかけて多数の関係者へ直接の聞き取りを行うなど、とり得る限りの方法により調査していただき、一定の結論が出たところであります。

県としては、今回の報告内容を重く受けとめ、今後はこのような問題が起こることのないよう、しっかりとした対策を講ずるとともに、県民の信頼を回復すべく取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の教育行政についての御質問で(2)、管理職候補者選考試験についての御質問にお答えいたします。

公立学校の管理職選考については、管理職にふさわしい人材を確保するため、選考試験を実施しておりますが、これまでさまざまな御意見もあることから、現在全国調査を行っているところであります。

教育委員会としては、その調査結果を踏まえ、引き続きよりよい管理職候補者選考試験のあり方について検証してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　３の(1)、高等教育を受ける機会等の調査の進捗についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では今年度、高等教育を受ける機会の創出・環境整備等に係る諸施策を企画立案するための調査を実施しております。調査の内容としては、県内高校生・保護者の方々へのアンケート、県内経済界の人材確保に係る聞き取り、高等教育を受ける機会の創出等に係る各手法の検討等を行うこととしております。現在、県内の高等学校を通じて調査票の配布・回収を行っているところであり、今年度末までには集計・分析等を含めた調査結果の取りまとめを予定しております。

次に、７の(1)、国家戦略特区の活用実績と今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、現在、４事業が国家戦略特区の認定を受け、民間事業者による多言語案内板の設置などの事業が実施されております。また、今年度は、市町村や民間事業者に対して、特区活用に向けた説明会や調査を実施し、さらに、関係部局等を交えた調整会議を行っております。現在、新たな特区認定に向けて、農家レストランや外国人の農業就労等の活用について、内閣府と調整を行っているところであります。

県としましては、引き続き、県、市町村及び民間事業者による連携を強化し、積極的に取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　４、株式会社倉敷環境に係る行政処分についての御質問の中の(1)、ごみ山に関する県の対応策について回答します。

事業者の報告によると、平成29年９月末時点で超過廃棄物の容量は、約42万6000立方メートルとなっております。超過廃棄物については、地元自治会等との７者協議会で合意した基本合意書により、平成35年１月までに事業者が改善する計画となっております。当該合意書を踏まえ、今後も同社の責任において処理すべきものと考えており、同社及び同社役員に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を発出し、適切に処理するよう求めていくこととしております。あわせて、同社が行う廃棄物の処理や改善方法等が適切かどうか、有識者の助言を得ながら監視を強化し、改善を徹底していきたいと考えております。

なお、事業者が実施する処理方法が確定していないことから、確定後に処理費用の積算を行いたいと考えております。

同じく(2)、地下水汚染の現場及び対応策についてお答えいたします。

ことし９月に県が実施した地下水調査では、処分場周辺の11地点の井戸のうち、カドミウムが５地点、鉛が１地点、ヒ素が５地点、総水銀が４地点で地下水環境基準を超過しております。同社に対しては、これまでに地下水汚染防止措置を命じており、安定型処分場並びにごみ山頂上のキャッピング及びのり面の緑化、バリア井戸から揚水し水処理が行われております。今後の地下水の汚染防止対策についても、原因者である同社の責任において行うべきものと考えており、同社及び同社役員に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を発出し、法的に処理義務を課すことにより、適切に処理するよう求めていくこととしております。あわせて、同社が行う対策が適切かどうか、有識者の助言を得ながら監視を強化し、改善を徹底していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　５、観光振興についての御質問の中の(1)、沖縄観光ステップアップ戦略2017における県との連携についてにお答えいたします。

国においては、沖縄観光関連の取り組みをさらに加速させ、沖縄県の掲げる観光収入や入域観光客数の目標達成を後押しすることを目的に、３つの重点化アクションを柱とする、沖縄観光ステップアップ戦略2017を策定しております。県は内閣府沖縄総合事務局と連携し、増加するクルーズ船の受け入れに対応した環境整備、スポーツ・ヘルスケアを軸とした沖縄観

光の新展開、新たな体験型観光の開発・回遊性向上に向けた交通手段の多様化について、協議会や検討会議等において、戦略の方向性やそれぞれの課題等を議論しております。

県としましては観光収入1.1兆円、入域観光客数1200万人の目標の達成に向けて、引き続き国との緊密な連携を図ってまいります。

同じく５の(3)、Ｊリーグ規格スタジアム整備の予算確保と県民の盛り上がりについての御質問にお答えいたします。

Ｊリーグ規格スタジアムは、観光振興や人材育成、スポーツの振興に資する施設として整備するものであることから、沖縄振興特別推進交付金の活用を検討しているところであります。スタジアム整備に向けては、ＦＣ琉球などの県内チームが上位カテゴリーへ昇格することや県民の理解を得ていくことも重要であることから、スタジアム整備を求めている沖縄県サッカー協会等関係団体と意見交換を行うなど、県民の機運醸成にも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　６、国際物流ハブ機能強化についての(1)、ＡＮＡ沖縄貨物ハブ事業の状況と今後の取り組みについてにお答えいたします。

那覇空港の国際航空貨物の取り扱いについては、平成28年度約20万トンで、沖縄国際貨物ハブ開港前、平成20年度と比較して約110倍の伸びとなっており、農林水産品や加工食品等、県産品の輸出は着実に増加しております。

県としましては、健康長寿の島沖縄ブランド構築や、県産マグロ等鮮魚の輸出などによって差別化を図るとともに、国際物流ハブ機能やコンテナ確保事業の認知度向上を図ることで、全国特産品の流通拠点化や高付加価値な製造業誘致の推進など、貨物量の増大に努めてまいります。

同じく６の(2)、国際ロジスティクスセンター４号棟の実績と今後の取り組みについてお答えいたします。

国際ロジスティクスセンターにおいては、平成27年９月より沖縄ヤマト運輸株式会社に１棟全て使用許可を行っております。同センターは、アジア向けのパーツ在庫拠点や化粧品の充塡などの国際物流関連事業の拠点として活用されております。４号棟を含む旧自由貿易地域における平成27年の搬出額は、県外、国外合わせて全体の64％となっております。平成23年との比較では、搬出割合は13％増となっております。

県といたしましては、今後もさらなる県外、国外に向けた貨物量の増大への支援等に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時22分休憩

午後５時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

當間盛夫君。

○當間　盛夫君　まず、港湾施設のもの、部長、その取り消しの検討の事実はないということで答弁があったんですが、知事はその分でいろいろ検討するということで、きょうの新聞のほうでも、その分では知事の表明で県は阻止に向けて動いていると。安心した県民の気持ちに水を差すような行為だということで、その分では知事はもう奥港の取り消しに動いているんだという市民の、例えば奥港の住民の皆さん思っているんですけれども、そのことはどうお考えになりますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

先日、知事は奥港について奥区民の切実な思いを受けて、改めて地域の生活環境に重大な悪影響を及ぼすような奥港の使用はやめるべきだということを国にお伝えしながら、それでも今後地域の住民の公益が侵害されるような形で、再び奥港が使用された場合には、奥港の使用について取り消しを含む重大な決意で臨むという知事の思いといいますか、考えを示されております。

先ほどこれは答弁でも申し上げましたとおり、沖縄県の港湾管理条例においては取り消しに係る規定がございますので、その規定に該当するということが確認された場合には、その可能性もあり得るという御発言だと理解しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　じゃ現時点ではその検討も何もしていないということでいいわけですね。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

先日、私企業に対して文書、指示文書を出しております。その中では、事実を確認させていただくということをやっております。またあわせて幾つか指示を出している部分もございます。このあたりはきのう答弁も申し上げましたように、これはあくまでも行政指導ですので、そこを繰り返すことによって場合によって

は条件、許可についている条件の部分で違反があったり、あるいは先ほど申し上げましたように規定に該当するという場合があれば、そのときにはこの可能性があり得るという御発言だと理解しております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　まあいいでしょう。検討しているという事実はないということで終わりたいと思うんですけれども。

知事、取り消しができなければ――マスコミの新聞記事ではあるんですけれども、知事がその取り消しをしないということであれば公約違反だというような御批判があるんですが、知事はそのことについてどういう見解をお持ちですか。

知事が答えたほうがいいよ。公約違反だよ、公約違反。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○當間　盛夫君　いや違う違う。何で選挙公約のことをお話ししているわけですから、公約は公室長がつくったわけじゃないわけだから、これは知事の選挙公約の私は話をしているわけですよ。それがその分は市民の皆さんから公約違反だよという批判に対して知事はどう捉えるかということです。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　當間盛夫議員の御質問にお答えいたします。

私が知事になりまして、いろいろあって和解の勧告を受けて最高裁の判決も出てまいりました。そのいきさつは前の議員の質問の中で答えておりますので申し上げませんが、私はずっとその間、ある意味では公平・中立・厳正な法的な判断を持って物事を成功に導いていくというようなことの話をさせてもらっております。ですから、ありとあらゆる手段というのも、いろいろいわゆる現場でのこともあるでしょうし、法廷ということもあるでしょうし、選挙ということもあるでしょうし、いろんな形でのものもありますが、今言う取り消しの件につきましては法律をゆがめてということはありませんので、しかしながらその法律という範囲は、まだ十二分に取り消しというようなことは捨ててないというようなことがありますから、その辺はいわゆる一つ一つの事象を見ながら判断をしていくということでありますので、公約違反にはなっていない。現に今、工事は相当当初の計画からおくれているというようなこともございます。そういったことも見ながら一つ一つ判断をしていきたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　法令に従うということは、知事職としてもう当然なことですので、しっかりそのことでやらないと知事職というのは務まらないはずでしょうし、僕は知事、工事がとまっているとかいうことではなくて、知事の公約は辺野古をつくらせないというのが公約なんですよ。工事を延ばすというのが知事の公約ではないはずでしょうから、辺野古をいかにつくらせないかというような手法をやはり持つべきだなというふうに思います。

知事、我々政治的に決着をもっとやるべきだと。知事の答弁の中でも、民意がある、選挙にも４選挙区のうち３選挙区勝ったこの選挙区でもあると、県民の声も大きいという中で、やはり協議の場を強く求めていきたいということがあるんですけれども、公室長でもいいですので、その安倍総理とこういう辺野古に関しての協議の場というのはいつごろ持たれて、何回持たれた経緯があるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　安倍総理といいましょうか、集中協議というのが和解に基づいて行われまして、過去５回行われておりますけれども、その際には菅官房長官等ともいろいろ協議を行っていると思います。その中で安倍総理とも協議が行われたものと理解しております。

○當間　盛夫君　安倍総理とってわざわざ聞いているのに。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　政治決着とか延ばすことが全てではないというふうにありましたけれども、やはり今こういう期間の中でいろんな動きが、外国でもまた国内でも私は動いているように思っております。その中で、多くの政党の皆様方にもお世話になっておりますが、最近では下地代議士が国会で安倍総理に、翁長知事が会いたいと言ったら会って話をするかという話が質問で出まして、それはもう当然やりますよというようなことではありましたので、今日までも何回か会ってはおりますが、会話という意味では合計で１分くらいという感じの話し合いでありましたので１回に限り、返事がないですから、返事がないものですからそういうふうになるわけです。（発言する者あり）　これは外野で言う人もいますけれども、沖縄という日米安全保障をこんなに支えている知事が来ても、返事をほとんどしないということにつきましては、私はこれは大変由々しいことだと思っておりますが、下地代議士がそういったお約束をしましたので、ぜひともその時間をつくってもらいたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　ぜひ知事、積極的に動かれたほうがいいはずです。安倍総理も国会答弁の中で、全ての扉はオープンだと言っているわけですから、翁長知事から辺野古に関してしっかりと協議をしたいということがあれば総理は受けるということを明言もしております。
　宜野湾の保育所でこういう形のまた事件が起きたということになると、ますます政府は、だから早目に辺野古に移そうとかいろんな形に僕はなってくるというふうにも思います。沖縄で起こっている、せんだっての事故に関しても知事の思いをしっかりとやっぱり総理に求めて、沖縄の基地の過重がどうあるのか、沖縄としては本当にどうしてほしいんだということをぜひ総理に直談判で協議をして、解決の道を探ってもらいたいなというふうに思っています。
　休憩します。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後５時33分休憩
　　午後５時33分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○當間　盛夫君　次に、教育委員会に関してなんですが、第三者委員会のほうで報告書が出たと。この第三者委員会はどなたが設置したんでしょうか。どなたの決裁、決裁権者という部分というのが、午前中もあったんですけれども、設置は誰がやって誰がこのものをやるんだという決裁はどうなっているんですか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　今回の第三者委員会の設置は、知事部局と教育委員会の共同設置ということで決裁権者は、教育長と知事でございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　この信憑性がわからないんですよね。教育長も決裁権者でありながらその教育長の発言を全部信用するというところがどうなのかなという真意もわからない。諸見里前教育長の聞き取りは行われなかったんですよね。これ再度確認します。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　出席の依頼をお願いしたところですが、御本人からは、直接の聞き取りはできなくて書面による回答があったというところでございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　前教育長も聞き取りが全くない中で、メモだとかその証拠も存在しない中で、文書だけで前教育長のその主張を判断できる。どんなふうにして判断できるんですか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　当然に当事者の両氏のほうから聞き取りできればそのほうがよかったかと思うんですが、ただやはり聞き取りというのはあくまでも本人の協力に基づくものであるという以上、限界であったのかなと思います。ただ、先ほども申し上げましたように、前教育長からは文書による回答を得ておりまして、第三者委員会として、とり得る限りの方法は尽くした上で、客観的な立場から丁寧に検討していただいたと結果だというふうに認識をしております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　この報告書のもので、「前教育長は当委員会からの出席依頼に応じておらず、当時の教育庁幹部にも同様に出席依頼に応じなかった者がいる。そのため、これらの者から直接聞き取り調査を行うことができなかった。　当委員会は、事実関係の調査について、関係者へ協力を依頼するほか方法がなく、重要な関係者が聞き取り調査に協力しない場合、これ以上の事実調査は困難である。」と言いながら、皆さん口ききがあったと認める可能性は高いんだと。これどう整合性とるんですか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　繰り返しになってしまうんですが、やはり外部有識者としては、第三者委員会としては、これまで教育庁のほうで聞き取りした職員以上に多くの方から直接の聞き取り、それから書面による回答も含めて回答を得ておりますので、その意味では先ほども申し上げましたように一定のそういう聞き取りで取りまとめができたものというふうに理解をしております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　当事者である前教育長、そして訴えられている前副知事のお二人の事実関係をしっかりと把握しないで、口ききがあったんだという報告をする第三者委員会が、本当に中立性があったのかなということは疑問であり、例えば部下、管理職、県教育委員会の管理職にそのことを聞いたということであれば、前教育長のみんな部下ですよ。そういった皆さんは。そのことで口裏合わせができるという立場の皆さんからのものを信用して、そのことを結論を出したという、この第三者委員会の中立性のあり方というのは、ちょっと私は疑問だなというふうにも思っておりますので、これは指摘として終わらせます。
　管理職選考委員会、これ全国的調査をするということでありました。教育長にお伺いする前に、同じよう

にその昇任試験をやられている県警本部長にちょっとお尋ねするんですが、県警本部は昇任試験というのはどういうふうな形でやられるんですか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

県警察の昇任試験というのは基本的にペーパーであります。ペーパーテストとその後の面接になっているところであります。それぞれの階級、下から巡査、巡査部長、警部補、警部とありますけれども、ペーパーテストと面接でやっているところです。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　率直に申し上げますけれども、皆さんの昇任試験、昇級試験というのは昇任試験の部分に、今度９月に出されたんですけれども、教育庁のように免除特例とかいうのはあるんですか、皆さんの試験の中にも。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　免除特例は例外的にはございますが、それが発動というか運用されたのは、21年前にオウム真理教の逃亡被疑者が石垣で捕まったことがありまして、それを捕まえた警察官に１回あったきりでございまして、後はそのような特例はなく必ずみんなペーパーテストなり、面接を受けなければいけないと。免除の規定はございますが、適用された例はごくごく１回だけあったというふうに承知をしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　じゃそこでお伺いいたします。

教育長、委員会の中でこの免除特例を受けた皆さんが何名いらっしゃるかという部分でのもので委員会で答弁されているんですけれども、この20年間で平成８年からこの規定はあるはずなんですよ、免除特例のものは。この平成８年からこれまで何名その者を免除特例を受けて昇任したと、幹部になったという方は何名ですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　実はこの文書の保管上、平成18年以前の免除者については保存がされておりませんので、今お答えできますのは、過去10年間しかございません。それで行きますと、過去10年では、管理職選考試験で事務担当主幹の免除を受けたのが６人となっております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　何で10年間しかないのか。皆さん隠すつもりでそういったものをやらなかったのか。これは何でその分での20年分がないんですか。だってわかるでしょう、誰がその試験を受けていないんだとかそういった分は。何で20年分がないんですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　文書保存期間を過ぎているために書類上の確認ができないということでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　いやいや、そういうふうな簡単な分じゃないはずですよ。皆さん、これ管理職選考だよ。教育委員会の教頭、校長をそのことで試験でやるわけですから、そういった部分を免除される皆さんというのはわかるはずなんだよ。

次にやりますけれども、じゃもう10年間で６名しかわからないということがありましたので、この６名の中で、県教育委員会教育長を経験されている方は含まれていますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　この10年間で免除を受けた方でその後教育長を務められた方も含まれていると伺っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これは特別職ですので名前を出すのは大丈夫だと思うんですけれども、どなたですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時42分休憩

午後５時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　私のほうからは発言を控えたいと考えております。

○當間　盛夫君　何で発言を控えないといけないの、教育長だよ歴代の。だって10年で６名と言っているわけだから、その分で今教育長をされた方もいるということがあるわけですから、わかるわけでしょう。出せないという何かがあるの。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　教育長を担当した方がいるということは確認しておりますが、今その名前は私のほうからは出せないというよりは、私のほうからは発言を控えたいと考えておりますということでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　平敷教育長も知事部局から来られた部分があって、教育委員会のこれまでの人事のあり方というのは本当に闇ですよ、この部分は。だからこう

いう免除特例という形があって、人事試験の主幹の特例をつくっただとか、特例があるものをその要綱自体も一般にはそれを受ける皆さんにも周知も何もしていないと。この周知はどういうような形でされていますか、免除特例の周知は。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　これは９月議会でも答弁いたしましたけれども、これまで積極的な周知というのは行われておりませんでした。それで、今現在全国調査をやっている中でその辺の免除の規定のあり方等々も含めて、今検討、検証をしているところでございます。その結果を踏まえて、今いろんな声があるというのは伺っておりますので、議員からも伺っておりますし、そういうことも踏まえていろんなそういう声が出ないような仕組みというか、よりよい仕組みに持っていけないかということを考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　法令違反していないからいいんだとかいうことではなくて、先ほども県警のほうからもありました。ほとんどそういう免除特例というのはない。実際には公平にやらないといけないわけですよ。誰が主幹を選ぶのかというふうな形になってくるわけですから、そういった面では。人事課というのは人事課を含めたら、皆さんもう先生の人事まで皆さんが人事課が握るわけですよ。そのものを全部教育長、その中にいると全部教育長の何か意向に従わないといけないんだとか、指導統括監の意向に従わないといけないみたいな、そういったピラミッドをつくっているのが教育委員会だと言われているわけです。もっと公平公正にやりなさいというその教育委員会のＯＢの皆さんの声をどのようにとられていますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　そのようなさまざまな意見があると伺っておりますので、その御意見も踏まえながら、この調査も踏まえて、よりよい仕組み、方法を検証してまいりたいと思っております。この声があるということは、そういうものがあるような仕組みというのは本来好ましくないと思っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　全国的な調査よりも県内のこれまでの教育委員会のＯＢの皆さんの声を聞いて、これからのものにぜひ反映を。それをできるのは、やっぱり知事部局から来た方じゃないと無理だと思いますよ。その中にいる皆さんは無理ですよ、その世界をつくるわけですから。ぜひまた頑張ってもらいたいなと思っています。

高等教育に関して、アンケート、部長いろいろととられていると。高校生、保護者、企業に対してのものもいろいろと検討しているというのがあるんですけれども、もうそろそろそのアンケートを踏まえる部分での検討委員会だとか、皆さん準備室とかというのを設置する必要があるんじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

アンケート等の分析を行って、その後にどのようにデータ分析していくかということになろうかと思いますが、専門的な知見を要すると考えられる場合には、そのようなことも検討してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　専門的なものが必要となってきているんです。これは、アジア戦略構想の検討委員会の中でも人材育成と。いろんな部分での専門的知識の人材が必要だということで、その検討委員会でも提言があるわけですから。やはり我々は沖縄県でどう人材を育成して、アジア戦略構想ということで知事が挙げているこの部分をどう展開していくかというのは大事だと思うんですけれども、知事、その部分での高等教育に対する予算づけをしたというふうに思っているんですけれども、どうお考えになりますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

沖縄県の発展にとっては、人材の育成は非常に重要なことだということはよく承知しております。このたびの調査も沖縄にとって、まず子供たちがどのような学習意欲を持っているか、どのような道に行きたいかということもございますし、保護者の方々が教育を進める上でどういうことに関心を、心を砕いているかというようなことを調べまして取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　では、次に移らせてもらいます。

環境行政について。

不法投棄の件数、数量の推移、部長ちょっとお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

不法投棄の件数でございますけれども。25年からでよろしいですか。25年が95件、26年度が104件、27年度が115件、28年度が117件となっておりまして、１件当たり１トン以上の件数を算定しております。

以上です。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　この不法投棄残存のもの、量も含めてふえてきているわけですよね。決して減っていない。今回この倉敷の問題が出ているということになってくると、間違いなく業者の皆さんは、今皆さんいろんな意味で市町村にお願いをしているというふうに言っているんですけれども、今回のその倉敷のもので不法投棄は間違いなくふえるだろうという懸念をされているんですが、それに対してはどうでしょうか。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。
現在不法投棄、警戒を進めておりまして、11月20日から本島内の保健所を対応しております。当事業者におきまして２名の職員を配置するとともに、２名のパトロールをして周辺の状況を監視しているということでございます。それと、保健所に警察のＯＢを配置していますので、そこも動員しながら今パトロールをしているということのようでございます。
一部２件ほど少量の不法投棄があったということでございますけれども、これにつきましては、以前からあったものも含めてありましたけれども、今改善をしていると撤去をしたというような情報は入っております。
以上であります。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　循環型社会の構築ということで３Ｒというんですか、リデュース、リユース、リサイクルということで、この循環型社会に対して環境部としてどのような予算、どれくらいの予算がありますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後５時52分休憩
午後５時53分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。
全体的な３Ｒに関する金額につきましては、ちょっと今手持ちがございませんけれども、産廃の部分につきまして申しますと、産業廃棄物税を活用した事業を行っておりまして、28年度は7875万4000円強、今年度は１億997万8000万円の予算を組んで取り組んでいるところであります。
以上であります。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　この廃棄物の基金残高は今どれだけですか。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　平成28年度決算で行きますと、３億1415万5501円となっております。
以上であります。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　この基金の部分で、県産リサイクル製品利用促進事業、循環型社会形成促進だとか、固形化による有効利用促進事業というのが部長あるんですけれども、一銭も予算がついていないんですよ。どういう理由ですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後５時54分休憩
午後５時55分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。
25年度以前にこの事業が終了したということで、25年度からのこの表の中では書いてはございませんけれども、以前はやっておりました。いわゆる予算の名目としては置いているということに御理解いただければというふうに思っております。
以上です。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　皆さんは今、そういう不法投棄とかしない監視型のものしかなくて、この循環型社会の構築ということでのリデュース、リユース、リサイクルの予算はもうつけないということなんですか。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。
そういうことではなくて、この１番目の排出抑制リサイクル等推進事業費、その中で施設整備事業に行うものの補助、それから研究に対する補助を行って、この３Ｒのリサイクルの推進に取り組んでいるというところでございます。
以上であります。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　もう時間がないですので、環境は終わります。
次、国際物流のほうなんですが、部長、この那覇地区の搬出額というんですか、28年度の。この県内、県外、国外のちょっと搬出額を教えていただけますか、パーセントも。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後５時56分休憩
午後５時57分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　先ほど平成27年度の搬出額が、金額ベースで言いますと50億8700万、それから28年度は、31億71万円ということになっております。

○當間　盛夫君　だから県内、県外、国外の……

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　県内とかですね、27年度は県内が18億2900万で36％、県外が30億１万円の59％、それから国外が２億5700万の５％です。28年度につきましては、県内が24億3900万円で77％、県外が４億5900万円の14％、それから国外が２億7300万円の９％ということになっております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　僕は皆さんがどう言いわけしようが、あそこは国際物流ロジスティクスセンターなんですよ。外に出すために県がその分で予算をつけてやったんですよ。それなのに28年の搬出、出しているものは、県内が約77％、県内にですよ。国外見ると皆さん９％ですよ。国外に出すために倉庫をつくったはずなのに、ほとんどが今県内の搬出になっているというそのことの中身を部長どう捉えますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　27年度まで順調に伸びていたんですけれども、県外、国外が。ただ28年度にその１棟貸ししている中から、県外、国外に出していた某企業の一部が撤退しました、その施設から。その分で大きく落ち込んでいるということでございます。

○當間　盛夫君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、12月11日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時１分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　上　原　正　次

会議録署名議員　　又　吉　清　義

平成29年12月11日

平成29年
第　6　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　6　号）

平成29年
第　6　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

平成29年12月11日（月曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第6号

平成29年12月11日（月曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで

甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第２号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第３号議案　平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県介護保険事業推進基金条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第８号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例
乙第９号議案　沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第13号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第14号議案　財産の取得について
乙第15号議案　財産の取得について
乙第16号議案　損害賠償請求事件の和解等について
乙第17号議案　指定管理者の指定について
乙第18号議案　指定管理者の指定について
乙第19号議案　指定管理者の指定について
乙第20号議案　指定管理者の指定について
乙第21号議案　指定管理者の指定について
乙第22号議案　指定管理者の指定について
乙第23号議案　指定管理者の指定について
乙第24号議案　指定管理者の指定について
乙第25号議案　指定管理者の指定について

乙第26号議案　指定管理者の指定について
乙第27号議案　指定管理者の指定について
乙第28号議案　当せん金付証票の発売について
乙第29号議案　国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
乙第30号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第31号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第32号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（47名）

議　長	新里米吉君	23番	末松文信君
副議長	赤嶺　昇君	25番	渡久地　修君
1番	瀬長美佐雄君	26番	玉城　満君
2番	玉城武光君	27番	仲村未央さん
3番	親川　敬君	28番	照屋大河君
4番	新垣光栄君	29番	仲宗根　悟君
5番	次呂久成崇君	30番	崎山嗣幸君
6番	宮城一郎君	31番	金城　勉君
7番	大城憲幸君	32番	砂川利勝君
8番	金城泰邦君	33番	具志堅　透君
9番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
10番	新垣　新君	35番	中川京貴君
11番	座波　一君	36番	座喜味一幸君
12番	比嘉瑞己君	37番	嘉陽宗儀君
13番	西銘純恵さん	38番	新垣清涼君
14番	平良昭一君	39番	瑞慶覧　功君
15番	上原正次君	41番	狩俣信子さん
16番	当山勝利君	42番	比嘉京子さん
17番	亀濱玲子さん	43番	大城一馬君
18番	當間盛夫君	45番	糸洲朝則君
19番	上原　章君	46番	照屋守之君
20番	山川典二君	47番	仲田弘毅君
21番	花城大輔君	48番	翁長政俊君
22番	又吉清義君		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	子ども生活福祉部長	金城弘昌君
副知事	浦崎唯昭君		
副知事	富川盛武君	保健医療部長	砂川　靖君
政策調整監	吉田勝廣君	農林水産部長	島尻勝広君
知事公室長	謝花喜一郎君	商工労働部長	屋比久盛敏君
総務部長	金城　武君	文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	土木建築部長	宮城　理君
		企業局長	町田　優君

病院事業局長	伊江朝次君	警察本部長	池田克史君
会計管理者	大城玲子さん	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君	人事委員会事務局長	池田克紀君
総務部財政統括監	宮城力君	代表監査委員	當間秀史君
教育長	平敷昭人君		
公安委員会委員長	金城棟啓君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良潤君
次長	平田善則君	主幹	中村守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

11月24日から12月６日までに受理いたしました陳情16件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

大城憲幸君。

○大城　憲幸君　おはようございます。

非常に朝一番の議場は、すがすがしい空気で議論しやすいなと思いながら立たせてもらっています。

きょうは、牛のネクタイをしてきました。去る全国和牛共進会の方からいただき物ですけれども、関係者の思いを背負って、そして県下７万頭の和牛の気持ちになって議論をしたいと思いますので、まず牛の議論から、農業振興の議論から入っていきたいと思います。そしてその中でも、農政全体としてやはりそれに当たる人の体制から、課題についてちょっと議論から入りたいんですけれども、よろしくお願いいたします。

まず１点目に、平成24年度の農林水産部の配置定数と現在の定数についてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えをいたします。

農林水産部の職員定数は、沖縄県職員定数管理基本方針――平成25年10月24日付の決裁文ですけれども――などに基づいて、平成24年度の948名から29年度は885名となっております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　25年度以降、この５年間毎年毎年減らされているわけですけれども、その辺については、担当部としてはどういうふうに認識していますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

職員の配置については、先ほど言いましたように、沖縄県職員定数管理基本方針、あるいは定期人事異動等実施要領に基づいた配置を行っているというふうに思っております。業務を適切に執行できるよう、関係部局に対して必要な人員の確保を要望については行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　総務部長、平成15年から定員適正化計画で実行して職員の削減をしてきましたけれども、その状況とその後の定員管理の基本的な考え方をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

知事部においては、平成15年度からスタートする新沖縄県定員適正化計画、これは10年計画でございます。その結果、平成25年度までに673人の削減をしております。当然これはいろんな業務委託とか社会福祉施設の民間移譲等、そういう業務見直し、業務の削減とともに定員の削減も図ってきたというところでございます。

定員管理の基本的な考え方でございますが、また平成29年度から新たに沖縄県定員管理基本方針というのを策定しておりまして、それにおいては、定員管理については、21世紀ビジョン基本計画、これに基づく自立型経済の構築等に向けた歩みを緩めることなく新規事業への対応や課題となっている執行率の向上など、旺盛な行政需要に応えるために必要な定数を柔軟に配置するということを考えております。また一方で、財政見通しについては、なかなか自主財源の割合が依然として低い水準にあるということで、堅実な財政運営を求められるという状況がございます。そういう意味で、配置定数、これは実際に各課にこれが必要だというあれですけれども、実際は、現員として、現にいる職員数ございますので、その辺の総人件費に与えるその定員もしっかりと管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ここからなんですけれども、今話があったように、平成15年から24年まで行革の一環として673名の削減を県庁全体としてやってきました。それはわかります。そして、平成25年以降については、定員は維持しながら、スクラップ・アンド・ビルド、毎年毎年総務部のほうでチェックをしながら職員の増減をするわけですね。そういう中で、冒頭あったように、農林水産部だけは平成25年から５年連続で減っているわけです。全体としては約3900名ぐらいの定員は変わらないんだけれども、若干増加ぐらいなんですけれども、農林水産部だけはこの５年間で61名の定員減になっていると。その辺については、総務部としてはどのように考えているんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

農林水産部の配置定数につきましては、原則としてはスクラップ・アンド・ビルドによる見直しを行っておりまして、それから現業職員の退職不補充というのもございまして、さらにいろんな各種業務の見直し等によりまして削減をしてきたという経緯がございます。それと、これは全国との比較になりますけれども、農業従事者１人当たりの職員数というのが全国一高いような状況もございまして、それと予算の傾向を見ながら、そういう意味で削減をしてきたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　もう一点確認させてください。

もう内示というか、方針は出ていると思うんですけれども、来年度は農林水産部についてはふやすんですか減らすんですか、お願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　平成30年度定数につきましては、現在調整中といいますか、検討中でございまして、年内では最終的な大体定数は固めていこうというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　あくまでもうわさですけれども、来年もまた大きく減らされるというううわさを聞いたものですから、気になっているんです。私も理解はします、今総務部長の考えは。また、4000名近くの全体の職員の中で、４分の１近くが農林水産部、非常にずうたいが大きいですから、削減の対象になりやすいというのもあるし、試験研究機関も多く抱えているというさまざまな事情はあると思うんですけれども、やっぱり一律には比較できないにしても、ほかの部と比べても減少、ずっと減らされているのは農林水産部だけなんですよね。そういう意味で、やっぱり基地の問題も大変大きなＭＩＣＥの問題もある、福祉の問題もある。非常に社会問題化しやすいような課題がある中で、やはり農林水産の部分というは、なかなかすぐに結果が出ないような研究機関もある。あるいは、非常に社会問題化、これ一つをとって県民からこれは急務だというような議論になりにくいところもある。そういう事情もあって、やはり今後もどんどんどんどん減らされていくんじゃないかという危惧がある。そして、私がずっと言っているように、今観光も絶好調、経済もいいんでしょうけれども、本当の意味での強い経済をつくるためには、やっぱり１次産業から強くしていかなければならないという私の持論も含めて、ここは知事含めて、この第１次産業、農林水産業の充実のためには、職員体制についてももう少しフォローする立場があっていいんじゃないかというのが１つと、もう一つは、農林水産部のほうも、もっともっとアピールしていいと私は思うんですよ。自分たちは生産現場農家のことだけですよというような意識しかないのかなと。場合によっては、商工労働の部分の仕事も分捕ってくるぐらいの提案が私は農林水産部からあるべきじゃないか。やっぱりそういうようなものが、流れが弱いんじゃないかなという気がするんですけれども、その辺について担当部長がいいかな、所見をお伺いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

沖縄県の農林水産業については、他府県とちょっと違って離島、島嶼立地条件ということで、今回平成

24年度から一括交付金等を含めて、不利性解消事業、あるいは生産基盤であります災害に強い施設の整備だとか、そういうものによってかなり条件整備がされてきていると思っております。その中で、１次産業の原材料だけじゃなくて、付加価値を高めるということで商工のほうとか、あるいは６次産業化、あるいは海外等のアジア戦略の中でその辺の役割をしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　できれば知事の所見を後で戦略も含めてお伺いできればと思いますので、次済んでからお願いしたいなと思っています。

(2)番目に、農林水産物の輸出戦略と具体的な取り組み状況についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、フロンティア型農林水産業の振興を掲げ、アジアなど海外への展開を推進することとしております。そのため、県産農林水産物輸出力強化事業を活用し、海外市場における沖縄県産農林水産物の販路拡大と定番化を目指した取り組みを推進しております。具体的な取り組みといたしましては、香港、台湾、シンガポールを中心として、海外流通関係事業者との商談会、食品見本市への出展、量販店や飲食店における県産農林水産物テストマーケティング、県産食肉の定番化、こん包強化、海外輸送コスト低減実証などに取り組んでおります。

県といたしましては、引き続き関係機関と連携し、沖縄県産農林水産物の輸出拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　少し具体的なものがなかなか見えてこないんですけれども、例えば、国は農林水産物の輸出を１兆円にするということで、農林水産業の輸出力強化戦略の中で、成田空港と那覇空港を位置づけて、そこを拠点にしていこうというようなことで取り組んでいます。そして、その会議が去年の夏ごろから立ち上がって議論をしているはずなんですけれども、その辺見えてこないんですけれども、状況についてよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

国の那覇空港農産物等輸出拠点化構想につきましては、平成28年５月に定めました農林水産業の輸出力強化戦略に盛り込まれたものであります。実際、構想の検討状況ですけれども、現在国においては、課題の整理と構想の検討が行われているというようなことを聞いております。28年度については、調査事業等も実施されているということですけれども、ちょっと29年度に大きな動きが今見えませんけれども、国の動向を含めて、国の調査事業の状況を注視しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　さっきの話とかぶるんですけれども、その辺なんですよ、言いたいところは。国がせっかくこういう位置づけの中で、成田と那覇空港を拠点として位置づけるよという話をしていく中で、会議はされているわけですけれども、私はそういう中で、県の農林水産部としてどんどん提案すべきじゃないかなというのを感じているところなんです。これそのままで行ったらただの会議で調査して終わりということにもなりかねないなと危惧している部分があって、せっかくこれは全国のおいしい物、お米とか牛肉とか果物とかというおいしい物を一度沖縄に、那覇空港のハブに運んできて、そこで場合によっては、加工をしてアジアに出していこうというその拠点にしようという調査ですから、やっぱりその中で、沖縄県の農林水産、農政のほうからこの第１次産業のロジスティクスセンターみたいなものをぜひつくろうよと、向こうの物にあわせて、じゃ沖縄のマンゴーあわせて加工してアジアに出していこうとか。そういうのは積極的に沖縄から企画立案をする、提案をしていくべき。そういうようなものが見えないなというのが私の思いなんですけれども、その辺について内部でもそういう議論はないんですか。今後、そういうものに取り組むべきじゃないんでしょうか。お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

国のほうがＴＰＰ等含めて、海外輸出については、戦略的に推進していくというような状況の中で、県のほうといたしましても、例えば県産農林水産物輸出力強化事業等で具体的にシンガポールとか台湾、香港等に調査やったり、あるいは実際にまた香港に豚肉等輸出実証事業をやったりということはやっております。先ほど国のほうでのハード整備等については、総合事務局で実施しております沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会、その中で、ソフト・ハード的な部分についての意見交換をさせてもらったり、あるいはＪＡのほうが農林中央金庫と連携しながら、シンガポール、香港、台湾等と含めて、促進に向けて展開していくというようなところについては、沖縄県としても、関係機

関と連携とりながら海外展開については推進していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　さまざまな取り組みはされているというのはわかりますけれども、やっぱり会議で終わってしまって、調査で終わってしまってはよくない。やっぱり言ったように、もっと農林水産部がリーダーシップをとるんだと、我々が先導していくんだ、提案していくんだというような思いが今の話からも伝わってこないものですから、その辺の取り組みをお願いしたいなと思います。

それから状況、牛の話。これ前議会でも少し議論しましたけれども、台湾への牛肉輸出が始まりました。もとぶ牛が台湾に輸出するというような新聞記事もありました。現状をちょっとお願いいたします。もとぶ牛を台湾に輸出する場合、どういうルートで輸出しますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

もとぶ牛の台湾への輸出状況ですけれども、９月に台湾への輸出解禁を受けまして、もとぶ牧場のブランド牛、もとぶ牛が県内から２頭初めて出荷されたようです。県内には、台湾輸出許可の施設がないため、鹿児島県の屠畜場で処理された後、那覇空港から台湾へ空輸、今後月に10頭ほど輸出を目標として、年間120頭、年間で２億円を超える輸出を目指しているというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　そうなんですよ。せっかくアジア戦略構想では、沖縄の地理的優位性を生かしてアジアへと、アジアの中心ということで経済戦略構想はあるのに、今沖縄のブランド牛を輸出しようと思ったら、生きたまま鹿児島まで船で運んで、鹿児島で屠畜して、それを福岡まで運んで、福岡から那覇空港に持ってきて台湾に持っていくという話になっている。それではいけないですよね。その辺、屠畜場に関してはどのように今後考えていくんですか、部長。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

台湾等海外への輸出については、ＨＡＣＣＰを対応された屠畜場が必要であるということで、今まで屠畜場については、ハード的な整備施設あるんですけれども、ソフト的な部分についても、関係部局のほうと連携とりながら、ＨＡＣＣＰ取得に向けて取り組んでいるところでございます。現在、沖縄県食肉センターのほうで年内、年度内を目指しているというふうには聞いております。その他の部分等についても、東京オリンピック等を考えますと、今後ＨＡＣＣＰ取得についてはぜひ必要だということを考えておりますので、関係機関と連携とりながら、ＨＡＣＣＰ対応型の屠畜処理場の取得に向けて、県のほうとしても対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ＨＡＣＣＰをとれば輸出できるんじゃないかという意見もありますけれども、あのセンター、建物自体40年になるんですよね。今、年内にＨＡＣＣＰという話は、それは豚のほうです。豚のほうはつくりかえましたので、もう取り組みをして、年度内には場合によってはできますね、豚のＨＡＣＣＰは。ただ牛の部分については、今の施設でいいのか。40年になる施設でいいのか。牛のＢＳＥの病気が発生したときに、15年前に施設はつくりかえましたけれども、それで通るのかというのは、今これからの議論です。これからの議論をしてやっていくわけですから、私が言っているように、やっぱりこういうアジア戦略構想の中で、この写真の中にもありますけれども、沖縄の農産物をアジアに出していこうって、もう前から議論しているわけです。（資料を掲示）　だからそういう中での戦略性がないんですかというところ。だからこれは、食肉センターさんに丸投げするのではなくて、やっぱりこの建物がどうなの、施設がどうなの、ＨＡＣＣＰを入れる場合には今までの７名体制から十何名にふやさないといけない。そういう維持管理費がどうなのというものも議論しないといけないんです。今２万ぐらいの屠畜量ですけれども、ＨＡＣＣＰ対応にすると、場合によっては10万ぐらいになるんじゃないかという議論もあります。やっぱりそういうものも含めて、県の主体性、県のリーダーシップというものが農政に対して弱いんじゃないかというのを感じていますのでお願いをします。

そして、屠畜場だけじゃなくて生産基盤です。これ前回も少し触れましたけれども、外国人の観光客、これ富川副知事からいただいた資料ですけれども、みんなわかる資料。（資料を掲示）　平成24年の38万人の外国人観光客がこの４年で212万9000人、５倍になりましたと。そして、このインバウンドの皆さんをショーケースにして、沖縄のいいものを海外にアジアに出していきましょうというのがアジア戦略構想です。ところが、この平成24年から28年の５倍になったインバウンドに対して、肥育牛の出荷頭数というのは、平成24年の4351頭から平成28年には3300まで、２割以上減っているんです。だからやっぱり今の

沖縄の農政というのは、この急増する、元気になる観光客へ、きちっとつなぎ切れていないという私は印象があるんです。それは、やっぱりみんなで反省もし、そして前向きにどんどんリーダーシップを持って進めていかないといけないというのを非常に、このちょうどわかりやすい数値が右肩上がりの観光客に対して、この生産基盤が下がる。素牛の高騰とかさまざまな事情があるのは理解しますけれども、やっぱりそれを農家任せにするのではなくて、しっかり戦略として、ここをふやしていく。そうじゃなければいけないと思うんです。部長に前にも言いましたけれども、年間３万頭出る和牛の素牛をそのまま売ると60万、70万。肥育して売るとその倍の130万、140万。それを県産の和牛であれば、高級ステーキ店に行けば150グラムで２万も３万もできるわけですから、その経済効果というのを我々はつくっていかないといけないと思うんですよ。その辺について、屠畜場とは別に、この和牛の生産基盤の強化について、部長お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今議員がおっしゃるように、沖縄県の場合には、素牛が大産地としての評価を受けておりますけれども、海外観光客等を含めて、肥育についても一定の評価を受けております。そういう中で、県のほうとしては、平成29年、初めて肉用牛の出荷頭数拡大のための対策として、肉用牛肥育素牛導入支援事業を実施しております。事業内容ですけれども、平成29年度から31年度までの期間、事業実施主体を畜産公社のほうにしまして、県内の市場から購入した肥育素牛等について、１頭当たり３万円、今事業予定頭数としては513頭予定しておりますので、こういう肥育牛を地元沖縄のほうでも肥育しながら、観光客あるいは海外出荷等含めて、拡大していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　知事の所見いただきたいんですけれども、今議論したとおりなんですよね。我々は、本当によく言われている自立できる沖縄の経済をつくるためには、やっぱり１次産業から２次産業、２次産業が製造業が弱いという議論はよくされるんですけれども、やっぱり１次産業も含めた足腰の強い経済をつくるための取り組みが必要だと思うんです。人の体制も含めて、やっぱり知事のリーダーシップが必要だと思います。その辺について、所見をいただければ、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　アジア経済戦略構想ということで、今観光、あるいは物流、情報通信産業、大変活発でありますけれども、ちょっと移ろいやすいところもありますから、今おっしゃるように、第１次産業、特に農林水産業、これのベースがしっかりすることは大変重要であるというふうに思っています。

今御質問の中での説明の中で、大きな流れの中では、観光客はインバウンドはこれだけ来ているのに、総輸出量と言いますか、それが徐々に落ちてきていると。いろいろ要因はあると思うんですが、やはり総体的な結論は今御指摘のとおりでありますので、きょうの議論も踏まえて、やっぱり第１次産業、農林水産業の重要性というものを改めて議論しながら、アジア経済戦略構想の中でどのように位置づけていくかというのをやっていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　よろしくお願いします。

きょうは少し牛の話を中心にしましたけれども、野菜あるいは水産物を含めても共通しているところはたくさんありますので、取り組みの強化をよろしくお願いいたします。

次に進みます。

こども医療費助成事業について、南風原町が先行して実施しているわけですけれども、まず(1)番目に、先行して現物給付方式を実施する南風原町の状況をどのように把握しているかお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　南風原町の状況でございますが、現物給付によるこども医療費の助成は、入院、通院ともに中学卒業までを対象として、平成29年１月から実施されております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　実施しているのはわかるんですけれども、実施後９カ月たっているわけですよね。その状況がどういう状況になっているんですかというところをお願いしますということです。お願いします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　個々の市町村の事業について評価いたしませんが、事業費としては４％前半の伸びで推移しているのかなというふうに見ております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　前回議論をしたときに、県としては、そのままの制度で現物給付にすると８億円増加するというような議論があったわけですよね。それに対して、今９カ月、南風原町は独自で取り組みをしてい

るわけですけれども、今あったように、１月は９％ぐらい伸びたとかという議論もありましたけれども、全体として４％ぐらいの伸びじゃないかという話もあるわけです。その辺について、内部で議論してないですか。ちょうど来年のこの現物給付に向けて、私は南風原町の数値というのは、きちっと生のデータとして県の政策に役に立つと思うし、それはそれに基づいて議論をすべきだと思うんですけれども、その辺について再度お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　立案段階では、他県の状況等から見て、事業費は1.6倍ぐらいふえるんじゃないかというような予測を立てて立案しておりましたが、さらにそのほかの県のさらに詳細といいますか分析の仕方を変えまして、例えば自動償還しているところと現物給付しているところの子供１人当たりの医療費で見た場合、1.3倍ぐらいだということで、今それをベースに検討していると。あわせて、一部自己負担金の廃止による影響、これを見ているということでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　では(2)、同町以外に現物給付方式を先行実施する市町村があるか伺います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　南風原町以外に現物給付を導入している市町村としましては、東村が平成26年４月から村営の歯科診療所に限定して実施しております。

○大城　憲幸君　26年ですか。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　よく聞き取れなかったようですから、座ったままでいいですから。

今の答弁を。

○保健医療部長（砂川　靖君）　南風原町以外に現物給付を導入している市町村としましては、東村が平成26年４月から村営の歯科診療所に限定して実施しているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　私も新聞報道等でしか知りませんけれども、ほかに検討しているところは北谷とか、そういうところが検討しているという一部報道もありましたよ。そういう中でも、どれぐらいふえるかとか、南風原町がどうなのかというのを私は非常に気になるところだと思うんですよ、皆さん。それで、やっぱり今は県が言っていた、前に言っていた1.6倍になると。13億の県の予算だけれども、ほかの県の事例を見たら倍になっているところもあるから、1.6倍になるよ、８億円ふえるよというものだけが今先行して歩いているわけです。その辺については、やっぱり先ほど話があるように、そこまでふえないよとか、南風原町はどうだよとかいう議論は、私は必要だと思うんです。この1.6倍にふえるという根拠というのは、ほかの県の事例だけですか。ほかにもあるんですか、その根拠にした理由。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　事業費全体の医療費を見て、ほかの県の状況を見て1.6というような数字を出したということでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ただ南風原町の、私細かい資料をいただきました。さっき1.4という話もありましたけれども、月によっては１割ぐらい伸びている月もあるんです。私非常にこれ参考になると思うし、全体の医療費としては1.1とかだけれども、歯科のほうが非常に伸びていると。歯医者さんのほうが伸びていると。貧困家庭の口腔内の破綻というのがたびたび問題になったりしますけれども、やはりそういうようなものを考えると、県が当初言っていたコンビニ受診、必要以上、必要もない診療に行くんじゃないかというような実態にはなってないと私は感じているわけです。その辺の分析はまだ細かいものはやられていないということでいいんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　29年１月の実績を見た場合、南風原町の医療費というのは、116万程度伸びているわけです。この伸びの要因として考えられるのが、子供の数がふえたというのがございます。子供の数、確かにふえたわけですけれども、それでも149人ふえて、このふえたことによる影響というのは24万程度だろうというふうに見ていまして、それ以外に92万伸びていると。１人当たりの診療回数というんですか、それも若干ふえているということがございますので、やっぱりこの辺も見ていかないといけないだろうというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　まさに細かく見ていかないとわからないんですよ、この中身を見ていかないと。ただ私が見る限りでは、歯科が非常にふえている。歯医者さんに虫歯もないのにコンビニ受診みたいな感じで行くわけないと私は思っているものですから、本当に９カ月間の南風原町のこういう取り組みというのは、我々としては非常に大事なデータとして、来年以降の政策に

反映できると思うんですよね。

それも踏まえて、(3)つ目の質問に行きます。こども医療費助成事業補助金交付要綱に関する同町からの要請にどう対応するかお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　このこども医療費助成事業につきましては、従来から県の基準を超える部分というのは、補助は行っておりません。しかし、南風原町の要望を受けまして、要綱を改正しまして、現物給付の場合でも補助を行えるようにしたところでございます。南風原町のほうからは、先月交付要綱第４条のただし書きを撤回するよう要請がございましたが、現物給付により事業費が増加した部分につきましては、市町村によっては、独自に年齢拡大とか、あるいは一部自己負担金をとらないと、こういった独自の基準で実施している市町村がありまして、それについては補助していないわけです。それとの公平を図る観点から、要綱４条のただし書きの調整というのは引き続き行う必要があるというふうに考えております。

ただ南風原町の29年度の上半期の事業費の増加率を見ていますと、償還払いで助成を行っているほかの市町村と比較して、大きな差は見られないということでございますので、下半期も同様に推移した場合は、調整は行う必要はないだろうというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　11月15日の沖縄タイムスの記事によりますと、11月14日に南風原町の町長からの要請に対して、担当副知事が知事にしっかり伝えますというようなコメントをしておりますけれども、その後のところで、今言った砂川部長のコメントが出ているわけですね。この事業は知事が行う事業なんですけれども、これ砂川部長、知事と相談して方針決めたんですか。これ即、コメント出したんですか、お願いします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　前年、南風原町の要望がございましたときに、この取り扱いについては、議会答弁通して、こういうような答弁をすると知事とは相談してございます。あわせまして、今回の要請に対しても、どういうような対応をとるということは担当副知事と調整して行っているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　２点指摘、思いを伝えたいと思いますけれども、１点目は、やはり南風原町の町長が来て、県と市町村は対等ですよと。町長が来て、担当副知事と議論して、話をして、お願いをして、知事に伝えますという話をしているのに、即日部長がそれをすぐ否定するというようなものは、やはり姿勢としてどのようなものかなと私は疑問を感じます。それが１つ。

それからもう一つは、知事にもお願いしたいんですけれども、やっぱりこの事業、知事が子供の疾病の早期発見と早期治療を促進し、子供の健全な云々ということで、予算の範囲内で補助するという要綱になっているわけです。そして今、南風原町の数字を見ていくと、本当にこれ参考になる内容で、そんなに大きくふえているわけでもない。そして、歯科がふえている、その辺は、この要綱どおりになっているわけです。そして、今回の補助率の掛けた額というのも、どうもペナルティーになってしまっている、市町村に対する。県の言うことを聞かないから、50％補助を38％削減しますよみたいなものに受け取られているわけですよね。そういう意味で、私は市町村と県との信頼関係というのを私はしっかりとつくって、この南風原町の取り組みというのを県の施策に生かすべきだと思う。沖縄の子供たちのための施策に生かすべきだと思うんですけれども、その辺について、再度コメントをお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　南風原町長の要請というのは、11月14日に受けましたけれども、その前の週に、11月10日だったと思いますけれども、私と担当課長以下で南風原町長を訪れまして、町長にはこの調整の必要性とか、あるいは今後の取り扱いをどうするかというような説明をしてまいりました。そのときに町長からは、喜んでいると。それから県の立場もわかるというような発言がございましたので、一定の理解は得られているのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　理解は得られていませんね、私が見る限りでは。信頼関係ができていません。これちょっと見直してほしいと思っております。そしてまた、これは委員会のほうにも、南風原町議会からも陳情が出ているはずですから、この議論というのは、しっかり委員会のほうでも深めていただきたいと思います。

子ども生活福祉部長は申しわけありません。答弁準備したと思いますけれども、次回議論させてください。

以上です。ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

政府は、先週金曜日、去る８日新しい経済政策パッケージを閣議決定いたしました。10月22日の衆議院選挙を終え安倍総理と山口代表との間で交わされた政策合意が反映され、公明党が訴えてきた幼児教育から大学教育に至るまでの教育費の軽減や人手不足で悩む中小企業の生産性を押し上げる生産性革命などが具体的に明示されております。いよいよ実現に向けて動き出したことを高く評価したいと思います。

では通告書に従って質問をいたします。

１、産業廃棄物行政について。

(1)、倉敷環境の営業停止処分に至る経過について伺います。

(2)、産業廃棄物処理の今後の対応について伺います。

２、保育行政について。

(1)、待機児童対策の進捗状況について伺います。

(2)、認可外保育園への給食費助成の拡充について伺います。

(3)、国が進める幼児教育無償化で県内の認可外保育園はどうなるか。

３、こども医療費の現物給付方式への取り組み状況を伺います。

４、日米地位協定改定の取り組みについて伺います。

(1)、他国の地位協定の調査研究チームの設置、進捗状況はどうか。

(2)、嘉手納ラプコン管制業務の現状はどうか。

(3)、第２滑走路への米軍機の影響はどうか。

５、夜間中学設置の取り組みについて伺います。

(1)、教育機会確保法の成立を受けて、文科省は各都道府県に最低１校の設置を促しております。沖縄県の取り組みはどうでしょうか。

(2)、県内の学び直しの需要調査はどうか。

６、小規模離島に高校群設置について伺います。

(1)、小規模離島における小中学生の数の見通しはどうか。

(2)、小規模離島の過疎化対策としてのＩＣＴを活用した高等群の設置について話題がありますけれども、その取り組みについて伺います。

７、介護人材の確保・育成について伺います。

(1)、2025年問題への対応はどうか。

(2)、介護人材の需給バランスの現状と見通しはどうか。

(3)、外国人介護人材の確保のための支援事業の内容と実績はどうか。

(4)、高齢者虐待の実態と対策について伺います。

(5)、特別養護老人ホーム待機者解消への取り組みはどうか。

８、障害者在宅就労支援事業について。

(1)、サービス管理者数は足りているか。

(2)、相談事業所と相談支援員の養成はどうか。

９、児童心理治療施設建設の進捗状況はどうか。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　金城勉議員の御質問にお答えいたします。

介護問題への対応についてに関する御質問の中の７(3)、高齢者虐待の実態と対策についてお答えいたします。

沖縄県の平成28年度における高齢者虐待認定件数は143件で、前年度に比べ９件増加しております。その内訳は、家族等養護者によるものが133件、養介護施設従事者によるものが10件となっており、主な要因は、養護者によるものでは、虐待者の介護疲れ・ストレスで、施設従事者によるものでは、教育・知識・介護技術等に関する問題となっております。

沖縄県においては、高齢者虐待の早期発見・対応や困難事例への適切な対応のため、高齢者虐待防止の周知を図るとともに、介護施設等の職員への研修、市町村の相談支援体制の充実、社会福祉士会、弁護士会等の関係機関との連携により、高齢者虐待防止対策を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１、産業廃棄物行政についての御質問の中の(1)、許可取り消し経緯についてお答えします。

県は、平成28年８月に情報を入手し、５回の現地調査及び５回の聞き取りを行った結果、廃棄物が不法投棄されていることを確認しました。廃棄物処理法では、許可業者が不法投棄などの情状が特に重い違反行為を行った場合、許可を取り消さなければならないと規定されていることから、同法に基づき、11月20日に同社の許可を取り消したものです。

同じく(2)、今後の産業廃棄物処理についてお答えします。

今回の許可取り消し処分で同社の受け入れが停止し

ても、産業廃棄物については、十分な量の処理能力を持つ事業者がいることから、分別を徹底すれば県内で中間処理することは十分可能であります。そのために、排出事業者及び処理業者に対し、これまで以上の分別の徹底、排出抑制及びリサイクルの推進を指導しているところであります。また、現在沖縄県産業廃棄物協会等の関係者から現状の聞き取りや調整を行うなど、課題解決に向け連携して取り組んでいるところであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　２、保育行政についての御質問の中の(1)、待機児童対策の進捗状況についてお答えします。

沖縄県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成27年度からの３年間で約１万8000人の保育定員の確保を図ることとしており、市町村の積極的な取り組みにより、目標値は達成できるものと見込んでおります。一方、女性の就業増加や保育所等の増設による潜在需要の掘り起こし等により、入所申し込み児童数は、平成27年度から28年度の２カ年間で約7200人ふえております。今年度は市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年見直し時期となっており、市町村においては、保育所等の入所申し込みの数が計画の量の見込みと大きく乖離している場合には、必要に応じ確保方策の見直しを行うこととなっていることから、県においては、同計画の見直し作業についてその進捗状況を注視しているところであります。

同じく(2)、認可外保育施設への給食費助成についてお答えします。

認可外保育施設の給食費への助成については、単価の見直しや対象日数をふやすなど、これまで段階的に拡充を図っており、平成28年度においても、補助単価を増額したところであります。

県としましては、引き続き、実態の把握等に努めながら、入所児童の処遇向上のため、給食費に対する支援を行ってまいります。

同じく(3)、幼児教育無償化における認可外保育施設についてお答えします。

幼児教育・保育の無償化については、全ての子供に質の高い幼児教育・保育を保障するため、その拡充を図ることは重要であると考えております。また、本県では、他県に比べて認可外保育施設に多くの児童が入所しており、幼児教育・保育の無償化の対象に含まれるべきと考えておりますが、質の確保も重要であると考えております。

県としましては、国の動向を注視しながら情報収集に努め、状況に応じて適切に対応してまいります。

次に、７、介護問題への対応についての御質問の中の(1)、2025年問題への対応についてお答えします。

本県の高齢者数は、2025年には65歳以上高齢者が35万3000人で、総人口に占める割合は25.0％、75歳以上高齢者は18万1000人で12.8％になると推計されております。高齢化の進展に伴い、単身世帯の高齢者の増、認知症高齢者の増が見込まれており、介護だけでなく、医療、生活支援など総合的に対応する必要があります。このため県では、今年度に策定する第７期高齢者保健福祉計画において、引き続き、団塊の世代が75歳となる2025年を見通して、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らすことができるように医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステム構築を推進し、認知症施策、医療との連携等の重点的な項目についても強化してまいります。

同じく(2)、介護人材の需給バランスの現状と見通しについてお答えします。

平成26年度に実施した介護人材需給推計によると、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、本県では約4000人の介護職員が不足すると見込まれております。県においては、本年度、新たな需給推計の作業を進めており、その結果については、次期介護保険事業支援計画へ反映し、引き続き、介護人材確保のため、新規人材の参入促進、介護従事者の資質向上、労働環境・処遇改善等の取り組みを強化してまいります。

同じく(4)、特別養護老人ホーム待機者解消への取り組みについてお答えします。

平成28年10月末時点の特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、695人となっております。県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき平成28年11月から平成29年度末までに地域密着型特別養護老人ホーム等を521床整備することとしております。

県としましては、入所待機者の解消を図るため、平成30年度からの次期計画の策定を進めているところであり、保険者と連携し、入所待機者の解消が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、８、障害者在宅就労支援事業についての御質問の中の(1)、サービス管理責任者数の充足についてお答えします。

通所利用が困難な在宅障害者の就労支援につきましては、県が指定する就労継続支援事業所及び就労移行

支援事業所を利用することができます。県指定の障害者就労支援事業所には、県条例の人員配置基準に基づき、障害者への支援に重要な役割を担うサービス管理責任者が適切に配置され、支援が行われていると考えております。県が指定した研修事業者が実施するサービス管理責任者養成研修は、平成28年度は２回開催し、310名が研修を受講修了しております。

県としましては、今後とも養成研修事業者と連携し、サービス管理責任者の養成を促進してまいります。

同じく(2)、相談支援事業所と相談支援専門員の養成の状況についてお答えします。

市町村が障害福祉サービスの障害者への支給決定に先立ち、計画相談支援事業所の相談支援専門員によるサービス等利用計画を作成することとなっております。県内の計画相談支援事業所数は年々増加し、平成29年４月１日現在、167事業所となっており、平成25年と比較すると約4.6倍増加しております。県が指定した研修事業者が実施する相談支援専門員養成研修は、平成28年度は２回開催し、302名が研修を受講修了しております。

県としましては、今後とも相談支援専門員の養成を促進するとともに、市町村の相談支援体制の整備に努めてまいります。

次に、９、児童心理治療施設建設の進捗状況についての御質問にお答えします。

児童心理治療施設につきましては、平成27年７月に設置・管理運営法人を選定の上、糸満市等関係機関との調整を進めてまいりました。現在、法人において建設工事を実施しているところであり、平成30年４月の開設を見込んでおります。また、当該施設に併設予定の小中学校の分校につきましては、11月から学校準備室が設置されており、糸満市及び県教育委員会と連携の上、学校教育の実施に係る各種調整を行っているところであります。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、開設に向けた取り組みを強化してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、３のこども医療費の現物給付方式への取り組みについての御質問にお答えします。

こども医療費助成事業につきましては、現行制度をベースとして、未就学児を対象に平成30年10月から現物給付を導入するとともに、通院の一部自己負担金を廃止し、窓口での完全無料化を図ることを検討しているところであります。県では、市町村に対し県の見直し案の検討状況について説明するとともに、現物給付の導入に向けた事務手続の詳細等について意見交換を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　４、日米地位協定改定の取り組みについての御質問の中の(1)、他国地位協定調査についてお答えいたします。

県におきましては、日米地位協定の問題点をさらに明確化するとともに、同協定の見直しの必要性に対する理解を全国に広げるため、他国地位協定調査に着手しました。本年度は、ドイツ及びイタリアを対象国とし、基地の排他的管理権の問題を中心に調査を進めたいと考えており、現在、基地対策課職員を中心とした法令比較作業及び委託業者による現地情報の収集作業を進めております。また、さまざまな視点から調査内容を検討し、より効果的なものとするため、有識者へのヒアリングも実施しているところであります。今後は、職員を現地に派遣し、調査を実施することも検討しております。

次に、(2)、嘉手納ラプコン管制業務の現状についてお答えいたします。

米軍が嘉手納飛行場において実施していた沖縄本島上空及び周辺の進入管制業務、通称嘉手納ラプコンは、平成22年３月31日に日本側に移管され、現在は国土交通省大阪航空局那覇空港事務所において管制業務が行われております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　４、日米地位協定改定の取り組みについての中の(3)、那覇空港第２滑走路への米軍機の影響についての御質問にお答えいたします。

那覇空港を管理している大阪航空局によりますと、那覇空港から北向けに離陸する場合は、嘉手納飛行場の進入経路や市街地上空の飛行を避けるなどの制約があるとのことであります。また、現在、これらの空港周辺空域上の制約を考慮した飛行経路が設定されており、このことは、第２滑走路供用開始後においても同様であるとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　５の夜間中学設置の取り組みについての御質問で(1)、夜間中学設置の県の考え方についてお答えいたします。

国は、平成28年12月に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律を成立させ、その設置を促進するとしております。夜間中学については、義務教育未修了者の教育機会確保に重要な役割を果たしていると認識しております。

県教育委員会としましては、今年度、文部科学省の委託を受けて、公立中学校夜間学級等設置検討委員会を立ち上げ研究等を進めており、年度内に課題等の取りまとめを行う予定であります。

次に、同じく５の(2)、学び直しの需要調査についての御質問にお答えいたします。

平成28年度末に文部科学省は、夜間中学の設置等に係るアンケート調査を県内において実施しました。その結果から、未就学者や学び直し希望者のニーズ等をさらに詳しく把握する必要があると考えております。

県教育委員会としましては、次年度、未就学者や学び直し希望者等への需要調査を実施することを検討しております。

次に、６の小規模離島の学習環境整備についての御質問で(1)、小規模離島の小中学生数の推移についてお答えいたします。

市町村からの報告によると、本県の高等学校が設置されていない離島における児童生徒数の推移については、平成27年度1895人、平成28年度1797人、平成29年度1771人と年々減少しております。今後の見通しについては、しばらく横ばい状態で推移していくものと予想しております。

同じく６の(2)、ＩＣＴを活用した高等学校の設置についての御質問にお答えいたします。

与那国町においては、内閣府の沖縄離島活性化推進事業を活用し、琉球大学と連携したＩＣＴモデル事業を行っております。同事業の実証実験では、夏休み期間中に帰省した高校生を対象に、琉球大学がＩＣＴを活用した国語、数学、英語の遠隔授業を３日間実施しております。琉球大学においては、同事業の教育効果等を検証するため、琉球大学や与那国町、県教育委員会などで構成する委員会を設置し、今月、１回目の会議が行われることになっており、その中で小規模離島における高等学校教育の可能性についても話し合われるものと考えております。

県教育委員会としては、同検証委員会の検証結果を踏まえ、離島の教育環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　御答弁ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきます。

まず最初に産廃問題でありますけれども、環境部長の答弁では８月から情報を入手して現地調査、聞き取り等を行ってきてそういう判断を下したということでありますけれども、県民的には、11月21日にマスコミ報道によっていきなりその会社が営業停止になったという情報が飛び込んできているわけです。そういう中で関係業界も非常に混乱をし、また、ごみを出す側も処理する側もいろいろ混乱があったようですけれども、こういう措置については適切だったと考えておりますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

当会社におきましては、関連会社の敷地内２カ所で約１万4000立方メートルの廃棄物を不法投棄したということで、明らかに廃棄物処理法16条違反ということでありまして、廃棄物処理法14条３の２第１項に基づきまして、許可業者が違反行為をし、特に情状が重いときには、都道府県知事は許可を取り消さなければならないというような規定がございます。そういうようなことで取り消したところでございますが、許可を取り消す前に説明がなかなかなかったということでございますけれども、県が行う場合は、不利益処分がまだ決定しない前の段階で説明や調整を行うことにつきましては、処分がまだ決定していないにもかかわらず当該業者に関する風評被害などが生じるおそれがあります。そのため県としましては、従来から処分を決定する前の段階で調整や説明をするということは行っておりませんでした。そのようなことから、今回もそのような扱いで処分を行ったところであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　この倉敷環境については、ごみ山の問題なども非常に大きな課題として従来から議論になってまいりました。現在も42万トンがごみ山として残っているわけです。さらに日々そうした企業活動の中から出てくる産廃も、毎日のように当然出てくる。さらに加えて、米軍関連のごみも毎日のように出てくる。そういう状況の中で、この営業停止処分によってそうした残された課題というものの解決の取り組み、見通しそれについてはいかがですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

ごみ山の解決につきましては地元自治会、それから沖縄市等々の７者で合意しました基本合意に基づきまして平成35年１月までに事業者が改善するようにということになっておりまして、県といたしましては、廃棄物処理法に基づきまして措置命令を発出し、改善を徹底していきたいというふうに考えております。今後も処理に遅延がないように７者協議会で進行を管理しつつ、処理を進めていきたいというふうに考えております。

それから日々出る産業廃棄物についてでございますけれども、現在、産業廃棄物協会等々の聞き取り調査では、問い合わせ等はふえているけれども申し込みは契約はなかなか来ていないという状況もございまして、今のところ受け入れには余裕があるというような状況もありますけれども、やはり排出抑制が必要であるというふうな意見もございますので、さらに排出事業者等々につきまして、排出の抑制を行っていきたいというふうに考えております。

また、焼却施設につきましては、北部の名護市の１事業者におきまして十分な処理能力がございますので、そこに分別して排出して処理を行うというふうな方向で考えているところでございます。

それから米軍廃棄物ごみにつきましては、現在、受け入れ先が決まっておりませんので、基地内に今一時保管をしているという状況でございます。これにつきましても、市町村、それから一部事務組合、それから民間の事業者等々と処理が進めるように今鋭意調整をしているところでありまして、早期に解決を図っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　部長の説明を聞くとあたかも順調に処理ができるというような答弁に聞こえるんですけれども、そうであればなぜあれだけの42万トンものごみ山がそこに誕生することになったのか。結局そこに集中せざるを得ない沖縄の産廃処分場の現状があったわけでしょう。そして関係業者は、自前で処理できない分を県外にも有料でコストを負担しながら処理を続けてきたと。そういう中で今部長の答弁にあるように、その産廃については十分な量の処分、処理能力があるから大丈夫だということがなぜ言えるのか。そういう分別したこの焼却可能な部分については、それぞれの市町村も協力すると言っているからそれでいいかもしれないけれども、最終処分のごみのあり方としては本当に大丈夫なんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　最終処分ということでは、現在、県内で管理型最終処分場の容量は３万7000トンくらいの今容量がございまして、その２業者と処理が進むように今調整をして、連絡等しているところでございます。また、そもそもこの問題につきましては、同業者が分別もされない廃棄物を低価格で過剰に受け入れたというような結果がございまして、適正な処分ができないまま残っていて、それが不法投棄やごみ山に生じたというような一因も考えております。

産業廃棄物の処理については、適切なコストがかかるということでございますので、今後排出事業者、それから処理業者に改めて御理解をいただくとともに、適正な処理に努めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　確かに業者の責任も非常に大きいものがあるかと思いますけれども、一方でやはりその指導をする立場としての行政、県の立場も、ここに至るまで最悪の事態に至るまでそれを避けることができなかったのかという思いは常にあります。そのごみの処分と合わせて倉敷環境営業停止をしましたけれども、そこの社員は何名ですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

倉敷環境、パートも含めて約100名程度の従業員が働いているというような報告を受けております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　100名の社員がそこで生活をし、そして家族を含めたら２倍、３倍にもなるような数の県民がその営業停止処分をされることによってどうなりますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　繰り返しになりますけれども、県におきましては、約１万4000立方メートルもの廃棄物を不法投棄したということで、廃棄物処理法に基づきまして、不法投棄をした事業者につきましては許可を取り消さなければならないというふうなことがございますので、県といたしましては、法の趣旨に基づきまして取り消したということでございます。

今後につきましては、今現在まだ続いておりますの

で、その辺につきまして事業者の状況もしっかり把握していきたいなというふうに思っています。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　把握していきますと言ったって、そんな答弁ではその社員の皆さん方の生活がどうなるかということに対する責任は全く感じられないじゃないですか。一旦この倉敷環境の営業停止処分を下したけれども、そうした社員の皆さんの生活も視野に入れながら、そしてなおかつごみの処分も継続して処理をしていけるような、そういう方向性というのは見出せないですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　また繰り返しになりますけれども、当業者につきまして、我々も平成15年度に警告書も発出し、平成22年度からは６回の改善命令、それから山の改善を進めるための業務停止命令も４回も発出してこの改善に努めていたところ、今回不法投棄が進んだということで、それを確知したものですから、廃棄物処理法に基づいて許可を取り消したものでございます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　これはもうそういう状況というのは前々から皆さんわかっているわけで、しかもそういう状況をわかりながら結局行き先がないからその倉敷環境に異常な形で過剰なごみが集中したということも言えるわけですよね。そういう意味では、皆さんも慌てて公共管理のそういう処分場を建設に着手して、今それを準備しているわけですけれども、ですからそういう意味では、やはり行政の責任というのももっと深刻に捉えていただいて、ここに至った以上前に向くしかないですから、その社員の皆さんの生活とそして残されたごみの処分とそれを一緒に解決できるような手法、それをぜひ考えていただきたい。また業者も何とかそういう社員の皆さん方を路頭に迷わせないような形の努力は続けていきたいということを私は聞いていますから、そこは皆さんも一緒になって考えて、協力すべきは協力しながらやっていただきたいと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えさせていただきます。

県内の産業廃棄物処理が今後も適正に行われますよう、関係機関それから一般社団法人の産業廃棄物協会とも十分な情報交換それから調整もして、適正処理に努めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ぜひ前向きに解決していけるように、今後も取り組みを見守っていきたいというふうに思います。

次は、地位協定の関連について質問をさせていただきます。

先ほど公室長から答弁がありました。そのチームについて今年度で設置をしたと。これからイタリア、ドイツの調査を手がけていきたいということで着手したということは、私、９月議会でこのことを提案した立場として非常に評価をしたいと思います。具体的に派遣するスケジュールはどうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、３本立てで考えてございます。３本立てですね。まず基地対策課を中心に他国の地位協定、これは文献ですとかこれまでの情報を収集した文献等ございます。またインターネットを活用して情報収集作業を行っているということです。それからわずかですが予算を少しやりくりいたしまして、12月６日付で業者に委託をしましたけれども、その中において、ドイツとイタリアが締結している２国間協定ございます。これについてその協定に至った経緯とか現地で発生した事件・事故等の新聞記事等について、情報収集を今お願いしているところでございます。そういったものをベースに恐らく年明けになると思いますけれども、職員を現地に派遣いたしましていろんな情報収集を行って、いわゆるドイツ、イタリアの一定の事件・事故等についての対応、それと我が国の日米地位協定との対応、事例を中心に比較、検討を行ってまいりたいとそういうふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ぜひ密な調査の上でその検討を進めていただきたいと思います。

それでこれまで地位協定にかかわる県としての取り組みがありますけれども、2000年に稲嶺県政のときに最初の日米地位協定の改定案ができました。それをもとにしていろいろな取り組みをしてきたと思うんですけれども、概略、これまでの県としての取り組みについて御説明いただけますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

今議員からございましたように、平成12年、当時

の稲嶺県政時代にこの日米地位協定について改定案作業が行われました。この間軍転協ですとか、それから渉外知事会等と連携していろいろ作業を行ってきたわけでございます。ただやはり、この間例えば27年に環境補足協定、そしてことし29年１月に軍属補足協定それができましたけれども、なかなか本則の見直し作業には至らなかったということがございました。そういったこともありまして、それ以降の平成12年以降のさまざまな事件・事故等についてもう一度洗い出しまして、その中でさらに現状、課題そういったものをベースにいたしまして、沖縄県の考え方そして沖縄県の要請という形で整理させていただいたのが今回の地位協定の見直し案でございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　県のホームページにもあるんですけれども、皆さんが出してある平成12年（2000年）以来の各取り組みが非常に数多くあります。その2000年、平成12年の改正案ができて後、県は政府にも米国にも要請しているんですね。県議会も決議をしたり要請をしたり、さらにはまた、衆議院の外務委員会もその改定についての決議をして、さらに衆議院・参議院における沖縄北方特別委員会においてもその見直しの決議をして、さらに全国知事会でもその改定に向けた決議さらに政府要請、そしてさらには自民党の中にもその改定の議連がありました。その地位協定の改定案を2003年につくってあります。そういう経緯の中で、県はさらにまた全国の自治体への行動プランというものをつくった上で、当時の比嘉副知事でしたか、各自治体にも要請行動を起こしてきているんですね。そういうさまざまな形でお互いはその取り組みをしてきたんだけれども、一向に具体的な改定に向けたところにまで至っていないとそういう現実があります。

その件について、これほどいろんな行動をとってきたけれども動かないというその厚い壁、それを何とか突破しなければいけないわけですね。それについて公室長、もう一度考え方をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ただいまの件につきましては、９月議会において金城議員から、一番の要因は全国民に広がりがないからではないかというようなお話、指摘があったと思います。やはり我が国における地位協定、これがいかに他国と比べて不利なのか、それをつまびらかにすることが重要でないかというような御指摘を受けたことがございます。そういった御指摘もございまして、御指摘のとおりだと私も感じたものですから、他国との比較を行うということで今般作業を行ったところでございます。

その際にさまざまな議論を行いました。例えば法令の比較、これを中心にして行うかということも一度考えたわけですけれども、いろいろ地位協定、やればやるほど地位協定の本則もそうですが、また国内それぞれの国の法律の適用これでもって除外されている場合もあります。それから合意議事録等でさまざまな運用の差が出てまいります。そういった法律の条文を比較列挙するだけではより難解になりますし、国民にもなかなかわかりづらいだろうとそういったことがありまして、一番わかりやすいのは事件・事故の際の事例です。その事例を我が国の事例と他国の事例、それを比較する。その事例の対応策というのは運用まで含めてさまざまなものを適用して行いますので、この事例を比較して行うことによって、我が国の日米地位協定とそれから他国の協定がいかに差があるのか、そういったことを明らかにすることが可能ではないかということがわかりましたので、今回はその事例の比較を中心に他国間比較としたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　まさに公室長おっしゃるとおりです。それでタイムリーというか11月19日付の琉球新報が、今私が提案したようなことに先んじて調査に入りました。(資料を掲示)　これが報道されました。これはドイツ、イタリア、フィリピンのところを調査しながら、こういう形でその日本の日米の地位協定とそしてドイツ、イタリア、フィリピンの地位協定との特徴的な違いというものを今ここに特集しております。その駐留の実像というタイトルで企画が組まれて今続いているわけですけれども、まさに公室長がおっしゃったように事例をもって比較検討し、そしてその違いというものを浮き彫りにするという。このことは非常に重要な視点だと思います。あわせて公室長もおっしゃったようにその公開制、日米合同委員会でさまざまなことが決められますけれども、しかし日米合同委員会はその協議結果については両政府の合意がなければ公表しないというくくりがありまして、ですからそういう意味では非常に透明性に欠ける。そういうところもその事例を研究し、そして事例の違いを浮き彫りにすることによって日米地位協定がいかに不平等な状況になっているのかと、他国がいかに透明性を確保しながら、また自国の法令に基づいた運営をしているのか。こういうことが明確に浮き彫りになると思いますから、だから皆さんが調査チームを発足したその調査結果を期待して待ちたいと思います。

それで実は2003年に自民党の日米地位協定改定を実現し、日米の真のパートナーシップを確立する会、いわゆる自民党の地位協定改定の議連です。この皆さんがその改定案をまとめたものがあるんですね。それを公室長ごらんになったことはありますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　済みません。自民党の議連そのものかどうか確認できない部分があるのですが、私、地位協定の改定について各県選出国会議員と回ったときに、下地代議士のほうから河野洋平現外務大臣ともども一緒に勉強した事案があるということでそれは見せられたことが……

○金城　　勉君　河野太郎だな。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　失礼いたしました。

河野太郎現外務大臣と勉強した、試案ということで見せられたことはございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　おっしゃるとおりです。そのときの2003年の自民党議連の改定案、私ここに特徴的なものを紹介しますと、１つは、米軍の訓練は基地内で行うこと。２点目は、例外的に外で行う場合は日本政府の同意と日本の法令に従うこと。３点目は、米軍の航空機や船舶が事故を起こした場合は日米合同の調査委員会を設置して調査をする。４点目は、日米合同委員会の合議事項は速やかに公開する。さらに合同委員会の中に基地のある地方自治体の代表者も参加する地域委員会を設置するという、極めて明確に今の不合理な不平等な問題点というものを浮き彫りにしております。これを中心的に取りまとめたのがまさに河野太郎現外務大臣です。ですから、河野大臣はその地位協定の問題点というものは十分理解されているわけです。今回外務大臣に就任されていますから非常にチャンスだと思うんです。外務大臣に就任して直後ですから、先日知事にお会いして、知事はその地位協定の改定について大臣に要請したようですけれども、その印象についてお聞かせ願えますか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えいたします。

河野太郎外務大臣がおいでになりまして、ある意味で前半はマスコミもおられましたが、後半は私どもとフリーで議論をさせていただきました。その中で日米地位協定の改定、これはＣＨ53Ｅのこと等を含めていろんなことがケースがありましたので、ぜひとも日本が主体的にこの問題に取り組めるようにという話をさせてもらったと同時に、それから河野太郎外務大臣もその前のお父様の河野洋平外務大臣も大変リベラルな考え方で今日までこられたので大変十何人私どもと意見交換をしながらやっていただけませんかという話をさせていただきましたら、今おっしゃるような議論を相当やって私は日米地位協定については大変詳しいんだけれども、ただアメリカの国防省や国務省などは４年間任期があるけれども日本の外務大臣はそう長くいないということもあるが、運用改善これをしっかりやって、いる間に一歩でも二歩でも前進をさせていきたいというような話でありました。その意味からいうと、やはり閣僚になるということと普通に議論するというのとは日米地位協定という問題は大変難しいのかなと。それで日米地位協定というのは中身を決めることもさることながら、今議員がおっしゃったように日米合同委員会、ここで決めたことはもうある意味で国会を通さなくてもいいぐらいの中身を日米合同委員会で決めて、それでそれがそのまま日米地位協定の運用という形でされていますので、ここのところに今メスを入れる形で地域からも第三者が入っていただくとかいろんな工夫をするんですが、その壁が余りにも厚くて、勉強会で出されてきた問題点は結構あると思うんですけれども、それを乗り越えるというものがどのようにするかということが今大きくクローズアップされてきているのかと。しかしまた大変全国知事会の研究会でも勉強会でだんだん理解が深まってきましたので、今は県議会の議論でも割合そういう意味からすると従来の議論、きょうのお話もお聞きをしまして大変前に進んでいる感じがしますのでいい形でのチームといいますか、大きな範囲の中からパワーをつくってこれについて挑戦ができるとありがたいがなと今話を聞きながら思ったところであります。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　知事、ぜひ河野太郎外務大臣は、そういうことで地位協定の問題点については十分認識されておりますから、十分その連携を図りながらやっていただきたいなと思っております。

それでちょっと時間もなくなりましたけれども、具体的に進めるに当たって、渉外知事会の中に、例えば具体的にこういうことを検討するワーキングチームの設置というのはできませんか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

渉外知事会の中におきましては、既にこの地位協定の見直し案ということについて毎年要望しているところでございます。沖縄県もこの改定見直しに当たりましては、渉外知事会の案につきましてもしっかり見させていただいて盛り込んだところがございます。例え

ば先ほど知事からもありました25条についての自治体を入れるということについては渉外知事会も入れてございます。それから17条関係、３条関係大体似ている部分がございます。そういったことで沖縄県が今般出した――これは全国知事会で議論していただいていますけれども、今我々渉外知事会での議論もそうですが、今我々比重を置きたいと思っておりますのは全国知事会で地位協定の研究も既に一度行っております。あと一、二度行うこととされておりますので、その全国知事会におけます研究会においてこの地位協定の問題についてしっかり議論を行って全国知事会からの提案という形で――渉外知事会は基地所在の都道府県に限られておりますが、これを47都道府県で構成する全国知事会の議論としてこの地位協定の問題を取り上げていけたらというふうに今考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　また議論を続けていきたいと思います。

最後に、障害者在宅就労支援事業についてです。

先ほど部長の答弁ではサービス管理者の数は足りている、適切になされているという答弁でしたけれども、私が聞く限りでは、現場の皆さん方はその人数が足りないと。役所に行ってもそこから相談事業所に行くけれども、そうした業務が滞っているのが現実にあるんです。ですからそういう意味では、皆さんの認識と現場とは非常にギャップがあるように感じます。ですからそこをぜひ現場を調査した上で実態に即した取り組みをお願いしたいと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

障害福祉サービスを提供するにはどうしてもサービス管理責任者が必要ですので、基本的にはサービス管理責任者は適切に配置されているというふうには理解しております。ただ一方でまた障害福祉サービスはどんどんふえてきておる現状がございますので、それにつきましては、実地指導を通したりとか現場での意見交換をしたりとか、またサービス管理責任者の研修については、専門の社会福祉士会のほうに養成のためのことを指定しておりますので、そことの意見交換も交わしながらしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○金城　　勉君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　皆さん、こんにちは。

公明党会派の上原章です。

通告に基づき質問を行います。

初めに、経済、沖縄振興についてお尋ねします。

沖縄県は復帰後、30年にわたる沖縄振興開発計画と沖縄振興計画により、社会資本の整備を中心とした格差是正や民間主導の自立型経済の構築に取り組んできました。現在の５次振計は６年目となり、残り４年余りとなっています。この５次にわたる取り組みで本県は社会資本の整備、就業者数の増加、観光産業等の成長など総じて着実に発展してきました、しかし、全国一低い県民所得、低賃金、全国一高い非正規雇用率、子供の３人に１人が貧困など、県民生活の実情は厳しく、沖縄21世紀ビジョンで掲げる豊かな島の実現にはほど遠い状況です。これまでの沖縄振興予算は、11兆円を超えていると聞きますが、この振興予算が確実に県民の暮らしに直結し豊かな県土建設につなげていかなければならないと考えます。翁長県政には、これまで以上にきめ細かい実りある取り組みを期待するものです。

そこで質問です。

(1)、沖縄振興予算について、県内中小企業や下請企業、県民所得に反映されていないとの声があるが、知事の見解を伺います。検証と地元企業に還元できる仕組みが必要と考えるがどうか。

(2)、国は、消費税軽減税率に対応するレジ導入などを支援するため、軽減税率対策補助金の申請期間を再延長しました。内容と県内の利用状況を伺います。

(3)、県内における地域限定及び沖縄特例通訳案内士の育成状況及び効果・課題・対策を伺います。あわせて通訳案内士法改正の目的及び効果を伺います。

(4)、新規学卒者等総合就職支援事業の取り組みと効果を伺います。県外就職支援に専修学校も対象にできないか伺います。

(5)、昭和47年から開始した県単融資事業は、県内中小企業の資金繰り及び振興に寄与するもので、より充実した制度拡充が求められます。取り組みと効果及び課題、対策を伺います。

次に、福祉、医療行政についてお尋ねします。

(1)、国保財政の県への移管（平成30年度）に向けての進捗状況を伺います。あわせて課題と対策を伺います。

(2)、国保における重症化予防を目的とする保険者努力支援制度が平成30年度より本格的に導入されま

す。内容と県内の取り組みを伺います。

(3)、盲老人ホームの利用状況及び都市部での設置について伺います。

(4)、保育士の処遇改善について、技能・経験に応じて増額される対象が県内で5200人いるとされるが、実施状況、課題、対策を伺います。

(5)、災害時の避難に支援が必要な要支援者の対象及び避難計画、名簿作成、避難訓練について取り組みを伺います。

次に、子供の貧困対策についてお尋ねします。

(1)、子供の貧困対策は大変重要であり、喫緊の課題です。地域や学校現場で支援を必要とする子供の実態が見えない、見えにくいとの声があるが、県は、支援員や関係機関、地域関係者等との協議、情報の共有、助言を行うとしているが取り組みと効果を伺います。

(2)、学校現場で、当事者である児童生徒が抵抗なく相談できる窓口の体制強化が必要と考えるが取り組みを伺います。

次に、公安行政についてお尋ねします。

ことし６月神奈川県内の東名高速であおり運転が原因で夫婦が死亡し、娘２人がけがをするという痛ましい事故が起きております。犯人は逮捕され、危険運転致死傷罪で起訴されたと聞いておりますが、現行法令にあおり運転自体を処罰する規定はないということです。事故が起きてからでは遅く、何らかの対策ができないものかと考えます。

そこで質問です。

(1)、悪質なあおり運転が社会問題となっているが、県内の状況と対策を伺います。

(2)、県内における信号機及び横断歩道について、早急な設置を求める地域・箇所は少なくないと考えるが対応を伺います。

(3)、県内に一方通行の入り口に表示がないところがあると聞くが現状と対応を伺います。あわせて交通標識の総点検が必要と考えるがどうか。

以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　上原章議員の御質問にお答えをいたします。

福祉、医療行政についてに関する御質問の中の２の(4)、保育士の技能・経験に応じた処遇改善の実施状況等についてお答えをいたします。

保育士の処遇改善については、今年度から、技能・経験に応じて新たな処遇改善が実施されており、平成29年11月末時点で約3200名の処遇改善が図られております。一方、今回の処遇改善は、職員が限定されているため、一部の保育所では、職員間の格差が生じる等の理由から実施に消極的となっております。

沖縄県としましては、保育所園長等を対象に説明会を開催するなど、処遇改善が適切に実施されるよう取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、経済、観光振興についての(1)、沖縄振興の成果の県民所得等への波及についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の経済については、沖縄振興予算を活用したさまざまな取り組みにより、観光や雇用情勢等の指標が過去最高を記録するなど、好調な状態が続いております。しかし、昨年実施した沖縄21世紀ビジョン基本計画の中間評価におきまして、雇用の質の改善等の課題が明らかとなりました。県経済の成長の成果を広く県民の皆様が実感できるよう、今後とも沖縄の地域特性を生かした比較優位性のある産業を育成し、域内産業を活性化させ、県内の雇用の質の改善等に取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　１、経済、観光振興についての(2)、軽減税率対策補助金の内容と利用状況についてにお答えいたします。

軽減税率対策補助金は、国の事業として実施しており、その内容は、消費税軽減税率制度への対応が必要となる中小企業に対し、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行う場合に、その経費の一部を補助するもので、平成31年９月30日までに導入または改修等が完了したものを支援対象とすることとしております。県内の利用状況は、国に確認したところ、613件１億9700万円の申請を受けているとのことであります。

同じく１の(4)、新規学卒者等総合就業支援事業の取り組みと効果などについてお答えいたします。

同事業では、大学、短大及び専修学校など全ての新規学卒者等を対象に、県外就職支援を含む総合的な就職支援を実施しております。具体的には、大学等に専任コーディネーターを配置して、個別密着支援を行っているほか、合同就職説明会・面接会の開催や、県外

就職希望者に対する支援、早期離職防止のための定着支援セミナーなどを実施しております。効果としては、学生の就職意識全般の向上が図られ、就職内定率の向上や若年者の早期離職の改善に寄与しているものと考えております。

同じく１の(5)、県単融資事業の取り組み及び課題と対策についてにお答えいたします。

近年、県単融資事業については、貸付条件の見直しや資金繰り円滑化借換資金の創設等、需要拡大に取り組んできましたが、本県を取り巻く経済社会情勢への変化に十分に対応できているとは言えない状況にありました。そのため、平成27年度以降、金利・保証料の引き下げ、融資対象の緩和等をより一層進めたことにより、融資枠に対する融資実績の割合は、平成26年度の41.7％が、平成27年度以降は７割を超え、今年度も10月末時点の実績は前年度比15.8％増と引き続き好調に推移しております。

今後とも、中小企業振興会議等における意見も考慮しながら、中小企業者がより利用しやすい制度になるよう柔軟に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、経済、観光振興についての御質問の中の(3)、地域限定通訳案内士等の育成状況等並びに通訳案内士法の改正内容についてにお答えいたします。

県では、増加する外国人観光客の受け入れ体制を強化するため、通訳案内士の育成等に取り組んでおります。平成29年11月末現在、県に登録している地域限定通訳案内士は204名、沖縄特例通訳案内士は366名となっており、通訳案内士の育成・確保に一定の成果を上げております。今後は、引き続き人材育成に取り組むとともに、スキルアップ研修や旅行会社等とのマッチング会の実施により、資格取得者の就業率の向上を図っていきたいと考えております。国においては、通訳ガイドの量的不足や観光客のニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制の廃止や、地域ガイド制度の全国展開などを内容とした通訳案内士法の改正を実施しております。これにより、通訳ガイド不足の解消を図るとともに、定期研修の受講を義務づけることで、ガイドの質の維持・向上を図ることとしております。

県としては、法改正を踏まえ、新たに創設された地域通訳案内士制度に移行する有資格者に対し、定期研修実施によるスキルアップや就業率の向上など、地域通訳案内士の地位の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、２の福祉、医療行政についての御質問の中の(1)、国保の都道府県単位化の進捗状況及び課題と対策についての御質問にお答えいたします。

国保の都道府県単位化に伴い、国保事業費納付金や標準保険料率の算定ルール、赤字解消への取り組み目標など、市町村と合意形成を図る必要のある117項目の課題のうち106項目について整理し、国保運営方針案に反映させるなど、円滑な制度移行に向け取り組んでいるところでございます。なお、平成30年度以降も保険料の統一や事務の標準化に向けた課題等について、市町村と引き続き協議を続けていきたいと考えております。

次に、同じく福祉、医療行政についての御質問の中の(2)、保険者努力支援制度の内容と県内の取り組みについての御質問にお答えします。

保険者努力支援制度は、今般の国保改革における公費拡充策の柱の一つで、医療費の適正化等、保険者の取り組みを促すインセンティブとして制度設計が行われております。予算規模は、全国で1000億円で、評価項目は、市町村分と都道府県分のそれぞれについて、特定健康診査の実施率、糖尿病重症化予防の取り組みや後発医薬品の使用割合などの評価指標が設定されており、市町村分については、28年度から前倒しで実施されております。県では、27年度末で73.5％と全国と比べて高い後発医薬品の使用割合のさらなる促進や、県医師会、県糖尿病対策推進会議、県保険者協議会の４者で、28年度に沖縄県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、市町村、医師会等関係団体と連携して重症化予防の取り組みを進めているところです。

県としましては、30年度に向けて、公費を十分に確保していく観点から、市町村とともに評価指標を踏まえた取り組みを着実に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　２の福祉、医療行政についての御質問の中の(3)、視覚障害者に配慮した養護老人ホームの利用状況等についてお答えし

ます。

県では、既存の養護老人ホームの一部を視覚障害者専用とするための改修や設備の整備及び視覚障害者に対応する支援員の人材育成に要する費用を補助し、平成29年４月から受け入れる体制が整ったところであります。また、高齢の視覚障害者等の受け入れについては、市町村及び沖縄県視覚障害者福祉協会へ周知するとともに、県の広報誌へ掲載し、報道機関へ情報提供を行いました。現段階では入居者がいないため、都市部への設置につきましては、今後の視覚障害者の入居状況等を勘案し、検討したいと考えております。

同じく(5)、災害時要支援者についてお答えします。

災害対策基本法は、高齢者、障害者、乳幼児など、災害発生時にみずから避難することが困難で、特に支援を要する方を避難行動要支援者として位置づけており、平成29年６月現在、県内36市町村で作成済みの名簿には約９万6000名が登載されております。県では、避難行動要支援者について、名簿の作成のほか、避難計画や避難訓練等に関して専門的な見地から支援するため、これまでに12市町村へアドバイザーを派遣してまいりました。また、作成された名簿が効果的に活用されるよう、個人情報の保護や名簿の活用事例に関するセミナーを開催する予定であり、高齢者や障害者等を含め、全ての県民が安全・安心に暮らせるよう市町村や関係機関に対し積極的に支援を行ってまいります。

次に、３、子供の貧困対策についての御質問の中の(1)、支援員や関係機関等の協議や情報共有等の取り組み、効果についてお答えします。

沖縄県では、子供の貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子供を支援につなげるための調整等を行う子どもの貧困対策支援員の市町村への配置を促進しております。本年10月現在、28市町村に117人の支援員を配置しており、学校等の関係機関と支援が必要な子供の情報を共有しながら、子供の居場所等につながる取り組みを行っております。この効果として、支援の必要な子供等が福祉制度につながるとともに、居場所での食事の提供や学習支援などを行うことによって、子供が安心して育成される環境が整備されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の子供の貧困対策についての御質問で(2)、学校現場の相談体制の強化についてお答えいたします。

県教育委員会では、学校等にスクールソーシャルワーカー20名、スクールカウンセラー110名、小中アシスト相談員49名を配置しており、また各市町村においても、独自にスクールソーシャルワーカーや支援員等を配置するなど、教育相談体制の充実に努めております。児童生徒の個々の相談内容に応じたきめ細やかな支援を行うためには、学校関係者とスクールソーシャルワーカーや支援員等との情報を共有し、それぞれの役割からの具体的な支援に結びつけることが重要であることから、引き続き、学校関係者と各支援員との連携強化を図り、相談体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　県警本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　４、公安行政についての御質問のうち(1)、あおり運転の状況と対策についてお答えをいたします。

あおり運転については、法律上明確な規定はありませんが、一般的には前方を走行する車両に対し、例えば車間距離を極端に詰めて進路を譲るようあおる運転、強引な割り込みや幅寄せなどを繰り返す運転など、悪質、危険な行為が考えられるところであります。県内においては、いわゆるあおり運転による重大事故の発生は把握されておりませんが、あおり運転に発展するおそれのある車間距離不保持違反、道路交通法第26条違反でございますが、この違反をことし４件検挙しております。

県警察では引き続き、交通事故を誘引する悪質、危険な運転行為に対する交通指導取り締まりを徹底するとともに運転者に対する交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に向けて広報啓発を推進してまいる所存であります。

次に、(2)、信号機及び横断歩道設置要請への対応についてお答えをいたします。

平成29年11月末現在における信号機及び横断歩道の設置要請につきましては、各警察署で設置の必要性があると認め、警察本部へ上申されたものが信号機が36件、横断歩道が22件であります。警察本部では、これらの上申を受けて交通量や交通事故の発生状況、周囲における道路や施設の設置計画状況について調査、分析を行っております。その上で、それぞれの交通安全施設の設置指針や基準に照らして、他の施策による事故抑止の可否なども総合的に考慮し、設置の必要性を判断しております。

平成29年度今年度は、信号機が12基、横断歩道が

52キロ――これは一般的な十字路交差点に換算しますと、296カ所に相当しますが――その設置や更新に向け限られた予算枠の中で的確に業務を推進しているところであります。

(3)の一方通行入り口の表示及び標識総点検についてお答えをいたします。

御指摘の一方通行入り口表示の件につきましては、一方通行規制の道路の途中に接続するいわゆる支線の道路において、一方通行または指定方向外進行禁止の規制標識がいずれも設置されていないため、一方通行の方向がわかりづらくなっている箇所を示しているものと認識しております。規制標識設置の必要性については、個々の道路状況や危険性にもよりますが、今後こうした箇所の実態把握に努め、必要な措置を早急に講じてまいりたいと考えております。

次に、標識の総点検についてですが、県警察では住民からの意見はもちろん、警察官らによる通常勤務を通じた点検や定期的な点検を行っているほか、点検業務の一部を民間委託するなどして、標識、表示の不備や維持管理に鋭意努めているところであります。

県警察としましては、今後も必要な予算を確保し、安全で快適な交通環境の整備に努めてまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、上原章君の再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後 0時 2分休憩

午後 1時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

上原　章君の再質問を行います。

上原　章君。

○上原　　章君　御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問させていただきたいと思います。

まず、経済、観光振興についてですが、先ほど部長のほうから、これまでの振興予算をもっと県民の所得につながるようにやっていきたいと話がありました。県は21世紀ビジョンで、平成22年度県民所得207万から平成33年までに271万にするという目標を立てております。残り４年。私は、これが本当に271万まで県民所得が目標達成できるのかなという思いもあってこの質問をしました。振興予算が本当に具体的にそれぞれの各部局で中小企業や下請、孫請、それぞれ本当に大きく寄与していくのか。もう一点は、いろんな本土企業の誘致とか、また県内には情報産業を初めとする契約社員、非正規雇用という本当に厳しい環境があるんですけれども、こういった振興予算の中で、私はしっかりこの沖縄県民のこの所得に、また収益につながるような検証と具体的な仕組みづくりができないか、改めて御答弁お願いできませんか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

県民所得の向上につきましては、やはり付加価値の高い、収益性の高い産業を興すと、振興するということだと思います。それから、それで沖縄の優位性がどこにあるのかということになってくるわけですが、やはり第１は観光・リゾート産業。それから臨空・臨港型産業、それから沖縄に不利性が少ないと思われる情報通信産業、今後は観光関連産業などそれから今後は芽が出てくるのではないかと思われているところがバイオ関連産業、スポーツ関連産業等々でございます。21世紀ビジョンで掲げた県民所得の目標値といいますか、展望値につきましては、やっぱり御指摘のとおり当然容易ではないわけですが、計画期間中の展望値の達成には年3.5％の成長率が求められる計算となるところ、目下のところは平成25年、26年度は平均で2.4％でございますが、着実に成長していると思われます。それからもう一点は、これは決定要因ではないかもしれませんが、県内の自給率を高めるということも大事なことだと考えておりまして、自給率が高まると移入超過が改善されまして、それで、県内総生産が増加して、県民所得の源泉が大きくなるという経済循環になるものですから、そのような点も考えて、県内で経済循環を強くするということも大事かと考えます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　それでは、よろしくお願いしたいと思います。

あと要望ですけれども、特に土建部長、県が発注するいろいろな事業の中で、確かに沖縄振興予算、それからそれ以外のものもあると思うんですけれども、その入札を受けた、またそれを下請、孫請にそういった利益がしっかり届くような、私は配慮もお願いできないかなと要望としておきます。

それから、中小企業のレジ購入支援事業、この内容具体的にどんな支援があるかまずはお聞かせ願いますか。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時21分休憩

午後１時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　当事業におきましては、小売段階への支援、それから流通段階への支援がございまして、まずレジ等導入する場合には、小売業につきましては、中小の小売事業者等が対象でございますけれども、補助率が原則で３分の２、３万円未満のレジ購入の場合は４分の３の補助と。それから、補助上限は１台当たり20万円ということになっております。また、流通段階への支援につきましては、受発注システムを改築することから、それに電子的な発注を行うシステムの改修があるような中小・小売事業者・卸売事業者等に対しまして、補助率３分の２、補助上限が1000万円――小売事業者に対してです。卸事業者に対しては150万円の上限の補助がある中で、こういう補助金がなされるということでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　先ほど県内は613件、約１億9700万今受けていると。これは県内の小売り、またいろんなレジを使うお店等十分とは言えないような気がしますけれども、県はどういうこの613件という評価をしていますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　この事業につきましては、本来は平成30年１月31日までの事業でございましたけれども、１年間延びたということがございますので、まだ期間はございます。そのために周知は図るべきだと思っていますので、その対策としまして消費税軽減税率の対応窓口の相談事業というのがございます。それを商工会とか商工会議所が利用しまして、相談窓口を設けています。それによって普及をさらに図りたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　ぜひ、県内はサービス業や観光産業、いろんなかかわるお店も多いです、飲食業も多いです。スーパーも商店もあるんですけれども、軽減税率８％、食品全般は８％にとどめて、10％というそういうスタートをしたときに、両方レジでしっかりできるような、これ重要だと思っておりますので、ぜひ周知徹底を県内の関係機関とやっていただきたいと思います。

それから、専修学校への就活支援。

これは先ほどの答弁で、県外への就活に県外就活をパワフルサポート事業というようなのがあります。県外に就職面接を受けに行くときに、ホテル航空費、渡航費の上限５万円ですか、５割の対象と。これ専修学校も対象になっているということでいいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　専修学校も対象でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　この皆さんのチラシの後ろ等見ると、この申し込みができる大学は琉大、名桜、沖縄高専、キリスト教学院大学、沖縄大学、女子短大、芸大と７つの大学という形になっておりますが、なぜこの資料に専修学校という表現がないんでしょうか。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時25分休憩

午後１時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　多分、議員がお持ちのチラシは大学で行う場合のチラシになっていまして、専修学校はまた別途ございまして、それはキャリアセンターとかそこら辺のほうで相談を受け付けているということでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　こういうチラシで丁重にやっていただいているのは重要だと思うんですが、私、実は地元で専修学校の親御さんからそういった事業があると聞いて問い合わせをしたら、専修学校はちょっと入ってないような話もあったと聞いたのであえて質問したんですけれども、じゃこれは専修学校の学校現場では申し込めないんですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　専修学校のほうではたくさんございますので、キャリアセンターのほうで一括しているということで今受け付けております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　ぜひこれが対象となる学校には、私は情報として届ける必要があると思うんですよ。以前はそれもあったと思うんですけれども、ぜひこの事業、特に専修学校に行っているお子さんたち、大変厳しいアルバイトもしながら自分の将来を目指して挑戦しているわけですから、ぜひこれも丁寧にやっていただけないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　当然活用に当たりましては、均等な情報を与えるというのが筋でござい

ますので、もし足りないというんでしたらそこら辺は鋭意取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　ですから専修学校で申し込みができるようにできますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　多分、予算の関係もございますので、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　ぜひ、予算も先ほど部長がおっしゃいました。予算が後退してしまうというのは、本当に沖縄県にとって人が財産というわけですから、私はむしろ拡充してほしいなという思いですので、部長、ぜひ予算もしっかり確保して、申し込みも以前は200名までやっていたと聞いています。その辺をしっかり対応していただきたいと思います。

次に、県単融資事業、これ本当にここ数年執行率が73、72、96、今回補正予算で10億もまた計上されております。ぜひこの県単融資をこれまで４万7000件以上の県内企業が利用しているとも報告を受けておりますので、ぜひ充実させていただきたいと思います。

次に、国保についてですが、この国保の赤字補塡、また国による法的支援、前期高齢者補助金の増加等についてはどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　沖縄県の市町村の国保の赤字の大きい要因が、高齢者財政調整制度による影響が大であるというふうに認識をしておりまして、県は各市町村長、それから議会議長そういった方々と連携して、厚労省、関係省庁に対して特段の財政支援を要請しているところでございます。

○上原　　章君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時30分休憩

午後１時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　国の特別調整交付金で例えば未就学児が多いとか、そういったことで特調のメニューとして支援したものもございます。それ以上に我がほうとしては市町村での繰り入れが大きいものですから、それまでの財政調整制度が始まった平成20年を起因として始まっていますので、それに着目した特別の支援もお願いしたいということで要請しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　わかりました。

もう一点、今回の県への移管で統一保険料そして法定外繰り入れは段階的に解消するという、今県内市町村の保険料というのは一定の水準、非常に所得に対して水準が高いという声もあるんですよ、保険料が高いと。せめて協会健保の水準にしてほしい。抑制を図るため定率で国庫補助をもっとしっかり求めるべきではないかという声があるんです。ですから、保険料が今回この県に財政が移管する中で、これ以上保険料上がらないという思いが、いろんな市町村からの声があるんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　保険料率を協会健保並みにしてもらいたいというのは、これ全国知事会の総意でもあるというふうに考えております。11月に公表しました試算では、法定外繰り入れを行った後の保険料率で見た場合、若干そのほうが大きいという状況がございまして、直ちにその保険料を上げる状況にはないだろうというふうには考えておりますけれども、適切な保険料をどう設定するかこれは市町村の裁量に任せられているものというふうに理解しております。我がほうとしては、市町村の法定外繰り入れとか、繰り上げ事業というのは国保の赤字でございますので、この辺は公費拡充を強力にしてもらって解消していけるようにしたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　わかりました。よろしくお願いします。

あと保険者努力支援制度についてですが、先ほど部長から県医師会、県糖尿病対策推進会議等との連携を図ると。これは今回の支援制度の県としてのまた評価になります。あと県版重症化予防プログラムの策定もしたということですので、今市町村は市町村でこの保険者努力支援制度の支援をもらうための重症化予防の環境づくりをしていると思います。県はこの策定等でしっかり支援制度を国の評価をもらえるということでいいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　保険者努力支援分については、28年から市町村分は前倒しで実施されておりまして、沖縄県の場合、全国順位でいうと17位というふうになっております。１人当たりで見ても結構いい数字が入っているわけですけれども、ただ中身ではジェネリックの使用率、これは沖縄県全国一使用率が高いんですけれども、実際の評価順位では25位

となっております。というのは、市町村によって調剤薬局がないものですから、そこの部分は評価されないわけですね。この算定の仕方はおかしいだろうということで、厚労省には申し入れしているところでございます。

あと腎症重症化予防プログラムについては、昨年度末に県関係機関協力してプログラムをつくりました。後はそれに沿って、市町村がこの保健指導とかあるいは実際に重症化して人工透析に移っていくというのを低減していくということが実現できれば、この辺の公費拡充も十分図られるというふうに思っていますので、その辺は市町村としっかり連携して、より多く公費が受けられるように努力したいと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

あと保育士の処遇改善についてですが、5200人対象のうち約3200人が受けていると。これは特に経験豊かな保育士さんには４万円、まだその経験がない方でも約5000円から１万円というような、これ県内でこういった国の保育士の処遇改善のための手当てが一部でその分ボーナスから引くとか、残業手当をつけないとかいう声もあるんですが、その辺のこれは本末転倒だと思うんですが、現状はどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

保育士の処遇改善、賃金改善のほうですけれども、実は今年度から新たな取り組みということで実際指導監査のときにその保育士の処遇状況いわゆる賃金改善分、特にそれと労働環境等、それはしっかりどういう状況かということで現場でお金を確認させていただいております。現時点では、保育所が提出しています実績報告とそれと給与改善の台帳を照らし合わせて確認していますが、現状確認はできていないところでございます。ただ、この保育所については、賞与であったりとか時間外勤務などは保育所で定める給与規定でしっかり適正に支給しなさいよということは常日ごろ指導しておりますので、現状は確認はできていませんが、引き続き確認はしていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　過去にも国のいろんな施策で処遇改善のいろいろ説明の中でもこういった話が少しあったと聞いております。絶対そういうことがあっちゃいけないと思いますので、そういう声がまたありましたら、すぐ対応していただきたい。また、声がなくても指導してしっかりこういったことがないように私は言うべきだと思います。

それから、災害時の避難に支援が必要な要支援者について。

重要なのはいざというとき、要支援者の避難をどの程度どなたにしていただくのかという、日ごろから見守る体制が必要だと思います。それで、この要支援者の名簿がどういうふうに活用できるのか、関係者の方々と共有できる仕組みをどうつくるかが重要だと思います。先ほど要支援者名簿は全国93.8％の中で県は87.8％というお話がありました。約９万6000人の方々がそういう支援が必要だということですけれども、きょうのタイムスの新聞で、個別計画という具体的にじゃそういった要支援者の方々がどういう形で避難を、どういう方々に支援していただけるのかというところで、この個別計画が全国39.5％の中で県内は7.3％、ワースト２位と。３市町村しか具体的な個別計画はつくられてないということですが、私はしっかりした個別計画までやらないとこの支援はできないものだと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、県内まだ個別計画については３市町村でしか策定はされておりません。個別計画また要支援者の名簿、それについては高齢者や障害者などいわゆる災害発生時の避難支援には重要な役割を果たすものになるというように認識をしております。

県としては、今後もいわゆる専門的な知識を有するアドバイザーを市町村に派遣いたしまして、研修会とか個別相談を通して避難行動要支援者名簿、それと個別計画の策定を引き続き支援してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　2011年の東日本大震災で避難警告が聞こえなかったと、目が見えない中一人で逃げるのが無理だと。災害時にそういう避難支援が必要な要支援者への手だてというのは、防災対策の重要な柱だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたい。特に、本人の同意がなくても名簿の情報を活用できるような条例を制定するような地域も出たと思うんですが、この辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　名簿の作成、それと個別計画につきましては、やはり個人情報の観点からなかなか進んでないというふうな状況がござい

ます。先進県ではその条例等も活用しているというのがございますので、その辺はしっかり情報を収集しながら、市町村と意見交換等を交わしながら取り組みを進めたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　時間もないのであと１点、済みません。盲老人ホームは本当に残念でなりません。４月からスタートして約８カ月、まだ入居がないと。これは市町村と施設と利用者がしっかり――市町村に窓口があるんですけれども、こういった方々にせっかく10所、10室準備しておるんですが、これなぜ入居がなかなかできないのか、原因は何ですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　原因はというか、この盲養護老人ホームについてはこれまで視覚障害者の団体等から要望があって、県としてもぜひ整備しないといけないというふうに考えておりましたので今回整備したところでございます。ただ一方で、お年寄りの方、高齢者のいわゆる住まいの場というのは、有料老人ホーム等そういうものが多くふえてきたという背景もあってなかなか、自分の近くで住まいを確保しようというのが根にあるのかなというふうに思っております。引き続き民生委員であったりとか市町村、そのあたりと連携しながら視覚障害者用の養護老人ホームの活用について周知していきたいと考えています。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　これ、ぜひ県の事業ですから、県が本当に真剣に各担当市町村と連携とらなくちゃいけないと思います。65歳以上、身体、精神、環境上の理由で居住できない、養護を受けることが困難な視覚障害を有する方という対象であります。日常活動で歩行、排せつ、食事、入浴と一部介助が必要な人はみんなこれは対象となっているんです。ですからしっかり、県がこれだけその専用の方々の研修までして職員を準備しているわけですから、ぜひ周知徹底を丁寧にやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城　泰邦君　こんにちは。

公明党会派、金城泰邦です。

通告に従いまして一般質問を行います。

１、那覇港管理組合が主体となって、沖縄県産品等の輸出拡大を物流面から支えるため、荷主企業を対象とする那覇港輸出貨物増大促進事業の社会実験を実施しており、近年増加傾向にあるコンテナ貨物や新規輸出貨物などを対象に、コストやリードタイム等を検証し、物流コストの低減や輸送システムの改善等の検討を行っているが、その事業について、以下伺う。

(1)、荷主の補助金創設のニーズについて。

(2)、他の港湾、県外における補助制度について。

(3)、本事業の実験結果について。

２、沖縄県は観光立県を目指しているが、沿道での道路の植栽が無造作に伸び切っていて景観上印象が悪いとの批判の声が多い。除草作業回数の改善が必要と思われるので、以下伺う。

(1)、除草作業の回数は年間に何回行っているか。その根拠はどこから来ているのか。

(2)、沖縄県の場合、景観上は年間で何回除草作業が必要で予算はどの程度必要なのか。

３、公共交通、モノレールやバスなどの利用促進について。

(1)、沖縄都市モノレールの利用者数の推移と現在の車両編成のあり方について。

(2)、路線バス利用者数の推移と料金単価設定のあり方について、他の都道府県との比較について伺います。

４、沖縄県シルバー人材センター連合が主導して、シルバーお助け隊を創設し、高齢者等を支援することについて。

(1)、東京都江戸川区では、シルバー人材センターの会員がシルバーお助け隊として、65歳以上の独居高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭、その他の自力で困り事の解決・改善ができない方に対し、家庭での困り事など１時間以内で完了する簡単な作業を支援する仕組みづくりがされている。本県でも推進してみてはどうか伺う。

５、障害者の就労定着率を高めるための対策について。

(1)、障害者の就労定着を支援する新たな施策の展開があるか伺う。

(2)、障害者の一般就労を促進するために何が必要か伺う。

６、沖縄県のひとり親家庭は全国比率の２倍を超えるワーストの状態が続いている。これまでの対策の評価と課題は何か伺う。

７、学童保育の支援に向けた県の取り組みについて。

(1)、沖縄の学童保育の現状と課題、そして今後必要とされる支援とは何か伺う。

(2)、学校等公的施設への設置はどのくらい進んでいるか、成果と課題について伺う。

８、先月11月、浦添市で浦西地域の各幼・小・中学校長及びＰＴＡ会長など学校関係者から、浦添市及び浦添警察署に、浦添警察署を浦西地域に移転してほしいとの要望書が提出された。今後の県警の対応について伺う。

これまでも浦西地域に交番を設置してほしいとの地域の要望を訴えてまいりましたが、残念ながら地域住民の願いも届かず交番設置はかないませんので、改めてこの件についてお伺いさせていただきたいと思います。

あと我が党の代表質問との関連についてですが、糸洲朝則県議の質問番号３番(2)の、沖縄の特殊事情である無認可保育所への無償化に向けた取り組みについてでありますが、政府は幼児教育・保育の無償化を2019年４月にスタートさせます。３歳児から５歳児全員の無償化と、０歳児から２歳児への住民税非課税世帯を対象にスタートさせる方針となっています。その中で認可施設以外の施設をどこまで対象とするかについては、来年夏までに結論を出すということで沖縄の認可外保育施設を含めるかどうかはこれからの議論となります。東京都の認証保育所など自治体が独自に進める事業や、企業主導型保育所、ベビーホテルなど、認可外施設の利用者には限度額２万5700円の補助を支給するとの報道がある中、沖縄県から政府に対して、沖縄特有の認可外保育施設を無償化の対象に含めるよう具体的な要請行動が必要だと思います。

県の方針を伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　金城泰邦議員の御質問にお答えをいたします。

沖縄県のひとり親家庭についてに関する御質問の中の６の(1)、ひとり親家庭に対する対策の評価と課題についてお答えいたします。

沖縄県では、ひとり親家庭の自立に向けた取り組みとして、就業支援、子育て・生活支援、養育費の確保など、経済的支援を４本柱とした総合的な支援を行っております。就業やスキルアップにつなげるため、就労相談や資格取得のための各種講習会を実施するとともに、総合的な支援を行うゆいはぁと事業については、昨年度、拠点施設を増設し、支援の拡充を図ったところであります。ひとり親家庭は、子育てと生計維持という２つの役割を１人で担っていることから、特に就業支援や子供への学習支援等、ひとり親家庭の自立促進や貧困の連鎖を断ち切るための取り組みの強化が必要であると考えており、県としましては、引き続き支援の充実に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　1、那覇港輸出貨物増大促進事業についての御質問の中の(1)、荷主の補助金創設のニーズについての御質問にお答えいたします。

那覇港は、現在、輸出の約５割を空コンテナが占める片荷輸送の状況とのことであり、海上運賃が割高になる一つの要因になっているものと考えられます。那覇港管理組合によると、平成26年度から実施している、輸出事業に新規参入を希望する荷主企業や輸出実績が少なく事業拡大に取り組む荷主企業に対する輸送費支援は、荷主のニーズも高く、また、輸出事業の拡大及び新規参入企業の育成につながるものと考えているとのことであります。

同じく１の(2)、他の港湾における補助制度についての御質問にお答えいたします。

秋田港、酒田港等複数の県外港湾においては、荷主企業を対象とした補助を実施しており、貨物量が増加しているとのことであります。今年度は、対象要件の緩和や制度の拡充が行われており、引き続き実施されるものと考えられます。

県が管理する港湾においては、那覇港における荷主企業への補助の実績・効果を踏まえ、今後、可能性を検討していきたいと考えております。

同じく１の(3)、那覇港輸出貨物増大促進事業の実験結果についての御質問にお答えいたします。

那覇港管理組合によると、平成28年度の社会実験では、県内外の荷主企業12社において前年度より輸出貨物の増加が図られたとのことであります。実績としては、前年度と比較してコンテナ貨物が平成27年度は638ＴＥＵ、平成28年度は129ＴＥＵ、非コンテナ貨物が平成27年度は356立方メートル、平成28年度は２立方メートルの輸出貨物がそれぞれ増加したとのことであります。

次に、２、道路の除草作業回数の改善についての御質問の中の(1)、除草回数等についての御質問にお答えいたします。

県管理道路においては、道路利用空間の安全確保のため年２回から４回程度の除草を実施しております。主要観光地へのアクセス道路等については年４回程度、その他の路線は年２回から３回程度の除草を実施

しております。あわせて、良好な沿道景観の形成に向けて、沿道景観技術向上ガイドラインに基づくアレロパシー植物芝などの防草活用や除草剤の使用など、適切な植栽管理に関する技術の活用も図っているところであります。

同じく２の(2)、必要な除草回数と予算についての御質問にお答えいたします。

沖縄県道路緑化基本マニュアルにおいて、土木建築部は、適切な除草回数を年４回程度としてきたところであり、県が管理する全ての道路において当該回数を実施する場合、維持管理費は約10億円必要と試算しております。引き続き、予算の範囲内で重点的かつ効果的な維持管理に努め、良好な道路景観の創出・向上に取り組んでまいります。

次に、３、公共交通、モノレールやバスなどの利用促進についての御質問の中の(1)、モノレール利用者数の推移と車両編成のあり方についての御質問にお答えいたします。

モノレールの乗客数は、平成24年度に１日当たり約３万7700人と平成15年度の開業以来過去最高となって以降、５年連続で記録を更新するなど順調に推移しており、平成28年度の１日当たり乗客数は約４万7500人、年間乗客数は約1732万人といずれも過去最高となっております。沖縄都市モノレール株式会社は、将来の需要予測と運行間隔を勘案した上で、車両編成数を決定してきたところとのことであります。なお、乗客数の増加に伴っては、４回のダイヤ改正で対応しており、現行の車両は２両編成、定員165人で、混雑緩和に向けては、引き続き増便による輸送力強化を図るとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　３、公共交通の利用促進についての中の(2)、路線バス利用者の推移と料金設定についての御質問にお答えいたします。

沖縄本島における路線バスの輸送人員の推移につきましては、平成元年の6739万6000人から、平成24年度は2420万7000人と大きく減少する傾向が続いておりましたが、平成25年度以降はおおむね横ばいで推移いたしまして、平成28年度においては2598万7000人と下げどまり傾向にあると考えております。

路線バスの運賃設定につきましては、国があらかじめ運賃の上限を認可し、各バス事業者はその範囲内で運賃を設定し、国へ届け出る仕組みとなっております。また、沖縄本島における路線バス運賃の基準となる単価は、１キロメートル当たり約37円となっており、九州平均の約35円と比べ、２円ほど高くなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　４、沖縄県シルバー人材センター連合が主導して、シルバーお助け隊を創設し、高齢者等を支援することについての御質問の中の(1)、独居高齢者世帯の支援についてお答えします。

高齢化の進展により、高齢者単身世帯が年々増加傾向にある中、高齢者の暮らしを支える取り組みとして、県では、地域の老人クラブが実施する在宅高齢者に対する話し相手や日常生活の援助を目的とした訪問活動を支援しております。また、民生委員や市町村社会福祉協議会を中心とした地域見守りネットワークが、平成29年７月１日現在で11市町村で構築されており、高齢者を初め障害者や生活困窮者等を対象にした安否確認や日常生活支援などの活動が実施されております。

次に、５、障害者の就労定着率を高めるための対策についての御質問の中の(1)、障害者の新たな就労定着支援施策についてお答えします。

国においては、平成30年４月１日施行の改正障害者総合支援法で、就労定着支援事業を新たに創設し、一般就労へ移行し生活面の課題が生じている障害者に対して各種支援を行うこととしております。現在、国では社会保障審議会障害者部会において、就労定着支援事業のサービス対象者やサービスの提供主体となる事業者の要件等の具体的内容について協議を行っております。

県としましては、今後、事業内容の詳細に関する国からの通知を踏まえ、県のホームページへの掲載や障害福祉サービス事業所への集団指導などを実施し、事業の周知を図っていきたいと考えております。

次に、７、学童保育の支援に向けた県の取り組みについての御質問の中の(1)、放課後児童クラブの現場と課題等についてお答えします。

平成29年５月１日現在の放課後児童クラブ数は403クラブ、登録児童数は１万7450人となっております。本県の放課後児童クラブについては、全国と比較して民間施設を活用したクラブが多いことから、利用料が高い状況にあり、保育料の月額平均8000円以上の割合が、全国は27％に対し、沖縄県は61％となっております。

県としましては、引き続き市町村と連携し、放課後児童クラブの公的施設活用促進や送迎費等の助成を通じた負担軽減を図り、利用料の低減に努めてまいります。

同じく(2)、公的施設活用の成果と課題についてお答えします。

県におきましては、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置を支援しており、平成28年度までに14カ所の設置を行い、平成29年度は委託設計を含む20カ所の事業実施を予定しております。小学校等公的施設の活用に当たっては、学校や市町村教育委員会から理解が得られにくいなどが課題となっております。

県におきましては、事故があった場合の責任の所在など放課後児童クラブの運営に関して、学校とクラブ間の協定締結や災害保険加入等子供の安全管理等をコーディネートする業務を委託しており、学校や市町村教育委員会が不安なく事業に協力できるよう支援しております。

次に、９、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、幼児教育無償化における認可外保育施設についてお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化については、国において、今後、専門家の意見を踏まえ、認可外保育施設の対象範囲等について、来年の夏までに結論を出すとされております。

県としましては、国の動向を注視しながら情報収集に努め、状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　障害者の就労定着率を高めるための対策についての(2)、障害者の雇用促進のための取り組みについてにお答えいたします。

障害者の雇用促進のためには、企業はもとより、広く県民の理解を促すとともに、障害特性等に応じた職業訓練、企業とのマッチングや定着支援など、総合的な取り組みが必要であると考えております。そのため県では、優良事業所等への県知事表彰や企業向けセミナーの開催、職場適応訓練や雇用開拓・定着支援などを実施しているところであります。

今後とも、引き続き関係機関と連携し、さらなる障害者雇用の促進に努めてまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　８、浦添警察署の移転要望についての御質問についてお答えいたします。

浦西地区の学校関係者などから、浦添警察署の移転要望、また、交番の設置要望があることは承知をしております。

県警察といたしましては、浦添警察署管内における治安情勢や周辺環境の変化などを注視するとともに、近隣の警察施設との位置関係などを考慮した上で住民の方々の安全・安心を確保するため今後も不断の検討を行い、警察署等の適正配置に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　一通り御答弁いただきましてありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきたいと思います。

１番の那覇港管理組合が主体となっているこの事業でありますが、こういった今の実証実験で幾らか保証、補助をしながら実験をされていると思いますが、やはりこういった補助に対してのニーズというのは、荷主のほうから結構あるのかどうか、もう一回伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたように、新規参入を希望する荷主企業であったり、あるいは輸出実績が少なく事業拡大に取り組もうとしている荷主の方々からは非常にニーズが高いということは聞いております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　やはりこれまでも議会で、特に農産物の輸出とかそういったものが非常にニーズが高いんだという議論はこの定例会でもありましたように、また農産物以外にも工業製品とかも輸出をしたいというのがあるかと思います。沖縄県の場合は産業別に見ますと、この１次産業もそうなんですが、特に第２次産業の分野が非常に厳しい状況にあるという中で、沖縄県としてこういった沖縄の出荷、輸出するそういったものの助成というのは、今後やはり実証実験にとどまるのではなくして、実施事業として先ほど紹介があった秋田県での取り組みのような具体的な支援事業がこの実験を通して必要だと認識されるかなと思いますが、その件についてどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

那覇港の課題といいますか、この輸出貨物の空コン

テナが非常に大きな割合を占めていると。そこをまず解消するためにハード・ソフト両面から対応を検討しているという状況にございます。ハード整備としては、ガントリークレーンの増設であったり、あるいは総合物流センターの整備といったことで取り組んでおりますし、ソフト事業においても、先ほど答弁申し上げました輸出貨物増大促進事業において、荷主に対して郵送費等の支援とあわせた社会実験を行っているという状況でございます。この結果によって、コスト縮減とかリードタイム、この短縮ということがあわせてできればということで、今現在社会実験として確認している状況でございますので、場合によってはもっとほかの方法があるかと思いますし、他府県で取り組まれている港湾の取り組みということも参考にしていくということはあるかと思っております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　輸出できる環境づくりというのは、やはり民間企業任せではなかなかふえないんだろうと思っています。日本の輸出産業でもやっぱり輸出高が一番多いのは自動車産業だと思いますが、そういった自動車産業も沖縄が戦後米軍統治下にある中で、日本本土では自動車産業など非常に保護政策をとっていったというふうに伺っていますし、実際、現時点でもその結果として、製造業関係の構成比等々については、例えば沖縄県というのは製造業の出荷額は47都道府県で46位、そういった中にあって、トヨタなど自動車産業が盛んな愛知県などは全国１位と。就業構造においても、第１次産業が沖縄県全国最下位という中にあって、やっぱり愛知県が全国１位というのから見ますと、これまでの歴史的な経緯からするとやはりそういった行政側の何らかの支援ということは、沖縄の将来のそういった製造業も活発化させることも含めて、流通のそういった不利性というのを解消するための施策として必要な考え方だと思いますが、それについても部長、見解をお願いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

まず那覇港の貨物増大促進事業、この経緯について少し触れさせていただきます。

平成25年度にプレ社会実験として行った後、平成26年度には輸出増加が見込まれる自動車、あるいは建設機械とこの非コンテナ貨物というのに対象を広げております。27年度はさらに輸出貨物全体を補助対象として、さらに台湾向けの貨物については補助の上乗せといったものも行っております。こういうステップアップといいますか、さまざまに工夫を凝らしながら、今現在コスト等を検証し、物流コストの低減あるいは輸送システムの改善といったものを検討しているところだというふうに聞いてはおります。このような取り組みを重ねることによって、那覇港からの輸出される貨物の増大というものを図っていきたいということは聞いております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　その資料を見ても特に次年度、平成30年に入ってからはこの補助の部分というのも、輸出の増加分ということに加えて基礎の部分もそういった支援を実証的にやっていくということで、今後30年以降も引き続きそういった実証実験として補助していくという計画になっているというふうな認識でよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　26年度から28年度までの社会実験を経て、今度29年度からまた続けているという状況ですので、次年度も含めてこの取り組みは続けていくものだと思っていますし、29年度においては外航船社に対する取り組みというのも始めているということを聞いていますので、このあたりでさまざまに工夫を凝らしながら輸出貨物の増大を図っていくということだと理解しております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ぜひそういった県外への輸出ということに力を入れていただきたいと思います。

空路においてもこれまでもＡＮＡのそういった空輸貨物、減少しているような状況も聞いていますので、空路そして航路としっかりとした対策をお願いしたいと思います。

次、質問を移ります。

２番の観光立県のための植栽なんですが、２回から４回やっていると。沖縄県の場合はやはり必要となるのは10億ぐらいほどになるという御答弁でありましたが、今２回ないし４回行っているというのは何に基づいてそういう回数になっていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時11分休憩

午後２時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

沖縄県の道路緑化基本マニュアルというものがございます。土木建築部はこの中で適切な除草回数というのを年４回、具体的には春期、２月から３月に１回、梅雨の時期の５月、６月に１回、さらに夏期の７月か

ら８月に１回、秋期の10月、11月に１回この４回というのが適切に行われる管理の回数であろうということで取り組んではおります。ただ一方、やはりなかなか限られた範囲ですので、先ほどもお答えしましたように、全ての道路においてこの４回実施というのはなかなか難しい。そこで重点的に取り組む道路というものを例えばモノレール沿線の那覇空港線であったり、那覇の内環状線、国道330号、那覇糸満線、那覇北中城線、そして、博物館前から古島に至る那覇宜野湾線、首里儀保から首里高校に至る県道28号線、こういった７路線については年４回実施、それ以外の路線につきましては、道路パトロールなどを行いながら繁茂の状況を確認して適宜回数をふやしていくと、２回から３回の範囲内で除草を実施しているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　現状は除草をやってもらうには、皆さんからどういうふうな形で発注していっているんでしょうか。要するに、そこにコストパフォーマンスができる余地がないのかどうかということを考えると、そこで研究ができるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

現状は、委託という形で発注をしておりますけれども、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、沿道景観技術向上ガイドラインというものを研究しております。その中でアレロパシー植物、これは草を生やすことによって雑草の生育を抑えるというような効果がある植物なんですが、それであったり、あるいは芝、こういったものを活用して雑草が伸びないような形をとるということもあります。また、一部の路線では、除草剤を活用してそこの回数を減らしていくと、こういった工夫を行いながら今適切な植栽管理に努めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　次、質問移ります。

３番の公共交通の利用促進なんですが、まずモノレール、ダイヤ改正もこれまでやってきたと増便で対応してきたということで御答弁がありました。私も、朝来るときにモノレールに乗りますと、最近は出勤時のピークというのは非常にすごいですね。東京の電車のような感じで本当にぎゅうぎゅう詰めになって皆さん乗っています。この県庁などにも職員の方がたくさんいるかと思うんですけれども、そういったピーク時の渋滞を考えると、例えば今の２両編成から３両編成までふやせると聞いているので、そういったこともピーク時にできるのではないかとか思うんですが、その点についていかがお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

現在、沖縄都市モノレール株式会社のほうで利用の状況調査というものを行っております。そして、次年度は土木建築部のほうで需要予測というのも行う予定でございます。その辺を踏まえて将来的に３両編成、４両編成が必要かどうかも含めて検討はしていきたいと思いますけれども、現状は２両編成で、さらにダイヤ改正をもっと行うことによって、ピッチを縮めていくということで当分は対応できるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　21世紀ビジョンにも公共交通をしっかりと強化していくというようなものも皆さんのつくっているビジョンの中にあります。モノレールの乗客数も、現在が28年度が１日当たり４万7463人、それに対して33年度には５万984人を目指すというふうに載っております。もうぎゅうぎゅう詰めにすればいいという話ではないのは当然だと思うのですが、そういった分では具体的な施策は講じる必要があると思いますし、また時間帯による問題、出勤時のピークをどう調整するのかということもあるかと思います。これはもう総務部とかそういった横断的にやる話かもしれませんけれども、そういったことも含めてこの渋滞、朝の特にピーク時、夕方の帰宅時の状態というのを解消する方法は必要だと思いますので、御検討をしていただければと思います。

路線バスについてでありますが、単価についても九州と比べて１キロ当たり九州が35円、沖縄県では37円と、沖縄の場合バス賃自体も少し割高になっていくのかなというふうに思っておりますが、利用者をふやすという意味では皆様の施策を実現する意味でも、同じく21世紀ビジョンには平成27年度で１日当たり７万2495人が利用しているというものを平成33年には13万274人にふやすというふうにビジョンを立てているわけですね。そのぐらい利用者をふやすための具体的な方策というのは今考えているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

乗り合いバスの利用者が大分減ってきているということは先ほども申し上げたとおりでございますが、県ではこのような状況に歯どめをかけて、公共交通の利用者をふやしていこうという考えのもと、平成24年度より公共交通利用環境改善事業というのを実施して

おります。交通弱者と呼ばれる方々を含む全ての利用者に対して、乗りおりをしやすくするためにノンステップバスの導入をいたしましたし、現在も継続しております。それから外国人を含めた方々の移動利便性の向上に資するための多言語対応機器を導入しておりますし、それから運賃精算が便利になるためのＩＣカードの乗車券システム、それからバスレーン延長などさまざまな手を尽くしております。

ただ沖縄県は自動車の依存社会がこの間もずっと進んでおりまして、全体としてさらに検討を進めて公共交通の利用者をふやしていきたいと考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　公共交通ですから、やはり現状は公的サービスとして薄いのだろうという印象を持っております。企業任せでいると、やっぱり企業は利益優先で考えざるを得ませんから、そこに対してやはりコミュニティーとしての視点から、コミュニティーバス的な発想で取り組まれる必要もあるのではないかなと。あとは交通弱者の点からいきますと、生活保護世帯や住民税非課税世帯はもちろんのこと、もっと広げていえば、今校区制が廃止されて以来、通学が広域化になってしまった。遠くから学校に通えるようになった高校生など、今非常にバスの利用で運賃に苦しんでいると思います。そういった一般の高校生に向けた考え方というのも具体的に検討していただきたいと思いますが、そのほうはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

大変難しいところでありますが、高校生の皆さんの状況も踏まえて関連企業等とバス会社事業者等と調整して、どういうことができるかは、既にいろいろ意見交換してはおりますが、やはり先立つ経営というのがございまして、公の支援も限度があるものですから、難しゅうございますが、問題を持ち寄って引き続き検討をしてまいりたいと考えます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　よろしくお願いします。

シルバーお助け隊の話ですが、老人クラブの方々も今対応することもあると。ちなみに福祉家事援助サービス事業というのは一般の高齢者の方に認知されておりますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　平成28年度において、13市町村のシルバー人材センターにおきましては、当該福祉家事援助サービスにつきましては、契約件数が1070件、就業延べ人員が２万2463人で、契約金額が5023万5651円の実績となっておりまして、ある程度周知されているんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　介護の現場などで働いているケアマネージャーさんから聞くのは、在宅の独居高齢者、障害者の住環境というのは、家がごみ屋敷になっているようなケースも多くて、非常に厳しい中で生活をしている方々もいると。近隣にも迷惑をかけているケースもあると。しかし、掃除から何から介護サービスで対応するというわけにはいかないんですね。そういうところをシルバーお助け隊の方々に手伝ってもらえれば、困り事のある方々も安心して暮らすことができるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時23分休憩

午後２時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

東京のほうでシルバーお助け隊ということで、ちょっと先進的な取り組みをされているところがあるというふうに聞いています。

県内では、まだシルバー人材センター、高齢者に特化した形での取り組みというふうになっておりますが、この辺については、商工労働部ともどういうふうなことが福祉部としてもできるのかどうか、少し話し合いを進めてみたいなと思っています。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　沖縄の場合高齢者のマンパワーは十分あると思いまして、統計によりますと22年度ですけれども、高齢就業者の割合というのは沖縄、全国で47位と最下位なんですね。だからそういった意味では高齢者の方にそういった機会を提供するチャンスにもなるのかなと思っていますので、御検討していただければと思います。

障害者の就労定着なんですが、先ほどどこが受け皿になるのか決まりましたかと聞いたんですが、次年度の新たな定着支援事業、これについてまだお答えになっていないと思いますのでお願いします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

先ほど答弁でやりましたけれども、国のほうで社会

保障審議会の障害者部会でまずサービス提供主体の事業者要件について、現在も具体的な内容について協議をしているということで、まだ明らかになっていないところでございます。恐らくは４月からの施行になりますので、近々国のほうから詳細が出てくると思いますので、出てきたらしっかり障害福祉サービス事業者などに周知していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　来年４月ですから、直近になって決まりましたと投げると受け入れづらくなる事業所、大変な思いをしますので、そこはアンテナを張って、なるべく速やかな決定がされればと思っています。よろしくお願いします。

また、今の新たな事業は福祉サービスを受けている方が対象になるものでありますが、これまで福祉サービスを受けてこなかった方々の支援というのも実は必要なんだろうなと思っておりまして、例えば新たな就労ということで障害者になっていないんですが、就労になかなか結びつけていけないケースがあると思うんです。これに向けての拡充策というのは考えておりますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時27分休憩

午後２時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

障害福祉サービス事業、議員御指摘のとおり障害者が前提というふうになっておりますが、就労事業、いわゆる障害者の就労継続事業であったりとか移行事業であるのは、必ずしも障害者手帳を必要としていないところもございます。まずは相談支援事業所等への相談、もしくは就労移行支援事業所であったりとか就労継続支援事業所などを訪れて少しどういうふうなサービスがあるか、またあわせて一般就労に向けてどういったことができるかも含めて情報の提供はされていると認識しておりますので、そういったものはしっかりと特に特別支援学校であったりとかそういったところに情報提供をしていきながら、取り組みは進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　特別支援学校との連携もされていると思います。特別支援学校の中でも例えば高等特別支援学校のような軽度な知的のある生徒は、卒業して一般就労を目指すわけですがなかなか、つまずきがあった場合にそこからどうやって福祉につなげるかということを関係者で悩んでいる方もおります。また、普通の学校を出ていても、障害ではなくてもコミュニケーション障害といいますか、そういった軽いものを持っている子供たちも一般の学校に通っている子供たちも結構見る場合があるんですね。ですので、障害者ではないけれどもなかなか、社会に出て就労をするということに対してつまずくリスクがあるという子供たちに対しては、しっかりとしたフォローというのも考えていかなければいけないのかなと思っております。

ちなみに、沖縄県の場合、平成29年３月の時点で新規高校卒業者の就職希望者の就職率は47位、全国では最下位の状況なんですね。新規の高校卒業者の無業者比率というのも全国１位なんですよ、13.08％、全国は4.3％。大学生に至っても、新規大学卒業者の無業者比率これも全国一なんです。だから、そういった社会に出る子供たちの支援というのはそういうビジョンを持ってやっていく必要があると思いますが、これについてはどなたがお答えしていただけますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時30分休憩

午後２時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　新規学卒者につきましては、総合支援事業というものをやってございまして、これは当然定着率を高めるといいますか、職業観を持たせる話もございます。そういうことを取り組むことによって、そういう就職率を高めるというような取り組みをしています。これを継続的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　そうですね。ナカポツセンターの方も頑張っておりまして、企業向けのセミナー等をやって頑張っております。そういった部分もマンパワーをもっとふやして、民間企業の理解をいかに広げるかというのが一般就労に向けての重要なポイントだと思いますが、部長いかがお考えですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　ナカポツセンターの就職支援ということで、コーディネーターといいますか支援員をこちらも配置はしております。

それぞれ、またそれ以外の事業の中で、企業向けの

セミナー等、それからいろいろ情報発信ということで、障害者の情報誌に情報発信したり、それから雇用のマッチングの事業を行ったりして、総合的な支援で就職の支援を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ぜひ今後ともよろしくお願いします。

学童なんですが、やはり公的施設に設置がなかなか難しいというのは、事故の際の責任の所在があると聞いております。やはり県が校長先生と学童の運営の方々の間に入って、しっかりと指導をして公的施設への入居を促していく取り組みが必要だと思いますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

県のほうでは、学校施設内への学童放課後児童クラブ設置を促進しております。

議員が御指摘のとおり、学校で何かあった場合にどうしたらいいのかというのが一番の課題だというふうに聞いておりまして、県内ではそういったこともあるものですから、いわゆるコーディネーターを配置いたしまして、例えば事故があった場合の責任の所在はどうするかとか、いわゆる災害時にはどうするかといったふうなものの具体的な協定書も提示しながら、学校のほうにしっかり理解を求めているような取り組みをずっとしておりますので、引き続きその取り組みを進めていく中で、公的施設の設置を促していきたいと考えています。

以上です。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ぜひ校長先生任せにならないように頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

知事の政治姿勢について。

衆議院選挙で辺野古新基地反対が県民の不動の民意であることを鮮明にした。県民の意志を無視し、アメリカの意向を絶対視して、民主主義を踏みにじり違法に新基地建設を強行している。日米政府は、どのような機能を持った基地をつくろうとしているのか。

トランプ米大統領との首脳会談に合わせて、安倍首相は新たにＫ１、Ｎ５護岸工事を強行した。沖縄県民を侮るアメリカへの屈従のきわみである。岩礁破砕許可を受けずに違法工事を強行し、Ｋ９護岸の変更申請もしないで土砂を違法に搬入している。違法工事を重ねる暴挙は、翁長知事を支える県民の闘い、翁長知事や稲嶺進名護市長の権限行使に阻まれた安倍政権の焦りではないか。

埋立申請書では、事業実施前に７万4327群体のサンゴを移植するとしているが、どうなっているか。環境省が海洋生物レッドリストに挙げた絶滅危惧種のサンゴについてはどうなっているか。願書に記載されている環境保全措置がとられているのか伺う。

防衛局が設置した機能不全の環境等監視委員会を環境保護のための公平公正な実効性ある監視委員会に改めるべきではないか。

日米の自然保護団体などが米国防総省を相手に米国家歴史保存法に違反する辺野古新基地建設の工事停止を求めた裁判で、米サンフランシスコ控訴裁判所がジュゴン保護の実質審理を求める判決を出した。知事の所見を伺う。

福祉行政について。

県の子供の貧困対策と相まって、ひとり親支援が拡充されている。母子生活支援施設を増設すること及び県の母子生活支援のゆいはぁと事業や市町村の母子生活支援事業の実績と拡充計画を伺う。

生活子供保護世帯やひとり親世帯など低所得世帯に対する給付制の奨学金の創設について。

高齢者、ひとり親、障害者世帯などの公営住宅への入居状況はどうなっているか。それぞれの世帯数と入居世帯数、割合について。

連帯保証人が探せない世帯に対する家賃債務保証制度の活用など県居住支援協議会の実績と拡充策、及び市町村に同協議会を設置することについて。

関係者の努力によって障害者のゆうあいスポーツ大会が毎年開催されている。その関係者団体から切望されているスポーツや文化・芸術、親睦のできる施設について、既存の公共施設の活用も含めて設置することについて。

県立病院は、不採算医療や離島・僻地医療を担い、県民の命を守るとりでとなっている。医師や看護師などの職員の処遇や身分を安定充実させて、安心して県民の医療を守れるように、一般会計からの繰り入れを見直して増額することについて。

子供の貧困対策について。

貧困対策に取り組んだ成果及び次年度の取り組みについて。

ガソリンスタンドやコンビニなどで家計のためにアルバイトをしている高校生は何人いるか。高校中退者は何人で全国と比べてどうか。貧困の連鎖を断ち切るために勉学に専念できて卒業できるように支援を行うことについて。

2019年度までの待機児童解消計画に基づいて何人の待機児童が解消できたのか。解消の見通しがついた市町村はどこか。解消計画そのものが低く未達成となるのはどこで、何人の待機児童となるのか。また、その市町村は次年度以降の計画の見直しはどうなっているか。

教育行政について。

臨時教員の人数は何人で割合は全国と比べてどうか。正規雇用に向けての計画を伺う。

採用試験受験年齢について45歳までの制限年齢を撤廃することについて。

学校を卒業してもワーキングプアが多く奨学金の返済に苦しむ若者たち。県の奨学金利用者に対して所得に応じた返済方法を実現すること。また、給付型の奨学金制度を県内進学に拡充することについて。

森川特別支援学校の病院への院内訪問学級について、次年度の学習時間の縮小を危惧する声が現場教職員から出ている。教育の低下があってはならないが対応を伺う。

小中学校、県立学校のいじめ、不登校、暴力は、全国と比べてそれぞれどうなっているか。沖縄県の特別な要因があるのか、見解と対策を伺う。

高等学校生徒就学支援センターの支援実績と現在の在籍数を伺う。そのうち家計のためにアルバイトをしている生徒は何人いるか。職員体制はどうか、拡充することについて。

2025年までに返還される予定の牧港補給基地内で幾つもの建物が新築されているが、建設された建物の用途と建設費は幾らかかったのか、費用はどこが負担したのか、今後の建設予定を含めて伺う。

浦添市民の民意は軍港建設に反対である。直近の衆議院選挙でも新軍港建設に反対の民意を示した。北側でも南側でも新軍港は港湾管理者の権限の及ばない米海兵隊の専用軍港であり、物流や観光産業振興などの民港機能の阻害物である。浦添市は、懇話会で南側案に決めたというが、懇話会での軍港に対する結論はどうなっているか。

浦添市内間の渚マンションは崩落し危険な状態のまま放置されている。住民の安全確保のために、空家等対策の推進に関する特別措置法の適用を含めて早急な対策が求められる。これまでの対策の経緯と解決の見通しを伺う。

浦添市勢理客の崩落した急傾斜地崩落危険区域の安全対策について、工事の進捗を伺う。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　西銘純恵議員の御質問にお答えをいたします。

子供の貧困対策についてに関する御質問の中の４の(1)、子供の貧困対策の成果と次年度の取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県では、全国と比べ深刻な子供の貧困の状況に対応するため、子どもの貧困対策計画に基づく重点施策を推進しており、放課後児童クラブ平均月額利用料など24の指標が改善しております。また、県民一体となって対策を進めるため、私が会長を務める沖縄子どもの未来県民会議を昨年６月に設立し、児童養護施設等を退所する子供たちを対象とした給付型奨学金事業により、寄り添いながら大学等への進学を後押ししております。

沖縄県としましては、関係機関と連携し、計画に掲げる指標の改善を図り、子供の貧困を解消するための取り組みを推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の、辺野古新基地の機能についてお答えいたします。

防衛省は、普天間飛行場代替施設は、基本的には普天間飛行場の機能を維持するために整備するものであると説明しております。しかし、政府が推進する辺野古移設計画においては、弾薬搭載エリア、係船機能つき護岸、２本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場と異なる機能等を備えることとされており、単純な代替施設ではないと認識しております。

次に、(2)、護岸工事の強行に関する所見についてお答えいたします。

埋立承認願書で示されている工事工程表によると、着工から10カ月経過した時点では、32項目の工程を着工済みとする予定となっております。しかしながら、現状では、汚濁防止膜工、Ｋ１、Ｋ９、Ｎ５護岸等の５カ所のみの着工となっており、二度と後戻りができない事態にまで至ったものではありません。政府は、なりふり構わず埋立工事の着手という既成事実をつくろうと躍起になっているものと考えております。

次に、(5)、沖縄ジュゴン訴訟に関する所見についてお答えいたします。

平成15年に日米の環境保護団体によって提訴された沖縄ジュゴン訴訟において、提訴から14年の歳月を経て、米サンフランシスコ連邦控訴裁判所が一審での却下判決を覆して原告適格を認めたことは、今後の差し戻し審で工事停止の可能性を切り開いたものであると考えております。去る11月29日には、沖縄県は、沖縄ジュゴン訴訟の原告団と意見交換を行っており、来年５月に行われるとされる差し戻し審の審理について、注視したいと考えております。

次に、７、牧港補給基地内の建物についての御質問の中の(1)、牧港補給地区内の建設費等についてお答えいたします。

牧港補給地区については、国道58号の拡幅に必要な土地約３ヘクタールの返還に伴い、ゲートや支援施設等の移設を行っているものと承知しております。沖縄防衛局によると、国道58号拡幅区間である城間交差点から勢理客（北）交差点付近にかけてのフェンス移設工事、仲西地区の第１ゲート周辺と屋富祖地区の第２ゲート周辺において、パス事務所・哨所・監視所等の建築工事等を実施しているとのことであります。これらの建築工事等に係る契約件数は６件、総契約額は約17億6000万円となっており、沖縄防衛局ホームページにおいて公表しているとのことであります。

次に、８、新軍港建設についての御質問の中の(1)、浦添市西部開発に関する懇話会の最終報告についてお答えいたします。

浦添市西部開発に関する懇話会の最終報告によると、観光・交流・レジャー及び浦添市西部開発としての関連性の２項目では、クルーズバースやマリーナ、リゾートビーチなどを集中的に配置する南側案が有利であるとの評価から、総合的に代替施設を南側に配置する案が望ましいと結論づけております。しかしながら、北側案と南側案との優劣もしくは差異は、それほど大きなものではなく、どの評価項目を重視するのか、現時点で具体化していない観点などがあれば、変化する可能性もあるとしております。また、那覇港の将来的な機能強化や発展性等に着目すると、南側案では民港と軍港が隣接することになり、土地利用や機能面において将来的な不安や危惧が生じていることもあわせて指摘されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、普天間飛行場代替施設建設事業に係るサンゴ類の環境保全措置についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の環境保全図書において、沖縄防衛局は、サンゴ類の環境保全措置として、「事業実施前に、移植・移築作業の手順、移植・移築先の環境条件やサンゴ類の種類による環境適応性、採捕したサンゴ類の仮置き・養生といった具体的方策について専門家の指導・助言を得て、可能な限り工事施工区域外の同様な環境条件の場所に移植・移築して影響の低減を図る」と記載しております。また、沖縄防衛局は、第９回環境監視等委員会でレッドリストサンゴについては、沖縄防衛局の現行の移植基準に満たないものであっても可能な限り移植するよう努めるとした一方で、オキナワハマサンゴ１群体については、移植しないままにＫ１及びＮ５護岸工事に着手しております。このようなことから、県は、沖縄防衛局に対し、工事を停止した上で、サンゴ類の環境保全措置を確実に履行するよう求めてきたところであります。

次に、１の(4)、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会は、承認の際に付した留意事項２項に基づき、環境保全対策等の詳細検討及び対策等の実施に当たって助言を得るために設置されたものと理解しております。県は、沖縄防衛局の回答では、環境監視等委員会でどのような議論があり、沖縄防衛局がどのような指導・助言を受けて、環境保全措置等を検討したのか確認できないため、当該措置等に係る事前協議において詳細資料を要求しているところであります。

引き続き、環境監視等委員会からの助言内容については、随時確認してまいります。

次に、２、福祉行政についての御質問の中の(3)、県営団地への高齢者等の入居状況についての御質問にお答えいたします。

平成29年10月末現在の県営住宅の入居全世帯１万6370世帯において、高齢者、ひとり親、障害者等の優先世帯は9246世帯で56.5％、一般世帯は7124世帯で43.5％となっております。また、優先世帯は、高齢者世帯3833世帯で23.4％、ひとり親世帯1607世帯で9.8％、障害者世帯1690世帯で10.3％、その他の優先世帯が2116世帯で13.0％となっております。

同じく２の(4)、居住支援協議会の実績等についての御質問にお答えいたします。

県居住支援協議会においては、高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、情報提供を行う沖縄県あんしん賃貸支援事業を平成27年７月より実施しております。ことし10月末時点の登録実績は、あんしん賃貸住宅17棟83戸、協力店30店、支援団体５団体となっております。また、同協議会で周知活動を行っている高齢者住宅財団の家賃債務保証について、10月末時点の保証引受件数は150件となっております。なお、同協議会においては、ことし10月より新たに社会福祉士の資格を持った相談員を配置し、不動産業者、福祉団体等との連携を図り、円滑な入居の促進に取り組んでいるところであります。県は、居住支援協議会は基礎的自治体である市町村を中心とすることが望ましいと考えており、市町村主体の設立を求めているところであり、引き続き高齢者等へのきめ細かな居住支援ができるよう、市町村を初め関係団体へ協力を求めていきたいと考えております。

次に、９、浦添市内間のマンション崩落についての御質問の中の(1)、これまでの対策と解決の見通しについての御質問にお答えいたします。

平成21年９月に外廊下が崩落した浦添市内間の分譲マンションについて、特定行政庁である浦添市は、ことし５月に同マンションの区分所有者に対して、建築物の保安上必要な措置をとるよう勧告を行うとともに、引き続き各権利者の特定や除却の合意などに取り組んでいるところであり、既に４分の３の権利者の合意が得られたとのことであります。

県は、引き続き、危険な空き家の改善に向けて、浦添市に対し必要な助言や情報提供を行ってまいります。

次に、10、浦添市勢理客の急傾斜地崩落危険区域の安全対策についての御質問の中の(1)、勢理客急傾斜地の工事進捗についての御質問にお答えいたします。

浦添市勢理客の急傾斜地については、平成28年２月に急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、平成29年２月に工事着手しております。対策工事については、平成29年度内の完成を予定しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　２、福祉行政についての御質問の中の(1)、母子生活支援施設及びひとり親家庭生活支援モデル事業についてお答えします。

県では、母子保護の実施を促進するため、これまで母子生活支援施設未設置の市に対し、施設の設置またはひとり親家庭生活支援モデル事業ゆいはぁとの類似事業実施を要請しているところです。ゆいはぁとは、昨年11月には、中部及び北部地域にも拠点事務所を開設し、支援の拡充を図りました。また、各市においても、うるま市や宜野湾市が類似事業を実施し、今年度は、９月から糸満市が類似事業を開始しました。各市ごとに地域の支援ニーズや財政負担の課題はありますが、県としましては、引き続き施設の設置等について、市に対し働きかけてまいります。

同じく(2)、低所得世帯に対する給付制奨学金についてお答えします。

生活保護世帯の子供の大学等への進学の支援については、現在、国において検討が進められているところであります。また、現在、沖縄子どもの未来県民会議では、児童養護施設等を退所し保護者等から経済的な支援を見込めない子供で、大学・専門学校等に進学を希望する子供に奨学金を給付し、就学を支援しております。低所得世帯等に対する給付制奨学金については、制度のあり方を含め課題が多くあることから、今後、関係部局と意見調整を行ってまいりたいと考えております。

同じく(5)、障害者のスポーツや文化・芸術等施設の設置についてお答えします。

全国で障害者専用・優先スポーツ施設は、38都道府県50施設が設置されております。県では、現在外部委託により、全国に設置された施設の運営状況分析や県内障害者スポーツ関係団体等の活動実態調査等を行っているところであります。今後、当該調査結果や障害当事者団体等の意見を踏まえ、必要とされる機能や役割等基本的な考え方を整理し、あり方について検討することとしております。

県としましては、引き続き障害者が地域社会の中で生き生きと暮らせるよう、社会参加促進のための環境整備について取り組んでまいります。

次に、５、待機児童解消計画についての御質問にお答えします。

沖縄県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成27年度からの３年間で約１万8000人の保育定員の確保を図ることとしており、市町村の積極的な取り組みにより、目標値は達成できるものと見込んでおります。一方、女性の就業増加や保育所等の増設による潜在需要の掘り起こし等により、入所申込児童数は、平成27年度から28年度の２カ年間で約7200人ふえております。今年度は、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年見直し時期となっており、市町村に

おいては、保育所等の入所申込みの数が計画の量の見込みと大きく乖離している場合には、必要に応じ確保方策の見直しを行うこととなっていることから、県においては、同計画の見直し作業について、その進捗状況を注視しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　３、県立病院における一般会計からの繰り入れ見直しについて(1)、一般会計からの繰り入れを見直して増額することについてお答えいたします。

県立病院に対する一般会計からの繰入金については、地方公営企業法及び総務省繰出基準に基づき、主に不採算部門となる政策医療を提供するための経費が対象となっています。現在は、総務省繰出基準に基づく繰り入れに加えて、離島医療支援のための基準外の繰り入れが行われているところであり、病院事業局としましては、今後とも病院事業の安定的な運営のために必要な繰り入れを求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の子供の貧困対策についての御質問で(2)、高校生のアルバイトと支援等についてお答えいたします。

平成28年度に県で実施しました高校生調査によりますと、アルバイトを経験した高校生は34.2％で、そのうちアルバイトで得たお金の使用目的を家計の足しと答えた生徒は、24.6％となっております。また、県立高等学校における中途退学者は、平成28年度は723人で、中途退学率は1.6％となっており、全国平均の1.4％に近づき改善傾向にあります。

県教育委員会では、高校生の教育費支援策として、授業料を実質無償化する高等学校等就学支援金制度及び返済不要の奨学のための給付金制度を実施しており、就学支援金は県立高校生の約９割、奨学給付金は約３割の生徒が受給しております。さらに、沖縄県国際交流・人材育成財団においては、経済的な理由で修学困難な高校生を対象とする無利子の貸与型奨学金を実施しているところであります。

次に、６の教育行政についての御質問で(1)、臨時教員の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

全国比較が可能な公立小中学校の状況について申し上げますと、平成29年５月１日時点における臨時的任用教員は1369人、教員定数に占める割合は15.7％となっており、全国平均と比較して8.3ポイント高くなっております。県教育委員会では、平成23年度から新規採用者を大幅にふやし正規率の改善に取り組んでおりますが、特別支援学級設置要件の下限撤廃や少人数学級の拡充等によって教員定数が増加しており、全国との差は縮小していない状況にあります。

県教育委員会としては、今後も引き続き、新規採用者数の拡大に努め、全国平均の正規率を達成するよう取り組んでまいります。

次に、同じく６の(2)、教員候補者試験の年齢撤廃についての御質問にお答えいたします。

教員候補者選考試験の受験年齢については、平成23年度実施試験から、従来35歳までであった受験年齢の上限を45歳まで拡大し、幅広い年齢の受験者の中から人材の確保に努めております。受験年齢の見直しについては、受験者数や退職者数等を長期的に見通し、在職者の年齢構成のバランス等も勘案しながら、今後慎重に検討する必要があると考えております。

次に、同じく６の(3)、所得連動返還型奨学金の導入等についての御質問にお答えいたします。

日本学生支援機構が実施している貸与型奨学金については、マイナンバー制度の導入とあわせて、平成29年度の進学者から所得連動返還型奨学金制度が選択できるようになっております。

県教育委員会としましては、所得連動型の本県制度への導入について、県内の奨学金事業を実施している沖縄県国際交流・人材育成財団と引き続き意見交換を行うなど、研究していきたいと考えております。県の給付型奨学金の県内大学への拡充については、今年度から開始された県内大学や専門学校等への進学者も対象とする国の給付型奨学金制度による支援状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、６の(4)、病院内訪問学級の学習時間についての御質問にお答えいたします。

森川特別支援学校の病院内訪問学級は、県内８つの病院に設置しており、入院している児童生徒を対象に教員が病院を訪問し、小・中・高等学校に準じた教育を行っております。訪問学級では、児童生徒の病状等に応じ、各教育課程に必要な学習時間を確保し、きめ細かな学習指導を行っております。

県教育委員会としましては、今後とも医療機関との連携を図り、病院内訪問学級の教育の充実に努めてまいります。

次に、６の(5)、いじめ、不登校、暴力の状況等に

ついてお答えいたします。

本県の小・中・高等学校等におけるいじめの認知件数は、1000人当たり61.1件に対し、全国は23.9件となっております。不登校児童生徒数は、小中学校が1000人当たり16.2人に対し、全国が13.5人、高等学校は32.3人に対し、全国が14.7人となっております。暴力行為の発生件数は、1000人当たり7.1件に対し、全国は4.4件となっております。認知件数の増加は、いじめの定義がより一層周知され、児童生徒、教師、保護者ともに、ささいないじめも見逃さず積極的に認知したことが主な要因と考えられます。不登校の主な要因として、小学校においては、漠然と身体の不調や不安を訴えたり、無気力で何となく登校しないなど、中学校、高等学校においては、遊び・非行などとなっております。暴力行為の増加は、いじめの中で身体的苦痛を伴うものは、暴力行為にも計上されており、いじめの認知の増加に伴い、暴力行為の件数も増加しております。

県教育委員会としましては、調査結果を受けて、実態の把握や分析をし、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を行い諸課題の改善につなげてまいります。

次に、６の(6)、高等学校生徒就学支援センターの実績等についての御質問にお答えいたします。

就学支援センターでは、学業を継続するかどうかで悩んでいる生徒を受け入れ、専任職員による面接や電話相談、家庭訪問等を通して、個々の生徒に適した就学支援が行われております。当センターでは、平成26年度から平成28年度までの３年間に受け入れた生徒は663人で、そのうち211人が他の高校や専修学校へ転学、進学及び就職等をしております。平成29年４月１日現在、引き続き452人の生徒が在籍し、就学支援等を行っております。また、アルバイトをしている生徒の数については把握しておりませんが、生徒の状況に応じて社会とのつながりを促すため、アルバイトを勧めることもあります。なお、職員体制については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定及び学校の実態に基づき、教諭を配置しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　公室長に最初に伺います。

８番の軍港問題ですが、最後に軍港についてどう言っているかという懇話会の結論部分ですが、将来的な不安があるというところだけ述べましたけれども、那覇港湾施設について、どのようなものだから不安があるというその部分が抜けていましたので、大事な部分ですのでよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　読み上げたいと思います。

「また、評価項目の中で客観的には評価できませんでしたが、那覇港の将来的な機能強化や発展性あるいは変化、そういったものに着目をいたしますと、那覇軍港はその運用において国内法の適用がない、コントロールのきかない空間であり、南側案では民港と軍港が隣接することになり、土地利用や機能面において将来的な不安や危惧が生じていることも理解しておかなければならないことをつけ加えさせていただきます。」となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　だから軍港があったら北側でも南側でも民港が支障があるという立場に立たないといけないと思います。これは、また追ってやっていきたいと思います。

次、病院事業局長にお尋ねをします。

一般会計からの繰り入れについて、総務省の基準と言いましたけれども、この間、救急医療に係る経費を見るというこれについて、どのような経費だったんですか。５年間の推移を伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時10分休憩

午後３時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

救急医療に係る経費、５年間の推移でございますが、平成24年度から28年度まで申しますと、平成24年度が23億4352万8805円、平成25年度が21億8677万7805円、平成26年度が21億1148万5963円、平成27年度が22億2525万7614円、平成28年度が25億6807万5628円となっております。参考までに平成29年度は25億9409万3958円でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　救急医療に対する繰り入れ、政策医療で、これは経費にかかるものを繰り入れするということになっていますが、実際は、この５年間の繰入決算額はどうだったんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

平成24年度の繰入額でございますが、12億1105万2000円、平成25年度が８億2556万7000円、平成26

年度が７億655万7000円、平成27年度が７億4445万円、平成28年度が８億6671万8000円となっております。ちなみに、平成29年度は８億4719万5000円でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　これ総務省の基準に従っても、25億かかっているこの経費を繰り入れしなさい、けれども８億余りしか繰り入れをしていませんということではありませんか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

総務省の繰出基準というのは、明確には細かいところはされていないというのが現状でございまして、各自治体によって、それぞれで決めているという状況というふうに考えております。ちなみに、本県は救急医療に関しましては、収益と費用、その収支差をもって宛てがうために、先ほど言いました経費から収入の部分を差し引いて、その８億余りの額になっているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　それでは、法の17条の２の１号、明確に述べてください。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

17条の２号の１号経費でございますが、地方公営企業法施行令では、看護師の確保を図るために行う養成事業に要する経費、救急の医療を確保するために要する経費及び集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費として規定されております。沖縄県では、当該規定に基づき、救急の医療を確保するために要する経費が繰り入れ対象となっております。

２号経費を……

○西銘　純恵さん　１号の条文を述べてください。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　17条の２の１号の条文でございますが、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費」ということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　だから、先ほどは繰り入れをした額というのは、収入の分を差し引いて繰り入れさせたと。それは間違いであるということになると思いませんか。間違っていませんか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

総務省の繰出基準には、明確にそういうところまでは述べていないという状況でございまして、各都道府県のその財政事情によってこういった繰出基準を決めているというのが現状じゃないかというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　公営企業法には、経費の負担の原則ということで今の１号が明記されています。

それで伺いますが、入院ベッド１床当たりの一般会計からの繰り入れは、全国平均と比べてどうですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

１床当たりの繰入額は、総務省の公営企業年鑑、これ平成27年度の決算値でございますが、沖縄県は291万3000円、全国平均は518万3000円となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　だから、１床当たりこんなに差があって、2000床当たりのベッドがあるわけですよね。だから、今年度労基署から指摘を受けて、時間外手当を出してこなかったというのが公になったんですけれども、それ８億余り、年間かかるわけでしょう。そこら辺をしっかりと政策医療ということで、繰り入れでやっていかなければ、今後も県民が必要とする医療を受けることができないということになるんじゃないのか。だから一般会計の繰り入れをしっかりと見直して、政策的に繰り入れる、全国よりも少ないというものについて、ちゃんと検証して見直しをすべきだということで、私ずっと何度も質疑を続けてきましたけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

この救急医療に対する繰入額に関しましては、沖縄県は収支差をもって宛てがっているわけでございます。今回のいわゆる救急医療の未払い問題につきましては、今回の議会に補正予算で出しておりますが、未払い部分の大体７割ぐらいが繰り入れになるというふうな状況でございまして、当直には、救急医療でやる分と、それから病棟当直という、いわゆる医療法上置かなきゃいけないというのがございまして、その分が差し引かれた額になっているというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　政策医療分、その分も増額をしていかなければいけないという立場だと思うんですが、あとは退職引当金、給料に入ってくる、これは繰り入れすべきだと思うんです。この間どのようにやってきたのか、

今後これについてもどうなるのかお尋ねします。
○議長（新里米吉君）　病院事業局長。
○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。
　退職給付引当金につきましては、新会計基準の施行によりまして、公営企業は引き当てしなきゃいけないということで、沖縄県病院事業は、毎年８億余りの金額で引き当てをしております。しかしながら、これに関しては、実際にいわゆる現金の出し入れが伴うものではないものでありまして、今までのところは、それをその繰り入れの対象とはしておりません。
○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。
○西銘　純恵さん　これは今後、繰り入れということで検証してやっていくものにはなっていきませんか。ほかにも繰り入れの対象とするような検証が必要なものとかが出てくるかと思うんですが、それについて今後の見通しをお願いします。
○議長（新里米吉君）　病院事業局長。
○病院事業局長（伊江朝次君）　この件に関しましては、毎年出る退職者の退職手当というのは、その年々の給与費に算定されますので、これはその部分については、いわゆる繰り入れの対象になってくるというふうに思っております。ですから、引当金に関しましては、とりあえず帳簿上、これ引き当てないといけないという、支出を伴わないものですから、毎年毎年の退職手当によって置きかえられていくんだろうというふうに考えております。これからの繰り入れに関しましては、やはり病院事業の場合、原価計算というのがしっかりやられているというふうには思いませんので、やはり原価計算をしっかりして、今やっている収支差が妥当なものかというのも検証していきたいなというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。
○西銘　純恵さん　しっかりやっていただきたい。
　次は、教育のところで６番ですが、泊高校にある就学支援センター、先ほど答弁ありましたけれども、設立の目的と成果を伺います。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後３時22分休憩
　午後３時22分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　お答えします。
　高等学校生徒就学支援センターですが、休学者でありますとか不登校の生徒、また退学を考えている生徒等を転学で受け入れしまして、それぞれの生徒に合った学校、また進路などを見つけていただくための就学支援を行うことを目的として設立しております。成果といたしましては、平成15年のセンター開設から現在まで2634人を受け入れまして、そのうち844人が再就学しております。
○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。
○西銘　純恵さん　現場行ったんですけれども、このセンターをつくったのは、本当に困窮している皆さんとか、貧困の連鎖を断ち切る重要な、高校中退を生み出してはいけないということでつくって、そして高校卒業まで支援をしていくというところでつくられて、今のような844人という支援を行ったということになっているんですけれども、やっぱり体制、今在学生が580人、答えていただけましたかね。在学生が580人ですが、体制はどうなっているんでしょうか。先ほど人数言われなかったんですよ。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　数字ありました。
　職員の体制ですけれども、教諭が４名、事務職員が１名を配置しておりまして、これ26年度から今年度も同様の配置となっております。
○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。
○西銘　純恵さん　センターの生徒の在籍の３年前との推移はどうなっていますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後３時24分休憩
　午後３時25分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　失礼しました。
　センターですが、３年前の26年５月１日現在の在籍が276人、今年度が11月１日ですけれども、580人となっております。
○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。
○西銘　純恵さん　職員体制は何年間も教員４名いるという状況で、生徒数はこれだけふえたのに、この体制でいいのかということで私担当ともいろいろやりとりしたんです。真和志高校が不登校対策という体制をとって、そこの教員体制を県議会で視察に行きましたけれども、教育相談担当２名、就学支援員、スクールカウンセラーを配置しているということで、これ真和志高校の不登校だけの対策なんです。何名いるかと言ったら、人数的にも580名いる支援センターの生徒数と比べたら、本当に差は歴然としていると思うんです。生徒数ずっと少ないわけですよ、真和志高校は。でもそういう体制をとっていると。この支援センターは、教員４名とおっしゃいましたけれども、現場の声

は、１人で中部、北部、200人ぐらいの生徒を持っている。那覇と浦添で200人、南部・離島で200人と。200人の生徒を本当に丁寧に、家庭がとっても困窮している、とても困難な家庭が多いと。生活苦も多いと、そういう中で、本当に――心因性の生徒も半数ほどいると、現場の教師から言われました。だからこそ、ここの体制をもっと強化して、本当に高校卒業して、貧困の連鎖を断ち切っていくという設立の目的に従ったら、体制を強化しないといけないんじゃないですか、どうですか。今の体制でいいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時27分休憩

午後３時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

在籍が580名ということでふえてございます。

今の支援センターの業務ですけれども、28年度で言いますと家庭訪問517件、来校していただいての相談が1085件、電話での相談が5739件という形になっておりますが、教員１人当たりの件数で申しますと、これ４名ですけれども、家庭訪問が１日当たり0.5件ですから２日に１遍という形になりますか。あと来校訪問が１日当たり1.1件、電話相談が１日当たり5.7件ということでございます。支援センターの業務としましては、定期的な先ほどの面接でありますとか、家庭訪問、電話での相談などが主でございまして、配置されているほうの通信制課程のようなスクーリングでの授業でありますとか、レポート添削等の学習指導業務というのがございません。そういうことで、現在、件数、先ほど申し上げた件数でありますけれども、いろいろな声があるのは承知しておりますが、配置人数としては現在それで何とかやっていただいているのかなと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　今の配置でできることをやればいいというんじゃいけないと私は思うんです。やっぱり設置の目的からしても、例えば、うるま市の子がおばあちゃんとの生活で車もないと。この場所は泊ですから、そこにバスに乗って来るんですよね、相談に。だからそういう状況を見たら、要望いっぱいあります。職員体制もしっかりふやしてほしい。そして支援できることをもっと手厚く、心因性と言ったらやっぱりかかわりが大事なわけでしょう。電話だけじゃだめでしょう。訪問が必要でしょうと。そこら辺がやられていないということを訴えているわけですよ。だから、やっぱり体制を見直していく。そして中部にももう１カ所、このような支援センターが欲しいなと、中北部の皆さんが那覇に通ってくるのがとても困難だと。最低でもそういうことを私言われました。だから、今抜本的に見直しをして、ぜひこのセンターをもっと充実した、そもそもほかの都道府県にないわけでしょう。沖縄県が中退を減らしていく、不登校を減らしていく、そういうふうにしてつくられたものであれば、もっと見直しをする、検証するというのが大事じゃないかと思うんですが、いま一度私は提案したいと思います。この現場も見て、生徒の状況も見て、見直しに向けて何らかの話し合いを持っていくというのはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　議員のお話もいただきましたし、その学校の、配置された先生方、職員の方のほうとも少し現場の意見も伺って、意見交換しながら、今後どういう体制がいいのかというのは、少し検証してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　高校生のアルバイトが多いと、生活・家計のためにやっていると。そういう子たちがやっぱり支援センターに来ているという実態も多く出ています。それで、真和志高校に「和」、就学、不登校、勉強の支援センターができていますけれども、子供の貧困の立場で、金城部長にお尋ねしたいんです。高校生のアルバイト、家計のためにやっているというものについて新しい調査をやったと思うんですけれども、この中間報告で高校生がどのようなときにアルバイトや仕事をしているかということ、年間を通していつでもというような、とっても厳しい状況が出ていると思うんです。ちょっとかいつまんでこの高校生のアルバイトの実態というのを調査の報告で出していただけませんか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

昨年11月から12月にかけて高校生調査、実施させていただきました。ことしの３月に公表いたしたところでございますけれども、アルバイトについてということで、ほかにもいろんな中身、調査をしております。まずアルバイトと言いますと、年間通して困窮・非困窮合わせて６割から７割の高校生がアルバイトをしていると。困窮世帯でいきますと、年間を通して７割、71％の高校生がアルバイトをしているというふうな実態が明らかになったところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　給付制の奨学金も国が少しはとか、いろいろ高校生の支援というのも当たり前に国としてもやらざるを得ないという状況は出てきたと。でも沖縄県の貧困というのは、その全国平均の倍に当たると。高校生が今やっぱり勉学を続けて、高校を卒業して、そして貧困の連鎖をなくしていくという立場からすれば、高校生の家計のためにアルバイトをしているというのをそうならないような支援というのはとても大事だと思うんです。ですから、一応教育長、部長にそれぞれお答えいただけたら。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたが、高校生調査でいわゆる高校生の厳しい生活実態というのが今回明らかになりました。県のほうでは、これまで沖縄県子どもの貧困対策計画で、いわゆるそれぞれのライフステージに応じた施策を打っているところでございます。ただ今回明らかになった実態がございますので、私ども子ども生活福祉部としましては、国、それと教育庁とも連携を図りながら、子供が安心して暮らせる環境整備に引き続き取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　知事に所見を最後にいただけたらと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今西銘議員が詳しく説明していただいたのを私初めてお聞きしまして、この詳しい話はですね。今数字等々、いろいろまたその配置される先生方のものを見ましたので、きょう教育長、あるいはまた子ども生活福祉部長、やりとりしていますから、これから議論をしながら、１歩でも２歩でも前進できるようにやっていきたいというふうに思います。

○西銘　純恵さん　よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時35分休憩

午後３時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

宮城一郎君。

〔宮城一郎君登壇〕

○宮城　一郎君　ハイサイ　グスーヨー　チャー元気ですか。

社民・社大・結連合の宮城一郎です。

早速ですが、12月７日木曜日に発生した宜野湾市内保育園への米軍機による落下物事故について、質問通告後に発生した看過できない問題でありますので、議事課と執行部には連絡を済ませた上で、先例を踏まえ質問をさせていただきます。

質問の１つ目です。

事故の状況についてお伺いいたします。

２つ目、事故現場となった保育園について。

(1)、保育園の規模、園児数等をお伺いします。

(2)、保育園の近隣の生活環境、地域とのかかわり合いをお伺いします。

３つ目、県の対応をお伺いいたします。

追加質問は以上です。

それでは当初通告分について質問させていただきます。

１、公共電波等で垂れ流されるフェイクニュースについてお尋ねいたします。

県内コミュニティＦＭ（５局）の番組において、人種差別を疑われる内容、事実に基づかない放送内容が配信されました。県において放送内容を確認されましたでしょうか。また、これらのラジオ放送等を利用し差別・デマ等を流布される事態について県の考えを伺います。できれば社会の公平性や社会差別について沖縄県としてどのような社会を目指しているかを踏まえて御答弁いただけると幸いです。

２、普天間基地で繰り返される環境汚染物質ＰＦＯＳの流出について。

県環境部が８月から９月にかけて実施した水質調査で、普天間基地下流側の７カ所から国内では使用が原則禁止されている有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ）が前回調査に引き続き検出されました。

(1)、県が把握するところを伺います。

(2)、県は関係先にどのような対応をされたのか教えてください。

３、普天間基地における騒音の激化と騒音防止協定について。

沖縄防衛局がまとめた2016年度の航空機騒音測定調査結果によると普天間基地周辺では全体、夜間・早朝ともに前年度比に対し増加し、特に夜間・早朝は2.7倍と激増しています。騒音防止協定違反が常態化している。

(1)、県が把握するところの最新の現状をお伺いします。

(2)、この現状は協定違反なのか。それとも協定内及び補足する文書・議事録等に許容する条項があるのかお伺いします。

４、沖縄における民泊利活用の展望について。

(1)、県経済発展、振興の側面からと、県民生活及び利用客の安心・安全の２つの側面から、それぞれ県の方針、考えをお伺いします。

(2)、以下の各懸念について県は解決に備えているかお伺いします。

ア、摂食、防災、館内事故等に係る保険等、安全面の担保。

イ、地域住環境の担保。

ウ、犯罪の隠れみのへの予防。

エ、税徴収の徹底。

(3)、某コンビニエンスストアが民泊施設の鍵出しサービスを計画しておられます。総合的に勘案して県観光界にとって有益性が高いものと考えるのか、あるいは懸念も考えられるのか。

５、1997年の漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定について。

(1)、協定の概要を伺う。

(2)、第６条に定める(b)の水域と、第７条３に対する解釈を御説明いただきたい。

(3)、漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第６条(b)の水域に関する書簡の概要をお伺いします。

６、2014年の日中関係改善に向けた話合いで意見の一致を見た４項目の合意事項について。

(1)、合意事項の概要をお伺いします。

(2)、合意事項３について詳しく御説明いただきますようお願いします。

７、高江のＣH53ヘリ墜落炎上事故について。

(1)、６つの新ヘリパッド新設を伴った北部訓練場の過半の返還は米軍基地の負担軽減につながったと考えていらっしゃるのか県の考えを伺います。

(2)、ＳＡＣＯ合意の項目である６つの新ヘリパッドのうち３つについて使用中止を県は要求されました。今もなお、ＳＡＣＯ合意は米軍基地の負担軽減に資するものと考え、支持する立場なのかお伺いします。

８、辺野古における機動隊の警備について。

(1)、辺野古キャンプ・シュワブゲート前における機動隊配置の経緯及び目的をお伺いします。

(2)、沖縄県公安委員会における機動隊の職務遂行のチェック体制について教えてください。

(3)、警察職員の職務執行に対する苦情申出制度についてお伺いいたします。

９、伊江村における水道料金について。

(1)、伊江村における水道料金について他自治体と比較して現状を御説明お願いします。

(2)、県が考える価格差の理由をお伺いいたします。

10、西普天間住宅地区跡地への県立普天間高校の移転事業について。

(1)、用地取得状況をお伺いします。

(2)、譲渡に積極的ではない地主の声で最も多いのはどのような理由か教えてください。

(3)、県立高校移転の事業主の立場から、教育委員会は現在の取得状況についてどのようにお考えかお伺いします。

11、福建沖縄友好県省締結20周年記念事業について。

(1)、交流全体を振り返り、成果と反省、今後のビジョンをお聞かせいただきたい。

以上、答弁を拝聴させていただきまして、再質問のほうを考えていきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　宮城一郎議員の御質問にお答えをいたします。

福建沖縄友好県省締結20周年記念事業についてに関する御質問の中の11の(1)、友好県省締結20周年記念事業の成果、反省、今後のビジョンについてお答えをいたします。

今回の沖縄県・福建省友好県省締結20周年記念事業では、于偉国省長を初めとする関係者の皆様とともに、締結20周年を盛大に祝い、さまざまな分野において交流をさらに推進していくことを確認いたしました。経済分野では、昨年末両県省の間で交わされた経済交流促進に係る覚書に基づき、連携を一層強化していくことで意見が一致しました。また、人的交流の一環として、両県省の若者による交流会を開催し、永続的な友好関係を担う次世代のネットワークを構築できたことも大きな成果であります。一方、反省点としては、福建省政府との調整の関係から、20周年記念事業の日程確定に時間を要したことが挙げられます。

沖縄県としましては、このたびの記念事業を機に、福建省との連携を一層密にしながら今後も多くの分野で交流を推し進め、ともに発展してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　１の公共電波等におけるフェイクニュースについての御質問にお答えいたします。

県内の放送事業を所管している総務省沖縄総合通信事務所によると、放送番組の編集は放送事業者の自主規律が基本であり、番組の内容が適正かどうかは、放送法第６条の規定に基づき、放送事業者が設置する放送番組審議機関が審議すべきであるとのことであります。県においては、放送番組の内容については、放送事業者が自主規律で検証すべきものであると考えており、内容は承知しておりません。

県としましては、偏見や差別のない社会の実現に向けて、今後とも人権啓発活動に取り組んでまいります。

次に、13、緊急質問についての御質問の中の、事故の現場となった保育園の規模や園児数及び近隣の生活環境等についてお答えします。13の(2)アと13の(2)イは関連いたしますので、恐縮でございますが一括してお答えさせていただきます。

今回、事故の現場となった普天間バプテスト教会付属緑ヶ丘保育園は、宜野湾市野嵩にある認可外保育施設で、教会のある建物の１階部分と増設した部屋で保育を行っており、園庭も備えてある施設であります。事故当時は、61名の園児と園長を含め11名の職員が園内にいたとのことであります。また、近隣は住宅密集地であり、当該保育園の近くの広場で、自治会の夏祭りや豊年祭が催されるなど、日ごろから地域住民が集う場所となっていると聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２、普天間基地で繰り返される環境汚染物質ＰＦＯＳの流出についての御質問の中の(1)、ＰＦＯＳ調査の結果についてお答えします。

県では、企業局が調査を行っている地点を除く主な河川・地下水等について、昨年度、夏季35地点と冬季41地点で、ＰＦＯＳ等の全県的な調査を実施しました。その結果、米国環境保護庁が設定した飲料水に関する生涯健康勧告値を超えた地点が、夏季調査で３地点、冬季調査で６地点ありましたが、いずれも普天間飛行場下流側湧水等でありました。また、今年度の夏季調査では、昨年度の結果を踏まえ普天間飛行場周辺を中心に18地点で調査を実施し、これまでと同様に普天間飛行場下流側７地点の湧水等で勧告値を超えて検出されております。ＰＦＯＳ等検出の原因については、普天間飛行場上流側地下水等ではＰＦＯＳ等の濃度が低いことや、全国でも飛行場周辺において高濃度で検出される事例があること、汚染源となる工場等が調査地点の周辺に存在しないことから、普天間飛行場が汚染源であることが懸念されます。

同じく(2)、ＰＦＯＳに関する関係先との対応についてお答えします。

県では、ＰＦＯＳ等調査を実施するに当たり、地元市町村や湧水等の管理者に調査の目的等について説明を行っています。また、調査の結果についても、宜野湾市や地元自治会等に報告するとともに必要な対応等を説明し、理解いただいた上で公表しております。なお、普天間飛行場を管理する米海兵隊に対しては、沖縄防衛局を通して、ＰＦＯＳ等の原因を確認するための調査について調整する場の設定等を要請しておりますが、現時点で実現しておりません。

次に、普天間基地における騒音の激化と騒音防止協定についての御質問の中の(1)、航空機騒音の現状についてお答えします。

県が関係市町村と連携し、普天間飛行場周辺で実施している航空機騒音測定結果速報値によりますと、本年９月から11月までの３カ月間の測定結果を前年同期間と比較した結果、Ｌｄｅｎは12測定局中11局で減少、騒音発生回数は12測定局中９局で減少しております。しかしながら、夜間22時から翌朝６時までの騒音発生回数については、12測定局中10局で増加しており、依然として周辺住民の生活環境に影響を及ぼしている状況にあります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　３、普天間基地における騒音の激化と騒音防止協定についての御質問の中の(2)、普天間飛行場の現状が協定違反かについてお答えいたします。

普天間飛行場については、平成８年に日米両政府で合意された航空機騒音規制措置が適用されています。同規制措置の中では、場周経路における一定の高度以下の飛行や、22時から翌朝６時までの間の飛行などが規制されておりますが、その多くが、できる限り、任務により必要とされる場合を除き等、必ずしも規制措置に拘束されない内容となっております。県は、これまであらゆる機会を通じ、航空機騒音規制措置の厳

格な運用、騒音対策の強化・拡充等、航空機騒音の軽減について要請してきたところです。

県としては、今後、宜野湾市や軍転協と連携し、周辺住民の負担軽減が図られるよう、合意から20年が経過した同規制措置について、効果の検証と見直しを求めていきたいと考えております。

次に、６、2014年の日中関係改善に向けた話合いで意見の一致を見た４項目の合意事項についての御質問の中の(2)、合意事項の第３項目についてお答えいたします。

外務省の発表によると、平成26年11月７日の日中関係の改善に向けた話合いにおける４つの合意事項の第３項目につきまして、「双方は、尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一致をみた。」としております。

次に、７、高江のＣＨ53ヘリ墜落炎上事故についての御質問の中の(1)、北部訓練場の過半の返還について、７の(1)と７の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

県は、ＳＡＣＯ合意事案を着実に実施することが本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。住宅地域に近いヘリコプター着陸帯の使用については、これまでも、当該地域の住民生活への影響が懸念されており、地元から使用中止の強い要望が出されております。今回の事故を受け、県は、政府に対し、住宅地上空での飛行訓練の中止、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用中止、ダム上空での飛行訓練中止等を含め、米軍の演習のあり方を見直すよう求めているところです。

次に、13、緊急質問についての御質問の中の(1)、事故の状況について及び(3)の県の対応について。13の(1)と13の(3)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

去る12月７日10時20分ごろ、宜野湾市の保育園に米軍機の部品らしきものが落下する事案が発生しました。事実関係については現在確認中ですが、落下物の表示内容や形状などから、発見された部品は、ＣＨ53Ｅ等に使用されている部品の可能性が高いと考えております。事案の発生を受け、県は直ちに職員を現地に派遣し状況を確認するとともに、翌12月８日に、外務省特命全権大使（沖縄担当）及び沖縄防衛局長に対し、事故原因の徹底的な究明と速やかな公表、事実関係が判明するまでのＣＨ53Ｅの飛行自粛を米側に働きかけることを強く求めました。また、同日、富川副知事が海兵隊のロック准将と面談し、米軍の調査状況について意見交換を行ったところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　４、沖縄における民泊利活用の展望についての御質問の中の(1)ア、県経済発展等に係る民泊利活用の展望についてにお答えいたします。

県のリーディング産業である観光・リゾート産業において、観光客の満足度向上を図るためには、宿泊施設の充実・確保は、極めて重要なことと認識しております。一般観光における民泊は、観光客に多様な宿泊施設の選択肢を提供するとともに、長期滞在型の観光を促進できるメリットがあると考えております。しかし、その中の家主不在型民泊では、騒音やごみ出しなど近隣住民とのトラブルが懸念され、県として、今後とも注視していく必要があるものと考えております。沖縄の修学旅行においては、家主滞在型の教育旅行民泊のニーズが高く、多くの学校で実施していることから、県ではことし５月に安全対策や衛生面を規定した教育旅行民泊取扱指針を策定するなど、受け入れ体制の強化を図っており、今後も積極的に推進していきたいと考えております。

次に、６、2014年の日中関係改善に向けた話合いで意見の一致を見た４項目の合意事項についての御質問の中の(1)、日中関係改善に向けた話合いにおける合意事項についてにお答えいたします。

平成26年11月７日付で外務省からなされた日中関係改善に向けた話合いと題する発表は、日中の関係改善に向け静かな意思疎通を図ってきた結果、両国間で一致できるものをまとめたものとされており、１、日中の戦略的互恵関係の発展、２、両国関係に影響する政治的困難の克服、３、尖閣諸島等東シナ海の海域における不測の事態の発生の回避、４、政治的相互信頼関係の構築の４項目で意見の一致を見たと発表されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、４の沖縄における民泊利活用の展望についての御質問の中の(1)のイ、県民生活及び利用客の安心・安全の側面についての御質問にお答えします。

県としましては、平成30年６月に施行される住宅宿泊事業法に基づき、事業の実施の制限に関する条例を制定することにより、地域住民の生活環境の悪化を防止していきたいと考えております。また、同法において住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者、住宅宿泊仲介業者それぞれに課せられた責務を遵守させることにより、地域住民及び利用客の安心・安全に配慮された健全な民泊の普及に取り組んでいきたいと考えております。

次に、(2)のア、飲食、防災、館内事故等に係る保険等、安全面の担保についての御質問にお答えします。

住宅宿泊事業法に基づく届出住宅につきましては、同法第６条において非常用照明器具の設置や避難経路を表示することとされており、また、民泊施設の面積や収容人員等に応じて火災警報器や誘導灯の設置などの防火安全対策を適切に講じることとされております。なお、食事の提供については、家主等が食事を調理し、提供する場合は、食品衛生法に基づく飲食店等の営業許可の取得が必要となりますが、宿泊者がみずから調理を行う場合は、営業許可の取得は不要となります　また、民泊利用者等の安全・安心のため、民泊の住宅提供者、民泊利用者、隣接居住者に対する損害保険について、現在、国において検討がなされているところであります。これらの措置が講じられることにより、民泊利用時における安全・安心の確保が図られるものと考えております。

次に、(2)のイ、地域住環境の担保についての御質問にお答えします。

住宅宿泊事業法では、住宅宿泊事業者に対し、宿泊者への騒音防止やごみ処理等に関する説明が義務づけられるとともに、周辺地域の住民からの苦情等に対しては、適切かつ迅速に対応する義務が課せられております。また、同法では地域の実情を反映する仕組みが導入されており、都道府県は住宅宿泊事業の実施に起因する生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、条例により区域を定めて、事業を実施する期間を制限できることになっております。

県は、同法に基づき事業の実施の制限に関する条例の制定作業を進めているところであり、生活環境の悪化を防止する観点から、都市計画法で規定する住居専用地域における事業の実施を制限していきたいと考えております。

次に、(2)のウ、犯罪の隠れみのへの予防についての御質問にお答えします。

国内における不法行為を未然に防止するため、不特定多数の者が利用する旅館等においては、安全確保のための体制整備は非常に重要であると考えております。このため、現行の旅館業法においては、国からの通知に基づき、宿泊者に対し宿泊者名簿への正確な記載を働きかけることや、日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、旅券の提示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存することになっております。国は、平成30年６月に施行される住宅宿泊事業法においても、旅館業法と同様な方法での本人確認が行われる必要があるとの考えであり、適切な本人確認の方法等については、今後国が作成するガイドライン等で示されることになっております。

次に、(3)、鍵出しサービスの有益性及び懸念についての御質問にお答えします。

コンビニエンスストアでの鍵出しサービスのシステムは、インターネットのサイト上で予約した宿泊施設の電子キーを予約した宿泊施設の近くにあるコンビニエンスストアの端末に予約番号を入力することにより受け取るものであり、利用者にとっては利便性の高いシステムであると考えられます。しかしながら、予約者本人以外のチェックインも可能となるため、県としましては、対面により本人確認を行うことが重要ではないかと考えております。国は、ＩＣＴの活用等により対面でのコミュニケーションに代替する方策について具体的に検討した上で、ＩＣＴ活用等による適用除外を認める方向で検討しているところであり、県としましては、国による検討の結果を待って適切に対応したいと考えております。

次に、９の伊江村における水道料金についての御質問の中の(1)、伊江村の水道料金の現状についての御質問にお答えします。

伊江村の平成27年度における10立方メートル当たりの水道料金は2592円であり、県平均の1669円と比較すると約1.6倍、離島地域平均の2213円と比較すると約1.2倍、また、平成33年度までに水道広域化予定の本島周辺離島８村の平均2706円と比較すると約0.96倍となっております。

次に、同じく伊江村における水道料金についての質問の中の(2)、伊江村の水道料金の価格差についての御質問にお答えします。

伊江村による村民への水道水の給水は、そのほとんどが県企業局からの水道用水供給によるものでありますが、その一部は村の浄水施設によるものであります。このため、伊江村は、本島地域の水道事業体とは異なり、自己水源で浄水から給水までを一括して行っていること、また、運営費用が割高である高度処理を

導入していることなどから、本島地域と比べ水道料金が高い状況にあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君） ４、沖縄における民泊利活用の展望についての御質問の中で(2)のエ、税徴収の徹底についてお答えをいたします。

不特定多数の方を対象に宿泊者を募集し、対価を受けて宿泊させることを反復継続して営んでいる場合は事業に該当するため、法人事業税等の申告を行わなければなりません。事業から生じる所得や不申告等については、業種や業態に関わらず、関係機関等と連携して定期的に税務調査を行っており、不申告や課税漏れがないよう努めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君） ５、1997年の漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定についての御質問の中の(1)、日中漁業協定の概要についてお答えいたします。

日中漁業協定は、平成９年（1997年）11月に署名、12年（2000年）６月に発効し、両国の主張する排他的経済水域において、相互に漁場を利用するための協定であり、操業の許可、操業隻数・漁獲割当量等の操業の条件、取り締まりなどに関する取り決めであります。

次に、(2)、第６条(b)の水域と第７条３に対する解釈についてお答えいたします。

日中漁業協定第６条(b)の水域とは、北緯27度以南の東シナ海、及び東経125度30分以西の協定水域であり、第２条から第５条に定められた操業の許可、操業の条件、取り締まり等に関する取り決めについて、除外された水域となっております。よって、北緯27度以南の協定水域では、中国漁船が自由に操業できる内容となっております。第７条においては、北緯27度以北のいわゆる暫定措置水域について定められております。さらに、第７条３においては、１、自国の漁船についてのみ取り締まり権限を有する、２、同水域においては、相手国漁船の違反を発見した場合、その漁船に注意を喚起するとともに、相手国に対して通報することできる旨が定められております。よって、暫定措置水域においても、相手国に対して取り締まりができない内容となっております。

次に、(3)、日中漁業協定の書簡の概要についてお答えいたします。

日中漁業協定第６条(b)の水域に関する書簡は、日中漁業協定とあわせて、平成９年（1997年）11月に双方で取り交わされた、いわゆる外務大臣書簡であります。この書簡では、北緯27度以南の協定水域において、海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを前提として、相手国に対し、自国の関係法令を適用しないことを協定の内容に加えて、両国の政府間で確認し合うものとなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） ８、辺野古における機動隊の警備についての御質問の中の(1)、キャンプ・シュワブ周辺における警備についてお答えいたします。

キャンプ・シュワブ周辺では、米軍普天間飛行場の移設工事が開始された平成26年７月以降、抗議参加者らが危険かつ違法な抗議行動を行うことがあり、その際には交通渋滞となり、一般交通の危険など住民生活にも支障が生じることもございます。

県警察では、これら抗議行動の状況等を踏まえ、抗議参加者を含む関係者の安全の確保、抗議参加者と工事関係者等とのトラブル防止、一般交通の安全と円滑の確保など住民生活に支障を及ぼさないことなど、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、関係法令に基づき必要な措置を講じているところでございます。

次に、(2)、公安委員会の管理状況についてお答えをいたします。

キャンプ・シュワブ周辺の警備状況につきましては、原則毎週開催されております公安委員会において、ビデオなどを含めて随時報告を行っているところであります。その際、公安委員会の総意として、抗議参加者らの安全の確保を優先するよう強くお話をいただいているところであります。

公安委員会の管理のもと、警備活動について引き続き抗議参加者らの安全に最大限の配慮をした上で、適切な職務執行を行うよう努めてまいります。

次に、(3)、警察職員の職務執行に対する苦情申出制度についてお答えいたします。

苦情申出制度は警察法第79条に基づき、公安委員会に文書で提出された警察職員の職務執行に関する苦情に関して公安委員会が法令等に基づき誠実に調査し、その結果を公安委員会名で文書により通知、回答するものであります。

苦情の申し出の方法につきましては、国家公安委員

会規則に基づき、名前、住所、電話番号などを明記した上で、苦情の原因たる職務執行の日時、場所、警察職員の執務態様、申し出者が受けた具体的な不利益を記載した文書に署名または押印をし、公安委員会に持参または郵送で提出することとなっております。

このほか警察宛ての苦情がありますが、公安委員会宛ての苦情と同様、名前、住所、電話番号などを確認させていただいた上で、所要の対応をしているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　10、西普天間住宅地区跡地への県立普天間高校の移転事業についてに関する御質問の(1)、用地取得状況についてお答えいたします。

沖縄県では、ことし８月末より普天間高校の用地取得を開始しており、目下、県土地開発公社とともに、地権者の戸別訪問に取り組んでいるところであります。11月末時点において、地権者からの申し出が少ない状況にございますが、引き続き、高校移設の実現に向けて用地取得に御協力いただけるよう、地権者の皆様に対して丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、同じく10の(2)、地権者の方々の反応についての御質問にお答えいたします。

これまで多くの地権者の方々からは、普天間高校の移設は望ましいとの御意見をいただいております。一方、土地の売却については、大切な財産であることから、家族の同意に時間を要することや将来の自己利用を希望することなど、さまざまな御意見を伺っております。

沖縄県としましては、高校移設の実現に向けて用地取得に御協力いただけるよう、地権者の皆様に対して、引き続き丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　10の西普天間住宅地区跡地への県立普天間高校の移転事業についての御質問で(3)、普天間高校に係る用地の取得状況についてお答えいたします。

普天間高校の西普天間住宅地区跡地への移設は、よりよい教育環境の創出に寄与するものと考えております。同校の用地取得については、知事部局を中心に地権者への説明会や個別訪問等に鋭意取り組んでおり、県教育委員会も連携して進めております。これまでのところ地権者からの申し出が少ない状況にありますが、高校移設の実現に向け、用地取得に御協力をいただけるよう、引き続き関係部局と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　御答弁ありがとうございました。

それでは再質問のほうをさせていただきます。

４の沖縄における民泊利活用の展望というところなんですけれども、御答弁いただいた中で(2)のア、イ、ウ、エはそれぞれ私のほうが業界の方々といろいろ勉強会をしながら上がってきたような懸案、この不安についてお答えいただきました。それぞれさまざまな法律、条例においてこれを備えているというふうな御答弁だったんですけれども、実際私も個人的に旅館業法とかを比較する中である程度法律、今回住宅宿泊事業法、結構体裁は整っているというふうには感じております。ただそれもやはり問題はこの法律を事業者に対していかに実効性を持たせるかというところだと思っているんです。これまでの議会答弁の中で砂川部長がおっしゃられたように、予約サイト等で確認できる事業者は多くあるんですけれども、実際に所在とかまで突きとめることができないのが半分くらいあるというふうな、いわゆる言葉を選ばなければ潜り事業者、そういった方々に新法をどのように徹底させるか、あるいは登録はしたけれどもいろんな決め事を守らずに脇をすり抜けていくような考え方を持っている事業者にどうやって徹底させていくのか。それがやはり懸案だと思うんです。その辺の備えがしっかりできているのかどうかというところのお考えをお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　今回の届け出は、これは国のほうでは全国共通のデータベースを作成することになります。それについては届け出していくわけです。その時点で県の担当者はどこにどのような施設があるというのを把握することが可能になります。また新しい法律ではいろんな罰則規定が設けられておりますので、例えば無届けで営業した場合は100万円以下の罰金、あるいは６カ月以下の懲役ということで法律を遵守させる、担保する法も法整備も整っていると思います。今まで旅館業法だったら３万円以下の罰金で済んでいたわけですけれども、それが引き上げられることになりますので、実効性は十分担保されているのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　今回、先日の新聞報道にもありましたように、来年６月の施行に向けて県の条例案も大体目鼻が固まってきたということで、週末とかの宿泊制限とかを設ける中での年間百何日とかというところだと思います。ただ実際現実的には、昨今いわゆる不動産開発業者さんとかがこれまではアパート経営しませんかというような持ちかけとかだったんですけれども、最近では民泊事業を始めませんかというふうな形で不動産登記を勧めているという現状があります。恐らくこの経営計画というのは、この新法がしかれる前から計画された方は、年間もう三百六十数日やるというふうなことで計画されていたと思うんです。ところが、こんなふうに条例が半分とか３分の１とかというふうに縛ったときに、経営計画はもう破綻してしまうわけなんです。そうなると県がしいた条例、やっぱりもう聞いていられないよなとか、さっき言った脇をすり抜けていくような状態というのが頻発するのは目に見えているんじゃないかなと思うんです。今回いろいろと条例を設定されましたけれども、地方の自治体、市町村と各自治体はどのような希望を持っているかというのを議論されたと思うんです。伊江島ですとか南部のほうですとか、これまで過去に教育民泊の実績を持っている市町村はかなり早い段階で要望は上がってきたと思うんですけれども、それ以外民泊経験が少ないところというのは本当に議論が十分されているのかなと、成熟しているのかなというところをちょっと不安に思っているんです。その辺、これまで市町村の意見をヒアリングしていく中で、部長が感じられている感触というのはどんなものでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　私、直接市町村と意見交換はしておりませんけれども、うちの担当のほうで十分に説明会もして意見交換をしているところでございます。確かに教育民泊、これを地域振興の柱にしようという市町村からはこの規制を外してくれというような要望もございます。確かにこういう教育民泊をやっていないところ、ちょっと検討遅いのかなというのがございますが、今後とも必要に応じて十分に説明していくことで、この市町村要望に沿う形で条例制定していきたいと思いますので、意見交換は密に行っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　(3)のコンビニエンスストアさんの鍵出しサービスです。

コンビニエンスストアさんと沖縄県空室対策事業協同組合さんの提携で始まるということです。今回の民泊新法では住宅宿泊管理業者というのをあえて指定しておりまして、これは家主が施設を常駐管理できない場合に家主にかわって施設管理をする者を設定するということなんですけれども、この鍵出し業務については法律の新法の中で特にとりたてて指定しておりません。ただ私はこの鍵出し業務というのは、管理業務の中に十分包含されるものではないかなというふうに思っておりまして、コンビニエンスストアさんにも住宅宿泊管理業者の登録をさせるべきではないのかなというふうに考えています。その辺いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　鍵出しサービスにつきましては、まだ結論が出たというふうには思っておりません。ＩＣＴの活用でどういった代替案ができるかというところをまだ国のほうで検討中でございます。一方で、新しい住宅宿泊事業法においても宿泊名簿というのはこれ義務づけられておりますので、その辺との整合性を絡めて国において結論が出ると思いますが、我々としてはその検討結果を受けて適切に対応したいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　現在多くの消費者が利用している宿泊予約サイト、じゃらんネットさんですとか一休ドットコム、それから楽天トラベルさんとか、このスキームが初めて出たころは、これらは場貸しサイトといっていわゆる予約機能がついた単純な広告扱いでした。ですから消費者と施設の間に紛争が起こったときにこの仲介業者というのは何ら紛争に介入しない、いわゆる広告ですから当事者間で解決してくださいねというふうな歴史があったんですけれども、約何年かくらい前から旅行業登録をしていただいて旅行商品として宿泊を販売してください。それによって粗悪な施設、宿泊施設をちゃんとサイトがチェックして管理して、いいものを提供していくように流れていったんですね。そういう意味ではぜひ鍵出しサービスのほうもそういう潜りですとか、業法をすり抜けていくような施設が鍵出しサービスの流通に乗っからないようにぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

続いて５番の、漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定についてについて再質問させてください。

(2)の第６条に定める(b)の水域には尖閣諸島は含まれますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

尖閣諸島についてはというか、尖閣等周辺水域は第６条に定める(b)の協定水域に含まれております。ただし領海は協定水域には該当しないことになっております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　第６条で(b)に定める水域では中国漁船は日本の許可を受けずに漁業操業できるということを説明している条項なんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

北緯27度以南の協定水域は、第６条によって第２条から第５条に定められた操業の許可、操業の条件、取り締まりなどに関する取り決めについて除外された水域となっております。したがって、北緯27度以南の協定水域では中国漁船が自由に操業できることになっております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　(3)の漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第６条(b)の水域に関する書簡は、中国漁船に対して当該水域において漁業に関する日本の法令を適用しないということを言っているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

この書簡は、北緯27度以南の協定水域において海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを前提といたしまして、相手国に対して自国の関係法令を適用しないことを協定の内容に加えておりますので、両国の政府間で確認し合うものとなっております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　我が国にはこの(b)に定める水域で、中国漁船を取り締まる権限がないということなんですけれども、では中国漁船は誰が取り締まるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

北緯27度以南の協定水域は第６条によって定められた第２条から第５条に定めた操業の許可、操業の条件、取り締まりなどに関する取り決めについて除外された水域となっております。したがいまして、当該水域において日本は中国漁船を取り締まることはできないことになっております。なお、日本の排他的経済水域であることから、中国側の取り締まりも認めない立場となっております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定及び同第６条(b)の水域に関する書簡の締約上、尖閣諸島近海で中国漁船が操業すること並びに中国公船が航行することは、この締約上特段驚くべきことなんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

尖閣諸島周辺水域のうち領海を除いた水域における中国漁船の操業については、協定及び大臣書簡により自由に操業ができる内容となっております。また、国連海洋法条約に基づく排他的経済水域では、基本的に外国船の航行については問題がないとされております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　さらに協定を読むと、当該海域で中国漁船の操業に際し、漁獲が認められる魚種、漁獲割当量などについて取り決めというのがちょっと見られないんですけれども、漁業協定でこれは一般的なんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

協定の第32は、相手国の漁船の漁獲が認められる魚種、漁獲割当量、操業区域などの操業条件を第11条の規定に基づいて設置されております、日中漁業共同委員会の協議の結果を尊重して決定されることになっております。実際に北緯27度以北の暫定措置水域については操業条件が毎年定められておりますが、北緯27度以南の協定水域については、これまでのところ操業条件が定められていない状況になっております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　私ちょっと農林水産関係は素人なんですけれども、個人的に日本にとっては随分割に合わない協定だなというふうに感じています。この海域の沖縄県内漁業従事者の安全で安心できる操業を担保しなければならない沖縄県に対して、この協定締約の前に政府または関係省庁から告知や相談などは受けられましたでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　1997年の協定締約に当たっては、事前に県内の漁業者への説明や意見集約の機会はなかったというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　済みません。この協定を締約したときの内閣及び関係省庁の補佐、つまり大臣ですけれどもどなたか御存じですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　締結した当時の内閣及び関係省庁の大臣については、第二次橋本内閣であり、小渕恵三外務大臣であります。
○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。
○宮城　一郎君　沖縄県はこの協定に御不満はないんでしょうか。協定締約時の県政から現翁長県政に至るまでこの協定に対してどのようなお考えをお持ちでしょうか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　県内の漁業者、関係者も一緒ですけれども、本県周辺水域での中国漁船による投網、サンゴ網漁業に対しては強い危機感を抱いております。そのため沖縄県は平成25年度以降、県政問わずに協定の見直しや大臣書簡の破棄について、事あるごとに国に対して要請を重ねているところであります。
○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。
○宮城　一郎君　念のため確認ですけれども、当該海域について日本政府の考え方を教えてください。特に領土について。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　政府は、尖閣諸島が日本国有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、尖閣諸島をめぐって解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しないとの見解であるというふうに認識しております。
○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。
○宮城　一郎君　ありがとうございます。
　それでは６番の2014年の日中改善に向けた話し合いの部分の質問に入ります。
　詳しく御説明いただいた合意事項３なんですけれども、「尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、」というこのくだりなんですが、今島尻部長から御答弁いただいた当該海域における領土問題についての日本の考え方と整合性を欠くというふうに私は受けとめているんですけれども、どのようにお考えでしょうか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　ただいまの件につきまして、実は国会におきまして、平成26年11月に質問主意書が政府に提出されております。その中で合意事項３について、日本政府は従来より尖閣諸島に関する領土問題は存在しないという立場をとってきた。この合意文書により中国側が尖閣諸島は中国の領土であると主張していることを認めるという政策的な変更が行われたのかというような質問が出されております。これに対しまして答弁書におきましては、異なる見解というのはあくまで東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて日中双方の見解が異なるという認識を確認したものであり、尖閣諸島に関する我が国の立場には変更はないとの政府見解が示されているところでございます。
　ただそういった合意が中国側に対して誤ったメッセージを送ることになるのではないかというような懸念はやはりあるのだろうというような感想を持っております。
○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。
○宮城　一郎君　今公室長に御説明いただいた分なんですけれども、ただしかしこれは中国側においては中国の新聞報道では中国の外交的勝利というふうな形で国内で報道されているようです。そういう意味では、この合意事項、私たちは尖閣を日本の領土だと思っているけれども、中国は中国の領土だと考えているという主張の違いを認識していますという話だと思うんですね。この論によって中国に、行動や行為でもって主張することを許してしまっている。そういうすきを与えているんじゃないかなと思っています。しばしば県議会でも話題になった天気予報とか、それからまさに公船を使ってこの領土はここは我が国の領土ですよというデモンストレーションをさせてしまっているのがこの合意事項が一つの役割を果たしてしまっているんじゃないかと思うんです。
　そこでお聞きしたいのは、会議録を確認してみたのですが、県も県議会もこの合意事項についてそれほど活発な議論を重ねてきたようにはちょっと見受けられません。誤ったメッセージを発信しかねないというのであれば、政府や国政与党に対して何らか働きかけを行うべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　我々、常々議会の答弁におきまして、領有権の問題はないというような政府の主張を沖縄県も支持しているというようなことでございます。ただやはり今議会でも何回か出ましたけれども、最近ことしになりまして習近平がいわゆる軍事行動を深く推進したというような発言もございますので、そういったことがないようにしっかりと、先ほど農水部からもありましたけれども、南西地域の漁民の安全・安心、そして我が国の固有の領土、それにつ

いて政府においてしっかり対応していただければと思っております。

○宮城　一郎君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長　美佐雄君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

ラストバッターを務めさせていただきます。所見を述べます。

４年前の年末に辺野古埋立承認を表明した前知事は、いい正月を迎えられるとひんしゅくを買い、３年前の年末、翁長知事誕生、衆議院選挙区でオール沖縄が４人勝利しました。昨年、参議院選挙区で伊波洋一参議院議員が誕生、さきの衆議院沖縄選挙区選挙を受けてなお沖縄選挙区の国会議員の議席、衆参両院６議席中５議席がオール沖縄の立場です。建白書実現の沖縄県民の民意は揺るぎがありません。国際人権理事会報告者や世界環境保護団体からは辺野古新基地建設工事に係る人権侵害の指摘や埋立工事反対が表明されたとともに、沖縄県民の不屈の闘いへの評価と支援、連帯が世界規模で広がっております。辺野古新基地建設の是非が最大の争点となる名護市長選挙が年明け早々に行われます。オール沖縄の立場で頑張る稲嶺進市長の勝利で、新基地建設断念を日米両政府に突きつけ、気持ちよくいい旧正月を迎えたいものであります。

一般質問を行います。

質問１、好調な県経済を発展させ雇用環境改善、県民所得向上を目指して。好調な県経済の中で、県民所得向上と正規雇用拡大など、雇用の質の改善を求める立場から質問します。

(1)、県経済動向の見通しを伺います。

(2)、県民所得向上対策を伺います。

(3)、正規雇用率の推移、正規雇用拡大の対策を伺います。

(4)、公契約条例創設を日本共産党は求めてきました。地域や地方自治体に働く労働者の賃金、労働条件並びに下請いじめから地元中小企業を守り、育成支援について沖縄県が先導して改善する役割を担い得る条例となることを期待して質問します。

ア、公契約条例の制定の目的と期待される効果を伺います。

イ、規制型条例で成果が上がっている東京都世田谷区などの先進事例を伺います。

ウ、公契約に係る事業内容や影響する範囲、県の予算額を伺います。

エ、規制型公契約条例で、県民所得向上につなげる考えはないか伺います。

質問２、世界のウチナーンチュネットワーク構築について。

(1)、世界のウチナーンチュの日、10月30日の取り組みと総括・課題を伺います。

(2)、多言語の世界の同胞を結集することで、沖縄発展の可能性が広がると思います。見解を伺います。

(3)、移民の日、６月18日の取り組み、これを重視すべきと思いますがどうか。

(4)、世界のウチナーンチュネットワークの交流拠点施設の検討を求めます。

３、学童保育事業について。

(1)、学童クラブの状況及びニーズ調査での必要数、待機児童数と待機解消対策を伺います。

(2)、保護者負担軽減策及び支援員の処遇改善の実施状況と成果を伺います。

(3)、家賃補助の実施状況を伺います。特に求めたいことは、既存の学童クラブも支援できる制度への改善をすべきと求めます。

質問４、米軍関係の事件・事故の根絶、被害者救済対策強化と米軍優遇廃止について。

(1)、米軍関係の事件・事故の件数及び被害者救済の現状を伺います。

(2)、自動車保険の任意保険加入状況と保険料負担は、加入者本人か日本政府か伺います。

(3)、米軍関係自動車税負担割合の県民との比較、県民並み課税収納の場合との差額――平成28年度及び法整備後総額を伺います。県民並み課税実現への取り組み状況を伺います。

(4)、ヘリ炎上した高江現場での対応、国は、十分な調査を行えたと発言、国会でも答弁しておりました。県の認識及び課題も伺います。

(5)、高江区民から要請に応え、飛行禁止、着陸帯撤去返還を求めるべきと思います。

(6)、城原区におけるオスプレイ訓練と被害の実態、訓練禁止を求めるべきと思いますがどうか。

質問５、辺野古新基地建設について。

(1)、活断層の存在が問題になっています。見解を伺います。

(2)、新たなボーリング調査の実施の理由。この間の調査結果について伺います。

質問６、国連人権理事会から11月16日、日本の人権状況について218項目の勧告をまとめた報告書が公表されております。その勧告で沖縄に関係する内容を伺います。

質問７、国連で歴史的な核兵器禁止条約が採択さ

れ、９月から各国の署名が開始されました。核兵器廃絶国際キャンペーンＩＣＡＮのノーベル平和賞受賞、そして国連総会では全ての加盟国に核兵器禁止条約への署名と批准を求めた決議案が国連加盟国の３分の２の賛成で採択されるなど、世界が核兵器禁止廃絶に向けて大きく前進しています。核兵器禁止条約に反対し、ＩＣＡＮのノーベル平和賞受賞に対してはコメントさえしない日本政府に世界中から批判が高まっています。被爆者の悲願、核兵器のない世界実現へ、被爆国日本の責任を果たすために、核兵器禁止条約へ日本政府が加わるべきと思うが知事の見解を伺います。

質問８、地域環境整備について。

(1)、豊見城地内の県道整備の促進及び真玉橋地内の急傾斜地崩壊対策事業の促進について、事業の進捗状況を伺います。

質問９、我が党の代表質問との関連で、３、米軍基地問題の(6)、訓練提供水域及び空域における訓練の実態、漁業者の操業への影響について伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　瀬長美佐雄議員の御質問にお答えをいたします。

世界のウチナーンチュネットワーク構築についてに関する御質問の中の２の(1)、世界のウチナーンチュの日、10月30日の取り組みと総括、課題についてお答えをいたします。

ことしは、世界のウチナーンチュの日の制定１周年を記念して、10月30日を中心に、県内外でさまざまな取り組みを実施いたしました。具体的には、世界のウチナーンチュの日を祝う祭典を開催するとともに、移民の歴史が学べる舞台公演や海外県人会への芸能団派遣等を実施したほか、ロゴマークの決定やテレビＣＭ、ホームページの開設等を通して、世界のウチナーンチュの日の認知度向上を図りました。これらの取り組みにより、各地域、幅広い年齢層に、世界のウチナーンチュの日の意義とウチナーネットワークの重要性を訴えることができたと考えております。その結果、県内で10の市町村、海外で13の県人会に祝賀会等、独自の取り組みを実施していただきました。

沖縄県としましては、さらに多くの国、地域に取り組みの輪を広げることが課題であると考えており、次年度も引き続きさまざまな団体に働きかけ、連携してウチナーネットワークの拡大に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、好調な県経済の発展による雇用環境改善、県民所得向上についての御質問の中の(1)、県経済の見通しについての御質問にお答えいたします。

沖縄県の経済については、観光や雇用情勢の指標が過去最高を更新し、個人消費や建設関係の指標もおおむね高水準で推移するなど、好調な状態が続いております。平成29年度においては、人口や入域観光客数の増加、個人消費の回復などにより、県内総生産は４兆3860億円、１人当たり県民所得は226万1000円程度に増加すると見込んでおり、今後も経済成長が続くものと考えております。

次に、同じく１の(2)、県民所得の向上についての御質問にお答えいたします。

沖縄県においては、県民所得の向上について、地域特性を生かした比較優位性のある産業を育成し、域内産業の活性化を図ることが重要であると考えており、臨空・臨港型産業などのさまざまな産業振興に取り組んでおります。この取り組みなどにより、平成26年度の１人当たり県民所得も前年度比で1.4％増加するなど、改善傾向にあります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　好調な県経済の発展による雇用環境改善、県民所得向上についての(3)、正規雇用率の推移と正規雇用対策についてにお答えします。

総務省の労働力調査によりますと、沖縄県の正規雇用率は、平成26年は58.8％、平成27年は58.0％、平成28年は58.2％となっております。県としましては、県民の雇用を安定させる観点から正規雇用化は重要な課題であると認識しております。そのため、中小企業診断士等の専門家派遣や研修費用の助成を実施するとともに、今年度から正規雇用化に関する相談窓口を設置するなど、県内企業の取り組みを支援しているところであります。

県としましては、引き続き、労働局や関係機関と連携し、正規雇用の拡大に向けた取り組みを強化してまいります。

同じく１の(4)のア、公契約条例制定の目的と期待される効果についてにお答えします。

条例案では、契約制度の公正かつ適正な運用を図りつつ、契約に携わる事業者等の経営の安定や労働者の

労働環境の整備を促進することで、公共サービスの品質の確保や向上を図ることを目的としております。条例制定後は、県が基本理念に沿った取り組みを進めていくことにより、県契約に従事する事業者等の法令遵守や労働環境整備の促進等の効果が期待されます。

同じく１の(4)のイ、規制型条例で成果が上がっている自治体の先進事例についてにお答えします。

規制型の公契約条例については、都道府県では事例がなく、全て市区町村による取り組みとなっています。平成21年９月に国内で最初に規制型の公契約条例を制定した千葉県野田市では、平成22年６月の市議会において、当時の市長は、清掃業務について、千葉県最低賃金ぎりぎりの水準であったものを引き上げることができた旨の発言をされております。また、平成29年３月の市議会において現市長は、公契約条例の運用について、制定から７年が経過し、さまざまな課題も見えてきた。特に、中小企業の経営状況が改善されているとは言えない中、最低基準額の引き上げが事業者の経営を圧迫することも予想され、多方面からの議論が必要である旨の発言をされております。

県としましては、先行自治体の取り組み等について、引き続き注視してまいりたいと考えております。

同じく１の(4)のウ、公契約条例の係る県の予算額について。

現在、県においては、有識者等懇談会報告書等を踏まえ、条例を適用する県の機関や県契約の種類を含め、条例制定に向け調整を行っているところであります。

県としましては、条例施行後、県関係機関との連携を図る中で、対象となる予算額についても把握してまいりたいと考えております。

同じく１の(4)のエ、規制型条例による県民所得向上についてにお答えいたします。

県では、労働者団体や事業者団体、学識経験者で構成された有識者等懇談会における検討結果や、規制型条例が最低賃金法の趣旨に反するという国の見解を踏まえ、理念型条例として制定に向けた取り組みを進めているところです。条例施行後は、第三者機関を設置し意見を聞くとともに、関係部局等と連携を図り、適正な予定価格の積算や契約制度の改善など基本理念を実現する取り組みを進めていくことで、賃金を含め適正な労働環境の整備が図られるものと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２、世界のウチナーンチュネットワーク構築についての御質問の中の(2)、多言語の同胞の結集と沖縄発展の可能性についてにお答えいたします。

現在、世界の沖縄県系人は約42万人と推計されており、海外県人会は27カ国１地域に93の団体が設立され、また、ウチナー民間大使は31カ国１地域で272名が認証されるなど、沖縄県は我が国有数の海外ネットワークを構築しております。こうしたウチナーネットワークを構成する方々は、沖縄の魅力を多言語で発信するなど世界各地における沖縄の認知度向上や、幅広い分野における交流のかけ橋として、大きな役割を果たしているものと考えております。さらに、世界のウチナーンチュの日が制定されたことを踏まえ、毎年この日を中心にウチナーネットワークの継承・発展に資する取り組みを行うなど、ネットワークのさらなる拡大に努めてまいります。

同じく２の(3)、６月18日の移民の日を重視することについての御質問にお答えいたします。

国は、日系の第１回契約移民を乗せた笠戸丸がブラジルのサントス港に到着した日である６月18日を海外移住の日と定めています。県では、毎年６月18日の週に県庁１階の県民ホールにおいて海外移民に関する啓発を図るためのパネル展を実施しております。また、６月18日に沖縄パンアメリカン連合会が開催する移民の日交流会には、県幹部が出席し、交流団体関係者や県系子弟留学生などの参加者とともに、県系移民の歴史や功績について再確認しております。

県としましては、今後ともパネル展示を継続して実施していくとともに、各学校への出前講座の実施などを通して、海外移住の日を含めた県系移民に関する啓発を行っていきたいと考えております。

同じく２の(4)、世界のウチナーンチュネットワークの交流拠点施設についての御質問にお答えします。

世界のウチナーネットワークの継承・発展のためには、継続的に交流が行われていることが重要であると考えております。世界のウチナーンチュとの交流拠点につきましては、常設の施設を新たに整備することは、財政面や費用対効果等、さまざまな検討すべき課題があると考えております。県では、昨年、10月30日を世界のウチナーンチュの日として制定したことから、この日の認知度向上に資する一連の取り組みを通して、ウチナーネットワークの継承・発展を推進しているところであり、県内市町村や海外の県人会等も含めたさまざまな団体においても、世界のウチナーンチュの日にちなんだ独自の取り組みが行われていま

す。

県としましては、こうした流れを踏まえながら、有識者の方々や市町村、県内関係機関、海外県人会等との意見交換を行い、継続的な交流の場をどのように設けていくか、交流拠点施設の実現可能性も含めて検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　3、学童保育事業についての御質問の中の(1)、放課後児童クラブの状況及び登録できない児童数等についてお答えします。

平成29年５月１日現在の放課後児童クラブ数は403クラブ、登録児童数は１万7450人となっております。また、登録できなかった児童数は848人となっております。県においては、黄金っ子応援プランに基づき平成31年度末までに478カ所の放課後児童クラブを整備することとしており、市町村に対してクラブの新規設置のための施設改修や運営費等を支援することにより、登録できない児童の解消に向けて引き続き取り組んでまいります。

同じく(2)、保護者の負担軽減策及び放課後児童支援員の処遇改善についてお答えします。

放課後児童クラブに係るひとり親世帯等に対する利用者負担軽減については、平成28年度に14市町村135クラブの774人に対し助成を行ったところであり、29年度は20市町村で実施しております。放課後児童支援員の処遇改善については、平成28年度に13市町村の208クラブに対し、賃金改善の経費補助を行ったところであり、当該年度に県が実施した調査によると、常勤職員の給料月額平均は15万9000円となっております。

県においては、引き続き市町村と連携し、利用者の負担軽減及び職員の処遇改善に努めてまいります。

同じく(3)、家賃補助の実施状況と既存の放課後児童クラブに対する支援についてお答えします。

放課後児童クラブについては、放課後児童クラブ運営支援事業において家賃補助を行っており、平成28年度は３市町12クラブ、29年度は４市町15クラブに対し支援を予定しております。当該事業では、既存クラブは補助の対象となっていないことから、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じて国へ補助対象を拡大するよう要望を行っており、また去る７月に厚生労働省を訪問し要請を行ってきたところです。

県におきましては、引き続き市町村と連携し、放課後児童クラブに対する支援に努めてまいります。

次に、７、核兵器禁止条約についての御質問にお答えします。

沖縄県は、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・実験等に反対し、あらゆる国の核実験に対して抗議するため、平成７年に非核・平和沖縄県宣言を行い、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行っております。悲惨な地上戦を体験した沖縄県としましては、恒久平和を願っており、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けて、核兵器禁止条約の議論は重要なものであると考えております。また、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に沖縄県知事も８月に署名しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　４、米軍関係の事件・事故の根絶、被害者救済対策強化と米軍優遇廃止についての御質問の中の(1)、米軍関係の事件・事故件数及び被害者救済についてお答えいたします。

平成28年の米軍による事件・事故については、刑法犯検挙件数が23件、米軍構成員等が第１当事者となった交通事故が153件、県が把握する演習等関連事件・事故が54件などとなっております。被害者への補償については、沖縄防衛局によると、日米地位協定第18条に基づく請求がなされた事案について、平成28年度の公務上の事件・事故に対する賠償金支払いは89件、約2700万円、公務外の支払い件数は13件、約500万円とのことですが、公務外の事件・事故で、示談で処理されたケースは件数及び金額を把握していないとのことであります。

次に、(2)、任意保険の加入状況と保険料についてお答えいたします。

ＳＡＣＯ最終報告により、米軍人・軍属等は任意自動車保険に加入することとなっており、加入状況については現在、外務省に照会しているところであります。なお、米軍の車両登録事務所に確認したところ、車検時や毎年５月の自動車税の納付時に全ての私用車両の任意保険への加入を確認しているとのことです。また、保険料の負担について沖縄防衛局に確認したところ、米側の私用車両に係る任意保険の契約者は各個人であり、保険料は個人で負担していると考えているとのことであります。

次に、(4)、ヘリ不時着炎上事故への対応についてお答えいたします。

東村高江におけるＣＨ53Ｅの不時着、炎上事故の対応では、県などが内周規制線内での調査を求めたに

もかかわらず、立入許可がおりず、速やかな調査が実施できませんでした。また、県などが調査を行う前に米軍が機体の撤去や土壌の搬出を行ったことにより、十分な調査が行えなかったなど、事故の対応については、多くの問題があったと認識しております。県では、現在、今回の一連の事故対応について情報収集及び沖縄防衛局や外務省沖縄事務所等との意見交換を行ってきたところであり、今後、課題等を整理した上で、国への要請なども含め、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、(5)、北部訓練場のヘリコプター着陸帯についてお答えいたします。

今回のＣＨ53Ｅヘリコプターの不時着、炎上事故を受け、県議会だけでなく、地元高江区や東村議会が移設された６カ所のヘリコプター着陸帯の使用禁止などを求める抗議決議を行ったことは重く受けとめております。住宅地域に近いヘリコプター着陸帯の使用については、これまでも、当該地域の住民生活への影響が懸念されており、地元から使用中止の強い要望が出されております。今回の事故を受け、県は、政府に対し、住宅地上空での飛行訓練の中止、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用中止、ダム上空での飛行訓練中止等を含め、米軍の演習のあり方を見直すよう求めているところです。

次に、(6)、宜野座村城原区におけるオスプレイ訓練と被害の実態及び訓練禁止についてお答えいたします。

平成28年度は、7866回の騒音が発生しており、うち2228回が19時以降に発生しております。また、平成28年12月、オスプレイが物をつり下げた状態で住宅地上空を飛行したことにより、周辺住民に大きな不安を与えるという事態が発生しました。住宅地に隣接するヘリコプター着陸帯での訓練や民間地域周辺でのつり下げ訓練等の危険な訓練は、周辺住民を危険にさらすこととなるだけでなく、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼしています。

県としましては、住宅地上空での飛行訓練の中止、住宅地域に隣接する着陸帯の使用中止等を含め、米軍演習のあり方を見直すよう、国に求めているところです。

次に、６、国連人権理事会からの勧告についての御質問の中の(1)、国連人権理事会の勧告について。

新聞報道等によると、国連人権理事会の日本の人権状況の審査を担当する審査会合及び作業部会が先月行われ、日本に対して218項目から成る勧告が発表されたとのことであります。この勧告では、106の国・地域の意見が反映され、その中で沖縄の人々を初め、少数派の人たちが社会権を享受できるよう対策を求める意見も盛り込まれたとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　４、米軍関係の事件・事故の根絶、被害者救済対策強化と米軍優遇廃止についての御質問の中で(3)、米軍関係自動車税負担割合等についてお答えをいたします。

平成28年度の米軍構成員等の私有自動車に係る自動車税の定期課税は、３億207万円となっております。これを地方税法に定める標準税率で課税した場合の税額を算出すると、９億9179万円となり、その差額は、６億8972万円となっております。このように、民間車両と比較して著しく低い税率となっていることから、民間と同じ税率で課税できるよう、渉外知事会等を通して、機会あるごとに国に対し要望を行っているところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　５、辺野古新基地建設についての御質問の中の(1)、事業地周辺の活断層の存在についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の環境保全図書において、沖縄防衛局は、既存文献等で、沖縄島北部の目立った活断層は確認されていないと記しております。県は、引き続き、構造物に係る実施設計の事前協議において必要な照査を行い、構造物全体の安定性及び安全性を確認していきたいと考えております。

同じく５の(2)、新たなボーリング調査の理由及び調査結果についての御質問にお答えをいたします。

県の照会文書に対し、沖縄防衛局は、新たなボーリング調査の理由を、護岸以外の施設である進入灯や燃料桟橋等の設計のために必要となる土質状況を確認するためと回答しております。また、県が求めた海上ヤード施工予定地に関して行ったボーリング調査結果等については、調査実施業者から結果を受領していないとの回答を受けております。

次に、８、地域環境整備についての御質問の中の(1)、豊見城市内の県道事業の進捗状況及び完成予定についての御質問にお答えいたします。

豊見城市内で事業中の県道事業は、豊見城市上田から豊崎までの延長約4.7キロメートルを整備する東風平豊見城線、豊見城市真玉橋から高安までの延長約

2.7キロメートルを整備する豊見城中央線及び豊見城市名嘉地から翁長までの延長約2.5キロメートルを整備する豊見城糸満線の３路線があります。東風平豊見城線の平成28年度末の進捗率は事業費ベースで約89％、完成は平成30年代前半、豊見城中央線の進捗率は約80％、完成は同じく平成30年代前半、平成29年度新規事業の豊見城糸満線の当該区間の完成は平成30年代後半を予定しております。

県としては、引き続き、これらの路線の早期整備に取り組んでいきたいと考えております。

同じく８の(2)、真玉橋急傾斜地崩壊対策事業の進捗についての御質問にお答えをいたします。

真玉橋急傾斜地崩壊対策事業については、施工承諾が得られた区域で工事を行っており、平成29年度中に完了する予定であります。また、未施工区域の地権者については、協力が得られるよう説明を尽くしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　９、我が党の代表質問との関連質問についての中の、米軍提供水域における訓練の実態と漁業への影響についての御質問にお答えいたします。

沖縄県周辺海域には、日米地位協定に基づく、広大な米軍提供水域が設定されております。その水域を使用する演習については、沖縄防衛局を通して、事前に県にも通知されることとなっております。平成29年11月における状況としましては、15カ所の水域で合計29回、２日間から30日間の期間を設定した演習計画でありました。提供水域における訓練は、漁業者にとって直接漁場が制限されるほか、漁場間の移動にも大きな制約を受けるものであります。漁業者からは、ホテル・ホテル訓練区域の解除水域の拡大及び対象漁業の拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について、強い要望があることから、県では、これまで、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会として、関係省庁に対し要請を重ねてきております。なお、去る平成29年12月２日には、河野外務大臣に対して、要望書を提出したところであります。

県としましては、漁船の安全操業と漁場の確保のため、漁業関係団体とも連携しながら、引き続き国に要請してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時27分休憩

午後５時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　どうもありがとうございました。

質問１の好調な県経済の発展の中で、ぜひ質的な向上を具体的に図ってほしい、そういう思いで質問いたしました。実際に正規雇用拡大は本当に課題だという点で、行政を挙げてできる手だて、どのような具体的な取り組みをやっているのか、まずそこを伺いたいたいと思いです。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時29分休憩

午後５時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　正規雇用化に関する県の取り組みですけれども、知事及び労働局長による経済団体に対する正社員化とか待遇改善の働き方の要請などを行っております。また、正社員転換を要件とする研修に係る宿泊費及び旅費に関する正規雇用化企業応援事業というものも実施しております。また、正規転換を検討している企業に対しましては、中小企業診断士等の専門家派遣を行うような正規雇用化サポート事業などを行っております。その他幾つかありますけれども、大体そういうことを具体的に行っております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　それで、この公契約条例への制定について、期待される効果という点では文字どおり、この正規雇用化もそうですが、実質賃金を増額したいという思いが労働組合から出されてもいます。それで、注目、関心が高いわけですが、パブリックコメントではどのような意見が寄せられていますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　我々としては、骨子案では理念型ということでありましたんですけれども、パブリックコメントの中では規制型条例に変えたらどうかというような意見。それから、最低賃金審議会をつくったらどうかとかいうような意見。さらに第三者機関をつくりまして、チェックしたらどうかというような意見等々がございました。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　その意見は重要で、実は渋谷区や世田谷区で効果として上がっているのが、実質的にも賃金をしっかりと引き上げることがかなっているというふうなことが言われています。その先進事例の課題

として――７年前にできた条例ですから全国的な広がりはまだですが、この条例自体の理解や認識の向上と目的を発揮するための職員の意識や意欲の改革が必要だと。職員自身の専門的な能力も問われてくると。同時に、市民参加で連携を進める制度として、実効性のあるものに改善が図られてきているというこういう実態があるようです。そういう意味では、先ほども答弁していただきましたが、そうした先進事例、先進地の取り組みをじかにやっぱり学んでこれを県政に取り入れるという形での対応こそ求められると思いますが、その点ではどういうふうに取り組みを進めますか。伺います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　先進自治体の具体的な課題を把握するのはちょっと難しい面がございますけれども、うちの県としましては、知事部局の職員に加えまして、各種委員会それから公営企業など知事部局職員に周知啓発を実施していくことや、それから条例の趣旨に合った契約制度等の改善を求めていくことなどについて取り組んでいきたいと思います。それから職員の能力向上につきましても、先行自治体の事例を参考にできるのはやりまして、さらに庁内で先行的に取り組んでいる事例等も他部局に広げていくなど、職員の資質向上につなげていくようなことも考えてございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　実は、公共工事の設計労務単価という制度があって、これについては東京も沖縄も余り大差がない。いわゆるこの積算の中に労賃の面ですが、それは大差がないということは確認できますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時34分休憩

午後５時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

東京の単価というのが今手元にございませんので、詳細はちょっとお答えすることができません。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ほとんど1000円、2000円の違いはあれどほぼ同じなんですよ。そういった意味ではこの公共事業の算定する根拠は一緒だと。ところが全国や沖縄の実質賃金は７割、８割と差がある。そこら辺で注目しているのがこの単価見直しですね。実際、2013年度から計画的に引き上げられていると思いますが、その実態を答えていただけますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

国は社会保険への加入を徹底し、建設労働者の処遇改善を図るという観点から、御指摘のように2013年から労務費調査における支払い実態に全ての労働者が社会保険に加入しているとみなして社会保険加入に必要な法定福利費相当額を政策的に加算した公共工事設計労務単価としております。

○議長（新里米吉君）瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ですから、この2013年度以降毎年引き上げられてきた。そのパーセンテージ、その背景として国はどういった思いで引き上げてきたのかお答えください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時36分休憩

午後５時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

2012年の労務単価と比較して、全職種の単純平均でございますけれども、2017年（平成29年）は38.4％の上昇となっております。国の政策的な単価という点につきましては、社会保険への加入を徹底するとこの建設労働者の処遇改善、これを図るという観点から上乗せされているという理解をしております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　公共工事で人手不足感がこの2012年度以降、大震災を受けてという影響もありましたが、この取り組みの中で４割も単価が見直されてアップされた。ところが、現業、実際の労賃に対しては10％も上がっていないというのが実態だと。そういう思いがあるわけですが、現実のそういった実態について皆さんどういう認識なんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

公共工事の設計労務単価、これは国や県が実施する労務費調査、この対象工事において下請を含む関連する全業者の支払い実態、これを調査していて決定するものでございます。支払い実態にさらに必要な法定福利費相当額というのが政策的に加算されるという形になります。また、公共工事の設計労務単価というのは、公共工事の積算予定価格を算定する際に用いる単価ということでございまして、労働者への支払い賃金というものを拘束するものでもありません。このあたりは、一方で受注者に対しては下請契約及び代金支払いの適正化ということについては遵守していただきた

いということをお願いするとともに、単価改定の都度、建設業協会団体に対しましては、賃金水準の適正化、こういったものについて積極的な対応というものをお願いしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　法整備が進められている中で、建設業法の一部改正する法律案に対する附帯決議が上がっています。公共工事設計労務単価の引き上げが１次下請以下の全ての建設労働者の賃金上昇につながるように、賃金の支払い状況の把握を含めた所要の対策を講じることを国が求めております。そういった観点に立って、ぜひ今公契約条例をつくる中で、沖縄県民的な課題であります所得向上に、公の契約で皆さんが発注するこの契約の中で基本的な労働、労賃を上げていくという可能性が開かれる。それに労働組合も現場で働く皆さんも期待をしているわけですから、ぜひ――規制型の条例にこだわりません。皆さんが求めているこの法律をつくろうとする目的や基本理念を現実のものにする、実行性を高めるという観点での規則等々があるいは委員会が大事になるのかなと思います。この点で政策的な判断かなと思いますが、担当副知事はどういう認識でこの公契約条例、制定しようと思っていますか。もし答弁できるのであれば。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　我々も理念型の中で、ただ、県の取り組み方針というのを策定する予定にしております。この中にはダンピング対策とかそれからプロポーザル方式などの要素を考慮した契約制度の導入、それから最低制限価格制度の導入などの取り組みを盛り込みますので、それをまた第三者機関でも評価してもらいます。そこら辺をもってこの条例の実効性を確保していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ぜひ実効性を伴うものにしていただきたいと思って期待しています。

質問４、米軍関係事件・事故、先ほど28年度の事故件数等々述べていただきましたが、ふえている傾向があるのかなと思いました。５年ぐらいさかのぼった状況については答えできるのであればお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

平成24年から28年までの５年間の米軍による事件・事故の件数は刑法犯、検挙件数が172件となっております。具体的に言いますと、24年が54件、25年が32件、26年が29件、27年が34件となっております。米軍構成員とかが第１当事者となった交通事故、これは人身事故ですけれども、合計で849件となっております。これも年別に見ますと平成24年が200件、25年が188件、26年が140件、27年が168件となっております。また演習等関連事件・事故、これは301件となっておりますが、24年が44件、25年が80件、26年が78件、27年が45件となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　次は、水源地近くで落ちた高江のヘリ事故を受けてなんですが、県民的には水がめで落ちていたらどうなっていたんだろうかというのが大きな不安でした。ちなみに、以前水源地に近い箇所でヘリが墜落した経験があると思いますが、その際の県民の受けた影響、そのときの対応はどうだったんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時43分休憩

午後５時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　25年の８月に水源である宜野座村大川ダムに米軍ヘリが墜落した事故がございましたけれども、その際には県においてダムの水質検査、それから墜落現場付近の土壌調査というのを行っております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　供給停止もあったかと思いますが、ちなみに福地ダムにもし今回のような事例で落ちた場合給水はどうなるのかと、想定される事態を答えていただけますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時44分休憩

午後５時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企業局長。

○企業局長（町田　優君）　仮定の話ではございますけれども、仮に福地ダムの湖面にヘリなどが落ちて水質汚染事故が起きた場合は、企業局としては直ちに福地ダムからの取水を停止することになります。福地ダムほか国の４ダム合計で企業局の水源の58％ぐらいを占めておりますので、この取水停止が長引いた場合は、県民への生活影響もかなり大きいものがあると考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　本当にはかり知れない影響を及ぼすようなところで北部訓練場で訓練をやっている。で

すから先ほど最後の水がめとしての福地ダムに落ちたらというのは、あり得ないわけではないわけですから、ここは絶対に飛ばさないというふうな立場で、米軍にも政府にも約束させる取り組みが従来に増して必要かなと、それについて答えを求めます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　この高江の今回の不時着、炎上に際しましては、いわゆる水系の外側だったわけですが、先ほど企業局長からも答弁ありましたように、万が一ということを考えますと大きな事態が想定されております。そういったことをやはり我々米側のほうに抗議する際にはそのことを十分に認識していただく必要があると考えまして、北部訓練場におけるダムの図面を示しまして、いかにこの危険性があるかということを十分認識していただく必要があるということを強く申し入れたところでございます。ですから、我々今般ダム上空での飛行訓練の中止を強く求めたということはそういった図面等も見せながら、このことについてはニコルソン中将にも同様なことは示してございます。これをもし、万が一あってはならないことなんですが、あった場合には米側も大きな負担もありますし、この辺のところはぜひ認識を新たにしていただきたいということを強く申し入れたところでございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　次、辺野古新基地建設についてなのですが、活断層の存在がにわかに注目集めていますが、今行われている地質調査のデータが、そこがまだ業者に入手されていないんだということでしたが、それは実質受け取った後は速やかに県が入手できて、それを県独自に専門家に生かせながら調査する。そういうことでいいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

現在、県のほうではボーリング調査結果等について求めているところでございます。その調査データ等を入手した場合には、当然ながら必要な照査を行って構造物全体の安定性、安全性こういったものは確認していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ちなみに石灰岩で、そういった意味では巨大な構造物はそもそも成り立たないのではないかという専門家の意見もありますし、実はアメリカの法律で活断層地帯に構造物、建造物を建てるということが禁止されているというような話を聞きますが、実際そういう法律があるのか。事実関係を確認したいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

米国のカリフォルニア州でございますが、活断層一帯に一定の建築禁止を定める活断層法があるということは報道等によって承知しております。同法では、活断層から両側それぞれ約15メートルの範囲に新たな建物を建ててはならないとして、活断層から左右約150メートルの範囲に建物を建築する場合には地質調査を行い、活断層がないことを確認することなどが義務づけられているということとなっております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　言わんとするのはアメリカの法律でできないことをやったら、沖縄で日本ではできるのかというのはとっても許せないという立場でぜひ臨んでいただきたい。

また世界のウチナーンチュネットワークの関係で、交流拠点の施設整備の検討を求めていくと。高山朝光沖縄ハワイ協会長が新聞投稿されていまして、1990年代、国際交流会館の準備に入っていたというような記事になっていますが、この事実関係確認したいと思います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

浦添市前田の今のＪＩＣＡの敷地の隣に国際交流情報センターの計画が当初あったということは認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　それで先ほど答えていただきましたが、国際交流団体はいろんな団体があります。あとうちなーぐちの研究家や移民史の研究されている皆さん、ＷＵＢのワールドウチナーンチュビジネスネットワークもありますし、世界の県人会、こういった皆さんが求めるような施設、さらに今世界に発展していこうという沖縄にふさわしいようなセンター的機能を持つというのはやっぱり重要かなと思いますが、この必要性等々について確認したいと思います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

県といたしましては、110年余にわたる移民の歴史を後世に伝えて、先人の労苦を伝える取り組みは大変重要だと思っています。そういった意味で、海外との世界ウチナーンチュネットワークを継承・発展させて

いくことは大変重要だと思っています。その機能は大変重要だと思っておりますけれども、施設をどうつくるかにつきましては、費用対効果も考えながら、また県外の同様な施設も研究しながら検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　国連人権理事会からの勧告は、米軍基地によって沖縄県民の人権が侵害されているんだということが国際社会から指摘されて認識をされているということですね。日本政府は、国連人権理事会の理事国でもあるわけです。そういった意味ではこの勧告を誠実に受けとめる立場に立てば、普天間基地は閉鎖・返還ですし、新基地建設は断念すべきだというのがこの勧告の趣旨ともうかがえますが、この勧告にやっぱり政府として誠実に従って真摯に受けとめてそういう立場で求めるということは肝要かなと思いますが、県の立場を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほども答弁いたしましたけれども、日本政府に対して、218項目から成る勧告が発表されて、その中にこの106の国・地域の意見が反映され、その中で沖縄の人々を初め少数派の人たちが社会権を享受できる対策を求める意見も盛り込まれたということでございます。

政府においては、またそれぞれのお考えがあると思いますけれども、沖縄の社会権についての勧告、これについては政府において真摯に考えていただければと思っております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　豊見城の地域環境整備について。

県道11号線工事が進んでいます。ちなみに根差部入り口のローソン真玉橋店前は、危険性が指摘されて不安を持って交通、運転手がそういう思いですと。安全対策として信号機設置が必要な箇所ではないのかという思いですが、検討する考えはないか伺います。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

あそこの交差点については、ちょっと私も余り土地勘はないんですけれども、この議会でも前に議論になったことがあると承知をしております。県庁のほうと知事部局のほうと、現在どこの中央分離帯を開くのかについても調整というか検討しているところでございまして、それも含めて、信号をどこにつけたらいいのかについてを引き続き検討しているところ、協議をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　基地問題について、新基地建設は本当に許されないという思いであります。民意を再度示す機会が名護の市長選挙であるわけですが、先ほど活断層のこともありましたし、絶対つくらせないという立場で今後も県政頑張っていただきたいと思います。

以上です。

どうもありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明12日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時56分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　上　原　正　次

会議録署名議員　　又　吉　清　義

平成29年12月12日

平成29年
第　6　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　7　号）

平成29年
第　6　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

平成29年12月12日（火曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第7号

平成29年12月12日（火曜日）
午前10時開議

第１　特別委員の辞任の件
第２　一般質問
第３　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで（質疑）
第４　請願第６号、陳情第133号及び第141号から第143号までの付託の件
第５　陳情第112号の取り下げの件

本日の会議に付した事件

日程第１　特別委員の辞任の件
日程追加　特別委員の選任の件
日程第２　一般質問
日程第３　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで
　甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
　甲第２号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
　甲第３号議案　平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第４号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
　乙第１号議案　沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
　乙第６号議案　沖縄県介護保険事業推進基金条例の一部を改正する条例
　乙第７号議案　土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
　乙第８号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例
　乙第９号議案　沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
　乙第10号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
　乙第11号議案　沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
　乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第13号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第14号議案　財産の取得について
　乙第15号議案　財産の取得について
　乙第16号議案　損害賠償請求事件の和解等について
　乙第17号議案　指定管理者の指定について
　乙第18号議案　指定管理者の指定について
　乙第19号議案　指定管理者の指定について
　乙第20号議案　指定管理者の指定について

乙第21号議案　指定管理者の指定について
乙第22号議案　指定管理者の指定について
乙第23号議案　指定管理者の指定について
乙第24号議案　指定管理者の指定について
乙第25号議案　指定管理者の指定について
乙第26号議案　指定管理者の指定について
乙第27号議案　指定管理者の指定について
乙第28号議案　当せん金付証票の発売について
乙第29号議案　国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
乙第30号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第31号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第32号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第４　請願第６号、陳情第133号及び第141号から第143号までの付託の件

日程第５　陳情第112号の取り下げの件

出　席　議　員（47名）

議　長	新　里　米　吉　君	23　番	末　松　文　信　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	25　番	渡久地　　修　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	26　番	玉　城　　満　君
2　番	玉　城　武　光　君	27　番	仲　村　未　央　さん
3　番	親　川　　敬　君	28　番	照　屋　大　河　君
4　番	新　垣　光　栄　君	29　番	仲宗根　　悟　君
5　番	次呂久　成　崇　君	30　番	崎　山　嗣　幸　君
6　番	宮　城　一　郎　君	31　番	金　城　　勉　君
7　番	大　城　憲　幸　君	32　番	砂　川　利　勝　君
8　番	金　城　泰　邦　君	33　番	具志堅　　透　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	34　番	島　袋　　大　君
10　番	新　垣　　新　君	35　番	中　川　京　貴　君
11　番	座　波　　一　君	36　番	座喜味　一　幸　君
12　番	比　嘉　瑞　己　君	37　番	嘉　陽　宗　儀　君
13　番	西　銘　純　恵　さん	38　番	新　垣　清　涼　君
14　番	平　良　昭　一　君	39　番	瑞慶覧　　功　君
15　番	上　原　正　次　君	41　番	狩　俣　信　子　さん
16　番	当　山　勝　利　君	42　番	比　嘉　京　子　さん
17　番	亀　濱　玲　子　さん	43　番	大　城　一　馬　君
18　番	當　間　盛　夫　君	45　番	糸　洲　朝　則　君
19　番	上　原　　章　君	46　番	照　屋　守　之　君
20　番	山　川　典　二　君	47　番	仲　田　弘　毅　君
21　番	花　城　大　輔　君	48　番	翁　長　政　俊　君
22　番	又　吉　清　義　君		

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知　事	翁　長　雄　志　君	副　知　事	富　川　盛　武　君
副　知　事	浦　崎　唯　昭　君	政策調整監	吉　田　勝　廣　君

知事公室長	謝花喜一郎　君	会計管理者	大城玲子　さん
総務部長	金城　武　君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦　君
企画部長	川満誠一　君		
環境部長	大浜浩志　君	総務部財政統括監	宮城　力　君
子ども生活福祉部長	金城弘昌　君	教育長	平敷昭人　君
保健医療部長	砂川　靖　君	公安委員会委員長	金城棟啓　君
農林水産部長	島尻勝広　君		
商工労働部長	屋比久盛敏　君	警察本部長	池田克史　君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫　君	労働委員会事務局長	金良多恵子　さん
土木建築部長	宮城　理　君	人事委員会事務局長	池田克紀　君
企業局長	町田　優　君		
病院事業局長	伊江朝次　君	代表監査委員	當間秀史　君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治　君	主幹	中村　守　君
次長	平田善則　君	主幹	城間　旬　君
議事課長	勝連盛博　君	主査	宮城　亮　君
課長補佐	平良　潤　君		

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

この際、申し上げます。

教育長から、12月８日の當間盛夫君の一般質問に対する答弁について釈明発言の申し出がありました。

議長としましては、教育長からの釈明発言申し出について、発言趣旨や発言責任を明らかにする必要があると判断したことから、発言を許可します。

教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　12月８日の當間盛夫議員の一般質問の中で、管理職候補者選考試験の免除について、この10年間で免除を受けた方で、その後教育長を務められた方も含まれていると答弁いたしましたが、正確には、６人の中には教育長を経験された方は含まれておりません。確認できる範囲内では、10年以上前に免除を受け、その後教育長を務められた方はおります。

誤った答弁を行ったことに対し、釈明をしておわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　議長、ありがとうございます。

別に緊急質問ということではないんですが、私の質問の部分で、皆さん10年間の資料しかないというようなお話でもございました。20年間の部分でという形で、その答弁があったというふうにも私は理解をしておりますが、終わって後に、その10年以前のものでこういうことがあったということに関してのきょうの釈明ということは、我々議員の質問に対する皆さんの答弁の曖昧さというんですか、我々議員の質問に対する軽視だというふうにも見ておりますので、しっかりとこれから対応もお願いしたいというふうに思っていますし、この管理職試験に関しては、これからもどうぞ、委員会のほうでしっかりとした調査を議長のほうからもお願いしていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（新里米吉君）　日程第１　特別委員の辞任の件を議題といたします。

12月８日、嘉陽宗儀君から米軍基地関係特別委員を、瀬長美佐雄君から子どもの未来応援特別委員を、それぞれ都合により辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

嘉陽宗儀君及び瀬長美佐雄君の特別委員の辞任をそれぞれ許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、嘉陽宗儀君及び瀬長美佐雄君の特別委員の辞任をそれぞれ許可することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

米軍基地関係特別委員の嘉陽宗儀君及び子どもの未来応援特別委員の瀬長美佐雄君の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、この際、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

────────◆・・◆────────

○議長（新里米吉君）　特別委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特別委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により米軍基地関係特別委員に瀬長美佐雄君を、子どもの未来応援特別委員に嘉陽宗儀君をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、米軍基地関係特別委員に瀬長美佐雄君を、子どもの未来応援特別委員に嘉陽宗儀君をそれぞれ選任することに決定いたしました。

────────◆・・◆────────

○議長（新里米吉君）　日程第２及び**日程第３**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第32号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

親川　敬君。

〔親川　敬君登壇〕

○親川　　敬君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

県議会会派おきなわの親川敬、ただいまから一般質問を行います。

その前に、11月28日に、県議会全会一致で在沖米海兵隊による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議と意見書が採択されました。それを持って12月４日には手交してまいりました。その中で、海兵隊の遠征司令官の代理としてダーリン・クラーク大佐が対応していただきましたけれども、後でも述べますけれども、やはり今回の抗議決議・意見書については全会一致であるという重みを持って臨みました。

今回の飲酒運転絡みによる死亡事故、この対応をしていただいた大佐については、これは個人の責任だということを盛んに強調していたんですね。やはり今回のこの死亡事故については、全会一致の重みというのを個人のこういう悪さに押しつけてしまうと。それはやはり地位協定、後で述べます地位協定の絡みからしてもやはりこれは許される問題じゃないと。さらにあきれたことに、やれることは全てやっているんだと、再発防止についてやれることは全てやっているんだと。これ以上何か望むことがあるんであれば逆に皆さんから提案してほしいと。県民をこういう上から目線、県民をそういう目でしか見ない。やっぱりそういう存在があるということも改めて認識をしました。そういうことの怒りを込めて、地位協定については、今回主に地位協定について一般質問をしますけれども、そういう思いを込めて一般質問に入っていきたいと思います。

まず、知事の政治姿勢についてです。

2017年衆議院選挙、安倍総理大臣がさきに召集された臨時国会での冒頭解散を表明するとしたことから始まりました。当時、全国紙では、「首相が「冒頭解散」を検討　国民が見くびられている」、「首相は何を争点に国民の審判を仰ぐのか」、「衆議院解散意向　首相は具体的争点を明示せよ」と各社が大義なき解散を報道しました。

今回の選挙の結果は自民党の大勝に終わったわけですが、この選挙で総理の解散権についてもいろいろ議論が交わされました。中でも首相の憲法７条解散の解散権、論議に触れたいと思います。

これまで、衆議院の解散は、首相の専権事項と言われてきました。しかし、過去に憲法7条による衆議院解散は、憲法に違反すると主張した苫米地事件がありました。その裁判で、最高裁判所は、衆議院解散に高度の政治性があるとして、違法の審判は裁判所の権限外にあるとする考え方を採用して憲法判断は回避された状態になっています。つまり首相の解散権について憲法上の判断は示されていないのです。自民党の有力政治家でもありました保利茂元衆議院議長は、７条解散にも一定の制約が必要だ、予算案や公約が否決されたり審議未了になったりした場合など条件を示し、恣意的な７条解散の濫用は許されるべきではないと戒める発言をしていたようです。宮澤喜一元総理大臣も、解散権は好き勝手に振り回してはいけない、あれは存在するが使わないことに意味がある権限で、めったなことに使ってはいけないと話したことがあったようです。

イギリス、フランス、ドイツなどでは首相が無条件

で行う形の解散はほぼできなくなっているようです。衆議院解散での大義の必要性は選挙を通じて国民と向き合い、説明し、政策を提案するというのが民主主義の基本的な仕組みだと思うからです。私は、不意打ち解散は、百害あって一利なしと考えます。不意打ち解散は投票率の低下の原因の一つだと考えます。今回の解散総選挙は総理の解散権、選挙制度の問題が明らかになった選挙でもありました。

そこで(1)、2017年衆議院選挙、総理の解散権について所見を伺う。

(2)、日米地位協定の現状と、締結されて以来一度も改定されていないことについて知事の所見を伺う。

２、日米地位協定について。

(1)、平成29年日米地位協定の見直しに関する要請の意義について伺う。

(2)、他国地位協定調査の実施状況について伺う。

３、鉄軌道について。

(1)、計画策定の進捗状況について伺う。

(2)、沖縄21世紀ビジョン後期基本計画で位置づけられた鉄軌道を含む新たな公共交通システムについて伺う。

４、我が会派との関連質問。

(1)、新垣清涼議員の外国人観光客の受け入れの対策に関連して、ＬＣＣターミナルの現状と対策について伺う。

そこへのタクシーなどの乗り入れの検討はできないか伺う。

(2)、瑞慶覧功議員の外国人労働者の受け入れについて関連質問です。

平成29年11月に施行されました、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の目的、概要と県の対応を伺う。

以上、一般質問とします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

親川敬議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)、衆議院における総理の解散権についてお答えいたします。

今回の衆議院の解散は、臨時国会冒頭の所信表明もなく、森友学園、加計学園の問題や北朝鮮情勢の緊迫化など、国内外に多くの課題が山積する中で行われたものであり、このタイミングで国民に信を問う大義名分とは何なのかについて、多くの国民から疑問の声が出ていたものと承知しております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、日米地位協定の現状と所見、それから２の日米地位協定についての(1)、平成29年の見直し要請の意義につきまして。この１の(2)と２の(1)は関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

日米地位協定は、昭和35年に締結されて以来、57年以上もの間、一度も改定されておらず、これまで米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに運用改善で対応されてきております。県としては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、同協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。県においては、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、県内市町村等からの意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、去る９月に日米両政府へ要請を行っております。

今後とも、軍転協や渉外知事会、全国知事会の米軍基地負担に関する研究会等との連携強化を図るとともに、同協定の見直しの必要性に対する理解が全国に広がるよう取り組んでまいります。

次に、２、日米地位協定についての御質問の中の(2)、他国地位協定調査についてお答えいたします。

県におきましては、日米地位協定の問題点をさらに明確化するとともに、同協定の見直しの必要性に対する理解を全国に広げるため、他国地位協定調査に着手しました。本年度は、ドイツ及びイタリアを対象国とし、基地の排他的管理権の問題を中心に調査を進めたいと考えており、現在、基地対策課職員を中心とした法令比較作業及び委託業者による現地情報の収集作業を進めております。また、さまざまな視点から調査内容を検討し、より効果的なものとするため、有識者へのヒアリングも実施しているところです。今後は、職員を現地に派遣し、調査を実施することも検討しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　３、鉄軌道についての中の(1)、沖縄鉄軌道計画案づくりの進捗状況に関する

御質問にお答えいたします。

県では、平成26年10月から鉄軌道の構想段階としての計画案づくりを開始し、５つのステップに分けて検討を進めているところであります。現在は、ステップ４の段階にあり、去る９月３日より約１カ月間、７つのルート案の比較評価結果について県民へ情報提供し、意見を求めるＰＩ（パブリックインボルブメント）を実施したところです。

県民の皆様から寄せられた意見への対応につきましては、11月から12月にかけて３つの専門委員会において審議することとしており、年度内の計画案策定を目標に検討を進めてまいります。

次に、同じく３の(2)、沖縄21世紀ビジョン基本計画における鉄軌道を含む新たな公共交通システムに関する御質問にお答えいたします。

平成29年５月に改定した沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、低炭素島しょ社会の実現、人間優先のまちづくり、自立型経済の構築に向けた基盤の整備、駐留軍用地跡地の有効利用の観点から、沖縄本島を縦断する鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取り組みを推進することとしております。

鉄軌道につきましては、速やかに次の計画段階に移行できるよう、計画案策定後は、県民一丸となって早期の事業化を国に働きかけてまいりたいと考えております。また、鉄軌道と地域を結ぶフィーダー交通ネットワークの構築については、計画段階における駅位置等の検討とあわせ、地域の交通課題やニーズ等を踏まえながら、市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、４、我が会派の代表質問との関連についての中の４の(1)のア、那覇空港のＬＣＣターミナルの利便性に関する御質問にお答えいたします。

ローコストキャリアいわゆるＬＣＣは、施設利用料等のコストをできる限り節減する等の効率的な運航により、低価格の航空サービスを提供する航空会社であり、那覇空港においては、平成24年７月に初めてのＬＣＣが就航しております。ＬＣＣの就航当初は国内線旅客ターミナルを使用しておりましたが、その後、さらにＬＣＣの就航が増加し、チェックインカウンター等が手狭な状態になったことから、貨物ターミナル内にＬＣＣターミナルが暫定的に整備され、平成24年10月に供用開始されております。

現在、那覇空港ビルディング株式会社が、平成31年１月ごろの供用開始に向けて整備している際内連結ターミナル施設は、ＬＣＣの利用を想定してチェックインカウンター等が設置されると聞いており、ここにＬＣＣが移転することにより、利用者の利便性が向上するものと考えております。

次に、同じく４の(1)のイ、那覇空港のＬＣＣターミナルへの入場に関する御質問にお答えいたします。

ＬＣＣターミナルがある貨物ターミナル内は、空港内の制限区域となっているため、入場できるのは国内線ターミナルとＬＣＣターミナルとの間を約10分間隔で運行する巡回バスと登録車両のみとなっております。平成31年１月ごろに供用予定の際内連結ターミナル施設にＬＣＣが移転することにより、利用者の利便性の大幅な向上が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　４、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(2)、外国人介護労働者の受け入れ支援についてお答えいたします。

外国人介護人材の受け入れについては、これまで経済連携協定に基づく受け入れ、出入国管理及び難民認定法に基づく受け入れがありましたが、今年の11月から外国人技能実習制度の対象職種に介護職種が新たに追加されたところであります。県においては、外国人の介護人材について、日本語や介護分野の学習に要する経費等を補助しているほか、修学資金の貸し付けにより介護福祉士の資格取得を支援しております。

県としましては、各制度の趣旨に沿って適切な対応ができるよう、国の動向を注視するとともに、県内介護福祉士養成施設等関係機関と連携しながら円滑な受け入れに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　御答弁どうもありがとうございました。

順序を会派の関連質問のところから行きたいと思います。

まず、ＬＣＣのターミナル、これ今アジアからたくさんのお客さんがいらしています。そういう中で、貨物の、これは臨時的な、31年には供用開始というお話がありましたから、そこはそことして彼らにもお話ができるんですけれども、やはり現状、とてもたくさん来ていただく割には大歓迎だということについては、貨物ターミナルの中であいう受け入れをするというのは、やはり印象がよくないということは率直に彼らからの意見です。

そういう意味では31年にはそこは改善するよとい

うところで、仮にＬＣＣがふえたとしてもそこは大丈夫なんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　ＬＣＣ就航の数は今後も増加をするということも踏まえまして、そのようなことも念頭に置いた上で利便性の向上を図ってまいるということにしております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　次に、乗り入れの話ですけれども、特に外国人の方々は大きなトランクを担いで、家族連れでたくさん沖縄に来ていただいています。すると、こちらからはタクシーなりに乗ってターミナルまで行って、またそこでバスに乗りかえて、荷物を移してまたチェックインのところまで行くと。そういう流れでは、どうしても彼らからすれば、外国のお客さんからすれば、不便を感じている。ここもぜひ検討ができるんであれば要望として申し上げておきたいと思いますけれども、そういう大きな荷物を抱えて出入りをします。そこもぜひ現状を把握されて改善ができないかどうか、ここは要望とさせていただきます。

そして(2)、外国人労働者の受け入れの件ですけれども、さきに我が会派の瑞慶覧功議員からの質問があって、答えの中で5000名余りの外国人労働者が県内にいらしているという中でありました。今回、部長から説明もいただきましたけれども、やはりどういうふうに認識、これも国の制度ですから直接的に県が立案したわけじゃないんですけれども、やはり現行の送り出し側の問題点と言われている中に、１つは送り出し側に不適切な送り出し機関があるんだと。要するに、沖縄に入ってくるまでに不適切な送り出し機関を経由するという実情があるんだと。

そしてこういうときには、国同士の取り決めがないんだと、ここが問題点だということで今度は制度ができるわけです。この5000名の中にそういう不適切な送り出し機関を経由してきた皆さんがいらっしゃらないのかどうか、その辺のところも大変危惧されるところです。そして今回それを改善するために、国レベルで送り出し機関と協力して不適切な送り出し機関の排除を目指すということが今回の新制度です。そういうことについての部長の御認識をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　県内に外国人労働者ということで5000名、年間10％か20％ずつふえています。そういう意味では今後もふえる可能性が十分あります。それは全国的な傾向でございますので、国のほうも法律改正をしまして、その受け入れ体制といいますか、管理団体への監査等々強化されております。我々も国、多分労働基準局等が検査等すると思いますが、我々も連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　ありがとうございます。ぜひそういう検討をしていただきたいと思います。

２番の日米地位協定のことについてお伺いします。

まずここもちょっと順序が逆になるのかな、２の(2)から少し行きたいと思います。

まず、他国地位協定調査に応募してきた業者数についてお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

12月６日に契約しておりますが、企画コンペをやりましたところ、２社応募してございます。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　そして、仕様書の中には皆さんの提起した情報収集以外に企画提案があれば、企画提案をしてほしいということも求めたようですけれども、ここについてあったのかどうか、もし内容がちょっと何というんでしょうか、著作権の問題があるんであればいいんですけれども、あったのかどうかだけまず。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

今回業者に委託いたしましたのは、ドイツ、イタリアと米国が締結しております２国間協定締結等に関する件や、現地で発生した米軍機事故等の新聞記事についての情報収集、これをある意味購読者が多い新聞を対象としてやってもらいたいというようなことで提案を出しておりました。我々が想定していたものを出していただいたということで、県が想定していた以上のものはなかったということではございます。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　ありがとうございます。

そして、この調査の件については最後になりますけれども、この調査結果、提出が中間が１月12日、最終が２月28日となっているようですけれども、この最終が出た段階だと思うんですけれども、調査結果後のどういう使い方をするのか、対策についてお考えをお聞きしています。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

今回職員も現地に派遣しようと思っております。そういったこと、それからまた有識者のヒアリングも行いますけれども、恐らく今年度だけでは十分ではないとは思っています。次年度以降、例えば韓国ですとかフィリピンとかそういった話も出ておりますので、対象国を広げるかどうかも含めて、さらなる来年度１年をかけましてしっかりとまた、今年度行いました調査をさらにブラッシュアップするような形にして、我々の目指します最終形態は今回沖縄県がやった調査のものを、やっぱり目的としましては全国民の方々に広く広めるということがありますので、わかりやすくそれを事例として紹介するような形のものをイメージしていきたいと。そういうために今年度の調査をしっかりやっていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　ぜひそういう方向で進めてほしいと思います。

私なりにも、この地位協定が締結されて以来、改定されていない。なぜだろうということもやはりいろいろ考えてみました。それを考えるに当たって、いろいろな方策があると思うんですけれども、中でも、私は地位協定とは何ぞやというところからまず調査研究をしてみました。今回の地位協定に対する、皆さん要請をしたわけですけれども、政府の見解について少しお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　政府はこれまでの見解ですけれども、先ほども答弁いたしましたけれども、ちょっと具体的に申し上げますと、まず政府の見解は、地位協定というものは合意議事録等を含んだ大きな法的な枠組みであるということ、そういったことから手当すべき事項の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取り組みを通じ、一つ一つの具体的な問題に対応していること。引き続きそのような取り組みを積み上げることにより、同協定のあるべき姿を不断に追及していく考えであることというふうに説明をしております。これを一言で言うと、運用改善で対応するということでございます。

そういったことが今の政府の見解だというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　このことについては、先ほどの全会一致の抗議決議を持って外務省の出先に行ったときにもその話はありました。積み重ねによって地位協定のあるべき姿を目指していくんだとそこは政府の見解だろうと思います。

そこで、これも新聞報道によるものですけれども、2013年12月17日、首相官邸で開かれた沖縄政策協議会、仲井眞前知事が普天間基地の５年以内の運用停止とあわせて、日米地位協定の改定の要請もした時期がありました。そのときに、12月17日に要請をしたんですけれども、即その日に、国務省のハーフ報道官は、米軍基地の管理運用などを定めた日米地位協定の改定を沖縄が求めていることに対し、米政府が見直しに、交渉に同意したことはない、今後も検討しないと、即そういう表明を出したんですね。やはりそこも１つの大きな壁であろうと思っています。しかし、この日米地位協定、条文上によると、第27条には、いずれの政府も改正をいつでも要請ができるんだという条項もあります。そこも言い出しっぺは誰が言うかということも問題だろうと思いますけれども、まず先ほどアメリカの報道官がそういう発言をしたということがありましたけれども、2015年、アメリカの国務省は地位協定に関する報告書を出しました。それには、要するにどういうことが書いてあるかというと、アメリカの中でも、同盟関係や米軍駐留をより安定させるために地位協定に関する交渉にもっと柔軟に臨むべきだという考え方がこの2015年１月に出された地位協定に関する報告書の中に記載があるんですね。やはり全てが変わったとはいいませんけれども、そういうアメリカ国務省の見解としては、地位協定への改定についても柔軟に対応すべき時期に来ているんじゃないかと。それは結んでいる国の主権が余りにもないがしろにされていることについては、それぞれの国の皆さんは敏感になってきているんだと。だからそういう状況を米国も把握しているようです。そこも環境が整ってきているのかなと、ぜひそこも考えていただきたい。

そして、日米地位協定その前身である日米行政協定というのが1952年に発効されています。

そこで、日米地位協定の前身と言われる日米行政協定、特にこの２つの違いを把握されているのでしたら、簡単に御説明いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まず日米行政協定、これは旧日米安全保障条約第３条に基づきまして、1952年、今議員からございましたように、日米間で国会の承認を得ずに行政府の間だけで締結された協定となってございます。一方、日米地位協定でございますが、現行の日米安全保障条約の６条に基づきまして、1960年に締結された国会承認

の条約となっているという点の違いがあります。

ただ、日米地位協定については、例えば基地の管理権について申し上げますと、文言上は改善が図られたとされておりますけれども、一方で日米間で締結された別途の合意によりまして、実質的には日米行政協定と変わらないというような評価等が、それから２条にもいろいろな意見がございます。そういったことで日米地位協定と日米行政協定については、やはりさまざまな意見があるものと承知しております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　この行政協定、作業にかかわった担当官がいるんですけれども、その担当官が後に総理となられる中曽根康弘議員に説明を求められた際に説明をしたそうです。そして、この中曽根議員は、これは要するに占領下の引き継ぎだねと、要するにこの協定は日本をアメリカの植民地化するものですねという発言があったという記録がこの担当官によって伝えられています。そういうことでなかなか日米地位協定と行政協定というのは結局名前は変わったけれども同じものだったということになるんだろうと思います。

ちょっと予定の時間がなかなか配分がまずくて申しわけない。

あとは最後になりますか、鉄軌道についてたくさん御準備いただいたかもしれませんけれども、１点だけ、那覇と名護間のルートについて、検討を進めている那覇―名護間で最短の距離と、７ルートの中で一番短いのはどれくらいで、一番長いのはどれくらいで、その差がどれくらいあるのかそこを御説明いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

鉄軌道のお示しをさせていただきました７つのルート案のうち、北谷を経由して沖縄市、うるま市、金武、宜野座を通るＤ派生案と呼んでおりますが、この経路が約69キロメートルと一番長く、最も短いものは西海岸を縦断するＡ案と呼んでおりますが、これが62キロメートル、その差はおおむね７キロメートルとなっております。

○親川　　敬君　このくらい62キロと69キロの差はやはり……

○議長（新里米吉君）　時間です。

○親川　　敬君　名護間で１時間という命題を達成するためにはそれほど誤差はないというふうに認識をしたいと思います。

御答弁ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　おはようございます。

社民・社大・結連合会派の比嘉京子でございます。

一般質問をいたします。

まず初めに、待機児童問題について伺いますが、本県では待機児童解消に向けて、県も市町村も大変力を入れているということについて評価をいたしておりますが、一方で環境を初めさまざまな条件に恵まれた公立保育所の定員割れが起こっています。その原因と公立保育所の役割と責務について明らかにするため、次のような質問をいたします。

まず待機児童問題について。

県内の公立保育所及び認可保育園の定員割れの総数について伺います。また、定員の弾力的運用は、弾力的に20％増しという運用をすればあとどれくらい公立保育所に許容量があるのかについてお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

まず平成29年10月１日現在でございます。県内の保育所の定員割れ状況等について、待機児童のいる22の市町村に確認いたしましたところ、まず公立保育所で467名、認可保育所で399名、合計で866名の定員割れとなっております。また一方、定員以上に児童を受け入れている人数は、公立保育所で75名、認可保育所で1456名、合計で1531名となっております。

なお、御質問の弾力運用の件でございますが、弾力的運用が可能な人数につきましては、保育室の面積や保育士の配置等総合的に考えることが必要でありまして、把握は困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　公立保育所の定員割れについて県の認識をお伺いしたいわけですけれども、今弾力運用についての数字が出されていないということも非常に問題ではないかと。これは面積からはじき出して、認可保育園では事務所のスペースを削ったり、それから玄関のスペースを削ったりして、本当に涙ぐましい努力をして一人でも多く受け入れようと頑張っているところで、お膝元の公立はというと園庭の広さ、全てのスペースのゆとりを考えると弾力運用の数字が出ていないということはいかがなものかというふうに思っております。

さてそれについて、県として公立保育所の定数をまず満たしていくということが重要なことではないかと思うのですが、県はどう考えておられますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

保育の実施は、議員御指摘のとおり定員の範囲内で行うことが原則というふうに考えております。一方、当然ながら弾力運用につきましても先ほど答弁いたしましたが、面積ですとか職員の数に余裕がある場合には年度途中の入所等に対応するため、一時的に定員を超えて児童を受け入れることも可能ということで弾力運用の規定がなされているところでございます。

ただ県としましては、弾力運用はあくまで一時的な措置というふうに考えておりますので、当然のことながらその子ども・子育て支援事業計画等においても、定員ベースでその待機児童解消していくという取り組みをこの間ずっとしております。県のほうでは、弾力運用で恒常的に定員が超えているような場合には定員を変更するようにというふうな指導もしているところでございますので、しっかり定員の範囲内で受け入れはやるべきということで、市町村とはこの間調整させていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　一番最初の答弁で、認可保育園での弾力運用で1400名余り受け入れているんだということをおっしゃっていて、公立においてはそれでいいと言われることには多少異議を感じておりますが、質問を続けます。

定員割れの理由についてはどういうふうに理解をしているのか、それと保育所における保育士の正規雇用率について伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

定員割れが生じている理由でございますけれども、県のほうでは地域別のミスマッチですとか、年齢別のミスマッチ、それと保育士不足などが原因かなというふうに考えております。また県内の公立保育所83施設のうち50施設から報告がございましたが、保育士総数に占める正規雇用率は、平成29年４月１日現在で46.4％というふうになっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　公立保育所の保育士の採用試験を実施していない、何年も実施していない、そういう市町村はたくさんあります。これは46点と言われましたけれども、ここは県としては採用していないということについてどう考えていますか。それから正規化を進めていないということについてはどうお考えですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

公立保育所の正規保育士の採用状況でございますけれども、直近３年の調査をし29の市町村のうち22市町村から回答がございましたが、延べ３年間で104名の保育士が一応正規雇用化をされているところでございます。ただ一方、公立保育所の保育士の雇用につきましては、各市町村において行財政の状況等を踏まえるなど、それぞれの判断でなされているというふうに県としては考えているところでございます。ただやはり公立保育所における保育士の確保は重要というふうに考えておりますので、市町村における公立保育所の保育士確保、処遇改善の取り組みにつきまして、待機児童解消支援基金事業を活用しまして支援をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　公立保育所の役割と、それから今県が進めている待機児童解消ということの整理が必要ではないかなと思います。公立保育所で公務員の保育士採用試験を実施するなら殺到するだろうと思われます。そのことをしないでおいて、そして保育士が足りないから定数を満たせられないということが続いているということについて、県の姿勢を明らかにしていく必要があると私は思っています。一応提言をしておきたいと思います。

もう一点は、公立保育所の役割の一つとして、今我が会派の仲村未央議員が質問に取り上げました、言ってみれば在園児の選考ですね。（資料を掲示）　県内で59名いわゆる在園している子を次の点数の高い子に入れかえるためにやめさせていく、退所を求めていくという問題を取り上げましたけれども、まさにこれは公立保育所の役割として吸収すべき子供たちだと私は思っているんです。これくしくもかどうかわかりませんが、ここで一番多かったのが公立保育所を全廃したエリアなんです、町なんです。

それを考えますと部長、公立保育所の役割というものは最終的に緊急児そして困難児、そして認可が受け入れることができない、そういうような状況の場合は公がこれを引き取るというこういう責務というのは県が打ち出すべきではありませんか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

ちょっと認識が違うのかもしれませんが、児童福祉法ではいわゆる保育所において保育を実施すると、これは市町村の責務というふうに定められているところでございます。ただ一方でいわゆる児童福祉法では保育所の実施形態については公立、私立、公私連携、どの形態を主として進めていくか特に規定はされていないところから、市町村が地域の実情に応じて適切に判断した上で保育所の実施形態を決定しているというふうに考えております。

ただ県としましても、議員御指摘のとおり公立保育所の役割ということでございますが、質の高い保育を通じて子供の健やかな発達を保障するということが重要であると考えておりますので、いわゆる公立保育所、私立保育所等における保育の質の確保について県が実施する指導監査でしっかり確認をするとともに、研修等を通して質の高い保育については確保していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　質の高さは評価をいたしますが、それ以前に入所できるかできないかという問題は次元が違うのではないかというふうに思っております。

次、進めます。

(3)番目はカットさせていただきたいと思いますが、(4)番目に、保育標準時間について11時間というふうにされていますけれども、保育時間に見合った人的配置が国の指示ではどうなっているのか、それができているのかどうか伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

保育所及び認定こども園におきましては、子供の人数や年齢に応じて必要な職員に加えて、保育標準時間の11時間開所をするために必要な職員や、保育士の休憩、休息のために必要な職員として、２名から３名の職員を配置することになっております。

県では、これらの職員が適正に配置されているか、指導監査において確認を行っているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　保育士確保には処遇改善として給与アップ、大事だと思います。しかしながら11時間勤務というとほぼ12時間ぐらい。ですから８時間労働の人を基準にして保育の人的配置をしているわけです、国の配置が。それに加えて、例えば保育士が子育てと両立できるかというと、７時半から開園をしようとすると６時台に出なければいけない、そういう地域もあるでしょう。７時半以前に着かなければいけない。そうすると我が子の子育てと両立ができないといって保育士が保育現場から離れていったという状況、これももう一点国に対して強く要望すべきことだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

11時間の開所に当たっては、公定価格のほうで先ほど答弁させていただきましたが、子供の数や年齢に応じて必要な２名から３名の配置というのは措置をされているところでございます。ただ一方で、今年度国のほうでも公定価格上の職員配置の基準とか、実際の配置について比較調査を行うことも検討しているというふうに伺っているところでございます。あわせて県のほうでは保育士の職場環境の改善ということで、例えば年休代替の保育士の費用の補助であったりとか、保育補助者を配置するというふうなこともやって保育士の負担軽減についてはしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　保育士が続けていけるようにぜひともお願いしたいと思います。

次に参ります。

２番目の教育・保育についてですけれども、本県の子どもの貧困実態調査というもので浮き彫りになった一つの問題点がございます。自己肯定感の弱さということが指摘されています。この自己肯定感をいつ、どのように育むべきかということが今貧困問題の先進地域で取り組まれています。

１つだけ御紹介したいと思います。いかに乳幼児期における質の高い教育が重要かということが1960年代のアメリカで始まって、現在でもなお50年以上の追跡実態調査をしています。そのことが世界中、特に欧米の子育ての幼児期のある意味で投資効果が高い、または財政を公が投入すべき時期はここなんだということが大きく周知されていて取り入れられています。アメリカで行われましたペリーの研究という、大変有名な研究がございます。質の高い幼児教育がその後の人生をどう豊かにするかというデータです。特にアフリカ系のアメリカ人の子供の三、四歳児を対象として実験にランダムに幼児を分けまして、そしてその対象とした群としなかった群の比較調査を５歳時、14歳時、19歳時、27歳時、40歳時と追跡をした結果、学

校の出席率、成績、高校の卒業率、収入、犯罪率、持ち家そういうことを年代ごとに追っかけていって現在でもなお50歳代を追跡しています。その結果、質の高い幼児教育を受けた子供が全てにおいて優位であったということが世界中に知られております。この先進国の幼児に財政の投入を推し進める大きな牽引をしています。残念ながら我が国はＧＤＰに占める幼児の教育費は、先進地二十数カ国の中で最も低い位置にとどまっております。質の高い幼児教育の受容性を踏まえて、本県の幼児教育について質問をしたいと思います。

本県は他府県と異なりまして86％もの公立の幼稚園がアメリカ統治下において歴史的背景でそれが現在でも続いています。この公立幼稚園の存在意義というものを県の教育長はどう認識しておられるのかから伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

ただいま議員からもございましたように歴史的な背景ございますが、公立幼稚園の数は平成29年度の実態調査によりますと210園ございます。公立幼稚園は保護者の就労に関係なく幼児を通園させることができますし、公教育としての役割を担っております。

県教育委員会としましては、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子供に質の高い教育を保障する観点から公立幼稚園の存在は大変重要であると考えております。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　今簡潔にお答えをいただいたわけですけれども、今公立幼稚園が認定こども園化を加速させています。その認定こども園を私たち国から制度としておりてきたときに、国は沖縄県の例外的な８割以上の公立幼稚園が小学校の敷地内にあるということを想定していないでこの計画が出ているものだと私は理解しています。そのために認定こども園のメリットとデメリットについて、教育長の認識を伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

まず公立幼稚園から認定こども園へ移行する際のメリットとして考えられるものですが、例えば給食や土曜日の運営等で保護者のニーズに合った制度というか合っている分があるということでございます。あとは人員の配置が幼稚園に比べて充実するということで保育にゆとりが出てくるということと、教育と保育をあわせ持つことで、０歳から５歳までをつなげた教育・保育ができるという面があろうかと思います。

デメリットですけれども、公立幼稚園は小学校の校長先生が園長を兼任しているということになっておりまして、認定こども園になるということで専任の園長にかわります。そうするとこれまで幼小連携ということについては、園長先生と校長先生がお一人、同一だったのがそれぞれ専任になるという意味で、連携についての努力等がこれまで以上に必要になると考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　導入に際して、教育庁とそれから子ども生活福祉部のほうでどのようなこの問題を、沖縄県のよさをどう残してどこをどう変えるということをそういう話し合いというのはなされたんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　沖縄県の公立幼稚園、その歴史的な背景から小学校に併設をされて、公立幼稚園以外の幼稚園、保育園の結節点となって小学校教育への円滑な移行、接続という機能を期待しているわけですが、その分に関して現在認定こども園の移行の動きがあると。その分に関して福祉部とどうあるべきかという話し合いがなされたかという御質問に関しては、どうあるべきという話し合いは明確なものはなかったかと思います。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　教育長は先ほどデメリットでとても大事なことをおっしゃらなかったかなと思うんですね。公立の幼稚園は親の就労に関係なくどの子も受け入れられるという利点がありました。この認定こども園になりますと、親が就労している子供たちがはじかれていく可能性を十分に秘めているわけなんです。これよく１号認定という言葉で言っておりますけれども、就労していない親の子供たち、就労している親の子供たちを認定こども園というのは入所判定をその園自体がやることになるわけです。そのときに１号認定をどんどんはじいていく。そういうときの対応策をお考えですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　幼稚園は親の就労に関係なくという幼児教育という機能がございますが、こども園の場合、定員を上回る入園希望者が今後出てくることも想定はされるかと思います。実は、公私連携型のこども園というのがありますけれども、市町村によりましては、市町村とこども園側との協定を結ぶ中で、

１号認定の幼児も受け入れるように義務づけするというか取り決めして、その前提でこども園に公の施設をお任せしているという例がございます。そういう例とかありますので、県教育委員会としては、市町村に対して、幼児教育の機会確保のために受け入れ体制の充実について適切な対応を行うよう働きかけていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　(3)番目の質問で、公立幼稚園が私立型、今公私連携とおっしゃったわけですが、私立型認定こども園へと移行した場合の問題点について伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　平成29年４月現在、認定こども園に移行した公立幼稚園は、３つの市で９園ございます。その内訳については、公立型が５園、公私連携型が４園となっております。私立型認定こども園へ移行することによりまして、例えば行事等における連携でありますとか教育施設の使用については、これまで以上の調整努力が必要となってまいろうかと思っております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　とても大変なことが起ころうとしているんですよ。いわゆる今予定されているのはたしか７園ぐらいあると思うんです、私立型。その私立型になりますとどういう問題が起きるのかということを教育長が認識されていないとなると、とてもゆゆしき問題だと思うんですけれども、これは私立型の認定こども園になると学校の敷地を譲渡したり建物を譲渡したりが始まるわけです。今まさにもう始まりつつあります。つまり小学校の中の園庭を共有する、プールを共有する、体育館を共有する、お遊戯会を一緒に出る、そして運動会を一緒に出るというのが幼小の連携として非常に全国的に高く評価されていたわけです。そのことを置いておいて、私立型が今準備されている中において、囲いが始まろうとしているんですよ。小学校の中に、ここは私の土地ですよと。そういうことを沖縄県がこれまでの幼稚園のあり方を変えていこうという大きな変容の危機に立っていると思ってこの質問をしているわけなんです。建物を譲渡するにしても土地の譲渡はしないことが望ましいというような市町村に対するそういうメッセージは出せませんか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時７分休憩

午前11時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　今議員からお話がありました私立型の件ですけれども、例えば私立型になった場合に、管理上の問題等で公立小学校と併設される私立型の認定こども園では管理者の判断によって仕切りを設けたり、例えば門を分けたりする可能性があり得ると思われます。ただ幼稚園の教育要領でありますとか、小学校の学習指導要領の中では幼児教育と小学校以上の教育のつながりが示されておりまして、円滑な幼小接続を行うために連携もうたわれておりますので、ただいま議員からありました土地のお話とか、そういうどのような通知とかその辺が適切なのか、それは少しこちらもいろいろ議論した上でどのようなものが出し得るのか、それはいろいろ研究してまいりたいと思います。

いずれにしても県教育委員会では、市町村教育委員会に対して小学校と幼稚園等による認定こども園含めて連携協議会を開催するなど、また連携を深めていくような働きかけをしていく必要があろうかと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　次の質問ですけれども、幼小の連携はどうなるのかというようなお話は今お聞きしましたので割愛させていただきますけれども、５番目の質問として、ぜひ子供を対象にした沖縄県において他府県で今見られるのが幼保一元化した課を設けまして、そうすることによって県が設けたことによって市町村がそういう体制に変わっていったというような事例がございます。ぜひともこれで常に同じテーブルの中で課でもつくってやっていただきたいなと。これ前向きな答弁をいただきたいんですが、両方からお願いできますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　ただいま県における組織の一元化という御趣旨の御質問だと思いますが、現在、公立幼稚園は教育庁義務教育課のほうで、私立幼稚園、認定こども園と保育所は子ども生活福祉部子育て支援課でそれぞれ所管しております。どの就学前施設においても全ての子供たちに質の高い幼児期の教育・保育の提供、職員の資質向上を図るために、教育庁側の義務教育課と子育て支援課で連携をし、現在合同研修会等も実施しているところであります。

御提言の組織の一元化については、沖縄県の幼児教育のさらなる充実に向けて他県の動きがあるというお話でしたけれども、他県の状況を調査研究するなどして知事部局と意見交換を進めてまいりたいと考えてお

ります。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。
　教育長からも今御答弁ありましたけれども、平成28年度から保育所それと私立幼稚園を所管する子育て支援課とまた公立幼稚園を所管する義務教育課、それとあわせて教育研修を担う県立総合教育センターの３カ所で連携して、それぞれ各就学前施設における教育・保育の質の向上を目的に、一部合同で保育士、保育教諭、幼稚園教諭の研修等を実施しているところでございます。また今年度は、本県の質の高い幼児期の教育・保育の推進ということで関係課で意見交換をやっているところでございます。まずは今後関係課が連携して、就学前の施設について質の高い幼児教育・保育が実施できるように努めていきたいということと、あわせて当然知事部局と教育庁で先ほどありましたけれども、他県の状況もしっかり調査しながら研究していきたいなというふうに考えております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　知事にお願いをしたいと思うんですが、今のようにとても大事なゼロから５歳、そして貧困問題で先進地を視察すると全部今幼児期から対策を練っています。そのことを考えますと、先ほどの調査研究もそうですけれども、健康問題もそうですけれども、この幼児期にこそ大きなポイントがあるということで力を入れています。
　知事に要望しておきますけれども、これはやっぱり国の省庁の縦割りの弊害というものが長いこと続いております。そのことを県政も市町村もそれを受け継いでいるわけなんで、ここは先進地に見習って私は一元的に沖縄県からやっていく。そういうようなことをお願いしたいと思いますが、コメントがあればよろしくお願いします。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　比嘉京子議員の御質問にお答えいたします。
　議員の今るる説明される幼児期の大切さ、そして垣根を乗り越えてそれと国の縦割りの行政とは別々にやりたいというような趣旨は、私自身お聞きをして大変重要だなと思いつつ、今各部長が答弁しておりました現状がどの程度どうなっているのかというのをもう一回検証しないといけませんので、今おっしゃっているような趣旨を改めて教育長初め子ども生活福祉部長等々と議論をしながら考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　大変申しわけないんですが、県立図書館につきましては、この間報道がされておりましたので割愛をさせていただきたいと思います。
　最後に、我が会派の代表質問に関連して、南西諸島の自衛隊配備問題についてお伺いをしたいと思います。
　２点お伺いしたいと思います。
　これは島民の間で配備によって安全な住民の生命財産は守られるのかどうかという大きな二分された論争があります。もう一つでは自衛隊ということと、今キャンプ・ハンセン等でも見られるように米軍との共同的な演習を強化しようという動きがあるけれども、そのことについて大丈夫だろうかという２つの論争がありますので、この２点についてお伺いをしたいと思っています。
　まず先島ですけれども、住民は守られるのかということがございますが、守られるのか守られないのかという議論が平行線でありますけれども、緊急時に住民の安全はどう保障されるのか。そしてそれの根拠について法律があるのかどうか伺います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　自衛隊に対します理解のあるなしは別といたしまして、新たな配備計画が上がった地域につきましては、いろいろな問題・課題があるものと認識しております。今議員から御指摘のございました緊急時に住民が守られるか否かにつきましても、去る大戦で悲惨な地上戦を経験した県民にとっては重い課題の一つであると考えております。
　県としましては、自衛隊の配備について政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えているところであります。
○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　2017年の防衛白書によりますと、「自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに支障のない範囲で、住民の避難・救難の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施する」、つまるところ自衛隊の任務はあくまでも武力排除であり、住民避難救難といった支援は本業に支障のない範囲でしかやらないと明言をいたしております。
　２つ目をお聞きします。
　日米安全保障委員会における８月17日の外務省サイトによりますと、２プラス２においてこのような確

認がされたという公表がございます。閣僚は相互運用性及び抑止力を強化し、地元とのより強い関係を構築するとともに、日本の南西諸島におけるものも含めて自衛隊の体制を強化するために、日米両政府が共同使用を促進することを確認したとありますが、これは自衛隊駐屯地を米軍が使用するという考えを打ち出したものではないかと危惧するものですが、県の認識を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

平成29年版防衛白書によりますと、「沖縄の在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄に所在する自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性を促進するものである。」と記載されております。ただ一方、米軍が、自衛隊駐屯地を共同使用するといった記述はございません。こういった中で、県は平成29年６月に、沖縄防衛局に対しまして、県内に配備または配備を予定している自衛隊基地における米軍との共同訓練・研修についてその予定があるかということを照会しましたところ、防衛省のほうからは現時点において具体的な訓練の計画はないとの回答があったところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　この発表によります共同使用ということの解釈について、より深い議論をしていく必要があると考えております。

以上です。終わります。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣　光栄君　それでは一般質問を行います。

会派おきなわ、新垣光栄、12月の一般質問です。

大枠の１、翁長知事の３年間の県政運営について。

知事を筆頭に県職員においては、これまで基地問題を初め、経済、文化、教育、福祉、健康医療などさまざまな分野の課題に全力で取り組んでいただいております。

そこで(1)、経済発展、生活充実及び平和創造の視点から施策成果について伺います。

(2)、政策実施の検証等の中で新たに生じた課題について伺います。

大枠の２、平成29年決算特別委員会から。

去る10月18日、19日の両日決算特別委員会審査において、総務企画委員会決算事項調査質疑で行った提案事項の検討状況についてから伺います。

(1)、所有者不明土地調査事業について伺います。

(2)、観光税導入について伺います。

(3)、高校生（学生）のバス運賃一律月額6000円、フリーパス定期券について伺います。

(4)、保育士処遇改善のための行政監査について伺います。

大枠の３、教育行政（国際性に富む人材育成留学事業）について。

本県の次世代を担う子供たちに、国際理解教育の推進及び留学や外国人との交流などを通じた実践的なコミュニケーション能力の向上を図る目的で実施されている国際性に富む人材育成留学事業について。

(1)、本事業の概要と現状及び課題について伺います。

(2)、本事業の課題改善施策について伺います。

(3)、教育委員会のスクラップ・アンド・ビルドの考え方について伺います。

大枠の４、子育て支援について。

子ども生活福祉部は、登録を希望する全ての児童が入所できるよう、利用者の負担軽減を図る必要があることから公的施設を活用した児童クラブの設置促進を図ってきた。

そこで伺います。

(1)、公的施設を活用した放課後児童クラブの現状について伺います。

(2)、主な取り組みと成果について伺います。

(3)、課題と対応について伺います。

大枠の５、土木建築行政について。

土木建築部は、防災・安全の確保や社会基盤の整備など、安全・安心な県土づくりのもと、道路、河川、環境対策、地域活性化などの課題を限られた財源の中で効率的、効果的に進め、また、高度経済成長期に建設され老朽化した施設などの長寿命化や維持管理に取り組んでおります。

そこで(1)、県中城公園・県総合運動公園の整備と早期完成について伺います。

(2)、普天間川の管理道路の整備について伺います。

(3)、入札制度に係る業者の選定基準について伺います。

(4)、新技術の活用状況と取り組みについて伺います。

大枠の６、我が会派の代表質問との関連についてであります。

(1)、新垣清涼議員の代表質問から長寿県復活の取り組みから質問させていただきます。長野県等の最新事例の取り組みから取り入れた施策はあるのか伺います。あと１つ、予防医学の第１予防から健康増進、運

動面や食生活の改善施策はどのようになっているか伺います。

(2)、瑞慶覧功議員の代表質問、米軍関係による事件・事故の相談対応から伺います。

昨日の琉球新報のまとめによると、米軍犯罪の起訴率は18％または米軍関係者に対する強姦罪の起訴率はわずか３％だった。この現状を踏まえると1953年に日米両政府が交わした不起訴密約の実態が改めて浮き彫りとなった。もしよろしければ所見を伺いたいと思います。このような問題について、県はいつも防衛局、警察においても相談窓口を設け、一時的な責任は国が持つべきだとの答弁であるが、解決が困難な懸案に関して、県は沖縄県の特殊事情の観点からも基地対策課に米軍関係事件事故対応窓口を設置すべきと思っていますが、所見を伺います。

以上、再質問は質問席から行います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。

３年間の県政運営についてに関する御質問の中の、知事公約の成果についてお答えをいたします。

私は、知事就任以来、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から、公約の着実な実現に向けて取り組み、そのほとんどに着手し、推進しているところであります。

経済発展については、沖縄県アジア経済戦略構想の推進計画を策定し、観光・リゾート産業や情報通信関連産業などのリーディング産業の拡充・強化を図るとともに、国際物流拠点の形成に取り組んでおります。

生活充実については、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を設置するとともに、沖縄子どもの未来県民会議を立ち上げ、県民運動として子供の貧困問題の解消に向けて取り組んでおります。また、子供の学力向上や空手発祥の地・沖縄の世界への発信、離島地域の活性化などにも積極的に取り組んでおります。こうした取り組みにより、入域観光客数は４年連続で過去最高を更新するとともに、本年８月には、月間で初めて100万人台を記録しました。観光・リゾート産業の関連産業を含めた経済波及効果は１兆円を超え、情報通信関連産業の生産額は4000億円を突破するなど、県経済は好調に推移しております。また、年度平均の完全失業率は平成27年度が4.8％、平成28年度が4.2％と改善し、有効求人倍率も復帰後初めて１倍を記録したほか、小中学校の学力テストにおける全国平均との差など、改善の傾向が顕著な指標も出てきており、県政運営の成果は着実に上がりつつあります。引き続き、アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性と、ソフトパワーなどの強みを生かし、県経済の発展及び県民生活の向上につなげてまいります。

平和創造については、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去に全力で取り組んでおります。日本の安全保障については日本国民全体で考えるべきとの沖縄県の主張に対し、国内外における理解が広がりつつあり、全国知事会においても米軍基地負担に関する研究会が設置され、基地問題の理解を深めているところであります。今後とも引き続き、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設などを粘り強く働きかけてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の３年間の県政運営についての御質問の中の(2)、政策実施の検証等の中で新たに生じた課題についての御質問にお答えいたします。

県では、昨年度、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく施策の推進による成果や課題等を検証する中間評価を行いました。この結果、子供の貧困対策や雇用の質の改善、増大するクルーズ市場への対応強化など新たに生じた課題が明らかとなりました。このことから、今年度改定した沖縄21世紀ビジョン基本計画等の中で、これら課題及び課題解決のための取り組み等を盛り込んだところであります。

県としましては、引き続き、県民の皆様が安全・安心に暮らせる優しい社会を構築するとともに、アジアのダイナミズムを取り込むさまざまな産業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、２の(3)、高校生フリーパス定期券に関する御質問にお答えいたします。

路線バスの運賃設定については、国があらかじめ運賃の上限を認可し、各バス事業者はその範囲内で運賃を設定し、国へ届け出ることとなっております。路線バス事業の経営に必要な営業費に適正な利潤を加えたものとして、事業者の経営判断により設定されております。学生につきましては、通学用定期券が普通旅客運賃の４割引となっております。料金一律の定期券については、バス事業者が主体的に判断するものでありますが、学生等が利用しやすいよう、バス利用環境の改善に向けて、引き続き意見交換を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　２、平成29年決算特別委員会についての御質問の中で(1)、所有者不明土地調査事業についてお答えをいたします。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第62条の規定に基づき、沖縄県または市町村が管理している所有者不明土地は、沖縄戦で土地関係の公簿類が焼失したことにより生じたものであります。所有者不明土地については、平成24年３月の復帰特措法改正により、政府が実態について調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずると規定されたことを受け、現在、国の委託により、県において測量等調査や所有者探索等の実態調査を実施しております。

今後、県としましては、県民の貴重な財産として将来の沖縄のために有効活用が図られるよう、国に対し立法措置等を含む抜本的な解決を強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２、平成29年決算特別委員会についての御質問の中の(2)、観光税の導入についてにお答えいたします。

県では、平成22年度から25年度にかけて、観光にかかわる新たな法定外目的税として、入域税、レンタカー税、宿泊税について検討を行い、税目としては宿泊税が適当であるが、導入については、観光産業に与える影響を十分に考慮して判断する必要があるとの検討結果をまとめております。昨今の好調な沖縄観光を背景とする外部環境の変化や、それに伴う受け入れ体制のさらなる強化等が求められる中、県では、平成30年度からの新たな行財政改革に係る計画に改めて新税創設に向けた検討を盛り込み、県庁内部における議論をスタートさせたところです。今後、観光関連事業者等から意見を聴取するとともに、受益と負担の関係、課税の公平性、観光関連産業に与える影響等を十分に考慮し、引き続き関係部局と連携して検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　代表監査委員。

〔代表監査委員　當間秀史君〕

○代表監査委員（當間秀史君）　ハイサイ　グスーヨーミズサイビーン。チャーガンジューヤミシェータガヤー。クジュヌクンガチカラ　アマウティイチョーティナーンマチカンティソーイビタン。ニーブイシガチーイルーシガ。ニールカ　ニーヲアタイ質問ヤサンティンシマビーシガ　マールケーティナーヤ　ウムイジャチ　質問シキミソーリヨ。アンシェーウンヌキヤビラ。

２、平成29年決算特別委員会についての中の(4)、保育士処遇改善のための行政監査についての質問にお答えします。

決算特別委員会における議員の提案を受けて検討してまいりましたが、監査委員によるいわゆる行政監査は、当該地方公共団体の事務の執行に限って監査することができるものであり、保育士の給与等に関して、私立保育所を運営する法人を直接監査する権限はありません。したがいまして、子ども生活福祉部が行う保育士の確保や処遇の改善に係る施策・事業の効率的・効果的な執行について監査することになります。現在、子ども生活福祉部においては、平成28年度包括外部監査における保育士の処遇改善に係る意見を含む指摘事項などに対して取り組んでいることから、監査委員としましては、当面、子ども生活福祉部から取り組み状況の報告を受け、その内容を確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の教育行政についての御質問で、国際性に富む人材育成留学事業の概要等についての御質問にお答えいたします。３の(1)と３の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

県教育委員会では、国際性と個性を涵養する人材育成の一環として、沖縄振興特別推進交付金を活用し、海外留学事業等を行っております。平成24年度より毎年、高校生及び大学生等約100名を派遣しており、帰国後は、大阪大学などの県外難関大学や、語学力を生かし海外の大学へ進学した生徒もおります。大学生等については、派遣辞退等に伴う不用額が毎年発生していることや、各大学等の留学制度及び他の制度を利用できることから、平成29年度より募集を停止したところであります。大学生等が利用できる留学制度としましては、沖縄からアジアへトビタテ！留学ＪＡＰＡＮプロジェクト等があります。また、日本学生支援機構の海外留学支援制度があり、平成28年度募集枠は全国で２万3000人となっております。

県教育委員会としましては、引き続き、高校生を対象とした長期留学制度の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、３の(3)、スクラップ・アンド・ビルドにつ

いての御質問にお答えいたします。

教育委員会では、児童生徒の健全育成や学力向上などの教育課題に対応するため、さまざまな施策・事業を展開しております。予算編成に当たっては、県の予算編成方針に基づき、優先順位や熟度などを勘案するとともに、新規事業等については、原則既存事業の見直しを図り、限られた財源の効果的な配分に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　４、子育て支援についての御質問の中の、放課後児童クラブの現状と課題等についてお答えします。４の(1)から４の(3)までは関連いたしますので、恐縮ではございますが一括してお答えいたします。

平成29年５月１日現在の放課後児童クラブ数は403クラブ、登録児童数は１万7450人となっております。本県の放課後児童クラブについては、全国と比較して民間施設を活用したクラブが多いことから、全国と比べ利用料が高くなっている状況にあります。県におきましては、利用料の低減を図るため沖縄振興特別推進交付金を活用し、市町村が行う公的施設活用クラブの整備に対して支援を行っており、県内クラブの月額平均利用料は、平成24年度の１万711円から、平成29年度は9199円に低減しております。

県としましては、引き続き市町村と連携し、放課後児童クラブの公的施設活用促進や送迎費等の助成を通じた負担軽減を図り、利用料の低減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　５、土木建設行政についての御質問の中の(1)、中城公園・沖縄県総合運動公園の整備についての御質問にお答えいたします。

中城公園は、平成９年度に事業着手し、これまで広場や園路、駐車場等の整備を行っております。平成28年度末時点の進捗率は、事業費ベースで66％となっており、公園計画面積98.8ヘクタールのうち11.9ヘクタール、約12％を供用しております。沖縄県総合運動公園は、昭和56年度に事業着手し、これまで陸上競技場、サッカー・ラグビー場、プール、園路、広場等の整備を行っております。平成28年度末時点の進捗率は、事業費ベースで89％となっており、公園計画面積70.4ヘクタールのうち68.2ヘクタール、約97％を供用しております。

県としては、引き続き早期完成に向け、整備に取り組んでまいります。

同じく５の(2)、普天間川の河川管理用通路の整備についての御質問にお答えいたします。

普天間川の河川管理用通路については、既に整備を完了しており、当面、補修・修繕などにより長寿命化を図る予定であります。

同じく５の(3)、入札制度に係る業者選定基準についての御質問にお答えいたします。

地方公共団体では、地方自治法施行令により、工事を発注するに当たっては、あらかじめ入札参加資格を定める必要があります。県では、入札参加資格登録に際して審査基準を定め、建設業者の経営力や施工能力に応じた等級の格付を行っており、また、工事発注に際しては、受注実績に応じてランクづけされた業者の中から、地理的条件、技術者の状況、手持ち工事の状況等を勘案して選定しているところであります。

同じく５の(4)、新たな技術の活用状況等についての御質問にお答えいたします。

新たな技術の認定等については、有用な新技術の積極的な活用を推進するための仕組みである国土交通省の新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）や、新技術の普及と技術水準の向上を目的に一般財団法人土木研究センターなどで実施する建設技術審査証明等があります。土木建築部では、現場条件等を勘案し、規格、品質、耐久性、価格等の総合的な観点で新技術の活用を検討してきたところであり、引き続き、関係機関と連携しながら、新技術の活用に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

それでは、６の我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(1)のア、長野県を参考にした取り組みについての御質問にお答えします。

長野県の特徴的な取り組みとしましては、自主的な住民活動に基づく保健補導員制度が整備されており、予防に重点を置いた地域における健康づくりが推進されております。また、関係職種が一体となって減塩運動や一部屋温室運動などの住民活動が行われてきた結果、長野県の健康課題であった脳卒中など、さまざまな健康問題に対する予防の知識、意識が地域に浸透し、長野県の長寿に寄与したものと考えております。

沖縄県におきましても、地域における幅広い健康づくり活動を担う健康づくり推進員及び食に関連した健康づ

くりを担う食生活改善推進員の養成、育成及び活動の充実強化について支援をしているところであります。

次に、同じく我が会派の代表質問との関連の中の(1)のイ、運動面の取り組みについての御質問にお答えいたします。

県では、生活習慣に定期的な運動を取り入れることを促すテレビＣＭの放映等、広報活動を行っているところであります。また、昨年度は、沖縄県ウオーキング協会等と連携したウオーキングイベントを実施したところであり、今年度は、八重山地区で県主催ウオーキングイベントを開催したほか、名桜大学と連携し手軽なエクササイズの導入を図った参加体験型の健康づくりイベントを開催したところであります。

県としましては、引き続き運動を行う機会の増加を含めた県民の健康増進を図る取り組みを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　６、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(2)、事件・事故の相談窓口についてお答えいたします。

県民が米軍関係者の事件・事故に巻き込まれた場合の対応については、被害者の心情にも十分配慮した上で、基地の提供責任者である国の責任において誠実に対応されるべきであると考えております。

県としては、米軍関係者による事件・事故により、県民が不利益をこうむることがあってはならないと考えており、関連情報の収集に努め、そのような事態が確認された場合は、日米両政府に対し、その解決を強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、新垣光栄君の再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後１時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

新垣光栄君の再質問を行います。

新垣光栄君。

○新垣　光栄君　それでは順を追って再質問をさせていただきます。

順を変えます。順を追ってですけれども、ちょっと変更したいと思っております。

最後の答弁ですけれども、その中で一義的な問題であるということだったんですけれども、事件・事故に関する相談所の設置について、国が責任を持ってやるべきだという答弁をもう何度も聞いているんです。全く同じ答えで、我が会派の質問からすると５年も10年もというぐらいのスパンで全く同じ答えをいただいているんですけれども、ほかにきのうの新報の記事にもありましたように、そのような報告を受けてもそう考えているのか答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

議員からいたしますと、窓口を県がやるという答弁がないので全く同じだというような答弁だと聞こえるかもしれませんが、この答弁はこの何年間の答弁とは違って我々としては踏み込んだ答弁にしているつもりでございます。ただやはり思いますのは、こういった事件・事故が起こる。それを沖縄県民が泣き寝入りするようなことがあってはならないと。じゃこれをどこがしっかり本来対応すべきかといいますと、我々からいたしますと国においてしっかり対応すべきであろうと。ただこのことにつきましては、沖縄県民も沖縄県も不利益があることになってはならないということで、それをしっかり受けとめまして、その対応については国に対してしっかり述べると。そういった意味での窓口はやりたいと思いますけれども、そういったいろいろな被害者への補償等についての窓口はしっかりと国においてなされるべきだとそういうふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　それで、そのようにやってきた結果がこのような起訴率が18％とか強姦に至っては３％ということになっていると思うんです。やっぱりこれを考えると、困難な懸案に関してはちゃんと沖縄県がしっかり対応できるようなシステムをつくってはどうかなと思っておりますので、その辺を検討していただきたいと思います。

それでは１番に戻ります。

翁長知事の３年間の県政運営について、いろいろ説明をいただきました。私は今待機児童対策が進んでいる中で解決できてないということも踏まえると、県としては余り評価として表現しにくいと思うんです。私は以前であれば各市町村で認可保育園を認めてくれというときに、３年、４年前ですか、浦添市で１つとか沖縄市で２つ、そういう数少ない認可だったんですけれども、今に至っては市町村がオーケーであればどんどんつくってくださいというふうに大きく変わってきている。それは大変な評価だと思っています。それに

踏まえてこの３年間で認可保育所が何カ所ふえたか、そしてまた何人の待機児童が解消されたか、お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時15分休憩

午後１時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。

ちょっと今、何カ所ふえたかというのは手元に数字持ち合わせていないものですから、まず、何人今保育の量が拡大したかということでございますけれども、県のほうでは黄金っ子応援プランで27年度から29年度の３年間で１万8000人を保育の量を拡大するということで、これまで市町村としっかり取り組んできたところでございます。それで、27年度、28年度の２カ年間で約１万1000人の定員を確保したというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　この数字からしても、翁長県政、経済や観光、そして子育て支援で実績を残していると思いますので、達成しなくてもそういうのをどんどんアピールしていただいてどうかなと思っております。また、評価しておりますので、これからも頑張っていただきたいと思います。

それで２番目、大枠の２、決算特別委員会からの質疑において、所有者不明土地の調査に関してなんですけれども、沖縄県と本土との違い、本土ではそういう所有者不明の土地を公共工事等の土地、用地として活用したいという方向性があるんですけれども、沖縄県と本土との違いはどのようになっておりますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

今、全国的に問題になっている所有者不明土地というのは、この所有者や相続人の居場所が不明であるとか、あるいは相続の際に登記がなされていないなどの理由によって発生しているものと聞いております。一方、本県の場合、復帰特措法に基づいて沖縄県また市町村が管理する所有者不明土地というのは、沖縄戦で土地関係の公簿類が消失したことによって生じたもので、その場合、土地登記簿上には、沖縄県の所有者不明の土地の公簿には所有者の氏名が記載されていないということで、発生した原因、そして登記簿上の所有者名が記載されているかしていないかというそういう違いがございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　今全国的にも問題となっている所有者不明地ではあるんですけれども、やっぱり沖縄県若干違うわけですね。戦後処理の中で発生している案件だと思いますので、その権利関係として、権利者が不明であるから不明ということになっているんですけれども、管理者はどこが管理者になっておりますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　沖縄戦により発生した所有者不明土地、これについては沖縄県が管理している管理地と市町村が管理している土地があるということで、これが29年の３月末で2710筆約98ヘクタール、県と市町村で管理をしているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　私は早目にこれは県民の財産として県の各市町村で取得して、有効に使えるようにしたほうがいいと思っています。そうしないと全国的な基準に照らされて、国のものになってしまったり、そういう弊害が出てくるのではないかなと思っていますので、その辺の見解をよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　本県の所有者不明土地につきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画におきましても戦後処理の一つとして位置づけまして、早期に解決を図るということでされております。さらに先ほど答弁いたしましたように、県としましては、県民の貴重な財産として将来の沖縄のために有効活用が図られるようにということで、去る８月にも沖縄担当大臣、江崎大臣のほうにも要請しているところでございまして、国に対し引き続き立法措置等を含む抜本的な解決を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では(2)、観光税の導入についてですけれども、国のほうも出国税ということで同じような税改正の見直しを行うということなんですけれども、その影響は、政府は2019年に予定しているということで沖縄県が後になると思うんですけれども、その影響はどのように考えていますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

国のほうは出国税ということで、国内から海外へ出るお客様に課税をするということでございます。今、県として考えておりますのは、観光税、沖縄に来られ

る方に課税するということで、これはちょっと方向性も違いますので、ここは国の動きを見ながら検討いろいろ研究していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ、自主財源の確保からも大切な税収になると思います。そして、スケール感を出す投資とか人材育成の投資に活用していただければよい方向に向かっていくのではないかなと思っております。

そして、仮に宿泊税、今検討していると思うんですけれども、1000円程度の宿泊税を取った場合、税収としてどのくらいふえる見込みでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　議員おっしゃるとおり今想定しているのは宿泊税、ホテル税でございます。どれだけの税率が、どれだけの料金を取るかによって税収額変わってきておりますけれども、22年度から25年度までの間に検討した際の、試算した当時はトータルで５億円程度見込んでおりましたけれども、当然その間ホテルの数もふえてきておりますので、また改めて今後議論しながらその税源、税収につきましても検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ検討していただきたいと思っております。

次(3)、高校生の一括フリーパスです。バスの定期券についてなんですけれども、やはり、今高校生がバスに乗ることによって、将来の顧客として安定してくると思うんですけれども、私、モノレールもそうだと思うんです。モノレールも高校生が乗って、この子供たちが今、モノレールのよさを理解して、利便性も理解して乗っていると思います。その観点から、公共交通の役割等大きいと思っています。

そこで、通学時も登校時、そういうときに使うことによって将来の顧客となると思っておりますし、その公共バスの役割が今どんどんどんどん赤字路線ということで失われていて、この負担が各市町村に来ているんですよ。コミュニティーバスということで、各市町村におりてきています。それは各市町村の大きな負担にこれからなってくると思います。そうすると、二重負担ですよ。そういうことも解消するためにも、市町村の財政を軽減する意味でも、もう少しどのような形で公共バスを利用するかという議論をしっかりやっていただきたいと思うんですけれども、今どのように協議会の中で対策が打たれているのでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

バスの利用につきまして、さまざまに意見交換を行っております中で、高等学校等生徒に対する通学費負担軽減に関する要請を沖縄子どもの未来県民会議のほうから出しておりますが、各バス事業者とも先日も申し上げましたが、バスの利用者が非常に減っている状況で、経営状況厳しいことから対応困難というふうに言われておりますが、県としては、困窮世帯高校生への通学費支援について、関係部局と意見交換を行って、バスの利用についてはそのようなところからも進めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　しっかり早急な対策をやっていただきたいと思っています。

続きまして(4)、保育士の処遇改善のための包括監査について、子ども生活福祉部はこの包括的な監査についてどのような見解を持っておりますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

包括外部監査のほうで保育の処遇改善に向けた県の取り組みに対して意見がございました。特に保育所については社会福祉法人で経営しているということもありまして、いわゆる社会福祉法を改正とした効果的な関与をやるべきではないかとか、あとそれに伴って、この改正を契機に県のほうでも指導監査体制しっかり取り組むべきじゃないかといったようなことが言われたところでございます。そのため、県のほうでは、今年度から監査の重点項目ということで、賃金改善計画関係の確認であったりとか、従来にも増して処遇改善の取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ、この包括監査に的を射た監査報告書だと私は思っております。そして、県のほうも指導的監査ということで、しっかり監査をしていただきたいと思っています。

そこで、この３年間でやはり私たち沖縄県も処遇改善で相当予算をつぎ込んだわけです。この３年間で行われた処遇改善施策の予算は幾らぐらいつぎ込んだのか、お伺いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時26分休憩

午後１時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

ちょっとこの３年間というと手元にすぐには持っておりませんが、大体類似の金額をやっておりまして、処遇改善で保育士の確保もあわせまして、29年度では保育士処遇向上で3.1億、それと保育士の新規確保で２億ということで5.5億円、それ以上の金額を昨年度も一昨年度も予算措置して処遇改善に取り組んできたところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　私はこの処遇改善も大変評価すべきことだと思っています。それでこの県の行ってきた施策によって上乗せ、処遇改善によって公定価格が上がってきたと思うんですけれども、この公定価格の平均値というのは余り東京と変わらないと思っておりますので、その平均年収は処遇改善の上乗せ分も含めると幾らぐらいになると思っておりますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時28分休憩

午後１時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

処遇改善、この間25年度から実施されておりまして、28年度までに約８％の公定価格の改定等ございました。処遇改善プラス人事院勧告等です。それで、県のほうでは27年度までは保育士の給与というのは18万1700円で全国44位でございました。一方、こういうふうな取り組み、しっかり取り組んだ結果としまして、平成28年度におきましては、19万8300円ということで、全国37位まで給与が改善しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ処遇改善のほうもしっかりこれからやっていただきたいと思います。

大枠の３番、先ほど教育委員会からスクラップ・アンド・ビルドの考え方についてお伺いをしましたけれども、この事業に関して、この事業を一旦見直しをやったわけですか。この見直しについてのスクラップ・アンド・ビルドの見解をお願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　当該事業につきましては、国際性に富む人材育成留学事業につきましては、まず高校生と大学生を派遣しておりましたけれども、大学生に関しましては、先の大学に合格できないとか、留学の計画を途中で見直し、本人の意向等によって辞退するという例もありまして不用が生じている例があったということと、まず、もう一つは大学生に関しましては、他の制度で活用できるものがあるということもありまして、まず高校生のほうに特化をして、大学生の分は他の制度で活用していただこうということでありました。そういう形で、教育委員会の中ではほかの施策・事業もございますので、そういうものの中で限られた財源も活用したということでございます。

○新垣　光栄君　休憩、休憩です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時31分休憩

午後１時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　事業のスクラップ・アンド・ビルドは、事業で行っていたそれぞれの項目がそのままた別のところで出てくるとは必ずしも限りませんけれども、申し上げたのは、例えば学生支援機構の事業ですと、28年度で申し上げますと県内からは75名ほど、大学、高等専門学校、あとは専門学校ですか学校名はちょっと申し上げませんけれども、そういうところからその事業を活用して行っていただいているようですから、そのような実態も踏まえて、また財源予算の枠を新たに例えば新規事業等に活用したということでございます。ただ、大学生に関しましてほかの制度があるというのと、長期留学でありませんけれども、ほかの知事部局でも大学生を海外に派遣する制度もございますので、その辺もあって県全体でそれがなくなったということでは必ずしもないんですけれども、確かに長期留学の分は学生支援機構でありますとか、アジアへトビタテ！留学ＪＡＰＡＮプロジェクトとか、後はハワイ東西センターの留学事業とかそういう活用の道があると。高校生に関してはそういうほかのものがなかなかないものでありますので、この分に関しては引き続きまたグローバル人材の育成という観点から取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　この大学生、専門学校生というのは総務私学課の範囲、担当ということで切ったわけではないんですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　そういうことではございま

せん。そういう所管、縦割りという意味ではございません。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　それではしっかり連携ができて切ったということで、その切られた学生はこれを期待して入ってくるわけですよ。いきなり事業を中止されると今困っている学生がいるわけです。本来そういう事業を中止するんであれば、何年後には中止しますよという方針があって事業中止ということであればいいんですけれども、いきなり切ってしまうというのは私は問題があると思うんですけれども、教育長その辺の見解をお願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　今回の募集停止につきましては、ホームページ上で周知をいたしまして、問い合わせに対してその理由等の説明を丁寧に行ったというふうに考えております。また、募集予定していた大学生ができるだけ留学の機会が得られるようにほかの留学制度の情報等も提供させていただいております。今回募集は30年度派遣の分からの停止ということで29年度に募集をするものですから、１年前に。そういうことで今年度にそういう停止の周知をさせていただいたというところでございます。今回の募集停止に伴って大学生等から10件ほど問い合わせがありまして、それについては丁寧に説明して理解をいただいたと考えておりますが、今後ともその辺は丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　やはり大学生等から問い合わせがあるわけですから、そういういきなり事業を中止したということは私は問題があると思っていますので、その辺もう一度、総務私学課とも連携しながら考えていただきたいと思います。

続きまして大枠の４、公的施設を活用した放課後児童クラブの問題点、大きな問題点を、済みません、もう一度お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　放課後児童クラブについては、全国と比べて利用料が高いというのが課題となっているのが一つと、また公的施設につきましては、学校側の理解を得るのに時間が要するというふうなことで課題というふうに捉えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ小学校、公的施設に設置する場合、どうしても校長先生の協力が必要ということで、もう少し教育委員会と連携をしながら進めていただきたいと思います。

それで大枠の５番、土木建設行政についてなんですけれども、中城公園にあるホテル跡地の解体の進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

ホテル跡につきまして、現地調査及び今物件調査を年内に完了する予定でございます。その調査結果等を踏まえて権利者に対して説明をしていくという、現状そういう流れでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　大きな期待をしておりますので、その辺着実に進めていただきたいと思います。

もう一つ、県総合公園の会場なんですけれども、2019年８月に南九州４県で開催する全国高校総体の会場となると思うんですけれども、維持管理の面はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時38分休憩

午後１時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

沖縄県総合運動公園においてこの全国高校総体の対象となる会場は、陸上競技場とあと自転車競技場だというふうに理解しております。この陸上競技場部分につきましては、今高体連のほうから整備の要望等があるということも確認しておりますので、内容を確認しながら今できることがあるかどうか検討させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　自転車競技に関しましては、競技を行うためには公認を取得する必要がございまして、現在コースの部分に関しては補修を行いまして、大会に備えることとしております。

○新垣　光栄君　どうもありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

〔亀濱玲子さん登壇〕

○亀濱　玲子さん　こんにちは。

社民・社大・結連合の亀濱でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず１番目に、宮古島への自衛隊配備についてであります。

(1)、去る11月19日に千代田に配備される地域ですけれども、野原地区住民説明会において、沖縄防衛局

は、沖縄県の許可はとっているとして、住民の質問に丁寧な説明がないまま、翌20日には工事着工式を強行いたしました。沖縄防衛局から県に申請された千代田における宮古島駐屯地――これ仮称のようですけれども――における建設工事の建築計画通知の審査について、許可は出されたのか伺います。

(2)、沖縄防衛局に、県が提出した沖縄自衛隊の島嶼配備等についての照会についての回答によると、防衛局は、施設整備に当たっては、環境保全の観点から、環境調査を行い、その調査結果に基づいて希少種の移植などが必要となる場合は対策を実施するというふうに回答しておりますけれども、防衛局からその環境調査報告書は届いているのか伺います。加えて、県の今後の対応についてもお伺いいたします。

２点目です。沖縄県の道路の管理について。

実はこれは県道、宮古島の空港から上野という地域に行くところでありますけれども、これが軒並み60本近い直径40センチから50センチの半分ぐらいあったかと思います。（資料を掲示） これがばっさり切られているんですね。これを聞くと枡改良工事だというんです。その後、きのう確認したらこのように根こそぎとって、歩道のアスファルトまで痛んでいるというような状況で、こういうやり方というのはいかがなものかということで質問をさせていただきます。

(1)、桝改良工事の実施状況と課題についてお伺いします。

(2)、街路樹の伐採と道路管理のあり方について伺います。

１点目、ア、本島の伐採状況について伺います。

イ、宮古島市における県道190号線、先ほど見ていただいた写真なんですけれども、平良新里線の街路樹の伐採について伺います。

ウ、観光立県沖縄ならではの街路樹のあり方、道路清掃について検討していく必要があると考えるがどうか。また、ほかの部の事業と連携した取り組みについても検討が可能か伺います。

３、沖縄県における肝炎患者の支援についてお伺いいたします。

きょうはうれしい新聞記事が載っておりました。肝炎患者の再発について格差が解消されるであろうというような患者からの訴えが裁判所に認められたというようなことが報道されております。先日10月、Ｂ型肝炎患者のＢ型訴訟の原告の皆さんが副知事に要請をいたしました。ぜひＢ型肝炎の啓発もしていただきたい。ウイルス検査についても啓発していただきたいという要請もありました。

そこでお伺いいたします。

(1)、肝炎患者、これＢ型肝炎、Ｃ型肝炎の県が把握している患者数、加えて肝炎ウイルス検査の受診状況と課題について伺います。

(2)、地域肝炎治療コーディネーターの養成と活動状況について伺います。

(3)、障害者手帳の交付申請があった場合、この交付状況と申請への対応についてお伺いします。

(4)、肝疾患診療相談所というのが琉球大学に相談所が設けられておりますけれども、これの充実が必要だと思われます。それについて対応をお伺いします。

４、離島の医療・福祉の充実について。

(1)、県立宮古病院、八重山病院における心筋シンチの検査状況と課題について伺います。

(2)、離島から本島への医療機関で治療を余儀なくされている方々が安価な宿泊施設を求め続けています。この既存の新しいものを建てるということが無理だというふうにずっと対応が難しいと言われ続けておりますけれども、既存の県の管理する例えば県の宿舎であったりとかそういう既存の建物で検討していくことは可能かお伺いをいたします。

５番目、県指定天然記念物宮古馬の保存への課題について伺います。

(1)、県の指定する宮古馬の委託管理者から、飼育費用等についてこの先自己負担が続くことは、もう管理するのが厳しいという窮状、訴える声が出ています。天然記念物を所管する県教委として、飼育環境の改善要望を受けとめて、保存に向けてしっかりとその課題に取り組むことが求められているのではないでしょうか。県の対応を伺います。

続いて、産業振興についてはこれまでも質問が既に何度もされておりますので、割愛をさせていただきます。

続いて、我が会派の代表質問との関連についてお伺いをいたします。

次呂久成崇議員の質問から教育福祉行政について。

(1)、児童虐待件数と取り組みについて。

2016年度の相談通報件数が713件と過去最多、県警に寄せられた件数も過去10年で最多との答弁でございました。各分室に受けた件数についてお答えいただきたいと思います。

そして２点目、離島の宮古・八重山の対応件数、とりわけことし設置された宮古分室について職員体制の強化が求められています。対応についてお伺いをいたします。

続いて次呂久議員の質問から、農業行政について。

サトウキビ生産農家の高齢化に伴う課題としてハー

ベスタの依存度が高まっているということが示されました。これについて小規模な高齢化する農家も多いことから、ハーベスタの利用料金の負担軽減が求められていると感じています。これについてどのように県としてお考えかお伺いをいたします。

次に、仲村未央議員の代表質問、そして次呂久議員の代表質問で知事の政治姿勢についての中から、(4)、県の環境アセスの見直しについてより質問させていただきます。

(1)、県内にある42カ所の自衛隊施設に関し県の環境影響評価条例を適用した事案はあるか伺います。

(2)、県の環境影響評価条例の改正について、対応事業項目に土地の造成を伴う事業規模要件、施工区域20ヘクタールを改正で加えるという方向があるようですが伺います。

ア、米軍、自衛隊施設も対象となるか伺います。

イ、ミサイル配備施設、弾薬庫が離れて建設される場合、同種事業として合算して対象事業となるべきではないか伺います。

(3)、条例の対象事業の項目に火薬保管庫・弾薬庫及び水源環境に影響を及ぼすおそれのある化学物質・重金属を使用する施設を加えることが必要だと考えるがいかがか。

(4)、条例の特別配慮地域、これはこれまでもあるわけですけれども、改正するのであれば県民の水がめである北部のダム地域一帯と地下水に生活用水の全てを依存する、頼る宮古島を指定するべきではないかというふうに考えます。いかがでしょうか。

通告いたしました⑤は割愛いたします。

最後になりますが、平成23年度に沖縄環境審議会から答申された沖縄県においても戦略的環境影響評価が導入されるというふうに答申がなされております。それについて県のほうは検討されているかお伺いいたしたいと思います。

答弁を伺って再質問させていただきたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　亀濱玲子議員の御質問にお答えいたします。

沖縄県の道路管理についてに関する御質問の中の２の(2)のウ、街路樹の管理や道路清掃、道路緑化に向けた取り組みについてお答えいたします。

街路樹は、緑陰の形成や道路景観の向上など、道路と沿道環境との調和を図る上で重要な役割を有しております。街路樹については、視認性の確保に必要な箇所の剪定を優先的に実施しております。また、道路については、現在約330団体の道路ボランティアの協力を得ながら、美化に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き、花や緑であふれる魅力的な県土の形成を図り、潤いと安らぎのある、緑の美ら島を実現するため、道路緑化を含め、全島緑化県民運動を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、宮古島への自衛隊配備についての御質問の中の(1)、宮古島駐屯地の計画通知についての御質問にお答えいたします。

宮古島市上野の陸上自衛隊駐屯地における宿舎及び隊庁舎等の建築物については、ことし11月14日に、沖縄防衛局長から宮古土木事務所建築主事宛て、建築基準法第18条第２項に基づき計画が通知されております。現在、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうか審査しているところであります。

次に、２、沖縄県の道路管理についての御質問の中の(1)、枡改良の実施状況と課題についての御質問にお答えいたします。

枡改良とは、街路樹の植栽管理の適正化を図るため、植樹帯から植樹桝にかえるものであります。平成26年度から今年度にかけては、県管理道路６路線において、枡改良を実施しております。街路樹の適正管理の課題は、良好な沿道景観や緑陰を形成する樹木の保全と道路利用者の安全性確保をいかに両立させるかにあると考えております。

同じく２の(2)のア、沖縄本島の伐採状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄本島内の県管理道路においては、道路利用者の安全確保のため、交差点部や標識等の視認性確保や、倒木対策などを優先的して剪定・伐採しているところであります。

引き続き、道路パトロールを徹底し、適切な道路管理に努めてまいります。

同じく２の(2)のイ、県道190号線の街路樹伐採についての御質問にお答えいたします。

県道高野西里線と接続する空港前交差点付近から約600メートルの区間においては、道路利用者の安全対策のため、平成28年度より、交差点部や標識等の視認性を阻害する箇所の街路樹を伐採し、あわせて植樹

桝を設置しているところであります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
〔環境部長　大浜浩志君登壇〕
○環境部長（大浜浩志君）　１の宮古島への自衛隊配備についての御質問の中の(2)、環境調査報告書の把握状況と今後の対応についてお答えします。
県が照会した自衛隊の島嶼配備等についての回答に対し、改めて沖縄防衛局に環境調査の実施状況を確認したところ、工事の実施に先立ち、平成29年２月から10月にかけて、宮古島駐屯地（仮称）建設工事の事業範囲及びその周辺の現況調査を実施したが、報告書は取りまとめ中であるとの回答がありました。
県では、自衛隊配備については、地元の理解を得ることが重要であると考えており、今後、地元市から環境影響評価に関する相談等があった場合には、技術的な助言等を行ってまいりたいと考えております。
次に、７の我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(3)のア、自衛隊施設に係る環境影響評価条例の事例についてお答えします。
現在の沖縄県環境影響評価条例は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、道路、空港など20の対象事業を定めております。これまでの自衛隊施設の建設については、これらの対象事業種に該当する事業がないことから、環境影響評価条例が適用された事例はありません。
同じく(3)のイの(ｱ)、自衛隊施設等が対象となるかについてお答えします。
現在の沖縄県環境影響評価条例では、大規模な土地造成を伴う広範囲にわたる開発事業であるにもかかわらず、環境影響評価の対象となっていない事業があるため、改正案では土地の造成を伴う事業を対象事業に追加することを検討しております。条例改正案の検討に当たり、特定の事業を想定したものではありませんが、条例が改正された場合には、これまで対象外であった大規模な土地造成を伴う事業が対象となる可能性があります。
同じく(3)のイの(ｲ)、施設が離れて建設された場合の適応についてお答えします。
沖縄県環境影響評価条例では、事業とは、特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築を言うとしております。一連の土地とは、当該特定の目的を達成するための内容が含まれる範囲であることから、個別具体的に事業の施行区域を判断する必要があると考えております。
同じく(3)のウ、条例における対象事業の追加についてお答えします。
現在検討中の条例改正が行われた場合には、これまで対象外であった大規模な土地造成を伴う事業が対象となる可能性があります。また、環境影響評価技術指針では、環境影響評価を行うべき環境要素が定められており、現在においても重金属や化学物質については、水の汚れ、地下水の水質の項目で調査、予測及び評価が行われております。
同じく(3)のエ、条例における特別配慮地域の追加についてお答えします。
沖縄県環境影響評価条例では、環境の保全に関して特に配慮すべき地域として、国立公園内の特別地域など環境法令及び県の環境関連条例に基づき指定された地域を特別配慮地域としております。水源の保全については、それぞれの地域において、その目的に応じた関係法令により個別に対応する必要があると考えており、そのため、特別配慮地域に水源の保全を目的として北部ダム地域及び宮古島を追加することは困難であると考えております。
同じく(3)のカ、沖縄県環境審議会から答申のあった戦略的環境影響評価の導入についてお答えします。
平成23年４月に環境影響評価法が改正され、戦略的環境影響評価の趣旨を踏まえた計画段階配慮書手続が導入されております。県では、法改正を踏まえ、平成25年４月に沖縄県環境影響評価条例を改正し、当該配慮書手続を導入しております。
以上であります。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕
○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、３の沖縄県における肝炎患者支援についての御質問の中の(1)、ウイルス性肝炎の患者数、検査の受診状況及び課題についての御質問にお答えします。
肝炎ウイルス感染者を、市町村が実施する肝炎ウイルス検査の陽性率から推計いたしますと、Ｂ型肝炎ウイルス感染者は約２万5000人、Ｃ型肝炎ウイルス感染者は約4300人と見込んでおります。そのうち、肝炎を発症し治療を受けている患者は、平成28年度、Ｂ型肝炎が607人、Ｃ型肝炎が153人となっております。平成28年度の肝炎ウイルス検査の受検状況は、保健所で1344人、市町村の住民健診等で１万5646人となっております。課題としましては、感染に気づかないまま病状を悪化させる患者が存在することだと認識しており、このため、県は市町村と連携して、広報活動等を通じて、肝炎ウイルス検査の周知について、取り組んでいるところであります。

次に、(2)の地域肝炎治療コーディネーターの養成と活動についての御質問にお答えします。

沖縄県では、平成25年度より行政機関の保健師や肝疾患に関する専門医療機関の看護師等を対象に、肝炎検査の受検促進や検査後の受診勧奨等の支援を行う人材を養成するため、沖縄県地域肝炎治療コーディネーター養成講座を実施し、平成28年度までに137人を養成しているところであります。当該コーディネーターは、医療機関、保健所、市町村等において、肝炎への理解の浸透、肝炎患者やその家族からの相談対応、制度の活用方法を助言するなどの支援を行っているところであります。

次に、(4)、肝疾患診療相談室の充実についての御質問にお答えします。

県では、平成21年11月に、肝疾患診療連携拠点病院に、琉球大学医学部附属病院を指定し、同病院内に肝疾患診療相談室を開設したところであります。当該相談室の主な取り組みは、患者及び家族への医療情報提供や医療従事者へ向けた研修会の開催、最新情報の提供などを行っております。

県では、同相談室と連携して肝炎対策の普及啓発や情報提供の技術支援に取り組んでいるところであります。今後は、同相談室と各地に配属されているコーディネーターがさらに連携を強化し、地域連携だけでなく、患者、家族に対するさらなる個別支援ができるよう強化を図っていきたいと考えております。

次に、４の離島の医療・福祉の充実についての御質問の中の(2)、県管理建物の宿泊施設活用についての御質問にお答えします。

県が管理する県営住宅や職員住宅などを、離島患者の宿泊施設として活用することは、設置目的等に照らし合わせると困難であると考えております。このため、県は、島外の医療施設へ通院する離島患者の経済的負担を軽減し、適切な医療を受ける機会を確保することを目的に、平成29年度から新たに離島患者等支援事業を実施したところであります。

引き続き、同事業を通して、離島患者の支援に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　３の沖縄県における肝炎患者支援についての御質問の中の(3)、身体障害者手帳の交付状況等についてお答えします。

県内の身体障害者手帳の交付件数は、平成29年３月31日現在、７万1772件で、このうち肝臓機能障害は116件、全体の0.2％となっております。肝臓機能障害は、平成22年から身体障害者手帳の交付対象に追加されており、対象者の認定基準は、肝臓機能の障害による日常生活活動への影響の程度により判定されます。県に手帳交付の問い合わせがあった場合には、各市町村の申請窓口等を紹介するほか、県ホームページで手続の概要と関係書類の様式を掲載するなど、必要としている県民への申請機会の確保に努めているところであります。

次に、７、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(1)のア、児童相談所の分室別相談件数についてお答えします。

ことし４月に開設した児童相談所宮古分室における虐待相談件数は、今年度11月１日時点で56件となっており、分室設置前の平成28年度における宮古圏域相談件数30件を上回っています。また、今年度の八重山分室における虐待相談件数においても、11月１日時点で50件と、前年度の相談件数30件を上回っています。相談件数が増加した要因としましては、子供の前で配偶者らに暴力を振るう面前ＤＶについて、警察からの通告が増加していることや、児童虐待に関する広報啓発活動を積極的に行った結果、県民への通告義務の周知が進んだことによるものと考えております。

同じく(1)のイ、宮古分室の体制強化についてお答えします。

ことしの４月に開設した中央児童相談所宮古分室は、分室長、主幹、児童福祉司２名に、非常勤である児童虐待対応協力員を加えた５名体制で業務を行っております。宮古分室の体制は、児童相談所の補完的役割を担う児童家庭支援センターはりみずや宮古島市との役割分担等を踏まえた上で職員の配置を行ったところであります。

県としましては、離島地域における児童虐待の現状や課題等を整理し、地域に適した児童虐待防止体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　４、離島の医療・福祉の充実についての質問の中で(1)、心筋シンチの検査状況と課題についてお答えいたします。

県立病院では、中部病院と南部医療センター・こども医療センターにおいて、心筋シンチ検査を実施しています。県立宮古病院、八重山病院への同検査施設の整備については、建設工事費、専門医の確保、医療機器等の整備及び維持管理費の課題があることから、慎

重に検討する必要があります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　教育長。
〔教育長　平敷昭人君登壇〕
○教育長（平敷昭人君）　５の県指定天然記念物宮古馬の保存への課題についての御質問で(1)、課題と対応についてお答えいたします。
宮古馬の保存については、現在、宮古馬保存会が日本馬事協会や宮古島市の助成金を活用し、宮古馬46頭の委託飼育を行っており、委託飼育者より自己負担の軽減等を求める声があると聞いています。現在、宮古馬保存会において事務局体制や今後の活動のあり方等の検討を進めていることから、宮古島市と連携を密にしながら、宮古馬の保存に向けて指導や助言をしていきたいと考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕
○農林水産部長（島尻勝広君）　７、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(2)、ハーベスタ利用料金の負担軽減についてお答えします。
平成28・29年期は県内全域で、計400台のハーベスタが稼働し、収穫面積におけるハーベスタ収穫の割合は、県全体で67.6％であり、10年前と比較して２倍近い伸びとなっております。ハーベスタ導入に当たっては、国及び県で導入経費を助成し、利用者の負担軽減等を図ってきたところであります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後２時11分休憩
午後２時12分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
亀濱玲子さん。
○亀濱　玲子さん　御答弁いただきましたので、順次再質問をさせていただきます。
まず宮古島への自衛隊配備についてでありますけれども、県に出されている建築許可通知というのは、これはまだ許可を出すまでの今の審査の段階だということですけれども、作業の工程はあとどれくらいかかるというふうになっていますか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
詳細な審査の状況は報告は受けておりませんけれども、あくまでも建築基準関係規定にのっとって審査をするということでございますので、内容が特に大きく変わらないのであればそう時間はかからないものだと理解しております。
○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。
○亀濱　玲子さん　今現在、この本体工事の許可が出ない状況で工事の造成工事が今進んでいるのは御存じですか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　造成工事に着手しているのは承知しております。
○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。
○亀濱　玲子さん　県は、住民説明会で県から許可をとっているというのを繰り返されていたので何の許可をとってやっているのかというのは承知されていますか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　造成工事に着手するための許可ということではないと理解しております。あの部分につきましては開発行為、都市計画法に基づく開発許可は要らない部分となっておりますので、その部分では県は許可を与えたということはありません。
○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。
○亀濱　玲子さん　赤土防止の許可を出していらっしゃるんですよ、皆さんのほうで、県のほうで。なので、少し私はこの全体を見ると、環境に影響を及ぼすかもしれないというのはどこでも把握されないまま、今工事は進んでいるというふうに認識しているわけです。
それで続けて聞きますけれども、県はせっかく防衛局にしっかり対応するようにというふうに照会をし、防衛局はこう答えているんですね。環境調査を行ってその影響がないかということをちゃんと把握して、それでその対策を実施するなど十分自然環境に配慮をしてまいりますというふうに書いてあります。県の環境調査報告書はいつ出るというふうになっていますか。
済みません。防衛局のです、沖縄防衛局の環境調査はいつ出ることになっていますか。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。
沖縄防衛局が実施した２月から10月の環境調査の報告でございますけれども、問い合わせたところ、現在取りまとめ中ということの回答を得ておりまして、いついつ出るということにつきましては今照会中でございます。
以上であります。
○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。
○亀濱　玲子さん　であるならば、防衛局が約束をしていること、県に答えたことは、その結果に基づきと書いてあるんですよ。その調査結果に基づいて環境への配慮を十分に行ってまいりますと。であるならば、

県はまだ報告が出て調査結果が出ていない、何の問題があり、何の影響があるかと。自然環境への影響もはかり知れないところの中では、県は防衛省に、今工事はとめるべきというべきではないですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　沖縄防衛局に環境調査の状況をちょっと確認しましたところ、希少な動植物の移動・移植について聞いております。幾つかの固有種や天然記念物等の動植物が存在していたことから、移動や移植などの措置を適切に行っているというふうな回答を得ています。また工事中につきましても、モニタリング調査として動植物の調査につきましては、事業の区域及びその周辺区域において、環境の状況について、生息状況について調査を行うということと、生活環境につきましては、工事中のばいじんの量、それから騒音、振動の状況等を調査するというふうな回答を得ております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　天然記念物の存在があるということがわかっていて、それを何か移動するというような行為は、作業していて見ています。なので、そこまで県がわかっているのに、しっかりした答えをもらわないまま工事を認めるということは、私はどうかと思うんですよ。なので、これは防衛局にその対応については丁寧に進めますということを――結果に基づきですよ、結果に基づき丁寧に進めますとおっしゃっているわけですから、これはしっかりとそのようにしていただくように求めていただきたい。いかがでしょう。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　環境調査の結果につきましては、報告書を取りまとめ次第報告するよう強く求めていきたいというように考えております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　違うんです。結果が出るまでは、結果に基づいて工事を進めると言っているわけですから、とめるようにと言っていただきたいんですよ。結果が出ていないわけですから。結果が出るまではと、ここに彼らは答えを出してきているわけです、返事が。県に対する返事です。なのでそれはしっかりと実施、実行していただくように申し入れていただきたいということです。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時19分休憩

午後２時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　現在も土地の造成工事につきましては、赤土等通知に基づいて行っているわけでございますけれども、赤土等の防止条例につきましては、工事を中止する命令というものがございませんので困難ではありますけれども、いずれにしましても、調査結果に基づきまして適切に対応するという言葉がありますので、沖縄防衛局に対応の状況についてきっちり報告を求めたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　ぜひ丁寧に対応していただきたいというふうに、答えたとおりのことを実施していただくようにお願いをいたします。

続いて県道の新里線ですけれども、これは全体の中でも本当に植えて40年とかなるような美しい並木がどんどん伐採されていくので、まずとめてほしいというお願いをしました。工事の名目はあろうと思います。今るる説明されたとおりかもしれませんが、ぜひ地域の市民の緑をしっかりと見守っている市民団体の意見も聞きつつ、どういう形でだったらこの街路樹をどういうふうに管理したらいいかというものを市民の意見も聞きながら進めていただきたいと思います。

これについてはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

まず平良新里線の街路樹、これはテリハボクでございますけれども、議員御指摘のように植樹後相当な年数が経過しております。現状はもう幹も太くなって、しかも根も張り出しているという状況にございます。この影響で歩道部の舗装が破損したり、また交差点部では視認性が少し悪化すると、交通に支障が出ている部分もございます。このようなことから道路利用者の安全確保という観点で、平成28年度から間引きを行ったりあるいは舗装の補修にあわせて植樹桝を改良するということを行ってきております。ちなみに平成28年度は対象となる樹木181本のうち134カ所を桝にかえております。これはそのまま残すという意味合いです。47本間引いております。29年度は桝化を123カ所、そして樹木の撤去というところは67本という状況でございます。

今議員のほうからもお話がありますように、地域の声ももう一度聞いてくれということでございますので、今後どういう形で進めるかも含めて一度意見交換というのはさせていただきたいと思います。

ただやはり安全性確保ということも重要であるということは御理解いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　ぜひ道路の安全はもちろんです。ですけれども宮古が大事にしてきている美しいテリハボクの並木道でもありますから、それは市民の意見もまた取り入れていただきたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

続いてＢ型肝炎の患者支援です。実は沖縄県も頑張っていらっしゃるのはわかります。ですけれども、例えば長崎県とか佐賀県とか、無料で初期のウイルス検査が受けられるというのが大々的にもう取り組まれていまして、そこに行くとウイルス検査ができる、あるいは肝炎患者の支援のコーディネーターがいるというのが一覧表がもう二百何十カ所の医療機関が挙がって初期の無料検査ができるというのを大々的に取り組んでいる県もあるんですよね。

なのでこれについて県の対応、ぜひ沖縄県が戦後、集団接種、それの特徴的な地域であるということも鑑みて、特別力を入れなきゃいけないことがあると思うんです。これについてお答えください。

○議長（新里米吉君）保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　本県の検査の受診率が他県に比べて低いというのは重々承知しているところでございます。それでうちとしましても、肝炎治療コーディネーターこれをもっと養成する必要があるだろうと。そしてさらにフォローアップしていく必要があるだろうと。こういったコーディネーターを通じて、さらにマスコミの広報等を通じて検査・周知を徹底させていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　琉大の相談室に、県は例えば感染症コーディネーターだとかいろいろいらっしゃると思うので、協力して相談がしやすい体制がつくられるのではないかというふうに思いますので、充実に向けて取り組んでいただきたいと、これは要望したいというふうに思います。

続いて宮古馬の飼育についてなんですけれども、これは県が指定した天然記念物です。もう預かっている皆さんが悲鳴を上げているという状況があるわけです。なのですぐ何かが変わるわけではないかもしれません。でも宮古島は教育委員会に４月から担当が移ったりするという事情もあるようですので、どういう状況にあるかというのを県が聞き取り調査にまず入っていただきたい。飼育しているその農家の皆さんの聞き取りをぜひ直接現場まで行って聞き取っていただきたい。それについていかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　宮古馬を適切に保存していくためには、関係する委託の飼育者でありますとか、宮古馬の保存会、またその事務局、また宮古島市、教育委員会に移るようですが、県教育委員会の連携が非常に重要だと考えております。そういうこともありまして、まず現地に出向いて関係者からの聞き取り調査等を進めまして、宮古馬保存に向けた情報収集にまずは努めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　ぜひよろしくお願いをいたします。

部長、離島の支援なんですけれども、地域完結型という言葉をよく使いますが、非常に厳しい状況に置かれていてなお充実できないことってあるわけですよ。なので、どうすれば、琉大のそばのマンスリーマンション、一月12万から13万かかります。そういう状況の中でどうやったら支援できるかという知恵をぜひ出していただきたい。もしそれがだめこれがだめと言うんであったら、じゃ何だったらいいのか。離島の渡航費もそれじゃ十分ではありません。それじゃもっと太くするのかちょっと考えていただきたいと思います。

続いて、県の環境影響評価条例なんですけれども、部長が今特別配慮地域、化学物質と重金属は今でもやっているというふうにおっしゃっておりましたけれども、それは米軍だったりそういうところも含めて対応できているというふうにおっしゃっているんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　環境影響評価の項目の中で、環境影響評価の中で重金属とか化学物質につきましては適切に調査予測評価がなされているというようなことでございますので、基地内での環境影響評価というものは今のところ普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価がございます。それと、今返還地であります西普天間地区の土地区画整理事業等がこのように当たってくると思いますけれども、その環境影響評価の中でも、環境要素としてここのようなものが化学物質、重金属等についても調査を行っているということでございます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　最後に、知事にお伺いをしたいと思います。

県が環境影響評価条例を今度変えるというのはとても私は重要なことだというふうに思っています。これは沖縄県が島嶼性があって島々を抱えているという、自然が美しいけれども脆弱であるということ。もう一つは基地を抱えているというこの２つの観点からで

す。これについては憲法の94条、そして地方自治法13条、自治体がもう既に対等・平等な関係にあるわけですから、やろうと思う条例は制定できるはずだというふうに私は思います。

この環境影響評価条例を沖縄らしい条例にするために、知事の決意というのをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えいたします。

土地の造成を伴う事業ということで、今回沖縄県環境影響評価条例改正をするということで、ずっと改正をするといういろんな作業をしているときに、私のほうにも報告がございました。ある意味では、やはりこれまで大規模な事業についてはそういった環境の規制みたいなものがなかなかできないということで、それを土地の造成を伴う事業を対象事業に追加をするということになっての今改正案の検討に当たっていると思います。

ですから、この土地の造成を伴う事業等々というものは、もちろんそれにかかわるものはいろんな分野があると思いますけれども、ある意味で純粋に環境を守っていくという意味で、この条例を適用していこうということになっていますので、その意味ではどの分野に限らず、こういった中で環境をしっかりやっていこうということになると思います。

○亀濱　玲子さん　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ハイサイ　グスーヨー　ウクタンディンネーミソーランガヤーサイ。ナーチチュバイデービルヒラティトゥラシミソーリ。よろしくお願いします。

一般質問を行います。

社民・社大・結連合、議席29番、仲宗根悟です。

よろしくお願いします。

まず冒頭に、質問通告後に発生いたしました読谷村トリイ通信施設でのＭＶ22オスプレイからの兵員降下訓練が行われた件について、看過できない重大な事案であることから、議事課及び執行部にも連絡をしてございます。先例を踏まえて質問をしたいと思います。

去る12月４日読谷村の米軍トリイ通信施設においてＭＶ22オスプレイから兵員が３回にわたって十数名が地上におりたと、降下訓練が行われました。同施設は、オスプレイの配備前には日本政府が提出した環境レビューの中では、このトリイ通信施設へのヘリ着陸帯としての利用は訓練用ではなく、物資輸送あるいは緊急時に使用する管理着陸帯との区分が明記されています。この着陸帯、ことし３月、４月と訓練が繰り返されております。恒常化が懸念されますが、県の対応を伺いたいと思います。

それでは知事の政治姿勢に関してお聞きいたします。

(1)、翁長県政、満３年を迎えました。行政運営を振り返っての評価、そして向こう1年の決意を伺います。

次に、10月30日世界のウチナーンチュの日は昨年の世界のウチナーンチュ大会に制定し、今年度は初めて迎えられました。どのような取り組みがなされたか伺いたいと思います。

次に、２番目、中小企業の振興と雇用失業対策に関してお聞きいたします。

本県における中小企業は零細で脆弱な経営基盤の企業がほとんどであります。このような課題を改善し安定経営に向けた支援が求められます。その取り組みについて伺います。

本県の雇用失業の現状はどのようになっているか。そして男女別・年齢別の状況はどうか伺います。

この季節になりますと非常に気になるのが来春高校卒業予定の就職内定率です。現況はどうなのか伺いたいと思います。

３番目は、基地関係に関してお聞きします。

嘉手納基地をめぐる訓練の激化による爆音被害が周辺地域の生活環境の悪化の実態に県の対応と対策について伺います。

米本土海兵隊が来年から最新鋭戦闘機Ｆ35Ｂを嘉手納基地へ展開し訓練を実施するとの報道があります。さらなる負担増に生活環境は破壊されます。県の対応を伺いたいと思います。

４番目は、地域課題でありますけれども、道路行政に関してであります。

読谷村内の県道６号線、そして県道12号線及び県道16号線の渋滞緩和策の取り組みについて伺いたいと思います。以前からこの県道６号線、そして６地点で12号線との接合点も含め、交差点改良で渋滞解消の取り組みを進めるとしておりました。最近では12号線、16号線についても渋滞が相当あるようであります。その進捗状況をお聞かせください。

(2)番目は、読谷―沖縄市間を結ぶはしご道路の実現に向けた取り組みについてなんですが、この件は沖縄県においても計画に位置づけられていた経緯があるということで、中部市町村会の中でも開発が進む中部、東部とリゾート地域の西側のさまざまな経済効果を見据えて沖縄中部地域の道路網の整備促進に関する要請として国土交通省や内閣府に要請している道路計画でありますが、県の考え方をお聞かせください。

５番目の我が会派の代表質問との関連なんですが、仲村未央議員の産廃、産業廃棄物処理業者の行政処分についての中の米軍基地内のごみ処理に関してどのような状況なのか、今後このごみ、どういった対策で臨まれるかお聞きかせをいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　仲宗根悟議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)、県政運営の評価と決意についてお答えをいたします。

私は、知事就任以来、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から、公約の着実な実現に向けて取り組み、そのほとんどに着手し、推進しているところであります。

経済発展については、沖縄県アジア経済戦略構想の推進計画を策定し、観光・リゾート産業や情報通信関連産業などのリーディング産業の拡充強化を図るとともに、国際物流拠点の形成に取り組んでおります。

生活充実については、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を設置するとともに、沖縄子どもの未来県民会議を立ち上げ、県民運動として子供の貧困問題の解消に向けて取り組んでおります。また、子供の学力向上や空手発祥の地沖縄の世界への発信、離島地域の活性化などにも積極的に取り組んでおります。こうした取り組みにより、入域観光客数は、４年連続で過去最高を更新するとともに、本年８月には月間で初めて100万人台を記録しました。観光・リゾート産業の関連産業を含めた経済波及効果は１兆円を超え、情報通信関連産業の生産額は4000億円を突破するなど、県経済は好調に推移しております。また、年度平均の完全失業率は平成27年度が4.8％、平成28年度が4.2％と改善し、有効求人倍率も復帰後初めて１倍を記録したほか、小中学校の学力テストにおける全国平均との差など、改善の傾向が顕著な指標も出てきており、県政運営の成果は着実に上がりつつあります。引き続き、アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性と、ソフトパワーなどの強みを生かし、県経済の発展及び県民生活の向上につなげてまいります。

平和創造については、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去に全力で取り組んでおります。日本の安全保障については日本国民全体で考えるべきとの沖縄県の主張に対し、国内外における理解が広がりつつあり、全国知事会においても米軍基地負担に関する研究会が設置され、基地問題の理解を深めているところであります。引き続き、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設などを粘り強く働きかけてまいります。今後とも県民の皆様の御期待に沿うべく、全力を尽くして県政運営に当たり、一つ一つ公約の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、知事の政治姿勢について１の(2)、世界のウチナーンチュの日の取り組みについてお答えいたします。

ことしは、世界のウチナーンチュの日の制定１周年を記念して、10月30日を中心に県内外でさまざまな取り組みを実施しました。具体的には、世界のウチナーンチュの日を祝う祭典を開催するとともに、移民の歴史が学べる舞台公演や海外県人会への芸能団派遣等を実施したほか、ロゴマークの決定やテレビＣＭ、ホームページの開設等を通して、世界のウチナーンチュの日の認知度向上を図りました。これらの取り組みにより、各地域、幅広い年齢層に、世界のウチナーンチュの日の意義とウチナーネットワークの重要性を訴えることができたと考えております。次年度以降も、県はもとより、さらに多くの市町村、海外及び国内県人会において独自の取り組みが行われるよう広く呼びかけ、ウチナーネットワークの継承と発展に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２、中小企業の振興と雇用失業対策についての(1)、県内中小企業に対する取り組みについてにお答えいたします。

県では、関係団体や地域からの提言を反映した中小企業支援計画を毎年度策定し、同計画を着実に実施することにより、中小企業の経営基盤の強化、経営革新の促進等の総合的な支援に取り組んでいるところです。とりわけ経営基盤の強化については、経営計画の策定やＰＤＣＡの検証を踏まえた進捗管理への取り組み支援や、創業後５年以内の創業者に対して、経営安定に向けた経営力向上支援などを実施しているところです。

今後とも、中小企業支援計画による総合的な支援に取り組み、県内中小企業のさらなる振興を図ってまいりたいと考えております。

同じく２の(2)、沖縄県の雇用失業の現状についてにお答えいたします。

平成28年の総務省労働力調査によると、本県の就

業者数は67万9000人で、男性は37万2000人、女性は30万7000人となっております。年齢別では、15歳から29歳で12万2000人、30代で15万人、40代で16万5000人、50代で13万5000人、60歳以上で10万8000人となっております。また、完全失業率は4.4%で、男性4.9%、女性3.8%となっております。年齢別では、15歳から29歳で8.3%、30代で4.5%、40代で3.5%、50代で2.9%、60歳以上で2.7%となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の中小企業の振興と雇用失業対策についての御質問で(3)、高校生の就職内定率についてお答えいたします。

平成30年３月卒業予定者の就職内定率は、沖縄労働局の速報値によりますと、平成29年10月末現在で51.4%となっており、前年同期比で4.9ポイント上昇し、過去最高となっております。

県教育委員会としましては、校内における就職希望者への個別面談や商工労働部と連携した合同就職説明会・面接会を実施するなど、引き続き高校生の就職内定率の向上に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　３、基地関係についての御質問の中の(1)、嘉手納飛行場周辺の騒音実態についてお答えします。

県が関係市町村と連携し、嘉手納飛行場周辺で実施している航空機騒音測定結果速報値によりますと、11月７日のＦ35訓練開始日前後３週間の比較で、騒音発生回数は15測定局全てで増加しており、最も増加率の高かった北美局で2.5倍となっております。また、最大ピークレベルについては、15局中13局で訓練開始前に比べ高い値を示しており、砂辺局で最大113.5デシベルと今年度の最大値を記録しております。

県としましては、航空機騒音による周辺住民の負担軽減が図られるよう、引き続き、航空機騒音の軽減措置等について、日米両政府に粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての質問の中の(1)、米軍基地から排出されるごみの分別の取り組みについてお答えします。

県は、11月27日に米軍に対して、基地内で仮置きしているごみの処理を円滑に進めるためには、分別が必要である旨の説明を行っております。それを受けて、米軍では、民間事業者へ委託して、分別、運搬、処理を行うことを検討していると聞いております。また、基地内の居住者に対しては、生活ごみの分別、リサイクルを呼びかけていると聞いております。

県としましては、早期に米軍ごみの適正処理が実現するよう、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　基地関係についての御質問の中の(2)、嘉手納飛行場へのＦ35戦闘機の配備についてお答えします。

去る11月26日の地元紙で、米軍嘉手納基地にＦ35Ｂが最大で26機展開する計画を立てているとの報道は承知しております。沖縄防衛局によると、現時点で海兵隊Ｆ35Ｂ戦闘機を嘉手納飛行場に恒久的に展開させる計画はないとのことであります。嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機のたび重なる飛来は、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、６の緊急質問についての御質問の中の(1)、トリイ通信施設での訓練についてお答えいたします。

今回、米軍が訓練を実施したトリイ通信施設周辺は、多くの住民が生活する地域であり、周辺海域は、漁業者が利用する海域であります。また、読谷村では過去、つり下げ訓練による物資落下事故やパラシュート降下訓練による死亡事故が発生しており、住民感情への十分な配慮が必要と考えております。このことから、県は、12月２日に河野外務大臣に対して手交した要望書の中で、住宅地域に隣接する着陸帯の使用中止等を含め、米軍演習のあり方を見直すよう国に対し求めたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　４、道路行政についての御質問の中の(1)、読谷村内の県道における渋滞緩和の取り組みについての御質問にお答えいたします。

読谷村内の県道においては、これまでも渋滞状況の

把握に努め、対策に取り組んできたところであります。主要渋滞交差点の楚辺入り口交差点は、平成27年度に右折車線を設置したところであり、大湾交差点については、来年度より、現道路敷地内において、右折車線２車線化を検討する予定であります。また、高志保交差点については、現道路敷地内において、右折車線設置を調査検討しているところであります。

県としては、引き続き、沖縄地方渋滞対策推進協議会において、特定した主要渋滞箇所等の渋滞対策を関係機関と連携し検討していきたいと考えております。

同じく４の(2)、読谷―沖縄市間を結ぶはしご道路の実現に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

本島地域間の移動の円滑化を図るため、沖縄県総合交通体系基本計画において、はしご道路の整備を位置づけてきたところであります。読谷―沖縄市間を結ぶ道路の位置づけについては、当該道路が米軍嘉手納弾薬庫地区を横断する道路であり、同地区が日米で合意された返還予定地に含まれていないことから、現時点では困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　それでは再質問させていただきますけれども、米軍基地内のごみの処理に関してからまず聞かせてください。

現在この市町村への処理の協力状況というんでしょうか、市町村はこれまでこの間、質疑を聞いていますと分別が条件なんだというような状況なんですよね。一義的には、米軍そして防衛局が指導するんであろうけれども、ここはやはりずっと質問の中でも県がかかわってやるべきだというようなことですよね。県のほうも仮置きされた状況、これいずれ決まった先には可燃ごみ、不燃ごみという区別をしながら協力を求めていくわけですから、その状態というのが非常に気になるところですよね。その辺のところ、そして市町村が実際にこれだったら私たち引き受けますよというような状態まで持ってきているのか、今仮置きをやる段階でですよ。そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　現在、米軍の生活圏ごみにつきましては、嘉手納の弾薬庫内に今仮置きされてございます。状況はコンテナに詰めて、飛散、漏れがないような形で現在されているというふうに聞いておりまして、現在のところは廃棄物処理法に基づく保管基準を満たしているということでございます。これにつきまして今後市町村、一部事務組合等々で処理する場合にはやはり分別が必要でございますので、米軍につきましては、これについて民間事業者に委託して分別をするというふうな方針であるということで聞いております。これにつきましては、県もしっかり米軍それから沖縄防衛局、市町村とも連携をしながら、問題がないような形で進むように対策をとっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　米軍基地内に仮置きをしているという状況は、防衛局を通じて米軍そして防衛局、関係する市町村、あと県も現場を見ながら確認してきたというような報告がありました。その後今おっしゃるようにコンテナにある状態といった、その後どんどんどんどん毎日のようにごみは持ち込まれてくるわけです。実際にそういった監視といいましょうか、当初のとおり履行されているかどうかというような確認というのは、私は県もすべきだと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　現在そのような状況につきましては、出先の保健所と読谷村も言及しながらやっておりますけれども、沖縄防衛局も含めて現場の確認なりしている状況でございます。そこら辺の保管状況につきましても、保管されている期間中はきっちり情報を収集して、保管基準が達成されているかどうかということにつきましては確認をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　部長、基地内のごみは今まで分別されずに業者のほうに持ち込まれて、その業者のほうが分別しながら処理をしていたという経緯は説明を受けました。基地の外に暮らしている米軍関係者、基地に働いている方々、週に何回か収集車が来て持っていくんですよ。その持っていった先は市町村の一般廃棄物処理場というんでしょうか、一般ごみとして収集をしているというんですが、そちらは確認、御存じでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　基地外のハウジングエリア、住宅地に借用している者につきましては、市町村のごみ袋を購入してそれに入れて市町村のごみとして出しているというふうな状況があるということについては確認しております。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　それで非常に不思議なことに、基地

外で暮らす皆さんはちゃんとしっかり市町村に運べる状態で不燃物、可燃物、より分けしながら持たせていると。ところが一旦基地の中に勤めに入ると、もうこれは分別は構わないんだというようなやり方がされている状況では、私はある一定程度ではそういった沖縄のしきたりというんでしょうか、取り決めはちゃんと守っている状況があるわけですから、基地の中でも簡単に分別は僕は可能だというふうに思うんです。言うように代表質問には二次的な被害はもう考えられないというようなおっしゃり方もコンテナを通じてやっていると思うんですが、そこがいろんなごみが持ち込まれて新聞の中身を見ますと、扇風機もあるとかあるいは旅行ケースもあるとか、いろんな排出をするというような状況のようなんです。この辺は本当に被害にならないように、第２のごみ山が基地内に発生しないような状況で取り組んでいただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　今民間の事業者、市町村及び一部事務組合等々と鋭意調整を進めている段階でおります。早期に調整を図ってこの改善に向けてなるべく早く取り組んでいきたいというふうに考えておりまして、他県の状況、三沢基地であろうとかそれから佐世保、それから岩国、神奈川等々でもなかなか米軍基地内では分別がされていないという状況もございますので、これは全体的な米軍の問題でもあると思います。この辺につきまして、渉外知事会も通して分別リサイクルにつきましても要請をしているところでありますけれども、さらに今回のこの事件を捉まえて、その辺のことを徹底していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　そこの自然環境にも影響が出ないか非常に懸念されるところです。これは鋭意取り組みをお願いしたいと思います。

道路行政についてお聞きをしましょうね、大丈夫ですか。もう終わりましたか。

このトリイ通信ゲート前整備に関しては右折帯を施して残り５地点ということで、先ほど鋭意検討していると。16号線についても今改良を検討しているということなんですが、それに隣接する形で今トリイ通信施設のメーンゲートがどうも16号線付近に移ってくるということからしますと、往来する交通量もかなり多いことが予想されるんです。その16号線も喫緊な課題だというふうに私は思うんですが、検討を早目にされてその対処方、取り組みを進めていただきたいんですがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時１分休憩

午後３時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えします。

トリイステーション前の交差点ということでよろしいでしょうか。

○仲宗根　悟君　違う違う、そこは聞きましたので、メーンゲートが16号線付近に移るんですよ。16号線は先ほど検討しているというふうな回答でしたので、それも含めて検討、取り組みを早目にスピードアップしていただきたいんですがという要望なんです。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　県道16号線につきましては、幾つかやはり渋滞といいますか滞留を起こしているところがあるというのは認識しております。そこを一つ一つ右折車線をつくると現道の敷地内で何とかできるものがないかということは今検討しておりますので、そこをまずは第一に進めさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　この渋滞対策にはもちろん交差点の改良工事、左折帯や右折帯取りつけで改良がなされていくものと思いますが、せっかく左折帯を設けてある道路であってもまだまだ――信号機になると今度は県警になると思うんですけれども、信号機の矢印一本出てさえくれれば流れるんだがなという交差点があるんですよ。読谷村の今申し上げた16号線から取りつけられて58号の今取りつけ道路が仮設道路が開通していますが、これの６号線の接続部分、せっかく左折帯はこしらえているんです。ところが矢印一つあればスムーズに流れるんだがなという交差点があるんですよ。それも県内には数多くあると思います。信号機の設置については、きのうの質疑からもありましたとおり、交通量だとかいろいろ見ていきたいというようなお話ではあるんですが、県内含めてこういった矢印さえあればスムーズに行くんだがなと思う十字路やあるいは丁字路、その対策というんでしょうか、取り組み、どのようにお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

議員おっしゃる矢印交差点というのは議員のおっしゃるとおりでありまして、十字路の交差点において

右折だったり左折する車が多い場合に、青信号のみでさばくことができない場合の渋滞緩和対策などを目的とするものであります。その設置に際しましては、他の議員からあったんですけれども、個々の交差点の交通量やあとどれだけ右折、左折の車があるか。あと今土木建築部長からもありましたけれども、右折帯、左折専用車線の状況、あと設置した場合に見られる効果などを勘案して必要性を判断しているところでございます。

いずれにしましても、個々の交差点ごとに状況を見て判断してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　ぜひ申し上げました交差点も考慮していただきながら取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

次に、この読谷―沖縄市間のはしご道路です。

この件はもちろん返還軍用地ではないので非常に厳しい質問だというようなところは毎回聞く話なんですね。先ほど冒頭に申し上げましたように、整備をする道路マスターですか、その位置づけをした経緯があるというようなことの説明がありました。位置づけをしたときでも軍用地だったわけだから、軍用地でもそれなりのことで必要が生じて計画に乗ったんだろうということで、以前の部長のほうにどうにか相談できるような機会を設けてくれないでしょうかと言ったら、この東西をつなぐはしご道路は必要な道路として検討した経緯もあることから、読谷村そして沖縄市、関係する防衛局とも相談をしてみたいというように答えているんです。実際に意見交換の場が設けられました。そしてその中でどのようなやりとりがあったかというのは、部長御存じでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今、議員御指摘のこの調整というのは、平成26年９月に沖縄防衛局と読谷村そして沖縄県とで地元読谷村の要望をお伝えするということで行われたものだというふうに理解しておりますけれども、その際にはやはり中央を通るというのはさまざまな施設が配置されているということからなかなか難しいであろうと。そうなると既存の南か北に縁を通るというようなのが現実的ではないかということではありましたけれども、ただそれも例えば南側であると既存の道路がございますので、そことの兼ね合いでなかなかそこも難しい。となると北側かということになりますけれども、北側についても今度は倉敷ダムの制限であったり、また施設の移設に伴う条件等も相当ハードルが高くなるであろうということがございました。その当時の調整状況を踏まえると、現時点で具体的なルートというのを示すのはなかなか難しいということでございます。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　道路は、当時はイメージの地図を持ちながらこうだったらどうなんだろうということで漠然と出したようですよ。おっしゃるように58号から読谷村役場に抜けるこの道から東に一本道をイメージとしてこしらえたら、今のお話のようにそこは弾薬庫ですとか、あるいはいろんな４軍が共有した倉庫があると。そして緩衝地帯というんでしょうか、両方に500メートルずつつくると１キロの幅で道路をこしらえないといけないから非常に厳しい道だということで、逆に国側の防衛局のほうから北だとか南だとかいろいろやったらどうかということで昔のいろんな道路、その辺も考えながらつくってみてはどうかというような案が出されたようなんです。いずれにしろ今後どのようにするかは調整したいと、上司にも相談をしながら時間はかかるけれども相談を重ねていきたいというのが国側の防衛局のお話だったようなんです。ですから私はある一定程度は最初の入り口でしたのでその辺のところは意見交換をしましょう。その意見交換を重ねることによって何らかの糸口が見出せるんじゃないかと非常に期待を持っているんですよ。皆さんからやはり手取り足取りしながら意見交換の場をもっともっとふやしていっていただいて、どうにか見出し切れないかなというのを期待しています。その意見交換の場はどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時11分休憩

午後３時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

26年９月以降も担当レベルではございますけれども、何度か状況等の確認あるいはそういう調整といいますか、状況の確認というのはさせていただいてきております。ただやはりなかなか状況というのは厳しいということもございますので、今議員御指摘の部分につきましては、もう一度防衛局と読谷村含めて改めてそういう意見交換をする場というのは検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　よろしくお願いします。

あと嘉手納基地をめぐる基地の問題なんですけれども、11月７日から14日のデータをまとめていただき

ましたけれども、私自身も11月９日に道の駅のほうで訓練、Ｆ35を見させていただきました。たまたま滑走路を横切ることが多かったんですけれども、急旋回をしながら沖縄市方向へ抜けていく様子が見られたんですが、まともに道の駅に背を向けながらお尻というんでしょうか、背を向けながらここを進んでいったものですから、あの爆音というのも物すごい音なんですよね。本当に何もかも震えているんじゃないかと思うぐらいの爆音が起きています。職員に伺いますと、やはり経験したことのない味わったことのないような物すごいものですよというお話をされていました。周辺住民は毎日このような状況にさらされているわけです。町長にもお話を伺いましたら、もうこちらには住めないよと、まちづくりもままならないというような悲痛な叫びなんですよ、生活環境破壊されて。

先ほどもお話がありましたように――きのうか――この那覇空港の進入路との兼ね合いで待たされると。それから順番待ちをされるということがあります。来年も飛来してかなりの戦闘機が28機ですか、予定しながら訓練を展開するということになれば、また那覇空港も制限が影響が出るのかなと思ったら観光にも大きな影響を与えるのではないかというふうに思っています。

このＦ35、来年の訓練、ぜひ県のほうも撤回を求めるべきだと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

今のＦ35Ａのほうですが、私のほうもその騒音については実際現場で実感いたしました。その際はＦ15戦闘機の訓練も行われていましたので、それに加えて、いわゆる常駐機の訓練に加えて外来機のＦ35Ａというまた別の、何と言いいましょうか胸に響くような騒音、あれは本当に嘉手納地域の住民、周辺自治体住民の生活環境も本当に著しく悪化させるものだというふうに考えております。こういったことですので、やはり日米両政府に対してはこの負担軽減を強く求めていくということをまた改めて答弁させていただきたいと思います。

以上でございます。

○仲宗根　悟君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時15分休憩

午後３時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良　昭一君　会派おきなわの平良昭一です。

一般質問を行います。

１点目、知事の政治姿勢についてです。

(1)、今回の日米首脳会談では、沖縄を初めとする負担軽減のために在日米軍再編を進めることを確認したというが、逆にその日に合わせるように辺野古に２つの新たな護岸工事に着手したことへの知事の所見を伺いたい。

(2)、福建省友好県省締結20周年について。

ア、福建省訪問の成果について伺います。

沖縄の発展可能性はアジアに向けた経済戦略であり、国境を越えた経済特区や関税の合理化の実現を進める通商戦略が重要であります。そこで県が考える福建―台湾―沖縄のトライアングル経済圏戦略について伺います。

(3)、先般行われたハガティ駐日米国大使との会談について伺います。

(4)、来年２月に行われる名護市長選挙について知事の対応を伺います。

(5)、2016年度会計検査院からの指摘事項について。

ア、県関係17件の不当指摘について伺います。

イ、会計検査院、名護市辺野古の新基地建設をめぐり、海上警備に当たる警備員らの人件費が総額で１億8844万円過大だったと指摘した。防衛局の２倍近いずさんな労務単価算定に対する知事の見解を伺います。

(6)については取り下げます。

(7)、民泊新法施行と民泊条例制定について。

民泊の営業ルールを定めた住宅宿泊事業法が来年６月に施行されることから本県での取り組みを伺いたい。

ア、条例制定の県外の実例について伺う。

イ、県の基本的な考え方について伺う。

ウ、県内の市町村の民泊の状況について伺う。

エ、条例制定に向けた市町村からの要望等があるか伺う。

(8)、世界自然遺産登録の取り組みについて伺います。

自然遺産登録には鹿児島県との連携が重要であると認識しております。実現に向けた取り組みを伺います。

２点目、文化観光スポーツ関係。

(1)、10月下旬に行われた香港ナイトについて伺います。

(2)、今後の沖縄へのクルーズ船誘致に向けた施策は重要である観点から、先般行われた上海クルーズ関連展示会について伺います。

３点目、農林水産部関係について。

(1)、森林管理認証取得の意義と今後どのような効果を生み出すのか伺いたい。

(2)、国家戦略特区活用の農業関連での外国人労働者就業について伺います。

幅広い分野における外国人人材の受け入れの促進で、農業就労を認める新制度ができました。県のこれからの取り組みを具体的にお聞きしたいと思います。

(3)、今後のシークヮーサー振興の展開についてですが、県を初め生産者やＪＡはかなり加工品あるいはＰＲに対する努力をしてきているが、今後県外、国外への販路拡大が非常に重要な課題だと思うが県の考え方を伺います。

４点目、土木建築関係。

(1)、辺野古への海上輸送に伴う県管理港湾の港湾施設使用許可について。

ア、沖縄防衛局は複数の使用を検討していると聞くが、奥港を含め県内での状況はどうなっているのか伺う。

イ、荷さばき施設と港湾施設用地の違いは何か伺います。

ウ、環境審査基準に抵触するのではないと思いますがいかがでしょうか。

エ、沖縄県港湾管理条例第７条に基づく使用許可の審査基準とのかかわりはどうなっているのか伺います。

５点目、子ども生活福祉部、教育委員会関係についてです。

(1)、子どもシェルターの状況と課題について伺います。

(2)、台湾の琉球人骨の対応についてですが、持ち出された人骨は今帰仁村出身と言われているが、それ以外の地域はないのか。そして、今後の県の対応を伺います。

(3)、公立学校管理職候補者試験について。

ア、学校人事課職員に対する管理職試験免除特例は法令違反ではないか伺います。

イ、未受験の免除特例で昇任した方は何名いるか伺う。

ウ、本県の選考試験実施要項は毎年決裁されるが、以前は校長の受験資格は、教頭職３年以上のみであったが、50歳以上の者としての年齢の制限が設けられたのはいつからか伺います。

６点目、タイワンハブの生息地域が急速に拡大している状況であり、外来種よりもより攻撃的で繁殖力も強いと聞く。その対策について伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　平良昭一議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、名護市長選挙への知事の対応についてお答えをいたします。

来年２月の名護市長選挙については、私と志を同じくする現職の稲嶺市長が既に出馬を表明されており、大変心強く感じているところであります。来年の名護市長選挙では、辺野古新基地建設問題が最大の争点になるものと考えており、今後とも、稲嶺市長とともに、辺野古新基地建設阻止に向けて、不退転の決意で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、日米首脳会談日に護岸工事に着手したことについてお答えいたします。

埋立承認願書で示されている工事工程表によると、着工から10カ月経過した時点では、32項目の工程を着工済みとする予定となっております。しかしながら、現状では、汚濁防止膜工、Ｋ１、Ｋ９、Ｎ５護岸等の５カ所のみの着工となっており、二度と後戻りができない事態にまで至ったものではありません。それにもかかわらず日米首脳会談日に新たな２つの護岸工事に着手しており、政府は、なりふり構わず埋立工事の着手という既成事実をつくろうと躍起になっているものと考えております。

次に、(3)、ハガティ駐日米国大使との会談についての御質問にお答えいたします。

去る11月13日の会談は、基地問題の話題を中心に約40分間行われました。会談において、知事からは、沖縄戦及び米軍による強制接収の歴史、過重な基地負担、米軍による事件・事故、米軍基地が経済発展の阻害要因になっていることなどを説明いたしました。特に辺野古新基地建設に関して、なぜ沖縄だけに72年間も基地を置いた中で美しい海を埋めてまた新しい基地をつくるのか、これは私たちにとって差別だと思っている旨の発言があったところです。これに対しハガティ大使からは、懸念は理解する、日本政府、沖縄県と連携し米軍の存在の結果引き起こされる影響を削減するために尽力したい旨の発言がありました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)ア、福建省訪問の成果についてにお答えいたします。

今回の福建省訪問では、于偉国省長を初めとする関係者の皆様とともに友好県省締結20周年を盛大に祝い、さまざまな分野において交流をさらに推進していくことを確認いたしました。経済分野では、昨年末両県省の間で交わされた経済交流促進に係る覚書に基づき、連携を一層強化していくことで意見が一致しました。また、アモイのクルーズターミナル等の視察では、さらなる観光誘客を図る観点から、多くの示唆を得ることができました。また、人的交流の一環として、両県省の若者による交流会を開催し、永続的な友好関係を担う次世代のネットワークを構築できたことも大きな成果であります。

沖縄県としましては、このたびの福建省訪問を機に、今後も互いに協力しながら多くの分野で交流を推し進め、ともに発展してまいりたいと考えております。

次に、２、文化観光スポーツ関係についての御質問の中の(1)、香港ナイトについてにお答えいたします。

県では、去る10月25日に、沖縄県トップセールスin香港の一環として、香港ナイトを実施しました。香港ナイトは、航空会社や旅行社など沖縄観光の振興等に御尽力いただいた関係者への感謝の意を表明するとともに、今後の沖縄観光の取り組みを紹介することを目的として実施しております。今回のナイトでは、マーガレット・フォン香港貿易発展局総裁や井川原在香港日本国総領事館首席領事を初め、多くの関係者に御参加いただき、沖縄の食材を使用した料理の提供、琉球芸能団によるアトラクション等を通じて、沖縄の観光や物産の魅力をＰＲしたところであります。

今後も重点市場の一つである香港からの誘客を図るため、高付加価値型の旅行商品の造成や教育旅行等の誘致に取り組むとともに、香港ナイトを引き続き実施し、香港観光関係者との人的ネットワークの構築を図っていきたいと考えております。

同じく２の(2)、上海クルーズ関連展示会についての御質問にお答えいたします。

ことし11月に中国の上海で行われましたシートレード・クルーズ・アジアパシフィックは、アジア・太平洋地域のクルーズ船社、港湾関係者、旅行社等が一堂に会する、アジア地域最大のクルーズ商談会となっており、毎年実施されております。沖縄県では、これまでも当該商談会にブースを出展するとともに、クルーズ船社のキーパーソン等との面談を積極的に行ってまいりました。今回の上海における同展示会においては、引き続きブースを出展するとともに、県として初めて分科会に参加し、沖縄の寄港地としての魅力をプレゼンテーションしてＰＲしました。また、その後の国内外の有識者が参加するパネルディスカッションの場では、中国クルーズ人口の増加や日本のクルーズ市場の成長の可能性について意見を述べました。

今後もこのような機会を活用し、沖縄のクルーズ振興に対するビジョンを積極的に発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　１、知事の政治姿勢についての(2)のイ、トライアングル経済圏についてにお答えいたします。

沖縄県では、福建省や台湾の経済特区等を活用した新たなビジネスモデルの創出に向けた取り組みを進めております。具体的には、福建や台湾から原材料等を輸入し、沖縄で加工することでメード・イン・ジャパンとするモデルや、沖縄発の貨物を台湾で混載し、福建省へ輸出するモデルなどについて、調査事業を行っております。一方で、昨年12月の沖縄県商工労働部と福建省商務庁との間で締結した覚書に基づき、経済交流も拡大しているところであります。

県では、今後とも、福建―台湾―沖縄間のビジネス拡大に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　会計管理者。

〔会計管理者　大城玲子さん登壇〕

○会計管理者（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)ア、会計検査院の指摘した県関係の不当事項についてお答えいたします。

会計検査院の平成28年度決算検査報告では、不当事項としての指摘のうち、事業主体が沖縄県であるものが２件、県内市町村等が11件、そのほかに県内の国関係機関で４件の指摘がありました。県関係の不当事項は、焼却施設の整備に関する事業、国民健康保険の財政調整交付金、学校施設に係る沖縄振興公共投資交付金などで、対象事業費の算定方法が適切でなかったことなどが指摘されております。不当とされた国庫補助金等相当額は、県が1087万6000円、市町村等が１億1090万7000円、合計１億2178万3000円となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)のイ、船員の労務単価についての御質問にお答えいたします。

県工事において、船員の労務単価は、一般的に公共工事設計労務単価の船員単価を用いております。なお、防衛局の算定した労務単価の詳細は把握しておりません。

次に、４、土木建築関係についての御質問の中の(1)のア、県管理港湾の使用許可状況についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業にかかわる県管理港湾施設について、県は、奥港及び中城湾港新港地区において岸壁等の使用を許可したところであり、本部港の使用許可に係る判断は、権限を有する本部町の責任において処理されるものであります。

同じく４の(1)イ、荷さばき地と港湾施設用地の違いについての御質問にお答えいたします。

荷さばき地とは、貨物の積みおろし、荷さばき、一時保管の用に使用される施設であります。港湾施設用地とは、荷さばき施設、臨港交通施設、保管施設など、各港湾施設のための用地であります。

同じく４の(1)のウ、環境審査基準への抵触についての御質問にお答えいたします。

審査基準における環境を悪化させるおそれがないことの規定は、港湾施設を利用することで発生する粉じん等が、港湾施設内や港湾施設に隣接する場所の環境を悪化させないかなどを確認する項目であります。また、審査基準は、従来から審査に用いていた視点等について整理し、沖縄県行政手続条例第５条の規定に基づき、明文化した統一的な審査基準として、11月７日付で設定し、公表したものであります。奥港及び中城湾港に関しては、港湾法の趣旨・規定を踏まえ、過去の事例に照らして審査を行ったところであります。

同じく４の(1)エ、使用許可と審査基準とのかかわりについての御質問にお答えいたします。

沖縄県行政手続条例第５条において、行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかを、その条例等の定めに従って、判断するために必要とされる基準を定めるものとされております。港湾施設の使用許可に関する審査基準は、従来から審査に用いていた視点等について整理し、設定及び公表したものであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは１の知事の政治姿勢についての御質問の中の(7)のア、民泊の条例制定の県外の実例についての御質問にお答えします。

住宅宿泊事業法は、平成30年６月15日に施行されることになっております。同法では、年間提供日数の上限が180日に制限されているものの、全ての地域で事業を行うことが可能となっております。また、同法では地域の実情を反映する仕組みが導入されており、都道府県は住宅宿泊事業の実施に起因する生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、条例により区域を定めて、事業を実施する期間を制限できることになっております。現在、本県も含め、都道府県では、事業の実施の制限に関する条例の制定に向けた検討が行われているところであり、現時点においては、東京都大田区及び新宿区が同条例を制定したとのことでございます。

次に、(7)のイ及び(7)のエの条例に係る県の基本的考え方及び市町村からの要望についての御質問にお答えします。１の(7)のイと１の(7)のエは関連しますので一括してお答えいたします。

県は、良好な住居環境の保護及び静穏、安心・安全な学校周辺の環境維持の観点から、都市計画法で規定する住居専用地域や学校教育法で規定する学校の周辺地域における事業の実施を制限していきたいと考えております。また、県では、住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の制定に向け、去る９月に市町村へのアンケート調査を行うとともに、11月には市町村に対する説明会を行ったところであります。同アンケートや説明会を通して市町村からは、住宅地や学校周辺における事業の実施を制限してほしい、また、地域の実情に合わせて事業を制限する区域や期間を設定してほしいなどの要望が出されたところであります。

次に、(7)のウ、県内の市町村の民泊の状況についての御質問にお答えします。

現在の旅館業法においては、空き部屋、空き家等を宿泊施設として提供する民泊であっても、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業は許可を受ける必要があります。しかしながら、無許可で営業を行っている施設の存在が懸念されたことから、県は、民泊に関する現状を把握するため、平成28年度に修学旅行生の民泊受け入れ機関である観光協会等を対象とした調査及び一般旅行客のインターネットを介した民泊サービスの実態に関する調査を行ったところであります。修学旅行生の民泊に関する調査の結果につきましては、登録施設1196件に対し、旅館業の許可取得件数は790件、66.1％となっております。また、一般旅行客のインターネットを介した民泊サービスの調査結果につきま

しては、登録施設が1040件であり、そのうち所在地が特定できた登録施設573件に対し、許可取得件数は264件、46.1％となっております。

県としましては、住宅宿泊事業法が平成30年６月15日に施行されますので、同法施行後は、同法に基づく届け出を徹底させることにより、健全な民泊の普及に取り組んでいきたいと考えております。

次に、６のタイワンハブ対策についての御質問にお答えします。

県は、平成24年度より一括交付金を活用して、タイワンハブが生息している本部町、名護市、恩納村において危険外来種咬症対策モデル事業等を実施し、タイワンハブの駆除モデル実験、分布状況調査等を行っております。本部町、今帰仁村、名護市、恩納村、読谷村においても、市町村独自の事業として、一括交付金を活用してタイワンハブを含むハブ駆除事業を実施しております。

今後とも、市町村と連携しながらタイワンハブの根絶を目指して取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(8)、世界自然遺産登録に向けた取り組みについてお答えします。

県においては、国を初め地元自治体等の関係機関と連携・協力し、希少種の保護や外来種対策、エコツーリズム推進体制の構築など、世界自然遺産登録に向けた取り組みを推進しております。去る10月には、ＩＵＣＮによる現地調査が行われ、自然環境の状況や保護の取り組み等についての視察、地域との意見交換会等が実施されております。今後は、ＩＵＣＮ世界遺産パネルの審査において課題等が示されることとなりますが、県としましては、国や地元関係団体等と連携しながら、適切に対応し、ヤンバル地域及び西表島の世界自然遺産への早期登録を目指してまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、農林水産部関係についての御質問の中の(1)、森林管理認証の意義と効果についてお答えいたします。

森林管理認証は、独立した第三者機関が、環境保全への配慮や森林経営の持続性に関する一定の基準に基づき、森林の管理について審査を行い、認証する制度であります。今回、国頭村、東村、名護市の県営林2975ヘクタールにおいて、森林の環境保全と持続的な森林経営を図ることを目的に、平成29年10月６日付で県内初となる森林管理認証を取得しました。

県としましては、認証材のラベリングにより、県産木製品のブランド化の実現に向けて取り組むとともに、引き続き自然環境に配慮した適正な森林管理を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)、外国人の農業就労についてお答えいたします。

国家戦略特区における外国人の農業就労については、９月に、外国人労働者の資格要件や作業内容などについて国から示されたところであります。今後、外国人労働者を受け入れる機関や農業経営体の要件、県の役割等について示されることとなっております。

県としましては、県内の労働力不足の実態や特区における農業支援外国人受け入れメニュー活用の要望等を把握することを目的に、関係団体等に対し、調査を行うこととしております。その結果や国から示される要件などを踏まえ、受け入れ機関のあり方や受け入れ環境の整備などについて、関係部局等と連携しながら検討してまいります。

同じく(3)、シークヮーサーの振興についてお答えいたします。

シークヮーサーは、本島北部地域で生産されるかんきつ類の中で生産量も多く、当該地域では重要な作物であると認識しております。そのため、県では、シークヮーサーの消費拡大を図るため、１、県外量販店におけるシークヮーサー関連商品の試食販売、飲食店におけるメニューフェアの実施、２、県内観光客等を対象とした雑誌等での広報や県内量販店での試食販売の実施、３、台湾、香港、シンガポール等、海外の商談会等への参加や、テストマーケティングの実施などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き、沖縄県シークヮーサー消費推進協議会などの関係機関と連携し、国内・海外を含めたシークヮーサーの消費拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　５、教育委員会関係についての御質問の中の(1)、子どもシェルターの状況と課題についてお答えします。

平成28年４月に子どもシェルター月桃が開設され、虐待や非行等さまざまな理由で居場所がない女子児童等を受け入れています。平成28年度は延べ12名、

平成29年度は11月現在延べ13名、下は12歳から上は22歳までの幅広い年齢の女性が利用しています。課題としましては、外出制限等のルールがあることで入所をちゅうちょする相談者がいることや、職員確保の難しさが挙げられています。

県としましては、保護が必要な児童等が安心して暮らせる場所の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　５の教育委員会関係についての御質問で(2)、琉球人骨の返還等についてお答えいたします。

台湾大学保管の琉球人骨については、百按司墓や県内各地で収集した人骨が63体分あると確認しています。今帰仁村教育委員会の調査によると、33体分が百按司墓、それ以外の30体分の収集場所は未確認と聞いております。

県教育委員会では、平成29年11月２日付で、県の依頼文書にあわせて今帰仁村教育委員会からの人骨移管に関する文書を台湾大学に送付し、大学側からは移管する旨の回答文書を12月６日付で受理したところです。

引き続き、琉球人骨の受け入れに向け、地元今帰仁村の意向を踏まえ、連携を図りながら取り組んでまいります。

次に、５の(3)のア、管理職試験の免除特例等についての御質問にお答えいたします。５の(3)のアと５の(3)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをいたします。

公立学校の校長の採用及び昇任につきましては、教育公務員特例法第11条の規定により、教育長が選考により行うものと定められております。選考の方法や試験免除の取り扱いについても、同条の規定に基づき、適法に行われているものと認識しております。また、管理職候補者選考試験が免除され昇任したのは、過去10年間では６人となっております。

次に、５の(3)のウ、校長試験受験資格年齢の制限についての御質問にお答えいたします。

公立学校管理職候補者選考試験の校長試験受験資格年齢については、選考試験が行われた昭和59年実施当初は、48歳から57歳までの教頭経験３年以上の者が対象となっておりました。その後、受験資格年齢の下限が撤廃され、現行の50歳以上となったのは平成26年度実施試験からであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　御答弁ありがとうございました。

最初に、公立学校管理職候補者試験について伺いますけれども、免除特例での昇任は10年で６人ということでありました。當間議員の質問で特例で承認した人数は、10年以前は文書保管期間が過ぎているからわからないということの答弁でございましたけれども、これもけさの當間議員の教育長の答弁訂正したこと等を考えると、これは調べればわかることなんですよ。

そういう点からすると、再度確認しますけれども、本当に10年以内では６名であることと、さきの答弁でありましたとおり、県の教育長になった方はいらっしゃいませんよね、その中から。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時６分休憩

午後４時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　この10年間で免除を受けた方は６名であります。その６名の中には教育長経験者は含まれておりません。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　きょうの朝の訂正の答弁の中で、10年以前に県教育長になった方はいるとのことでしたよね、この特例を受けて。そうじゃなかったですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　10年以上前に免除を受けた方の中に教育長を務めた方がいらっしゃるということです。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　何名いますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時７分休憩

午後４時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　歴代教育長の中で試験免除されているのが確認できるのは、１人でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　この方のお名前をということで金曜日にあったんですけれども、私の口からは言えないということでありましたよね。その方と同一だと私は認識していますけれども、その言えない理由は何ですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　管理職選考試験の受験等またその合否等については人事に関する個人の履歴事項

と言いますか個人情報となりますので、それについては控えさせていただきたいということでございます。
○議長（新里米吉君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　この辺が大変疑義を持つところなんですよ。
　では、この試験実施の要項は毎年決裁されるものであると私たちは理解していますけれども、教頭試験も特例の免除要項になっていることもあったんですか。校長だけではなくて。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後４時９分休憩
　午後４時９分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　教頭試験につきましては、管理職試験の事務担当主幹の職が免除されるような規定はございません。
○議長（新里米吉君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　それじゃ50歳以上の年齢制限、それを設けたことの理由は何ですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後 ４時 ９分休憩
　午後 ４時11分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　受験資格年齢を設けた趣旨でございますけれども、校長職の登用に当たっては多様な経験を積む期間を確保することが必要であるということで、平成26年度の試験実施前に過去の校長試験の受験年齢でありますとか、任用実態等を考慮して年齢制限を設けたものであるということでございます。
○議長（新里米吉君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　これまでは教頭職の３年、それをすれば試験が受けられたんですよね。なぜあえてそういうようなものを区切りをつけないといけなかったんですか。その理由が知りたいんですよ。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　今、申し上げた経験を積む期間を確保することが必要だということ１点目と、これまでの過去の校長試験の受験年齢でありますとか、任用の実態、例えば48歳とか47歳とかで仮に合格した場合でも、学校現場のほかの先生方とのいろんな年齢的な関係とか、任用の関係でなかなかそういうものを考慮して設けたということでございます。
○議長（新里米吉君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　これは本当におかしい。一生懸命勉強するんですよね、校長目指して。あいている時間、土曜、日曜もみんなやっていくんですよ。そういう努力を認めていくのが皆さん方の仕事であって、あえてそれに年齢を区切るというのはおかしい。26年度からということでありますから、じゃこの26年度以前に40代で校長になった方が何名いらっしゃいますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後４時13分休憩
　午後４時14分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　今ちょっと明確に数字が確認できないんですが、任用の実態として50歳になった方、若い方の任用というのがなかなか行われていなかったということもあって、そのような規定を設けたというふうに聞いております。
○議長（新里米吉君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　難しい試験なんですよ。それで年齢制限も設けてきた。厳しくしたんですね。そういう中でこういう実施要項の中に管理職選考試験事務担当主幹については免除をするというような要項に入ってくること自体が理解できない。厳しくしておきながら、一部の人間だけは特権を持たせるということは私は理解できない。
　そこであえて聞きますけれども、この免除特例は法令違反ではないという根拠がいわゆる教育公務員特例法第11条の規定と言いましたけれども、この法の中に免除を意味する規定の内容がどこにありますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後４時15分休憩
　午後４時15分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。
　試験の免除規定については法律上定められておりません。公立学校の校長の採用及び昇任につきましては、教育公務員特例法第11条の規定によりまして、教育長が選考により行うというふうに定められておりまして、選考の方法でありますとか、試験免除の取り扱いについては、同条の規定を踏まえて教育長に任されている裁量の範囲内で行われているものと認識しております。
○議長（新里米吉君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　おっしゃるとおりですよ。この11条というのは教育長による選考に係る業務遂行指示を担当部局、部署に示すもの、それだけなんですよ。そ

こに独断で免除を意味するものなんか何もないんですよ。その点についてどう思いますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時16分休憩

午後４時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　おっしゃるように11条には免除に関して明確に規定がうたわれているわけではございません。この選考により行うという規定の中で実施しているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　実施要項等定めて選考試験を実施しなさいと定めている法律なんですよ。その法律が免除などという特例を内包するわけがないんですよ。それは皆さん拡大解釈している。そう思わないですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　そういうことも踏まえまして、今全国的に調査を行っているところでございまして、各県さんにも二、三聞いたところ、同様の取り扱いをしているところはございますけれども、今回の全国調査も踏まえて、またいろんな御意見もいただいているところもございますので、そういうものを踏まえながら、教育委員会としてもこの試験のあり方についていろんな意味から検証していきたいと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　確認したいんですけれども、毎年実施要項が決裁されますよね。一体誰が免除の指示を出しているんですか。これ教育長ですよね、明確に答弁願います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　教育長の決裁をしております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　となると、これまでのものは免除は教育長の特権だということになってしまうんですよ。法令違反している中で、教員の任命も教育長の独断で採用できると解釈してもいいような状況にあるんですよ、この要項は。この制度があれば本当に権力の濫用、不正の横行、まさしく口ききの蔓延なんですよ。私はそう思いますけれどもいかがですか、思いますけれども。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時20分休憩

午後４時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　この免除規定というのは、必要性というか担当者がたまたま今の件で校長の受験資格年齢にある方が当たるということもございまして、そういうふうな必要性から設けられてきたものと理解しております。

ただ、議員がおっしゃるように、この分に関してさまざまな意見があると、またそういう関係者からも意見があるというふうに伺っておりますので、このことを調査も踏まえながら、よりよいあり方というのをまたいろいろ検証しながら進めてまいりたいと考えているところです。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　教育長は知事部局からいらっしゃった方でありますので、その辺はちょっとわからないところもあるかもしれませんけれども、ことしの９月議会で、この制度を積極的に周知を図ってこなかったと答弁しているんですよ。教育庁の幹部でも知らない方もたくさんいるということがありました。これ後で確認したとありました。となれば、この特例は人事担当する周辺の方だけが知っていたことになりませんか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　積極的に周知してこなかったということからしますと、確かに限られた範囲での情報ということになっていたかと考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　結局、人事担当者はこれが法令違反だと私は知っていたんじゃないかなと思うんですよ。積極的に知らしめなかったこと、私からすると逆に積極的に隠して運用してきたように思える。そういう点からすると、教育長、これはこれまでの流れからすると明らかに法令に違反しているような状況が私は判断できると思います。各県の事例を見ているような状況ではなくて、沖縄県の教育委員会からその事例を変えていく必要があると思います。その点いかがですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　法令違反というふうに明確に言えるかというと、実は全く同じ方法で選考しないといけないかというと必ずしもそうでないところもあるようでございますが、ただおっしゃるようにそういう疑念という言葉を使ったほうがいいのかなんですけれども、議員からおっしゃられるように、そういう意見が出るということについては何らかの対応をする必要があるんじゃないかと考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　わかりました。

知事部局から来られて、何が何だかわからない状況の中で進められてきたと思いますから、改めてこういうことを踏まえて、体裁を整えて正当性を主張するため平等性を求めていくため、この実施要項等の書きかえあるいは廃止等は考えられないですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　その要項のあり方については、調査も踏まえてしっかり検証した上で対応してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これまでのものも踏まえて、本県の管理職選考試験のあり方は隠蔽し表に出せない部分、闇の部分が多過ぎる。

そういうことで要望ですけれども、議長、20年間の実施要項と管理職試験、未受験で昇任された方の人数とリストの提出をぜひ求めていきたいと思いますけれども、お計らいお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　文書の所在についても確認をして対応してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　辺野古の海上輸送に伴う県管理港湾の港湾施設使用について聞きます。本部港についてちょっとお聞きしたいと思いますけれども、管理業務が県から移譲されているというふうなことでありますけれども、全ての権限が移譲されているんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

本部港の港湾施設の使用許可については、沖縄県港湾管理条例第31条に基づき、港湾施設用地、旅客施設及び事務所以外の使用許可に関する事務を本部町に権限移譲しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　港湾施設用地の使用許可に関しては、じゃこれは県のほうで許可するということになりますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　お聞きしますけれども、本部港で岸壁使用許可、荷さばき地使用許可が許可されておりますけれども、利用できる施設というのはどんなものがあるのでしょうか。その２つの許可の中で。利用できる施設ですね。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

岸壁は通常の船舶等になりますけれども、荷さばき地で利用できるものは貨物の積みおろし、荷さばき一部保管、こういった用に供されるものでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　であれば、この本部港の塩川地区は港湾施設用地使用許可は許可されていますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

現状、港湾施設用地として許可をされたということはありません。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　そうなると、この現状といたしまして、この地区はコンテナハウスやトイレやダンプの洗浄タンク等があるんですよ。そして、安和桟橋の工事のためのプレキャスト製品の製作場としても利用されているようなことがありますけれども、その辺はこの港湾施設用地使用許可を受けていないんであれば、条例に違反しませんか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今議員御指摘の本部港の旧塩川地区で一部適切でない使われ方があることは、これは北部土木事務所が現場を確認し、状況について報告は受けております。本部町においても、この港湾施設の使用者に対して使用状況というものを今確認しているところで、現状を整理しているというふうに聞いております。

県としては、本部町の確認、整理状況も踏まえて適切に事務が処理されるように必要な助言、調整を行っていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　いわゆるこの港は、諸問題の整理が早急に必要であると私は認識しています。それを一旦クリアしないと次に出てくるような許認可、許可。要するに１カ月単位で切れるはずですから、再更新しますから、そういうものがクリアな状況じゃないと許可できなくなるんじゃないんですか。私は一旦クリアにしてからやるべき、判断になると思いますけれども、どうですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

その点につきましては、本部町において弁護士にも相談しているというふうに聞いております。申請に対しては本部町の責任において判断されたものだという理解をしております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　本部町の判断によるかもしれませんけれども、これはあくまでも岸壁使用と荷さばき地ですよね。県の考え方として、新たなものが出てくることに関しては、この法的なものを一旦処理してから次のステップに入るべきじゃないですかという見解を私は聞いているんです。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

市町村への権限移譲、これは地方自治法第252条の17の２、これに基づいて都道府県知事の権限に関する事務の一部を条例の定めることにより市町村が処理するということにされるものでございます。市町村に配分された事務は市町村の事務となりますので、都道府県知事、沖縄県知事は包括的な指導、指揮監督権これであったり、取消停止権というものは有しないということになります。

県としては、事務移譲後のこの市町村の相談等に対しては、これは荷さばき地の許可とあと岸壁の許可と港湾施設用地の許可というのは切り離して、港湾施設用地の許可につきましては、我々も適正な処理をするように今後も必要な助言、調整は進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　あくまでも港湾施設使用許可は県のものであって、であれば審査基準に環境悪化させるおそれがないことということがありますよね。そういう観点からすると、具体的に繊細に地域に説明しないといけないわけですよね。そういう観点からすると、住民説明会等は絶対必要になってくると思いますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

本部町においても審査基準は定めたということは聞いております。その審査基準の範囲内で適切に処理されたものだという理解をしております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　最後に１点、一番疑問ですけれども、資材を運ぶ港は港湾課で許可をもらっていますよね。おろす場所の許可はどうなっていますか。いわゆるＫ９護岸への搬入の際、環境保全確認はどこが行っているんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時32分休憩

午後４時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

まず、Ｋ９護岸自体は港湾ということではございません。Ｋ９護岸を使用した資材の海上搬入というものは、環境保全図書の中で予測されておりません。そこで資材の海上搬入について環境保全図書を変更して環境保全措置を講じるという必要があるということは、県は、沖縄防衛局に文書で留意事項４に基づく変更承認を受けるよう今求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　確認ですけれども、このＫ９護岸を使うことが埋立承認願書には記載されていないんですよね。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

Ｋ９護岸を使用した資材の海上搬入ということは、環境保全図書の中では予測されていないということでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　当然それは県は防衛局に対して回答を求めているということであるわけですよね。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

繰り返しになりますが、資材の海上搬入については環境保全図書これを変更して環境保全措置を講じるという必要があるということから、県は沖縄防衛局に対して文書で留意事項４に基づく変更承認を受けるよう求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　じゃ県は当然変更承認を求めているということで、それは防衛局が怠っているということで私たちは思っていいですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

留意事項４に基づくということで、法令で定めた変更ということではございませんが、留意事項４に基づく変更承認というのは引き続き求めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　理解できました。

タイワンハブの件に行きます。

これ、私本部町と今帰仁村と名護市の、過去４年間の捕獲器に入ったものを調査しました。４年間で本部町が1168匹、その中でタイワンハブが1061匹、在来種の場合は107しかいないんですよ。実に91％がタイワンハブなんです。今帰仁村は98％がタイワンハブ、756件のうちの743件がタイワンハブです。名護

市においても879の中で864がタイワンハブ、98％なんですよ。

このような状況の中では在来種のハブもいなくなりますよね。そう考えませんか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　今、平成20年以降、タイワンハブの捕獲を調べてみますと、名護市、今帰仁村、本部町、恩納村、読谷村、それから県が独自に実施した分合わせまして9749匹という多量に上っております。そこで県としましては、効果的な捕獲方法とか、今年度からは新しいスタイルでのそういう捕獲の実験を行っていますので、それを確立してタイワンハブの撲滅に頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　この分布の仕方は異常なくらいです。これまででは理解できないような、在来種のハブの中で理解できないものですよ。特にこのタイワンハブは、在来種のハブと比べて攻撃的で繁殖力もかなり高い。飛びもしないと言われていますけれども、とぐろを巻いて攻撃するんじゃなくて、はったままでも攻撃してくるんですよ。そういう面では通学路にでもあらわれたら子供たちが大変なことになりますので、この対策は一括交付金とかそういう問題じゃなくて、県が集中してやるような状況じゃないと大変なことになりますよ。

部長、その辺もう一度。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　今年度から恩納村の北部のほうで新しい形での捕獲を行っておりますので、その効果を見きわめながらどんどん地区を広げていって、撲滅に導いていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　あと国家戦略特区の外国人労働者の就業についてですが、今後各市町村からの意向をどう吸い上げていくかということが大事になってくると思いますけれども、その辺の意向はどうですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今、国のほうで詳細なものについての内容をやっているところなんですけれども、前回も言いましたけれども、ＪＡを通してどれぐらい人手不足の実態があるのか、あるいはどういう体制でできるのかどうか、今調査を１月ごろまでやって、具体的に例えば花卉、菊だとかサトウキビだとか、そういう現場のほうでの必要性だとか、そういうものを把握しながら円滑に進めていきたいというふうに考えております。

○平良　昭一君　ぜひ意見交換等行ってください。

ありがとうございました。終わります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　日本共産党の渡久地修でございます。

ことしの県議会の代表・一般質問の最後となりました。２月議会から通算148番目とのことです。知事、執行部、議員の皆さん、激動の2017年、大変御苦労さまでした。来年はさらに激動の年となるでしょう。野党、与党、会派の違いはあっても、県民の苦難解決のためにお互い論戦を交わすとともに、力を合わすべきは力を合わせて頑張っていきましょう。翁長知事におかれましては、健康に留意され、なお一層の御活躍を期待して質問に入ります。

最初に、質問通告提出後に発生した重大事故について、関係部署には通告してありますので緊急質問を行います。

12月７日の宜野湾市の保育園への米軍ヘリからと見られる部品落下事故について、米軍と日本政府の認識と対応、県の認識と対応について。普天間飛行場の運用停止は、いよいよ喫緊の課題ではないか。

それでは、通告に従い質問します。

まず、沖縄経済の発展を展望した那覇港の今後について質問します。

(1)、沖縄経済発展の展望とそれに伴う那覇港の位置づけと展開、港湾計画について。

(2)、クルーズ船による観光客の実績、今後の予測と対応について。

(3)、那覇港のど真ん中に米軍那覇軍港を移設することは、港湾計画に大きな支障を来すことになるのではないか。同時に、貨物と観光の玄関口である那覇港の発展、ひいては沖縄経済の発展の最大の阻害要因になるのではないか。

(4)、那覇軍港移設の南側案、北側案などにとらわれず、既に遊休化している那覇軍港は、移設条件なしの返還という第３の案こそ、県、那覇市、浦添市ともみんなが合意できるものではないか。

次に、Ｆ35の嘉手納配備について。

(1)、26機配備されるとのことだが、日本政府から知らされていたか。

(2)、Ｆ35は他の戦闘機に比較しても物すごい爆音だという。住民の被害が増加することは明らかではないか。

(3)、日本政府の言う県民の負担軽減というのはま

やかしではないか。

(4)、三連協を初め、県も一緒になって県民ぐるみの反対運動を展開すべきではないか。

次に、米軍機が民間地域に墜落したときの消防の対応について、以下質問します。

(1)、高江でのヘリ墜落事故は、米軍や防衛局から情報提供のないまま消防が出動した事態となった。消防士等の２次災害を防ぐ対策がとられていなかったのではないか。沖国大ヘリ墜落事故の教訓が生かされていないが、問題点と対策について。

(2)、米軍機が民間地域に墜落したときの消防の対応のあり方と訓練について。

(3)、米軍機墜落時の出動に対応するため放射性物質や化学物質への防護服や資機材の整備は国の責任ではないか。

(4)、ただでさえ消防士の充足率が低いもとで、米軍機墜落の事故にも出動しなければならない本県の実情からも消防士の増員は急がれるのではないか。

(5)、このような事態が発生しないように、県議会は民間地上空及び水源地上空での米軍機の飛行訓練の中止を10月16日に全会一致で可決した。県も、その立場で対応すべきではないか。

次に、辺野古新基地建設のための奥港からの砕石の海上輸送について質問します。

(1)、奥区の総会決議について県の見解について。

(2)、沖縄防衛局の県内の奥港からの砕石の輸送は、埋立承認申請に反し、総選挙での民意、奥区民の総会決議の民意を踏みにじる二重三重の暴挙ではないか。

(3)、防衛局は民意を踏みにじっているが、県は民意に従った判断を下すべきではないか。

次に、北中城村での米軍による国道封鎖についての経緯と県警の対応について伺います。

次に、子供の貧困解消のためにも、まず、県として、通院医療費の中学校までの無料化、少人数学級の残された小学校６年、中学校２年、３年での実施、給食の無償化などに率先して取り組むべきではないか。

次に、県管理河川の改修で生じた新たな土地、廃川敷について質問します。

(1)、廃川敷とは何か。県内の件数、面積について、河川ごと、市町村ごと及び合計について。

(2)、河川改修の際と合わせて国から補助が受けられる仕組みにすべきではないか。

(3)、今後どうするのか。地域住民の要望に沿った有効活用が必要ではないか。

(4)、国場川改修の際に生じた、国場十字路近くの国場川廃川敷は公園にしてほしいとの要望について伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　渡久地修議員の御質問にお答えをいたします。

辺野古新基地建設のための奥港からの砕石の海上輸送についてに関する御質問の中の、民意に従った判断についてお答えをいたします。

辺野古新基地建設に関し奥港が使用されたことについて、奥区民は、人口174人の小さな集落の平穏な日常の破壊への不安等を訴えており、県としても、区民の思いを痛感しているところであります。今後も奥港が使用されることとなれば、工事車両の往来や船舶への石材の積載による騒音や粉じん等の影響が生じ、周辺地域の生活環境を脅かしかねません。また、地域住民の皆様が主体的に進めている地域づくりを阻害し、公益を侵害し得るものであることや、奥港に隣接する小学校の子供たちにさまざまな影響を及ぼすことを改めて深く認識したところであります。政府においては、区民の切実な思いを受けとめ、地域の生活環境に重大な悪影響を及ぼすような奥港の使用をやめるべきであります。それにもかかわらず、今後、地域の住民の公益が侵害されるような形で再び奥港が使用された場合には、私は、県民の生命財産を守る立場の知事として、奥港の使用許可について、取り消しを含む重大な決意で臨む考えであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、沖縄経済の発展を展望した那覇港の今後についての御質問の中の(1)、那覇港の位置づけと展開、港湾計画についての御質問にお答えいたします。

沖縄の経済発展の展望について、沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、観光・リゾート産業等のさらなる成長や臨空・臨港型産業等の展開による県内総生産の増加などが見込まれております。この実現のため、那覇港は、「自立型経済の構築に向けた基礎の整備」や「世界水準の観光リゾート地の形成」、「アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成」などの項目に記載されております。また、沖縄県アジア経済戦略構想においては、「アジアをつなぐ国際競争力のある物流拠点の形成」や「世界水準の観光リゾート地の実現」などの重点戦略に施策展開が記載されております。

那覇港管理組合は、今後、これら諸施策の実施によ

り、国際交流・物流拠点の形成に必要な港湾機能の強化を図り、沖縄県の経済・産業の発展に寄与していきたいとのことであります。

同じく１の(3)、那覇港湾施設の代替施設の位置についての御質問にお答えいたします。

那覇港湾施設の代替施設の位置・形状については、これまでの那覇港湾施設移設に関する協議会において、那覇港湾施設の移設については、民港の港湾計画と整合を図りつつ進めていくことが確認されております。しかし、那覇港管理組合は、浦添市が示した南側案では、港湾の適正な管理運営のために民港が分断され、経済的一体の港湾として民港を管理する上で支障があると考えているとのことであります。また、港湾計画の策定に当たっては、将来にわたって発展性のある計画とする必要がありますが、南側案では、開発空間が制限されるため、民港の発展に支障があると考えているとのことであります。

同じく４の(1)、奥区の総会決議についての御質問にお答えいたします。

辺野古新基地建設に係る奥港使用に反対する奥区民決議において、奥区民は、11月13日の石材の搬出に係る港湾の利用に起因し、住民の生活環境に重大な悪影響があったとして切実な訴えをしております。この決議も踏まえ、県は、11月30日に、港湾管理上の必要性から、当該許可を受けた者に対して、許可の指令条件に基づき、事実確認を含めた指示を行ったところであります。

同じく４の(2)、奥港からの砕石の輸送と埋立承認申請についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の環境保全図書において、沖縄防衛局は、ジュゴンの環境保全措置として、作業船の航行に当たっては、ウミガメ類やジュゴンが頻繁に確認されている区域内をできるだけ回避し、沖縄島沿岸を航行する場合は岸から10キロメートル以上離れて航行すると記載しております。奥港からの入出港はどのような航路をとっても、ジュゴンの生息域である辺戸海域を横断することになります。現在、変更承認が必要と指摘しているところであります。

次に、７、県の河川改修で生じた新たな土地、廃川敷についての御質問の中の(1)、廃川敷地の件数等についての御質問にお答えいたします。

廃川敷地とは、県管理２級河川の整備後に河川区域として機能しなくなった国有地のことであります。廃川敷地は、廃川の告示や廃川敷地が存する市町村による新たに生じた土地の確認、国協議等の後に売り払い等を行っております。廃川処分手続中、または、今後手続を行う廃川敷地は、名護市の屋部川、汀間川で計３カ所、浦添市の宇地泊川、小湾川で計３カ所、那覇市の安里川、安謝川、国場川で計６カ所など、合計で６市１町１村、12河川57カ所となっております。

同じく７の(2)、廃川処理費用の国庫補助についての御質問にお答えいたします。

河川の整備・改修においては、社会資本整備総合交付金または沖縄振興公共投資交付金を活用しているところであり、工事に必要な測量・設計等は交付対象となっております。廃川処分に必要な測量等の経費については、今後、沖縄総合事務局に確認・調整したいと考えております。

同じく廃川敷地を地域住民の要望に沿った形で整備することについての御質問にお答えいたします。７の(3)と７の(4)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

河川整備により生じた廃川敷地を、その規模等から県が県営公園として整備することは困難であり、廃川処分の手続に基づき進めていきたいと考えております。なお、廃川敷地が存する市町村に対しては、廃川処分手続の過程で必要に応じ、地域住民の要望や当該敷地の活用意向を照会・確認してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、沖縄経済の発展を展望した那覇港の今後についての御質問の中の(2)、クルーズ船の観光客実績、今後の予測等についてにお答えいたします。

沖縄県においては、近年、中国や台湾などからのクルーズ船の寄港が増加するとともに、その大型化も進んでいることから、那覇港を含む県全体のクルーズ船による外国人観光客数は大幅に増加し、平成28年には約72万人となっております。また、将来に向けて、中国のクルーズ市場が香港や広州など南方へ拡大する傾向にあることから、沖縄の地理的優位性により、今後も大幅に増加するものと予測しております。そのため沖縄県では、平成33年度のクルーズによる観光客数を、平成24年度に定めた目標数25万人から、ここ５年間の実績を踏まえ８倍の200万人に大幅に引き上げたところであり、引き続きこの目標達成に向けて、さらなるクルーズ船の誘致やインフラ整備等に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、沖縄経済の発展を展望した那覇港の今後についての御質問の中の(4)、那覇港湾施設の移設についてお答えいたします。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画で示された那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。

県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

次に、２、Ｆ35の嘉手納配備についての御質問の中の(1)、嘉手納飛行場へのＦ35戦闘機の配備についてお答えいたします。

去る11月26日の地元紙で、米軍嘉手納基地にＦ35Ｂが最大で26機展開する計画を立てているとの報道は承知しております。沖縄防衛局によると、現時点で海兵隊Ｆ35Ｂ戦闘機を嘉手納飛行場に恒久的に展開させる計画はないとのことであります。

次に、同じくＦ35の嘉手納配備についての御質問の中の(2)から(4)まで、これは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

Ｆ35Ａが嘉手納飛行場に暫定配備される前後３週間を比較すると、15局中15局でＬｄｅｎが増加しています。また、１日当たりの平均騒音発生回数は、最も増加した北美局で2.5倍となっています。同飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機のたび重なる飛来や暫定配備等があり、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、三連協や軍転協とも連携し、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、３、米軍機が民間地域に墜落したときの消防の対応についての御質問の中の(1)、消防出動における問題点と対策、それから(3)の資機材の整備についての御質問にお答えします。３の(1)と３の(3)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

国頭地区行政事務組合消防本部では、出動に当たり、沖国大の事故を念頭に放射性物質が存在する可能性を想定して、隊員に対し、風上からの消火活動やヘリに近づき過ぎないこと、また、全面マスク及び空気呼吸器の装備を指示して臨んだと聞いています。しかしながら、米軍からは、日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国航空機事故に関するガイドラインに基づく危険搭載物質等の情報提供がなされなかったほか、国頭消防本部では、放射線測定機器、防護服といった放射性物質に対する装備がない中での消防活動が行われました。また、事故後の火災調査においても、機体が撤去されるまで立ち入ることができませんでした。これらの問題点について、県では、沖縄防衛局を通じ、同ガイドラインに基づく通報や調査への協力を求めるとともに、関係機関との連携体制のあり方について検討をしているところです。また、このような米軍航空機による今後の事故発生の際、最低限整備すべき測定機器や防護服等について、国の責任において県内全消防本部に整備するよう要請を行うこととしており、現在、各消防本部に対し調査を行っているところです。

次に、３の(2)、米軍航空機事故に際しての消防の対応のあり方と訓練についてお答えします。

米軍航空機事故に際しての消防の対応については、ガイドラインに基づき活動することとされております。また、同ガイドラインに基づき、定期的に実施される米軍との合同訓練に各消防本部も参加しております。

県としては、今回の事故を契機に、国と連携して、米軍機という特殊性に鑑みた対応のあり方として、連絡体制、装備、消火活動などを具体的に明記した沖縄県米軍航空機事故等対応要領（仮称）の策定を検討してまいります。

次に、３の(4)、消防職員の増員についてお答えいたします。

平成27年度消防庁実態調査によりますと、本県の消防職員の充足率は61.9％で、全国平均の77.4％と開きがあることから、引き続き職員の充実を含む消防体制の強化が課題となっております。近年、発生する災害は、大規模化、複雑化する傾向にあり、住民の生命財産を守る消防は、これら災害に適切に対応していくため、その体制を整備・確立していくことが求められます。こうした観点からも、県としては、適正な消防職員の確保を促すため、市町村に対し、今後ともさまざまな機会を通して、消防体制の充実強化を働きかけてまいります。

次に、３の(5)、民間地及び水源地上空での訓練についてお答えします。

東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する意見書及び抗議決議が全会一致で議決されたことは、県議会の強い意思表明として重く受けとめております。県としても、民間地やダム上空等での訓練の実施は、周辺住民を危険にさらし、生活環境に大きな影響を与えるだけでなく、万一事故が発生した場合、水源の汚染など大きな被害につながる

危険があると考えております。このことから県は、12月２日に河野外務大臣に対して手交した要望書の中で、住宅地上空やダム上空での飛行訓練中止等を含め、米軍演習のあり方を見直すよう求めたところであります。

次に、９、緊急質問についての御質問の(1)、部品落下事故に係る米軍、日本政府、県の認識と対応、普天間飛行場の運用停止についてお答えいたします。

事実関係については現在確認中ですが、県としては、発見された部品はＣＨ53Ｅ等に使用されている部品の可能性が高いと考え、12月８日に、外務省特命全権大使（沖縄担当）及び沖縄防衛局長に対し、事故原因の徹底的な究明と速やかな公表、事実関係が判明するまでのＣＨ53Ｅ等の飛行自粛を米側に働きかけることを強く求めたところです。政府は米軍に早期の事実確認について申し入れを行い、沖縄防衛局は12月11日に米軍からの聞き取り結果として、この部品が米軍の使用している部品と同じものであると認めたものの、米軍機から落下した可能性は低いと説明しております。

県としては、十分な説明が行われたとは言えないと考えており、県民の安全確保、不安解消のため、引き続き日米両政府に対し、原因の徹底的な究明と速やかな公表を求めてまいります。また、今回の事案にかかわらず、県はこれまで政府に対し、普天間飛行場の５年以内運用停止を求めてきたところであり、政府は、普天間飛行場周辺住民の生命財産を守ることを最優先に、政府の責任において、同飛行場の５年以内運用停止を早急に実現すべきであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　５、北中城村での米軍による国道封鎖についての御質問にお答えいたします。

御質問の件については、11月27日月曜日の朝、北中城村のキャンプ・フォスターゲート前の国道330号歩道上において、不審物件が発見されたことから、憲兵隊員等が国道を通行する車両などに対し、通行を行わないように求めた事案であると承知しております。

海兵隊から聴取した内容などに基づき経緯を御説明いたしますと、本件は、午前７時40分に米軍の緊急指令センターに対して、歩道上に黒色ごみ袋に入った不審物があるとの通報があり、米軍消防隊が午前７時48分に国道の上下線の通行を行わないように求めたものであります。その後、７時55分に沖縄警察署に対して通報がなされ、その後、警察官において危険物ではないことが確認できたことから、８時14分にその対応を解除しております。

本件の不審物は、結果的にごみであったわけですが、不審物が爆発物である可能性を想定した憲兵隊員等が通行者に対する被害を防止するためのやむを得ない措置として、警察官が現場へ臨場するまでの間、一時的に実施したものと理解をしております。

なお、本件を受け、県警察といたしましては、海兵隊の憲兵隊等に対し、基地外の道路における交通規制は日本警察が判断すべきものであることを確認した上で、同種事案の発生時における迅速な情報提供と連携について認識を共有したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、６の子供の貧困解消についての御質問の中の(1)のア、通院の対象年齢の拡大についての御質問にお答えします。

こども医療費助成事業につきましては、現行制度をベースとして、未就学児を対象に平成30年10月から現物給付を導入するとともに、通院の一部自己負担金を廃止し、窓口での完全無料化を図ることを検討しているところであります。通院の対象年齢の拡大につきましては、県及び市町村の財政状況、市町村の意向、市町村間の権衡及び小児医療の提供体制に与える影響についても考慮しながら、慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　６の子供の貧困解消についての御質問で(1)のイ、少人数学級の拡充及び学校給食費の無償化についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまで、小学校１・２年生で30人学級、小学校３・４年生と中学校１年生で35人学級を実施しており、平成29年度からは、小学校５年生でも35人学級を実施しております。少人数学級につきましては、学習規律の定着等きめ細かな指導の充実を図るために必要と考えており、市町村教育委員会の意向等を踏まえ、今後も取り組んでまいります。また、学校給食費につきましては、学校給食法第11条第２項により、食材費等は保護者が負担することとなっております。こうした中、県内において23の市町村が給食費の全額または一部助成を行っております。さらに、経済的に困窮している児童生徒の学校給食費については、市町村による生活保護や就学援助の

支援が行われております。

県教育員会としましては、子どもの貧困対策推進基金を活用した学校給食費補助金交付事業や就学援助の充実を図る事業を実施している市町村の事例を紹介し、各種研修会を通して、引き続き市町村就学援助担当者に基金の活用について周知してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　まずＦ35Ｂの配備についてから再質問します。

このＦ35Ｂ配備についていろいろ調べてみましたら、２つの大きな問題が見えてきたと私は感じています。

１つは、公室長が言う負担軽減、いつも言っていますけれども、負担軽減どころか、これは負担の大幅な強化であるということ。２つ目には、米軍は今でもこの沖縄を占領地、植民地扱いしているということが、私は見えてきたと思います。ここに2014年４月、米軍が作成した500ページ余りの統合自然資源・文化資源管理計画というのがありますけれども、これ県も持っていると思いますけれども、これはどういったものでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

統合自然資源・文化資源管理計画は、海外を含む各海兵隊基地が作成する自然資源と文化資源の管理に関する計画となっております。米国の海兵隊命令により作成及び実施が義務づけられているものと認識しております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これ米軍の公式な計画なんですけれども、ここにＦ35Ｂを最大26機配備しているということが明記されていますけれども、それについて示してください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　県の仮訳ですが、海兵隊は最大26機のＦ35Ｂを嘉手納海兵航空リエゾンに配備するとの内容が記載されているものと思われます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　このＦ35Ｂというのは、沖縄のいろんな基地で訓練すると書いてありますけれども、どこどこでやると書いてありますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　26機の配備と既存の訓練空域を飛行し、伊江島補助飛行場で訓練し、普天間飛行場を運用、沖縄の基地を全て利用すると書いてあります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　嘉手納に配備して、伊江島、それから既存、いろんなところで利用する、普天間も利用するというふうに明記されています。実際、この計画のとおり進められています。１つは、嘉手納基地ではＦ35Ｂ配備を想定して、アメリカの国防総省の予算で、2015年から嘉手納基地内の格納庫、駐機場の整備が既に終わっていると言われていますけれども、それについて、県は認識していますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず、恒久的配備は、沖縄防衛局は予定していないということ、計画はないということなんですが、確認しましたところ、今現在、35Ｂ戦闘機のための駐機場の整備があるかどうか、防衛局に照会を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　国防総省の予算で格納庫と駐機場が既に2015年から整備されています。

それから次に、伊江島補助飛行場で強襲揚陸艦と同じようなデッキ、これＦ35Ｂとオスプレイを想定したものですけれども、これが整備されているということは、皆さん、確認していますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　米軍によりますと、伊江島補助飛行場で着陸訓練機能の改修を行っているということは承知しております。計画の内容ですが、ただいまございましたように、模擬強襲揚力甲板、ＬＨＤデッキを拡充するとともに、素材をより耐久性のあるコンクリート製に変更する等としております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　いわゆる強襲揚陸艦ボノム・リシャールと同じような大きさのデッキをつくって、そこで訓練をやろうとしているわけです。これはＦ35Ｂとオスプレイの配備を予定しているわけです。もう既にその動きやっています。

それから、米軍の戦略展望2025というのがあります。その中で、辺野古新基地を含めて、高江での着陸帯の建設、そしてキャンプ・シュワブ、ハンセンの空域拡大、これもやるということを書かれていますけれども、これも確認していますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

戦略展望2025では、小型武器の訓練効果の改善に資するため、米海兵隊太平洋基地は、日本政府とともに、沖縄の中部訓練場――シュワブですとかハンセンですが――での制限空域の高度の引き上げを計画して

いるということでございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　このように知事、嘉手納基地では格納庫が整備され、伊江島ではＬＨＤデッキが整備され、そして、北部訓練場では、その訓練のための空域の拡大までやろうとしているわけです。まさに、これにある常時配備するというのが、やりたい放題というのが、もう既に沖縄では準備作業が始まっているわけです。
ちょっと休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後５時14分休憩
午後５時14分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
渡久地　修君。
○渡久地　修君　これは、このパネルは、ちょうど１年前の12月13日、県議会でこうなりますよということを僕は示して質問したんです。嘉手納に配備されて、伊江島、高江、辺野古、そこに普天間が入ってくる。そういうまさに負担軽減どころか、負担の大幅増が堂々とこのように書かれて、実行に移されているわけです。
公室長は、我が党の代表質問に対して、たび重なれば嘉手納基地の撤去も辞さないという思いでやらないといけないということを言っていましたけれども、知事、これは、もう負担の増加でしかない。知事、これは絶対認められないということを強い決意で臨む必要があると思いますが、知事の見解をお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず代表質問での私の答弁ですけれども、県は去る７月７日の外務大臣、防衛大臣への要請で、旧海軍駐機場の使用やパラシュート降下訓練など、嘉手納飛行場をめぐる米軍の一連の行為は、ＳＡＣＯ最終報告を形骸化させ、地元との信頼関係を損ねているだけでなく、今後の嘉手納飛行場の使用、ひいては日本の安全保障体制に影響を与えるおそれがあると危惧しているということを伝えました。代表質問の再質問の答弁は、そうした思いを答弁したわけでございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　これは、負担の大幅増強だということです。
公室長、この資源計画で、いつでも配備するということが書いてありますけれども、これは常時配備するということでも訳はできます。英文では、何と書いてあり、県はどういうふうに訳しましたか。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後５時16分休憩
午後５時16分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　ただいまの議員の御指摘の箇所、アット エニー ワン タイム（at any one time）という部分だと思います。日本語ではいつでもですとか、同時にという意味合いがあるというふうに考えています。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　知事、知事にお尋ねしたいんですけれども、今議会、この従属的な日米地位協定などについて、議論が結構やられました。この資源計画で、さっき言った嘉手納にいつでも、アット エニー ワン タイム（at any one time）、我々はいつでも配備するということを書いている、いつでも。そこには、嘉手納町民の苦しみとか、県民の痛みなどはもうどこにも出てこないんです。アット エニー ワン タイム、米軍はいつでも配備する。常時配備するということで、ここには、この沖縄は自分たちが血を流して奪い取ったものだという、占領者意識丸出しなんです。これ調べてみると、まさに旧日米安保条約の締結された際の今話題になっていた行政協定、それがそのまま沖縄では引き継がれているということがあらわれています。1950年、この安保条約と行政協定を結ぶときに、マッカーサーがこの交渉担当と会議したときに、マッカーサーは、日本の全区域が防衛作戦のために潜在基地だとして、米軍は軍事情勢が随時に要求する戦術的配備を行うために無制限の自由があるんだということをマッカーサーは言うわけです。そして、この旧安保条約と行政協定の交渉の際の米側の責任者がジョン・フォスター・ダレスなんですが、1951年のこの使節団との会議でこう言っています。我々は、我々が望むだけの軍隊を望む場所に、望む期間だけ駐留させる権利を獲得できるであろうか、ここが根本的な問題なんだということを述べているんです。いつでもどこでもということなんです。この資源計画にある、いつでも我々は配備すると。まさに占領時代からの、この占領意識丸出しのものが、この沖縄では綿々と引き継がれている。これが辺野古、普天間、伊江島、嘉手納、こういったところで全部基地押しつけの根源になっている。だから、この根源の問題にもメスを入れないといけないと思うんですけれども、この私の指摘に対する

思い、知事の見解なりをお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　渡久地議員の御質問にお答えをいたします。
　今行政協定の話から、いつでもどこでもということがありましたけれども、戦後の成り立ちの中で、日米地位協定に移管をするときでも、同じように望むところに望む期間、望む量のものを置くということになっているものについて、何らこれはだめだということにはなっていなくて、今日まで引き継がれていると思っています。
　ですから、今議会もいろいろ日米地位協定とか合同委員会の運用とか、いろいろありますけれども、私が県議会議員をしているときにはオスプレイの話がありまして、あのときもオスプレイは沖縄来るんですってねと言っても、そんなことは聞いたことないということで、防衛局も何にもないという話をしておったんですけれども、現にこうやって来ているわけですから、やはり私たちのこの沖縄県、あるいは日本も全部そうかもしれませんけれども、基本的には、日米地位協定、合同委員会、こういったことの中で自由にやられている。私はよくハガティ大使にも、外務大臣、防衛大臣にも申し上げているのは、当事者能力がないというのはその話をしているんですね。何を言ってもだめですよと。沖縄県も自己決定権などという話を政府にしますけれども、国そのものが自己決定権がないのではないかという、大変恐怖心が沸き起こってくるような状況がございます。
　ですから、沖縄のこういう形でこれからやられていくであろうということ。今はやらないというけれども、５年後ぐらいたったら、もうでき上がってしまってからは、これが既成事実になって、これに対して云々というのがなかなか難しい。ですからここのところでどうやってしっかりと県民の民意を出していくかということがとっても大切ではないかなと思っています。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　ぜひ知事、頑張ってください。
　次に、那覇港について。
　先ほど答弁ありました那覇港、沖縄経済の今後の発展、クルーズ船で客は200万人になるという点で、那覇港の役割というのはとても大事だというのがありました。それで、那覇港、民間の港というのは、一体どういう機能と役割が必要なのか、姿が大事なのか教えてください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後５時22分休憩
　午後５時22分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　那覇港管理組合によると、民港は経済的に一体の港湾である必要があるということでございます。それは、港湾の陸域、水域が一体的に機能し、民間船舶や港湾運送事業者等の経済活動が安全かつ効率的に一体として行える港湾であるとのことでございます。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後５時22分休憩
　午後５時23分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○渡久地　修君　要するに、民港というのは、将来的な発展に柔軟に対応できる、それから一体のものでなければならないということなんですけれども、現港湾計画、これが埋立区域です。（資料を掲示）　その沖合に大きく囲ったところがあるんです。この区域は何でしょうか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　今議員が指し示した部分は、平成15年に改定された現港湾計画において、浦添埠頭地区に約35ヘクタールの将来の開発空間として留保されたものだと理解しております。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　要するに、沖縄が将来発展していくと、ここまでも展開していくためにとっておいておく区域だということですか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　一部繰り返しになりますが、浦添埠頭地区に将来の開発空間として留保されているというふうな理解でございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後５時24分休憩
　午後５時24分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○渡久地　修君　将来で、一体的に運営する、将来の発展に対応するということになってくると、これ浦添市さんが懇話会で出した向こうの書いた図面なんです

けれども、ここ南側案になってくると、一体的な運営というのがもうできなくなる。（資料を掲示） そして、先ほどあった将来発展する区域というのがこの辺なんです。ここがもう使えなくなるということなんです。こうなったら、那覇港の発展というのは、芽が摘まれてしまうんじゃないですか、どうですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君） 那覇港管理組合のほうでも、浦添埠頭の南側に那覇港湾施設の代替地が配置されると、それだけ民港としての開発空間が制限されると。将来の開発空間の確保は困難になるというふうに考えているということは聞いております。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 この南側案だと一体的なものが阻害される。将来も阻害される。じゃ北側だったらどうなるかと。北側にできると、ここにまた将来発展するところがまたこれも阻害されてしまうわけです。それに発展していくと、この辺に伸びていくことも阻害されるということになってしまう。

それで次に、この北側案であれ南側案であっても、あったら次は制限水域というのが設定されると思いますがどうなりますか、制限水域は。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君） お答えいたします。

これも那覇港管理組合によると、那覇港湾施設の代替施設の制限水域というのは、岸壁等の前面から50メートルの範囲を想定しているとのことでございます。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 50メートルやられると、またこれも支障を来すことになってしまいます。

あとは貨物船、先ほどクルーズ船が伸びると言ったけれども、これから将来、貨物は大型化すると言ったけれども、クルーズ船はどれぐらいの大きさのものがこれから入ってきますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後５時26分休憩

午後５時26分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君） お答えいたします。

那覇港に入港している、寄港している船舶、最大のものは、現時点では、クァンタム・オブ・ザ・シーズ及びオベーション・オブ・ザ・シーズということでございます。これは、両方とも約16万9000トンでございまして、全長は約350メートル、必要水深は約10メートル、回頭円が約700メートル、乗客定員は約4200人ということでございます。

一方、将来那覇港に寄港予定の最大船舶というのは、オアシス・オブ・ザ・シーズというふうに聞いております。これは、約22万5000トンでございまして、全長は約360メートル、必要水深が約10.5メートル、回頭円が約730メートル、乗客定員約5400人とのことでございます。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 350メートルから360メートルの船が入ってくる。これが回転するには700メートルから730メートル必要だという。そうなってくると、ここに入ってきたら、回転するのが難しくなるんじゃないですか、どうですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君） お答えいたします。

仮定のお話にはなかなか我々詳細把握しておりませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 730メートルだったら、もう回転が大変なのよ。

それで、この辺、周辺、水深は幾らですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後５時29分休憩

午後５時29分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君） お答えいたします。

水深は12メートルということでございます。

○渡久地　修君 休憩。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後５時29分休憩

午後５時29分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君） お答えいたします。

大変失礼いたしました。12メートルから20メートルの範囲だということでございます。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 この深さだと、今日本に寄港している米軍の全ての艦船が入港できると思うんですがどうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えします。

在日米軍の艦船といたしましては、在日米海軍横須賀基地所属のミニッツ、空母ロナルド・レーガンの喫

水、これが11.3メートルとなっております。それから在日米海兵隊佐世保基地所属のワスプ級強襲揚陸艦ボノム・リシャールの喫水が8.5メートルとなっておりますので、先ほどの深さがあれば、これらの艦船が入港できる可能性があると考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　港湾施設内に軍港が来ると、民間の船と軍艦の艦船の航路が重なると思うんですが、それはどうですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

代替施設が南側に配置された場合ということでお答えさせていただきます。

クルーズ船の航路・回頭水域と米軍関連船の航路・回頭水域の重複というのは避けられないということだと思います。また制限水域もございますので、航行安全への影響があると、これは那覇港管理組合からそのように考えているということは聞いております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　部長、南側だけと言っていたけれども、北側でも全部重なるんですよ。そこは指摘しておきます。もっと重なるということ、はっきりさせないと。

そうなると、この運航に対しては、優先権はどこにありますか。軍艦ですか、それとも民間の船ですか。その管理はどこが行うんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時32分休憩

午後５時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ちょっとまだ具体的な前提が少し見えないものですから、ちょっと答弁もしづらいところがございますけれども、臨時制限区域のほうは、もう当然に米軍の優先となります。そういったところで運航が頻繁に行われている場合は、必然的に民間の船舶に影響が出てくるものと思われます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　沖縄の民間の飛行機と航空機比べてもわかるように、これ軍事優先になるんですよ。

それで、民港と軍港が同居するとどうなるかと言ったら、大変危険だと思います。この間、イージス艦と民間の船との衝突事故が相次いでいますが、それについて教えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ことし５月、日本海の航海上で米海軍のミサイル巡洋艦レイク・シャンプレインと韓国漁船が接触している事故がございます。

○渡久地　修君　ちょっと待って。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時34分休憩

午後５時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　あと６月には、伊豆半島沖でフィリピン船籍のコンテナ貨物船と米海軍イージス駆逐艦フィッツジェラルドが衝突し、乗務員７人が亡くなってございます。８月には、シンガポール沖で米海軍イージス駆逐艦ジョン・Ｓ・マケインがリベリア船籍のタンカーと衝突し、その際乗務員が10人死亡、亡くなっているということでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　こんなにたくさん、何度も軍艦と民間の船が衝突事故を起こしているわけです。

私は今幾つか懸念事項上げましたけれども、これは何も私だけが言っているんじゃないんです。浦添市のこの移設に関する懇話会というのがありましたけれども、その懇話会の報告書がここにあります。そのときに座長が、将来についての不安、危惧について最後に指摘していますが、これ明らかにしてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　読み上げたいと思います。「また」のところのほうからです。「また、評価項目の中で客観的には評価できませんでしたが、那覇港の将来的な機能強化や発展性あるいは変化、そういったものに着目をいたしますと、那覇軍港はその運用において国内法の適用がない、コントロールのきかない空間であり、南側案では民港と軍港が隣接することになり、土地利用や機能面において将来的な不安や危惧が生じていることも理解しておかなければならないことをつけ加えさせていただきます。」となっております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この浦添市の座長が、国内法の適用がないものができるんだと、もうコントロールできなくなるんだと、将来の不安、危惧を浦添市側の懇話会の座長が大変ですよということを述べているんです。

だから知事に伺います。

先ほど部長でしたか、移設協議会の中でやりますと言っていましたけれども、私は幾つも懸念事項挙げました。浦添市の座長もそう危惧を表明しています。私は南側がいいか、北側がいいかとかという議論の前に、そういう懇話会の座長の危惧の念や不安の声も受

けとめて、私が言ったこの懸案事項もぜひ知事、正面から受けとめていただいて、しっかりとこれ検証していただきたいと思いますけれども、知事の所感をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えいたします。

今懇話会の座長が最後の締めくくりでそういう発言をされているのは、報告書の中にもございました。概して、そういう意味では、民港、軍港というのはなかなか両立しがたいものがございます。ただ個々のいきさつは那覇港湾施設、それを移転して、そして民港をしっかりと充実させて、沖縄経済の発展につなげていくというようなところでありますので、今はいずれにしても、なかなか100点満点というのは、北側も南側もないとは思いますけれども、それでもこの動きが今日まで積み重ねてきているのがありますから、こういったことを踏まえて、今議員の御指摘等々も今回のいろんないきさつの中で、多くの方が知るような状況が出てきていると思いますので、この辺はまた那覇港管理組合の議会とか、議論もさせていただきたいなと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時38分休憩

午後５時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、私は知事が言った、これまでの積み上げがあるけれども、南側、北側という積み上げだからという、もう凝り固まった、金縛りにあったものではだめですよということを言いたいわけです。いろんな懸念事項もぜひ受けとめていただいて、ぜひ私は第３の案、移設条件なしが一番いいということを提案して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第1号議案から甲第４号議案まで及び乙第1号議案から乙第32号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

――――――――――――――――

〔議案付託表　巻末に掲載〕

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時40分休憩

午後５時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第４　請願第６号、陳情第133号及び第141号から第143号までの付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの請願１件及び陳情４件のうち請願第６号及び陳情第141号から第143号までの４件については、米軍基地関係特別委員会に、陳情第133号は公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（新里米吉君）　日程第５　陳情第112号の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、陳情者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、陳情第112号の取り下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明12月13日から20日までの８日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明12月13日から20日までの８日間休会とすることに決定いたしました。

――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月21日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時44分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　上　原　正　次

会議録署名議員　　又　吉　清　義

平成29年12月21日

平成29年
第　6　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　8　号）

平成29年
第　6　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

平成29年12月21日（木曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第8号

平成29年12月21日（木曜日）

午前10時開議

第１　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する意見書

仲宗根　悟君　　山川　典二君
花城　大輔君　　末松　文信君
照屋　守之君　　宮城　一郎君
照屋　大河君　　親川　　敬君　　提出　議員提出議案第５号
新垣　清涼君　　瀬長美佐雄君
渡久地　修君　　金城　　勉君
當間　盛夫君

第２　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する抗議決議

仲宗根　悟君　　山川　典二君
花城　大輔君　　末松　文信君
照屋　守之君　　宮城　一郎君
照屋　大河君　　親川　　敬君　　提出　議員提出議案第６号
新垣　清涼君　　瀬長美佐雄君
渡久地　修君　　金城　　勉君
當間　盛夫君

第３　乙第１号議案から乙第５号議案まで（総務企画委員長報告）

第４　乙第７号議案及び乙第８号議案（経済労働委員長報告）

第５　乙第６号議案（文教厚生委員長報告）

第６　乙第９号議案から乙第11号議案まで（土木環境委員長報告）

第７　乙第16号議案、乙第28号議案、乙第31号議案及び乙第32号議案（総務企画委員長報告）

第８　乙第14号議案、乙第15号議案、乙第19号議案から乙第22号議案まで、乙第29号議案及び乙第30号議案（経済労働委員長報告）

第９　乙第18号議案、乙第26号議案及び乙第27号議案（文教厚生委員長報告）

第10　乙第12号議案、乙第13号議案、乙第17号議案及び乙第23号議案から乙第25号議案まで（土木環境委員長報告）

第11　甲第１号議案（総務企画委員長報告）

第12　甲第４号議案（文教厚生委員長報告）

第13　甲第２号議案及び甲第３号議案（土木環境委員長報告）

第14　陳情平成28年第49号（経済労働委員長報告）

第15　陳情平成28年第145号及び陳情第126号の３（土木環境委員長報告）

第16　陳情第１号、第90号、第100号、第114号、第123号、第128号及び第141号から第143号まで（米軍基地関係特別委員長報告）

第17　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する意見書

日程第２　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する抗議決議

日程第３　乙第１号議案から乙第５号議案まで

　乙第１号議案　沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

　乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

　乙第３号議案　東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

　乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

　乙第５号議案　県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第４　乙第７号議案及び乙第８号議案

　乙第７号議案　土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

　乙第８号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例

日程第５　乙第６号議案

　乙第６号議案　沖縄県介護保険事業推進基金条例の一部を改正する条例

日程第６　乙第９号議案から乙第11号議案まで

　乙第９号議案　沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

　乙第10号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

　乙第11号議案　沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第７　乙第16号議案、乙第28号議案、乙第31号議案及び乙第32号議案

　乙第16号議案　損害賠償請求事件の和解等について

　乙第28号議案　当せん金付証票の発売について

　乙第31号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について

　乙第32号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第８　乙第14号議案、乙第15号議案、乙第19号議案から乙第22号議案まで、乙第29号議案及び乙第30号議案

　乙第14号議案　財産の取得について

　乙第15号議案　財産の取得について

　乙第19号議案　指定管理者の指定について

　乙第20号議案　指定管理者の指定について

　乙第21号議案　指定管理者の指定について

　乙第22号議案　指定管理者の指定について

　乙第29号議案　国営土地改良事業に係る負担金の徴収について

　乙第30号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

日程第９　乙第18号議案、乙第26号議案及び乙第27号議案

　乙第18号議案　指定管理者の指定について

　乙第26号議案　指定管理者の指定について

　乙第27号議案　指定管理者の指定について

日程第10　乙第12号議案、乙第13号議案、乙第17号議案及び乙第23号議案から乙第25号議案まで

　乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

　乙第13号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

　乙第17号議案　指定管理者の指定について

　乙第23号議案　指定管理者の指定について

　乙第24号議案　指定管理者の指定について

　乙第25号議案　指定管理者の指定について

日程第11　甲第１号議案

　甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）

日程第12　甲第４号議案
　　甲第４号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
日程第13　甲第２号議案及び甲第３号議案
　　甲第２号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
　　甲第３号議案　平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
日程第14　陳情平成28年第49号
　　陳情平成28年第49号　今期サトウキビの低糖度に対する支援を求める陳情
日程第15　陳情平成28年第145号及び陳情第126号の３
　　陳情平成28年第145号　公共工事設計労務単価の適切な引き上げに関する陳情
　　陳情第126号の３　伊江村の振興発展に関する陳情
日程第16　陳情第１号、第90号、第100号、第114号、第123号、第128号及び第141号から第143号まで
　　陳情第１号　オスプレイのつり下げ訓練及び騒音被害に対する抗議並びに着陸帯ファルコン撤去に関する陳情
　　陳情第90号　米軍ＭＶ22オスプレイによる低空飛行及び騒音、粉じん被害並びに着陸帯ファルコン撤去に関する陳情
　　陳情第100号　ＭＶ22オスプレイ墜落事故に関する陳情
　　陳情第114号　常態化する嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練の禁止を求める陳情
　　陳情第123号　米軍ＣＨ53ヘリコプターの不時着・炎上事故に関する陳情
　　陳情第128号　Ｆ35Ａ戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に関する陳情
　　陳情第141号　米国原子力艦船のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情
　　陳情第142号　米国原子力潜水艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情
　　陳情第143号　米軍ＭＶ22オスプレイによる夜間飛行及び騒音・粉じん被害並びに着陸帯ファルコン撤去に関する陳情
日程第17　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（47名）

議　長	新　里　米　吉　君	19　番	上　原　　章　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	20　番	山　川　典　二　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	21　番	花　城　大　輔　君
2　番	玉　城　武　光　君	22　番	又　吉　清　義　君
3　番	親　川　　敬　君	23　番	末　松　文　信　君
4　番	新　垣　光　栄　君	25　番	渡久地　　修　君
5　番	次呂久　成　崇　君	26　番	玉　城　　満　君
6　番	宮　城　一　郎　君	27　番	仲　村　未　央　さん
7　番	大　城　憲　幸　君	28　番	照　屋　大　河　君
8　番	金　城　泰　邦　君	29　番	仲宗根　　悟　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	30　番	崎　山　嗣　幸　君
10　番	新　垣　　新　君	31　番	金　城　　勉　君
11　番	座　波　　一　君	32　番	砂　川　利　勝　君
12　番	比　嘉　瑞　己　君	33　番	具志堅　　透　君
13　番	西　銘　純　恵　さん	34　番	島　袋　　大　君
14　番	平　良　昭　一　君	35　番	中　川　京　貴　君
15　番	上　原　正　次　君	36　番	座喜味　一　幸　君
16　番	当　山　勝　利　君	37　番	嘉　陽　宗　儀　君
17　番	亀　濱　玲　子　さん	38　番	新　垣　清　涼　君
18　番	當　間　盛　夫　君	39　番	瑞慶覧　　功　君

41番	狩俣信子さん	46番	照屋守之君
42番	比嘉京子さん	47番	仲田弘毅君
43番	大城一馬君	48番	翁長政俊君
45番	糸洲朝則君		

欠　　員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	政務調査課長	宮城　弘君
次長	平田善則君	副参事	前田　敦君
議事課長	勝連盛博君	主幹	城間　兼君
課長補佐	平良　潤君	主幹	新垣勝弘君
主幹	中村　守君	主幹	上原　毅君
主査	宮城　亮君		

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

昨日、仲宗根悟君外12人から、議員提出議案第５号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する意見書」及び議員提出議案第６号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する抗議決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第１　議員提出議案第５号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する意見書**及び**日程第２　議員提出議案第６号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根　悟君。

〔議員提出議案第5号及び第6号　巻末に記載〕

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第５号及び第６号の２件につきまして、12月18日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第５号を朗読いたします。

〔米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書等の趣旨を関係要路に要請するため議会代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ております。そのうち、県内の関係要路につきましては、米軍基地関係特別委員会委員を派遣していただきたく、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第５号

及び第６号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第５号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する意見書」及び議員提出議案第６号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する抗議決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第５号及び第６号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第５号及び第６号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣することとし、そのうち県内の関係要路については、米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第５号及び第６号の趣旨を関係要路に要請するため、議員５人を派遣するとともに、県内の関係要路については、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　日程第３　乙第１号議案から乙第５号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第５号議案までの条例議案５件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業期間の延長や、職員の育児休業期間の再度の延長等ができる特別の事情の明確化を行い、公布の日から施行するため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されることに伴い、部活動指導業務等に係る教員特殊業務手当の支給額を改め、平成30年１月１日から施行するため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、改正後の教員特殊業務手当の年間支給額は幾らか、また、支給対象者は何人いるのかとの質疑がありました。

これに対し、支給額の改正により１億2500万円増加し、年間７億5100万円の支給見込みである。また、支給対象は人数ではなく、延べ日数で積算しており、約23万4680日分となるとの答弁がありました。

そのほか、部活動指導業務手当支給の要件と対象教職員数及び同手当額と時給額との差額、部活動指導業務改善の必要性への認識について質疑がありました。

次に、乙第３号議案「東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、著しく異常かつ激甚な非常災害等が発生した場合において、東日本大震災に対処するための業務に従事した場合に特例的に支給する特殊勤務手当と同様の手当を支給できるように新たな規定を設けるとともに、改正内容に合わせて題名を改正し、公布の日から施行するため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、当該条例に基づき派遣されている職員の人数や条文中の人事委員会規則で定める区域の内容について質疑・答弁がありました。

次に、乙第４号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、自動車税の賦課徴収に関する申告または報告について、自動車税事務所等への住民基本台帳

ネットワークシステムの導入に伴い、本人確認のための書類の添付を不要とし、公布の日から施行するため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、住民基本台帳ネットワークシステムをこの時期から運用する理由、マイナンバーへの移行時期、個人情報に係るセキュリティー対策の状況について質疑・答弁がありました。

次に、乙第５号議案「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正等に伴い、地域経済を牽引する事業を行う事業者が設置した施設に係る不動産取得税または固定資産税の課税を免除する措置を講ずる等の改正を行い、公布の日から施行するため条例を改正するものである。

本案に関し、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律により課税免除の措置がなされている県内企業の件数や事例について質疑・答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第１号議案から乙第５号議案までの条例議案５件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案から乙第５号議案までの５件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案５件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案から乙第５号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第４　乙第７号議案及び乙第８号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました乙第７号議案及び乙第８号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第７号議案「土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」については、土地改良法の一部が改正されたことに伴い、関係条例において生じた引用条項のずれ等を整理するものである。

改正の主な内容は、沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例、沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例及び沖縄県の事務処理の特例に関する条例について、条項ずれ等を整理する。また、施行期日を公布の日とするものであるとの説明がありました。

次に、乙第８号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例」については、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、地域通訳案内士登録申請手数料、旅行サービス手配業の新規登録申請手数料等に係る徴収根拠を定めるなど所要の改正を行うものである。

改正の主な内容は、１、通訳案内士に係る手数料の規定を全国通訳案内士に係るものに改める。２、地域通訳案内士及び旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査等に係る手数料の徴収根拠を定める。３、地域限定通訳案内士の登録の申請に対する審査等に係る手数料を廃止する。４、沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例を廃止する。また、施行期日を平成30年１月４日とするものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明の概要でありますが、採決の結果、乙第７号議案及び乙第８号議案の条例議案２件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第７号議案及び乙第８号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第７号議案及び乙第８号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第５　乙第６号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました乙第６号議案の条例議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第６号議案「沖縄県介護保険事業推進基金条例の一部を改正する条例」は、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を推進し、及び高齢者が住みなれた地域で自立した生活を営むことができるよう必要な支援を行うことを目的として、引き続き県が行う事業を実施し、及び市町村等が行う事業を支援するため、基金の設置期間を延長する必要があるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、本条例附則第２項の条例の失効日を、平成30年３月31日から平成33年３月31日に改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県介護保険事業推進基金の実績として具体的にどのようなものがあったかとの質疑がありました。

これに対し、市町村の地域包括支援センターの職員等を対象とした研修を実施し、その参加者数が延べ4000人であったこと。また、介護予防等を目的としたちゃーがんじゅー体操を開発し、その普及啓発を図る中で同体操のイベントを25市町村で開催し、約７万1000人が参加したこと。さらに、若年者認知症の理解促進のためのコーディネーターを設置したところ、電話等による相談が1600件寄せられていること等との答弁がありました。

次に、基金の当初の積立額と現在の基金残高は幾らなのか、また、今回の設置期間の延長に合わせて基金の積み増しも行うのかとの質疑がありました。

これに対し、当初の基金の積立額は８億円であり、現在の基金残高は約４億5000万円である。また、新たな基金の積み増しについては、特に考えていないとの答弁がありました。

次に、基金の設置期間の延長だけでは、市町村のニーズに応えるものにはならない。各市町村が使いやすくするために、必要があれば条例の内容自体を改正することについて検討すべきではないかという質疑がありました。

これに対し、条例の内容自体の見直しは行わず、設置期間の延長を行い、市町村に対しては、基金で活用できるメニューを示し、意見交換を行うなど、より一層連携を図りながら使いでをよくしていきたいとの答弁がありました。

そのほか、各都道府県における基金の設置状況、基金の活用に当たっての社会福祉協議会との連携の状況、県内市町村の介護保険料の現状、介護保険の認定に対する県の支援のあり方、介護従事者の人材確保のあり方などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第６号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第６号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第６号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――◆・・◆―――――――――

○議長（新里米吉君）　日程第６　乙第９号議案から乙第11号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第９号議案から乙第11号議案までの条例議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第９号議案「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」については、道路法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、道路占用料の額等を改める必要があるため条例を改正するものである。施行期日については、平成30年４月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、道路上の電柱についても道路占用料が徴収できるのかとの質疑がありました。

これに対し、占用物件としては電柱、電線及びガス管などがあり、第１級地から第５級地までの所在地区分ごとに道路占用料の額が定められているとの答弁がありました。

次に、道路占用料は年間どのくらい徴収されているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成27年度の道路占用料の決算額では１億3473万4000円となっているとの答弁がありました。

そのほか、市町村における道路占用料の徴収等について質疑がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例」については、都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、１の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の規模における基準を定めるほか、沖縄県総合運動公園等に新たな有料公園施設を整備したことに伴い、その利用料金の基準額を定める等の必要があるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、１点目に、１の都市公園に設ける運動施設の敷地面積に対する割合の上限を定めること。２点目に、中城公園に新たに整備したキャンプ場を有料公園施設として定めるとともに、キャンプ場の供用日及び供用時間を定めること。３点目に、新たに整備した沖縄県総合運動公園蹴球場の会議室、シャワー室及び中城公園キャンプ場の利用料金の基準額を定めるものであり、施行期日を平成30年１月５日とするとの説明がありました。

本案に関し、キャンプ場を児童生徒が利用する場合、利用料は減免されるかとの質疑がありました。

これに対し、学校教育法の規定による高等学校、中学校、小学校もしくは幼稚園の生徒、児童もしくは園児、または児童福祉法の規定による児童福祉施設の児童が授業、または保育上の目的のため、教職員に引率されて都市公園を使用する場合は減免されるとの答弁がありました。

次に、条例で規定する基準額がそのまま施設の利用料金となるのかとの質疑がありました。

これに対し、利用料金は、条例で規定した基準額のプラス・マイナス30％までの範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものであるとの答弁がありました。

そのほか、既設施設に関する改正の有無、条例改正に伴う利用者への影響、指定管理者の選定と指定管理者による利用料金設定との関係性、中城公園キャンプ場の形態及び利用時間等について質疑がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」については、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、県公営住宅入居者である認知症患者等の収入の申告義務を緩和する等の必要があるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、県公営住宅の家賃の決定に当たり、認知症患者等の入居者からの収入の申告等が困難と認められる場合は、県が官公署の書類の閲覧等により把握する収入状況をもって、当該入居者の家賃を定めることとするものであり、施行期日を公布の日とするとの説明がありました。

本案に関し、条例改正により認知症患者等の家賃が安くなるということかとの質疑がありました。

これに対し、家賃が安くなるということではなく、入居者からの収入の申告がない場合は、近傍同種の家賃をもとに家賃が設定されるが、今回の改正により応能応益家賃の設定が可能となり、家賃負担額の増加が回避されることになるとの答弁がありました。

次に、従来は認知症患者等の家賃負担額の増加を回避する仕組みはなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、認知症患者等の家族や連帯保証人、福祉事務所等につなぐことにより家賃負担額の増加は回避できていたものと理解しているとの答弁がありました。

そのほか、公営住宅法と税法との関係等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第９号議案から乙第11号議案までの条例議案３件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第９号議案から乙第11号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第９号議案から乙第11号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第７　乙第16号議案、乙第28号議案、乙第31号議案及び乙第32号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました乙第16号議案及び乙第28号議案の議決議案２件、乙第31号議案及び乙第32号議案の同意議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び警察本部警務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第16号議案「損害賠償請求事件の和解等について」は、交通事故の処理後、駐車中の事故トラックに原動機付自転車が衝突し、原付の運転手が死亡するという交通事故に係る損害賠償請求事件について、那覇地方裁判所から被告である沖縄県に対し和解勧告がなされたことから、当該勧告に基づき和解をし、損害賠償額を定めるため議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、事故トラックのレッカー移動や反射板の設置などの警告措置は、警察業務として義務づけられていないのかとの質疑がありました。

これに対し、交通事故車両の移動は、事故当事者が行うことが基本である。事故トラックは路肩に駐車されており、車道の通行や前方からの視認は十分可能と判断したことから、移動など特段の措置は行わなかったとの答弁がありました。

次に、最初の事故処理が終了した時点で、再発防止策を徹底するべきであったのではないかとの質疑がありました。

これに対し、原付運転手の死亡という重大結果を招いたこと、裁判所からの警察対応への疑問の提起や無過失とは言えないとの指摘を重く受けとめ、二度と起きないよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

そのほか、事故の再発防止に向けた県警察の対応内容、車道で待機する観光バスなどへの指導について質疑がありました。

次に、乙第28号議案「当せん金付証票の発売について」は、平成30年度において本県で発売する当せん金付証票の発売限度額について、当せん金付証票法第４条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。発売限度額は、143億円であるとの説明がありました。

本案に関し、宝くじ発売額に対する本県への収益金配分額は幾らか、また、配分額の使途はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成28年度実績では、発売額の119億9400万円に対し、配分額は50億2300万円であった。また、宝くじは、公共事業その他国際交流、芸術文化振興等の公益推進を目的とする事業の財源とするため発売できることになっており、収益金配分額はこれらの事業に充当しているとの答弁がありました。

そのほか、宝くじ発売額の当せん金と収益金等との配分割合やその決定方法、宝くじと賭博との違いや刑法との関係などについて質疑がありました。

次に、乙第31号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員３人のうち１人が、平成29年12月21日に辞職することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第１項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、現任委員が任期途中で辞職する理由、後任委員の選定理由や現任委員との関連性などについて質疑・答弁がありました。

次に、乙第32号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員５人のうち１人が、平成29年12月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、任期満了する委員を再任する理由、教育行政関係者以外から候補者を選定する必要の有無や選定における地域バランスへの配慮の可否などについて質疑・答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第16号議案及び乙第28号議案の議決議案２件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第31号議案及び乙第32号議案の同意議案２件については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより乙第16号議案、乙第28号議案、乙第31号議案及び乙第32号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第16号議案及び乙第28号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案及び乙第28号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○島袋　　大君　議長、休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

まず乙第31号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案１件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第31号議案は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時０分休憩

午前11時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

次に、乙第32号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案１件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第32号議案は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　日程第８　乙第14号議案、乙第15号議案、乙第19号議案から乙第22号議案まで、乙第29号議案及び乙第30号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました乙第14号議案、乙第15号議案、乙第19号議案から乙第22号議案まで、乙第29号議案及び乙第30号議案の議決議案８件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第14号議案「財産の取得について」は、第56回技能五輪全国大会フライス盤競技及び抜き型競技で使用する立てフライス盤等を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものである。

契約の内容は、立てフライス盤等の取得であり、取得金額は一式２億3382万円で、契約の相手方は、株式会社佐久本工機であるとの説明がありました。

次に、乙第15号議案「財産の取得について」は、第56回技能五輪全国大会旋盤競技で使用する普通旋盤等を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものである。

契約の内容は、普通旋盤等の取得であり、取得金額は一式１億6200万円で、契約の相手方は、株式会社佐久本工機であるとの説明がありました。

なお、乙第14号議案及び乙第15号議案については、技能五輪全国大会で使用する機器の取得であることから一括審査を行いました。

両案に関し、技能五輪後、この機器はどのような形で活用されるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回提案している立てフライス盤及び普通旋盤については、教育庁と調整し県立工業高校に適切に配分していただけるように調整しているところであるとの答弁がありました。

次に、技能五輪を機に学校においてもこういう機器で技術を磨く機会がふえていくという認識でいいかとの質疑がありました。

これに対し、現在、工業高校において同様な旋盤とかフライス盤という機器はあるが、１台を５人で使用している等の状況なので、もっと円滑に行えるよう配分していきたいとの答弁がありました。

次に、乙第19号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県県民の森の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は沖縄北部森林組合であり、指定期間は平成30年４月１日から平成35年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県県民の森を利用している県民からアンケートをとるなどされているかとの質疑がありました。

これに対し、県民の森の利用者に対して利活用に向けたアンケートを実施したところ、利用者からは遊歩道や渓流コースといった自然と触れ合えることを高く評価している。一方、老朽化した遊具や施設の修繕を求める意見もあったとの答弁がありました。

次に、今回の指定管理で前回と違うところがあるのか、また、指定管理料は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、前回は３カ年契約で今回は５カ年契約となっている。また、内容としては管理業務の運営について総括責任者１名、各管理棟が４棟あるが、そこに担当職員を配置する。キャンプ期間中の夜間の警備をお願いするなどとなっている。指定管理料については５カ年の債務負担行為が１億3238万5000円、平成30年度については2674万7000円であるとの答弁がありました。

そのほか、有料施設の有無、使用料収入と委託契約の比較などについて質疑がありました。

次に、乙第20号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの指定管理者の指定について議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、バイオセンター運営共同体であり、指定期間は平成30年４月１日から平成35年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、事業者はそれなりに研究成果を上げているが、市場に出ているという印象がない。県として入居してからのいろいろな研究成果の把握はなされているかとの質疑がありました。

これに対し、例えば亜熱帯資源植物研究所の植物素材の微生物で発酵抽出して得られた天然成分を生かした健康飲料の事例、また、琉球バイオリソースのウコンの機能成分を生かした健康な肝臓の機能を維持する健康食品などの事例を把握しているとの答弁がありました。

次に、入居し成果を上げている企業に対する産業化への県の支援策についてはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、現在、県ではバイオインダストリー拠点強化事業を平成29年度から実施している。これは研究成果の製品化や事業拡大を促進するため、企業からの要望集約や事業化のための課題抽出、支援機関の連携体制の構築等を進めており、今後本事業の成果をもとに企業の事業化促進のため必要な策を検討し具体

的な取り組みを実施していく予定であるとの答弁がありました。

そのほか、企業の入居期間の基準の有無、過去に退去した企業の有無について質疑がありました。

次に、乙第21号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄情報通信センターの指定管理者の指定について議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムであり、指定期間は平成30年４月１日から平成35年３月31日までであるとの説明がありました。

次に、乙第22号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県立奥武山総合運動場の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は株式会社トラステックであり、指定期間は平成30年４月１日から平成33年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の指定管理者の団体はどういう法人か、また、指定管理料は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、今回の指定管理の予定者は、株式会社トラステックで、現在も指定管理をやっているところである。実績としては、奥武山総合運動公園、沖縄県総合運動公園、いちゅい具志川じんぶん館、豊見城市民体育館、与那原町の観光施設などの指定管理を行っている。また。指定管理料は３年間で５億6400万円であるとの答弁がありました。

次に、今回公募するに当たり、競合するところはあったのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の募集においては、申請順に株式会社トラステック、学校法人ＫＢＣ学園、奥武山文化スポーツ推進共同企業体の３社があったとの答弁がありました。

そのほか、Ｊ１プロジェクトと将来の管理体制、指定管理料と修繕費及び改修費などについて質疑がありました。

次に、乙第29号議案「国営土地改良事業に係る負担金の徴収について」は、国営土地改良事業に係る村負担金について、土地改良法第90条第10項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、関係村は伊江村、負担金の総額が7657万296円であるとの説明がありました。

本案に関し、事業の概要はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、国営伊江地区は平成16年度から平成28年度までの間で事業を完了しており、受益面積は668ヘクタール、事業費として254億円程度を要している。水源としては75万トンの地下ダムを造成し、揚水機場を２カ所、ファームポンドを２カ所、用水路を8.3キロメートルということで、末端への畑地かんがい用水を配水している。地下ダムであったので、貯水の最終確認に期間を要し、平成28年度まで要したとの答弁がありました。

そのほか、同国営事業の作物の種類について質疑がありました。

次に、乙第30号議案「農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、農地整備事業に係る村負担金について、地方財政法第27条第２項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、関係村は北大東村、事業実施地区が大池地区で、負担金の総額が106万2500円であるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第14号議案、乙第15号議案、乙第19号議案から乙第22号議案まで、乙第29号議案及び乙第30号議案の議決議案８件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第14号議案、乙第15号議案、乙第19号議案から乙第22号議案まで、乙第29号議案及び乙第30号議案の８件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案８件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案、乙第15号議案、乙第19号議案から乙第22号議案まで、乙第29号議案及び乙第30号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第９　乙第18号議案、乙第26号議案及び乙第27号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

―――――――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書(議決事件)　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました乙第18号議案、乙第26号議案及び乙第27号議案の議決議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第18号議案「指定管理者の指定について」は、県立石嶺児童園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、社会福祉法人偕生会を予定しており、指定の期間は平成30年４月１日から平成35年３月31日までの５年間であるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者となる団体を選定した理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、選定については、指定管理者制度運用委員会の審議の中で、指定管理者となる団体の提案内容が評価されたものである。具体的には、同団体は、石嶺児童園に隣接して特別養護老人ホームや児童クラブ等を運営していることから、世代間交流などの連携サービスの展開が期待できること。また、同団体に所属する医師を活用することによって、入所児童に対する専門的な支援体制が構築できる点などがすぐれているものと評価されたとの答弁がありました。

次に、指定管理に応募してきた団体数及び指定管理者制度運用委員会における委員の構成はどのようになっているのかとの質疑がありました。

これに対し、応募してきた団体は３法人である。また、指定管理者制度運用委員会の委員構成については、学識経験者が１名、財務に精通する者が１名、施設の機能や管理業務について専門知識を有する者が１名、入所児童の意見を代弁できる者として元児童相談所長の１名、里親会から推薦を受けた者が１名の合計５名となっているとの答弁がありました。

次に、現在の正規・非正規職員の構成及び指定管理者の変更後における現職員の処遇についてはどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、現在の正規職員は34名、非正規職員が14名の合計48名である。また、指定管理者となる団体の提案の中で、現職員についてはそのまま継続して雇用していく旨の考えが示されているとの答弁がありました。

そのほか、県と指定管理者との役割の明確化、指定管理料が引き上げられた理由、入所児童者数の推移、入所児童の人権を擁護するための方法、退所者に対する援助のあり方、児童養護施設と地域との連携、指定管理者のチェックの方法などについて質疑がありました。

次に、乙第26号議案「指定管理者の指定について」は、県立名護青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、一般財団法人沖縄美ら島財団を予定しており、指定の期間は平成30年４月１日から平成35年３月31日までの５年間であるとの説明がありました。

次に、乙第27号議案「指定管理者の指定について」は、県立糸満青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、学校法人ＫＢＣ学園を予定しており、指定の期間は平成30年４月１日から平成35年３月31日までの５年間であるとの説明がありました。

なお、乙第26号議案及び乙第27号議案については、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例に基づき指定管理者の指定を行うものであることから、一括審査を行いました。

両案に関し、現在の職員体制及び指定管理者の変更はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、職員体制は、県立名護青少年の家が８名、県立糸満青少年の家は９名である。また、指定管理者の変更はないとの答弁がありました。

次に、指定管理料に増減は生じるのかとの質疑がありました。

これに対し、次年度からの指定管理料については、県立名護青少年の家が単年度当たりで3998万円となり、現在よりも373万2000円増加する。また、県立糸満青少年の家も単年度当たり4368万1000円となり、現在と比較して590万3000円の増加になるとの答弁がありました。

そのほか、施設の概要、専門員の職務の内容、県立青少年の家の運営面における課題、指定管理者のチェックの方法などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありま

すが、採決の結果、乙第18号議案、乙第26号議案及び乙第27号議案の議決議案３件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第18号議案、乙第26号議案及び乙第27号議案の３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって乙第18号議案、乙第26号議案及び乙第27号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第10　乙第12号議案、乙第13号議案、乙第17号議案及び乙第23号議案から乙第25号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました乙第12号議案、乙第13号議案、乙第17号議案及び乙第23号議案から乙第25号議案までの議決議案６件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、環境部長及び土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず乙第12号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成28年第４回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、市道国際センター線都市モノレール建設工事（鋼軌道桁Ｈ28－１）の契約金額６億3990万円を2295万5400円増額し、６億6285万5400円に変更するものであり、変更の理由は、設計の一部変更に伴う工事費用の増額であるとの説明がありました。

次に、乙第13号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成29年第５回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、航空機整備基地新築工事（造成２期及び格納庫建築）の契約金額92億3929万2000円を１億7010万円増額し、94億939万2000円に変更するものである。変更の理由は、設計の一部変更に伴う工事費用の増額であるとの説明がありました。

本案に関し、設計の一部変更に伴い工事費用が増額したとのことであるが、設計料に変更はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、既存の工種において現場の状況に応じて数量がふえたことから工事費用が増額となったものであり、設計料に変更はないとの答弁がありました。

次に、工事の進捗状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、格納庫建築工事については、10月末時点で39.2％の出来高となっている。柱はほとんど完成し、屋根については６割程度完成している。今年度末時点においては、52％の出来高を予定しており、工事の進捗としては順調であるとの答弁がありました。

そのほか、鉄骨部材の変更の内容等について質疑がありました。

次に、乙第17号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県平和創造の森公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、沖縄県森林組合連合会で、指定の期間は平成30年４月１日から平成35年３月31日までの５年間であるとの説明がありました。

本案に関し、民間企業の応募はなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、去る９月に開催した募集説明会には造園関係の会社、広告イベント系の会社及びメンテナンス系の会社など７団体が参加したが、申請したのは沖縄県森林組合連合会と公益財団法人の２団体となっているとの答弁がありました。

次に、点数の重点配分をした公園の活性化に関する審査の評価項目では、合計点で第２位となった団体の

点数が合計点で第１位となった団体の点数を上回っているが、このことについてどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、申請団体からは公園の活性化に関する自主事業について多様な提案があり、指定管理者制度運用委員会で審議した結果、全会一致により合計点が第１位の沖縄県森林組合連合会が指定管理者となる団体として選定されたとの答弁がありました。

そのほか、自主事業の収益と指定管理料との関係、公園の今後のあり方、公式サッカー場整備の考えの有無、公園利用者数の実績と今後の計画等について質疑がありました。

次に、乙第23号議案「指定管理者の指定について」は、奥武山公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、株式会社トラステックで、指定の期間は平成30年４月１日から平成33年３月31日までの３年間であるとの説明がありました。

本案に関し、株式会社トラステックの指定管理の実績はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、奥武山総合運動場、奥武山公園及び沖縄県総合運動公園を平成21年から、豊見城市民体育館を平成27年から、与那原町観光交流施設を平成28年から管理しているとの答弁がありました。

次に、指定管理に係る収支計画はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者における収入としては、県からの指定管理料が5000万円、施設の利用料金が218万円、自動販売機収入が80万円、自主事業収入が12万円、その他収入が２万円、合計5312万円となっており、支出については人件費、需用費及び役務費等の合計で5311万5000円となっているとの答弁がありました。

そのほか、奥武山公園・施設の管理区分、公園管理の一元化、Ｊ１サッカースタジアム計画の検討状況、指定管理料の増額理由等について質疑がありました。

次に、乙第24号議案「指定管理者の指定について」は、中城公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、沖縄県緑化種苗協同組合で、指定の期間は平成30年４月１日から平成33年３月31日までの３年間であるとの説明がありました。

次に、乙第25号議案「指定管理者の指定について」は、宜野湾港マリーナの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、美ら島・宜野湾港マリーナ管理運営企業体で、指定の期間は平成30年４月１日から平成35年３月31日までの５年間であるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者の応募が１団体しかなかったことについてどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、マリーナの管理については、専門性が高く資格を持った技術者の配置も必要となることから１団体の応募となったと理解しているとの答弁がありました。

次に、初期投資に係る借入金の償還を初め設備投資については、指定管理者の負担は一切ないと考えてよいかとの質疑がありました。

これに対し、初期投資に係る借入金の償還などは県で行うが、経年劣化による軽微な修繕等については指定管理者が負担することになっているとの答弁がありました。

そのほか、特別会計における借入金の償還状況等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第12号議案、乙第13号議案、乙第17号議案及び乙第23号議案から乙第25号議案までの議決議案６件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第12号議案、乙第13号議案、乙第17号議案及び乙第23号議案から乙第25号議案までの６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案６件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案、乙第13号議案、乙第17号議案及び乙第23号議案から乙第25号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（新里米吉君）　日程第11　甲第１号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました甲第１号議案の予算議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）」は、沖縄振興特別推進交付金を含む国庫補助事業、その他当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する事業について必要な予算を措置するものである。

補正予算案は、歳入歳出ともに、28億5793万5000円で、補正後の改予算額は、7438億3584万2000円となる。

歳入の主な内容は、私立学校等教育振興費や医療施設等施設整備費などの国庫補助金、平成28年度決算剰余金の一部を活用する繰越金、金融機関への貸付金に係る元金収入や雑入に係る諸収入、公共事業や特別支援学校施設整備などに係る県債などである。

歳出の主な内容は、病院・有床診療所等が行うスプリンクラー等整備の補助に要する医務行政費、病院事業会計に対する繰出金及び貸付金、ＩＴ関連企業の集積拠点化を目指している沖縄ＩＴ津梁パークにおけるインフラ整備に要する情報産業振興費、本部港における大型クルーズ船の寄港に対応可能な岸壁の整備等に要する港湾改修費などである。

繰越明許費補正は、予算成立後の事由により年度内に完了が見込めない港湾改修費など30事業について、適正な工期を確保し契約を早期に締結するため追加するとともに、９月議会で計上した事業について変更するものである。

債務負担行為補正は、沖縄県平和創造の森公園指定管理料など16事項について追加し、当初予算で設定した航空機整備基地整備事業など４事項について変更するものである。

地方債補正は、当初予算で設定した沖縄振興特別推進交付金事業など４事業について変更するものであるとの説明がありました。

本案に関し、年休取得代替保育士の確保について県が保育園に対し補助する保育士確保対策事業を補正減額する理由は何か、また、保育士不足問題が解消されない中、県は今後どのような対策をとるのかとの質疑がありました。

これに対し、当該事業は、当初計画では70施設への補助を予定していたが、保育園側での保育士確保が困難となり補助対象が41施設へと減少したことから減額するものである。また、県としては、保育士確保は喫緊の課題と認識しており、保育士確保関連施策を着実に実施し、確保に努めるとともに、当該事業を活用し保育士の処遇改善を促進していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、離島食品・日用品輸送費等補助事業の補正減額の理由は何か、また、平成30年度に事業計画が終了した後はどうするのかとの質疑がありました。

これに対し、補正減額の理由は、輸送経費が当初の想定を下回ったことや事業対象離島から辞退したものがあったことから実績額が減少したことによるものである。また、平成31年度以降は、離島ごとにニーズなどが異なることから、対象品目や経費を一律に設定し、県と市町村が協調して補助を行う制度設計の検討を行い、離島町村が主体となり離島の実情に柔軟な対応ができるよう環境整備に努めているところであるとの答弁がありました。

次に、貿易対策費の航空機整備基地整備事業に係る補正後の総事業費は幾らになり、経済波及効果や雇用効果をどう見込んでいるのか、また、台湾でも同様な施設が整備される中、どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。

これに対し、同事業の補正後の総事業費は、約187億円を見込んでおり、平成26年３月にまとめた沖縄県航空機整備戦略調査において、経済波及効果は事業開始の10年後には年間291億円、雇用創出効果は累計で1971人と想定している。また、同事業の推進のため、有識者による委員会を設置し、航空機部品メーカーへのヒアリングを行うとともに、企業誘致のためのアクションプランを策定している。世界的な航空機メーカーの予測では、アジアを中心に航空機の数や整備需要が増大すると見込まれており、海外・国内の需要を取り込む予定であるとの答弁がありました。

次に、中小企業金融対策費の一般財源10億円の内容と補正理由は何か、また、制度上の県と金融機関との融資割合はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、同対策費は、中小企業者向けの県単融資貸付原資としての金融機関への預託金であり、中小企業者の資金需要が活発なことから補正増額を行うものである。また、制度上、県と金融機関との融資割合―協調倍率は、15貸付金が2.5倍、短期運転資金が３倍、再生支援資金が５倍になっているとの答弁がありました。

そのほか、クルーズ船寄港岸壁への屋根つき通路の整備状況、病院事業会計の未収金発生理由と外国人や観光客増加との関係、離島型植物コンテナ実証事業の補正減額の理由及び事業効果の展開方法、含蜜糖製造コストの補塡及び製糖工場整備事業の計画変更による減額補正の内容、航空機整備基地建設による台湾・アジアとの比較優位の状況、国際物流拠点地域の賃貸工場数及び搬出額、県内ＩＴ拠点施設数、クラウドネットワーク拡充事業の内容及び事業展開の方向性、モノレール事業繰越補正の増額理由及び開業への影響の有無、観光に対する県民目線の調査を実施する理由及び調査内容などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第１号議案の予算議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第１号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第１号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第12　甲第４号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました甲第４号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第４号議案「平成29年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）」は、沖縄県立病院に対する労働基準監督署からの是正勧告に伴い、未払いとされた過去２カ年分の時間外勤務手当等の経費の一部（平成27年度分）に要する経費である。

補正予算額は、収益的収入、収益的支出ともに４億5881万3000円を追加し、総額を収益的収入が599億1351万2000円、収益的支出が595億8855万2000円とする。

平成28年度分の時間外勤務手当等に要する経費については、病院事業会計の資金が厳しいことから、補正予算では一般会計から当該経費のうち６億6645万2000円を借り入れることとしているが、同借入金は、営業活動に伴う収益に該当しないことから、補正予算の収入支出では計上せず、支払いについては既決予算内で対応するとの説明がありました。

本案に関し、病院事業経営が非常に厳しい中で、６億6600万円余りを一般会計から借り入れすることについては理解できない。労働基準監督署から是正勧告を受けて支給すべき２カ年分全額を繰入金として処理しない理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、労働基準監督署から勧告を受けた医師の時間外勤務手当については、周産期や集中治療など政策医療を遂行するためのものであったという実態がある。政策医療の不採算部門については、一般会計から繰り入れてもらう仕組みがあり、これに要した経費も基準にのっとって一般会計からの繰入金として時間外勤務手当を補正予算として計上している。

ただし、２年前に確定した決算をもとに繰入金額を算定するという一般会計における仕組みがあることから、平成28年度分の支給額を確保するために、借入金として処理することとして調整してきたところであ

る。なお、同借入金については、平成30年度の繰入金に上乗せされることになるとの答弁がありました。

次に、本県の県立病院における時間外勤務手当の支給状況は、他県に比べてどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、他県の時間外勤務手当については、37団体の平均で19万3153円となっている。一方、本県は39万7231円となっており、支給額の順位で見ると全国で上位２番目になっているとの答弁がありました。

次に、県立病院ごとの一般会計からの繰入金は幾らになっているのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正予算が成立した場合の金額として、北部病院が７億2150万円、中部病院が13億1901万3000円、南部医療センター・こども医療センターが17億3111万8000円、宮古病院が10億7838万円、八重山病院が８億9967万4000円、精和病院は６億7435万6000円の合計64億2404万1000円であるとの答弁がありました。

そのほか、病院事業局と知事部局との補正予算に係る調整の経緯、当直手当の有無、医師の勤務体制の状況、県立病院内の売店の状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第４号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第４号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第４号議案は、原案のとおり可決されました。

──────◆・・◆──────

○議長（新里米吉君）　日程第13　甲第２号議案及び甲第３号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

──────────────────────

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

──────────────────────

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました甲第２号議案及び甲第３号議案の予算議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第２号議案「平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）」は、沖縄県下水道事業特別会計では、市町村からの負担金など、収入に含まれる消費税及び地方消費税から、維持管理費用や建設費用など、支出に含まれる消費税及び地方消費税を控除した額を税務署に申告し納付を行っているが、平成28年度の確定申告において、下水道事業費の決算額の減に伴い、控除される消費税及び地方消費税が減少し、申告納付に係る予算額に不足が生じていることから、既定の歳入歳出予算の総額に2268万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億5076万6000円とするものであるとの説明がありました。

次に、甲第３号議案「平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）」は、宜野湾港マリーナの指定管理料について、平成30年度から平成34年度までの債務負担行為を追加するものであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者の指定期間を従来の３年間から５年間とした理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、県の公の施設の指定管理制度に関する運用方針において、維持管理が主たる業務の施設については３年以内、業務に高い専門性があり、人材育成や確保、事業の企画等に期間を要する施設については５年以内が指定期間の基準とされている。宜野湾港マリーナの管理・運営については、専門知識や創意工夫が必要であり、人材確保や設備投資などの経営計画も立てやすい５年間に指定期間を変更したとの答弁がありました。

次に、施設使用料収入と指定管理料の状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成28年度の施設使用料収入は、約１億7000万円で、指定管理料は約6000万円となって

おり、指定管理料より施設使用料収入のほうが多い状況となっているとの答弁がありました。

そのほか、初期投資に係る起債の償還等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第２号議案及び甲第３号議案の予算議案２件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第２号議案及び甲第３号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案及び甲第３号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第14　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

―――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第15　陳情２件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

―――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました陳情２件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情２件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第16　陳情９件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長仲宗根　悟君。

―――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長　仲宗根　悟君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（仲宗根　悟君）　ただいま議題となりました陳情９件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情９件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情９件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第17　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって今期定例会も閉会となり、本年の議会活動は全て終わることになります。

さて、この１年の本県議会の活動を顧みますと、４回の定例会と２回の臨時会が開催され、年間を通しての会期日数の合計は121日でありました。

主な活動状況を申し上げますと、まず、２月定例会においては、我が国を取り巻く国際間の政治的な緊張が高まる中、中国軍機による日本領空接近行為や北朝鮮のミサイル発射に対し、毅然とした対処等を求める意見書を、６月定例会においては、県立普天間高等学校の良好な教育環境を確保し、返還跡地の有効活用を図るため、同校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転を促進するための意見書を可決いたしました。

また、９月定例会においては、北朝鮮のたび重なるミサイル発射等に対し、毅然とした対処を求める意見書を改めて可決いたしました。

この間、米軍基地から派生する事件・事故は後を絶たず、その主なものでも、１月には米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故、３月には米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリコプターからのタイヤ落下事故、４月には恩納村の安富祖ダム工事現場における流弾事故、そして10月には東村高江の民間地域での普天間飛行場所属の米軍ＣＨ53Ｅヘリコプターの不時着炎上事故などが発生し、その都度、定例会や臨時会において、意見書・抗議決議を可決するとともに、関係要路に対し、要請活動を行うなど迅速な対応に努めてまいりました。

その後、11月には、米軍人の飲酒運転により県民のとうとい命が奪われるという痛ましい事故が発生し、本定例会の開会日に抗議決議を可決し、要請活動を行いました。

そのような状況下、12月７日には米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターから落下したと見られる部品が宜野湾市の保育園で見つかり、幼い子供たちの命の危険が叫ばれる中、わずか６日後の13日には、普天間第二小学校の運動場で体育の授業が行われている中、普天間飛行場所属の同型機から窓が落下するという、あってはならない事故が発生いたしました。

これに対し、本日、米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する意見書・抗議決議を全会一致で可決し、沖縄県民の意思を強く内外に発信したところであります。

このように議員各位が、県民の福祉の向上を図るべく、県政の課題に関し、活発な議論・政策提言を行うとともに、県民の生命財産と生活環境を守る立場から直面するさまざまな事件・事故等、課題の解決に向けて積極的に活動したことは、県民からの信頼と負託に

応えたものと確信する次第であります。

また、県経済の振興、子供の貧困対策並びに普天間飛行場を初めとする米軍基地問題等、県政の重要課題についてはなお年を越すことになりましたが、今後とも県民の信頼と負託に応え、議員各位の英知を結集し諸課題の解決に向け邁進していく所存であります。

終わりに、11月定例会を閉じるに当たり、議員各位が鋭意職務に精励され、また、この１年の円滑な議会運営に関し議長への御協力を賜りましたことを心から感謝申し上げますとともに、新しい年においても健康に留意され、県勢発展のためなお一層活躍されんことを願うものであります。

なお、本年及び今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年第６回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後０時７分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　上　原　正　次

会議録署名議員　　又　吉　清　義